

第343回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月22日	木	本会議	開会 会期の決定（27日間） 議案の上程100件（予算41、条例45、その他14） 提出者の説明 尾崎知事 議案の上程（議発第1号） 採決
23日	金	休 会	議案精査
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	議案精査
27日	火	休 会	議案精査
28日	水	休 会	議案精査
3月1日	木	本会議	質疑並びに一般質問 桑名議員 中内議員 中根議員
2日	金	本会議	質疑並びに一般質問 池脇議員 金岡議員 今城議員
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	本会議	質疑並びに一般質問 大野議員 田中議員 坂本(孝)議員
6日	火	本会議	質疑並びに一般質問 浜田(豪)議員 武石議員
7日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 久保議員 上田(周)議員 吉良議員 黒岩議員 上田(貢)議員 高橋議員 塚地議員
8日	木	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 横山議員 橋本議員 土居議員 前田議員 下村議員 野町議員 弘田議員 依光議員 委員会付託
9日	金	休 会	委員会審査
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	

12日	月	休 会	委員会審査
13日	火	休 会	委員会審査
14日	水	休 会	委員会審査
15日	木	休 会	
16日	金	休 会	委員会審査
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	
20日	火	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程5件（第101号—第105号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程（議発第2号—議発第3号） 採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 教育長の退任挨拶 教育長任命同意に伴う挨拶 閉会

第343回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	8
尾崎知事	8
議案の上程、採決（議発第1号 決議議案）	29

第2日（3月1日）

出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	31
事務局職員出席者	32
議事日程	32
質疑並びに一般質問	
桑名議員	35
1 地方交付税のあり方について	35
2 景気対策・人手不足対策（経済状況の分析、若者の県外流出防止、賃金の引き上げ、高等技術学校の位置づけ）について	36
3 管理型産業廃棄物最終処分場の候補地（地元議会や住民の反応、最終決定に至るまでのプロセスと受け入れ地域の振興策）について	38
4 土地開発公社（廃止がおくれた理由、債務処理のタイミングと債権放棄の必要性、代物弁済される鏡岩団地の利活用、用地職員の育成）について	38

5	都市計画道路はりまや町一宮線（協議会での丁寧な議論、速やかな最終判断） について……………	39
6	新専門医制度について……………	39
7	看護師の働き方改革（夜勤と院内保育所設置の状況、国への政策提言）につ いて……………	40
8	重症心身障害児・者支援（在宅の方の状況、通所ニーズに対応できる事業所 の整備状況、開設・拡充への支援、医療的ケア）について……………	40
9	再犯防止推進法について……………	42
10	新食肉センター（開業に向けた役割、設備更新に対する市町村負担、新たな 取り組みによる増頭効果）について……………	42
11	米政策（生産調整、販売戦略）について……………	43
12	収入保険（加入促進）について……………	43
13	J A大規模直販所（県内直販所への影響、複合施設構想への期待）について……………	44
14	スポーツ振興（全高知チームの運営課題、アスリートと企業とのマッチング） について……………	44
15	新たな電停の設置（はりまや橋観光バスターミナル前）について……………	45
	尾崎知事……………	45
	中澤商工労働部長……………	53
	田所林業振興・環境部長……………	53
	福田土木部長……………	54
	山本健康政策部長……………	56
	門田地域福祉部長……………	57
	笹岡農業振興部長……………	58
	門田文化生活スポーツ部長……………	61
	樋口中山間振興・交通部長……………	62
	桑名議員……………	63
	尾崎知事……………	63
	中内議員……………	64
1	政治姿勢（県勢浮揚に向けた手応え、選挙を控えての知事の今後、憲法改正、 人口減少対策、上下・主従とも言える産業振興策からの変革、特色ある大学 づくり、地方税体系の抜本改革、国の財政再建の手だてと県の財政収支、県 民や職員に対する配慮、とさでん交通におけるバスの運転手不足）について……………	64
2	一般会計当初予算案（一般財源総額の確保、事務事業見直しの成果と効果） について……………	69
3	日本一の健康長寿県づくり（第7期高知県保健医療計画案、診療報酬改定に よる県立病院への影響、介護人材の安定確保、高知版地域包括ケアシステム の構築に向けた取り組み）について……………	70

4	商工業振興（地域の商業機能の維持・発展、商工会等の不正受給に係る補助金の返還状況、監査の状況と結果、経営指導員の設置基準・補助要件の見直し、人件費補助の見直し）について……………	71
5	ルネサス問題（承継先確保の状況、承継先が決まらない場合の取り組み）について……………	72
6	スポーツ行政（さらなる競技力向上、全高知チームの指導体制、医科学サポートの評価と今後の取り組み）について……………	73
7	全国豊かな海づくり大会について……………	74
8	県1漁協の実現について……………	74
9	柳瀬川河川改修について……………	74
	尾崎知事……………	75
	梶総務部長……………	84
	山本健康政策部長……………	85
	井奥公営企業局長……………	86
	門田地域福祉部長……………	86
	中澤商工労働部長……………	87
	門田文化生活スポーツ部長……………	90
	谷脇水産振興部長……………	91
	福田土木部長……………	92
	中内議員……………	93
	中根議員……………	93
1	政治姿勢（日米地位協定の抜本的な見直し及び全国知事会での取り組み、米軍機の飛行訓練への対処、働き方改革についての所見、高知県働き方改革推進会議における労働者の意見の反映、県職員における改善）について……………	93
2	教員の処遇改善（臨時教員・非常勤職員数と教員のいない教室の実態、採用審査における第2次審査辞退者と定数内臨時教員の配置、初任者の退職・病休の実態及び研修の見直し、親や教員の思いの受けとめ、教育環境の改善）について……………	95
3	保育士の人材確保（待機児童の実態と規制改革推進会議が提言する協議会の設置、保育士が復帰できない最大の課題、保育士不足の解決策）について……………	97
4	生活保護行政（基準の見直しによる影響、利用者の暮らし向きについての認識と貧困の連鎖を断ち切るための制度、生活扶助基準の見直しについての認識、県内の捕捉率向上、制度の周知、申請権の確保、日本共産党の緊急提案）について……………	98
5	林業振興（再造林後の森林整備、フォレスターの必要性）について……………	101
	尾崎知事……………	102
	田村教育長……………	107

門田地域福祉部長	110
田所林業振興・環境部長	111
中根議員	112
尾崎知事	113
田村教育長	114
中根議員	115

第3日（3月2日）

出席議員	117
欠席議員	117
説明のため出席した者	117
事務局職員出席者	118
議事日程	118
諸般の報告	121
質疑並びに一般質問	
池脇議員	121
1 政治姿勢（働き方改革、リカレント教育、中小零細企業への支援体制）について	121
2 教育問題（高等学校教育のあり方及び高大接続に関する大学教育改革・大学入学共通テスト、次期学習指導要領の周知及び高校生のための学びの基礎診断の導入についての受けとめと課題、各高等学校への徹底と取り組み体制の評価・指導、総合的な探究の時間の定着に向けた課題、教科横断的な授業の定着、各学校でのグランドプランの策定、学校全体のあり方の改善、課題解決型学習プログラム、大学入学共通テストに向けた準備と課題、大学教育改革についての取り組み、中央教育審議会で示された働き方改革、業務総量削減への対応、各学校の計画の一本化や様式の統一、いわゆる超勤4項目以外での時間外勤務、運動部活動のあり方に関するガイドラインの活用における重要な観点、共同学校事務体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化、学校給食費の公会計化、専門高校の質の向上、農業高校のあり方、アグリマイスター顕彰制度の認定等に向けた取り組み状況）について	122
3 環状交差点（所見と実現可能性、県内での導入）について	128
4 中小河川の治水対策について	129
5 商工会・商工会議所への支援（今後の監査手法、他県における事務局長に係る補助要件、組織マネジメント力を生かせる仕組み）について	129

尾崎知事	130
田村教育長	133
門田文化生活スポーツ部長	143
小柳警察本部長	144
福田土木部長	144
中澤商工労働部長	145
池脇議員	147
金岡議員	147
1 中山間地域（将来の姿及び地域の事情に合った施策）について	147
2 事業の承継（自伐林家の就業希望者の受け入れ、中小土木建築事業者の安定的な仕事量確保）について	149
3 ポスト維新博（嶺北4町村の整備、土佐れいほく博）について	150
4 林業（原木価格の上昇と製材品価格の矛盾と解決策、グラップルへの補助、早生樹造林による木質バイオマスを主品目とした林業、コウヨウザンの研究）について	151
5 教育（郡部と市内における県立高校の普通科、外部人材の活用、郡部校と追手前高校との遠隔授業）について	153
6 土砂災害対策（特別警戒区域の調査・指定のスケジュール、避難路となる道路の整備、警戒区域にある集落での安全な避難体制づくり）について	154
尾崎知事	155
田所林業振興・環境部長	157
福田土木部長	159
伊藤観光振興部長	160
田村教育長	161
金岡議員	162
今城議員	163
1 人口減少対策（少子化対策、人口の社会増減の均衡への取り組み、過疎地域の自立支援対策の推進、財政力の弱い市町村・準過疎地域の地域活性化対策への支援、生涯現役社会の推進）について	163
2 建設業の活性化（施工時期の平準化、余裕期間制度の活用、週休2日制の普及・定着、最低制限価格・調査基準価格の見直し、見積もり活用方式による不落・不調対策、工業高校土木学科の定員増）について	165
3 水産振興（水産政策改革による効果、新しい養殖魚種の研究）について	168
4 林業振興（大量輸送可能な路網整備、小規模林業の推進）について	168
5 南海トラフ地震対策（幡多土木事務所宿毛事務所・宿毛警察署の移転計画）について	169
6 旧慣墓地の管理について	170

尾崎知事	170
梶総務部長	172
中澤商工労働部長	173
福田土木部長	174
田村教育長	176
谷脇水産振興部長	177
田所林業振興・環境部長	178
小柳警察本部長	179
山本健康政策部長	179
今城議員	179

第4日（3月5日）

出席議員	181
欠席議員	181
説明のため出席した者	181
事務局職員出席者	182
議事日程	182
質疑並びに一般質問	
大野議員	185
1 新しい時代に向かって（この50年を振り返っての所感、国の理想の姿）について	185
2 原子力発電（広島高裁の決定を踏まえた伊方原子力発電所の稼働に対する所見、原子力発電への依存度低減に向けた取り組みと原子力発電ゼロへの具体的な検討）について	187
3 安倍政権と本県経済（アベノミクスの評価と県経済への波及効果、日高村が取り上げられた施政方針演説、産業振興計画における平成30年度の戦略ポイント、地方消費税の配分見直し、仮称森林環境譲与税の配分見込みと効果）について	188
4 自治体証明書のコンビニエンスストア交付の導入について	189
5 介護サービス（軽度者向けサービスの現状、山間・過疎地域の実態把握と対応策、産業福祉の観点からの介護従事者の処遇改善）について	190
6 買い物弱者対策（移動販売業者の実態と支援、商店機能のある集落活動センターの数と生活支援）について	191
7 特別支援教育（日高養護学校高知みかづき分校の教育環境整備、今後の取り組み）について	191

8	新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備（最終候補地決定に際して考慮した評価項目、廃棄物の内容と施設の安全性、エコサイクルセンターでの発煙事象の原因と対応策、知事の決意）について……………	192
9	全国レクリエーション大会の準備状況と機運の醸成について……………	193
10	動物愛護（犬・猫の収容・処分頭数の推移、中央・中村両小動物管理センターの現状と課題、運営委託業者に対する監督と指導、動物愛護センターへの期待）について……………	193
	尾崎知事……………	194
	梶総務部長……………	200
	田所林業振興・環境部長……………	201
	門田地域福祉部長……………	204
	樋口中山間振興・交通部長……………	205
	田村教育長……………	206
	門田文化生活スポーツ部長……………	207
	山本健康政策部長……………	207
	大野議員……………	208
	梶総務部長……………	208
	大野議員……………	209
	田中議員……………	209
1	人口減少社会（移住促進に向けた取り組み、市町村の受け入れ体制の強化、高齢者の現状、高齢者の将来像、自立相談支援機関への相談状況、相談支援体制の強化、居住支援協議会との連携体制、生活困窮高齢者の就労支援、生活上のリスクが高まるおそれがある方への支援、認知症患者の徘徊対策、住宅火災から高齢者を守る取り組み、高齢者の交通事故の現状、高齢者交通安全講習受講者特典制度、運転免許証の自主返納に向けた取り組み、返納後の支援策）について……………	209
2	学校における働き方改革（学校支援地域本部の設置効果、PTA活動への支援）について……………	214
3	児童生徒の体力・運動能力の向上（「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、高知県教育振興基本計画の目標達成に向けた取り組み）について……………	215
4	ハラールマーケット（ムスリム旅行者の現状とハラール対応の周知、県内企業におけるハラール認証取得）について……………	216
	尾崎知事……………	217
	松尾産業振興推進部長……………	219
	門田地域福祉部長……………	220
	福田土木部長……………	222
	中澤商工労働部長……………	222

酒井危機管理部長	223
小柳警察本部長	223
樋口中山間振興・交通部長	225
田村教育長	225
伊藤観光振興部長	227
田中議員	228
尾崎知事	228
田中議員	229
坂本(孝)議員	229
1 国の政策パッケージ「生産性革命」に対する評価（生産性向上のための取り組み、地方銀行の企業支援、生産性の低い医療・介護・建設・運輸・農業・林業・水産分野での改革、副業・兼業への規制緩和、中核人材の確保、新たな付加価値を高める取り組み）について	229
2 コンパクトシティー構想（中山間対策への影響）について	231
3 都市計画と権限移譲（南国市への権限移譲と規制緩和、南国市に求めること）について	232
4 中小企業の後継者対策（商工業分野）について	233
5 オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた外国人選手事前合宿への取り組み（受け入れ体制、大会後の文化・経済交流）について	234
6 中山間地域の振興（農業・林業の将来像及び今後の取り組み）について	234
尾崎知事	235
中澤商工労働部長	238
山本健康政策部長	240
門田地域福祉部長	240
福田土木部長	241
樋口中山間振興・交通部長	242
笹岡農業振興部長	242
田所林業振興・環境部長	243
谷脇水産振興部長	245
門田文化生活スポーツ部長	245
坂本(孝)議員	246

第5日（3月6日）

出席議員	249
欠席議員	249

説明のため出席した者	249
事務局職員出席者	250
議事日程	250
諸般の報告	253
質疑並びに一般質問	
浜田(豪)議員	253
1 日本一の健康長寿県構想（平成30年度の医療・介護制度改革、介護報酬の改定、総合事業の現状と支援状況、共生型サービスの現状と今後の展開、特定健診と特定保健指導、子供たちへの健康教育、森田正馬先生の功績と周知）について	253
2 教育政策（小学校における英語教育の現状と展望、英語に親しむための自治体による取り組み、教育格差の是正、性的マイノリティーの児童生徒の現状と支援状況、教職員の理解を深める取り組み）について	258
尾崎知事	262
門田地域福祉部長	264
山本健康政策部長	266
田村教育長	267
浜田(豪)議員	269
武石議員	269
1 農業振興（JA高知県への期待、農協の信用事業の譲渡や准組合員の利用規制、安全・安心な野菜づくりの販売価格への反映、労働力確保、四万十町の農家住宅事業、畜産の周辺環境対策、堆肥の有効活用）について	269
2 高等学校教育（現行入試制度の評価、郡部校の出願状況、高知市内校の定員絞り込み、中山間地域の特色ある学校づくりへの支援、県立高等学校再編振興計画の後期実施計画策定に対する知事のスタンス、四万十町営塾）について	272
3 次期情報ハイウェイ（モバイル端末からの接続、通信速度の増速、教育情報システムのセキュリティー対策、市町村に応じた仕組み、要望等を踏まえた検討、災害時にもとまらないネットワーク）について	273
4 介護保険サービス（みとりに対応する体制整備、介護現場における福祉機器の普及、ICT活用による効率化の支援、介護医療院）について	274
5 漁場整備（情報収集の成果、沿岸域での政策方針、直轄事業による大型浮き漁礁の整備、研究への参加）について	275
6 商工会・商工会議所（会員になるメリット、高知市中心商店街と中山間地域の店舗とのコラボレーション事業）について	277
尾崎知事	277
笹岡農業振興部長	280

田村教育長	283
梶総務部長	285
山本健康政策部長	286
門田地域福祉部長	287
谷脇水産振興部長	288
中澤商工労働部長	289
武石議員	290

第6日（3月7日）

出席議員	293
欠席議員	293
説明のため出席した者	293
事務局職員出席者	294
議事日程	294

質疑並びに一般質問（一問一答）

久保議員一（福田土木部長、尾崎知事、門田文化生活スポーツ部長、樋口中山間振興・交通部長、伊藤観光振興部長、山本健康政策部長）	297
1 都市計画（開発許可制度、高知広域都市計画区域の開発許可権者、高知市以外の市街化調整区域の開発許可の特例、基礎自治体間の県による調整、高知医療センターや県立大学周辺の土地利用、社会情勢や地域の特性に応じた開発）について	297
2 スポーツ（地域スポーツハブの育成・支援、集落活動センターとの連携、目指す最終の姿、スポーツ医科学拠点の活用）について	301
3 観光振興（住宅宿泊事業法第18条に基づく条例の制定、関係者からの意見聴取、温泉郷の可能性調査と進捗状況、地域アクションプランに位置づけられた温泉開発の展開）について	303
4 文化・芸術（支援のあり方に関する担い手との意見交換、担い手とコーディネーターの育成）について	306
5 医療費の抑制（入院医療費の適正化、ジェネリック医薬品の使用促進）について	307
上田(周)議員一（梶総務部長、田所林業振興・環境部長、福田土木部長、田村教育長、尾崎知事）	309
1 財政問題（今後10年間の推移予測、市町村の推移予測実施に向けた助言）について	309
2 河川などにおける外来種対策（オオフサモの分布状況、是友橋及び竹崎橋付近	

の除去作業、外来種対策) について……………	311
3 県立高等学校再編振興計画 (後期実施計画の策定、遠隔教育・授業の効果、今後の進め方、学校と地域の連携した活動への評価、本校及び分校の最低規模の見直し、中山間地域の高校の存在意義) について……………	313
吉良議員一 (門田地域福祉部長、尾崎知事、田村教育長) ……………	318
1 子供の貧困対策 (ひとり親の世帯率、就労形態と収入、生活保護基準の見直しに伴う影響額、減額となる世帯構成、加算の見直しに対する認識、相対的貧困率と再分配前貧困率の調査方法、子どもの貧困対策推進計画における指標の設定、子供の貧困対策に関する大綱に準じた改定、進学率と就職率を合算した指標、見直し、検討会の立ち上げ、生活保護世帯の大学等への進学、進学に伴う生活費、世帯分離の影響額、世帯内就学への転換、講演会などの開催、こども食堂初訪問の感想) について……………	318
2 高大接続改革 (学力定着把握検査と高校生のための学びの基礎診断との違い、高校生のための学びの基礎診断への認識) について……………	325
黒岩議員一 (中澤商工労働部長、松尾産業振興推進部長、尾崎知事、門田地域福祉部長、梶総務部長、田村教育長、小柳警察本部長) ……………	327
1 中小企業への支援 (平成28年度制度融資実績の減少要因、信用補完制度の改正、事業承継税制の改正による効果、経営計画策定等への支援における課題への取り組み、高知県製造業ポータルサイトの効果、ものづくり地産地消・外商センターの対応状況、事業戦略策定の課題、新たな利子補給制度、国の補助金を有効活用するための対応、事業承継・人材確保センターの成功事例の生かし方、市町村によるU・Iターンの取り組みへの支援、土佐まるごとビジネスアカデミーにおける人材育成支援、IT・コンテンツアカデミー開講の狙い及び具体的な内容) について……………	327
2 介護の充実と人材確保 (自立支援と重度化防止の取り組み、福祉機器の導入及びノーリフティングケアの進捗状況、介護ロボットの活用及びICT導入、介護事業所認証評価制度、福祉研修センターでの研修の課題) について……………	334
3 少子化対策 (こうち出会いサポートセンターのマッチングシステムによる取り組みへの評価、今後の取り組み、高知家の出会い・結婚・子育て応援団としての現状を踏まえた県・教育委員会・警察本部の今後の取り組み) について……………	336
上田(貢)議員一 (松尾産業振興推進部長、尾崎知事、福田土木部長、伊藤観光振興部長、門田文化生活スポーツ部長) ……………	339
1 2段階移住・CCRC (高知市の推進方針、お試し滞在用住居の充実、移動手段の確保、れんけいこうち広域都市圏構想への対応、アクティブシニア向けのオープンカレッジ) について……………	339
2 液状化対策 (住宅地の復旧支援、復旧に当たっての課題、南海トラフ地震に	

おける下水道の被害想定、県・市町村における調査方法、東京都下水道サービスとの情報交換) について……………	342
3 観光振興 (土佐横浜みなと未来祭りの高知新港での開催、クルーズ船誘致への活用、インバウンド観光への効果、よさこいの国際化) について……………	345
4 文化芸術 (人材育成、多様な芸術に関するネットワークづくり、フィルムコミッション活動の受け入れ体制強化) について……………	347
高橋議員一 (福田土木部長、田所林業振興・環境部長、尾崎知事) ……………	350
1 昨年の台風21号による風倒木への対応について……………	350
2 公共工事 (総合評価方式における技術者評価、優良建設工事施工者表彰、制度改正) について……………	351
3 日本固有の魚アカメの保護について……………	352
4 高知医療センターの医師の働き方改革について……………	353
塚地議員一 (田村教育長、尾崎知事、門田文化生活スポーツ部長、門田地域福祉部長) ……………	356
1 戦争遺跡の保存と活用 (悉皆調査、文化財の指定に関する基準の見直し、文化財保護審議会委員への専門家の配置、資料の保存施設の整備、遺物の調査・保存) について……………	356
2 旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等の保存と活用 (文化財保護審議会からの答申及び受けとめ、跡地売却手続の延期に関する意思確認、検討委員会の設置、建物の維持管理) について……………	358
3 給付型奨学金 (公立・私立学校における実績、割り当て枠、制度に対する認識、夢・志チャレンジ育英資金制度、奨学金返還支援制度及び利用促進、奨学給付金の給付漏れ) について……………	360

第7日 (3月8日)

出席議員……………	365
欠席議員……………	365
説明のため出席した者……………	365
事務局職員出席者……………	366
議事日程……………	366
諸般の報告……………	369
質疑並びに一般質問 (一問一答)	
横山議員一 (中澤商工労働部長、笹岡農業振興部長、田村教育長、門田文化生活スポーツ部長、尾崎知事) ……………	369
1 土佐和紙の振興 (原料の生産状況、耕作放棄地の活用、全国手漉和紙用具製作技術保存会の活動、技術の保存・継承、研修生の自立支援、土佐和紙に親	

しむことの意義、消費拡大、文化継承・発展のための教育、利用促進、県内施設を活用した紹介、紙産業技術センター、手すき和紙協同組合との連携、無形文化遺産登録への決意、技術保持団体の認定、ランドデザイン) について……………	369
2 農業基盤整備（農地中間管理機構関連農地整備事業の展開及び市町村での検討状況、農地所有者との合意形成）について……………	379
3 土地改良事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）について……………	380
4 少年の非行防止と立ち直り支援について……………	381
橋本議員一（田村教育長、田所林業振興・環境部長、尾崎知事）……………	382
1 学校における働き方改革（市町村立学校において勤務時間把握システムを導入できなかった理由、今後の導入見通し、出退勤の実態把握、ストレスチェック、産業医の面接指導の活用、部活動の業務削減）について……………	382
2 エネルギーの地産地消（新エネルギービジョン中期目標達成の見通し、新エネルギー電力の経済的効果、分散型エネルギーの推進、ペレットの自給率向上、木質バイオマスボイラーの稼働率、燃焼機器の導入、まきビジネス）について……………	385
土居議員一（松尾産業振興推進部長、笹岡農業振興部長、田村教育長、伊藤観光振興部長、尾崎知事、門田文化生活スポーツ部長）……………	390
1 地方創生と地方大学振興（新たな交付金の活用、大学と連携したNext次世代こうち新施設園芸システム開発）について……………	390
2 地方創生とRESAS（活用事例、高知家地方創生アイデアコンテスト、アイデア実現に向けた後押し）について……………	391
3 地方創生と教育について……………	392
4 教育現場でのRESASの活用（状況、意義、学習の充実）について……………	393
5 観光政策とナイトタイムエコノミー振興（必要性、観光戦略の充実強化、本県の実力とポテンシャル）について……………	395
6 オリンピック文化プログラムと全国高等学校総合文化祭を生かした文化振興と地域振興（これまでの取り組み、市町村との連携強化、県芸術祭の充実、高知県文化協会への期待、伝統的な文化芸術にかかわる人材育成）について……………	398
前田議員一（小柳警察本部長、中澤商工労働部長、福田土木部長、尾崎知事）……………	401
1 外国人技能実習制度（失踪者数に関する誤った報道、県内居住者・外国人技能実習生の犯罪率、高知労働局との情報共有、実習生に対する不正行為、四国ブロック協議会での役割、県外の監理団体との連携、住居確保、言語面での支援、受け入れに関する相談、受け入れ企業への支援）について……………	401
下村議員一（梶総務部長、田村教育長、山本健康政策部長、門田地域福祉部長、門田文化生活スポーツ部長、酒井危機管理部長、樋口中山間振興・交通部長、尾崎知事）……………	408

1 国際人材の育成（県職員・教員に対する取り組み、交流のある国についての職員への教育、市町村における体制、市町村への支援、海外研修体制の強化）について……………	408
2 小学生のプログラミング教育（教育内容、学習教材や教員研修、学校に対する指導体制）について……………	411
3 医療・介護現場での業務改善（高知医療介護情報連携システムの普及状況、課題、現場での利便性、普及促進、総合事業の課題）について……………	412
4 伝統文化の継承（デジタルアーカイブ化）について……………	415
5 南海トラフ地震対策（津波避難タワー等へ避難後の対応）について……………	416
6 四国への新幹線整備（県民への周知と機運の醸成、四国4県からの盛り上がり）について……………	417
野町議員一（尾崎知事、田村教育長、門田地域福祉部長、笹岡農業振興部長、谷脇水産振興部長）……………	419
1 グローバル人材の育成（学校教育における必要性、スーパーグローバルハイスクール指定事業の成果、高知国際中・高等学校における目標と道徳・主権者教育、シンガポールとの交流、県内で活躍できる仕組みづくり）について……………	419
2 農業の労働力確保対策（農福連携の取り組み、県域拡大に向けた課題及び対応策、J Aでの外国人技能実習制度の活用）について……………	423
3 漁港の有効活用と防災対策（土地利用の現状、推進方針、安芸漁港の沖防波堤延伸）について……………	425
4 農業の基盤整備と集約化（農地中間管理機構関連農地整備事業活用への支援と取り組み）について……………	426
5 大規模直販所を核とした複合施設（加工品のブラッシュアップと外商）について……………	427
弘田議員一（尾崎知事、山本健康政策部長、井奥公営企業局長）……………	428
1 人口減少地域における地域医療（行政の役割、地域医療構想における県・市町村の役割、県立あき総合病院の医療の提供状況、機能の充実、急性期・回復期の機能を有する医療機関の必要性、病院の廃止報告の義務化、市町村立病院などの経営状況、医療従事者の偏在解消）について……………	428
依光議員一（尾崎知事、中澤商工労働部長、松尾産業振興推進部長、田村教育長、伊藤観光振興部長）……………	434
1 担い手の確保（高知県で働くことが幸せだというメッセージの発信、企業の賃金体系の整備、豊かな人生に向けた学び直しができる県、キャリア教育とキャリアチャレンジデイ、山田高校生徒の政策提言、取り組みへの評価、地域連携コーディネーターの発掘・育成、総合的な探究の時間への応援体制及びドローンの活用、龍河洞の活性化）について……………	434
議案の付託……………	445

第8日（3月20日）

出席議員	447
欠席議員	447
説明のため出席した者	447
事務局職員出席者	448
議事日程	448
諸般の報告	451
委員長報告	
弘田危機管理文化厚生委員長	452
梶原商工農林水産委員長	455
依光産業振興土木委員長	459
坂本(孝)総務委員長	462
採決	466
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第101号—第105号）	466
尾崎知事	467
議案の上程、採決（議発第2号—議発第3号 意見書議案）	468
常任委員の選任	468
議会運営委員の選任	469
継続審査の件	469
議長辞職の件	469
浜田(英)議員	470
議長選挙	471
土森議員	471
副議長辞職の件	472
明神議員	473
副議長選挙	473
坂本(孝)議員	474
前正副議長に対する謝辞	474
中内議員	474
教育長の退任挨拶	475
田村教育長	475
教育長任命同意に伴う挨拶	476
伊藤博明君	476
閉会の挨拶	

土森議長	476
尾崎知事	477

巻末掲載文書

委員会報告書	479
意見書に関する結果について	480
議案の提出について	481
決議議案の提出について	
議発第1号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議議案	485
議案付託表	487
議案の追加提出について	494
意見書議案の提出について	
議発第2号 子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書議案	495
議発第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の 確保を求める意見書議案	497
常任委員指名案	500
議会運営委員指名案	501
継続審査調査の申出書	502
委員会審査結果一覧表	504
議決一覧表	509

招 集 告 示

高知県告示第95号

高知県議会定例会を、平成30年2月22日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成30年2月15日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	下村勝幸君	2番	野町雅樹君
3番	上田貢太郎君	4番	今城誠司君
5番	久保博道君	6番	田中徹君
7番	土居央君	8番	浜田豪太君
9番	横山文人君	10番	加藤漠君
11番	坂本孝幸君	12番	西内健君
13番	弘田兼一君	14番	明神健夫君
15番	依光晃一郎君	16番	梶原大介君
17番	桑名龍吾君	18番	武石利彦君
19番	三石文隆君	20番	浜田英宏君
21番	土森正典君	22番	西森雅和君
23番	黒岩正好君	24番	池脇純一君
25番	石井孝君	26番	大野辰哉君
27番	橋本敏男君	28番	前田強君
29番	高橋徹君	30番	上田周五君
31番	坂本茂雄君	32番	中内桂郎君
33番	金岡佳時君	34番	中根佐知君
35番	吉良富彦君	36番	米田稔君
37番	塚地佐智君		

第343回高知県議会定例会会議録

平成30年2月22日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 下村 勝幸 君
 2番 野町 雅樹 君
 3番 上田 貢太郎 君
 4番 今城 誠司 君
 5番 久保 博道 君
 6番 田中 徹 君
 7番 土居 央 君
 8番 浜田 豪太 君
 9番 横山 文人 君
 10番 加藤 漠 君
 11番 坂本 孝幸 君
 12番 西内 健 君
 13番 弘田 兼一 君
 14番 明神 健夫 君
 15番 依光 晃一郎 君
 16番 梶原 大介 君
 17番 桑名 龍吾 君
 18番 武石 利彦 君
 19番 三石 文隆 君
 20番 浜田 英宏 君
 21番 土森 正典 君
 22番 西森 雅和 君
 23番 黒岩 正好 君
 24番 池脇 純一 君
 25番 石井 孝 君
 26番 大野 辰哉 君
 27番 橋本 敏男 君
 28番 前田 強 君
 29番 高橋 徹 君
 30番 上田 周五 君
 31番 坂本 茂雄 君
 32番 中内 桂郎 君
 33番 金岡 佳時 君

34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化・生活・スポーツ部長 門田 登志和 君
 産業振興・推進部長 松尾 晋次 君
 中山間振興・交通部長 樋口 毅彦 君
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 笹岡 貴文 君
 林業振興・環境部長 田所 実 君
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 中村 智砂 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会 事務局長 金谷 正文 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 小柳 誠二 君

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 川村 雅 計 君
事務局局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘田 均 君
事務局 次長 西森 達也 君
議事課 長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第1号)

平成30年 2月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成30年度高知県一般会計予算
 - 第2号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業

特別会計予算

- 第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 平成30年度高知県営林事業特別会計予算
- 第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第21号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 平成29年度高知県土地取得事業特別

	議案
会計補正予算 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別 会計補正予算	第 48 号 高知県税条例の一部を改正する条例 議案
第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉 資金特別会計補正予算	第 49 号 過疎地域等における県税の課税免除 に関する条例の一部を改正する条例 議案
第 32 号 平成29年度高知県中小企業近代化資 金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 高知県議会の議員及び高知県知事の 選挙における選挙運動用自動車の使 用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部を改正する 条例議案
第 33 号 平成29年度高知県流通団地及び工業 団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改 正する条例議案
第 34 号 平成29年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条 例の一部を改正する条例議案
第 35 号 平成29年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 53 号 持続可能な医療保険制度を構築する ための国民健康保険法等の一部を改 正する法律の施行による国民健康保 険法の一部改正に伴う関係条例の整 備に関する条例議案
第 36 号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基 金条例の一部を改正する条例議案
第 37 号 平成29年度高知県流域下水道事業特 別会計補正予算	第 55 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改 正する条例議案
第 38 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 56 号 高知県介護保険財政安定化基金条例 の一部を改正する条例議案
第 39 号 平成29年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 57 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例議案
第 40 号 平成29年度高知県電気事業会計補正 予算	第 58 号 高知県軽費老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例議案
第 41 号 平成29年度高知県病院事業会計補正 予算	第 59 号 高知県養護老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例議案
第 42 号 高知県防災対策基金条例議案	第 60 号 高知県特別養護老人ホームの設備及 び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例議案
第 43 号 高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け 条例議案	
第 44 号 高知県国民健康保険財政調整基金条 例議案	
第 45 号 高知県介護医療院の人員、施設及び 設備並びに運営に関する基準を定め る条例議案	
第 46 号 知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案	
第 47 号 知事、副知事及び教育長の退職手当 に関する条例の一部を改正する条例	

第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例 議案	の一部を改正する条例議案
第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事 業の人員、設備及び運営等に関する 基準等を定める条例の一部を改正す る条例議案	第 71 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例議 案	第 72 号 高知県安心こども基金条例の一部を 改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例 議案	第 73 号 高知県消費者行政活性化基金条例の 一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人 員、設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号 高知県計量法関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等 が行う障害児通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例議 案	第 75 号 高知県農林業基本対策審議会条例の 一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人 員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例議 案	第 76 号 高知県褐毛和種高知系受精卵移植用 乳用牛貸付け条例の一部を改正する 条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する 条例議案	第 77 号 土地改良事業費分担金等徴収条例の 一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、 設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例議案	第 78 号 高知県地域環境保全基金条例の一部 を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例	第 79 号 高知県屋外広告物条例の一部を改正 する条例議案
		第 80 号 高知県立都市公園条例の一部を改正 する条例議案
		第 81 号 高知県建築基準法施行条例の一部を 改正する条例議案
		第 82 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律施行条例の一 部を改正する条例議案
		第 83 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を 改正する条例議案
		第 84 号 高知県地域医療再生臨時特例基金条 例を廃止する条例議案
		第 85 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準等を定め る条例を廃止する条例議案
		第 86 号 高知県土地開発基金条例を廃止する 条例議案

- 第 87 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 88 号 高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
- 第 89 号 高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止に関する議案
- 第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 91 号 権利の放棄に関する議案
- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 権利の放棄に関する議案
- 第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議案
- 第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

追加

- 議発第 1 号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議議案



午前10時開会 開議

○議長（浜田英宏君） ただいまから平成30年2月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末479、480ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

- 3番 上 田 貢太郎 君
- 15番 依 光 晃一郎 君
- 37番 塚 地 佐 智 さん



会 期 の 決 定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月20日までの27日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月20日までの27日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末481ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成30年度高知県一般会計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上100件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様のお出席をいただき、平成30年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

平成30年度は、第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みの折り返しの年となります。

これまで、県勢浮揚の実現に向けて、本県が抱える根本的な課題の解決につながる持続的な好循環をつくり出し、PDC Aサ

イクルを回しながら、これらの施策に全力で取り組んでまいりました。こうした中、1人当たりの県民所得の成長率が国を上回るペースで推移するなど、経済を初めとする各分野において明るい兆しも見えるようになりました。

来年度は、こうした県勢浮揚に向けた動きを将来にわたって確かなものとしていくために大変重要な年になると考えております。このため、人材の育成などに重点を置いて、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と3つの横断的な政策の抜本強化を図りました。

引き続き、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、成果に徹底的にこだわり、私自身先頭に立って、県勢浮揚に向け全力で取り組んでまいります。

昨年12月に国は、アベノミクスによる経済の成長軌道を確認し、持続的な経済成長をなし遂げるための鍵は少子高齢化への対応であるとして、人づくり革命と生産性革命を大きな柱とする経済政策パッケージを定めました。この中では、全世代型社会保障への転換やIoTの活用による生産性の向上などに取り組むこととしており、今月1日にはこれらに関連する平成29年度補正予算が成立したところです。

また、東京への一極集中の是正に向けて、地域における若者の修学を促進するため地方大学の振興に取り組むこととし、新たな法案を今月6日に閣議決定しました。

こうした国の政策は、本県の取り組みと方向性を一にするものであります。引き続き、国に対して積極的に政策提言を行いながら、こうした国の動きを追い風として、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みを加速してまいります。

次に、本県の来年度の当初予算案及び2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に際して、当初予算の編成に

当たっては、5つの基本政策と3つの横断的政策群のさらなるバージョンアップを図るとともに、2月補正予算においては、国の経済対策を積極的に活用し、生産性革命や事前防災・減災に資する取り組みを加速することとしました。

その結果、来年度の一般会計当初予算案は、総額4,508億8,500万円余りとなり、本年度比で約83億円の減になっておりますものの、土地開発公社の債務処理に伴う用地先行取得対策費や公債費の減といった特殊要因を除きますと、約33億円の増となっております。

また、2月補正予算に計上した国の経済対策分を含む実質的な当初予算ベースでは、本年度を約76億円上回る総額4,675億円余りとなり、10年連続の積極型予算案となっております。

他方、このように積極的な編成を行いながらも、安定的な財政運営も維持できるよう工夫を重ねたところであります。

まず、歳出面においては、スクラップ・アンド・ビルドをより徹底することとし、既存の事務事業について目的の達成状況や事業手法の精査による見直しを徹底しました。その結果、例年を上回る199件、約36億円の見直しを行い、これを138件、約37億円の事業にリニューアルしたところであります。

また、歳入面においては、県税や地方消費税清算金などの増が見込まれる一方、リーマンショック後に地方財政計画に計上された歳出特別枠が廃止されたことなどに伴い、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額が28億円余りの減となっております。

こうした中、高知競馬の運営が大幅に改善され、昭和57年度以来36年ぶりに利益配分金を受けられる見込みとなりました。これまでの関係者の皆様の運営改善に向けた並々ならぬ御努力に心から敬意を表します。

また、本年度で課税期間が満了する森林環境

税を5年間延長し、引き続き森林環境の保全を推進してまいりたいと考えており、関連する条例議案を今議会に提出させていただいております。

さらに、歳入と歳出の両面にわたる取り組みとして、重要施策の推進に必要な財源を確保するため、地方創生推進交付金など国の有利な財源を活用するとともに、中山間対策や福祉分野の将来に向けた新たな投資事業の財源として、基金を積極的に充当することとしております。あわせて、土地開発公社の債務処理に伴い、長年活用実績のなかった土地開発基金を防災目的の新たな基金に改めることとしたところです。

このように取り組んでもなお、県税の増加を大幅に上回る地方交付税の減少などにより、来年度当初予算では本年度を約13億円上回る159億円余りの財源不足が生じました。また、2月補正予算においては、土砂災害特別警戒区域の基礎調査といった一時的かつ多額の財政需要が生じております。

これらについては、本県の県債残高が全国的に低い水準にあるとともに、財政運営の弾力性を維持するために財政調整的基金を確保する必要があることに鑑み、来年度当初予算と2月補正予算において、行政改革推進債などを20億円ずつ増額することにより対応し、これにより基金の残高を一定確保することといたしました。その際、新設する防災対策基金は、用途を幅広く設定することを踏まえ、財政調整的基金の一つとして位置づけたところです。

こうした結果、来年度末の臨時財政対策債を除く県債残高の見込みは4,950億円となり、本年度末から56億円ふえるものの、平成28年度決算における将来負担比率は引き続き低水準を維持しております。また、来年度末の財政調整的基金の残高は、昨年9月時点の推計を68億円上回る183億円程度を確保できる見通しとなり、当面

の財政運営に必要な財政基盤を確保できたと考えております。

引き続き国に対し、地方交付税など一般財源の確保について政策提言を行うとともに、県としても歳入と歳出の両面から絶えず見直しを行い、安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、5つの基本政策に係る平成30年度の取り組みに関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

平成21年度に産業振興計画がスタートして以降、多くの皆様によるさまざまな努力が積み重ねられてきた結果、本県の地産外商は大きく進み、本県経済は今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあります。各種統計データを見ましても、産業振興計画に取り組む前の平成20年度と直近の平成26年度を比較しますと、1人当たりの県民所得は、国の3.4%増を大きく上回る11.0%増となっておりますし、本県の1人当たりの現金給与総額は、平成20年と直近の平成28年を比較しますと、国の4.7%の減に対して2.8%の増となっております。さらに、本県の労働生産性についても、平成20年度と直近の平成26年度を比較しますと、国の1.7%低下に対して13.2%上昇と大きく伸びてきております。

しかしながら、産業振興計画が目指す、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現には、さらなる努力が求められるところです。

例えば、1人当たりの現金給与総額は国を上回る伸びを示しているものの、絶対水準では国の93.2%にとどまっておりますし、本県人口の社会減は、近年、かつての全国的な景気回復局面に比べて2分の1程度に改善してきたとはいえ、平成28年度には1,770人減と、社会増減の均衡という目標の実現に向けて、さらなる努力が必要な状況にあります。こうした状況を克服す

るためには、本県経済のさらなる成長に向け、持続的な拡大再生産の好循環をより力強いものにしていくことが重要であります。

このため、第3期産業振興計画の施策群を、成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する、成長を支える取り組みを強化するという3つの側面から、それぞれバージョンアップすることといたしました。

まず、1つ目の、成長の壁を乗り越える施策群に関して御説明申し上げます。

完全雇用状態を背景とする人手不足の深刻化は、今や経営上の大きな課題となっており、これまでの地産外商の取り組みを継続していくためにも、また新たな取り組みにチャレンジしていくためにも、この成長の壁を乗り越えていくことが重要であります。このため、担い手の確保策の抜本強化と省力化・効率化に向けたサポートの強化との2つの柱に沿って、施策群を強化してまいります。

まず、第1の、担い手の確保策の抜本強化に関しては、人手不足感が全国的に高まる中で必要な担い手を確保していくためには、労働条件や労働環境の改善を図る、いわゆる働き方改革の取り組みを経営と両立する形で進めていくことが重要であります。そのためには、前提として、賃上げや勤務時間短縮を実施しても会社経営が順調に継続できる環境をつくる必要があり、県としても引き続き一連の産業振興策を講じることが重要となります。

その上で、働き方改革に積極的に取り組むことが、人材確保などを通じて経営上もプラスになるのではないかとこの点について、事業者の皆様方に検討していただくよう働きかけていくことも重要であると考えております。このためまずは、高知労働局、県、県内の経済団体などで構成する高知県働き方改革推進会議の取り組みを通じて、こうした点について広く理解を促

してまいります。さらに、現在県が各分野で進めている事業戦略などの策定実行支援と、来年度国が各都道府県に設置予定の働き方改革推進支援センターが行う支援を融合させ、個々の企業の状況に応じたサポートを行ってまいります。

移住促進の取り組みは、人材誘致につながるものであるとともに、現下の人手不足に対応するという観点からも重要であります。現在、昨年10月に本格稼働した高知県移住促進・人材確保センターにおいて、オール高知の取り組みが展開されており、本年度の移住実績は、先月末現在で642組、前年同期比約120%と順調に推移しております。

しかしながら、他県との競争がますます激しくなる中、平成31年度の年間目標である1,000組の定常化を果たすためには、取り組みのさらなる強化が必要であります。このため来年度は、メディアで活躍した方々などの御協力も得ながら、移住関連情報の対外発信力の大幅な強化に取り組んでまいります。あわせて、移住促進・人材確保センターと産業振興センターなどとの連携を強化し、都市部のU・Iターン希望者のニーズを満たす魅力的な仕事の掘り起こしを進めるとともに、移住希望者の多い関西圏におけるマッチングを強化するため、大阪事務所内にも常設の相談窓口を設置いたします。

さらに、年間1,000組の移住の定常化のためには、移住者向け住宅を安定的に確保することが不可欠であります。このため、市町村と民間の専門家により空き家の発掘、活用を促す仕組みを各地域に構築してまいります。

若者の県内定着を促す取り組みについては、高校や大学などの新規卒業生に対する県内就職への支援をさらに強化してまいります。

高校生については、企業との情報交換会の対象に、工業高校のみならず普通高校も加えてまいります。さらに、ものづくり総合技術展など

への参加を引き続き促すとともに、全県立高校で県内企業の見学を実施いたします。

また、大学生などについては、県内在住者に対する取り組みを本格化し、新たに県内企業による合同セミナーを開催するなどしてまいります。さらに、県外在住者については、新たにインターンシップセミナーやポータルサイトによる県内の仕事紹介などの取り組みを行ってまいります。

特に、担い手確保が課題となっております第1次産業分野について、まず農業分野においては、目標に掲げております年間320人の新規就農者の確保に向けて取り組みを一層強化してまいります。具体的には、これまで31市町村、57提案に広がった産地提案書のさらなる拡大と産地の受け入れ体制の整備を進めるとともに、こうした情報を、県外での就農相談会の開催やSNSの活用などを通じてより強力で発信してまいります。また、農業大学校において、自営や雇用などの進路に応じたカリキュラムを実施するほか、農業担い手育成センターにおいて、移住就農や雇用就農といった目的に応じた研修コースを設定することとしております。

さらに、林業分野でも本年4月に林業大学校が開校することとなっております。こうした一連の取り組みを移住促進・人材確保センターとしっかりと連携しながら進めてまいります。

第2の、省力化や効率化の取り組みについては、現下の人手不足を補う有効な手段であるとともに、各事業者の競争力を高める施策でもあることから、一連の支援策を大幅に強化したいと考えております。

まず、ものづくり分野においては、事業戦略や生産性向上に向けた計画の策定支援から設備投資を促す融資の実行までの一連の仕組みを一層強化することにより、省力化、効率化のための設備投資を促してまいります。

また、第1次産業分野においては、農作業の省力化や効率化につながるカイゼン方式や高性能林業機械の導入のほか、漁業生産の機械化やIoT化などを進めてまいります。

次に、2つ目の、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群に関して御説明申し上げます。

本県経済の持続的な発展をなし遂げていくためには、成長の壁を乗り越える取り組みとともに、成長のメインエンジンそのものを強化して地産外商をさらに推進していく取り組みが重要であります。このため地産の分野において、例えば「志国高知 幕末維新博」後に向け新たに自然体験型観光の抜本強化を図るなど、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築する施策群を強化するとともに、外商の分野においても、輸出振興など、取引の範囲をさらに拡大する施策群を強化し、さらにお互いの取り組みがプラスの相乗効果を生み出すよう取り組んでまいりたいと考えております。

第1の、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築する施策群に関して、まず第1次産業分野について御説明申し上げます。

農業分野については、これまで次世代型こうち新施設園芸システムの普及に努めてきた結果、ナスやピーマンなどの主要品目において、最大で約30%もの増収につながるといった成果があらわれてまいりました。来年度からは、さらなる収量増加、高品質化、省力化などを実現していくため、次世代型こうち新施設園芸システムの次の世代を見据えて、環境制御技術にIoTやAI技術を融合するとともに、栽培のみならず出荷、流通までも見通したNext次世代こうち新施設園芸システムの構築を目指してまいります。

水産業分野については、これまでクロマグロの人工種苗生産技術の開発に取り組んできた結

果、本年度約7,700尾の生産に成功し、事業化に向けて大きく進展することができました。来年度は、新たにブリなどの既存の養殖施設を活用したクロマグロの養殖技術を開発することにより、県内の養殖業者のクロマグロ養殖への参入を促してまいります。また、海外市場においてニーズが高まりつつある養殖ブリについても、人工種苗の生産技術の確立を目指してまいります。

食品産業分野については、食品加工事業者の製造から販売に至るさまざまな課題の解決に向けた支援策を一層強化してまいります。具体的には、本年度からスタートした食のプラットフォームを中心に、新商品の開発や改良に向けた実践的な学びや個別の商品の磨き上げの機会を充実させてまいります。また、工業技術センターが有する食品加工の高度化支援機能を生かして、科学的な分析データに基づく商品づくりや品質管理向上の取り組みを広げ、食品分野のさらなるレベルアップを図ってまいります。

林業分野については、CLTで地方創生を実現する首長連合などとも連携し、引き続きCLT関連技術の普及、需要拡大に取り組むとともに、新たに建築用製材品を主体とする、いわゆるA材の需要拡大と販売促進に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。具体的には、木材乾燥機の導入などにより、製材品の生産能力向上を支援するとともに、非住宅建築物の構造部分に使用する木質部材や、店舗、マンションなどの内装に使用する新たな木製品の開発、改良などを支援してまいります。あわせて、一般社団法人高知県木材協会にTOSAZAIセンターを新設するなど、外商体制も強化することとしております。

続いて、ものづくり分野の付加価値向上に向けた取り組みについては、まず産業振興センターや商工会などとの取り組みを通じて、事業戦略

づくりの支援を行い、あわせてその戦略に基づく市場調査とより付加価値の高い製品開発を支援してまいります。さらに、市町村や金融機関と連携し、国のものづくり補助金の優先採択要件となっている生産性向上計画などの策定支援を事業戦略づくりとあわせて進め、同補助金の活用を促すとともに、新たに設けた制度融資などを活用して設備投資をより強力に支援してまいります。また、工業技術センターにおいては、新たに人材養成講座を開設し、企業の技術力の向上に取り組むなど、技術面での支援を強化してまいります。

本県経済の新たな強みをつくり出す取り組みとして、IT・コンテンツ関連産業の振興により一層力を入れてまいります。

来年度は、IT・コンテンツ関連の人材の育成・確保の取り組みを大幅に充実強化し、業界が求める知識や技術を持った人材を県内にふやし、人材が豊富であるからこそ企業集積が図られ、企業集積が進むことによってさらに人材の集積が進むという好循環を実現していくことを目指してまいります。

具体的には、土佐まるごとビジネスアカデミーのプログラムの一環としてIT・コンテンツアカデミーを開講し、基本的なプログラミングの知識などを学ぶ基礎講座と、最先端のプログラミングなどを学ぶ長期コースや立地企業が持つ教育プログラムを活用したコースなどから成る専門講座を体系的に実施してまいります。また、首都圏の人材や企業の掘り起こしを図るとともに、首都圏在住のITエンジニアなどと県内企業の交流の場の充実やマッチングの強化を図ってまいります。

今後は、従前から評価の高い立地支援策の厚さに加え、こうした人材の育成や確保の取り組みを新たな強みとして、より積極的に企業立地を促進してまいります。

また、これらのIT・コンテンツ関連の企業集積と園芸農業など本県の他の産業とのマッチングを図っていくことにより、本県産業全般の付加価値の向上につなげるよう努めてまいります。

第2の、取引の範囲をさらに拡大する施策群に関して御説明申し上げます。

経済の持続的な発展のためには、新たな付加価値の創出が取引の範囲の拡大につながり、さらに取引の範囲の拡大が新たな付加価値の創出を促すという好循環を生み出していくことが重要であります。このため、引き続き取引の範囲の拡大策、すなわち外商促進策を力強く展開してまいります。

まず、食品産業分野については、さらなる販路開拓を目指し、地産外商公社を中心として、これまで関係を築いてきた卸売業者や小売業者とのパイプを生かした取り組みを進めるほか、外食チェーンなど業務筋への積極的なアプローチやボランティアチェーンとの関係強化などに取り組んでまいります。加えて、地産外商公社の外商担当職員を1名増員して名古屋に配置し、商圏としての評価が高い中部地区での外商活動を強化してまいります。

農水産物の販路拡大についても、取り組みをより加速してまいります。

まず、園芸品については、新たに重点的に取り組む品目を設定し、品目ごとにターゲットとなる地区や客層を定めるなど、より戦略的な取り組みを卸売市場、産地と一体となって進めてまいります。

また、県産米についても、新品種よさ恋美人を皮切りに、コシヒカリ、ヒノヒカリ、にこまるにつながるリレー出荷の体制を築いてまいります。その際には、高い評価をいただいている仁井田米などのブランド米との相乗効果も発揮されるよう取り組んでまいります。

水産物については、高知家の魚応援の店の登録数が先月末で792店舗まで伸びるとともに、取扱額も本年度の目標額である3億円を達成する見込みとなるなど、着実に販路が拡大しております。

来年度は、これらの店の方々の協力のもと、新たなフェアの開催などを行うとともに、野菜や観光情報の提供など新たな取り組みも進めてまいります。

また、輸出の振興に向けた取り組みも、より一層加速してまいります。

これまでの取り組みにより、平成28年の食料品の輸出額は約7億2,000万円となり、平成21年の約14倍にまで伸びてまいりました。また、輸出品目についてもユズや土佐酒に加え、水産物にまで拡大しているところです。このため来年度から、新たに地産地消・外商課内に輸出振興室を設け、各国に輸出拠点機能を設ける取り組みや輸出に取り組む企業の戦略策定と実行を支援する取り組みなど、輸出振興策のさらなる強化を図ってまいります。

機械製品については、公共工事で使用される機械の台湾向けの輸出などにより、平成28年度のものづくり地産地消・外商センターの支援による輸出額は、前年度の2倍近い約4億9,000万円へと拡大しております。

来年度、防災関連製品について、台湾に関しては行政部門との共催による技術セミナーや県内の現場視察などを実施する予定であり、あわせてインドネシアでのセミナー開催なども予定しております。

その他の製品についても、本年4月に台北市で開催されるギフトショーに雑貨製品や伝統工芸品などを出展するほか、タイやインドネシアで開催される見本市への出展を継続することとしております。

次に、3つ目の、成長を支える取り組みを強

化する施策群に関しては、起業や新事業展開の促進、地域産業クラスター等の形成、人材育成・確保の取り組みの充実の3つの施策群を強化するとともに、金融機関などとの連携による事業戦略の策定と実行支援の強化という施策群を新たに設けることとしております。

起業や新事業展開を促す取り組みは、新たな付加価値を継続的に生み出す礎となるものであります。

来年度は、起業に向けた体系的な支援プログラムである、こうちスタートアップパークをより実践的な形でバージョンアップすることとしており、具体的には、起業の実績を有する方から事業開発のノウハウを学びながら、アイデアを実際の商品やサービスへと磨き上げていくプログラムの充実を図るとともに、試作品の製作や事業の立ち上げを支援する新たな補助制度を設けることとしております。

さらに、都市圏在住の起業を検討している方を対象にしたセミナーを開催し、本県の地域資源や課題などのビジネスシーズを提供するとともに、県内ツアーなどを行うことにより、本県における起業を促してまいります。

また、土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて、新事業や新商品のアイデア発想に係る人材育成講座を新設し、社内起業家の育成を支援することにより、さらに多くの起業や新事業の創出につなげてまいります。

地域産業クラスターの形成は、関連産業の集積を通じて、新たな付加価値を生み出すとともに多様な仕事をつくり出すことにより、地域に人の定着を図る重要な取り組みであり、現在県内各地で19のプロジェクトが進められているところです。例えば、四万十町のトマトプロジェクトや安芸市のナスプロジェクトにおいて新たな加工品や新メニューの開発が行われ、また幡多地域においても新たなクラスターの形成に向

けて新会社が設立されるなど、各地で多様な展開が図られております。

こうした中、農業クラスターの中核となる次世代型ハウスについては、平成27年度からの3年間にトータルで32.6ヘクタールの整備が行われましたが、今後のさらなる整備に向けては、まとまった用地の確保が困難となってきたことが課題となっております。このため、1ヘクタール以上のまとまった用地の賃借について、20年以上にわたり協力いただける地権者などに対する協力金制度を新たに設けることとしたいと考えております。

人材の育成や確保の取り組みは、本県経済発展の礎となる極めて重要な取り組みであります。このため、各分野においてその充実強化を図りたいと考えており、例えばIT・コンテンツアカデミー開講など土佐まるごとビジネスアカデミーの充実を初め、自然体験型観光の展開を視野に入れた土佐の観光創生塾の拡充のほか、林業大学の本格開校や農業大学校、農業担い手育成センターの充実などの取り組みを展開することとしております。

すぐれた事業戦略の構築を図ることは、それぞれの事業体にとって各般の取り組みの土台となるものであることから、第3期計画からその策定と実行支援の取り組みに重きを置いてきたところです。また、先ほど申し上げましたとおり、働き方改革を進める上でも事業戦略の策定は重要であります。

来年度は、この事業戦略の取り組みを全ての産業分野に広げるとともに、金融機関などとの連携を強化して内容のさらなる充実を図ってまいります。

この事業戦略策定の取り組みに関し、まずものづくり分野については、産業振興センターの一貫した支援によりこれまでに104社が事業戦略の策定に着手し、うち71社が策定を終え、さら

に17社が着手を予定しております。引き続き、コプラによる学びの支援に加え、事業引継ぎ支援センター、工業会など経済団体の皆様との連携を強化し、策定企業のさらなる増加に取り組むとともに、策定された戦略に基づいた製品開発や販路開拓などの取り組みをしっかりと支援してまいります。

また、商店街などの地域の事業者に対しては、本年度、商工会や商工会議所、県の産業振興推進地域本部をメンバーとする地域連絡会議を地域ごとに立ち上げ、経営計画の策定支援を進めてきたところであり、昨年末までに387社の策定につながったところです。来年度は、これまで以上にこの経営計画の策定支援策を充実することとしており、具体的には、商工会などの経営指導員をサポートする経営支援コーディネーターを県内5地域に配置するとともに、スーパーバイザー2名を高知県商工会連合会に配置し、実践的な指導を通じて経営指導員の支援力の向上を図ってまいります。

さらに、金融機関などにも地域連絡会議に参加いただき、これまで以上に早い段階から経営計画の策定にかかわっていただくことを通じて、地域の事業者の円滑な資金調達などにつながるよう取り組んでまいります。その際、国の補助金や県の新たな制度融資なども有効に活用するよう努めてまいります。

なお、補助金の過大交付事案が明らかとなった2商工会議所及び2商工会からは、補助金が全て返還されるとともに信頼回復に向けた改善計画が提出されております。県としましては、この改善計画が着実に実行されるよう指導に努めてまいります。

あわせて、地域経済の状況変化も踏まえた補助要件の見直しも必要であると考えております。このたび、この約20年間で小規模事業者数が20%以上減少していることなども考慮して、補助

要件を一部見直すことといたしました。さらに、先ほど申し上げました経営計画の策定支援の取り組みなども商工会などの魅力度アップにつながる施策であり、この観点からもしっかりと対応してまいります。

また、第1次産業分野においても事業戦略策定支援の取り組みを充実させてまいります。

中山間地域の農業を支え、競争力を高める中山間農業複合経営拠点については、本年度に新たに5地区を加えた16地区において、事業戦略の策定などの取り組みが進められております。引き続き、新たな地区の掘り起こしに取り組むとともに、アグリ事業戦略サポートセンターを創設し、事業戦略の策定から実行までを一元的に支援する体制を強化してまいります。

このほか、林業分野における製材事業者に加えて、新たに水産業分野における定置網などの漁業経営体や食品加工分野における事業者などについても、事業戦略の策定、実行を支援してまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年の県外観光客入り込み数は、過去最高の440万人となり、NHK大河ドラマ龍馬伝が放送された平成22年の435万人を上回ることとなりました。来年度は、まずはこの435万人観光の定常化を目指し、引き続き幕末維新博を通じた歴史観光の磨き上げを行うとともに、幕末維新博後の観光振興を見据え、国際観光の一層の振興も視野に、本県の強みである自然を生かした体験型の観光基盤の充実にも取り組んでまいります。

昨年3月から開催しております「志国高知 幕末維新博」については、全会場における来場者数が一昨日までに154万人を超えるなど堅調に推移しております。そして、明治維新150年の本年、来る4月21日にはメイン会場である坂本龍馬記念館がいよいよグランドオープンし、幕末維新

博第2幕が開幕することとなります。この第2幕期間中においては、関係者の皆様と連携し、一層の飛躍を目指して次の3点を重視した取り組みを行ってまいります。

1点目として、NHK大河ドラマ「西郷どん」を追い風とできるよう、平成の薩長土肥連合の他の3県との一層の連携に努めるとともに、県内の西郷どんゆかりの地や資料などの情報発信にも努めてまいります。

2点目として、企画展の内容についても一層充実したいと考えており、特に坂本龍馬の志を継いだ2つの系譜、第1に板垣退助を代表とする自由民権運動を起こした人物の系譜、第2に岩崎彌太郎に代表される日本の産業革命を起こした経済人の系譜にもスポットを当ててまいります。

3点目として、本県における歴史観光の基盤を幕末維新博の開催期間中におおむね完成させることを目指して、各地域会場や周辺の歴史施設の磨き上げをさらに進めてまいります。まず、本山町立大原富枝文学館を4月から新たに地域会場に加えるとともに、改修工事をしておりましたジョン万次郎資料館、四万十市立郷土資料館、宿毛市の林邸や津野町の片岡邸などの歴史施設も、開幕までに順次リニューアルオープンしてまいります。

幕末維新博後の観光振興策に関しては、これまで磨き上げてきた食や歴史資源を活用しつつ、本県のもう一つの強みである自然景観や自然体験を前面に出した観光キャンペーンを展開したいと考えており、来年度より、そのための観光資源の磨き上げやクラスター形成の取り組みをスタートいたします。

具体的には、越知町のキャンプ場や龍河洞といった自然体験型観光のスポットのほか、恵まれた海洋資源を生かしたマリンアクティビティなどについて、定時、定量、定質、定額の4定

条件を整えた上で、高い顧客満足度をもたらすようサービス内容の磨き上げを行うとともに、周辺の飲食店や宿泊施設などとの連携を図ってまいります。加えて、観光客の利便性の向上を図るため、県内の体験型観光情報を一元的に集約したキャンペーンサイトを構築するとともに、土佐の観光創生塾をさらに強化し、体験やアクティビティの事業者を対象に、事業戦略の策定や観光商品の造成に向けたプログラムを提供いたします。さらに、高知県観光コンベンション協会において、大手旅行会社における旅行商品化を目指した商品開発と販売促進の支援をさらに強化することとしております。

これらの仕組みも活用しながら、継続して売れる旅行商品づくりに向けた地域地域の取り組みの支援に全力を挙げてまいります。

国際観光については、一昨年の外国人の延べ宿泊者数が前年比約114%、過去最高の約7万5,000人泊となり、さらに昨年もこれを上回る水準で推移しておりますものの、昨年の伸び率は四国全体に比べて低い状況にあることから、取り組みの抜本強化を図る必要があると考えております。このため来年度は、台湾や香港などの重点市場において、旅行業界などに精通した現地法人と連携することにより、より効果的かつ継続的なプロモーション活動を行ってまいります。あわせて、高知龍馬空港への国際線チャーター便の誘致活動の強化や、現在国際線が就航している空港と本県とのアクセス改善にも取り組んでまいります。

また、自然体験型の観光は、外国人観光客の皆様にも楽しんでいただける本県の持つ最大の魅力であると考えております。このため、ポスト幕末維新博に向けた準備を進めるに当たっては、インバウンド観光の拡大にもつながるよう、外国人の受入環境の整備などもあわせて進めてまいります。

本県の畜産業については、これまでの取り組みにより、例えば土佐あかうしの飼養頭数が平成25年度の1,595頭から、昨年度には1,964頭へと大きく回復するとともに、就農を希望する若者が増加するといった成果があらわれてまいりました。他方、今後さらに畜産振興を図っていくためには、担い手の確保や生産基盤の拡大のための生産性の向上、周辺環境対策などが課題となってきております。

このため、臭気対策などを高度化し、肉用牛の繁殖管理にIoTを活用するなどとした次世代こうち新畜産システムの構築に努めてまいります。あわせて、畜産試験場内に畜産担い手育成畜舎を整備するとともに、畜産に特化した就農相談窓口を設置するなどの取り組みを行ってまいります。

一方、この間議論を重ねてまいりました高知市における新たな食肉センターについては、今月2日に開催した検討会において、新センターが屠畜に加え、競り、加工、卸売などを行うこと、県とJAなどが出資して新たな法人を設立すること、県、市町村、JAなどが整備費用を負担することなどを内容とする意見の取りまとめを行っていただきました。

今後は、取りまとめられた意見を踏まえ、新センターの運営を担う新法人の設立や施設整備に向けて、県やJAなどでワーキンググループを設置し、具体的な準備作業を行ってまいります。

検討会の委員の皆様には、長期間にわたり熱心に御議論いただき、心から感謝申し上げます。新センターが多くの県民の皆様にとってよりよい施設となるよう、引き続き検討会の場においてそれぞれのお立場から御意見を賜りたいと考えております。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

第3期日本一の健康長寿県構想においては、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、5つの柱を掲げ、対策を進めております。今般、PDCAサイクルによる検証を行い、施策をさらに充実強化し、同構想をバージョン3へと改定いたしました。

1つ目の柱であります、壮年期の死亡率の改善に関し、まず高知家健康パスポート事業については、本年4月から、県民の皆様による健康活動の一層の定着を目指して上位ステージとなる健康パスポートⅢを開始し、あわせて9月から、理想的な取り組みを実践された方を健康マイスターとして認証する取り組みをスタートいたします。さらに、日々の健康活動をポイントに換算できるスマートフォン向けのアプリを新たに開発し、その普及に取り組んでまいります。また、健康パスポートを活用し、従業員の皆様の健康管理に経営的視点から取り組んでおられる事業所がふえております。こうした取り組みは、働き方改革推進の観点からも有効であることから、引き続き健康パスポートの活用について積極的に事業所の方々に働きかけてまいります。

また、糖尿病などの血管病について重症化予防対策をさらに強化してまいります。

これまで、特定健診の結果から医療機関の受診が必要であると診断された方や糖尿病の治療を中断した方を対象として、市町村による受診勧奨などに取り組んでまいりました。来年度は、施策の実効性を一層高めるため、先月策定した高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、重症化リスクの高い方を対象に、受診勧奨にとどまらず、市町村の保健師とかかりつけ医などが連携した保健指導にも取り組むこととしております。

2つ目の柱の、地域地域で安心して住み続け

られる県づくりの実現に向けては、これまで地域の医療・介護・福祉サービス資源の確保に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。その結果、例えばあったかふれあいセンターは、設置数がサテライトを含めて250カ所を超え、県内全域に広がってまいりました。また、急性期医療体制が中山間の隅々まで行き渡るよう、ドクターヘリの離着陸場所を269カ所と大幅にふやすなどした結果、昨年度のヘリの出動回数は、平成23年度に比べて2倍を上回る年間800回以上に拡大しております。

加えて、中山間地域への訪問看護や訪問介護サービスの拡大に取り組んだ結果、例えば昨年度の訪問看護のサービス提供数は、平成25年度に比べて2倍以上の9,000件余りに拡大し、また在宅介護の実利用者数は、平成23年度に比べて約1.4倍の649人へと増加してまいりました。

しかしながら、個々の高齢者の生活の質、QOLを本人の意向に沿った形でより一層向上させていくためには、それぞれのサービス間の連携をさらに強固なものとすることによって、状況に応じた切れ目のないサービス提供を可能とする一連のシステムに仕立て上げていくことが必要となってまいります。来年度は、各福祉保健所に新たに地域包括ケア推進監を配置し、この高知版地域包括ケアシステムをそれぞれの地域で構築することができるよう取り組んでまいります。

具体的には、医療・介護・福祉の関係機関や市町村で構成する協議体を各地域に設置し、地域の現状や課題の調査分析、支援の必要な高齢者を把握する仕組みづくりや関係者のネットワーク化を強力的に推進してまいります。

さらに、地域包括ケアシステムにおいてゲートキーパーとしての役割を担う総合診療専門医の養成を開始するとともに、研修課程で専攻医を医師不足地域に派遣する仕組みも構築し、医

師の地域偏在の改善に努めてまいります。

また、本年4月から、慢性期の医療や介護ニーズに対応するため、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されます。これにより療養病床の転換先の選択肢が広がり、高齢者のQOLの向上につながることも期待されます。

本県は、人口当たりの療養病床数が全国で最も多い上、その中には耐震化がなされていない病院も多く、防災対策上の課題となっております。このため、南海トラフ地震対策を進め、かつ高齢者のQOLを向上させるという双方の観点から、介護医療院への転換を機に行う耐震化などについて、県独自に上乘せの支援を行うことといたしたいと考えております。

医薬品の適正使用に向けては、高知家健康づくり支援薬局の皆様を中心に、主に高齢者の方々の服薬確認を行っていただくとともに、来年度から新たに、レセプトデータを活用した重複投薬の是正やジェネリック医薬品の使用促進などにも取り組んでいただくこととしております。

こうした一連の取り組みは、県民の皆様のQOLの向上を目指すものでありますが、結果として、医療費の適正化につながることも期待されます。このため来年度からの第3期医療費適正化計画には、これらの取り組みも盛り込むこととしております。あわせて、本年4月から県が財政運営の責任主体となる国民健康保険の運営方針にも、こうした医療費適正化に向けた取り組みを盛り込んでいるところであり、今後の国民健康保険の安定的な運営に向け、市町村などとともに取り組んでまいります。

3つ目の柱であります、厳しい環境にある子供たちへの支援については、高知版ネウボラを推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制を充実することにより、厳しい環境にある親子をリスクに応じた適切な支

援につなげるとともに、子育て家庭の不安の解消や働きながら子育てしやすい環境づくりにつなげてまいります。

妊娠期からの総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターについては、来年度新たに4市町に設置され17市町村に、地域の子育て支援拠点となる地域子育て支援センターについては、新たに2市町、3カ所に設置され、24市町村1広域連合、51カ所になる予定であります。引き続き、これらのセンターの充実、新設に加え、多機能型保育事業所やファミリー・サポート・センターなどの整備にも取り組んでまいります。

こども食堂については、現在、10市8町、52カ所で開催されており、子ども食堂支援基金に対しても42件、約350万円の御寄附をいただくなど、取り組みが着実に広がりつつあると感じております。この取り組みがさらに充実し、持続可能な活動になりますよう、来年度は、支援が必要な子供たちをこども食堂に確実につなげるための関係者間の情報交換や運営に協力していただけるボランティアの養成、企業からの食材支援情報の提供などに取り組んでまいります。

あわせて、こうした高知版ネウボラやこども食堂などの取り組みを進める関係機関同士のネットワークを築いていくことにより、地域における子供の見守り体制をさらに強化し、児童虐待防止にもつなげてまいります。

4つ目の柱であります、少子化対策の抜本強化については、引き続き結婚支援や働きながら子育てしやすい環境づくりに向けた取り組みを強化してまいります。

結婚支援については、先月末時点で、こうち出会いサポートセンターのマッチングシステムの登録者数が1,045人になるとともに、県の支援を通じた成婚報告数がトータルで164組に達するなど、一定の成果が上がっております。来年度は、市町村などと連携し、マッチングシステム

の出張登録閲覧会をふやすなど、出会いの機会の拡充を図ってまいります。

また、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、先ほど申し上げました高知版ネウボラの推進に加え、取得割合がわずか3.2%にとどまっている男性の育児休業や育児休暇の取得促進にも、官民協働で取り組んでまいります。

5つ目の柱であります、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化については、これまで介護職員の離職率が高いことなどを背景に、処遇改善加算の取得支援や負担軽減につながる福祉機器などの導入支援といった、介護職員の定着促進策を重点的に進めてまいりました。その結果、支援先のほぼ全てが最上位の処遇改善加算を取得するとともに、昨年度の約1.3倍の事業所が福祉機器などを導入するなどしたところです。

しかし、離職率は依然として高く、また介護職場への再就職率が悪化するなど厳しい状況が続いていることから、介護職員の定着促進に向けた取り組みの一層の強化が必要であると考えております。このため、福祉機器などの導入支援を強化し、本県が先駆的に進めております、持ち上げない、抱え上げない介護技術、いわゆるノーリフティングケアをさらに推進することなどにより、職員の負担軽減と業務の効率化を図ってまいります。

また、昨年から取り組みを始めました雇用環境の改善を通じて職員の定着を目指す介護事業所認証評価制度について、より多くの事業所に認証を取得していただくよう、セミナーや個別のコンサルティングの実施などのサポートを行ってまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

教育等の振興に関する施策の大綱に掲げる取り組みについては、総合教育会議において進捗

管理を徹底し、毎年度見直しを行うこととしており、来年度に向けても、それぞれの成果や課題を踏まえ、以下のように改訂することとしております。

第1に、チーム学校の取り組みについては、小中学校における授業改善のさらなる充実と高等学校におけるチーム学校の構築の2点をポイントとして、さらなる強化を図ってまいります。

中学校の教員同士がチームで組織的に学び合う教科の縦持ちについては、先行的に取り組む19の中学校を中心に、学力向上などの成果があらわれてまいりました。来年度は新たに12校に導入し、縦持ちが可能な規模の全ての中学校において授業改善に向けた取り組みを徹底してまいります。

教科ごとの課題に関して、まず全国学力・学習状況調査において課題となった国語については、文章を読み取り要約するといった読解力を鍛える国語教材の活用促進などの取り組みを進めてまいります。また、小学校における英語の教科化に向けた準備として、基幹校への英語専科教員の配置、研修の充実、英単語教材の作成などに取り組んでまいります。

また、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市との連携を強化するため、高知市が本年4月に新設する学力向上推進室に県から6人の指導主事を派遣し、縦持ちに取り組む市内の全中学校や学力向上のための研究指定小学校への訪問指導を精力的に行い、市と協働して授業改善を徹底いたします。

高等学校においても、生徒が希望や進路に応じて基礎的な学力から進学に必要な学力をしっかりと身につけることができるよう、教員の指導力向上と授業改善の徹底に向けて、チームとしての取り組みを強化してまいります。

具体的には、各県立高等学校において、生徒の学力に応じた到達目標とその達成までの方策

を定めた学力向上プランを策定し、PDCAサイクルに基づきこれを着実に実行していくことといたします。その際、特に、教員同士が指導計画や授業内容などの協議を行う場となる教科会の定例化と充実が重要であるため、教育委員会事務局内に新たに学校支援チームを設置し、指導主事が定期的に各校の教科会に参加して助言や指導などを行います。

このほか、生徒が希望する多様な進路の実現と県内就職率の向上に向けた進路支援プログラムの取り組みについても一層の充実が図られるよう、同チームがサポートを行ってまいります。

第2に、不登校やいじめの防止対策についても、校長会などを通じてチーム学校の取り組みをより一層徹底してまいりたいと考えております。

具体的には、特に厳しい状況にある児童生徒について、現状や今後の支援策を記載した個別支援シートを作成し、具体的な支援策をチームとして検討する一連の取り組みを徹底してまいります。さらに、出席状況や友人関係などの変化の兆しを捉え、早い段階から対処することも重要であり、兆しの段階から面談や家庭訪問などを行い、その状況を校内支援会で共有して支援する必要性などを各校に徹底してまいります。また、こうした情報を保幼、小学校、中学校、高等学校の各校種間で確実に引き継ぐことにより、切れ目のない支援につなげてまいります。

中学校夜間学級、いわゆる夜間中学の設置に関しては、昨年11月に検討会を設け、不登校などさまざまな事情から十分な義務教育を受けることができなかつた方々の学び直しの機会の充実に向けて、県民のニーズ調査の結果も踏まえた議論を重ねてまいりました。先日、設置が望ましいとの方向性が示されたところであり、今後その具体化に向けた検討を進めてまいります。

あわせて、定時制や通信制高校のあり方につ

いても、引き続き県立高等学校再編振興計画後期実施計画の検討の中で議論を行ってまいります。

第3に、学校と地域との連携・協働については、各校の学校支援地域本部において、地域のボランティアの皆様による学習支援や登下校時の交通安全指導などの取り組みを進めていただいていたところであり、来年度はこの設置数を、現在の189校から公立小中学校の8割を超える241校へと大幅に増加させてまいります。

さらに、学校支援地域本部の取り組みを、地域と学校がパートナーとなって子供たちの見守り活動や学習支援などを協働で行う高知県版地域学校協働本部へと発展させてまいりたいと考えており、来年度は、現在6市町で実施されておりますモデル校の取り組みを全ての市町村に広げてまいります。

授業改善や厳しい環境にある子供たちへの支援を徹底するためには、教員が子供たちに向き合う時間を十分確保することが重要であります。このため、教員の働き方改革を継続的に推進したいと考えており、来年度は、まず勤務時間を客観的に把握するシステムを県立学校に導入して、学校の組織マネジメントの強化や教員の意識改革につなげてまいります。また、部活動に伴う負担の軽減に向けて、運動部活動の単独指導や引率が可能な部活動指導員を新たに28人配置するとともに、教頭や教員の事務的な仕事を補助するスクールサポートスタッフを3人から20人に増員するなど、外部人材の活用を推進してまいります。

150年前、幕末維新期において土佐の若者たちは、我が国の行く末を見据え、高い志を掲げて行動し、新たな時代を切り開いていきました。明治150年を迎える節目の取り組みとして、来年度は、土佐の偉人の生きざまから子供たちがその志を学ぶ取り組みを充実いたします。

具体的には、幕末や明治維新における郷土の偉人の功績を紹介した副読本などを各校に配布しますとともに、子供たちが地域に出て、郷土の偉人にゆかりのある歴史学習施設や史跡などを訪ね、先人の志を五感で学ぶフィールドワークを推進してまいります。さらには、平成の薩長土肥連合のつながりを生かし、鹿児島県、山口県、佐賀県の高校生とこれからの時代に求められる生き方や志などを話し合う協働学習も行ってまいります。その上で、本年11月の志・とさ学びの日に合わせて、一連の学習の成果を発表し合うフォーラムを開催し、子供たちが互いに刺激を受け、志を磨く機会としたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第3期南海トラフ地震対策行動計画の最終年度となります来年度においては、具体的に進める対策の時間軸を復旧・復興期まで延伸し、生活を立ち上げる対策にも取り組み始めるとともに、これまでの、命を守る、命をつなぐ対策についても、行動計画に位置づけた目標の達成に向けて着実に取り組んでまいります。

命を守る対策のうち、住宅の耐震化については、本年度も津波避難対策とあわせて引き続き最優先で取り組んでまいりました。その結果、本年度の耐震改修の補助申請件数は、先月末現在で前年度の実績を大きく超える1,680棟、前年同期比約150%となり、過去最高を記録しました。また、住宅耐震対策の抜本強化について国に対する政策提言を続けてきた結果、来年度予算案において、住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューが盛り込まれました。

来年度は、引き続き普及啓発や技術者の育成を進めつつ、国の新たな支援メニューも活用して、3年間で4,500棟の住宅を耐震化するという第3期行動計画の目標を達成することはもちろ

ん、できるだけ早く住宅耐震化率が100%となりますよう、全力で取り組んでまいります。

津波対策については、県内各地で津波避難タワーなどの整備や堤防耐震工事などを推進し、また津波避難経路の現地点検をおおむね県内全区域で完了させるなど、ハード・ソフト両面の対策を徹底しております。

しかしながら、津波から命を守るためには、揺れがおさまった後すぐに避難を開始することが何よりも重要であることは言うまでもありません。残念ながら、県民世論調査において、避難のタイミングについてお伺いしたところ、そのように答えた方は約7割にとどまっており、約3割の方は津波警報の発表や市町村からの呼びかけなどをきっかけに避難するとの回答でした。こうした現状に対しては、引き続き早期避難の重要性を訴え続けることが重要であります。あわせて、早期避難意識が十分身につけていない方をも確実に早期の避難行動に移らせることができる仕組みを構築することも重要だと考えられます。このため、学識経験者や沿岸市町村などとの協議の結果、防災行政無線や緊急速報メールなどを活用して本県独自の避難の呼びかけを行うことといたしました。

具体的には、気象庁から大津波警報などが発表されると同時に、サイレンと命令口調などによる県内統一のメッセージを、沿岸市町村の防災行政無線などを通じて自動的に放送し続ける仕組みを設けます。加えて、県の総合防災情報システムを活用して、緊急速報メールを通じて津波高や到達予想時刻などの情報を継続的に携帯電話に配信し続ける仕組みも整備したいと考えております。これらの仕組みを通じて、津波からの早期避難を多角的に呼びかける体制を整えてまいります。

前方展開型の医療救護体制の確立について、まず地域の被害想定などを踏まえた医療救護の

行動計画については、平成27年度から市町村や医師会などと連携して策定に取り組んだ結果、本年度末までに、30市町村にまたがる23地域で策定を終える見込みであります。来年度には県内全ての地域で策定を終える見込みであり、訓練などを通じてより実効性のある行動計画となるよう取り組んでまいります。

また、日ごろ救急医療に携わっていない医療従事者を対象とした、災害医療に関する研修を昨年度から実施し、これまでに延べ478人の医師の皆様を受講していただきました。来年度は、より医師のニーズに合った研修内容に見直すなど、取り組みを一層強化してまいります。

また、市町村職員を対象として、医療救護所の立ち上げや運営、情報伝達などに関する研修を新たに実施するなど、総力戦による医療救護体制の確立に向けて一連の取り組みを着実に実行してまいります。

昨年12月に第1回高知県高校生津波サミットを開催いたしました。このサミットは、一昨年の「世界津波の日」高校生サミットの成果を引き継ぐものとして開催したものであり、学校関係者や防災関係者など約470人の方々の御参加のもと、盛況のうちに終了することができました。サミットには、県内ほぼ全ての高等学校から代表生が参加したところであり、各校の活動報告や活発な意見交換などが行われ、会議の結びにはこれからの活動に向けた力強い決意が述べられるなど、今後の主体的な活動につながる成果が得られました。また、こうしたすばらしい高校生たちの姿に、出席者から高い評価をいただくとともに若者の持つ力と可能性を大いに感じたところです。

来年度以降もサミットを継続し、防災リーダーの育成と全県的な防災意識の向上につながるよう取り組んでまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御

説明申し上げます。

四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震対策を進める上での命の道であり、地域の経済活動を支える最も重要な社会基盤であります。このためこれまでも、ミッシングリンクを抱える他県の知事と連携するほか、全国高速道路建設協議会の会長として、各方面に対して政策提言を行うとともに、国土交通省の社会資本整備審議会などにおいても重点的に整備を進めていくよう訴えてまいりました。

その結果、本県に関しては、来年度以降、3年連続で、片坂バイパス、中村宿毛道路の平田一宿毛間、高知南国道路の高知一高知南間が開通する見通しとなりました。特に、来年度に片坂バイパスが開通しますと、県西部に残された最大の交通の難所が解消され、地域住民の日々の利便性や安全・安心の確保はもとより、交流人口や商業圏域のさらなる拡大なども期待されるところです。

他方、未事業化の区間においては、先月24日、四国横断自動車道の宿毛一内海間、阿南安芸自動車道の奈半利一安芸間と野根一安倉間について、社会資本整備審議会の四国地方小委員会が開催され、計画段階評価の議論が進められました。また、阿南安芸自動車道の牟岐一野根間については、県が行う都市計画決定の手に必要な図書が今月20日に国から提出され、新規事業化に向けて、さらに一步前進したものと受けとめております。

引き続き、沿線市町村や隣県とも連携を図り、国に対して効果的な政策提言を行うなど、さらなる整備促進に取り組んでまいります。

高知県建設業活性化プランについて、来年度は、時代の要請である働き方改革や生産性革命に対応した取り組みを強化してまいります。具体的には、時間外労働縮減や社会保険の加入促進など働き方改革に向けた啓発活動を強化する

とともに、ICTを活用した施工など生産性向上のための技術研修を大幅に拡充してまいります。

加えて、従前から取り組んでまいりました工事の平準化や建設業への入職促進などの、公共工事の品質と担い手の確保についても、さらなる改善を検討してまいります。

さらに、コンプライアンスに関する研修などについては、引き続き事業者向けの研修を徹底するとともに、あわせて市町村職員を含む発注者側の参加も促してまいります。

都市計画道路はりまや町一宮線のはりまや工区は、電車通りと産業道路を結ぶ南北の幹線道路として平成12年に事業化されました。はりまや橋小学校から北側の産業道路までの間については4車線整備を完了したものの、小学校から電車通りまでの区間については、新堀川の水辺空間が大切であるという声が高まったことから、平成23年から工事を中断してきたところです。

この間、交通量調査、シオマネキの生息調査及び駐車場の一部撤去による日照試験を継続し続け、中断期間の5年間を含め約10年間にわたるデータを蓄積してまいりました。また、平成20年8月以降、カニや水生植物などの専門家から成る委員会において、新堀川における自然環境の保全方法について検討してまいりました。

このように10年間の豊富なデータの蓄積が得られたこと、また渋滞の発生や通学児童、高齢者の通行の安全などの課題が継続してきたことを踏まえ、昨年6月、工事の再開または事業の中止について判断するため、地区住民の代表や環境保護活動に取り組む方々、学識経験者などで構成する、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会を立ち上げたところです。

この協議会においては、4つのテーマを設定し、安全で円滑な交通の確保、希少動植物が生

息・生育する環境の保全、歴史や文化の保存と再生、まちづくりの視点から、パブリックコメントなどを通じていただいた多くの皆様からの御意見も踏まえ、議論を深めていただいております。最終的に、今月20日の会議において、整備のあり方として4つの視点に配慮した新たな道路計画案がふさわしいとの提言が取りまとめられ、昨日協議会の会長より報告をいただきました。その際、この2月に有志の方々から提示のあった計画案についても協議会で議論を行ったこと、また2人の委員から取りまとめは尚早との反対意見があったことについての報告も受けたところです。

県としましては、この提言と検討過程における議論を踏まえ、高知市の意見も聞いた上で、最終的な判断を行いたいと考えております。

協議会の委員の皆様には、熱心に御議論いただき、心から感謝申し上げますとともに、引き続き必要に応じて御意見を賜りたいと考えております。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

中山間対策の核となる集落活動センターにつきましては、県内各地域で住民の皆様の主体的な取り組みが進んでおり、その設置数は、現在26市町村、42カ所となり、来年度初めには50カ所程度となる見込みであります。中山間地域において、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる地域づくりを行うためには、県内各地に広がりつつあるこのネットワークを生かし、産業をつくる取り組みと生活を守る取り組みをさらに強化していかなければならないと考えております。

まず、産業をつくる取り組みについては、第1次産業を中心とした産業振興計画の産業成長戦略や地域資源を生かした地域アクションプランと、集落活動センターの経済活動を連携させ

ステップアップさせていく3層構造の取り組みをさらに加速してまいります。このため、集落活動センターの活動が軌道に乗った地域において、将来の地域の主要産業となることを目指して、センターのメインエンジンとも言える基幹ビジネスを確立、強化しようとする取り組みに対する支援策を新たに設けることといたします。

生活を守る取り組みについては、引き続き生活用水の確保や買い物支援、移手段の確保対策などに係る市町村の取り組みを積極的に支援してまいります。また、昨年9月の貨客混載の規制緩和を受け、県内4市町村をモデル地域とした検討会を立ち上げ、それぞれの市町村の課題を解決する効率的かつ効果的な人と物の運送の仕組みについて、検討を進めてまいりました。来年度は、この4地域で実証運行を行いますとともに、新たに他の4地域で検討会を立ち上げることとしております。こうした各地域の実情に応じたさまざまなパターンの検討を進めることにより、県内各地へ貨客混載の取り組みを普及させてまいります。

大川村議会の維持に向けては、議員の兼業規制の緩和や報酬のあり方といった制度的な対応が必要な項目について、昨年12月、大川村長や村議会議長とともに総務大臣に提言を行いました。総務省の研究会において、本県の提言も踏まえて本年度中に町村議会のあり方について取りまとめられると聞いておりますことから、その動向を注視してまいります。

また、議会維持のための根治対策は大川村において若者がふえることであるとの考えのもと、大川村プロジェクトのさらなる加速について、これまで大川村の皆様とともに議論を積み重ねてまいりました。その結果、来年度から、土佐はちきん地鶏のブランド戦略に基づく外商の拡大や観光交流施設白滝の里と集落活動センター結いの里を核とした観光振興などの取り組みを

本格化することとしております。県としましては、財政的支援はもとより県職員の派遣も行うこととするなど、大川村を中山間地域活性化のモデルケースとして、その振興に全力で取り組んでまいります。

少子化対策については、先ほど申し上げましたとおり、引き続き出会いや結婚・子育てなど、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援を行ってまいります。さらに、産業振興計画や中山間対策など、地域地域において若者の定着や増加を図るとともに、出生率の上昇にもつながる施策、いわば広義の少子化対策にも着実に取り組んでまいります。

女性の活躍の場の拡大を目指す、高知家の女性しごと応援室による女性の就労支援については、開設から3年半で1,400人を超える方々から相談をお受けし、うち471の方が就職するなどの成果があらわれております。

来年度は、さらなる成果の拡大を目指して、就労支援及び求人開拓に当たるスタッフを増員して体制強化を図ってまいります。その上で、積極的に潜在的な女性求職者の掘り起こしを行うとともに、ハローワークと連携して、これまで高知市のみで行っていた就職相談を県東部や西部でも実施し、より多くの女性に働く場を紹介してまいります。

さらに、企業に対して、女性が働きやすい職場づくりのアドバイスも行うなど、女性にとって魅力ある職場の拡大に取り組んでまいります。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興については、昨年3月に策定いたしました高知県文化芸術振興ビジョンに基づく取り組みをさらに充実させてまいります。特に、文化芸術の振興を担う人材の育成は、文化芸術の伝承や創造のみならず、文化芸術を産業の振興に生かす上でも礎となるものでありま

すことから、さらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。具体的には、文化芸術を産業に生かすために必要な手法を実践例をもとに学ぶことができる講座のほか、総合芸術である舞台演劇やショートフィルムなどの制作体験を通じて創造性を幅広く育むための講座を開催いたします。その際には、さまざまな分野で活躍する文化人を講師として招聘し、本県の人材とのネットワークづくりにもつなげてまいります。

スポーツの振興については、本年度設置した高知県スポーツ振興県民会議や、庁内で組織する高知県スポーツ振興推進本部において、専門家の方々からいただいた貴重なアドバイスをもとに、今後の振興施策について議論を重ねてまいりました。その結果、今後の本県のスポーツ振興に向けた3つの柱などの方向性を示す、第2期高知県スポーツ推進計画案を取りまとめたところです。

1つ目の柱でありますスポーツ参加の拡大については、持続可能な地域スポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブなどを核とした地域スポーツハブの構築を進めることとしております。市町村やスポーツ関係団体などと連携しつつ、地域スポーツハブが中心となって地域のスポーツに関するニーズなどを把握した上で、そのニーズを満たす取り組みを積極的に進めてまいります。こうした取り組みによって、地域住民のライフステージに応じたスポーツ活動の提供などが各地で行われるよう取り組んでまいります。

2つ目の柱であります競技力の向上については、選手の育成体制を抜本強化するため、競技ごとに県内の有望選手を集めた常設の全高知チームを立ち上げ、全国トップレベルの指導者を同チームに招聘することなどを通じて、県内の指導者の指導力向上を図るとともに、日常的

に質の高い強化練習が実施されることとなるよう努めてまいります。早速、今月16日に、レスリングとソフトボールの全高知チームが立ち上がったところであり、今後他の競技団体においても全高知チームとしての取り組みがスタートするよう努めてまいります。あわせて、各競技団体が競技力の向上に向けて作成した育成プログラムがより実効あるものとなるよう、県体育協会とともにPDCAサイクルを回しながら、しっかりと支援してまいります。

また、子供たちが自身の適性に合ったスポーツと出会うことのできる環境をつくり上げていくことを目指して、高知県パスウェイシステムを構築してまいりたいと考えております。具体的には、個々の体力の状況や適性を知ることができる測定会を複数回開催するとともに、県内のすぐれたジュニア選手が多様な運動プログラムを経験することができる高知くろしおキッズ・ジュニアの取り組みを充実させてまいります。また、全高知チームのメンバーを選抜する選考会を中央競技団体と連携して開催するなど、よりハイレベルを目指して挑戦しようとする子供たちを応援する仕組みを新たに設けてまいります。

3つ目の柱でありますスポーツを通じた活力ある県づくりについては、引き続きプロやアマチュアスポーツのキャンプなどの誘致を初め、自然環境を生かしたスポーツツーリズムの推進に取り組むことにより、交流人口の拡大につなげてまいります。

加えて、地域スポーツハブの取り組みを通じて、新たなスポーツ教室の開催など地域に潜在するスポーツ需要に応えるサービスの提供体制を充実させることにより、地域のスポーツ振興とあわせて、地域におけるスポーツ産業の創出や若者の定着などにつなげてまいりたいと考えております。

そして、これら3つの柱に横断的にかかわる施策として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会やラグビーワールドカップ2019に向けて、事前合宿の誘致や交流活動の拡大などを通じたスポーツの振興にも取り組んでまいります。

以上の内容を含む第2期高知県スポーツ推進計画を、県議会やパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえて本年度末までに最終的に取りまとめたいと考えております。また、次年度以降も、高知県スポーツ振興県民会議などにおいてPDCAサイクルを徹底し、着実に取り組んでまいります。

今月18日、高知龍馬マラソン2018が開催され、過去最高の1万1,194人のランナーの皆様にご参加いただきました。今回も、全国各地から、また海外からも多くの方々に御参加いただくなど、高知龍馬マラソンが国内のみならず海外からも認知される大会に育ってきたものと考えております。

大会の開催に当たり、多大なる御尽力を賜ったスタッフやボランティアの方々、沿道での声援や長時間の交通規制に御理解、御協力を賜りました多くの県民の皆様にご心より感謝申し上げます。今後とも、この大会が、より一層全国から注目され、魅力ある大会となりますよう、関係団体とともに取り組んでまいります。

動物愛護に関する取り組みについては、不幸な犬や猫を少しでも減らすため、これまでさまざまな対策を一体的に進めてまいりました。収容数を減らすための対策として、動物の適正飼養の普及啓発や不妊手術費用への助成などを行うとともに、小動物管理センターの収容力の拡大を図ってまいりました。加えて、できるだけ多くの犬や猫を譲渡するための対策として、譲渡ボランティア制度の運用や休日の譲渡見学会の開催などに取り組んできたところです。こ

の結果、本年度の殺処分数は、平成18年度と比較して、先月末時点で犬が2,049頭から19頭に、猫が6,244頭から646頭へと、大幅に減少しました。

しかしながら、まだまだ多くの命が失われているところであり、さらなる対策の強化が求められるところです。このため来年度は、不妊手術の助成頭数をさらに増加させるとともに、小動物管理センターにおいて、動物福祉に配慮した飼養管理体制を強化するため、獣医師の往診やミルクボランティアによる離乳前の子猫譲渡などにも取り組んでまいります。さらに、こうした今できる対策のみならず、より踏み込んだ対策も必要であると考えており、その一環として、今後新たに動物愛護の推進拠点となる動物愛護センターの設置に向けての検討を加速してまいります。

本年5月末に閉鎖を伴う集約が予定されている、ルネサスエレクトロニクス株式会社の子会社であるルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社の高知工場に関しては、現在ルネサス社と香南市とともに、従業員の皆様の地元での雇用を維持できるよう、承継先の確保に向けて全力で取り組んでいるところです。

今月15日に、再度香南市長とともにルネサス社を訪問し、同社のトップに対して、工場が閉鎖される本年5月末までに何としても承継先を確保し、従業員の皆様のこの地域での雇用を守っていただくよう強く申し入れました。これに対し、ルネサス社からは、誠意を持って全力で取り組むとの決意を伺ったところです。

現時点では、まだ承継先の確保には至っておりませんが、ルネサス社の活動状況をしっかりと確認しながら、本年5月末までに承継先を確保できるよう最大限の努力を重ねてまいります。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、有識者などによって構成される、

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において、候補地の選定に向けた議論が重ねられてきました。その結果、今月1日に開催しました第6回委員会において、須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3カ所が最終候補地として選定されました。

候補地の選定に当たっては、まず高知市中心部から自動車でおおむね1時間圏内といった廃棄物運搬の利便性がある地域のうち、地すべり防止区域や市街化調整区域などに該当しない約10万3,000ヘクタールの地域が選定されました。また、4カ所から公募もいただいたところです。次に、これらの中から、5.5ヘクタール以上の土地であることなどの条件を満たす約100カ所を選定し、さらにこの中から、例えば防災の観点からは、土砂災害危険箇所への該当の有無や災害発生リスクを判断するための地形判読など、住民生活や環境への影響の観点からは、保育所、学校及び病院の立地状況や水道水源の状況など、廃棄物運搬の利便性の観点からは、幹線道路からの距離など、合計33のスクリーニング項目により順次絞り込みが行われました。

結果として、最終候補地となった3カ所は、災害の発生の可能性や地域住民の生活や環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い、新たな施設の整備に適した土地であると考えられます。

第6回委員会において最終候補地が選定された後は、これまでの候補地選定過程の透明性を確保するため、非公開とされた審議も含め、委員会において用いた資料を全面的に公表するとともに、審議の経過についても詳細に御説明させていただいてきたところです。あわせて、最終候補地となった3市町について、県の幹部職員がそれぞれの首長を訪問し、選定の過程を御説明するとともに、各議会や地域住民の方々に対する説明会の開催などへの御協力をお願いし

たところ です。

今後は、さらに詳細な現地調査を行うとともに、地元自治体や議会、住民の皆様にも、当該地区が候補地として選定された過程を初め、最終処分場の必要性や安全性について丁寧の上にも丁寧にご説明させていただき、最終処分場の整備について御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

今議会には、高知県土地開発公社の保有地に係る債務を処理するための一連の議案を提出させていただいております。

これらの保有地は、昭和50年代半ば以降、公共事業の代替地確保などを目的として、県の貸し付けや債務保証によって公社が取得したものです。これまでの地価下落などにより含み損が生じておりました。今後の地価の上昇も見込むことができない状況のもと、負担が最小となるタイミングで、かつ追加の負担を生じない方法で含み損を処理する必要があると考えてきたところです。

このような中、昨年9月までに、最大規模の保有地である高知市の秦南団地の大半を売却し現金化することができたことから、追加の負担を生じることなく土地開発基金の残高の範囲内で含み損を処理することができるめどが立ちました。さらに、今後は、当該団地の貸し付けによる収入が得られず、他方で来年度以降も公社が保有地を保有し続ければ新たな金利負担が生じることになることから、現段階で含み損を処理することが負担を最小化するタイミングであると考えたところです。

また、公共用地の先行取得などを目的とする土地開発基金は、基本的に地価の高騰に対応するものであることから、長年活用されておられません。先ほど申し上げたとおり、公社の含み損の処理に当たり、まずはこの土地開発基金を活用し、新たな負担の発生を回避すること

としましたが、さらに基金の残余については、喫緊の課題である防災対策に充てていくことが適当であると考えたところです。このため、防災目的のための基金にリニューアルすることとしました。

一連の処理により公社の保有地を県が取得することとなりますが、今後その売却を含めた有効活用を検討してまいります。

なお、公社が国から受託しております四国8の字ネットワークの用地取得事業については、県が引き継ぐことが適当と考えております。当該事業に必要なノウハウを県がしっかりと引き継ぐため、5年間公社を存続させ、県職員を公社に派遣することとしております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成30年度高知県一般会計予算など41件です。このうち、一般会計予算は、先ほど申し上げました5つの基本政策を推進するための経費などを中心に、4,508億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県防災対策基金条例議案など45件であります。

その他の議案は、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案など14件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

————— ◯:◯◯:◯◯:◯ —————

議案の上程、採決（議発第1号 決議議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末485ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ◯:◯◯:◯◯:◯ —————

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から28日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月1日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

平成30年 2月22日

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時34分散会

平成30年3月1日（木曜日） 開議第2日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 29番 高橋徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年 3 月 1 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	議案
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 52 号
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 53 号
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案	第 55 号
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案	第 56 号
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	第 57 号
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	第 58 号
		高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 59 号
		高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 60 号
		高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 61 号
		高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 62 号
		高知県指定介護予防サービス等の事

	業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県安心こども基金条例の一部を	第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
		第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
		第 89 号	高知県及び中芸広域連合中芸保健福

社推進協議会の廃止に関する議案

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案

第 91 号 権利の放棄に関する議案

第 92 号 権利の放棄に関する議案

第 93 号 権利の放棄に関する議案

第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案

第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案

第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（水口トンネル）工事請負契約の締結
に関する議案

第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交
付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負
契約の締結に関する議案

第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案

第 2 一般質問
（3人）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。
日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会

計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議
案」まで、以上100件の議案を一括議題とし、こ
れより議案に対する質疑並びに日程第2、一般
質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番桑名龍吾君。

（17番桑名龍吾君登壇）

○17番（桑名龍吾君） 浜田議長のお許しを得て、
自由民主党を代表し質問を行います。

国の平成30年度予算編成において、地方自治
体の税収不足を補う地方交付税の削減の議論が
ありました。これは、自治体の貯金に当たる基
金の保有量が、平成28年度末で過去最高の21兆
5,000億円に達し、この10年で8兆円近く増加し
たことを受けてのことです。要は、地方も貯金
がふえたから国からの仕送りも減らさせていた
だきますということです。

そもそもこれらの基金は、自治体が災害対策
や社会保障費の増大、インフラ施設の老朽化対
策など、将来の備えとして積み立てているもの
であり、経済財政諮問会議の民間議員が言う新
たな埋蔵金などという余裕のある貯金ではあり
ません。また、これらの基金は、人件費削減や
歳出の抑制などで確保され、まさに尾崎知事が
おっしゃるとおり、爪に火をともしような行財
政改革で捻出した、とうとい貯金であります。
さらに、人口や財政規模が小さく、歳出の組み
替えや歳入増加策の調整が乏しい自治体ほど、
基金の必要性は大きいと考えられます。

地方交付税をめぐるっては、三位一体改革で削
減され、本県においても財政上危機的な状況に
なったことを踏まえれば、これらの理由での削
減はあってはならないものです。

昨年12月議会においても、地方交付税の削
減に反対し、交付税総額の確保を求める意見書
を全会一致で採択いたしました。またいつ、こ

のような議論が巻き起こるかもしれませんが、我々地方はしっかりと注視をしていかなければなりません。

地方創生に逆行するこれらの議論と地方交付税のあり方についての御所見を知事にお聞きいたします。

さて、私ごとで恐縮ですが、平成19年当選以来、県議会議員となって10年目を昨年迎えることができました。知事も同年11月就任であり、10年目であります。この10年間を振り返りますと、平成19年の県の予算は、三位一体の改革の影響もあり4,200億円。その10年前の平成9年度が6,110億円であり、ピーク時から約2,000億円の減少となる予算編成でした。北海道夕張市は財政再建団体となり、事実上の財政破綻をし、本県も財政調整的基金が数年後には枯渇してしまうという予測も出されたものです。また、翌平成20年にはリーマンショックが起これ、企業の倒産が相次ぎ、さらに政治も自民政権から民主党政権に移り、政治も経済も何かと安定しない世の中でした。そして、平成23年3月11日には東日本大震災が発生。当時はあすへの希望を見出すことができなかつたものです。

しかし、その後日本人は、知恵と勤勉性を持ってこの国難を乗り切りました。日本経済は、1月には26年ぶりとなる日経平均株価2万3,500円超えを、また本県においても、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の効果もあって、県経済も上向きとなり、県民が安心して暮らせる状況となりつつあります。これが、これまでの10年間であります。

さて、本県は新たな局面を迎えようとしております。これまで本県の経済は、需要が不足をして景気が悪く、失業率が高くなっていましたが、国の経済対策と地産外商など産業振興計画の着実なる推進によって県内需要が増加をし、景気も回復する中で、失業率も改善されてきま

した。最近では、有効求人倍率が1.2を超える状況となり、働きたい人はほぼ全員働いているという完全雇用状態となっております。これからも産業振興計画をさらに推進して需要をふやしていかなければなりません。労働供給力が伴わなければ経済が停滞するおそれが出てまいりました。

知事は本県の経済状況をどのように分析しているのか、御所見をお聞きいたします。

さて、知事は、人口減少の負のスパイラルを克服することが県政における最大の課題と捉え、推進をしております。高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、まずは地産外商により安定した雇用を創出する。そして、それにより若者の県外流出を防止し、かつ県外からの移住者を増加させることを掲げております。安定した雇用を創出する取り組みは、あらゆる分野において成果を上げ、各種生産額が上昇傾向となってきております。その効果で、失業から雇用へと改善は図られました。

しかし、若者の県外への流出を防止するといった、いわゆる社会増減をゼロにするという目標は、平成19年度のマイナス5,222人から平成28年度はマイナス1,770人と大幅に改善しましたが、ゼロに向かってさらに改善の加速を図っていかなければなりません。まさに若者をとどめ、帰すための戦略の実行が急務となってきております。

若者はなぜ高知を離れ帰ってこないのか。以前にも紹介をいたしました。日銀元高知支店長河合祐子さんは、離任に当たりこのような言葉を残しております。高知県は生活実感をあらかず数字を見れば貧乏ではない。サラリーマンの平均給与は全国でも真ん中くらい。家計収入の黒字は高知市が東京23区より大きい。47位の数字を取り上げ、貧乏だけれど幸せと言いつけると、県外に出た子供は帰ってこない。高知は

こんなに豊かだよと言うほうが子供は帰ってくると。

また、私ごとで恐縮ですが、私は高知で生まれ、2歳で父の仕事の関係で香川県に移り住みました。以後転校を繰り返し、小学校は香川県、茨城県、宮城県と3つの小学校を、また高校も宮城県、東京都と2つの高校をめぐったものです。大学も東京でした。時代はバブル期であり、東京から地方に帰ることなど考えることができないような状況でしたが、両親がふるさとである高知に帰ってまいりました。転校を繰り返す私に父は、おまえは必ず高知に帰れ、高知には自分の存在が確認できる場がある、都会では味わえない喜びが高知にはあると言われ続け、帰ってきたものです。また、私の子供たちも今高知で働いており、一家で一緒に暮らすことの喜びを感じております。

そこで、総合戦略に掲げる若者の県外流出の防止の実現に向けては、要は家庭や学校、地域社会で、高知のよさを子供たちに伝えていく機運を高めていかなければならないと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

加えて、若者をとどめ、帰らせるためには、また人手不足を解消するには、都会との賃金格差を埋めていかなければなりません。今本県の経済状況も、以前に比べれば大きく飛躍しております。しかし、労働生産性も現金給与総額も、伸びは全国よりも上回る勢いと報告もありましたが、依然絶対水準は下回っている状況です。

また、日銀高知支店の分析では、労働分配率は全国の69%に比べ本県は59%にとどまっているが、本県の産業構造からすれば、あり得べき労働分配率は77%程度であると、法人企業統計等を用いた想定値を出しております。

また、各産業分野における産出額は伸びてきておりますが、一方で個人県民税は余り変化が

見られません。こうした状況は、企業の業績は伸びているものの、社員の給料が余り上がっていないことを示すものではないかと考えられます。このことは本県だけではなく全国的な傾向であり、国も3%以上の賃上げを目指し、税制改正を行ったところですが、本県においてはさらに加速をしていかなければ追いつかない状況です。

第3期産業振興計画ver. 3で、どのように本県の労働者の賃金を引き上げていくのか、知事にお聞きをいたします。

さて、人手不足を解消するには、一人が一業種ではなく、複数の業種をこなせる人材、いわゆる多能工をつくっていくことも必要と考えます。特に土木・建築分野の技能者不足の解消には効果があると考えます。

先般、静岡県にある富士教育訓練センターに多能工育成についてお話を伺いに行ってきました。当センターの多能工コースは、土木と建築のコースに分かれており、土木コースでは鉄筋、型枠、仮設の施工を、建築コースではとび、仮設、鉄骨、鉄筋、ボード張りなどの施工が学べるようになっております。最近では、人手不足を補うために、多能工コースの需要はふえてきているようです。

本県においても、多能工の育成は進めていくべきと考えます。本県には高知高等技術学校と中村高等技術学校があり、現在も技能者育成に向け取り組んでいますが、さらにレベルを上げ、多能工コースのような企業のニーズに合った科目の新設を検討する必要もあると考えます。高等技術学校は、県内にプロをきわめる人材を輩出する貴重な拠点であり、その役割と使命はますます高まっていかなければなりません。

産業振興計画の中で高等技術学校をどのように位置づけ、企業のニーズに伝えていくのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

2月1日、県は、日高村にある県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場であるエコサイクルセンターが満杯となった後の新たな処分場の候補地として、須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂の3カ所に絞り込んだことを公表いたしました。

現在のエコサイクルセンターは、当初平成43年まで利用できる計画でありましたが、建設工事に伴う想定外の鉾津の受け入れや、廃石こうボードの最終処分方法の変更などにより、計画のおよそ2倍のペースで埋め立てが進行し、このままでは平成34年度中にも満杯になることから、県では昨年6月に新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を立ち上げ、これまで6回にわたって候補地を徐々に絞り込み、最終的に3カ所に絞ったとのことでした。

我々県議会議員も、これまでの経緯などについて担当部局から詳細な説明を受けました。その結果、ここに至るまでのプロセスに関しては、極めて客観的であり、透明性も確保されていると感じております。また、候補地となった市長、町長に対して、直ちに経過報告を行うとともに、市や町に支援をいただきながら地元議会や地元住民の皆様への説明会を開催するなど、迅速な対応がありました。

そこでまず、地元議会や住民の皆様への反応はどうであったのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

振り返ってみますと、現在のエコサイクルセンターの建設に際しては、日高村民を分断し、最終的には住民投票によって決着するなど、混乱をきわめた苦い経験があります。この経験を生かして、今後も知事の言う、丁寧な上にも丁寧を重ねた情報公開を行わなければなりません。何といたっても最大の課題は、地元の皆様の理解をどう得るのかということです。

幸いにも、現在のエコサイクルセンターにお

いては、汚水が漏れるといった大きな事故は起こっておりませんし、当時と比べると技術力や資材等に関しても格段に進歩していることから、公共関与により設置する管理型産業廃棄物最終処分場に対する信頼性はあるのではないかと考えます。とはいえ、最近の予想だにしない豪雨災害の発生や南海トラフ地震の危険性が高まる中、防災面、環境面の安全性について住民の皆さんが安心できる説明を尽くす必要があります。

我々が経済活動を行えば、必ず産業廃棄物の発生を伴います。このため、産業廃棄物の発生を極力抑制するとともに、リサイクルあるいは適正処理をしていかなければなりません。そうしないと、私たちの豊かな生活を支える経済活動を続けることができなくなるばかりではなく、私たちの生活の基盤となる自然環境が汚染され、破壊されることにもつながりかねません。県民の豊かな生活と環境が共存するためには、産業廃棄物の適正な処理が不可欠であり、現在のエコサイクルセンターの容量に限界が見えた今、県内のどこかに別の処理施設が必要になることは理解しなければならない現実でもあります。一方、そこに住む皆様には当然不安や戸惑いがあるのも現実でございます。

そこで、この管理型産業廃棄物最終処分場の必要性を、候補地となった住民の皆様方に対して、今後どのような説明を行い、どういったプロセスを経て最終的に建設予定地を決めていくことになるのか、また受け入れていただくことを御了解いただいた地域に対する振興策についてどのように考えているのか、知事に御所見をお聞きいたします。

今議会において、土地開発公社の保有地に係る債務を処理するための一連の議案が提出されました。

公社は、昭和48年に設立され、県内インフラ整備の推進に貢献をしてまいりました。一方で、

県の依頼を受けて、公共の用に供するため取得したシキボウ跡地や公共事業に用地を提供した方に生活基盤を確保するための代替地の取得なども行ってきましたが、利活用の方針が定まらなかったことや、取得当時から地価が下落し簿価での売却が困難になったなどの理由から、長期間処分できない土地を保有することになりました。また、簿価と時価の差、いわゆる含み損が生じている土地もあります。

提出された議案では、公社の保有地については代物弁済として県が取得、公社に対する貸付金については債権放棄を行い、債務処理を行うとしています。この債務処理に当たっては、新たな県民負担は生じることはなく、これまで造成してきた土地開発基金を取り崩し穴埋めをする。また、8の字ネットワーク事業を円滑に推進するために公社を5年間存続させる中で、公社を県の用地職員の育成の場として、国の用地買収事務のノウハウを県に蓄積、継承するとされております。

そこで、公社の廃止については、平成16年に公表した公社等外郭団体の改革についての中で、平成20年をめどに廃止するとの方針が出されていましたが、なぜ今までかかったのか、土木部長にお聞きいたします。

また、公社の債務処理を行うに当たり、債権放棄という手法をとらざるを得なかったことについて、なぜ今のタイミングがよいのか、また債権放棄することについてどのように考えているのか、土木部長にお聞きいたします。

さらに、代物弁済として取得する土地についてどのように利活用していくのか、特に2万7,000平方メートル、簿価約11億円の鏡岩団地は、どのような利活用があるのか、土木部長にお聞きいたします。

この項最後に、8の字ネットワーク事業を推進するために公社において用地職員を育成して

いくとしていますが、具体的にどのように育成をしていくのか、土木部長にお聞きいたします。

都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区について質問いたします。

はりまや工区は、平成12年に事業化され、はりまや橋小学校から北側の産業道路までの間については4車線整備が完了しましたが、小学校から電車通りまでは、新堀川の環境保全や周辺の歴史的資源の保全を考える方々の声もあり、工事が中断している状態です。

平成29年6月には、工事を再開するか中止をするかの判断をするために、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会が設置され、計5回の検討がされました。また、この間2回のパブリックコメントも実施してきたところで、結果、協議会は、安全で円滑な交通の確保、環境の保全、歴史・文化の保存、まちづくりの4つの視点に配慮した県の示す道路計画がふさわしいとの提言を知事にいたしました。

そこで、これまで時間をかけて丁寧に議論を進めてきたと感じますが、そこまで丁寧な、協議会での議論にこだわった知事の思いをお聞きいたします。

はりまや工区の未整備区間は、小学生が狭い歩道を通学しており、大変危険な状態となっております。私は、できるだけ早く対応すべきと考えます。

そのためには、速やかに最終判断をして次のステップに進むべきと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

日本一の健康長寿県構想の実現には、医療体制の充実が欠かせないものです。特に医師確保は、地方医療が抱える最大のテーマです。

本県においては、医師の都市部への流出に歯どめをかけるために、平成19年度に医師養成奨学貸付金を創設し、また専門医養成支援事業な

どキャリア形成支援策を打ち出しました。その成果もあり、医師の総数も、さらに40歳未満の若手医師数も着実に増加をしてきております。

一方、ことしの4月から新たに始まる専門医制度では、医師が希望する研修先が大都市に集中し、外科においては、本県で研修しようとする医師は1名、内科は5名と、どちらも全国最低であり、地域に大きな隔たりがあることがわかったとの報道もあったところです。

この新制度をめぐることは、地方の自治体や病院からは、医師の都市部への流出の契機になるとの懸念もあり、日本専門医機構は、大都市圏の定員に一部上限を設ける、また研修施設を地域の中核病院にも広げる、さらに都道府県ごとに置く協議会を通して地元の意見を聞き研修プログラムを改善するといった措置も講じたところです。しかし、初年度の結果は、外科希望は27県が10人未満であり、内科は9県が15人未満となりました。専門医制度は、目的の第一は、医師の質の向上を図るとしてはありますが、地方においては、医師の質とともに数も確保していかなければなりません。

12月議会において西内議員の質問に対し、専門医制度は医師不足地域の医師確保につながるものと考えたとの答弁もありましたが、今回の結果をどのように受けとめているのか、また問題点があるとするならば、どのように改善を図るのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、看護師が安心して働き続けられる環境づくりについて質問をいたします。

看護師は、夜勤、交代制勤務を行いながら、24時間365日、ストレスや緊張感を伴いながらの業務を行っております。公益社団法人日本看護協会では、安心して働き続けられる環境をつくるため、平成25年、夜勤・交代制勤務に関するガイドラインを作成し、翌平成26年には夜勤の実態調査を行ったところです。調査結果を見る

と、3交代制勤務においてガイドラインでは、月の夜勤回数は8回以内とするとなっておりますが、8回を超える施設は34.5%、また夜勤回数の上限を9回以上と定めている施設が45.9%と、高い割合で存在をしております。さらに、連続夜勤回数の上限やインターバルのルールなど、ガイドラインを満たす状況ではなく、現場の厳しい実態が明らかになっております。また、夜勤を希望しない非夜勤者も増加の傾向にあり、夜勤者の負担も大きくなってきております。

そういった中、各施設では看護師の疲労感や不公平感をなくし、安全で明るい職場づくりを行うため、院内保育所を設置、運営もしております。県から院内保育所運営支援事業費補助金もいただいているところですが、施設の負担分も多く、厳しい保育所運営になっているとの声も聞こえてまいっております。今後の医療体制を構築するためにも、看護師のワーク・ライフ・バランスを推し進めていかなければなりません。そのためにも、院内保育所の充実は欠かせないものと考えます。

まず、県内の病院における夜勤状況や院内保育所の設置状況について健康政策部長にお聞きをします。

また、知事におかれましては、内閣府の子ども・子育て会議の委員であります。院内保育所の補助制度の拡充、保育所等の整備ができていない施設においても、安心して子供が預けられる施策の実現、そしてワーク・ライフ・バランスを推進してガイドラインを満たす施設の評価など、ぜひ国へ要請していただきたいと考えます。知事の御所見をお聞きいたします。

昨年の高知新聞に、重症心身障害児・者、いわゆる重症児・者の通所施設を開設しようとするお母さんの奮闘の記録が連載されていたことは御存じの方も多いと思います。

私も先日その通所施設いっばを訪問して、創

設された山崎理恵さんにお話を伺ってまいりました。施設の必要性について山崎さんは、毎日医療的なケアも含めて24時間介護が必要な重症児・者の保護者の方には、こうした通所施設があると自分の時間が持てるし、介護の休息にもなります。学校に行っている間は寄宿舎もあり、長期休暇以外は寄宿舎での生活も可能ですが、卒業後は在宅の場合、主に保護者の介護での生活となるので、通所できる施設が以前から望まれていました。少しずつ県内にも事業所ができてきましたが、まだまだニーズに応えられるほどではなく、みずからの経験も含めてその必要性は十分に感じていたので、たくさんの方々の協力もあって、まずは重症児の通所施設を立ち上げましたということでした。

また、サービスの内容については、重症児・者の場合、対象者によって医療的なケアの内容がさまざま、スタッフには看護師が欠かせません。支援員も一定の経験がある方が望まれています。そうしたスタッフの確保がどこまでできるかで、ニーズに応じたサービスの内容が決まってくることとなります。受け入れ人数は、施設のスペースにもよりますので、現状では7人程度が限界ですとのことでした。

今後の展開と課題は、18歳未満の児童を主体に考えていましたが、18歳以上の方の希望も多く、今の制度の中でどこまで対応できるかを考えていく必要があること、スタッフの確保、施設が狭いことなどが課題であるということでした。このように課題は山積しておりますが、この施設に期待を寄せている方がいる限り、希望を持って運営をしていくという山崎さんの覚悟を、私は感じて帰ってまいりました。

さて、こうした重症児・者の状況を踏まえて、県下の在宅重症児・者の状況を県としてどう把握されているか、市町村別あるいは地域別にはどのような状況になっているのか、地域福祉部

長にお聞きをいたします。

また、その方たちの通所ニーズと、それに対応できる事業所はどの程度整備をされているのか、今後の見通しも含めてあわせて地域福祉部長にお聞きをいたします。

さらにホームヘルパーやショートステイなど、他のサービスの併用も考えられると思いますが、通所できる事業所が身近にあれば在宅生活も心強いと思います。

新たな事業所の開設支援や現在の事業所の拡充支援など、今後の展開をどのように考えているのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

医療の進歩とともに重症心身障害児が生まれることもあり、その保護者はできるだけ在宅のみずから育てることに全力を尽くしておられます。気管切開による呼吸、胃ろうや経管栄養などの医療的な介護をしつつ育てられている保護者の皆さんも多く、食事や入浴の介助など、24時間気の抜けない毎日です。通所のサービスは、そうした保護者の皆さんにとって休息のサービスにもなりますし、自分の時間をひとときでも持てる貴重なサービスでもあります。利用回数は多ければいいですが、事業所はまだまだ少ないですし、医療的な対応には専門スタッフの確保などの課題も多く、急激にふえることは難しいのが実情だと思います。

私は、県としてこうした実情を十分に踏まえた上で、今の制度の中でできることを行っていくのはもとより、高知型福祉として、さらに県独自の支援策を考えていくことも大切ではないかと考えます。事業所数の増はもとより、送迎や入浴サービス、リハビリの充実など、利用者、保護者のニーズは多岐にわたります。子育ては親の責任として、皆さん可能な限り在宅でともに暮らしたいと思って一生懸命努められております。

このような実態を踏まえて、医療的ケアが必

要な重症心身障害児・者への支援について知事の御所見をお聞きいたします。

我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに世界一安全な国日本の実現を目指しております。そのためには、犯罪を減らすことはもとより、一度罪を犯した者も、その後、本人が努力をすれば社会人として有意義な生活を取り戻すことができる社会をつくることが重要と考えます。まさに再チャレンジ可能な社会の実現です。

その考えのもと、刑務所を出た人の再犯を防ぐための取り組みについて、国と地方公共団体の責務を明記した議員立法、再犯防止推進法が平成28年12月14日に公布、施行されました。この法律は、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、官民連携による再犯防止対策の一層の推進に加え、新たに地方公共団体による取り組みを推進する必要性を明言した画期的なものであり、我が国の再犯防止対策を新たな段階へ導くものであります。

本県においても、平成29年の検挙人員1,003人のうち、再犯者は552人と55%を占めております。何としても再犯を食いとめなければなりません。

自民党は、本法の目的を実現させるために、法に基づく新たな再犯防止施策の展開、民間支援の強化と就労・住居の確保の推進、薬物対策の強化などを実施することを政府に提言いたしました。これらの提言された施策を着実に実行することで、再チャレンジ可能な社会が実現されると考えております。本県においても、更生保護施設高坂寮の全面改築への支援を行い、また協力雇用主に公共工事入札の優遇措置制度を設けるとすることなど、積極的な支援をしているところであります。

さて、本法第4条には、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏

まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務が、さらに本法第8条において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めることの努力義務を掲げておりますが、現状と本県として今後どのように対応していくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、食肉センターについて質問をいたします。

平成28年11月に高知県新食肉センター整備検討会が設置されて以来、第7回の検討会まで議論が重ねられ、このたび新食肉センター整備の基本方針への意見が取りまとめられました。その中で、新食肉センターは、県とJAなどが出資をして新しい会社を設立し、その新会社の運営はJAが中心となって行うこととなっております。

新食肉センターの開業に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、また出資者として県はどのような役割を果たしていくのか、知事にお聞きをいたします。

2月13日には市町村説明会が開催され、整備検討会の取りまとめに加え、施設整備費の市町村負担の考え方などについて説明がされたと聞いております。施設整備費については、県、市町村、JAなどで負担、屠畜部分は県及び市町村が負担、屠畜以外の部分肉加工などについてはJAなどが負担することとし、将来の施設の老朽化に伴う更新経費については更新時に協議するとされております。新食肉センターが将来建てかえの時期を迎えた際には、建物とセットで建物内の設備についても更新が必要となります。その際の費用負担については、改めて県と市町村が協議することは当然と考えます。

しかし、設備については、建物より早く耐用年数を迎えますので、老朽化で使用できなくなることも想定されます。そのような場合も、そ

の都度市町村と負担について協議を行っていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

今後、食肉センターを整備し、運営をするに当たっては、健全な運営が求められます。その前提は、屠畜数の確保、すなわち牛の増頭が条件となります。これまで畜産振興に取り組んできたことに加え、新年度から新たに取組もうとしている、県域を対象とした産地提案書による担い手確保対策やI o Tを活用した肉用牛の繁殖管理などを行う次世代こうち新畜産システムがどのように増頭に結びついていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

日本人の主食である米を取り巻く環境が、平成30年産米から大きく変わります。これまでは米の供給過剰からの価格下落を防ぐために、国が生産調整にかかわり、生産数量目標を配分してきましたが、これからは産地主導の取組みとなりました。

本県の30年産主食米生産量の目安は5万1,000トンと示されました。29年産米の生産量は5万4,000トンであり、このうち飼料用米などに約3,000トンが転換できれば目標は達成できます。JAグループも飼料用米の目標を6,000トンと掲げ、達成に向け取り組んできました。その成果もあり、29年産米は4,000トンの生産まで増加を図ったところです。

これからの生産調整は、県や地域の農業再生協議会が取り組むようになりますが、その中でもJAグループが中心になって調整をしていかなければなりません。しかし、本県では、系統集荷率が低い、縁故米が多い、水稻作付面積が少ない、ブランド米として販売しているなどの理由から、飼料用米への転換は伸び悩んでいる状況です。特に集荷率の問題では、JAの集荷率は全生産量の27%で、一方民間集荷業者18%、自家消費や農家直売は56%と高く、JAの推進も行き届かないことも考えられます。

目標を達成し、米価の下落を防ぐためにも、飼料米などへの作付転換を推進していかなければなりません。その推進をする農業再生協議会にJA以外の民間集荷業者も入ってもらい、ともに取り組む必要もあるかと考えますが、こういった現状を踏まえ、県としてどのように米の生産調整を図っていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、JA集荷分1万5,000トンのうち4,000トンが飼料米であり、今後も飼料米が増産されれば、JA取り扱いの主食用米が不足をし、売りにくくても売れない状況が起こり得ることも懸念をされております。先般、高温に強く食味にすぐれた新品種高育76号がよさ恋美人と命名され、また近年本県米は各食味コンテストにおいて好成績を上げ、本県の米に対する意識も高まってきております。まさに生産と販売のバランスを考えていかなければなりません。

米の販売には今後もJAグループと取り組んでいかなければなりません、県としての米販売戦略を農業振興部長にお聞きいたします。

さて、国は農業経営の新たな安全網として、平成31年から収入保険制度を導入することとなりました。

収入保険は、青色申告の実施者を対象に、品目を問わず過去5年の平均収入の9割を下回った場合、下回った額の最大9割を補填する制度です。昨今異常気象が心配される中、このような保険制度は歓迎されるものです。

一方、対象者は青色申告を実施している農家と定められております。これからの農業経営においても、みずからの経営状況を把握しやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすくなるためにも、青色申告は有効であると考えますが、まだまだ農家での青色申告の認知度は低いものです。

平成31年1月から実施される収入保険への加

入数はどれくらい見込まれているのか、また今後収入保険の加入促進などどのように図っていくのか、あわせて農業振興部長にお聞きをいたします。

平成31年1月に、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を目的に、県下12JAが合併をいたします。これに合わせる形で、高知市北御座に農と食をキーワードとした、全国最大級の直販所を核とする複合施設を開設する計画が進められております。計画では、直販所売り場面積は約1,400平方メートル、現在のとさのさと約2倍の広さで、県下の農畜産物や鮮魚、加工物も扱います。また、複合施設では地元食材のレストランや県内特産品を扱う地域のアンテナショップ、地域情報の発信ターミナルが設置され、さらに365日全天候型のイベント広場も常設されると聞いております。まさに高知の誇る食文化の発信拠点となり得る施設と期待を寄せるところです。

しかし一方では、高知市に一極集中をしまい、各地の直販所の売り上げの減少や商品の取り合いが起こり、地域への還元がないのではないかという不安の声もあります。県内各地の直販所への影響をどのように考えているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、観光面でも、各地域へいざなう拠点にもなります。JAグループの大規模直販所を核とした複合施設構想に対して期待するところはあるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、スポーツ振興について質問をいたします。

平成29年度より競技力の向上と生涯スポーツの推進を図るため、知事部局にスポーツ課が新設されました。このことは、高知県のスポーツ関係者も戦略的に取り組んでいけると期待を寄せております。しかし、スポーツの成果は一朝一夕であらわれるものではありません。まずは

土台となるものを構築する必要があります。県では、基本方針となる第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 1を作成中ですが、県民を初め市町村やスポーツ関係団体などと連携をし、目標の実現に向けた方向性を示していかなければなりません。

そこで、スポーツ人材の育成・確保についてお聞きをいたします。私は、人材の育成・確保において2つの問題点があると考えます。まずは、有望選手として期待されている子供たちが、中学校や高校から県外の強豪校へ入学してしまうという事例が起こっていることです。これは、自分の将来を見据えた勇気ある決断ではありますが、要は県外の強豪校のほうが競技力が伸びると判断した結果とも言えるでしょう。今年度は、運動部活動強化拠点校や運動部活動強化推進校を指定、また来年度からは、小学校6年生から一般までの優秀な選手を強化選手として指定し、育てていく全高知チームを立ち上げる施策を計画しておりますが、これらは系統立てた一貫指導を促進させ、競技力の向上にもつながるとともに、一定有望選手の県外流出にも歯どめがかかるものと期待をしております。

さて、全高知チームによる人材育成ですが、現場では学校単位の意識が強く、強化選手の選抜に学校側の理解が得られるのか、また強化選手が練習するに適した場所が確実に確保できるかなどの課題も聞こえてきております。

全高知チームの運営についての課題は何か、またそれらをどのように解決していくのか、文化スポーツ部長にお聞きをいたします。

そして、もう一つの問題は、大学などで活躍した選手が、高知に帰ってきたくても、スポーツができる環境の企業がないことで、県外の企業に就職をしてしまうということです。他県においては、県外で活躍をしている心身ともにすぐれたアスリートのUターン就職を促進する事

業を行っている事例もあります。

私は、県外大学だけではなく、高知大学など県内大学生も含めた、選手としてまた次世代の指導者として期待ができるアスリートと企業のマッチング事業を本県でもできないかと考えますが、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

最後の質問でございますが、ここで1つ御提案をさせていただきます。それは、はりまや橋観光バスターミナル前に路面電車の電停を設置する件でございます。

現在、はりまや橋観光バスターミナルの利用は、空港連絡バスで1日53便、高速バス70便が停車をしております。また、最近では大型外国客船のシャトルバスも、平成28年度は214台、2万3,931人、29年度は12月現在でございますけれども、175台、1万8,625人が利用しております。さらに、ターミナルの近くには年間約45万人が来館するかるぼーとがあります。いわばこの地域は、高知県交通網の要所であり、人の集まる拠点の一つでもあります。

しかし、利用者からは、菜園場町電停もデンテツターミナルビル前電停も遠く、利用がしづらいとの声も聞くところです。私も、よくキャリアバックを持ったビジネスマンや観光客が次にどこへ行ったらいいのか途方に暮れている場面に出くわします。また、旅行に行ったとき、地元の交通機関に乗ってみたいと思う観光客も多くいると考えます。特に高知の路面電車は、本県観光の目玉の一つであり、公共交通の利用促進も図られるものです。

これまでも、高知市議会や東西軸エリア活性化プランの委員会などで議論もされましたが、都市計画道路はりまや町一宮線の見通しが立たないので検討が見送られてきた経過もあります。

しかし、今後ははりまや町一宮線の開発が進むのであれば、ぜひはりまや橋観光バスターミナ

ル前の電停設置を、国土交通省、高知市、とさでん交通などの関係機関と検討していただければとお願いを申し上げますが、電停設置の意義や効果をどのように考えるのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたしまして、第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 桑名議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方の基金残高に関する国の議論と地方交付税のあり方についてお尋ねがありました。

議員からお話がありましたように、本年度国の経済財政諮問会議などでは、地方の基金残高が増加していることなどを背景に、国、地方を通じた財政基金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきといった議論が行われてきました。

これに対し、県としましては、国への政策提言を行うとともに、全国知事会と連携し、強く反論を行ってまいりました。

具体的に申しますと、地方における近年の基金の増加は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整の取り組みのあらわれであること、地方は国と異なり、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取り崩し等による収支均衡を図るほかないこと、したがって地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないことなどを、たび重ねて国などに申し入れてきたところであります。

昨年12月に来高された野田総務大臣に対しましても、人口減少下における経済の活性化や南

海トラフ地震対策を初めとする、本県の財政需要について説明をし、地方交付税の削減には反対であることを主張させていただきました。こうした結果、来年度の国の予算案における地方財政対策では、本年度を上回る62.1兆円の一般財源総額が確保されました。この中で、地方交付税については、リーマンショック後に地方財政計画に計上された歳出特別枠が廃止され減額となったものの、地方の基金残高の増加を理由とした削減は行われておりません。もっとも、この問題は今回で決着したわけではないことに留意する必要があります。

経済財政諮問会議では、今年前半の主な課題の一つに財政健全化への着実な取り組みを掲げ、国・地方の資産・債務の圧縮、有効活用に取り組むこととしており、今後基礎的財政収支の黒字化達成に向けた新たな財政計画が本年夏までに策定される過程で、地方交付税のあり方についても厳しい議論が展開されることが予想されることです。もとより地方交付税は地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした一方的な削減は決して行われるべきではありません。地方交付税法の本来の趣旨からは、法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止など、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指す必要があると考えております。

このため、今後も引き続き全国知事会などと連携をし、将来にわたって地方の安定的な税財源が確保されるよう、国などに対し強く訴えてまいります。

次に、本県の経済状況をどのように分析しているのかとのお尋ねがございました。

知事に就任させていただいた当時、本県経済は人口減少に伴って縮む経済であり、全国的な景気回復の流れにも完全に取り残された状況にありました。

産業振興計画の取り組みをスタートして以降、

本当に多くの方々が地産外商に取り組みられるようになり、今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあります。各種の統計データを見ましても、県内総生産は、平成20年度以前はマイナス成長がベースであったものが、平成20年度以降はプラス成長が基調となり、直近の平成26年度までの間に名目値で3.4%、実質値で4.0%増加しております。

また、1人当たりの県民所得のこの間の伸び率は全国の3倍超であり、現金給与総額さらには労働生産性を見ましても、本県は国を大きく上回る伸びを示しているところであり、県勢浮揚に向け一定の手応えを感じているところであります。

しかしながら、1人当たりの現金給与総額は国を上回る伸びを示しているとはいえ、絶対水準では国の93.2%にとどまっておりますし、人口の社会増減は、近年かつての全国的な景気回復の局面に比べて2分の1程度に改善してきたとはいえ、平成28年度には1,770人減と、社会増減の均衡という目標の実現に向けてさらなる努力が必要な状況にあります。

実際に、対話と実行行脚においても多くの県民の皆様から、子供が地域に残れる仕事が少ない、賃金が低い、事業を拡大したくても人手が確保できないなどといった厳しいお声もお聞きしているところであります。このように、本県は改善傾向が進んだとはいえ、依然として厳しい状況にあるものと考えております。

さらに、完全雇用状態を背景とする人手不足の深刻化という新たな問題も生じており、本県経済の成長を阻む壁になってきております。

このため、今回の産業振興計画のバージョンアップに当たっては、この成長の壁を乗り越える取り組みとして、担い手の確保策の抜本強化と省力化・効率化の徹底に向けたサポートを強化するとともに2つの施策群をより力強く講じるこ

としたところであります。

他方、人口減少の下押し圧力に屈することなく、本県経済の持続的な発展をなし遂げていくために何よりも重要なことは、成長の源泉を継続的に強化し続けることでもあります。

このため、メインエンジンのさらなる強化として、地産の分野では、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築する施策群を強化するとともに、外商の分野では、取引の範囲をさらに拡大する施策群を強化したところでもあります。新たな付加価値の創出が取引の範囲の拡大につながり、取引の範囲の拡大が新たな付加価値の創出を促すという、地産外商の好循環を生み出すよう取り組んでまいります。あわせて、成長を支える取り組みを強化する取り組みとして、人材育成・確保の取り組みや事業戦略策定支援の取り組みなどの施策群を強化してまいります。

こうした第3期産業振興計画ver. 3の施策群を全力で展開し、完全雇用状況下における持続的な拡大再生産の好循環の創出に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若者の県外流出防止の実現に向けて、高知のよさを子供たちに伝えていく機運を高めていくことについてのお尋ねがございました。

社会増減の均衡という高い目標を達成するためには、多くの若者が誇りと志を持って働くことのできる環境をつくり出すとともに、自然や食や歴史、人の豊かさといった高知の誇るべきすばらしさを、子供のころからしっかりと伝えていくことが重要であると考えております。このため小学生から、道徳教育や総合的な学習の時間において、高知の偉人や歴史文化、自然や特産品などを題材とした副読本などを活用し、ふるさとのよさを学び、地域を大切に思う心を育ててまいります。さらに高校生に対しては、各校の特色を生かして地域の魅力や課題を探り活

性化策を考える地域課題解決学習や、地域で活躍する企業の方を招いた講演会などにより、高知への愛着を深め、地域社会に貢献する意識の醸成を図っているところであります。

今後は、こうした学習の機会を拡充するとともに、来年度からは新たに全県立高校で県内企業の見学を実施するほか、定期的な県内産業等の情報提供や就職希望者との企業情報交換会を開催するなど、地域経済を支える県内企業を知ってもらう取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

また、大学生などの新規卒業者の県内就職促進に向けて、来年度はさらに支援策を強化してまいります。特に、県内在住者に対する取り組みを本格化することとしており、県内企業による合同企業セミナーを開催してまいります。さらに、県外在住者に対しては、新たにインターンシップセミナーを開催するほか、高知求人ネットの学生向け情報ページを充実し、県内の仕事を広く紹介してまいります。こうした取り組みを進める際には、県内経営者の熱い生の声を直接伝えるとともに、都会に比べ経済的な負担が少ないことなど、高知で働くメリットを紹介し、より多くの学生や保護者の方々に県内就職への意向を持っていただくよう取り組んでまいります。

こうした取り組みを通じて、田舎だから何もないのではなく、田舎だからこそその価値があることを子供のころから伝えていくとともに、地域地域において多様で魅力ある仕事の創出に、引き続き全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

次に、どのように本県の労働者の賃金を引き上げていくのかのお尋ねがございました。

産業振興計画に取り組む前の平成20年と直近の平成28年の1人当たりの現金給与総額を比較しますと、国の4.7%の減に対して、本県は2.8

％の増となっております。しかしながら、1人当たりの現金給与総額は国を上回る伸びを示してはいるものの、絶対水準では国の93.2%にとどまっているところです。

また、最近のデータとしましては、昨年5月に四銀地域経済研究所が県内企業181社を対象に行った、賃上げもしくは賃上げ予定に関する調査によりますと、そのうち回答のあった146社のうち86.3%が正職員の賃上げを実施しております。賃上げの内容は、ベースアップを実施した企業が全体の30.8%と、前年度の29.0%から微増となっておりますものの、賃上げの勢いはやや力強さを欠いていると言わざるを得ません。

こうした状況も踏まえ、さらなる賃金の引き上げを行っていくためには、まずは企業において賃金の源泉となる安定した収益構造をつくり出していくことが何よりも重要で、このことこそ産業振興計画が目指すところであります。そのため、先ほど申し上げましたとおり、第3期産業振興計画の施策群を、成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する、成長を支える取り組みを強化するという3つの側面からバージョンアップすることといたしております。このバージョンアップする施策群において、設備投資を促進するための新たな利子補給制度の創設など一連の仕組みを一層強化することにより、個々の企業における省力化や効率化に向けたサポートを強化しますとともに、付加価値の高い製品開発への支援など、企業の生産性の向上に力を入れてまいります。

さらに、しっかりとした取り組みの土台となる事業戦略や経営計画の策定につきましても、来年度例えば商工会、商工会議所の経営指導員のサポートを行う経営支援コーディネーターを県内5カ所に新たに配置するなど全般的に支援体制の強化を図るとともに、事業戦略の中に賃

金体系などの労働条件の充実や職場環境の整備といった項目を加え、事業戦略の策定、実行と個々の企業の働き方改革の取り組みを一体で支援してまいります。こうしたことを通じて、事業活動を支えていくための人材の確保や、企業内での人材育成を通じた営業力や製品などの企画開発力の強化などへの支援を行うことで、従業員が育ち、企業の生産性がさらに向上し、もって従業員の賃金もさらに上がっていくといった、個々の企業が先々に向けて続けていける好循環を生み出してまいりたいと考えているところであります。

これら一連のバージョンアップした産業振興計画の施策群を総動員して、第1に企業の力強い収益構造をつくり出していくとともに、第2に事業戦略の一環としての働き方改革を進めていくことにより、県内で働く方々の賃金の引き上げにつなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、新たな管理型最終処分場の必要性を地域の皆様に対して今後どのように説明を行い、どういったプロセスを経て、最終的に建設予定地を決めることになるのか、また受け入れを御了解いただいた地域の振興策についてどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

去る2月1日に開催された新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において、3カ所の最終候補地が選定され、その後3市町の首長及び佐川町議会、香南市議会の議員の皆様には、候補地の選定過程等について御説明をさせていただきました。3市町の首長及び両議会の議員の方々には、候補地選定過程の客観性や透明性及び新たな管理型最終処分場の必要性や安全性などについては御理解いただけたのではないかと感じております。

候補地となった住民の皆様に対しましては、管理型最終処分場は、産業廃棄物の適正な処分

先として、県内事業者の安定した経済活動を下支えするだけでなく、不法投棄の防止といった点からも県内に必要不可欠な施設であること、また有害物を含まない廃棄物のみを埋め立てる施設であり、処分場を屋根で覆い遮水構造とするとともに、施設内の散水に利用した水を浄化して循環利用し、施設外に一切放流しないなど、周囲の環境に影響を与えない安全な施設であることを丁寧に御説明を行いたいと思っています。

あわせて、最終候補地となった3カ所は、防災の観点、住民生活や環境への影響の観点など、合計33の項目をクリアした、災害の発生の可能性や地域住民の生活、環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い新たな施設の整備に適した土地であると考えられることや、それらの土地が客観的かつ科学的で透明性のあるプロセスにより選定されたことについても御理解いただけるよう、丁寧の上にも丁寧に御説明させていただきたいと考えております。これらに加えまして、施設の安全性についてさらに理解を深めていただけるよう、住民の皆様をエコサイクルセンターに御案内し、施設の構造や設備をごらんいただくことも計画しているところでございます。

こうしたことにつきましては、2月26日に開催した香南市香我美町山南地区での住民説明会において御説明させていただいたところであり、今後須崎市及び佐川町の住民の皆様にも丁寧に御説明させていただきたいと考えております。

建設予定地の決定に向けましては、以上のように3市町の皆様に御説明させていただくことと並行して、今後地権者の御了解を得て詳細な現地調査を行い、3カ所の候補地の中で科学的に最適な場所はどこなのかという視点での検討も行ってまいります。最終的には、この現地調査の結果や各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆様への受けとめなどを総合的に検

討し、県議会の御意見も踏まえて建設予定地を1カ所に絞り込みたいと考えております。

地域に対する振興策につきましては、管理型最終処分場は、産業振興、県経済の活性化のために県内に必要不可欠な施設であることから、これを受け入れていただく地元にも、施設の建設が何らかの形で地域の振興につながるよう考えていくことが大事であると認識しており、今後検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区について、そこまで丁寧な協議会での議論にこだわった思いについてお尋ねがありました。

はりまや工区の駅前通りからはりまや橋小学校までの区間は、平成23年に4車線整備が完了していますが、小学校から南側の電車通りまでの区間については、新堀川の水辺空間が大切であるという声が高まり、工事を中断しています。工事中断区間においては、4車線から2車線に絞り込んでいることから渋滞が発生し、また歩道が狭く、通学児童や高齢者の安全が損なわれています。

一方で、江戸期から残る掘り割りや市街地に希少動植物が生息する新堀川の自然環境は大変貴重なものであると考えます。そのため、交通量調査、シオマネキの生息調査及び駐車場の一部撤去による日照試験を継続し続け、中断期間の5年間を含め約10年間にわたりデータを収集し、これをもとにカニや水生植物などの専門家から成る委員会において、自然環境の保全方法について検討いただきました。

このように、豊富なデータと専門的な知見が得られたことから、中断区間の整備のあり方について議論を行う場を設けることが必要と考え、昨年6月にまちづくり協議会を立ち上げたところであります。

まちづくり協議会では、地域を代表する方、地域の環境保護活動に取り組む方、学識経験を有する方など、立場の異なる委員の皆様にも、安全で円滑な交通の確保や、希少動植物が生息、生育する環境の保全、歴史や文化の保存と再生、そしてまちづくりの4つのテーマを論点として議論を行っていただきました。また、広く県民の皆様から御意見をいただくために、2回のパブリックコメントを行い、多くのさまざまな御意見をいただきました。さらに、有志の方々からの御提案についても、協議会の場で議論をしていただいたところです。協議会の会長からは、4つのテーマは全て重要だが、立場によって思い入れや価値観が異なるため、全てのニーズを100%満たすことは困難で、またいずれか1つを満たすことで他のテーマに大きく不満を残すことは適切ではないとの報告をいただいたところでもあります。

はりまや工区は、県民の皆様にとりまして非常に関心が高く、またさまざまな御意見がある中で、4つのテーマの調和を図ることは非常に難しい判断が必要だと考えます。このため協議会において、議論に議論を重ねることが、最終的に県民の皆様にとって御理解をいただける計画案につながると考え、これまで丁寧な対応を行ってきた次第です。

協議会委員の皆様には、昨年6月からことし2月までの長期にわたり、計5回の協議で議論を深め、提言を取りまとめていただいたことには大変感謝しております。

次に、速やかに最終判断をして次のステップに進むべきではないかとのお尋ねがありました。

本年2月の第5回まちづくり協議会において、工事中断区間の整備のあり方として、4つのテーマの調和を図った新たな道路計画案がふさわしいとの提言が取りまとめられました。協議会では、会長を除く10名の出席委員のうち8名から

賛同を得られましたが、一方で2名の委員は、取りまとめには時期尚早であるとの理由から反対を表明されました。

協議会やパブリックコメントで示された自然環境や歴史、文化の保全が大変重要であるとの意見については、重く受けとめなければならないと思っております。

他方で、議員御指摘のとおり、歩道が狭く、通学児童や高齢者の安全が損なわれており、対策が求められていることは十分認識しています。このため、協議会での議論の過程をいま一度確認し、高知市の意見をお聞きした上で、速やかに最終的な判断を行いたいと考えております。

次に、看護職員のワーク・ライフ・バランスの推進などに関する国への要請についてお尋ねがありました。

看護職員が安心して働き続けられるようにしていくためには、勤務環境の改善対策は重要な課題であります。中でもワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境づくりを推進していくことは大切であり、日本一の健康長寿県構想においても、この点について取り組みを進めているところであります。具体的には、院内保育所の運営に対する支援のほか、病院の看護管理者や事務長などを対象とした看護管理者研修では、病院経営や管理、人材育成を含めた働きやすい職場づくりのための研修やワークショップを開催しています。また、県に設置している医療勤務環境改善支援センターでの相談窓口の設置や、社会保険労務士や医業経営コンサルタントによる専門アドバイザーの派遣なども行っております。

他方、国に対しましては、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして、多様な保育サービスの拡充、長時間労働の是正や女性の復職、再就職への支援の拡充など、ワーク・ライフ・バランスの推進による働

きながら子育てしやすい環境づくりについての提言を行ってきたところです。また、国の子ども・子育て会議においても、幼児教育・保育、子育て支援の量的拡充と質の向上を図るための子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の安定財源の確保について訴えてきました。

今後は、議員御指摘の点も踏まえ、看護職員の負担軽減や看護補助者との業務分担など、勤務環境改善の取り組みについて診療報酬上の評価を拡充することや、院内保育所の運営支援など少子化対策・働き方改革に係る事業に対しては地域医療介護総合確保基金において重点配分することなどについても、関係者からの御意見もお伺いしながら国に政策提言をしてまいりたいと考えております。

次に、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者への支援についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございました山崎さんの行動力に心から敬意を表します。障害のあるお子さんを育てながら、一念発起をされ事業所を立ち上げられて、さまざまな御苦勞がおありだろうと、本当に頭の下がる思いであります。

県では、日本一の健康長寿県構想をバージョンアップし、今年度から医療的ケアの必要な子供などとその家族への支援の強化という項目を掲げ、支援にかかわる方々や御家族の御意見をお聞きしながら、個別の状況に応じたきめ細やかな対策を講じているところでございます。具体的には、保育所に通わせたいという声に対応しますため、保育所への加配看護師の配置や、訪問看護師が保育所へ出向いて行う医療的ケアなどへの助成制度を創設しましたほか、支援の中核を担う相談支援専門員のスキルアップを図るための研修や、家族の精神面への支援を推進するため、重症心身障害児・者の御家族をピアカウンセラーとして養成することなどに取り組

んでまいりました。来年度は、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者に対する支援のコーディネート機能の強化に向けた、相談支援専門員の研修の拡充にも取り組んでまいります。

また、議員からお話のありました通所サービスにつきましては、サービス量の確保を図るために適正な報酬設定を行うよう国に働きかけてきました結果、平成30年度の報酬改定におきまして、看護職員の加配を評価する加算の創設など、支援の充実が一定図られたところです。

こうしたことを受け、通所サービス事業所での医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の受け入れが進みますよう、各事業所と協議を行ってまいります。こうした中で、さらに改善を要することにつきましては、必要に応じて国に政策提言を行ってまいりますとともに、県独自の支援策も検討してまいります。こうした支援策の一環として、医療的ケア児がより身近な地域で支援を受けられることを目指して、県及び各障害保健福祉圏域に、医療的ケア児の支援について協議する場を新たに設置し、それぞれの地域における課題の解決やサービス提供体制の検討を行うなど、障害児支援の充実につなげてまいりたいと考えております。

次に、新食肉センターの開業に向けて、今後の取り組みと出資者としての県の役割についてお尋ねがございました。

お話にございましたように、2月2日に開催されました第7回高知県新食肉センター整備検討会において、新センターの業務として、屠畜に加え、競り、加工、卸売などを行うこと、県とJAなどが出資して新会社を設立して運営すること、これまでの食肉流通事業の経験や知識を生かし、JAが中心となって運営を担っていくこと、県、市町村、JAなどで整備費用を負担することなどを内容とする、意見の取りまとめを行っていただきました。

一方で、新センターの稼働までには、新会社の設立や施設の設計など、まだまだ取り組むべき多くのことがございます。そのため、今後は取りまとめられた方向性に沿って、県やJA、高知県中央食肉事業協同組合、学識経験者の方々に組織するワーキンググループで、まずは新会社設置に向けた定款、出資金の額や割合、組織体制の検討や基本設計の準備などを行ってまいります。

現在の高知県広域食肉センターにつきましては、これまで関係者の皆様の御努力により長い間支えられてきましたが、施設の老朽化や屠畜頭数の減少などから厳しい経営状況が続き、設置主体である一部事務組合の議会は、現体制による屠畜事業を廃止することを決議しております。しかしながら、食肉センターは、これまでも申し上げてきましたとおり、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていくための公共インフラとして重要な役割を担っており、本県の畜産振興、さらには食肉の安全な供給という観点から、産地や消費地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設であります。

このため、新センターでは、これまでの屠畜に加え、民間が行っている競り、部分肉加工、内臓販売、さらには現在県外に出荷されている乳用・廃用牛の集荷や農協直販所への畜産物の卸売などの事業を取り込み、新たな利益を生み出すこととしております。これらの事業が着実に採算ベースに乗り、将来にわたり経営の安定化が図られるよう、県は産業振興計画に基づく増頭計画の推進や県産畜産物の販路拡大などの取り組みを行って、新センターの経営環境を整えるとともに、主体的に運営にかかわっていくという強い決意を持って、新会社に対して出資を行うこととしております。さらに、県は出資者として、地方自治法に定められている予算執

行状況の調査や監査を行うとともに、適切な知見を有する人材の登用や組織内部における職務権限や責任、サービス、資金の管理運用などの重要事項について、株主総会で発言を行うなど、しっかりと運営にかかわってまいりますし、その際には市町村の御意見も十分にお伺いしてまいります。

新たなセンターが、生産農家だけでなく流通・加工業者、小売業者、飲食業者、宿泊業者や消費者など、全ての県民の皆様が恩恵を受けられるよりよい施設となるよう、その実現に向けて真正面からかかわり、主体的に役割を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、JAグループの大規模直販所を核とした複合施設構想に対する期待についてのお尋ねがございました。

JAグループ高知では、来年1月に発足される県域JAの重点的な取り組みとして、全国最大級の売り場面積を誇る大規模直販所を核とした複合施設を高知市内に整備する構想を進めておられます。この構想が実現すれば、こだわりの農産物から、これまで売り先のなかった規格外品に至るまでのさまざまな農産物や地域の特産品が、県内全域から同直販所に集まり販売されることとなり、これにより全県的に見れば地産地消の拡大につながりますし、また地域地域にとっては地産外商につながるものと期待しております。加えて同直販所は、高知インターチェンジに近いことから、マイカーやバスなどで県外客が来店することも期待されるところであります。

さらに、大規模直販所を運営する子会社と地産外商公社や高知家の魚応援の店などが連携することにより、県内全域からさまざまな農産物などが集まる強みを生かした、多様な地産外商の拠点としての新たな機能が発揮されることとなることにも大いに期待しております。本県

のこだわりの農産物などの逸品を県外のさまざまな実需者や消費者に外商することは、その直接的な経済効果に加えて、本県農産物のよき広告塔になるという間接効果をももたらすものと考えております。このことが市場を通じた基幹流通にも波及効果をもたらし、さらなる生産拡大につながるという拡大再生産の好循環に至ることを大いに期待しているところであります。

また、併設される複合施設には、県内各地から特産品を集めたセレクトショップや地域の観光情報の発信拠点、イベント広場も常設されると聞いており、県内の特産品や観光情報を提供できる本県のランドマーク的な観光拠点になることも期待できます。

このように、さまざまな相乗効果が期待される大規模直販所を核とした複合施設の機能と産業振興計画の政策群との連携を図ることで、県とJAグループの共通の目指すところでもあります、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に向けた取り組みが前進するものと期待しているところであります。このため県といたしましても、ハード・ソフト両面から大規模直販所の整備を積極的に支援することとし、国の経済対策に県費を加えた補正予算を今議会に提案させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 産業振興計画の中で、高等技術学校をどのように位置づけ、企業のニーズに添えていくのかとのお尋ねがございました。

県では、高等技術学校での訓練のあり方、また産業界や地域から求められている人材育成などの方向性や基本的施策を定めた、高知県職業能力開発計画を5年ごとに策定しております。

また、これを踏まえて産業振興計画の中で、

高知、中村の両高等技術学校をそれぞれ機械系ものづくり分野、建築分野といった第2次産業分野の人材育成の機関として位置づけ、毎年度、雇用情勢や産業界のニーズなどを反映した具体的な訓練計画を定め、実行しております。

高等技術学校の訓練生の育成に当たりましては、常日ごろから企業訪問や県工業会などの業界団体との会合などを通じて業界のニーズの把握に努めており、その中で新基準や新技術などに対応できる国家資格や訓練課程で得られる資格以外に、業務に関連をする資格の取得など、企業の皆様からのニーズに基づいて、それらの資格取得が可能なカリキュラムの追加や見直しのほか、多様な資格取得のための特別教育や技能講習を実施しております。そして、その上で多能工として活躍し得る幅広い技術の習得にも力を入れて取り組んできているところでございます。

また、近年企業の皆様からは、企業に在職する方の技術や技能の向上に対する要望もふえてまいりましたことから、平成26年度以降、高等技術学校が実施する従業員を対象とした在職者訓練のメニューやコースを大幅に拡充しまして、平成25年度は13コース、定員が112名であったものを、平成28年度には46コース、定員を359名までふやしてまいりました。

来年度は、平成28年度からスタートしました第10次職業能力開発計画の中間年に当たりますことから、計画後半の対策の強化に向けまして、訓練カリキュラムや在職者訓練などについて検証を行い、県内企業の生産性向上につなげていくための人材育成策のさらなる拡充や新たな取り組みなどを検討してまいりたいと、そのように考えております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 管理型産業廃棄物最終処分場の候補地について、説明会に

おける地元議会や住民の反応はどうであったのかのお尋ねがありました。

3カ所の最終候補地の地元議会及び住民の皆様に対しましては、2月19日に佐川町議会、2月22日に香南市議会、2月26日に香南市香我美町山南地区において説明の機会を設けていただき、候補地選定の過程を初め、新たな管理型最終処分場の必要性や安全性などについて御説明をさせていただきました。

両議会の議員の皆様には、先ほど知事が申し上げたとおり、今回の候補地選定が客観的かつ科学的で透明性のあるプロセスにより行われたことや、最終処分場の必要性、安全性などについては御理解いただけたのではないかと考えております。

議員の皆様からは、最終処分場の安全性のほか、埋立終了後の廃棄物の管理の仕方や跡地の活用方策などに関する御質問をいただくとともに、住民の方々には産業廃棄物や管理型最終処分場がどういったものであるかについても十分に説明する必要があるといった御意見などをいただきました。議員の皆様からの御質問や御意見については、住民の皆様への説明にも反映させていただくことができ、その点におきましても大変ありがたく感じたところでございます。

また、香南市香我美町山南地区では、約60名の住民の皆様に参加いただき、説明会を開催させていただきました。住民の方々からは、最終処分場の地震対策などの安全性に関する御質問を初め、最終候補地となったことを突然知らされたことに対する疑問や、既に地域に複数の大規模な開発工事を受け入れているところにさらに最終処分場の候補地となったことを不服とする御意見、また工事車両等の通行による通学時の影響を心配する御意見など、たくさんの御意見や御質問をいただきました。

県からは、地震対策については耐震基準を満

たす設計とすること、また最終候補地となったことを突然知らされたことに対する疑問の御意見には、土地の先行取得などを防ぐため、やむを得ず非公開で審議を進めてきたものであることを御説明させていただくなど、一つ一つの御意見、御質問に丁寧にお答えをさせていただきました。

説明会は夜の7時から開催し、御多用の中、そして仕事でお疲れにもかかわらず、多くの方々に御参加いただき、たくさんの御意見や御質問をいただくことができました。また、御意見や御質問をいただくことによりまして、施設の安全性などについてより詳細に御説明させていただくことができ、有意義であったと感じており、いただいた御意見などに対する対応策などを検討していきたいと考えているところでございます。

今後、3月7日に須崎市議会及び須崎市神田地区の皆様に参加して説明をさせていただく予定であり、佐川町加茂地区の皆様にも説明をさせていただくよう現在日程を調整中でございます。

それぞれの候補地の関係者の方々に対しましても、管理型最終処分場の必要性や安全性、そして候補地として選定された過程などについて丁寧にお答えさせていただきますことによりまして、最終処分場の整備について御理解いただけますよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、土地開発公社について、平成20年をめどに廃止をするとの方針が出されていたが、なぜ今までかかったのかのお尋ねがございました。

平成16年3月の公社等改革推進会議におきまして、公共事業の減少や地価の下落などにより、

公社の使命、役割は小さくなっているとして、先行取得業務を主体として経営を確保しつつ、長期保有地の処分に取り組むことにより、おおむね5年をめどに公社を廃止するとの方向性が出されました。

この長期保有地のうち最大の課題となっていたのが、最も規模が大きく、かつ最も価値の高い秦南団地です。これまでその利活用や処分について、平成6年から庁内で検討してまいりましたが、具体的な利活用方針の決定に至らなかったことから、検討を継続する間、公社を存続してきたものでございます。

そのような中、平成25年8月に秦南団地に高知赤十字病院、高知市北消防署を整備する方針を決定し、この方針に沿って順次売却を行ってきたところですが、昨年9月までに売却がほぼ完了し最大の課題が解決したことから、公社廃止に向けて具体的な手続に着手をしたものでございます。

次に、公社の債務処理のタイミングと債権放棄に対する考えについてお尋ねがございました。

公社保有地につきましては、これまでの地価下落などにより含み損が生じており、今後の地価の上昇も見込むことができない状況の下で、負担が最小となるタイミングで、かつ新たな県民負担を生じさせずに含み損を処理する方法を検討してきたところでございます。

公社保有地の中でも最も価値の高い秦南団地につきましては、昨年9月までに大半を売却することができました。このため保有地全体の含み損については、県の土地開発基金を取り崩すことによって、新たな県民負担を生じることなく処理するめどが立ちました。仮に来年度以降も公社が残りの保有地を保有し続けた場合、保有地取得のために行った借入れの金利は依然として発生し続けます。一方で、これまで借入金金利に充てていた株式会社イオンモールからの

貸付収入がなくなるため、新たな県民負担が生じることとなります。以上のことから、今のタイミングで公社の債務処理を行うことが、県民の負担を最小化することとなり最善であると判断をしたものです。

また、保有地の含み損については、これまでの社会情勢の変化などによる地価の下落によって生じたものと考えます。今後も地価の上昇を見込むことができない状況において、県の貸付金については、公社の資産からできる限り弁済を受けた上で、その残りの額について債権放棄を行うことはやむを得ないものと考えております。しかしながら、用地を取得した当時は、住宅需要の高まりの中、土佐道路などの大規模事業を進めるために代替地を準備しておくことが求められていたとはいえ、当時の判断に見通しの甘さがあったと言わざるを得ないものと考えます。

これまでも、将来の見通しや事業の効果を見きわめた上で事業を行ってまいりましたが、今回の経験を踏まえ、より一層効果的な事業推進に努めてまいります。

次に、代物弁済により取得する土地の利活用についてお尋ねがございました。

公社から代物弁済により県が取得することとなる土地につきましては、売却等の処分のほか、県における利活用策もあわせて検討してまいります。特に、議員からお話のありました鏡岩団地につきましては、これまでも処分等について検討してまいりましたが、具体的な利活用の方針は決まっておりません。今後、鏡岩団地は代物弁済により県有地となることから、公共目的としての利活用を検討したいと考えております。その際は、面積が広大で、南海トラフ地震時も浸水しないという特性を踏まえ、県民の皆様にも有効に使っていただけるよう、さまざまな視点から利活用策について検討してまいります。

最後に、用地職員の具体的な育成方法についてお尋ねがございました。

現在、公社が受託しております四国8の字ネットワーク事業について、県が受け皿となるためには、高速道路整備事業特有の用地国債事務に職員が習熟する必要があります。具体的には、用地交渉前にあらかじめ土地の買収単価や物件等の補償額を定めた基準書を作成し、四国地方整備局長の承認を得る必要があります。また、この基準書は事案によって内容が異なることから、損失補償の理論に関する高度な専門知識が求められます。現段階においてこのような専門知識を持っているのは公社の職員しかおらず、かつ地権者との強い信頼関係を持っており、今後この貴重なノウハウを県に引き継ぐためには、公社を5年間存続させ、この間人材育成の場として活用することといたしました。

来年度からは、新たに育成する県職員を公社に派遣し、公社職員とペアで実務に当たらせ、必要となる知識やノウハウをマンツーマンで習得させることにより、用地職員の育成を図ってまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、新専門医制度における結果の受けとめと改善策についてお尋ねがありました。

高知県内では、内科や外科など19の基本領域全ての研修プログラムが整備され、本年4月の開始に向け、専門研修プログラムに参加する医師、いわゆる専攻医ごとの具体的な研修計画の作成などの準備が進められています。県内の専攻医の採用状況は、昨年12月に公表された1次募集では、議員御指摘のように、外科が1人、内科が5人を初め、合計40人でしたが、2次募集で新たに10人が登録した結果、本年4月以降に新たに専門研修に参加する医師は50人となりました。これは、制度の変更はありますが、初

期臨床研修を終えて県内で後期研修を行う医師が昨年度は38人でしたので、県全体で見ると12人の増、また県内の中核的な医療機関に医師を送り出している高知大学医学部附属病院は13人増の39人と、ともにこの10年間で最も多くなるなど、本県にとってはよい結果になったと考えています。

診療科別に見ますと、最近3年間採用がなかった放射線科や形成外科を含む17領域で専攻医が採用でき、総合診療科が5人、内科も8人に増加するなど、よい結果が見られる一方で、残念ながら外科は1人という状況です。これは、外科の基本的な領域とサブスペシャリティー領域と言われる消化器外科や心臓血管外科など、さらに専門的な領域との関連性がわかりにくい状況にあることなどから、研修医が診療科を選ぶ際に戸惑いがあったからではないかと考えています。ただ、整形外科と脳神経外科を8人が選んでいるなど、外科系が必ずしも少ないということではありませんので、外科のプログラムに関係する方々には、研修医への情報提供や勧誘に一層力を入れていただくようお願いをしていきたいと考えているところです。

今後、新専門医制度のうちのサブスペシャリティー領域の詳細な制度設計の議論が進んでいきますが、県としては、それが専門医を目指す人にとってわかりやすいものとなるよう、国や日本専門医機構に対して要望していくとともに、県内のプログラムがより充実したものとなるよう、引き続き大学など研修病院に対して働きかけていきます。

次に、県内の病院における夜勤状況や院内保育所の設置状況についてお尋ねがありました。

高知県看護協会が平成28年に実施した、看護師の夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及に関する実態調査によりますと、回答率は30%ですが、3交代制病院で平均夜勤回数が、ガイドラ

インが定める8回を超えている病院が40.0%、2交代制病院では4回を超えている病院が71.9%となっています。調査時期が異なるものの、日本看護協会が平成26年に行った全国調査より、3交代制病院で5.5%、2交代制病院で14.7%高い状況です。

また、院内保育所の設置状況は、地域医療介護総合確保基金を財源とした院内保育所運営支援事業費補助金を活用している病院が27、内閣府所管の企業主導型保育事業を活用している病院が1つ、独自の財源により院内保育施設を運営している病院が13で、県内128病院のうち約3分の1の41病院に院内保育所が設置されています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○**地域福祉部長(門田純一君)** まず、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している、いわゆる重症心身障害児・者のうち在宅の方の状況についてお尋ねがございました。

県では、昨年度在宅の重症心身障害児・者の状態や御本人を取り巻く状況を記載いたしましたアセスメントシートを保護者の同意のもとに市町村に作成していただき、医療的ケアや介護の状況などを把握したところでございます。昨年1月時点におきまして、アセスメントシートの提出がありました重症心身障害児・者は全体で119人、うち18歳未満の方が50人、18歳以上の方が69人となっています。

圏域別では、高知市を含む中央西圏域が72人と最も多く、中央東圏域と幡多圏域がそれぞれ18人、高幡圏域が6人、安芸圏域が5人となっております。市町村別では、高知市が60人と最も多く全体の半数を占めており、その他の市部が39人、町村部が20人となっております。

また、重症心身障害児・者の87%の方が医療的ケアを必要としていること、65%の方が移動が困難であったり、寝たきりであったり、全介

助が必要であったりと、日常生活での支援を多く必要としていること、さらに89%の方が仕事と介護の両立が難しい、病気や高齢などの理由で介護に不安があるなど、介護面での課題を抱えていることなどの状況が確認できました。

これらの内容につきましては、施設入所を希望される方の中から入所候補者を選定する際の基礎資料として活用しますほか、重症心身障害児・者の支援策の検討に活用しております。さらに、今年度は、これまでに提出をいただきましたアセスメントシートの更新とともに、重症心身障害児には該当しないものの医療的ケアが必要な子供に調査の範囲を広げ、その実態の把握に努めているところでございます。

次に、重症心身障害児・者の通所ニーズと対応ができる事業所の整備状況について、また新たな事業所の開設支援や現在の事業所の拡充支援についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

県内の重症心身障害児・者を主たる対象とする通所支援サービス事業所につきましては、18歳以上が利用する生活介護が6カ所、18歳未満の就学後の子供が利用する放課後等デイサービスが8カ所、そのうち6カ所は就学前のお子さんを対象とする児童発達支援事業も実施しております。これらの事業所は高知市に偏在をしており、高知市以外では、南国市に土佐希望の家が、宿毛市に幡多希望の家があるのみの状況となっております。

今後の通所サービスの利用に関するニーズにつきましては、今年度障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する中で、市町村とともにアンケート調査などを行い、その結果などから新たな事業所の開設や既存の事業所の拡充支援とあわせて、利用者が少なく事業所の参入が進みにくい地域では、重症心身障害児・者を主たる対

象としていない事業所でも医療的ケアが必要な利用者を受け入れていただくことが必要と考えております。

こうした中、知事からお答えしましたように、平成30年4月の国の報酬改定におきまして、看護職員の加配や外部の看護職員を活用した長時間支援を評価する加算の創設、手厚い人員体制による送迎を行う場合の加算の拡充などの見直しが行われております。まずは、こうした加算制度を活用することで受け入れ体制の拡大ができないかを、各事業所と意見交換してまいりたいと考えております。

さらに、通所支援事業所などの職員を対象にした医療的ケアが必要な利用者の支援に関する研修などを実施することで、重度の障害のある人への適切な支援が行える専門人材の確保などにも努め、サービス提供体制の拡充に取り組んでまいります。

最後に、再犯防止推進法に掲げられている地方公共団体の責務や、努力義務である地方再犯防止推進計画の策定についての現状と今後の対応についてお尋ねがございました。

再犯防止の取り組みにつきましては、保護観察所や矯正施設といった国の機関において各種の社会復帰支援の取り組みが実施をされていますが、県におきましても、平成23年6月から地域生活定着支援センターを設置し、刑務所等の矯正施設を出所する高齢者や障害者について、できるだけ早期に適切な医療や福祉サービスにつなげるための支援に取り組んでいます。また、この法律の対象となっている非行少年の非行をなくすことにつきましても、高知家の子ども見守りプランに基づき、県教育委員会や県警と連携をして非行の未然防止や立ち直り支援などにも取り組んでいます。

国の再犯防止推進計画を勘案して策定する県の計画につきましては、昨年10月から国の関係

機関である保護観察所や矯正施設等と県の関係部署による勉強会を2回開催し、国の施策の動向やそれぞれの取り組み状況などの情報を共有するなど、計画の策定に向けた準備を始めたところです。昨年12月には国の再犯防止推進計画が閣議決定をされましたことから、今後は国の機関とも連携をし、県内における犯罪をした者等の実態や支援ニーズを把握した上で、地域で取り組むべき課題を明らかにするとともに、保護司の方々を初めとする関係者の皆様の御意見もお聞きしながら、県の再犯防止推進計画の早期策定に向けて取り組んでまいります。この計画を策定する中で、犯罪をした者等が地域で孤立することなく社会の一員として円滑に復帰することができるよう、法に規定をされています地方公共団体の責務として、本県の状況に応じました施策のさらなる拡充も検討してまいりたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、新食肉センターの設備に対する市町村の負担についてのお尋ねがございました。

新食肉センターの施設整備につきましては、県とJAなどが出資して新たに設立する新会社が行い、施設の整備費のうち非収益部門である屠畜部分につきましては県と市町村が負担し、収益部門である加工などの部分についてはJA等が負担することとしております。食肉センターにおいて、冷蔵庫や空調などの設備は、屠畜を行う上で建物とともに必要不可欠なものであり、新センターの建設に当たりましても、屠畜部分の設備については建物の整備費と同様に、市町村に御負担をお願いしたいと考えております。また、遠い将来において施設を建てかえる際には、今回新たに食肉センターを整備するケースと同様、改めて市町村と協議させていただきたいと考えております。

一方で、将来の施設の建てかえまでに生じる建物や設備の維持修繕費、また設備の更新費用、さらには機能向上を図るための新しい設備の導入費用などにつきましては、経営に伴うコストとして考えるべきものでありますことから、新会社の純利益の積み立てなどでその都度対応し、市町村に対しましては改めて負担を求めない方向で、新センター整備に向けて検討を行うワーキンググループで協議してまいります。なお、当然のことではございますが、設備は建物とともに新センターを運営する新会社のもと、適正に使用するとともに、適切かつ十分なメンテナンスを施すことにより、耐用年数を迎えた後もできる限り長期間使用できるよう努めてまいります。

次に、新たに組み込んでいく担い手確保対策や次世代こうち新畜産システムがどのように増頭に結びついていくのかのお尋ねがございました。

これまで県では、畜産の担い手となる後継者が規模拡大したり、新規就農する際に大きな負担となる畜舎整備や家畜の導入など、ハード面を初めとする初期投資への支援を行ってまいりました。そうした中で、畜産の就農希望者に対するワンストップの相談窓口がないことや、農業次世代人材投資事業などの支援を受けられる条件である、同一市町村内での研修と就農が難しいこと、また畜産の実践的な知識や技術を学ぶ場がないことなど、ソフト面の課題が明らかとなってまいりました。

そこで、来年度から一般社団法人高知県畜産会と連携し、同会に畜産就農相談窓口を設置するとともに、同会が県域産地提案書も策定することにより、県域を1つの産地とみなして、県内であれば研修地に限定せず就農支援が受けられるよう取り組んでまいります。あわせて畜産試験場に畜産版担い手育成センターとしての機

能を持たせるため、新たに担い手育成畜舎を設置し、これらの取り組みによりまして今後の増頭にも対応できる、年間3名程度の担い手を確保・育成してまいります。

一方、生産者、特に新規就農者など経験が浅い方などにとりましては、母牛の発情を見逃し人工授精のタイミングを逃してしまうことが、子牛の生産性向上を妨げる大きな課題となっています。そのためIoTを活用し、首に取りつけたセンサーが発情を感知した際には、電子メールなどにより生産者や人工授精師などに通知するシステムの導入を目指し、来年度からはシステムの実証実験を行うなど、子牛の生産性5%向上を目標に取り組みを進めてまいります。

さらに、増頭が加速化することで必要となる畜舎の整備に当たっては、臭気や排水、騒音など周辺環境への対策が課題となってきます。そのため来年度から、臭気対策などの最新技術について、有効性や導入コストの検証を行い、地域の実情に合った施設の導入促進も図ってまいります。

こうした新たな取り組みによりまして、担い手を確保するとともに、IoTや環境対応型施設といった先進技術を次世代こうち新畜産システムとして構築することにより、生産性の向上と生産基盤の拡大を図り、さらなる増頭に結びつけてまいります。

次に、米の生産調整についてお尋ねがございました。

主食用米の生産数量目標につきましては、生産者の自由度を拡大させるという観点から、平成30年産からは国による提示が廃止されております。しかしながら米の需給に関しましては、生産が過剰になった場合には、米価の下落による生産者の経営悪化を招くおそれがあることから、引き続き需給バランスのとれた生産を行っていくことが重要であると考えております。こ

のため県では、平成30年産については、県全体の生産数量目標を設定し、市町村や地域農業再生協議会に対しまして、それぞれの生産数量の目安をお示ししたところです。

平成29年産の本県の主食用米の作付面積につきましては1万1,500ヘクタールであり、30年産の県の生産数量目標としている1万1,138ヘクタールを達成するためには、さらに362ヘクタールの面積を減らす必要があります。これは、直近2年の減少面積が年間200ヘクタール程度にとどまっていることに鑑みますと、目標達成に向けては、県、市町村、JA、そして生産者が一体となったオール高知による取り組みの推進が不可欠であります。そのため県では、市町村やJAとともに米の生産者を個別に訪問し、需要に応じた生産の必要性や産地交付金などの制度について直接説明を行うなどにより、主食用米からの転換を促してまいります。さらに、米の系統出荷率の低い本県では、民間集荷業者の御理解、御協力も不可欠なことから、民間集荷業者の方々に対しましても、県の農業再生協議会への参加を呼びかけるなど、目標達成に向けてともに取り組んでいただきますよう働きかけていきたいと考えております。

次に、県としての米販売戦略についてお尋ねがございました。

生産者の所得向上による水田農業の活性化を図るためには、全国平均を大きく下回り20%以下で推移している高知県産米の1等米比率を高めること、さらには食味を向上させることや、販売促進活動を強化することといった、生産と販売両面での取り組みによります、今後の販売戦略が重要であると認識しています。

そのため、まず生産面におきましては、1等米比率が高く食味のよい極わせの新品種、よさ恋美人を来年度から本格的に導入し、食味に課題がありました極わせのナツヒカリからの転換

と、コシヒカリの1等米比率向上が求められる地域への普及を、JAグループとともに推進することにより、平成30年度作付予定の100ヘクタールから、35年度には1,000ヘクタールにまで面積の拡大を図ってまいります。こうした取り組みによりまして、平たん部で7月・8月収穫のよさ恋美人とコシヒカリ、中山間部で9月収穫のヒノヒカリ、そして全国食味コンテストでの入賞や食味ランキングで特A評価の実績を誇る10月収穫のにこまるへとつながる、食味のよい新米のリレー出荷体制の確立を図ってまいります。

一方、販売面におきましては、リレー出荷が県産米のブランド化に結びつくよう、県産の水産物や農産物を利用していただいている、高知家の魚応援の店などの県外飲食店への営業など、効果的な販売促進活動をスピード感を持って実施してまいります。また、生産者、JAグループ、民間集荷業者が一体となって、県内での消費拡大と県外での販売促進キャンペーンなどを効果的に実施する体制の構築に向け、県が協議の場を設けてその実現に取り組んでまいります。こうした取り組みによりまして、県産米全体の評価の向上と販売価格の上昇による生産者の所得向上、そしてさらなる高品質米の生産拡大への好循環につなげてまいります。

次に、平成31年1月から実施される収入保険への加入者数はどれくらい見込まれるのか、また今後収入保険への加入促進をどのように図っていくのかについてお尋ねがございました。

収入保険への加入につきましては、青色申告の実施が要件となっておりますので、昨年1月以降NOSA I高知が中心となり、青色申告についての広報や制度の周知を行うとともに、品目別の生産者団体や指導農業士会などに対して地域での説明会を開催し、県でもホームページへの掲載や関係機関への広報など、制度への加

入促進を図ってきたところです。

収入保険への加入の是非は農家の判断に委ねられますので、国は加入者数の目標としては特に設定しておりませんが、NOSA I 高知では昨年からアンケート調査及び聞き取り調査を実施しており、現在までに約3,400人の方々から回答をいただき、その結果では、加入したいまたは検討中とされた方が合わせて3分の2程度であるとお伺いしております。収入保険制度は、野菜価格安定制度など類似制度と重複加入ができないこともあり、どの制度を選択すればよいか迷われている農業者の皆様もいらっしゃるようにお伺いしております。このためNOSA I 高知では、今後も集落座談会等の場を活用して制度の説明を行うとともに、ホームページに収入保険試算ソフトも掲載するなど、農業者が自分に合った選択ができるよう努められているところです。

県といたしましても、NOSA I 高知と連携し、農業者の皆様が制度を十分に御理解された上で最善の選択ができますよう、今後も引き続きしっかりと制度の周知を行ってまいります。

最後に、大規模直販所について県内各地の直販所への影響をどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

J Aグループ高知が高知市内で計画を進めております大規模直販所は、県内全域から農産物を集荷し販売することから、議員のお話にもございましたように、県内の直販所の関係者等からは、顧客数が減少するのではないか、また出荷量が減少するのではないかといった懸念の声があることは承知しております。

このうち顧客数につきましては、本県の直販所の特徴は、良心市などから発展してきた地域密着型であり、顧客は地元の固定客が中心であること、大規模直販所の顧客ターゲットは、現在のとさのさとの顧客に加えて、県内外の業務

筋や併設される量販店の顧客、さらにはインターチェンジに近いことから県外客も見込んでいることなどから、顧客数への影響は少ないと考えております。また、出荷量につきましても、大規模直販所では、これまで出荷されていなかった規格外品等も集荷し、出荷量を確保すること、生産者に苗や資材等の購入費を助成し、生産拡大にも力を入れること、各地の直販所とは商品を融通し合う直販所間のネットワークの構築を検討していることなど、全体の出荷量をふやす取り組みを進め、各地の直販所とも相互補完を図りますことから、影響は少ないと考えております。

県といたしましても、大規模直販所の整備を契機に、各地の直販所とも連携し、さらなる生産拡大はもとより、地産地消の拡大、さらには地産外商や観光といった相乗効果にもつながりますよう、しっかりと支援してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) まず、スポーツ振興に関して、全高知チームの運営上の課題についてお尋ねがございました。

この新しい全高知チームは、本県の競技力の向上に向けて、競技ごとに県内の有望選手を集めた常設のチームとして、全国のトップレベルの指導者を特別強化コーチとして招いて、質の高い強化練習を実施することとあわせて、県内指導者の指導力の向上も図ろうとするものでございます。

議員のお話にもございましたが、例えば中高生の場合、全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会などでは学校単位で大会に出場する機会が多く、また日常の活動も学校の運動部活動を主体として行われており、学校単位の意識が強いといったことがありますので、運動部に所属する選手が、学校の枠を超えて全高知チームの練習に参加できる環境をつくるのが運営

上の課題として、まず挙げられます。このこと
に対しましては、これまでも国民体育大会では
学校の枠を超えた高知県選抜チームを編成して
きておりますが、全高知チームは新しい取り組
みでもありますので、選手の在籍する学校にそ
の意義や具体的な内容などを丁寧に説明を行う
ことにより対応してまいりたいと考えておりま
す。

また、練習場所の確保についても課題が考え
られます。全高知チームは、競技団体が指定し
た拠点を中心に活動することにはしていますが、
他の競技の大会日程などの都合により使用でき
ない場合もあります。こうした場合は、高知県
体育協会や競技団体、施設管理者などとも連携
して、利用施設の調整を行うなどして練習場所
の確保に努めてまいります。

このほかにも、練習拠点から遠方に居住する
選手の日常的な練習環境の確保の課題がありま
すし、今後全高知チームが活動を展開していく
中で、新たな課題が出てくることも考えられま
すので、県としましては、高知県体育協会や各
競技団体などと連携して、関係者の御協力もい
ただきながらその解決に努めてまいります。

次に、選手として、また次世代の指導者とし
て期待ができるアスリートと企業とのマッチン
グ事業を本県でもできないかとお尋ねがござ
いました。

県内外の優秀なアスリートを県内の企業に雇
用していただくことは、本県の競技力の向上や
優秀なアスリートの県外流出の防止などにも高
い効果が期待されます。また、アスリートにと
りましては、将来の就職への不安が解消されて、
競技に集中して取り組める環境が得られると
いったメリットがありますし、企業にとりまし
ては、優秀なアスリートを受け入れることによ
るイメージアップや、同僚であるアスリートを
応援することで一体感や活力の醸成につながる

といったメリットがあるのではないかと考えて
おります。

県では、これまでよさこい高知国体の開催を
契機といたしまして、企業におけるスポーツの
振興と競技力の向上を目的に高知県企業スポ
ーツ推進協議会を設置して、企業における優秀な
アスリートの雇用促進などを進めてきておりま
すが、十分とは言えない状況にあります。この
たび取りまとめました第2期高知県スポーツ推
進計画案には、企業に優秀な選手を受け入れて
いただくことなども明記したところですので、
さらに取り組みを強化していく必要があると考
えております。

こうしたことから、今後県としましては、県
内の企業の皆様に、アスリート雇用の意義や効
果などについて丁寧な説明などを行い、高知県
移住促進・人材確保センターとも連携して、企
業とアスリートとのマッチングに努めてまいり
ます。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) はりま
や橋観光バスターミナル前への電停の設置の意
義や効果についてお尋ねがありました。

はりまや橋観光バスターミナル前に電停を新
設することは、空港連絡バスや高速バス、大型
客船のシャトルバスなどを利用される方にとっ
て、路面電車との乗り継ぎが容易となりますこ
とや、お話にありましたように、かるぼーとを
利用される方のアクセスも改善されますことか
ら、県民の皆様の利便性が向上することはもち
ろん、観光で高知を訪れた方々にとりましても
わかりやすい公共交通となりますので、市内を
路面電車を使ってめぐることがふえることも期待
できるなど、中心市街地等への波及効果も生ま
れるのではないかと考えております。

また、公共交通を担うとさでん交通にとりま
しても、このような集客力のある施設の近くに

電停を新たに整備することで、軌道事業の収益性を高めることは、乗務員不足の問題によりバス事業の収益性の低下が懸念される中、事業再生を着実に進めていく上でも有意義なことでありと考えられます。

このように、はりまや橋観光バスターミナル前に電停を新設することは、利用者、とさでん交通ともに意義や効果があるものと考えられますが、一方で、その実現のためには、横断歩道や道路幅員の確保、整備費用の負担など、安全面や費用面で解決すべき課題があるとお聞きしております。

そうしたことから、隣接する都市計画道路はりまや町一宮線の今後の事業の進捗状況を見据えながら、適切な時期に、高知市やとさでん交通、道路管理者など関係する機関に対して、より具体的な効果や実現可能性について、関係者の間で協議する場を設定することを提案していきたいと考えております。

○17番（桑名龍吾君） 本当に御丁寧な答弁、また積極的な答弁をいただきましてありがとうございます。満足しております。

また、このような積極的な御答弁があるというのも、やはり高知県も前向きに進んでいるからこそ、これをやらなくちゃいけないということで答弁があったものと理解をしております。

そこで、知事に1つ最後にお聞きしたいんですけども、きょう私も質問の中で、これまでの10年というものを振り返らせていただきました。その中で、やっぱり知事のすごいところというのは、あの本当にあすをも見出せないようなときに、しっかり産業振興計画とか日本一の健康長寿県構想とか、政策の種をまいてきた。その種というものが、この10年間の中で芽が出、そしてまた花が咲いてきたわけでございます。要は、県民のそれぞれも、一つのあるべき姿、目指すべき姿というものを知事が示したからそ

こについてきた、そしてこれが今伸びていると思っております。

次なる10年というものは、花が咲いているわけでございますけれども、この花というものを満開にしていかなければならないというのが、一つの問題でございます。

そして、新たな問題も次なる10年には出てきました。産業廃棄物の最終処分場の問題とか、また新食肉センター、はりまや町一宮線みたいに、全てが賛成をしているような状態ではないような問題が今出てきたところでございます。要は、これからは理解を得て、そしてまたその理解を得た中で判断をし、形にしていかなければならないのが、次なる10年の大きな仕事ではないかと思っております。

平成30年度というのは次なる10年の初年度でございます。知事のそういったものも含めた初年度、次なる10年の1年目を迎えての覚悟なり決意というものをお聞きいたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） 本当に、これからさらに県民の皆様の御理解というのを丁寧に得ていかなければならない課題というのは多いんだろうと、そういうふうに思っています。

2つ側面があると思っております。まず第1には、先ほどおっしゃったようなさまざまにやはり賛否両論のある課題が出てきて、これをしっかり御理解を得ていかなければならん、そういうものがあるということかと思っております。ただ、この点については、例えば、大学改革をどうするかとか、図書館の合築問題をどうするかとか、談合問題をどうするかとか、さらに言えばとさでん交通の発足に向けてどうしていくのかとか、高校再編問題とか、これまでも賛否両論渦巻く問題はたくさんありました。そういうことについて、さまざまに御議論を重ねさせていただいて、お知恵も賜りながら、御指導いただき

ながら一つ一つ取り組んできたわけでありまして、引き続き丁寧に御理解を得るべく努力をするということかと思っています。

もう一つ、2つ目の側面として、これが非常にまた難しいと思っていますのは、その経済の振興にしろ、高知型福祉の振興にしろ、教育改革にしろ、さまざまな課題について、例えば1期目ですと、非常に緊急対処的な事項が多かった。2期目になって、少しそれを自律的に回っていく方向で、できる限り地産外商、拡大再生産とか、例えばそういう形のシステム化していくことを心がけようとしてきて、3期目もその課題に取り組んでいるわけでありまして。こういうよき好循環が自律的に将来にわたって今後も持続、継続していくようにするための仕掛けとか仕組みとか、そういうことをしっかり行っていくということが非常に重要になってくるんだろうと。それがなし得て、本当の意味で県勢浮揚というものが、今後も確信できるようになっていくということなんだろうと思っています。

そういう取り組みをするためには、県の施策とはいっても、本当に多くの県民の皆さんに御指導いただきながら、一緒に御参画いただきながら取り進めていかなければならない施策というのがふえてくるということなんだろうと思っています。そういう観点からいけば、私どもとして、さらに県として何をやろうとしていて、この意義はどうかということについて御説明をさせていただき、また賛否両論を含めたさまざまな御意見をお伺いして、よき最適解を探っていくような仕事というのが今後ふえていくんだろうと、そのように思っています。

キーワードは、本当に県民の皆様の御理解を得るとのことかと思っていますので、今後も丁寧に仕事をさせていただきたいと、そのように考えています。

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩



午後1時20分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番中内桂郎君。

（32番中内桂郎君登壇）

○32番（中内桂郎君） お許しをいただきましたので、県民の会を代表して一言申し上げたいと思います。まずは、通告に従いまして順次発言をさせていただきますので、よろしく御回答をお願いいたします。

まず最初に、知事の政治姿勢についてでございます。

まず初めに、今後の県政運営にも大きな影響を及ぼす重要な政策課題に関する知事の政治姿勢について、何点かお尋ねをいたします。最初に、県勢浮揚に向けた知事の政治姿勢です。平成19年11月、当時としては全国最年少の尾崎正直高知県知事が誕生し、早いものであれから10年が過ぎました。知事が就任された早々の定例県議会において、高知県の将来のあるべき理想の姿として、豊かな自然の中で県民の全てが互いに心のきずなを保ちつつ、将来に希望を持って暮らせる社会、そして県外の多くの方々からぜひ行きたい、住んでみたいと思われるような県づくりを目指していきたいと力強く宣言されましたことを、今でも鮮明に記憶いたしております。

また、その際には、選挙期間中に県内の各地域を回る中で、多くの県民の皆様の、高知県の現状や将来を憂い、この厳しい現況を何とか克服したいとの切実な思いに触れ、みずからに課

せられた使命の重さを再認識したとも述べられております。

こうしたことを踏まえ、知事は、今後の県政運営を進めていくに当たり、地域地域のさまざまな課題を正確に把握した上で諸課題の解決を図る、対話と実行の県政実現を基本姿勢とし、経済の活性化、インフラの充実と有効活用、子育て支援と教育の充実、県民の安全・安心の確保、日本一の健康長寿県づくりという5つの基本政策のもと、関連する施策を着実に推進していくことで、必ずや県勢浮揚をなし遂げるという強い決意を表明されました。

知事は2018年、年頭の記者会見や幹部職員を前にした仕事始め式において、県勢浮揚に向けて、一部に見られる兆しをより確固なものとし、県民の暮らしを守っていくための道筋をつけると決意を述べられ、これまで5つの基本政策を中心に積み上げてきた施策を統合し、より大きなシステム、より大きな絵を描く取り組みを進めていくとの抱負も述べられております。

知事就任から10年が過ぎ、節目となります平成30年度を迎えるに当たりまして、これまでの取り組みの成果等を踏まえ、県勢浮揚に向けた知事御自身の手応えについて改めてお伺いします。

また、来年には知事選挙があります。県民の声は、知事職に残ってほしい、そしてまた国政への転出かという声もよく聞きますが、いずれの道を選んでいくのか、興味津々というところでもあります。知事のお答えをお願いします。

次に、終戦後の我が国が世界でも類を見ない経済成長を遂げる礎となった、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を根幹に据える憲法の改正問題です。昨年の衆院選において、自民党は改憲を政権公約に盛り込み、大勝を受けた安倍首相は年頭の記者会見で、ことしこそ憲法のあるべき姿を国民に示し、憲法改正に向けて議

論を一層深める1年にしたいと、改憲への強い意欲を表明しております。

自民党の憲法改正推進本部は、昨年末論点整理を発表し、自衛隊の明記、2番目に緊急事態条項、参院選の合区解消、教育の充実強化といった4つの項目の内容を精査し、早ければ1月から始まった通常国会に改憲案を提示し、2018年中の国会発議を想定しているとも言われております。4つの項目の中には、その必要性を疑問視せざるを得ないものもあれば、改憲によらず一般の政策や法改正で実現することが適切ではないと思われるものがある一方で、いずれの問題にも多くの論点や課題があり、国論を二分するテーマであることには間違いありません。また、このほかにも改憲のテーマから排除すべきではないと思われる課題は、野党が求める首相の衆議院解散権の制限や地方自治に関する規定の充実など、多方面にわたっております。

こうした中で、現在の政治情勢は、首相の思惑どおりに事が進むかどうかは別にして、国会での改憲論議が加速する可能性がないとも言い切れない状況にあることも事実です。

しかしながら、現在我が国にとって喫緊の課題は、経済を再建し、少子高齢化時代を乗り切るための確固たる社会基盤を築くことであり、今政治が改憲にかかり切りになるような余裕はとてもない状況にあるものと、私は考えます。

各種の世論調査の結果を見ましても、憲法改正の優先順位は低く、安倍首相のもとでの改憲にも否定的な傾向が見てとれる状況にある中で、あえて首相が改憲を急ぐのは、3分の2の確保という千載一遇のチャンスを逃したくないという思惑がそこに透けて見えてまいります。なぜ憲法を変えなければならないのかという理念よりも、憲法を変えること自体が優先され、目的化しているのではないかと考えられます。

憲法は国家の基本の理念であり、政治情勢の

風向き次第で改正するようなものでももちろんありませんし、今何よりも優先するのは、我が国の将来にとって本当に必要な改正は何かを見出すための真摯な議論だと考えますが、知事の御所見をお願いします。

次に、急速に進む少子高齢化がもたらす人口減少の問題です。安倍首相は年頭所感において、日本の現状に関して、少子高齢化という国難とも言うべき危機に直面する中で、誰もが能力を最大限に発揮できる一億総活躍社会をつくり上げることができれば、日本は力強く成長できると訴えております。

そして、昨年の衆院選の公約で掲げた全世代型の社会保障の実現に向けた決意を示した上で、2020年さらにはその先を見据えた新たな国づくりに向けて力強く改革を進めていくと表明をいたしました。

しかしながら、そもそも少子高齢化の深刻さは、首相が2012年末に政権を奪還した時点で既に明らかになっておりました。この5年間、抜本的な少子高齢化対策に取り組んできたとは言いがたいのが国民の実感なのではないでしょうか。

こうした中、政府は、昨年12月に少子高齢化対策として、幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善などを中心とした2兆円の政策パッケージを決定し、今後集中して予算を配分することといたしております。

私は、こうした方向性については否定するものではありませんが、つけ焼き刃的な印象を拭い去れないのは私一人にはとどまらないものと考えております。今国民が何よりも求めているのは、将来への不安の解消を真の意味での経済成長へつなげ、国民の誰もが実感し、納得できる具体的な成果を上げることだと考えます。

安倍内閣も政権への復帰から6年目に入り、総理が今秋の総裁選で3選を果たせば、任期は

2021年の9月まで延び、超長期にわたる政権が視野に入ってくるものと思います。

今こそ、少子高齢化が急速に進む我が国の最優先の重点課題である人口減少問題の課題解決に向けて、じっくりと腰を落ちつけ取り組むべき好機だとも言えるのではないかと考えますが、知事が全国知事会を代表する委員として参加する政府の少子化克服戦略会議の取り組みとあわせて御所見をお願いいたします。

次に、人口の減少に歯どめをかけ、地域に活力を取り戻すための地方創生に向けた取り組みです。政府は地方創生に向けて、2014年末に5カ年計画となる総合戦略を策定し、5年間で地方の若者雇用に30万人創出し、東京一極集中を是正するという目標を掲げ、2014年当時には年間約11万人程度だった東京圏への転入超過者を、2020年にはゼロにするとの方針を打ち出しました。

3年がたち、訪日客の増加や雇用情勢の動向などを中心に地方経済の一部には明るさが見えてはおりますが、現状を見る限り、大企業の少ない地方と恵まれた都市部の間での地域間格差は逆に拡大し、地方の人口減少はここしばらくの間続くものと予想されております。

地方創生が目指す最終の到達目標は、地域と自治体が自立のできる社会基盤を整えることにあり、そのためには何よりも地域経済の持続的な成長が必要であり、これまでの国による産業育成策については、地方の取り組みを効果的に支援する施策へ思い切って見直すことが必要ではないかと考えます。

具体的には、国があらかじめ枠組みを細かく設定し、応募した地域や企業の提案の中から選択の上補助金を交付するといった、いわば上下、主従の関係とも言えるような産業振興策からの変革といったことが必要ではないかと考えますが、高知県産業振興計画を策定し、本県の経済

的な自立と持続可能な地域づくりを目指して取り組んでいる知事の御所見をお伺いします。

一方で、地方創生を実現するためには、東京への一極集中をしっかりと是正していくことが必要であり、政府は東京一極集中を是正するための法案を閣議決定し、開会中の通常国会での成立を目指しているとお聞きいたしました。

法案の内容を見てもみますと、地方の現状を、少子化や若者の著しい減少により、活力が低下していると指摘した上で、東京23区の大学を対象に、10年間の時限措置として、学部などの学生の収容定員を増加させてはならないと規定するとともに、地方大学の振興や雇用創出策として新たな交付金制度を創設することといたしております。

先ほども申し上げましたように、政府は2020年に東京圏と地方との転入・転出者数を均衡させることを目標として掲げておりますが、2016年の東京圏への転入超過者が約12万人に上る中で、そのうちの約6割を大学、短大への入学者が占めている状況があり、政府において、23区内の大学定員の抑制に踏み出す背景には、こうした事情があるものと考えられます。

恒久化が見送られたのは、私立大学の経営への影響なども考慮する必要があり、政府は時限措置を設けることで関係者の理解を得たい考えと言われておりますが、尾崎知事も、時限的な対応を図った上で、その効果を見てみるという慎重な対応も一案だと述べられ、時限措置に一定の理解を示されておりました。

法案の中では、国や自治体が必要な施策を講じるよう努力することも明記されており、地方の大学みずからによる特色ある大学づくりはもちろんのこと、地元での進学を希望する生徒がふえていくような効果的な施策をしっかりと講ずることが今後何よりも求められるものと考えますが、本県の具体的な取り組みとその方向性

について知事の御所見をお伺いします。

また、少子高齢化が加速化する中で、地方の発展を持続可能なものとするには、都市と地方の税収格差をどう是正していくかといった課題の解決がますます重要性を増しております。

昨年末に決まった平成30年度税制改正の大綱では、消費税8%のうち1.7%分を占める地方消費税の、都道府県への配分基準のルールが変更され、これまでの都道府県ごとの物やサービスの販売額に比重を置いたルールから人口を重視するように改められ、大都市に多く配分されていた現状が変更されることになりました。

多くの県が増収になりそうな一方で、年間1,000億円程度の減収が見込まれる東京都や、大阪府、愛知県などが強く反発し、そろって国に反対を申し入れる場面が報道されておりました。

こうした中、来年度の焦点になるのは地方法人課税の見直しだと言われております。2008年度から、法人事業税の一部を国が地方法人特別税として徴収し、都道府県に配分する仕組みが導入されましたが、偏在を是正する抜本改革までの暫定的な措置であり、昨年の与党税制改正大綱では、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、2019年度税制改正で結論を得るとされております。

地方法人特別税の導入時には、恩恵を受ける側の地方の知事が、地方分権を妨げる毒まんじゅうとも反発し、その後全国知事会から、偏在と変動の大きい法人二税を国税とし、偏在が少なく安定している地方消費税を拡大するという案も出されております。

都市と地方の利害の対立を乗り越えるのは簡単ではありませんが、全国知事会などで徹底した議論を行った上で、地方法人課税の見直しを含めた望ましい地方税体系の抜本改革案をまとめ、国に提案する必要があるものと考えますが、

知事の御所見をお願いします。

次に、先進国の中でも最悪の状態にあると言われておる財政の再建に向けた取り組みです。政府は、これまでプライマリーバランスを2020年度に黒字化する目標を掲げておりましたが、安倍首相は昨年10月の衆院選で、2019年10月の消費増税分の使途変更を掲げ、2020年度の黒字化目標の達成を断念いたしました。

これを受けた政府では、6月に取りまとめる骨太の方針の中で新たな財政再建目標を示すことを表明し、財政健全化計画の策定に向けた中長期的な財政収支見通しの試算を公表しております。今回示された試算では、消費増税でふえる税収のうち、借金抑制に充てる方針だった1.7兆円を人づくり革命の財源に振り向けるとともに、生産性の伸びを慎重に見積もったことなどにより、経済成長率が従前より引き下がった結果、前回試算では2025年度と想定していたプライマリーバランスの黒字化が、2027年度へと2年おくれる見通しとなっています。一方で、今回の試算では社会保障費の抑制策などは見込んでおらず、機械的な算出となっており、新たな財政健全化計画を策定する際には、歳出削減をどこまで進めるのかといったことなどが今後の焦点になってまいります。

首相は、なるべく早い時期に達成したいと、財政再建に取り組む考えを強調する一方で、単にキャップをかぶせるのではなく、社会保障制度改革などに協力してもらうことも大切だと述べ、数字ありきの歳出抑制策には慎重な姿勢を示しております。

国の借金総額が既に1,000兆円を超え、医療や介護などの費用も急増を見せる中、新たな計画が国民に安心して納得していただける計画となるためには、目標を掲げるだけでなく、財政再建をどのような手だてで実現するのか、その中身を厳しく問われるものと考えますが、本県

の財政収支の見通しとあわせて知事の御所見をお願いします。

さて、私は過去にあなたに質問をしたことがあると思います。「1年余り前までは官僚、大蔵省、財務省という国家の中核で働いていました。今、高知という地方のブロックのリーダーとして——そして霞が関から斜め下向きに眺めていた風景と高知市丸ノ内1丁目の2階からの景色ではどんな違いがありますか」とお尋ねしました。

これに対し答弁は、「およそ霞が関という中央省庁の宿命でもあろうかと思いますが、国全体もしくは外国とのかかわりということを見詰める反面、地方というものに対して目配りが行き届いてないというところが多々あるのではないかとこのように思っております。現実のところ、霞が関で見ておりました地方の資料というものがいかに底が浅いかということが、今高知県庁、丸ノ内1丁目の2階から見てよくわかるわけでございます。やはり地方の実情というものは、もっと言わせていただければ、高知市丸ノ内1丁目の2階から見えますところの風景というものは、本当に生身の人々の苦しみであり、また地方で強みを持っている方々の希望であると思っております」というものでした。あなたは、知事として心を開いて素直な感想を述べられており、初々しさがあふれ、大いに期待感を持ちました。

しかし、残念なことも幾つか耳にします。例えば対話と実行行脚については、知事との意見交換の参加者を絞り込んでいます。会場や時間の都合でやむを得ない面はあるのですが、知事に好意的でない人は参加できないのではないかとこの話を聞いたことがあります。行脚の際には、知事に好意的であるかどうかにかかわらず、知事が過去の答弁でお答えになった地方の実情や生身の人々の苦しみを聞くことが大切

だと思えます。

また、あなたは知事として中山間地域へよく行きますが、そこで気につくことは、政治家や行政は果たして現実をしっかりと直視し、長い年月を考えているだろうか、山村の道路拡幅という公共事業が行われている現実の姿があります。センターラインのある立派な道路のすぐ脇には朽ち果てていく廃屋があることを、どう説明すればよいのか。そこに住む人たちがみずから立ち上がる意気込みを支援していくことこそが政治家、行政の役割ではないかと思えます。働く場をなくして地域の存在はやっていけない。知事として各地域に出向いていく機会がありますが、一度ならずとも目にしたはずであります。

また、知事は以前に私の質問に対し答弁で、県民の皆様方の声にしっかり耳を傾けるという謙虚な姿勢をもって今後の県政運営にも当たっていきたいと思っていますと答えてくださいました。県民に対して謙虚な姿勢で県政運営に当たろうとする知事のお答えは、そのとおりだと思います。

これが、部下である職員に対する姿勢になるとどうでしょうか。何千人もの部下を持った知事が、部下に対して謙虚な姿勢をとることは非現実的だと思いますし、県政のさまざまな課題を解決するために、時には部下を叱りつけなければならないこともあるでしょう。しかしながら、職員への言動や行動によっては、職員の士気に影響するおそれがありますし、知事にとって耳ざわりのよいことしか言わない、意見具申をしない職員を生んでしまうおそれもあります。そのような職員の声に接することもあることも事実です。

桃李物言わざれども下おのずから蹊をなすという言葉があります。小さなことかもしれませんが、私は知事が好きだからこそあえて申し上げました。

目配り、気配り、心配りが県政運営には大切だと思いますが、県政運営の安定のため、県民、職員に対してどのようなことに目、気、心を配る必要があると考えますか、改めて知事にお伺いします。

また、とさでん交通はバスの運転手不足に困っているとの新聞報道がありました。このことを受け、尾崎知事は何らかの手だてを考えている旨の新聞報道がありましたが、今後におけるとさでん交通が高知県民の足となる公共性を確保するため、どういう可能な施策を考えているのか、お伺いいたします。

続きまして、来年度の一般会計当初予算案についてお伺いします。

来年度の当初予算は、公債費が減ったほか、県立坂本龍馬記念館や新図書館の建設終了などに伴い、2年連続の減少となりましたが、国の経済対策による公共事業などが大幅に確保されました2月補正予算を含めると、実質ベースでは10年連続の積極型の予算編成となっております。

歳入では、使途の自由な一般財源総額が約3,089億円と、前年度に比べて6億円余りの増とはなっておりますが、県税収入が前年度とほぼ同額となる中、臨時財政対策債を含めた地方交付税は約1,884億円と、前年度に比べて28億円余りの減少となっております。

こうした中、財源不足額が前年度から13億円余りの増となる約159億円となっておりますが、行政改革推進債や退職手当債を増発することにより、財政調整的な基金の取り崩しの抑制を図るなど、財政規律への配慮もなされております。

地方の一般財源総額については、経済財政諮問会議などで、自治体の基金残高をめぐって地方交付税の削減につなげようとする議論もありますが、2018年度までは2015年度の水準を下回らないとの政府方針もあり、総額では地方財政

対策において、前年度に比べて356億円増の約62.1兆円が確保されております。

政府の方針が期限切れともなる2019年度に向けて、地方一般財源総額の確保をめぐる国と地方間での激しいやりとりも予想されるところであり、県としても一般財源総額の確保に向けて、提言活動などを早目にスタートする必要があると思うが、総務部長にお伺いします。

歳出では、経常的経費が約3,531億円と、前年度に比べ78億円余りの減となる一方、投資的経費は約977億円と、前年度に比べ4億円余りの減少にとどまっています。

また、政策の面では、県勢の浮揚に向けて、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなどの5つの基本政策を柱に、基本政策に横断的にかかわる中山間対策や少子化対策などに重点配分を行い、各分野における充実と強化を図るための積極的な編成内容となっております。

一方で、財源確保の厳しさが増す中での当初予算編成であり、予算編成方針のポイントとして、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するための全庁的な協議を実施の上、課題解決先進枠を活用した予算の重点配分の実施を目指したとも伺いましたが、事務事業の見直しによる具体的な成果と効果について総務部長にお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県づくりについてお伺いいたします。

ことは、6年に1度の診療報酬、介護報酬の同時改定や次期の医療計画並びに介護保険事業支援計画などのスタートが重なる年となっており、持続可能な医療・介護サービスの提供体制を確立するためには正念場の年とも言えます。

このため、医療・介護の報酬改定では、将来を見据えた超高齢社会のニーズに応える効率的なサービスの提供体制づくりはもちろん、サービスの質の向上と費用抑制の両立が図られる、

めり張りをつけた中身が求められます。

まず、診療報酬の改定では、全体で1%超の引き下げが決まっておりますが、改定の大きな方向性としては、高齢化に伴う生活習慣病や認知症の患者さんの増加に加え、疾病が複雑化し、多くの高齢者が複数の持病を抱える中で、入院医療から在宅医療への流れを後押しする内容が数多く盛り込まれております。

県では、2018年度から6年間の地域医療の指針となる第7期高知県保健医療計画案を取りまとめ、パブリックコメントも実施しておりますが、次期計画の主な改正内容について健康政策部長にお伺いします。

また、今回の改定には、医療費の抑制に向けまして、急性期の患者さんに対応する入院医療に係る報酬体系の見直しなどといった内容も含まれておりますが、県立病院への影響をどのように見込んでいるのか、公営企業局長にお伺いします。

次に、介護報酬の改定では、要介護者の自立支援、重度化防止に重点が置かれ、リハビリへの加算が拡充される一方で、家事の代行などに代表される生活支援型サービスの報酬の引き下げなどが決まっております。

他方で、介護サービスの確保に欠かせない、人材確保のための処遇改善の充実策は、2019年10月の消費増税による財源確保がなされるまでの間先送りされる結果となっており、介護事業者の皆さんからは、人材確保のためには賃上げが必要で、そのための処遇改善加算がないのは残念などといった声もお聞きするところです。

全国に先んじ超高齢社会に突入した本県でも、介護人材の安定確保は緊急の課題となっておりますが、日本一の健康長寿県構想の改定における介護人材の安定確保に向けた取り組みのポイントについて地域福祉部長にお伺いします。

こうした医療や介護サービスなどの安定確保

に向けたさまざまな課題に加え、今後ともふえ続けるひとり住まいの高齢者などの安全・安心の確保の問題、鬱やひきこもり、さらには子供の貧困や児童虐待などの問題が、全国各地で大きな社会問題となって広がりを見せております。現在の、地域社会の崩壊だとも言えるようなこうした状況を見ますと、これまで家族や地域が担ってきた役割、機能の中には、国が制度設計をした縦割りの社会保障サービスだけでは代替できないものがあり、地方自治体みずからが、地域の実情を把握した上でそのニーズに的確に応えられる地域を支えるための仕組みづくりに取り組むことが、何よりも求められておるものと考えます。

本県では、こうした事態にいち早く対処するため、知事のリーダーシップのもと、県民の誰もが住みなれた地域で安心して住み続けられる県づくりを目標として掲げる、日本一の健康長寿県構想を策定し、これまでも関連施策の充実強化を図ってまいりました。

知事は、日本一の健康長寿県構想の改定において、地域福祉のネットワークづくりや在宅医療の充実強化に向けた取り組みなどをしっかりと連携させることにより、高知版地域包括ケアシステムの構築を推進していくとお聞きしましたが、来年度からの取り組みの大きな方向性について知事にお伺いします。

次に、商工業の振興についてお伺いします。

人口減少、高齢化などの条件不利に直面し続けてきた中山間地域は、今や日本の将来を映し出す鏡であります。限界集落化のプロセスを見れば、高知県もしかりであります。高知県の総集落数2,531に対し、50戸以下で高齢化率50%以上の集落数は313となっております。限界集落と地域再生は、国民が今総力を挙げて取り組むべき課題であると思っております。

まさに構造的な課題、問題が渦巻く中、地域

の商工業者、商店街、商工会だけの取り組みでは解決は難しく、国も含む行政の力、市町村の範囲を超えた民間事業者の力、連携も必要だと思いますが、地域での県民生活を守るために、地域の商業機能の維持・発展をどのように考えておられるのか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域の商工業者や商店街の振興に大きな役割を担う商工会、商工会議所について質問いたします。昨年、県内4市の商工会議所、商工会において、県の補助金の不正受給の問題が報告されました。団体の事務局長の人件費に対する補助の条件として、組織率50%以上、つまり地域の商工業者の全体数の半分以上がその団体の会員である必要があるわけですが、虚偽の会員数を県に報告、申請し、補助の条件を実際は満たしていないにもかかわらず、補助金が不正に受給されていたということでもあります。組織的に意図して不正が行われたケースもあったということで、団体関係者のモラル、税金でその運営が賄われているという意識の低さに唖然とする思いでありました。

県は当該団体に対し、不正にかかわる補助金の返還を求めたとのことですが、まずその返還状況について商工労働部長にお伺いします。

また、今回の不正が発覚した後、県内全ての商工会、商工会議所について、不正受給に関する監査を行っていると聞いていますが、その状況、そして結果について商工労働部長にお伺いします。

団体関係者に対して、今回の事案に関して猛省を求めたいと思っておりますし、団体の活動が公金、県民が負担している税金によって賄われていることを常に意識した組織運営を心がけていただくことを求めたいと思っております。

一方で、この問題については、単に決められた補助の条件が守られていなかったというだけ

では片づけられない課題もあると思います。

地域の商工業者、商店街を支えていく役割を唯一として担っております、最後のとりである商工会、商工会議所の果たす役割は大変大きいものと考えます。そういった視点で、その商工会、商工会議所を支える職員の安定的な確保のための人件費の公的な支援は欠くことができないものです。

今回の問題のもととなっておる補助要件について、経営指導員の設置基準はどういう方針で見直しなりを考えているのか、商工労働部長にお伺いします。

一連の問題に関連して県は、先月各団体が抱える経営指導員の人件費に対する補助要件の見直しを発表していますが、まずその概要について商工労働部長にお伺いします。

あえて厳しく申し上げると、今回の見直しは、これまで本県中山間地域の環境の変化に対応する適切な補助要件の見直しがなされてこなかったあかしということにもなります。当事者の本来の用務に大きな支障が出ないよう、今後の補助要件の見直しに関する考え方を商工労働部長にお伺いします。あわせて、今回継続検討とされた事務局長の人件費補助の見直しについて、どういった方針での見直しを考えているのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、ルネサス問題について伺います。

昨年、この質問を私はこの場においていたしました。承継先探しの情報が余りにもブラックボックス化していることについて、何か心にもやもやしたものがあり、今後について不安が募っている関係者も多いのではないのでしょうか。もともと可能性がないにもかかわらず5月末まで待たされているだけではないのかといったような、誤解や不信を招いてもいけないと思います。特に、従業員の皆さんにとって、現時点で承継先確保の可能性というものをどう考えてお

けばいいのか、極めて重要ではないでしょうか。

実際承継先確保は極めて困難であるなら、そのことを正確に、その理由も明確にしながら、少なくとも現在再就職先について悩んでおられる従業員の皆さんに、これからの判断の参考にと事実としてお伝えしていくということについて考慮する時期が来たのではないかと考えるところですが、商工労働部長の所見をお伺いします。

仮に5月末までに高知工場の承継先が見つからなかったとき、従業員の皆さんの雇用先確保をどうするのか、万全な準備と対策を進めていかなければなりません。

行政の対応も始まっており、昨年12月に高知労働局は、県、香南市を初め労働関係機関を集め、従業員の雇用を支援する対策会議を開いております。

また、当然のことですが、ルネサス社も従業員の雇用対策で、県外工場などのグループ内での配置転換や退職後の再就職支援などの意向確認を行っているとお聞きしました。関係者の皆さんの最大限の努力をお願いしたいと思うところです。

これに関しましては、ルネサス社としては、雇用継続の立場から、グループ内での他県の工場への異動を重視しているとの一部報道もございました。一方で、高知県、地元香南市の立場からは、多くの従業員の皆さん、そして家族の皆さんが県外のグループ企業に移っていくことになると、地域の活力維持、財政面を初め、大変な影響が予想されることから、県内での再就職を徹底支援し、県外への労働力の流出といった事態は絶対に避けなければなりません。まして、現在の県内の人手不足は大変深刻な状況であり、多くの県内企業が欲しがっているルネサス高知工場の優秀な人材の流出をどう防ぐのか、何よりも重要な課題であると言って過言ではないと思います。

そういった点を踏まえ、承継先が決まらなかった場合に高知工場の従業員の再就職支援をどのように進めていくのか、現在の状況、今後の取り組みについて商工労働部長にお願いいたします。

次に、スポーツ行政についてであります。

県では、今年度スポーツ関連業務一元化を図るとともに、県内の産学官民の有識者から成る高知県スポーツ振興県民会議を立ち上げ、抜本的なスポーツ振興策を議論してまいりました。

そうした議論を踏まえ、このほど第2期高知県スポーツ推進計画案を取りまとめ、今年度中の策定を目指していきたいとの説明が、本定例会初日に知事からあったところです。

計画案では、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりを取り組み目標の3本柱に掲げ、それに横断的にかかわる施策の方向性として、オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツの振興を定めています。

中でも、競技力の向上は、本県の低迷する競技力の底上げを図るため、県がこれまで取り組んできたスポーツ振興策でも率先して目指してきた目標であり、2年後の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、スポーツにおける県勢の活躍は、県民のスポーツへの関心を高める絶好の機会であると期待されます。

去る1月14日に開催された全国都道府県対抗女子駅伝において、本県代表の鍋島選手は、体調が芳しくない中、各チームのエース級がそろって1区で見事区間賞をとり、本県女子チームの大黒柱として、これまでで最高位である16位という結果につなげました。

こうした県勢の活躍は、さきに申しました県民のスポーツに対する関心を高めることはもとより、その姿を目の当たりにした子供たちが郷土に誇りを持ち、高い志を持ってみずからスポー

ツに参加する動機づけにもなるものであり、今回打ち出した競技力の向上は、県民のスポーツ振興を強力に進めていくためにも、何としましても結果を出すことが求められます。

このたび、県では競技力の向上を目指すため、各競技団体が一貫して強化推進体制を整え、戦略的な育成強化を図る常設の全高知チームの立ち上げや、子供たち自身が自分の適性を知り、自分に合ったスポーツにめぐり会い、可能性をつなげていくことのできる高知県パスウェイシステムを導入するなど、これまでになかった新しい発想で力強く取り組んでいこうとしております。

こうした取り組みが低迷する本県の競技力の底上げにつながり、オリンピックを初めとする国際大会の日本代表を本県から多数輩出することになればと大いに期待するものでありますが、本県のさらなる競技力の向上にかける知事の御所見をお伺いいたします。

また、競技力の向上は指導者に尽きると言っても過言ではありません。指導者には絶え間ない日常の指導力とともに、さらに頂を目指すための質の高い指導力が求められます。

全高知チームでは、そうした視点から各競技団体が全国トップレベルの指導者を招聘し、優秀な指導者のもと、競技団体と連携して質の高い強化を進めていくとのことですが、どのような形で指導体制を強化していくのか、文化スポーツ部長にお伺いします。

さらに、県では平成30年度予算において、スポーツ医科学サポート拠点を春野運動公園に整備する費用を計上しております。

医科学面でのサポートは競技力向上に効果的であり、これまでも取り組んできたことと思いますが、今回全高知チームに対する支援メニューとしてスポーツ医科学サポートも計画しているようであります。

これまで行ってきた医科学サポートの評価と

あわせ、全高知チームに対する具体的なサポート内容について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、全国豊かな海づくり大会でございます。

本年の10月28日には、本県で初めて全国豊かな海づくり大会が開催されます。この大会は、水産資源の保護や管理、海や川などの環境保全の大切さを国民に訴えるとともに、あすの我が国の漁業の振興と発展を図ることを目的に、昭和56年から毎年各地で開催されている歴史のある行事であり、水産県である本県で、こうした大きな行事が開催されることはまことに喜ばしいことです。

本県は、黒潮の恵みを受け、豊富な水産資源に恵まれ、多様な魚種が水揚げされます。さらには、本県漁業を代表するカツオの一本釣りは、一本一本丁寧に釣り上げる資源に優しい漁法となっています。また、近年は養殖の安定生産を図るため、クロマグロやカンパチの人工種苗の生産といった新たな取り組みも進めているところで、こうした本県水産業の取り組みを全国に発信する絶好の機会であると考えます。加えて、子供たちを初め県民の皆さんに、改めて海や魚に親しんでいただける機会にもなればと考えるところです。

昨年11月には、宇佐しおかぜ公園で1年前プレイベントが開催され、放流や漁船パレードなど、本番で行われる行事の検証や関連するイベントが行われ、大会に向けて機運の醸成が図られたところです。

大会では、団体表彰や大会決議、メッセージの発表などを行う式典行事と、漁船による歓迎パレードや稚魚の放流を行う海上歓迎・放流行事、そして海や魚、地域の食などをPRする関連行事が例年行われています。

式典行事は高知市の高知市文化プラザかるぽーと、海上歓迎・放流行事は土佐市の宇佐し

おかぜ公園と、開催場所は決定していますし、関連行事も高知市内での開催が計画されております。

大会開催まで7カ月余りとなりました。準備も本格化してきているものと思います。大会には県内外から多くの方が参加されます。参加された方や県民の皆さんの心に残る大会となればと思いますし、県外から来られた方々には、高知県をまた訪れたいと思っていただけるようなものにしていただきたいと思います。

そこで、この大会にどのような期待をするのか、知事にお伺いいたします。

次に、県1漁協についてでございます。

高知県漁協は、本年4月に設立から10年が経過することになりますが、この間役員職員、組合員の皆さんの御努力により、合併当初には5億3,000万円あった繰越欠損金は、計画の平成30年度より2年前倒しで平成28年度には解消され、借入金も29億3,000万円余りが28年度末までは10億円余りまでに圧縮されるなど、経営基盤が一定強化されております。受け入れる側の体制は整ってきたものと考えられます。

平成17年に策定された高知県1漁協構想のもと、高知県漁協は設立されましたが、構想の実現はいまだ道半ばであり、また構想策定から十数年が経過しており、漁協、さらには水産業を取り巻く環境も大きく変化し、信用漁業協同組合連合会や漁業信用基金協会といった系統団体の広域合併の動きも出てきているところです。

こうした中、県では昨年8月から、高知県1漁協の将来像を考える委員会を設置し、県1漁協の新たな将来像について議論が行われています。この委員会での議論も踏まえて、今後県1漁協の実現に向けてどのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いします。

最後に、柳瀬川河川改修についてでございます。

佐川町から越知町を流れ、仁淀川へ流れ込んでいる柳瀬川流域には、広い農地と多くの集落があります。昭和50年の台風5号による柳瀬川の氾濫は、佐川町を初めとする市街地において多数の床上浸水被害をもたらしました。

現在、上流域については河川改修がなされ、佐川町の市街地は浸水しなくなりましたが、庄田地区から下流は未改修であり、仁淀川の背水の影響もあって、台風や豪雨のたびに地域の幹線道路や基幹産業を支える農地の冠水が繰り返されており。

特に平成16年の台風23号では、越知、佐川の両町で床上8戸、床下1戸が浸水しました。翌年の台風14号では、床上11戸、床下5戸が浸水し、佐川町では30人、9世帯に対して、越知町においては町民の約半数に当たる3,139人、1,259世帯に対して避難勧告が出される非常事態となりました。この際には、県道下山越知線、柳瀬越知線及び周辺の町道が軒並み冠水し、佐川町の平野地区、黒岩地区、越知町の女川地区、柴尾地区、宮地地区が孤立するなど、地域の医療福祉を初めとする住民生活に甚大な支障が生じました。

こうしたことから、中央西土木事務所越知事務所では、柳瀬川の氾濫地域の電信柱数十本に柳瀬川の増水注意の看板を設置し、洪水氾濫に対する注意喚起を行っております。この看板の高さは標高61メートルで、平成16年、17年の台風での洪水氾濫水位となっておりますが、驚いたことに、宝永南海地震のときに越知町鎌井田舞ヶ鼻の土砂崩壊により発生した、仁淀川の天然ダムの湛水標高を示している越知町内の5つの石碑とほぼ同じ高さとなっております。近年の柳瀬川の台風や豪雨による洪水氾濫水位と、300年以上前の天然ダムの湛水標高がほぼ同じ高さであったことに私も驚きを隠せません。

このような地区の住民の生命、財産を守り、

安心して生活できる環境を整備するためには柳瀬川の改修が不可欠ですが、昭和53年度、仁淀川合流点から6キロメートルにわたる河川改修に着手して以降、上流側の1.4キロメートルの整備にとどまり、平成17年度から用地問題を理由に事業が休止されました。

そこで、住民が、川幅が狭いのでトンネルを、そして逆流樋門を、そして大渡ダムのコントロール機能が完全でないなど、国に要望いたしましたとのことでありますが、その後はナシのつぶてであると聞いております。

その後、佐川町と越知町の住民で構成される仁淀川中流域水害対策推進住民会議の積極的な活動により、平成26年度河川改修に再着手したところですが、4年が経過しようとしているにもかかわらず、いまだ工事着手には至っておらず、住民は疑心暗鬼となっており、いつまでたっても安全・安心な生活を送ることができないと、諦めの声も聞こえてくるようになっております。また、このまま農業を続けていけるのか、苦悩する農家も出てきております。

この河川改修のおくれについて、地権者が反対しているという理由だけならば、県の努力が足らなかったと言わざるを得ませんが、これまでの経過と今後の見通しについて、佐川町と越知町がどのように関与してきたかも含めて土木部長にお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成30年度を迎えるに当たっての県勢浮揚に向けた手応えについてお尋ねがございました。

私は知事就任以来、対話と実行を基本姿勢に、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、県民や県議会の皆様のお知恵を賜りながら、県勢

浮揚へ向けた経済の活性化や南海トラフ地震対策、日本一の健康長寿県づくりを初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実強化など3つの横断的な政策に、PDC Aサイクルを働かせ、毎年バージョンアップを図りながら、全力で取り組んでまいりました。

こうした中、本県は現状では、長年にわたって低迷を続けてきた県勢の各分野において、明るい兆しが見られるようになってきたものの、まだまだ課題は多く、その兆しを確固たるものにするためにさらなる努力が必要という状況にあるものと考えております。

例えば経済分野に関しては、人口減少下において、全国の景気回復の流れに逆行して縮小を続けてきた本県経済が、同じく人口減少下においても拡大に転じるなどの兆しが見えてまいりました。

平成20年度と直近の平成26年度を比較しますと、例えば労働生産性は、国の1.7%の減に対して、本県は13.2%の増となっておりますし、1人当たりの県民所得は、国の3.4%の増を大きく上回る11.0%の増となっているところです。

このほか、教育分野に関しては、知・徳・体全ての分野で全国調査において最下位レベルであったものが、一部について全国上位や平均レベルとなるなどしてきておりますし、さらに中山間振興の分野に関しても、あったかふれあいセンターの設置数がサテライトを含めて250カ所を超え、集落活動センターの設置数も来年度初めには50カ所程度となる見込みであるなど、福祉や産業分野におけるネットワークができ上がりがつつあります。

しかしながら、例えば1人当たりの現金給与総額は、絶対水準で国の9割にとどまっておりますし、人口の社会減も、かつての2分の1程度に改善したとはいえ、平成28年度には1,770人の減となるなど、県勢浮揚に向けてさらなる

努力が必要な状況にあります。

このような観点から、平成30年度においては、県勢浮揚に向けた歩みが確固たるものになるよう、5つの基本政策と3つの横断的な政策の抜本強化を図ったところであります。引き続き、県勢浮揚に向け全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、私の今後につきましてお尋ねがございました。

私は、10年前、全国的な景気回復の流れから取り残されている高知県の窮状を何とかしたいとの思いから、高知県知事選挙に立候補させていただき、県民の皆様からその職を負託いただいたところであります。こうしたふるさと高知県を思う気持ちは今も変わりませんし、今後も変わることがない、私の一貫した思いであります。

知事就任後も、過疎化や地域経済の低迷に悩む、中山間地域を初めとした県内各地域の現状に触れ、その厳しさを改めて認識しましたし、それと同時に、この状況を何とか克服したいとの思いを一層強くし、この10年余り県勢浮揚に向けて全力で取り組みを進めてまいりました。

そして現在、多くの皆様によるさまざまな努力が積み重ねられてきた結果、本県経済は、今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあるなど、さまざまな分野において明るい兆しが見られるようになってまいりました。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、県勢浮揚の実現にはさらなる努力が求められる状況であります。県勢浮揚に向けて、県民の皆様からの負託に答えていくことが、今の私に課せられた使命であります。引き続き、日々職務に全力で当たってまいります。

次に、憲法改正についてお尋ねがございました。

日本国憲法は、我が国の礎となるものであることから、その時々の方角によってそのあり方が問われるべきものではないと考えております。

他方、現行憲法が制定され70年たっており、現行憲法で必ずしも対応できない事柄が生じているのであれば、憲法改正について徹底した議論を行うことが必要であるとも考えております。

こうしたことから、私は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という現行憲法の3原則については、今後も堅持していくべきだと考えている一方、南海トラフ地震などの大規模災害に対処するための緊急事態条項の追加や、今後の地方自治の発展に資し、参議院の合区の解消にもつながる地方自治の規定の充実については、しっかり議論すべきであると考えているところでもあります。

先々月召集された通常国会の冒頭、安倍総理は、国の形、理想の姿を語るのには憲法だと指摘の上で、各党が憲法の具体的な案を国会に持ち寄り、憲法審査会で議論を深め、前に進めていくことを期待すると訴え、憲法改正の議論の加速を求めたところでもあります。

さらに、与党では改正案の作成に向けた議論が進んでおり、国においてはその議論が高まりつつあります。ぜひ、時間はかかったとしても、何を改正するかも含め、多角的な視点で慎重かつ徹底した議論を行っていただきたいと考えているところでもあります。

次に、我が国の人口減少問題の課題解決に向けた取り組みと政府の少子化克服戦略会議についてお尋ねがございました。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、我が国の人口は、平成27年国勢調査時点の1億2,709万人から、50年後の平成77年には8,808万人にまで減少すると推計されております。このまま何もしなければ、働く世代1人が高齢者1

人を支える肩車型社会の到来は避けられない状況であり、現役世代の社会保障負担の著しい増大をもたらしますなど、人口減少は我が国にとって、まさに国家的な危機をも招きかねない喫緊の課題であります。

全国知事会では、これまでも少子化による人口減少問題の克服に向けて、平成26年7月に少子化非常事態宣言を行うとともに、国に対する政策提言を実施し、少子化対策の抜本強化に取り組む必要があることを訴えてまいりました。

昨年7月には、希望出生率危機突破宣言を通じて、国と地方が総力を挙げて対策に取り組むことを、全国知事会として改めて確認したところです。

この間、国におきましては、少子化対策を国家的課題として政策に位置づけ、結婚支援や機運醸成に向けた地方独自の取り組みを後押しする地域少子化対策重点推進交付金を当初予算化するなど、対策が強化されてまいりました。

そうした中、本年1月には、急速に進む少子高齢化、人口減少社会という課題を克服するため、従来の発想にとらわれず、幅広い視点からの対策を検討することを目的として、松山少子化対策担当大臣のもとに少子化克服戦略会議が立ち上げられました。

大臣はこの会議について、あらゆる面で子育てに優しい社会へと改革を進めるとともに、誰もが結婚や出産の希望をかなえることができるような社会をつくるこの安倍内閣の基本方針を具体化するための舞台であると発言されており、私としては、この会議に向けた強い思いを感じるとともに、少子化の克服に向けた、これまでにない踏み込んだ議論が展開できることを大いに期待しております。

私も委員として、地方において若者をふやす施策など、より広義の少子化対策にも重点を置いた議論が必要ではないかなどといった意見を

申し上げたところです。

現在、会議では、子育て負担の軽減などについて、委員や外部有識者へのヒアリングと意見交換により議論が進められておりますが、6月ごろに予定している提言の取りまとめに向けて、私も地方の実情を訴えながら、しっかりと議論に参画してまいります。

次に、地方経済の持続的な成長のためには、これまでの上下、主従の関係とも言える産業振興策からの変革が必要ではないかとお尋ねがございました。

国の産業振興策は、かつて用途を厳しく限定した補助金など、国が発案し、地方に当てはめる仕組みが中心だったのではないかと考えております。

しかしながら、国と地方は対等、協力の関係であるという地方分権の考え方が進展したほか、地域ごとに産業の状況が大きく異なっているという実態を踏まえ、地方の発案による用途の広い交付金への改善も見られるようになりました。

例えば地方創生推進交付金のように、一定の要件は定められているものの、地方の自由な発案に基づく取り組みを支援する制度が創設され、その後も順次、地方のニーズを踏まえてきめ細かく制度変更が行われるなど、改善が図られております。

このような中、本県では、産業振興計画や中山間対策の取り組みを進めるに当たり、活用が可能な国の補助制度等は積極的に活用を図るとともに、直ちに活用が困難な制度内容であっても、本県を初めとする地方の実情に即したものとなるよう、積極的に国への政策提言等を行っているところであります。

直近の事例で言えば、中山間地農業の所得向上につながる市街化区域での大規模直販所の整備への補助や、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業に係る面積要件の緩和など

は、本県からの政策提言を受けて実現したものであります。

県としましては、今後も国の補助制度に関し、第1に国の制度をうまく活用する、第2に国の制度が県の実情に即していない場合や使い勝手が悪い場合には積極的に政策提言を行う。第3に国の制度創設や制度改正を待っている時期を逸するような場合には必要に応じて県単独で支援するといった姿勢で、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、特色ある大学づくりなどに向けた具体的な取り組みとその方向性についてお尋ねがありました。

地方創生を実現するためには、創造力を生かし、熱意を持って地域課題に取り組む多彩な人材が必要であり、こうした人材を育成する拠点として、地方大学を初めとする高等教育機関の果たす役割は、今後ますます重要となるものと考えております。

このため、全国知事会を通じて、若者の東京一極集中の是正に関する抜本的な対策を初め、特色ある地方大学への改革に対する支援や、地方大学が取り組む人材育成への支援、地方大学の運営基盤の強化などを、国に強く求めてまいりました。これを受け、国の、地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議において抜本的な対策の検討がなされ、今回の法案が提出されたものと承知しております。

こうした中、魅力ある大学づくりに向け、例えば高知県立大学では、大学が地域を変える、地域が大学を変えるという域学共生の理念のもとに、全ての学生が地域での活動を体験し、地域課題の解決や地域の活性化、そしてそれに連動した教育研究を進め、その成果を地域に還元する取り組みを行っております。

また、高知大学では、地域力を学生の学びと成長に、学生力を地域の再生と発展に生かす教

育研究を行う地域協働学部を設置し、高知県全域をフィールドに、地域住民と協働して地域の課題解決に取り組むとともに、産業振興を担う地域協働型産業人材の育成を行うなど、それぞれの大学において独自の教育研究を行い、若者にとって魅力ある大学づくりに取り組んでいるところであります。

こうした大学の主体的な取り組みに加え、県内の大学には、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の推進、南海トラフ地震対策などといった県の重要施策について、知の拠点として参画いただき、協働してその推進に取り組んでいたおいて、例えば産業振興計画においては、産学官民連携センターやI o T推進ラボ研究会などの場を通じて、大学の研究シーズや研究成果などを生かした新たな事業や新たな産業の創出などに取り組んでいるところであります。また、農業分野では、高知大学や高知工科大学の先生方に参画いただき、施設園芸における環境制御技術をNext次世代型システムへと進化させる、本県の特色を最大限に生かしたプロジェクトも始動させているところであります。このプロジェクトでは、AIやI o Tの技術を活用した、高収量・高品質な栽培や作業負荷の軽減などの研究を行うこととしております。

このような大学と連携した取り組みは、本県の産業振興や若者の雇用創出はもとより、大学の魅力を高め、地元での進学希望者をふやすことにつながるものと考えております。

今後も、大学独自の特色ある大学づくりと県の産業振興計画を初めとする重要施策との連携をさらに強めることで、若者の県内への定着が進むよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、地方法人課税の見直しを含めた地方税体系の抜本改革案についてお尋ねがございました。

法人県民税及び法人事業税のいわゆる法人二税については、他の税目と比較して税源偏在が大きく、偏在是正策がこれまで議論されてまいりました。

まず、平成20年度において、抜本的な税制改革までの暫定措置として法人事業税の一部を国税化し、人口などに応じて譲与税として再配分する地方法人特別税が創設され、これにより法人事業税の偏在が一定是正されました。

次に、平成26年度からの消費税率の引き上げに伴い、交付団体と不交付団体間の財政力格差が拡大することのないよう、法人県民税法人税割の一部を国税化し、その税収を交付税原資とするとともに、先ほど申しあげました地方法人特別税については暫定措置であることから、段階的に縮小し、消費税率10%段階において廃止し、法人事業税に復元することとされました。

これらの結果、法人県民税においては偏在が一定是正されておりますが、地方法人特別税が廃止されたため、法人事業税の偏在を是正する効果が消滅することとなりました。

このため、平成30年度税制改正大綱において、地方法人課税の偏在を是正する新たな措置について、平成31年度税制改正において結論を得るとされたところであります。

地方法人課税の偏在是正については、1人当たりの税収が多い都市部と少ない地方部との間で、意見の大きな隔たりがあります。都市部においては、地方税の一部を国税化して地方税の偏在を是正することは、地方税を充実するという地方分権の進展に逆行する、地方の財政力格差は地方税財源の拡充により是正するべきなどの意見があります。

一方、地方部においては、地方消費税の引き上げと景気回復による地方法人二税の税収増により、税源偏在や財政力格差が拡大することは避けるべきである、地域間の税源の偏在性が小

さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図ることは極めて重要であるなどの意見があります。

このような都市部と地方部の意見の対立の溝を埋めるのは容易ではないことから、全国知事会において徹底した議論を行う必要があります。その上で、国にしっかりとした提言を行っていくことが重要であると考えているところでございます。

次に、国が財政再建を実現する手だてや本県の財政収支の見通しについてお尋ねがございました。

国と地方の公債等残高は1,000兆円を超えており、今年1月に政府が示した、中長期の経済財政に関する試算においては、経済成長が実現するケースでも、2020年度における国と地方の基礎的財政収支は10.8兆円の赤字と見込まれています。

今後、我が国が国際的な信認を確保するとともに、社会保障を将来世代に引き渡す責任を果たすためには、国において財政健全化にしっかりと取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

財政再建を実現するためには、歳入歳出両面からの改革が不可欠であります。歳入面においては、金融政策や経済財政政策によって持続的な経済成長を促し、税収をしっかりと確保していくことが重要であります。この点、人づくり革命や生産性革命を柱とする新しい経済政策パッケージは有効な取り組みであると考えています。また、歳出面では、社会保障を全世代型へ転換し、子供や子育て世代への支援の拡充が図られる一方で、医療費等の伸びを抑制する努力は避けて通れないものと考えられますし、このほかにも、無駄な歳出は徹底して削るという不断の努力が必要となってまいります。

ただ、その際気をつけなければならないと思いますのは、財政規律を重視する余り、予算を

縮減することのみにとらわれてはならないということでもあります。経済成長を実現する施策であれば先行投資をして、その果実をもって財政再建につなげる必要があるとともに、少子化対策や防災・減災、中山間地域の振興に資する施策など、取り組むことで将来の財政負担の軽減にもつながる施策については、しっかりと予算措置を行うことが重要だと考えております。

翻って本県の財政収支について申し上げますと、昨年9月に公表したとおり、今後の南海トラフ地震対策に必要な経費や社会保障関係経費の増加を見込んでもなお、中期的に県債残高の逡減傾向を維持し、安定的な財政運営を確保できる見通しとなっております。

しかしながら、本県の財政運営は、地方交付税制度などの国の動向に大きく左右されます。また、国の歳入歳出両面の改革のあり方が本県財政に与える影響も注視されるところであります。

今後とも、国への政策提言も行い、より有利な財源の確保等に努めるとともに、歳入歳出両面からの見直しを行い、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、県政運営安定のため、県民や職員に対し、どのようなことに目配り、気配り、心を配る必要があると考えるのかとお尋ねがございました。

私は知事就任当初から一貫して、対話と実行を県政運営の基本姿勢として取り組んでまいりました。その中でも、対話と実行行脚においては、私自身が地域に直接お伺いし、地域のさまざまな取り組み状況などを直接拝見させていただくとともに、地域の皆様のお声をお聞きしております。そういったことを通じて私自身さまざまな気づきがあり、課題解決のための施策に着実につながっていると考えております。

一方、1つの市町村を1日で訪問させていた

だく都合上、行程を調整する際に、市町村において、訪問先の数や意見交換などで参加していただく方の人数を制限させていただくことがあります。その際に、御指摘のありました、私に好意的であるかどうかをもって参加していただく方を決定するようなことは、決してあってはならないことであると考えておりまして、このことについて、改めて地域本部などの関係者間で意識を共有してまいります。

もとより、県民の皆様からの率直な御意見をいただく機会は、対話と実行行脚にとどまるものではありません。県内各地のイベントや会合に参加させていただいたときなどさまざまありますし、庁内においても各部局との協議の中で、日ごろより数多くの地域の情報に接しているところでもあります。引き続き、県民の皆様と正面から向き合い、地域の声や県民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、県政運営に取り組んでまいります。

次に、職員に関して、御指摘のありましたように、耳ざわりのよいことしか意見具申しない職員を生んでしまうことは、健全な県政運営のために最も避けるべきことであるとも考えております。

このため、悪い情報こそ早く上げるということについて、平素から職員に徹底をしているところでもあります。さらに、職員との協議の場などにおいて、県としての方針が固まるまでは批判的、多角的な議論こそ活発に行われることが重要と考えており、私自身、そうした状況となるよう意を用いているところでもあります。

今年度もこれまでに約1,500回、800時間を超える協議を職員と行いました。県勢浮揚に向け、多様な情報をもとに真摯な議論を積み重ねてきたところでもあります。引き続き、私と職員との間で自由闊達な議論が行われる風通しのよい職場にしてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、私も3期目半ばとなり、就任10年と、在任期間が長くなってまいりました。だからこそ、御指摘の点は重要であり、大いに留意してまいりたいと考えているところでございます。

次に、とさでん交通におけるバスの運転手不足に対してどのような施策を考えているのか、お尋ねがありました。

とさでん交通は、会社設立からこれまで3期連続で黒字を計上するなど、社長を先頭に社員の皆様の懸命な御努力によりまして、事業再生計画を上回る形で順調に推移をしてきており、公共交通事業者としての使命を果たされています。

そのような中、バスの運転手不足を原因とする本年4月からの減便の措置は、利用者の利便性の低下につながることから残念なことでありますが、一方で運転手の健康管理、安全運行の確保、コンプライアンスの遵守といった観点から考えると、やむを得ない苦渋の決断であったのではないかと受けとめております。

県といたしましては、中央地域における持続可能な公共交通の実現を図るため、とさでん交通の事業再生が確実になし遂げられるよう、引き続きその進捗状況をしっかり確認してまいりますとともに、あわせて直面している運転手不足への対応策を検討していかねばならないと考えております。

とさでん交通におかれては、運転手不足に対応するため、従来の募集・採用活動に加えて、会社の費用負担による大型二種免許の取得支援制度の導入や高校新卒生の採用、初任給などの処遇の改善など、さまざまな取り組みを積極的に行っていますが、それでも抜本的な解決にはほど遠い状況にあるとお聞きしております。

運転手不足の問題は、とさでん交通に限ったことではなく、全国的な課題になっており、ま

た県内においては、バスだけではなくトラックやタクシーを含めた運輸業全体の問題にもなっております。運転手不足の現状は、もはや一企業の努力の範囲を超えており、とさでん交通に限って申し上げれば、今後事業再生を進めていく上において少なからず影響を与えるのではないかと懸念もされます。

そのため、運輸業の担い手確保に関する予算案を本議会に提出させていただいているところでございます。具体的には、運輸業はいわゆる男性職場と見られることが多く、実際就労する女性の割合が他の産業と比べて著しく低いということに着目し、女性を対象とした運転体験や先輩女性ドライバーとの座談会などを県内3カ所で実施することで、女性の皆様が就職する際に運輸業を選択肢としていただき、実際の就職へとつなげていくことを目的とした事業を、高知県バス協会、高知県トラック協会、高知県ハイヤー協会など、関係機関と連携して実施したいと考えております。

県といたしましては、おのこの事業者が主体的に実施している採用活動に加え、県と業界団体等が連携して実施する女性にターゲットを絞った今回の新たな事業を立ち上げるとともに、加えて移住希望者に対する情報提供など、さまざまなツールやチャンネルを駆使することで、県民生活になくてはならない公共交通や物流ネットワークの維持・確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、高知版地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた来年度からの取り組みの大きな方向性についてお尋ねがございました。

日本一の健康長寿県構想の柱の一つ、地域地域で安心して住み続けられる県づくりの実現に向けまして、中山間地域が多い本県の実情を踏まえ、遠距離へのサービス提供を独自に支援するなど、訪問看護や訪問介護サービスの拡大に

取り組みますとともに、制度サービスのすき間を埋め、子供から高齢者までの生活を支える地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターを整備するなど、地域地域の医療・介護・福祉のサービスのそれぞれの機能の確保に向けて、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

その結果、例えば昨年度の訪問看護は、サテライトを含めステーション数が67カ所にふえ、サービス提供数は、平成25年に比べて2倍以上の9,000件余りに拡大しております。また、あったかふれあいセンターは、整備数がサテライトを含めて250カ所を超えるとともに、介護予防の場や認知症カフェとして機能強化が進むなど、地域包括ケアシステムを構成する要素が育ってきているところでございます。

引き続き、こうした取り組みを強化していくことによりまして、今後とも地域地域のサービスの充実をしっかりと図っていきたいと考えております。

その上で、これまでの成果を踏まえ、日常生活から入院、リハビリ、退院後の生活などの一連の流れの中で、それぞれのサービス間の連携をさらに強固なものとすることにより、高齢者の意向に沿ってQOLを向上させることを目指して、切れ目のないサービス提供を可能とする、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

とりわけ病気などで医療や介護サービスが必要となった際に、サービスの接続部において状況に応じて適切な支援につなぐ、いわゆるゲートキーパーの役割が大変重要となりますことから、その機能の強化に取り組んでまいります。

具体的には、地域のかかりつけ医としての役割を担う総合診療専門医の養成を支援し、中山間地域などの医師不足地域に派遣をいたしたいと考えております。

あわせて、高齢者の相談窓口である地域

包括支援センターの機能強化のため、関係者との連携強化を目指した研修を実施しますとともに、個別の事例を検討する会議においてリハビリテーション専門職等の助言が得られますよう、引き続き関係団体との連携を図ってまいります。

また、高齢者のQOLの向上と南海トラフ地震対策を同時に進めるという観点から、未耐震の療養病床が介護医療院への転換とあわせて耐震化を行う場合などに県独自に支援する制度を創設し、よりふさわしい療養環境を整えてまいります。

これらの一連の取り組みを進めていくため、各福祉保健所に新たに地域包括ケア推進監を配置することといたしました。この推進監が中心となり、市町村など関係者とともに地域の現状をしっかりと把握した上で、さらなるサービスの充実やサービス間の連携のシステムづくりなどに取り組み、高知版地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

次に、スポーツ行政について、本県のさらなる競技力向上にかける所見についてお尋ねがございました。

本県の競技力の向上については、平成25年に策定した第1期高知県スポーツ推進計画に基づいて、これまでも取り組みを進めてまいりましたが、競技力の向上を含めたスポーツ振興全体の抜本的な強化対策をさらに進めるため、本年度スポーツ行政を教育委員会から知事部局に移した上で一元化し、庁内の関係部局長で構成する本部会議と、県内の産学官民の有識者から成る高知県スポーツ振興県民会議を立ち上げました。

この県民会議では、各委員を初め、我が国のスポーツ政策の専門家として第一線で活躍されているアドバイザーの皆様から、本県のスポーツ振興に向けた貴重な御意見やアドバイスをいただき、議論を重ねてまいりました。

特に競技力の抜本強化については、専門部会を含めて議論を深め、第2期高知県スポーツ推進計画案の3つの大きな柱の中の一つとしてしっかりと位置づけております。

競技力の向上における重点施策としては、まず新たな強化推進体制として、各競技に求められる能力のすぐれた選手を選抜し、小学生から一般まで一貫した、常設の全高知チームを設置することとしております。そこに全国トップレベルの指導者を招くことによって、よき指導者のもとで質の高い指導を常々受けられる仕組みを設け、選手の育成を行うことで、本県の競技力の向上を目指してまいりたいと考えております。また、この仕組みを通じて、本県の指導者の指導力の向上もあわせ図ってまいりたいと考えております。

さらに、本県では、子供のときに自分の適性に合った競技に出会うことや、継続して活動する環境が限定される状況にありますことから、高知県パスウェイシステムを構築し、誰もが早い段階から自分に合った競技を見つけ、全高知チームを目指すことができる仕組みや、選手の日常的な活動環境を確保する仕組みをつくってまいります。

また、地域におけるスポーツサービスの充実もあわせて進めることとしており、地域のスポーツ活動の拠点として、総合型地域スポーツクラブなどを核とする地域スポーツハブを育成し、そこで子供たちがみずからの適性に合ったスポーツを楽しみ、その中から特に競技性にすぐれた子供が全高知チームの一員として活躍するといった、一連の流れをつくり出していくことにも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

こうした取り組みを通じて、本県のスポーツの頂を高めつつ裾野についても広げていきたいと考えております。

そして、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など、国内大会における入賞数を大幅にふやし、オリンピック・パラリンピックを初めとする世界トップレベルの大会に、本県から一人でも多くの日本代表選手を輩出できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本県で開催する全国豊かな海づくり大会に対し、どのようなことを期待するのかについてお尋ねがありました。

全国豊かな海づくり大会は、我が国の食卓に安全でおいしい水産食料を届けるために、水産資源の保護や管理と海や川などの環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて漁業の振興と発展を図ることを目的に、毎年各地で開催されております。

本大会には、例年天皇皇后両陛下が御臨席されております。光栄にも両陛下に御臨席いただける場合は、平成14年の高知国体以来16年ぶりの御来県となります。開催県として、万全の態勢でお迎えさせていただきたいと考えております。

また、こうした大会を本県で開催できることは、県民一人一人が豊かな海やそれを育む森や川を守り育てることの大切さを改めて理解するとともに、カツオ一本釣りに代表される、長年培われてきた本県漁業の魅力を全国に発信することができる絶好の機会にもなるものと考えております。

昨年から県内各地域で、大会記念リレー放流や、魚食、食育の取り組み、海や魚にちなんだイベントなどでのPRを行い、大会開催に向けた機運の醸成を図ってまいりました。こうした活動を来年度も継続し、森や川からつながる豊かな海や水産資源を守り育て、次の世代につないでいくことの大切さを広く訴えていきたいと考えております。

さらに、本大会には県外から800人を超える招

待者の方々にお越しいただきます。全国に誇れる本県の自然、歴史、文化や新鮮な食べ物などを十分に堪能していただき、再度高知を訪れたいと思っただけの機会となるよう、さまざまな場面においておもてなしの心を持ってお迎えしたいと思います。

さらに、「志国高知 幕末維新博」の第2幕が開催されている時期でもありますので、積極的なPRに努めていきたいと思っております。

本大会が県民の皆様や参加されるの方々にとって記憶に残る意義深いものとなりますよう、全力を挙げて準備を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、地方の一般財源総額について、県としても確保に向けた提言活動などを早目にスタートする必要があるのではないかとのお尋ねをいただきました。

議員からお話がありましたように、国の経済財政諮問会議などにおいて、地方自治体の基金残高の増加を理由として、国、地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映につなげていくべきといった議論が行われております。

あわせて、骨太の方針2015で示された経済・財政再生計画においては、平成30年度までの一般財源総額は平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりまして、平成31年度以降の地方一般財源総額の規模は不透明な状況であります。

一方で、地方の歳出は、今後社会保障関係経費が増加することに加えまして、地方創生や人口減少対策、災害への備えなど、地域の実情に応じた施策を進めていくための財政需要が多く見込まれますことから、引き続き十分な規模の地方一般財源総額が確保されることが必要であ

ります。

これらについては、ことしの夏までに策定されます、いわゆる骨太の方針2018に向けまして、国において厳しい議論が展開されることが予想されます。既にこのような危機感を全国知事会とも共有しておりますので、引き続き国の動向を注視しつつ、全国知事会と連携し、地方一般財源総額の確保について、スピード感を持って国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、県の一般会計当初予算案に関し、事務事業の見直しによる具体的な成果と効果についてお尋ねがございました。

事務事業の見直しは、財政の健全化を維持するという観点のほか、事業の有効性、効率性の向上を図り、職員の能力をより効果的な事業に集中させるという観点からも重要であり、積極的に取り組んできたところであります。

具体的には、第1に、平成20年度から23年度までの第1期計画の時期において開始し、現在も継続している事業などの裁量的な経費につきまして、目標や成果の達成状況を踏まえた見直しを行いました。

第2に、義務的経費を含めまして比較的規模が大きな経費について、事業効果を高めるための事業手法の精査や民間活力の活用など、ゼロベースでの見直しを行うこととしました。

この結果、例えば、出会い・結婚応援事業について、民間主催のイベントが定着してきたことから、県主催交流会を廃止する、市町村向けの貸付制度について、事業目的を市町村の不測の歳入減等への対応に限定した上で縮小する、設備投資支援について、国の補助金を活用するとともに、金融機関の融資を促進するための利子補給制度を創設するなど、昨年度を大幅に上回る199件、35.6億円の見直しを行い、そこで捻出された財源を活用し、138件、約37億円のより

効果的な事業へのバージョンアップを図ったところであります。

今後も引き続き、スクラップ・アンド・ビルドをより徹底することとし、既存の事務事業について、目的の達成状況や事業手法の精査を行ってまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 第7期保健医療計画案の主な改正内容についてお尋ねがありました。

第7期高知県保健医療計画は、医療機能の分化・連携を促進し、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療を提供することにより、日本一の健康長寿県構想に掲げる、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を基本理念として、平成30年4月から平成35年度末までの6年間の計画期間として策定するもので、現在医療審議会に諮問をしているところです。

第7期計画の策定においては、医療と介護の施策を一体的に進めていく必要があることから、計画期間が3年間の介護保険事業支援計画と一致させるため、計画期間を5年間から6年間に変更し、また国の通知により設定の見直しの検討を行うこととされた二次保健医療圏については、検討の結果、見直さず、これまでどおり4つの保健医療圏域としました。

圏域ごとの病床整備の上限である基準病床数については、算定方法の見直しがありましたが、新たな方法による算定の結果、一般病床及び療養病床については、現状では4つの保健医療圏域とも病床過剰となる見込みです。

また、がん、脳卒中などの5つの疾病や、救急医療、周産期医療などの5つの事業の医療連携体制については、国から示された新たな指標等を参考に現状把握を行い、内容や数値目標等の見直しを行いました。

この中で、特に在宅医療については、医療と介護の連携を重視し、入院から退院、在宅療養への移行をスムーズに進めるための多職種協働による退院調整支援の推進や、訪問看護師などの人材育成、訪問看護ステーションの設置促進などに重点を置いています。

さらに、平成28年度に保健医療計画の一部として策定した地域医療構想の内容についても、病床の機能分化・連携に向けた地域医療構想調整会議の進め方や、病床の機能分化などにより生じる在宅医療等の新たな需要について、医療と介護で整合性を図ることなどを追加し、盛り込んでいます。

医療審議会より答申をいただきましたら、本計画に基づき行政と医療及び介護関係者が保健・医療・介護の充実を図ることで、地域包括ケアシステムの構築に一体的に取り組むとともに、その結果を検証して新たな課題にも対応するなど政策循環につなげ、日本一の健康長寿県構想を推進していきます。

(公営企業局長井奥和男君登壇)

○公営企業局長（井奥和男君） 今回の診療報酬の改定が県立病院の経営に与える影響についてのお尋ねがありました。

平成30年度の診療報酬改定では、将来の医療ニーズの変化等を踏まえ、患者さんの状態に応じたきめ細かな医療提供体制の整備を図る観点から、入院医療に係る新しい報酬体系の導入が予定をされております。

具体的には、入院医療を急性期医療を初めとする3つの機能に整理した上で、その機能ごとに入院基本料を再編、統合することとされております。中でも急性期医療につきましては、看護職員の配置を基準とした現行方式に、医療や看護の必要度の高い患者の割合に応じた診療実績に基づく段階的な評価を組み合わせた報酬体系へと見直されることが決まっております。

そのため、現行の7対1と10対1の入院基本料の間に、中間的な評価区分が新たに設けられますとともに、診療実績の指標ともなります、重症度や医療・看護の必要度の判定基準などもあわせて見直されることとなっております。

こうしたことを踏まえ、あき総合、幡多けんみんの両県立病院では、重症度や医療・看護の必要度の見直しに伴う新たな基準値に基づき、医療や看護の必要度の高い患者さんの割合がどの程度になるのか、これまでの診療実績データを用いてシミュレーションを行っております。

その結果、現行の7対1に相当する入院基本料の算定も可能となっておりますが、現時点で詳細が不明な部分も残されており、今後示されます届け出基準に基づく県立病院としての対応方針の決定に向け、引き続き今回の見直しに伴う影響の詳細な把握に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の地域における医療提供体制の動向や医療ニーズの変化などを的確に捉えた上で、第6期経営健全化計画に基づく質の高い医療の持続的な提供に向け、病床機能の見直しなどを含めた経営の健全化に取り組んでいく必要があるものと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長（門田純一君） 日本一の健康長寿県構想の改定におけます介護人材の安定確保に向けた取り組みのポイントについてお尋ねがございました。

介護人材の安定確保に向けた取り組みにつきましては、これまで、人材の定着促進・離職防止対策と新たな人材の参入促進策の充実の2本柱で取り組みを進め、福祉人材センターのマッチングによる就職者数が増加するなど、一定の成果も得られたところですが、離職率は依然として高く、また新規の求職者数が減少するなど、厳しい状況が続いていることから、取り組みを

さらに強化する必要があると考えております。

まず、人材の定着促進、離職防止対策では、今回の介護報酬の改定におきましては処遇改善加算の拡充はございませんでしたが、この加算を取得していない事業所も一部見受けられるため、引き続き加算の取得を支援してまいります。加えて、福祉機器等の導入支援を強化し、ノーリフティングケアの取り組みをさらに推進することなどで、職員の負担軽減と業務の効率化を図ってまいります。

あわせて、職員の仕事と子育ての両立支援のための代替職員を派遣するなど、職場環境の改善による職員の定着を支援してまいります。

また、新たな人材の参入促進策につきましては、これまでの福祉人材センターの取り組みなどに加えて、補助的な業務の切り出しによる柔軟な働き方を可能とする職場づくりを本格的に実施し、中高年齢者や主婦層の介護分野への就労を促進するとともに、新たに移住者に対する資格取得支援などにも取り組んでまいります。

このように、これまでの対策を強化いたしますとともに、来年度からは介護事業所認証評価制度を本格的に実施することにしており、この認証をより多くの事業所が取得できますよう、課題や規模などの特性に応じたセミナーの開催や個別の支援が必要な事業所に対する助言など、きめ細かく支援してまいります。

こうした取り組みを総合的に実施することによりまして、良好な職場環境の整備を促進し、人材の安定確保を図り、質の高い介護サービスの提供につなげてまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、地域での県民生活を守るために、地域の商業機能の維持・発展をどのように考えているのかとのお尋ねがありました。

県内の特に中山間地域においては、人口減少

に伴う市場の縮小あるいは事業主の高齢化や後継者不足などにより、事業を縮小したり撤退する店舗が増加するといった地域が多く見受けられます。

住民の生活に欠かせない商業機能が低下することで、域外への消費の流出、ひいては人口の流出をもたらすという悪循環を招いていることから、県としましては、店舗の撤退や消費の流出に歯どめをかけ、地域の商業機能を維持することが、住民の生活を守る上で重要であると認識をしております。

このため、地域の商店街に対しましては、地元事業者や商工会、商工会議所、市町村とともに商店街振興計画の策定を進めております。計画策定の段階においては専門家派遣などでの支援、実行段階においてはチャレンジショップや空き店舗対策事業などにより支援をしており、現在4つの商店街が計画策定に着手をし、2つの商店街が実行段階に入っており、そういう状況でございます。

また、個々の事業者に対しましては、その持続的発展を支援するため、商工会、商工会議所が実施する、経営計画の策定から実行までの伴走型支援に対しまして、県としましても本年度から関係機関とともにサポートする体制を構築しております。現在、1,028件の経営計画が策定をされ、順次実行に移されているところでございます。

来年度は、こうした取り組みを一層強化してまいります。具体的には、商店街の核となる施設整備にも対応する地域経済活性化拠点施設整備事業費補助金を新たに創設いたします。

また、商店街振興に取り組む事業者を含む個々の事業者に対しましては、県内5ブロックに新たに配置をいたします経営支援コーディネーターが、金融機関や事業引継ぎ支援センターなどの支援機関の協力も得ながら、経営指導員

と一緒に、経営計画の策定、実行の支援を進めていくこととしております。

次に、商工会議所、商工会における不正受給問題に関して、補助金の返還状況についてお尋ねがありました。

今回返還を求めました須崎商工会議所、土佐清水商工会議所、香美市商工会及び南国市商工会の4つの団体に係る補助金の合計額1億19万1,678円は、2月21日までに返還をされております。また、補助金返還に応じた加算金の合計額1,601万3,432円につきましても、2月28日までに全て納付がされております。

これら4団体には、補助金等の返還だけでなく、改善計画の提出も指示をしておりましたが、これについても2月21日までに全ての改善計画が提出をされております。これらの計画はいずれも、問題が発生した原因や課題の分析を踏まえた上で、職員複数でのダブルチェックやマニュアルの作成による再発防止策の徹底、地域の商工業の改善発達に向けて地域の経済団体との関係を深めることなどにこれまで以上に努力することで、地域の商工業者からの信頼を回復し、組織率の改善を目指す内容となっております。

県としましては、これらの計画が着実に実行、実現されるよう、進捗の状況を確認していくとともに、適切に指導を行ってまいります。

次に、今回の事案発生後に行った監査の状況と結果についてお尋ねがありました。

今回補助金の返還を求めた4団体以外につきましても、残る全ての商工会、商工会議所に対しまして、会員数や地域の商工業者数、小規模事業者数の確認に重点を置いた監査を実施し、1月30日までにその全てを完了しております。

監査項目のうち会員数につきましては、まず会費の納入状況を——口座振替依頼書及び銀行からの振替結果通知、預金通帳、領収書控え、これらを一件一件突合し、会員名簿に記載され

ている会員が適正か否かの確認を行いました。

次に、会費の納入を確認した会員一人一人につきまして、業種的に会員として問題がないか、地区内かどうか、支店など重複がないかを確認して、その会員数を確定いたしました。

また、地域の商工業者数や小規模事業者数につきましても、商工会等が作成した商工業者名簿と、電話帳や住宅地図、業界団体の名簿を突合し、事業者の存在を確認するとともに、書類上での判断が難しいものは、県の監督のもとで商工会等の職員に個別に電話や実地訪問を行わせて、業種、創業時期、代表者、従業員数等も確認をさせ、その数を確定いたしました。

以上のような監査を行った結果、補助金の返還に至るような問題は発見されませんでした。事務局長を設置していない2つの商工会におきまして、法律上の存立要件であります組織率50%を下回っていることが判明いたしました。このため、この2つの商工会には改善計画の提出を求め、2月20日までに提出をされております。

県としましては、これらの計画が着実に実行されるよう、進捗状況を確認していくとともに、適切に今後指導を行ってまいります。

次に、経営指導員の設置基準の見直し方針と経営指導員への補助の要件の見直しの概要についてお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

今回問題となりました商工会、商工会議所への高知県小規模事業経営支援事業費補助金は、平成17年度までは国の補助制度であったため、国が定めた基準に従って交付を行ってまいりました。平成18年度からは県単独補助事業となりましたが、補助基準につきましても、それまでの国の基準をそのまま引き継ぎ、合併に伴う激変緩和や広域連携の推進など、個別の課題に対しての対策は講じてまいりましたものの、小規模

事業者数の大幅な減少に対して根本的に対応するには至っておりませんでした。

このため、まずは小規模事業者数に基づいて算定をしている経営指導員の設置基準について、現行の基準となって以降、これまでの環境変化に対応させる見直しを行うことが必要であると考えておるところでございます。

具体的には、平成7年度から平成29年度にかけてまして小規模事業者数が20%以上減少していることから、経営指導員の設置基準も20%程度引き下げることにはしたいと考えております。

なお、この間小規模事業者数が大幅に減少しておりますけれども、県全体の経営指導員1人当たりの小規模事業者数を検証しましたところ、これまでほぼ同じ水準で推移をしていたということが確認されましたので、経営指導員の総数は現在の数で妥当であると判断をしているところでございます。

次に、今後の補助要件の見直しに関する考え方と事務局長人件費の補助要件の見直しの方針についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げました経営指導員以外の補助要件の見直しに当たりましては、次の2つがポイントであると考えております。

1つは、今回のような補助金の過大交付の再発を防ぐための、コンプライアンスの徹底や会員の獲得につながる活動の着実な実施など、組織マネジメントをしっかりと行える体制とすること。そして2つ目は、今後経営計画の策定や実行の件数が大幅に増加していく中で、その質と量の確保が確実にできる体制とすることでございます。

お尋ねのありました事務局長は、組織マネジメントの中核を担う重要なポストだと考えています。現在、その人件費補助の主な要件を組織率としておりますけれども、規模が大きくなると組織率が低くなる傾向がありますために、経

営指導員などの事務局職員が9名いるにもかかわらず事務局長を補助できていないといったようなところがある一方で、職員数4名でも補助をしているといったようなケースがあるなど、組織規模や地域の事業者数と必ずしも連動したものとなっていないという現実があります。

また、先ほど述べましたように、今後会員の獲得や経営計画への支援を着実に実施していくためには、組織としての対応が不可欠ですので、そのかなめとなります事務局長の設置のあり方につきましても、この機会に根本から再検討する必要があると考えております。

しかしながら、配置基準の見直しは商工会、商工会議所の組織運営に大きくかかわってまいりますし、現在に至るまで長年にわたる積み重ねもありますことから、各団体との協議を十分に行う必要があると考えております。

高知県商工会連合会におきましては、このたび商工会等組織検討委員会を設置し、あるべき組織体制や組織運営についての検討を開始されております。この検討会に県も参加をいたしまして、望ましい組織のあり方について議論し、検討を深めていき、平成31年度からの制度改革を目指したいと考えております。

次に、ルネサス高知工場の承継先の確保の状況について、従業員に伝えることを考慮する時期に来たのではないかとのお尋ねがありました。

ルネサス社における高知工場の承継につきましましては、民間企業間の極めて機密性の高い取引となりますことから、あらかじめ双方で秘密保持契約を締結するといった、厳重な情報管理のもとで進められているものと承知をしております。

このため、仮に承継先の確保に向けた動きがありましても、県も、また従業員の皆様も個別の具体的な取り組みやその状況といった情報を聞き取ることができず、我々としても大変もど

かしい思いではありますが、やむを得ないものと認識をしております。

高知工場の承継先の確保につきましては、ルネサス社内に設置されましたプロジェクトチームとしっかり連携して、これまでも申し上げてまいりましたとおり、工場が集約される本年5月末までに承継先を確保することを最優先に取り組んでいるところでございます。

先月には、知事と香南市長が、平成27年12月の集約方針の表明以降4度目となりますルネサス社トップとの面談を行い、本年5月末までの承継先の確保を重ねて強く申し入れたところでございます。これに対し同社の会長からは、誠意を持って全力で取り組むとの決意を改めて伺ったところでございます。

県としましては、今後も引き続きルネサス社との間で締結をしました和解契約に基づいて、同社の活動の状況をしっかりと確認するとともに、県独自のルートを通じたアプローチを継続しながら、ルネサス社とともに承継先の確保に全力で取り組んでまいります。

最後に、承継先が決まらなかった場合に従業員の再就職支援をどのように進めていくのかとのお尋ねがありました。

先ほど申しあげましたように、今後も承継先の確保に全力で取り組んでまいります。万が一にも承継先が決まらなかった場合に備えて、昨年12月に高知労働局が中心となり、関係機関によるルネサス高知工場雇用対策連絡会議を立ち上げております。

連絡会議では、県内の経済団体や有力企業に対して求人の協力を要請することや、県内企業から提供されました求人情報を、ルネサス社において協力企業を含めた従業員の皆様に紹介し、県内での再就職を検討しやすい環境を整えること、またハローワークや産業雇用安定センターによる各種の支援策の説明会を開催することな

ど、今後の支援策の枠組みを決定し、現在それぞれの機関において支援が実行されているところでございます。

このうち県内企業からの求人情報は、2月末現在で100社を超えるさまざまな業種の企業から、約500人分の上っております。その情報は、高知工場内に設置された1室で、協力企業を含めた従業員の皆様が全てを閲覧できるようになっております。

また、産業雇用安定センターにより、県内での再就職を希望する方への個別のカウンセリングや就職活動に向けた助言などのキャリア相談が、これまでに3回実施されているとお聞きをしております。

今後も、新たな求人情報の開拓を進めてまいりますとともに、3月から4月にかけては随時希望に応じてキャリア相談を実施し、またハローワークへの求職登録や職業訓練、雇用保険制度などの各種の支援策の説明会を予定しております。

なお、このように再就職支援についても万全を期してはおりますが、今後承継先企業が確保された場合には、ルネサス社において、直ちに承継先企業への再就職を新たな選択肢として従業員の皆様にお示しし、全員の意向の確認を行い、それぞれの御意向に沿った雇用の維持に最善を尽くすことを確認しております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) スポーツ行政のうち、まず全高知チームの指導体制についてお尋ねがございました。

全高知チームは、競技ごとの県内の有望選手を集めた常設のチームとして設置するものでございます。この全高知チームの指導体制の構築に当たりましては、まず各競技ごとに、全日本の監督や中央競技団体の強化担当などを務めてこられた全国トップレベルの実績のある指導者

を特別強化コーチとして配置し、技術や戦術など質の高い指導を年間を通じて行うことで、競技力の強化を図ることとしております。さらに、特別強化コーチを補助するサポートコーチを配置し、質の高い指導の徹底を図ります。

また、特別強化コーチの指導方法をサポートコーチや競技団体の強化担当者が間近で学ぶことで、すぐれた指導力を身につけることができると考えております。このすぐれた指導力を身につけた競技団体の強化担当者などが、競技団体全体の指導力の向上に取り組むことができるよう努めてまいります。

加えて、県内指導者に対し、特別強化コーチから直接指導を受けることができる機会を設けたり、コーチングアカデミーといった競技団体の枠を超えた研修会を開催することで、指導力の一層のレベルアップを図ってまいります。

こうした取り組みによって、全高知チームの競技力を高めることができる質の高い指導体制を構築してまいります。

次に、これまでの医科学サポートの評価と全高知チームに対する具体的なサポート内容についてのお尋ねがございました。

現在のスポーツ医科学サポートは、香南市の県立青少年センターを拠点として、選手のスポーツ障害の未然防止や健康管理を目的としたメディカルチェックを初め、専門体力測定やトレーニング指導、栄養指導やメンタルサポートなどを総合的に実施しております。

こうした医科学サポートの効果としましては、個々の選手のけがが防止等に生かされたほか、専門体力測定では、自分の数値を知ることにより、その結果から練習内容等を見直し、その後のレベルアップにつながったとの評価や、国民体育大会の優勝選手からは、メンタルサポートが有効であったというお話もお伺いしております。

また、国のスポーツ基本計画においても、トッ

プアスリートの強化支援について、スポーツ医科学等の活用が明記をされておりますので、スポーツ医科学サポートの充実は、本県の競技力向上において欠かせないものであると考えております。

今議会に整備予算をお願いしております新たなスポーツ医科学拠点では、専任のスタッフの配置や最新の測定機器の整備とともに、日本スポーツ振興センターからスポーツ医科学の専門的知見のある職員を招聘して専任スタッフの資質向上に努めるなどして、より質の高いサポートを提供してまいります。

全高知チームは、この医科学サポート拠点を活用し、年間を通して選手の体力状況に応じたトレーニング指導やトップアスリートの技術をさらに高めるための動作分析、チーム戦術に応用する試合中の選手の動きのデータ化など、質の高いサポートを行うことで、競技力の向上に努めてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 高知県1漁協の将来像を考える委員会での議論も踏まえ、今後高知県1漁協の実現に向けてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

この委員会は、お話にもありましたように、現在の高知県1漁協構想は策定から10年以上が経過し、水産業を取り巻く状況も大きく変化してきたことから、改めて今後の高知県1漁協のあり方を示すために、昨年8月に設立したものです。

委員会には、受け皿となる高知県漁協や合併に参加していない漁協の理事の方に加え、県議会議員の方々や民間企業の経営者などにも参画していただき、漁協の経営や事業、組織や人事など、さまざまな面から構想策定時の状況と現状を比較することで課題を明らかにし、今年の秋の提言に向けて今後の方向性を議論している

ところでは。

これまでの委員会の協議では、高齢化などによる組合員の減少が当時の想定を上回って進行しており、水揚げ高の減少や漁協の事業規模の縮小に歯どめがかからない状況も明らかになっています。

先日の委員会では、市場統合を議題にし、各地域ブロックの今の総水揚げ量から考えて、この地域にはこの市場とこの市場の統合が早期に必要なのではないかとかといった具体の議論もさせていただいているところです。

今後も、漁協が組合員へのサービスの提供を安定的に続けていくためには、合併による組織基盤の強化が大変重要であると考えております。

委員会の提言をいただきましたら、漁協や系統機関などとの協議の場を設け、今後の県1漁協のあるべき姿や合併のメリット・デメリットを丁寧に御説明して、御理解をいただき、具体的な合併協議に進めていきたいと考えています。

一方で、現在合併に参加していない漁協の一部は、経営状況が厳しく、今後合併に参加できないことも想定されています。このため、これらの漁協に対して、合併協議が円滑に進みますよう、系統機関とともに経営改善を支援し、県1漁協構想の早期実現を目指してまいりたいと考えています。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 柳瀬川河川改修事業のこれまでの経過と今後の見通しについて、佐川町と越知町がどのように関与してきたのかも含めてお尋ねがございました。

柳瀬川河川改修事業は、昭和50年台風第5号による甚大な浸水被害を契機に、河川災害復旧助成事業の採択を受け、昭和50年度から昭和54年度までの5カ年で、佐川町において支川を含む延長約36キロメートルの河川改修を実施いたしました。

お尋ねのありました仁淀川合流点から6キロメートルの柳瀬川下流工区につきましても、昭和53年度に事業着手しましたが、下流地区において事業への理解が得られず、平成17年度から事業を休止いたしました。

その後、平成17年9月に仁淀川中流域水害対策推進住民会議が発足し、地区代表者、佐川町、越知町、県の4者により勉強会を重ね、河川整備の必要性について住民理解の醸成に努めてまいりました。

平成25年6月には、佐川町長、越知町長の連名による事業再開の要望書が、流域住民350名余りの署名を添えて県に提出され、平成26年度から交付金事業として再着手したところでございます。

事業再着手後は、住民会議を4者連絡協議会に名称を改め、例年5月に通常総会、11月に進捗状況報告会を開催し、状況や情報を共有の上、測量設計を初め、地質や用地などの各種調査を進めてきております。

今後事業を進めていく上では、さまざまな課題が想定されることから、この協議会に加えて、佐川町、越知町、県の行政3者による柳瀬川河川改修事業行政連絡調整会議を設置し、本年度から議論を重ねているところでございます。

具体的な課題といたしましては、支川柳瀬川の流量が大きくなることで仁淀川本川の水位が上昇し、浸水被害を助長するのではないかとという仁淀川左岸の皆様の不安に対し、対応が必要となっております。

また、柳瀬川の川幅を約40メートルから約80メートルに拡幅することから、発生する土砂の処理方法や買収する農地の代替地の確保などの課題も予想されます。

本年度は、護岸詳細設計や一部の用地測量を実施しており、平成29年度補正予算にも用地測量の継続と権利者調査に必要な経費を計上して

おります。

このことにより、平成30年度は下流の越知町柴尾地区の用地買収に1年前倒しで着手できる予定であり、そのために必要な経費を当初予算に計上しております。

引き続き、当初予算だけでなく補正予算も活用し、両町と協力・連携し、事業を推進してまいります。

○32番（中内桂郎君） ただいまはありがとうございました。皆さん方におかれましては、精いっぱい御答弁ではなかったかと、そういうふうな解釈をいたしておるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今後常に努力して、県勢浮揚のために頑張ってくださいというように思っておるところでございます。

また、今議事を最後に退職されます皆さん方におかれましても、退職後も県勢浮揚のために御尽力を賜りますことをあわせてお願いいたしまして、私の一切の質問を終わります。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩



午後3時40分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表して、以下質問をいたします。

まず最初に、日米地位協定についてです。在日米軍の航空機事故が余りにも多過ぎます。今度は、アメリカ空軍三沢基地のF16戦闘機が離陸直後にエンジン火災を起こし、湖に2本の燃

料タンクを投棄して同基地に緊急着陸いたしました。落下現場から最も近い漁船までは約200メートルしか離れていなかったと言います。一つ間違えば、住民を巻き添えにしかねない事態でした。

この2年間の主な事故を見ると、海兵隊では、普天間基地のオスプレイが名護市の海岸とオーストラリア沖に墜落をしています。エンジンの吸気口カバーを海上に落下させる事故も起こしました。同基地のCH53E輸送ヘリは、隣接の小学校に窓を落下させました。保育園への部品落下も大きな問題です。牧草地に不時着、炎上する事故もありました。海兵隊岩国基地のFA18が高知県沖で、そしてAV8B攻撃機が沖縄本島沖で墜落をしています。海軍では、三沢基地のEA18G電子戦機が海上に燃料タンクを投棄、横須賀基地を母港にする原子力空母のC2輸送機が沖ノ鳥島沖で墜落。空軍では、嘉手納基地のF15戦闘機やF35A戦闘機の部品落下があり、横田基地のC130輸送機が投下した貨物がパラシュートから外れ、基地内に落下する事故も起こっています。一つ間違えば、住民を巻き添えにしかねない米軍機の重大事故が続発しているのです。

重大なのは、住民の命を守るために米軍機の訓練を規制する明確なルールが存在しないことにあります。日米地位協定に基づく特例法で、航空機の安全運航に関する航空法の規定第6章などが米軍に適用されていないことが問題です。

米軍機の危険な飛行を野放しにしている特例法の廃止を含め、地位協定の抜本改定が不可欠ではないか、知事にお聞きをいたします。

国際NGOスタッフとして紛争処理の現場を指揮してきた伊勢崎賢治東京外国語大学教授は、「地位協定においては通常、「透明性」が非常に重視されます。NATO地位協定においても、基地で行われる訓練の内容を含め、駐留軍の行

動については原則的に受け入れ国の許可が必要です。航空機の飛行や物資輸送などに関しても受け入れ国の了承が求められますし、基地から排出されるオイルや排ガスなどの廃棄物処理についても、受け入れ国の環境規制に従うのがスタンダードになっています。こうしたことがほとんど無視されて、米軍はいつでも好きなように訓練などを行える上に、制空権までも握っている。そんな不公平な対米協定をもつのは、世界広しといえども日本と、あと韓国くらいだと思います。」と指摘をしています。

各国は、地位協定を制定する際にももちろんシビアな交渉が行われていますし、その後も状況の変化などに応じて改定が加えられています。日本と同じ第2次世界大戦の敗戦国だったドイツやイタリアは、冷戦後に占領時代からある米軍基地の管理権と制空権を回復しました。ドイツでは殺人やレイプなどの凶悪犯については、公務内、公務外を超えてドイツに第1次裁判権があると定めていますし、イタリアでは基地が置かれている地方の自治体に、アメリカ政府と直接交渉する権利まで与えています。いまだに戦争中とも言えるアフガニスタンでさえ、2014年にアメリカ・NATOと結んだ地位協定では、国内で罪を犯した米兵がアメリカの軍法で裁かれる場合に、アフガニスタンの政府関係者がその場に立ち会う権利を認めさせました。

フィリピンでも、基地内での米軍の行動や物資の持ち込みについては全てフィリピン側に管理権があつて、核を持ち込まないという一文さえ明記されています。環境規制についてもフィリピンの基準に従うときちんと書かれているし、何よりも、協定の1章を割いてフィリピンの所有権を規定しているのです。アフガニスタンとの地位協定でも、アフガニスタンの主権ということが、文面の中で高らかにうたわれています。日米地位協定のどこを見てもそんな言葉はあり

ません。イラクでさえ、イラク内の米軍基地からの他国への攻撃を禁止しています。

ところが、こうした交渉、譲歩の例外であったのが日米地位協定です。締結されてから50年以上、その内容は全く改定されずに来ています。占領下の地位がそのまま継続していることに最大の問題があります。伊勢崎氏は、日本という国家の主権の問題、左右の垣根も越えて、早急に取り組むべき課題だと強く指摘をしています。

全国知事会としても諸外国の例を研究し、明確な政策提言と世論喚起を行うべきではないか、知事にお聞きいたします。

去る12月7日、土佐町小学校の真上を米軍機が超低空飛行で飛び、先日2月14日にはオスプレイが本山町や大豊町の市街地上空を13時過ぎから15時前にかけて何度か飛びました。

有事以外の飛行に際しては、航空法の安全規定を適用するよう、県が被害地域の市町村と連携して国に実効ある対応を求めるとともに、米軍に対し抗議すべきだと思いますが、県としてどう対処したのか、知事にお聞きいたします。

次に、働き方改革について知事に伺います。安倍首相は、本日の参議院予算委員会で、働き方改革関連法案から裁量労働制の適用拡大を削除すると正式に表明しましたが、多くの反対のある高度プロフェッショナル制度創設に関しては予定どおりと強調しています。この間、労働時間に関するデータを捏造してまで進めようとしている働き方改革は、一体誰のための改革なのか、そこが最大の問題です。

政府の改革の目玉とされている高度プロフェッショナル制度では、一定の年収の労働者はどんなに働いても残業代はゼロ、労働時間規制もなくなります。この制度でメリットがあるのは使用者側だけです。労働者側にメリットはなく、過労死を一層ひどくするだけです。この制度の導入を一貫して主導してきたのは経団連

です。労働側は、連合も全労連も全ての労働団体がこぞって猛反対しています。高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロ法案が働く人の視点や立場に立った改革などではなく、働かせる側、財界の立場に立った制度であることは明らかです。

残業時間の上限規制にも大きな問題があります。政府案では、残業の上限月45時間は原則にすぎず、繁忙期は月80時間、100時間という過労死水準の残業を容認するものとなっています。電通は、高橋まつりさんの過労自殺という痛ましい事態を受けて、遺族との合意文書で、繁忙期であっても残業は月75時間以内にとすると約束をしています。月80時間、100時間の残業を容認する政府案は、この約束からもはるかに後退したものです。総理自身が、高橋まつりさんの死を悼み、二度と悲劇を繰り返さないと誓ったことにも反する内容です。

労働者の団体がこぞって反対している法案、またデータ偽装の上に成り立っている法案は撤回すべきと思いますが、お聞きをいたします。

労働運動総合研究所が1月18日に発表した提言の中で、過去5年間の経済成長率は、名目11.4%、実質7.2%で、年平均2.18%、1.4%と、世界平均の2分の1以下にすぎず、民主党内閣3年間の水準1.66%をも下回っていること、日本経済低迷の主因は賃金にあり、2012年と4年後の2016年を比較すると、G7プラス韓国の8カ国の中で、日本だけマイナス1.05%と賃金が低下していることを指摘しています。

2012年から2016年の4年間に、企業の売上高は5.9%しかふえていないのに経常利益が54.7%もふえる一方、従業員給与はふえず、また税引前当期純利益が70.7%ふえたにもかかわらず、法人税、住民税及び事業税の納税額は17.4%しかふえていません。その結果、内部留保が25.7%、123.5兆円もふえて国内需要低迷の原因と

なっているし、デフレから抜け出すためには、経済の6割を占める家計支出、賃金を引き上げ、需要を拡大しなければならないと指摘をしています。企業に賃金を引き上げる体力は十分にあります。8時間働けば普通に暮らせる社会へと転換すべきです。

少子化対策の柱として全国知事会も、仕事と子育てを両立できる環境整備を重要な柱とし、男性の育児参加を提言しています。そのために、思い切った残業規制が不可欠です。日本共産党は、残業は週15時間、月45時間、年360時間までという大臣告示を法制化し、これを超える残業を認めないこと、終業から翌日の始業まで最低11時間あけるインターバルを確保するなど、真に働く人の立場に立った労働基準法の抜本改正こそ行うべきだと提案をしています。

こうした真の働き方改革は、現在の経済の低迷や少子化の打開に向けても極めて重要だと思いますが、お聞きをいたします。

また、知事の提案説明の中で、事業者の理解を図ることが重要であるとし、高知労働局、県、県内の経済団体などで構成する、高知県働き方改革推進会議の取り組みを通じて進めることに言及をされています。事業者の理解を進めることは重要なことです。

しかし、働き方改革というなら当事者である労働者の多様な意見の反映は不可欠だと考えますが、この点をどう位置づけているのか、お聞きをいたします。

県職員の働く条件の改善についても、県は主体者としてどういう決意と体制で取り組むつもりか、改めて実態把握は必要ないのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、教員の処遇改善について教育長にお聞きいたします。

少子化の中で、子育て支援や高知版ネウボラに県としても取り組んでいます、子供の成長

にとっても、親の働き方を応援するためにも大切な役割を担っている保育園と学校で、先生のいない事態が起っています。

まず、教員についてお聞きいたします。昨年12月、中央教育審議会は、学校における働き方改革についての中間まとめを出して、勤務時間管理の徹底、必要性に乏しい事業の思い切った廃止などを書き込みました。教員の多忙化解消は誰もが必要だと感じ、改革のためには国が責任を持って教員定数をふやすべきだと、全国市区町村教育長の97%が求めている状況です。

現在、教員の中には多くの臨時教員、非常勤職員が定数内の臨時教員、非常勤職員として配置をされており、正規教員が出産・育児はもとより、突然の病休をとらねばならない事態に対応できず、先生のいない教室が生まれています。これらの背景には、正規に配置された教員による教育活動を大前提としてきた学校現場に、想定を超えた臨時教員、非常勤職員が配置されていることが指摘をされています。

現在、高知県の定数内の臨時教員、非常勤職員の数と、全ての臨時教員、非常勤職員の数、教員のいない教室の件数と実態はどうなっているのか、教育長にお聞きいたします。

県教育委員会は、大量退職時代に伴って、昨年から教員採用制度を変更し、選考審査の日程を1カ月早くし、競技実績や大学等推薦特別選考も含めて初めての取り組みを行っています。昨年2月県議会の塚地県議の質問で、透明性を確保した採用審査にすべきとの指摘も行ったところです。全国に先駆けて6月24日に行った採用審査の全応募総数は、前年度に比べて574人多い1,823人でした。第1次審査の合格者が7月に発表され、8月の第2次審査に臨みましたが、小学校で135人、中学校で38人、全体では197人が第2次審査を受けていません。複数県を受審し、両方に合格し、高知以外で第2次審査を受

けるなどした人が、小学校で41%、総合計数で見ると24%いる計算になります。合格者の名簿発表が9月、10月、ことし1月と行われ、合計343人が採用候補者名簿に登載される状況となりました。

なぜ第2次審査辞退者が多くなったのか、この状況で定数内の臨時教員を4月に配置しなくてよい状況になるのか、お伺いいたします。

複数県に合格したときでも高知県を選んでもらえるよう、賃金、労働条件、対応の適切さなど、改善が求められていると思います。高知県の労働条件を県として検証すべきではないでしょうか。

一例ですが、近年せつかく思いを抱いて先生になった若年教員が、特に初任者研修の大変さの中で悲鳴を上げています。病気になったり、退職してしまうなど、考えられない事態が起っています。初年度は、初めての子供や親に接しながら指導案をつくり、教えていくことに全力投球の毎日です。ゆとりのなさに加え、4月に2回、5月に3回、6月に4回、7月に1回、8月は夏休み返上など、学校を離れての1年間続く18回の研修などの状況はすさまじいと言ひようがありません。ほかにも、公開授業訪問、授業実践レポートの作成等々、ベテランの先輩先生たちから見ても大変だと感じられています。

教員の働き方改革が言われ、多忙化の解消と子供と向き合う時間の確保や、必要な教育活動を充実するために掲げる教育委員会が、まず改革すべきことがあると感じます。

初任者の中で退職や病休の実態はどうなっていますか、また子供と一番寄り添うべき4月から6月の研修を見直し、改善の検討をすべきであると思いますが、お伺いをいたします。

臨時教員、非常勤職員の処遇改善についても、高知県は全国の県の中でもおくれをとっていま

す。会計年度任用職員制度の導入に向けて、全国では既に採用の空白はつukらない方向で改善された県が多くなりました。現在、採用期間は、県立学校のみ4月1日から3月30日と空白は1日ですが、小中学校は4月1日から3学期終業式の2日後までとなっていますが、なぜか病休の場合は終業式で終わりです。年度末の仕事が終わらなければ、サービスで働かねばなりません。同じ仕事を次年度も続ける場合は、退職金を出すのではなく、前年の12月2日以降の次年度の6月末のボーナスまで続けて支払う、労基法の同職であるならば継続してみなすべきとの形も、高知県ではとられていません。年休の繰り越しも、同じ条件で働きながらも高知県では認められていないのが臨時教員です。

必要な臨時教員を確保するためにも、処遇改善をしっかりと行わなければ、他県に比べて高知に残るメリットがありません。人が人を育てる最前線の教育現場が、人の心を育てるゆとりを失うことなく、人に寄り添える条件を今こそ整えるべきです。教員の定数は、臨時ではなく、正規の教員で整えるべきではありませんか。その上で、臨時的任用が生まれるのが当たり前の教育現場、こういう形にすべきです。有能な若い職員が耐えられないような多忙化は、まず取り除くべきです。

教育現場では、学習指導要領の改訂に伴って、ますます教える内容が過密になっていきます。多忙化解消が叫ばれる中で諸課題がふえていく矛盾は、教育行政が根本的に解決するしかありません。教員を補佐する支援員を幾ら多くしたところで、根本的な解決にはならないのです。

先生のいない教室はつukらないでほしいとの親の思い、子供に向き合う時間ももっと欲しいと願いながら日々過ごしている教員の思いをどう受けとめるのか、教育長にお聞きをいたします。

また、人材確保のために働き方を改革し、県教育委員会がすべき具体策は多くあります。正規の採用をふやし、臨時採用期間の空白は県立学校並みになくすなど、教育環境を改善する決意をお聞かせください。

次に、保育士の人材確保について教育長に伺います。

子供の誕生は、家族だけでなく、社会にとっても未来への希望につながる喜びです。同時に、健やかに育てる責任が社会に求められます。子供を持つ親が誰もが安心して働き続けられる環境整備の一つが保育所。その保育所は、子供たちが最初にかかわる社会としてだけでなく、親が子供の成長とともに親としての学習を重ねる親育ちの場でもあり、重要な位置にある機関です。ところが近年、この保育所に入りたくても入れない待機児童が高知県内でも解消できていません。

国の規制改革推進会議は、昨年11月29日に規制改革推進に関する第2次答申を公表し、待機児童解消の項目を規制改革項目の筆頭に挙げました。ここで、新たな取り組みとして、従来の市町村単独の取り組みに加えて、待機児童数が一定の基準を超え、その解消に都道府県が手を挙げた場合には、国が緊急対策地域に指定し、指定された地域内の待機児童への支援策を強化するための所要の改正法案を提出し、都道府県を中心に対策協議会をつくって広域的に待機児童対策に取り組むことを提言しています。具体的な規制改革項目を見ると、情報の共有化、広域連携、上乘せ基準の見直し、多様な保育所の参入促進、待機児童数の算出のルール明確化、短時間保育士の活用など人材確保などの項目を置き、平成32年度までに待機児童解消を目指しています。ここには、進まない待機児童の解消のために、保育の質の低下につながると懸念される、保育の多様化や大事な保育の上乗せ

基準の引き下げなどの側面もかいま見えてきています。

特に、国際的にも貧し過ぎるとされる、国基準、最低基準を、これまでの各自治体の努力や関係者の運動で改善してきた上乘せ基準を引き下げる方向の打ち出しや、付加サービスに対する追加料金を可能にして企業の参入意欲を促す言及もしていることなども、児童福祉法第24条第1項に基づく、市町村が責任を持つ公的保育をゆがめることにもなるものです。

高知県の待機児童の実態はどうか、高知県の場合、上乘せ基準を引き下げるなどの根本的解決に逆行する規制改革推進会議の言う県主導の協議会は開催すべきではないと思いますが、どうか、お伺いいたします。

待機児童問題は突然始まったことではなく、政府は、待機児童ゼロ作戦、2002年から2004年以降次々と打ち出してきましたが、それらは保護者が願う認可保育所の整備ではなく、今ある保育所への定員超過入所や保育への企業参入容認、必要とされた園の庭や給食の自園調理など、最低基準の規制緩和や弾力化が中心でした。2016年からは、国基準を超える加配人員は保育士以外にも30時間程度の研修で配置できる要件の弾力化が行われています。保育所入所を求める保護者は、保育環境や保育条件が整備され、居住地の近くで就学前まで預けられる施設を求めています。これらを整え、また子供の成長にも責任を持って対応できる保育士の確保こそが求められています。

保育士不足は、これら待機児童解消と一体の問題として全国共通の課題です。劣悪な処遇のために職業として選べなくなっている状況を解決しない限り、保育士不足も待機児童も保育の質と量の確保もありません。中でも、賃金の低さは大問題です。市町村自治体の努力だけでなく、東京都では、給与補助や保育従事職員宿舍

借り上げ支援事業、1戸当たり月8万2,000円、千葉県では、保育士1人に処遇改善費として月2万円など、市町村などと協力しながら課題解決に乗り出しています。

保育士がなぜ資格を持ちながらも仕事に復帰できないのか、最大の課題を何だと考えているのか、お伺いをいたします。

市町村任せにせず、高知県でも他県に学んで生活できる水準の賃金にしなければ、人材確保は成り立ちません。思い切った課題解決の施策を実行して保育士不足の解決を求めるものですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、生活保護行政についてお伺いいたします。

国は、ことし10月から食費や水光熱費などに当たる生活扶助基準の見直し、生活保護費の削減を行おうとしており、国民の不安と批判が広がっています。

ことしは5年に1度の生活扶助基準の見直しの年となっていますが、生活扶助費総額210億円、1世帯最大5%、平均1.8%削減しようとしています。結果、生活保護を利用している世帯で、生活扶助費が上がる世帯は26%、変わらない世帯は8%、そして下がる世帯が67%、7割近くが引き下げられることとなります。生活保護利用世帯の約8割を占める単身世帯では78%が減額となります。また、約15万人の子育て世帯のうち約4割が減額され、ひとり親世帯の母子加算は2割カット、児童手当に当たる児童養育加算も一部減額されます。政府が掲げる子育て支援充実とは逆行し、子供の貧困、貧困の連鎖をさらに拡大することが懸念をされます。

今回の見直しは、進め方も異常です。まず、2013年度の見直しの影響について何ら調査をしていません。さらに、生活保護世帯の消費水準を一般家庭で最も低い所得階層の消費水準に合わせるという考え方に基づいたものですが、生

活保護の捕捉率は2から3割と言われ、下位10%の層には生活保護基準以下の生活をしている人たちが多数含まれており、この層に生活保護の生活水準を合わせれば、生活保護基準は際限なく引き下がるとして、この算定方法の問題点は既に前回の改定時にも厚労省の審議会が指摘し、見直すよう要望されていたものを全く無視して進められました。進め方として非常に乱暴です。

生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。今日の日本では、貧困は特別の事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥っておかしくない状態に置かれています。

また、生活扶助基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などで、低所得世帯の生活悪化に連動します。生活保護基準を目安にした諸制度としては、就学援助、生活福祉資金の利用、介護保険の利用料・保険料の減額制度、障害者自立支援利用料の減額、地方税の減免などに影響してきます。現在、3,100万人の方が住民税非課税となっていますが、基準が下がれば課税される人が出てきます。住民税非課税なら行われていた諸負担の軽減の対象外となる、高額医療費の負担限度額、保育料、介護保険料の負担限度額、障害者・障害児のサービス利用料、難病患者の医療費に影響します。広範な国民の生活に重大な影響を与えるのです。

厚生労働省も、医療や福祉、年金など国の47の制度で影響が出ることを明らかにしました。まさに、憲法第25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットである生活保護のあり方は、全ての国民の権利にかかわる重大な問題です。

生活保護基準の見直しによる県への影響をど

う捉えているのか、また国の47の制度や県、市町村の事業などでの影響について地域福祉部長に伺います。

5年前の2013年、訴訟も起こっていますが、総額890億円、最大10%、平均6.5%の基準額引き下げが強行されました。今、この引き下げのもとで生活保護利用者は生活に全く余裕がなく、食事の回数を減らす、入浴回数を減らす、冷暖房は使えない、衣類は買わない、家電製品が壊れても買いかえができない、交際費がないために友人との交流や冠婚葬祭などは控えざるを得ず、社会的孤立状態にあるなど、これが実情なのです。現在の生活扶助基準でも、憲法第25条が保障する健康で文化的な水準とは到底言えません。その上、今回のさらなる生活保護費の削減は、国民を一層貧困に追い込むことになり、憲法と生存権を踏みにじるものと言わなければなりません。

そこで、知事に、生活保護利用者の皆さんの暮らし向きについての認識、また貧困の連鎖を断ち切るために制度の充実こそ必要と思いますが、見解をお伺いいたします。

今回の政府の生活扶助基準見直しの最大の問題点は、一般低所得世帯と言われる、所得が最も低い10%の層に合わせて生活扶助基準を引き下げるという方針になっていることです。一般低所得世帯で本来生活保護を利用できる人のうち、実際利用している人は2割程度で、捕捉率20%、同程度あるいはそれ以上の低所得世帯の多くが生活保護を利用できていないこと。また、我が党の志位委員長が国会の基本的質疑で明らかにしましたが、所得が最も少ない10%層の所得推移は、1999年から5年ごとに162万円、154万円、140万円、そして2014年は134万円と、実質所得が下がり続けていて貧困が悪化しています。これらの実態、事実を利用、悪用して、もともと健康で文化的な最低限度の生活を送るた

めの最低ラインを定めた基準、生活扶助基準を引き下げようとするものです。先に生活保護削減ありきの道理のない社会保障切り捨て路線、こう言わざるを得ません。

一般低所得世帯の方の生活がより厳しいというのであれば、やるべきことは、生活扶助基準を引き下げるのではなく、一般低所得世帯への支援ではありませんか。

低所得世帯の生活水準が下がったことを理由に生活保護費を削れば、際限のない貧困の悪循環をもたらすことになるのではないかと、今回の生活扶助基準見直しに対する認識と、生活扶助削減の方針の撤回、中止を国に求めるべきだと思いますが、知事の御所見をお聞きます。あわせて、2013年の削減前の水準に戻すよう求めるものですが、いかがですか、お伺いをいたします。

生活保護の捕捉率の向上、利用の向上が待たなしの課題になっています。一般低所得世帯、所得が最も少ないその生活水準が大変困窮した状態に置かれているその原因の一つとして、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人の割合が2割程度にとどまっているのです。現在の利用者数は163万世帯、213万人ですが、その約5倍、数百万人規模で利用できていない生活困窮者がおられるのではないのでしょうか。

高知県内の現在の生活保護の捕捉率と今後の調査や公表について地域福祉部長にお伺いいたします。また、捕捉率向上についての基本的な見解と決意についても伺います。

次に、スティグマと言われる生活保護は恥だという意識や生活保護に対するバッシングから生活保護を申請することをためらってしまう、こうした障害を急いで解決することが必要です。

2013年、国連社会権規約委員会は、日本政府に対して次のような勧告を行っています。委員

会は締約国に対して、公的福祉給付、生活保護のことですが、この申請手続を簡素化し、申請が尊厳を持って扱われることを確保するための措置をとるよう求める、委員会はさらに、公的福祉給付に付随したスティグマ、恥の意識を解消する目的で、締約国が国民の教育を行うよう勧告すると述べています。

安倍首相は、国会での志位委員長の質問に答えて、生活保護を受給することへの偏見をなくし、保護を必要とする方は確実に保護を適用という方針のもと、適正な運用に取り組んでいく考えでありますと答えています。

こうした国の考えのもと、生活保護が憲法第25条の生存権に基づく国民の権利であることを明らかにし、確実に制度を利用できるように進めるために、制度の広報、周知をどう図っていくのか、県としてどう取り組むのか、地域福祉部長の見解を伺います。

また、絶えず県民、利用者の立場に立って申請権の侵害をなくし、水際作戦を根絶することが急がれます。地域福祉部長の見解、決意をお伺いいたします。

2月5日の衆議院予算委員会で日本共産党は、生活保護を使いやすくするための緊急提案を行いました。これまでに質問をした、国民の権利であることを明らかにし、制度の広報、周知を義務づけること、申請権を侵害してはならないことを明記し、水際作戦を根絶すること、定期的に捕捉率を調査、公表し、捕捉率の向上に努めることに加えて、法律の名称を生活保障法に変えるという内容です。生活保護の利用は恥であるという意識をなくすためにも、その利用は憲法第25条に基づく正当な権利だと表明すべきです。

全ての国民に生存権が保障され、使いやすい生活保護にするために名称変更をし、国民への周知義務づけのためにも法改正を求めるもので

す。知事の感想をお聞きするとともに、県としても急いで検討を行い、緊急提案の法制化に向けて国に提言をしてはどうかと思いますが、お伺いをいたします。

最後に、林業振興について林業振興・環境部長に伺います。

新たな森林管理システムを林野庁が発表し、森林経営管理法として今国会で法案化しようとしています。法案の前提は、11齢級となり主伐期を迎えたが主伐が行われていないとして、50年を超えた人工林の皆伐を推進するものとなっています。そのために、新たに資源高度利用型施業と名づけられた主伐、森の木を全部切る作業に補助金を出すというものがあります。

これは今までの補助金の性格を大きく変えるものです。林業の補助金は、治山事業や森林の育成を行うことで水源涵養機能や山崩れ防止機能、そして生物多様性などを高め、最近ならCO₂の森林吸収源として役立てることを目的に掲げられてきました。森の木を全部収穫する主伐は、公益的機能を失う懸念があるとして補助金の対象外としていました。それを、個人の経済行為にも税金を投入することになるわけです。

今回の補助制度は再生林とセットで行い、森林の若返りを図るためと林野庁では説明していますが、再び森になるまでに順調でも数十年かかる上、植えた苗が鹿などに食べられてしまう可能性も高く、また植林後に下刈りや間伐を行わなければ森林としてよみがえりません。

形だけの再生林では山の荒廃が拡大する懸念があると思うが、再生林後の森林整備の確実な実践をどう担保するのか、お伺いいたします。

今回の新たな森林管理システムは、A材生産の初期段階である11齢級など、人工林に短伐期皆伐施業を適用しようとしていることへの問題点も指摘をされています。これから価値を増す森林を、さらに成長させる長期的な多間伐施業

による持続的、永続的な森林経営が欠けているのではないかという危惧です。

スイスに住み、環境と豊かさの両立を目指す方策を研究して近自然学という体系にまとめた山脇正俊さんによると、スイスの林業の条件は日本よりもさらに厳しい、人件費は日本の二、三倍、山の急峻さも日本より上、材価は日本より安い、でもチューリッヒ州では補助金ゼロで黒字が出るようになった、鍵は持続林業に変えること、これは経済でいえば元金に手をつけるやり方で利子だけを利用するのが持続林業だ、そういう森を近自然の森と呼ぶと説明をしています。

奈良県では、森林の有する、生産、防災、生物多様性維持、レクリエーションの4つの機能を一元管理し、持続可能な森林環境管理を行っているスイスを参考として、森林環境管理制度に取り組んでいます。スイスのフォレスター、ロルフ・シュトリッカー氏を招聘して研修を実施しており、その内容が欧州型森林管理研修報告書などにまとめられています。研修でロルフ氏は、日本はスイスと同じく人件費の高い国だから、安い木材を生産しても世界と勝負できない、高品質材生産にこそ活路があると訴えています。また研修を受け、奈良県知事は、スイスでは高い知識と権限を有するフォレスターが各地域に配置され、誇りと情熱を持って彼らの一生をかけてその森林の多様な機能を守っていることがよくわかってまいりました、スイスのフォレスターは森の健康度を管理する保健師だという印象を強く持ちましたと述べています。

本県の林業振興において、持続可能な森林環境管理の視点が重要だと考えますが、高知の実情に見合った多様な森林整備を進めていく高い専門知識と権限を有するフォレスターの位置づけ、必要性についてお伺いし、私の1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日米地位協定について、米軍機の危険な飛行を野放しにしている航空法の特例法の廃止を含め、抜本改定が不可欠ではないかとお尋ねがありました。

在日米軍は、日本と極東の平和と安全に寄与する目的で日本に駐留しており、日米地位協定は、この米軍の円滑な活動を確保するとの観点から、日本における施設、区域の使用と米軍人などの出入国や刑事裁判権といった地位について規定しているもので、日米安全保障体制にとって極めて重要なものであると認識をしております。

そうした中で、最近米軍機の墜落や部品の落下などの事故が相次いでいますが、事故はあってはならないものであり、米軍機の飛行の安全は必ず確保しなければならないものだと考えております。政府においては、事故が発生するたびに米側の事故調査や再発防止策について、自衛隊の専門的知見も活用し検証を行うとともに、航空機の徹底的な整備や点検、再発防止の対策を講ずるよう米側に強く求めているものと承知をしております。

御指摘の米軍機にかかわる日米地位協定につきましては、全国知事会が、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間離発着訓練の中止等、徹底した安全対策を講じることなどについて、日米地位協定の抜本的な見直しを国に求めているところであり、今後も全国知事会の一員として要望してまいりたいと私も考えております。

政府におきましては、日米地位協定を初め、米軍機の運用が適用除外となる航空法の特例法について、国民の理解と協力が得られるよう、

引き続き事案に応じた取り組みを通じて、日米政府間でしっかり協議していただきたいと考えております。

次に、全国知事会としても諸外国の例を研究し、明確な政策提言と世論喚起を行うべきではないかとお尋ねがありました。

全国知事会では、これまでも米軍基地対策の推進として、日米地位協定の抜本的な見直しを国に対して提案、要望するとともに、ホームページで広く公表しているところです。また、在日米軍基地に係る負担の状況を広く理解し、共通理解を深めることを目的に、全国知事会の中に、米軍基地負担に関する研究会を平成28年7月に設置し、日米地位協定についてもテーマとして取り上げ、研究を進めつつあります。2月の研究会では、学識経験者から、米国が諸外国と締結している地位協定について内容や課題を聞くなどして、諸外国の事例の把握にも努め始めたところです。

今後とも、全国知事会としては、こうした研究を踏まえつつ、国への提案、要望を継続していくことになるものと思っております。

次に、有事以外の米軍機の飛行に際しては、航空法の安全規定を適用するよう、県が市町村と連携して国に実効ある対応を求めるとともに、米軍に対し抗議すべきだと思うが、県としてどう対処したのかとお尋ねがありました。

本県では、いわゆるオレンジルートにおいて米軍機による訓練が繰り返されている上、過去に3度も墜落事故が発生しており、県民の皆様はこうした状況に不安を抱えていると考えております。このため、オレンジルートに係る低空飛行訓練については、飛行の高度を初め、人口密集地などへの配慮といった、日米で合意しているルールが守られているか、市町村と連携のもと、騒音の測定値や住民からの目撃情報をもとに実態の把握に努め、その都度中国四国防衛

局を通じて米軍当局に伝えて事実関係の確認を行っているところでございます。御指摘の12月7日及び2月14日の飛行についても、市町村から県に届けられた情報を集約し、速やかに中国四国防衛局に低空飛行の実態として伝えております。

米軍機による低空飛行訓練については、全国的にも幅広い課題でもあります。このため全国知事会では、国の責任で騒音測定器をふやすなど必要な実態調査と事前の情報提供を行った上で、地域住民の不安が払拭されないまま訓練が実施されないよう措置することを、政府に要望し続けているところでございます。

また、本県としても、今後とも米軍機の飛行訓練の動向を注視し、住民に不安や安全への懸念を抱かせるような超低空飛行訓練など異常な訓練が繰り返される場合は、改めて米側に是正の要求を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、労働者団体が反対する法案の上に成り立っている働き方改革に関連する法案は撤回すべきではないかとのお尋ねがございました。

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化などの状況に直面しており、投資や技術革新等による生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を十分に発揮できる環境をつくることが重要な課題となっております。働き方改革は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しており、企業にとっても、労働者にとっても、早急に進めていかなければならない改革であると考えています。

働き方改革の推進に向けて、政府は、平成28年9月に働き方改革実現会議を設置し、非正規

雇用の処遇改善、賃上げと労働生産性の向上、長時間労働の是正、子育て・介護と仕事の両立など9つの分野について検討した上、その分野ごとに実行計画を決定しており、政府においては、計画に沿った働き方改革関連法案を今国会に提出する方針と伝えられています。

本県では、平成21年度の産業振興計画のスタート以降、多くの皆様によるさまざまな努力が積み重ねられてきた結果、本県の地産外商は大きく進み、今や人口減少下においても拡大する経済へと転じつつありますが、その一方で各産業分野では人手不足が深刻化するという状況が生じています。この人手不足の深刻化という成長の壁を乗り越えていくためには、本県においても、働き方改革の各分野での実行計画を推進するとともに、生産性の向上をあわせて進めていくことが必要と考えます。

現在、働き方改革に関し、与野党の合意がなされていない状況にありますが、働き方改革で掲げられている項目は、国内の企業の今後の発展と働く方々の生活にかかわる重要なテーマでありますことから、国会においてしっかりとした議論がなされることを期待しているところでございます。

次に、働き方改革が経済の低迷や少子化の打開に向けても重要ではないかとのお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたとおり、国の働き方改革実現会議では、賃上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、子育て・介護と仕事の両立など9つの分野で検討が行われ、実行計画が決定されているところです。働き方改革を進めていくことで、企業に必要な人材が育成・確保され、労働生産性の向上や賃金の引き上げなどが図られれば、県経済の活性化や個人消費の拡大にもつながっていくものと考えます。

しかし、前提として、個々の企業において賃

上げや勤務時間短縮等を実施しても企業の経営が順調に継続できる環境をつくる必要がありますので、県としては、引き続き一連の産業振興策を講じることが重要であると考えています。さらにその上で、来年度から企業の経営基盤強化のための事業戦略や経営計画の策定・実行支援に、国が新たに設置する働き方改革推進支援センターにおける労務管理等の専門家による支援を融合させた取り組みをスタートし、企業における働き方改革の推進に向けた取り組みを強化することとしております。

また、こうした取り組みにより、労働条件や職場環境の整備など、県内企業における働き方改革を進めていくことは、ワーク・ライフ・バランスの推進や、本県が県を挙げて取り組んでいる少子化対策の推進にとりましても、大変重要であると認識しております。来年度、県内企業の働き方改革を推進していく中で、より多くの企業の皆様に、男性が育児に関する休暇を取得しやすい環境づくりの取り組みを進めていただくとともに、労働条件や職場環境の整備を通じて若者の県内定着を図るなど、少子化対策の取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

御提案の大臣告示等の法制化といった事項が果たして実現可能か、現段階で判断材料を持ち合わせておりませんが、いずれにしても先ほど申し上げましたとおり、働き方改革の取り組みは経済活性化、少子化対策いずれからも有効だと考えるものであります。

次に、働き方改革において、労働者の意見をどう位置づけているのか、お尋ねがございました。

働き方改革の推進に当たりましては、企業の理解を促進していくことはもとより、どのような働き方をしたいかといった労働者のニーズを踏まえることが不可欠であります。このため本

県においては、高知労働局が平成28年1月に、県内各地での働き方改革推進の機運の醸成、課題解決のための共通認識の形成、国、県の雇用対策と労使の自主的な取り組みへの反映を目的に、国、県、労使団体の代表者で構成する高知県働き方改革推進会議を設置し、さらに昨年2月には金融機関も加わっております。県としましては、関係者が一堂に会するこの会議において、目標や取り組み方針などについて議論した上で、それぞれの強みを生かした働き方改革を進めていくやり方が適切だと考えております。

本年度は、会議の構成団体の協力・連携のもと、企業も個人も成長する働き方改革をテーマにした講演や、労働環境の改善等を実践した企業の事例発表を交えたセミナーなど、働き方改革への理解を促進する取り組みを実施してまいりました。また、本年1月に開催された第3回働き方改革推進会議においては、各構成員がそれぞれの立場で、セミナーや広報などを通じた会員や顧客の皆様への啓発などにより、働き方改革推進の機運醸成に取り組むとともに、来年度高知労働局が設置する働き方改革推進支援センターの取り組みと、県が行う事業戦略の策定・実行支援を通じた生産性向上の取り組みを融合させて、中小企業の支援を行うことについて合意し、各構成員もそれに協力することなどを決定しております。

県といたしましては、今後も働き方改革推進会議を含めさまざまな場で、企業や労働者の方々の御意見等をお聞きしながら、企業、労働者双方にとって有益となる働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

次に、県職員の働く条件の改善についてお尋ねがありました。

知事部局における職員1人当たりの時間外勤務の時間数については、ここ数年微増または横ばいの状態であり、全都道府県との比較では中

位の水準で推移しております。しかしながら、業務の効率化等に取り組むことにより、職員の健康増進や時間外勤務の縮減に一層努めることとしております。

まず、業務の効率化については、庁議の場などにおいても幹部職員に対し、職員の健康に留意するよう徹底した上で、会議等の見直しや資料作成の簡素化など、仕事の仕方や仕組みを見直すなどの工夫をするとともに、重要でなくなった仕事をスクラップするよう指示を繰り返しております。また、今年度からは、月々の時間外勤務の状況等について私自身が直接報告を受けしており、組織管理や仕事の進め方に生かしているところであります。

次に、業務に取り組む体制については、本県の置かれた厳しい財政状況などを踏まえて、県政運営指針において平成31年度まで3,300人体制を確保することとしており、この規模感を維持する中で、業務の状況に応じてメリハリをきかせて人員配置を行うことが必要であると考えております。実際に今年度においても、業務の状況を見ながら、過重勤務への対応が必要な所属に対して年度途中の増員も行っていました。来年度に向けては、業務のスクラップや民間活力の活用により業務量の縮減を行った上で、緊急性、重要性が高く、業務量が多いと考えられる分野に重点的に人員を配置することとしています。

さらに、ICTを活用した業務の効率化として、既に試行をしております会議のペーパーレス化やサテライトオフィスの設置に加えて、来年度は本庁と出先機関などをつなぐウェブ会議システムの導入を進めてまいります。

以上のような取り組みを進めておりますが、とりわけ重要なことは時間外勤務の縮減を図ることであり、そのためには管理職員が時間外勤務を適切に管理し、把握に努めることが大事で

あると考えております。このため時間外勤務に当たっては、管理職員が事前に命令するとともに、勤務した内容の実績について確認することとしており、副知事を通じてその徹底を図っております。あわせて、管理職員は時間外勤務の事前命令に当たって、職員の状況を丁寧に把握すべきだといった職員の声があることも承知しており、幹部職員に対して、職員本人の状況等も踏まえたコミュニケーションを図ることにより、風通しのよい職場づくりを行うよう徹底しているところです。

今後も、職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮して、より創造性豊かな仕事、より質の高い仕事を行うことができるよう、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、生活保護利用者の暮らし向きについての認識、また貧困の連鎖を断ち切るために制度の充実が必要ではないかとお尋ねがございました。

生活保護法第3条におきましては、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」とされ、同法第8条第2項において、生活扶助を含む生活保護基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされております。

こうした生活保護の基本的な考え方に鑑みれば、生活保護を利用されている皆様の暮らしについては、決して経済的に余裕があるものではないと受けとめております。このため各福祉事務所のケースワーカーが、おのおのの保護家庭の生活状況を把握し、適切に指導や支援を行っているところであります。

また、貧困の連鎖を断ち切るためには、子育て

て家庭への支援に加えて、子供たちが希望する教育を受けることができるような支援が重要となります。今回の生活保護制度の見直し案においては、子供たちの健全育成に必要な費用等の検証を行い、学校外活動費用として加算が行われている児童養育加算について、3歳未満の支給額が3歳以上の児童と同じ額に引き下げられましたものの、支給対象が中学生までから高校生までに拡充されており、制服等の購入費に充てる入学準備金についても上限が増額されるなど、見直しが行われております。さらに、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、一時金を支給する制度も創設されることとなっております。

他方、県におきましても、大人の貧困と子供の貧困の連鎖を断ち切るため、日本一の健康長寿県構想や、教育等の振興に関する施策の大綱に基づき、厳しい環境にある子供たちへの支援にしっかりと取り組んでまいりましたし、今後も対策を強化することとしているところでございます。

次に、今回の生活扶助基準の見直しに対する認識や、国に対し生活扶助削減の方針の撤回、中止を求めるとともに、2013年の削減前の水準に戻すべきではないかとのお尋ねがございました。

今回、国から示されております生活扶助基準の見直しは、国の社会保障審議会の中に設置されました生活保護基準部会の検証結果などを踏まえ行われております。

具体的には、生活保護基準部会において、平成26年全国消費実態調査のデータなどを用いて、専門的・科学的見地から検証を行っています。また、今回の検証では、改めて、生活保護基準と比較する一般世帯として、どのような所得階層が適当であるかについて検証を行うなど、丁寧な検証が実施されたものと承知しています。

その上で、同部会において世帯への影響に十分配慮し、検証結果を機械的に当てはめることのないよう指摘されていることなどを踏まえ、多人数世帯や単身高齢者世帯等への減額影響が大きくなるよう、個々の世帯での生活扶助費と母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から5%以内の減少にとどめるとともに、本年10月から3年間かけて段階的に見直しを実施することとしております。

このように、今回の生活扶助基準の見直しは、客観的な経済指標に基づくものであるとともに、一定、生活保護を受けている方への減額の影響も考慮したものであると受けとめております。ただし今後とも、今回の見直しが本県にどのような影響があるのか、しっかり把握していかなければならないとも考えているところでございます。

最後に、生活保護法の名称変更や改正に対する感想、また日本共産党の緊急提案の法制化に向けた国への提言についてお尋ねがございました。

言うまでもなく、生活保護制度は、国民は文化的で最低限度の生活を営む権利を有するという、憲法第25条の規定を具現化するものであり、国民生活の最後のセーフティーネットとして、憲法の基本理念に沿った制度の運用を図ることが、国及び保護の実施に携わります地方自治体の責務であると考えています。その意味では、生活保護を受給することへの偏見をなくし、真に保護が必要な方が制度を確実に利用できることが重要でございます。

お話のあった緊急提案は、こうした観点も含まれるものだと受けとめておりますが、国会の中で行われた提案でございますので、まずは国会において議論していただく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、県としましては、

引き続き、生活保護制度の広報に努めるとともに、民生委員・児童委員の皆様の御協力などもいただきながら、真に保護が必要な方が適切な保護を受けられますよう、制度の適正な運用に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、臨時教員、非常勤職員の数、教員のいない教室の実態等についてのお尋ねがありました。

平成29年5月1日現在、定数内の臨時教員数は、小学校で147名、中学校で126名、高等学校で121名、特別支援学校で101名となっています。

次に、病気休暇や産休・育休取得教員の代替も含めた全ての臨時教員数は、同じく5月1日において、小学校で238名、中学校で168名、高等学校で171名、特別支援学校で119名となっています。非常勤職員の数は、中学校で2名、高等学校で142名、特別支援学校で1名となっており、全て定数外でございます。

次に、いわゆる教員のいない教室の件数と実態についてでございますが、平成29年度4月当初の段階では、学級担任や加配教員を含め全ての教員が配置をされております。また、年度途中で病休や産休などを取得した教員の後補充として、臨時教員を1カ月以上配置できていなかった案件は、平成30年2月1日までの累計で、小学校24校、27件、中学校9校、9件、高等学校2校、2件、特別支援学校4校、7件となっています。ただ、このような場合であっても、学校や市町村教育委員会の理解、協力を得て、級外教員や教頭などが対応することとしており、学級担任が不在となるような状況にはなっておりません。

次に、教員採用審査でなぜ第2次審査辞退者が多くなったのか、定数内臨時教員を4月に配

置しなくてよい状況になるのかのお尋ねがございました。

平成30年度の教員採用は、第1次審査を全国で最も早い6月24日に実施するとともに、関西会場での実施教科等を拡大しました。その結果、議員のお話にもありましてとおり、応募者数は前年度の約1.5倍となる1,823人となりました。応募者の中には、地元を第1志望とする県外出身者も多く含まれておりましたので、あらかじめ第2次審査の辞退数が相当数に上ることを想定して、第1次審査の合格者を決定いたしました。その結果、197人の辞退者が出たものの、第2次審査の受審者数で比較すると、前年度の503人から本年度は627人となっており、全体で124人ふえています。

最終的な採用予定者につきましても、第2回、第3回の名簿掲載者の発表を経て、当初予定していた新規採用教員数を上回って確保できており、県外からも多くの優秀な人材を採用することができました。

一方、定数内の臨時教員数は、退職者数や新規採用教員数、また再任用の数などにも影響されます。そして、採用においては、一定の水準を満たした人材を計画的に採用する必要があり、採用数の拡大には限界もあります。このため、近年の大量退職の状況にあって、必要な教員数を賄うためには、一定数は臨時教員で対応せざるを得ないと考えております。

いずれにせよ、定数内の臨時教員数については、できるだけ減少させていく方向で、今後も再任用の拡大や計画的な教員採用に努めてまいります。

次に、初任者の退職及び病休の実態並びに初任者研修の改善の検討に関するお尋ねがございました。

今年度の新規採用教員270名のうち、既に退職した者は2名であり、また病気休暇を取得した

者が6名、うち3月1日現在では3名が復帰しております。県教育委員会としては、急増する初任者に対するきめ細かな指導・支援に取り組むため、従来からの指導教員による支援に加え、今年度から、退職校長などが務める若年教員育成アドバイザーを配置し、全初任者に対する訪問指導・支援を行っているところです。

一方、初任者研修につきましては、職務遂行に必要な基礎的な実践的指導力や、教員としての使命感等を培うことを目的として行っているものですが、教員の大量退職、大量採用によって若年教員の比率が急激に高まる中、初任者を初めとする若年教員の資質・指導力向上のための研修は、今後の本県の教育水準の向上のためには必要不可欠なものと考えております。

このため、今年度の小・中・高等学校の教諭についての初任者研修では、教育センターなどにおいて18日間の研修を実施し、うち8日間を4月から6月にかけて行っております。これは、教職員の服務、特別支援教育の理解、人権教育、生徒指導など教育公務員としての基礎的な資質に関する研修や、学習指導案の書き方、各教科の理解、学級・ホームルーム経営など、授業実践力の基礎を身につける研修を実施しているものであり、初任者が児童生徒の教育をつかさどる上で必要不可欠な研修を早急に実施しているものでございます。

また、初任者が校外で研修を受講する際には、指導教員や他の教員による授業の代替や、時間割りを調整するなど、各学校において初任者が安心して研修に参加できる体制を構築しております。

教員は、初任者であっても、経験豊富な教員と同じ教育活動に従事することが求められ、その分プレッシャーもあると思いますが、研修などを通じて一刻も早く教員としての力量を身につけてもらいたいと考えております。

次に、先生のいない教室はつくらないでほしいとの親の思い、子供に向き合う時間がもっと欲しいと願いながら日々過ごしている教員の思いをどう受けとめるのかとのお尋ねがございました。

これまでも述べさせていただきましたが、近年、臨時教員志願者の不足により、病気休暇や産休・育休取得者の代替臨時教員の配置がおくれたり、また未配置であったりする場合が生じております。しかし、このような場合にあっては、市町村教育委員会や学校の協力により、いわゆる先生のいない教室までには至っておりません。ただ、学校の授業改善などに影響するものでもあり、児童生徒の皆さんや保護者の方々に御心配をかけますこと大変申しわけなく思っているところでございます。

また、教員が子供としっかり向き合うことができる時間を確保することは、子供たちの成長、発達のためにも大変重要なことであり、教員の子供に向き合う時間が欲しいという思いについても重く受けとめているところでございます。

このことから、必要な教員数を確保するために努力することはもちろんのこと、中央教育審議会の間中まとめに沿って、学校の働き方改革にしっかりと取り組むことにより、教員の仕事の魅力が再認識され、教員が誇りを持って働くことができる環境の整備を進めてまいります。

次に、教員の正規採用をふやすことや臨時教員の雇用の空白期間の短縮など、教育環境の改善についてお尋ねがございました。

正規教員の採用者をふやすためには、まずは採用審査の受審者数を増加させることが必要です。採用審査につきましては、先ほどお答えしましたように、日程の前倒しや関西会場での第1次審査の実施に加え、年齢制限の緩和や現職教員などを対象とした特別選考の実施などの制度改善に取り組んできており、既に成果もあら

われてきております。

今後、よりすぐれた人材を採用していくためには、教員の仕事の魅力が再認識され、教員が誇りを持って働くことができる環境の整備が必要であり、そのためにも働き方改革の一層の推進を図ってまいります。

また、小中学校の臨時教員の雇用期間については、平成27年度から年度末の指導要録の作成や学級編制などの業務も勘案し、修了式の日から2日間延長するよう改善してきたところでございます。小中学校と県立学校の雇用期間の差につきましては、県立学校では年度末まで入試業務などが加わっているためでございますが、今後小中学校の業務の実態についても精査の上、検討していきたいと考えております。

次に、保育士の人材確保に関連し、本県の待機児童の実態と、国の規制改革推進会議が提言する県主導の協議会は開催すべきではないと思うかどうかのお尋ねがございました。

本県の待機児童の実態につきましては、平成29年4月1日現在では、高知市のみ73人、10月1日現在では、高知市を初め、香南市、南国市、四万十市など、県全体で約200人となっております。

待機児童の多くなっている高知市については、保育所の定員に対して、入所児童数の割合が平成29年4月1日現在で約80%と、全体的な定員の余裕はありますものの、保護者の保育ニーズが北部と西部地域に偏ってきており、この地域での受け入れ施設が十分でないことや、年度途中で新たに保育士を確保することが難しいことが主な要因とお聞きをしております。また、10月に待機児童が見られた、高知市以外の3市の待機児童は全てゼロ歳児となっており、年度途中で増加するゼロ歳児を受け入れる施設の余裕がないことや、高知市と同様に年度途中で新たに保育士を確保することが難しいことが主な要

因とお聞きをしております。

国の規制改革推進会議から提言のあった、県を中心とした協議会につきましては、待機児童解消を目的として、都道府県を中心に市町村などの関係者全員が参加し、保育の受け皿確保のための市町村の整備計画の精査、保育所などの広域利用の推進、保育人材の確保と資質の向上などについて協議するものでございます。

待機児童の対策としましては、これまでも県として年度途中の乳児の受け入れに対応するため、事前に保育士を確保するための補助制度などを整備し、市町村を支援してまいりました。しかし、先ほど御報告しましたとおり、高知市を中心に待機児童が多くなっている状況でございますので、その対応策について関係市町村や関係団体等の方々と協議を行っていくことが必要と考えており、この協議会の設置について検討していきたいと考えております。

次に、保育士が資格を持ちながら仕事に復帰できない最大の課題は何と考えているのかのお尋ねがございました。

平成26年に高知県社会福祉協議会において、保育士登録を行い保育所などの勤務経験があるものの、平成26年12月から27年1月にかけて勤務していない方を対象に、アンケートを行っております。その中で、保育所、幼稚園に勤務していない一番の理由は、妊娠・育児中で仕事との両立が難しいという理由であり、2番目は体調不良や体力的にきついといった回答となっております。

また、平成27年12月の国の保育士等確保対策検討会における資料においても、保育士の再就職に当たっての課題となるものは、1番が子育てや家庭との両立であり、以下、労働条件・賃金・待遇、健康・体力・気力と続いております。

このように、保育士の資格を持ちながら仕事に復帰できない原因としては、議員の御指摘に

ありました賃金の低さももちろんございますけれども、最大の課題は、子育てや家庭と仕事の両立を妨げる保育士の働き方にあるものと考えております。

最後に、本県でも他県に学んで、思い切った課題解決の施策を実行して保育士不足の解決を求めてはどうかとお尋ねがございました。

議員のお話にありました東京都や千葉県的事例については承知しておりますものの、本県におきましては、先ほど申しましたように再就職につながっていない最大の課題としましては、子育てや家庭と仕事の両立が挙げられます。

県といたしましては、保育士の働き方など労働環境の改善に向けて、所長、園長の組織マネジメントの強化を図るための管理職研修や、市町村の園長の代表者などが委員となっている高知県幼保推進協議会などで、働きやすい環境整備に向けた園運営のあり方について周知を図ってまいりました。また、県が行っている施設指導監査においては、勤務時間などの組織運営が適切に管理されているか、労働基準法等を遵守しているかなど監査を行い、働きやすい環境づくりに取り組んでいただくよう園への指導も行っております。

一方、保育士の賃金につきましては、平成28年に厚生労働省が行いました賃金構造基本統計調査によりますと、保育士の全国平均賃金21万5,800円に対し、本県は21万9,600円と、わずかではありますが上回った結果となっておりますものの、高知県の全業種の平均賃金25万8,100円と比較しますと、まだ低い状況となっております。

保育士の確保のためには賃金の改善も重要ですので、本県におきましては、まずは今年度から新たに国が始めました、賃金への積み増し加算や、技能、経験に応じ月額4万円または5,000円の処遇改善を行う加算制度を有効に活用する

ことが必要と考えております。

しかし、本県においては特に、技能、経験に応じた保育士等の賃金への改善の加算制度については46%の施設のみを活用にとどまっているため、活用していない施設についてその要因を把握するとともに、市町村単位で制度について丁寧な説明を行うなど、活用につながるよう助言、支援を行い、賃金の改善に努めてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、生活保護基準の見直しによる県への影響、また国の47の制度や県・市町村事業などへの影響についてお尋ねがございました。

昨年末に国から示されました生活保護基準の見直し案では、30代夫婦と子供1人世帯の生活扶助基準額については、高知市が該当する級地であります2級地の1は0.2%増、高知市以外の市町村が該当する級地でございます3級地の2では4.6%増、また65歳の高齢単身世帯では、2級地の1は4.9%減、3級地の2では0.3%減となるなど、世帯類型と級地によって現行の基準額との増減が異なっております。現時点では、国はモデル的な試算を示すにとどまっており、県といたしましては、実際に生活保護を受けている方にどのような影響があるのかなど、今後ともその生活実態を把握してまいりたいと考えています。

また、就学援助や保育料の免除など国の47の制度への影響につきましては、去る1月19日の政府の閣僚懇談会におきまして、生活保護基準の見直しができる限り他の制度に影響を及ぼさないよう対応することが確認をされています。あわせて、県や市町村が行う単独事業につきましても、国の取り組みの趣旨を理解した上で判断するよう依頼を行うことが対応方針として確認をされており、こうした国の対応方針につい

て庁内及び市町村に周知を図ったところです。

このような対応により、今回の生活保護基準の見直しが他の制度に影響を及ぼさないよう配慮されるものと考えておりますが、それぞれの実施主体の判断に委ねられている項目もございますので、具体的な対応状況について情報収集に努めてまいります。

次に、県内の生活保護の捕捉率と調査や公表について、また捕捉率の向上についてのお尋ねがございました。

生活保護を申請すれば受給が可能な人のうち、実際に受給している人の割合、いわゆる捕捉率について国は、原則として本人等の申請に基づき生活保護を開始することとされており、実際に申請がなければ、生活保護の受給要件を満たすかどうか確認することが困難であることから、調査を行うことは困難であると考えています。本県においても同様に、調査や公表も難しいものと考えております。

このことにかかわらず、生活保護は国民生活の最後のセーフティーネットであり、真に保護の必要な方が保護を受けられないということがあってはなりませんので、引き続き制度の適切な運用に努めてまいります。

最後に、生活保護制度の広報、周知への取り組み、また申請権の侵害についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

住民の皆様に対する生活保護制度の広報や周知につきましては、制度の概要に加え、相談・申請窓口の所在地や連絡先などを県のホームページに掲載しています。市町村や市町村社会福祉協議会におきましても、ホームページや広報紙への掲載などを通じて、その周知に努めているところです。また、利用や申請に当たって民生委員・児童委員の皆様にご相談がありましたら、市町村の生活保護担当窓口や県の福祉保健

所につないでいただいております。加えて、県が所管をしております町村の生活困窮者の相談窓口からも、平成28年度は24件、平成29年度は1月末時点で14件が生活保護につながっており、生活困窮者自立支援制度との連携した取り組みも進めているところでございます。

さらに、県が毎年行います各福祉事務所に対する施行事務監査の際には、居住地がなければ申請ができない、稼働年齢層は保護申請ができない、自動車や不動産を処分しなければ申請ができないなどの誤った説明を相談者に対して行うことにより、生活保護の申請を阻むようなことがなかったかといった確認なども行っているところです。

真に保護の必要な方が保護を受けられないといったことがないように、市町村にも協力をいただきながら、これまで以上に制度の周知を図りますとともに、生活保護制度の適切な運用に努めてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） まず、形だけの再生林では山の荒廃が拡大する懸念があると思うが、再生林後の森林整備の確実な実践をどう担保するのかのお尋ねがありました。

成熟した資源を効果的に活用しながら持続可能な森づくりを進めるためには、主伐後に再生林をしっかりと行い、下刈り、除間伐などの森林整備を適切に行うことが重要です。

林野庁では、林業の成長産業化を進めながら森林の多面的機能の維持・増進や年齢構成の平準化を進めるため、平成30年度から、伐採した木の枝葉などの集材と、再生林、鹿などの鳥獣害防止施設の設置を一体的に行う、資源高度利用型施業への支援を行う予定であると聞いています。これは従来、主伐と別の時期に行っていた再生林を主伐後に行い、主伐で使用した集材機を植えつけのための地ごしらえや苗木・資材

の運搬にも活用することなどによってコストを縮減し、再造林へのインセンティブを働かせようとするものです。

県におきましても、このように主伐と再造林を一貫して行うシステムの構築が重要であると考え、本年度から情報収集や現場での試行を始めており、コンテナ苗を活用した低密度植栽や隔年下刈りなどとあわせ、コストの縮減に向けた取り組みを進めているところでございます。また、再造林や下刈りといった森林整備における森林所有者の費用負担に対する軽減策もあわせて行っています。

今後につきましても、森林の多面的機能の発揮のためには森林の整備が重要であることを森林所有者にも喚起しつつ、国の事業も活用して一貫作業システムの構築を進めるなど、森林整備のコストの縮減を図り、森林所有者の負担を軽減する取り組みを進めることによって、再造林はもとより再造林後の森林整備が確実に行われるようしっかり取り組んでまいります。

次に、フォレスターの位置づけと必要性についてお尋ねがありました。

フォレスターにつきましては、我が国においてもヨーロッパのフォレスター制度を参考に森林法が改正され、都道府県や国の職員などが森林総合監理士として市町村を支援する日本版フォレスター制度が平成26年度から導入されています。

森林総合監理士は、豊富な現場経験と森林・林業に関する高度で専門的な知識や技術を有し、長期的かつ広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村や地域の林業関係者への技術的支援を的確に実施する者と位置づけられており、林野庁が実施する資格試験に合格した者が登録されるようになっています。県においては7人が登録されており、林業事務所や森林技術センターに配置されてい

ます。

現在、国においては、市町村が主体となって、森林所有者の申し出などにより、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に委ね、林業経営の集積と集約化を図ることとし、林業経営に適さない森林は市町村みずからが管理し、森林経営の効率化と森林管理の適正化の一体的な促進を図ることとする、新たな森林管理システムの導入に向けた準備が進められており、市町村が担うべき役割はより一層大きくなってまいります。

その一方で、森林、林業に関する専門知識や技術を有した職員が配置されている市町村は限られていますことから、今後ますます森林総合監理士の必要性が高まってくるものと考えています。このため、県職員の資質向上に努め、登録者数をふやし、市町村への技術的な支援の強化を図ることにより、それぞれの地域の実情に見合った多様な森林整備を進めてまいりたいと考えています。

○34番（中根佐知君）では、2問を行います。

働き方改革について知事にお伺いをしたいと思います。

高知県版の働き方改革推進会議は、私は不勉強だったんですが、労働局が主催をして県も参加をして行っているというふうにお聞きをして、インターネットでも見てみました。年に1回ずつ開かれている高知県働き方改革推進会議は、さまざまな議論がされていて大切な会議だというふうに思うんですが、ちょっと気になったのは、労働者側の代表がどんな形で参加しているんだろうと思ったら、連合の方たちだけでした。もう少し多様な、例えば農とか林とか漁業とかも含めて、多様な議論がされるような形にならなくていいのだろうかという思いがいたします。

あともう一点ですが、今女性の働き方なども、随分と女性の時代などといって、もてはやされ

るといふか、そんな言葉がありますけれども、実際にこういう場には女性の代表がいないのではないかと、それも大変気にかかるところです。男女共同参画、こういう言葉が、あるときは光を放つけれども、あるときは何かの代表ばかりが参加をすることによって女性であればいいというだけではなくて、そういう視点を持った人がきちんと場に入っていないのではないかと、そのことが大変気にかかります。

わかれば教えていただきたいですし、今後主催者とも相談をしながら、この視点をいつもなくさないで、働き方改革の中にワーク・ライフ・バランスをしっかりと入れていってほしいと、絵に描いた餅にしてほしくないなという思いがいたしますので、ぜひこの点でお答えいただければと思います。

それから、県の職員の皆さんの働き方について、随分と管理職の皆さんも心を配りながらというお話がありました。3,300人体制を維持しながらということなんですけれども、県民の皆さんの目から見たら、県庁は夜遅くまで電気がついていて消えないね、働き方は大丈夫かねという心配の声だって聞こえてきます。

適材適所で人員を配置したり、入れかえをしながらやっていっしょなことは承知してはいますが、必要だというときには、やはり人を正規で採用すること、そういうこともやっぱり考えなければいけないんじゃないかというふうに思います。

また、教育長に伺います。

教員の多忙化の解消が、これまでのお話の中ではなかなか見えてきません。実際に、先生が病休に入った、産休になった、そのときにしっかりとクラスを見る先生がいない教室というのはあるわけですね。そんな中で、教頭先生が入ったり、専科の先生が入ったり、いろんな形で校内操作をしているのが今の現状じゃないで

しょうか。

こうした点では、定数の中の臨時教員が多過ぎるというのは、どうしても解決しなければならない大きなポイントだというふうに思います。

また、こうした臨時教員を配置し過ぎているために、実際に臨時教員が必要になった場合に配置をすることができないという、この悪循環を何としても断ち切らなければならない。そのためには、大量退職時代を迎えているその見通しをもっとしっかり持って対処してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

これは保育士にも言えることです。保育士の皆さんはたった5割しか正規の先生が保育所の中にもいないというのは、本当驚きの話でして、こうした点でも改善の余地を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事（尾崎正直君） まず、高知県働き方改革推進会議において多様な議論を担保すべきではないかと、おっしゃるとおりだというふうにそれは思います。

この働き方改革推進会議は、高知労働局が主催して設置をされておられるものでありますので、そのメンバー構成について私がこうすべきということにはならないのでありますけれども、ただ、いずれにしても、構成員いかにかわらず、先ほど答弁でも申し上げましたが、多様な議論の機会を持ってその働き方改革を多様な視点から進めていくということは非常に大事だと思います。

確かに、農林水産業はどうだろうかとか、さらに女性の視点はどうかとか、伺いますと、どうもお一人女性の方も入っておられるようであります。ただ、もう一段多様な議論がしっかりと行われて、それによって働き方改革の取り組みというのが実効あるものとなりますよう、そうすることは大事な視点だと、そのように考えております。また、会議の場においても、県の

構成員からそういう提案などもさせていただければと、そういうふうに考えます。

2点目でありますけれども、県庁の働き方改革についてということでありました。

確かに、県庁は夜遅くまで電気がついていて御心配をいただくということ、そういうお話を私も伺いたいします。先ほど申し上げましたように、私は今、月に1回各課においてどういう形で残業が行われているか、急増しているところはないかとか、さらにはそういう中において、例えば状況はどうなっているかとか、そういうことを行政管理課のほうから報告を受ける機会も持つようにしております。そういう状況を踏まえて、例えば急増しているところについてはさまざまな配慮をしたりとか、さらにもっと言いますと、特にどうしても土日に協議をしないといけない場合があったりするときについては、日ごろより、そもそも土日にいるであろう部局とのみの協議に絞るとか、どうしても予算編成期はそうはいかないんですけれども、それ以外の時期はそうするとか、そういう工夫もしているところであります。

そういう工夫を通じて、何とか今のところ残業時間については去年に比べてもふえない状況の中で推移できているということかと思いますが、いずれにしてもさらにこの働き方改革を進めていかなければならないということは大事な視点だろうと、そういうふうに思っています。

まずは、その業務上のさまざまな、先ほど申し上げたような工夫でもって、全体として職員の働き方改革を進めさせていただければと思っています。特に、ICTを活用したような新たな取り組みもスタートさせますので、そういう効果というのも見させていただきたいと思っています。

いずれにしても、職員を大幅に増加させるということにはまだまだ完全にはならないんだろ

うと思っていまして、3,300人体制規模でという方向で一定堅持せざるを得ないと思っておりますが、繰り返しになって恐縮ですが、先ほど来申し上げたさまざまな工夫によって、まずは働き方改革が進んでいけるように努力をさせていただければなど、そう思っているところです。

○教育長（田村壮児君） まず、病休・産休代替の臨時教員が入っていないようなケースがあつてということについては、それは大変申しわけなく思っているところです。

そのことに関連して、臨時教員の配置が多過ぎるんじゃないかということですが、これは先ほどお答えしましたように、今、大量退職の時代でございます。小・中・高校でも、ほぼ全教員の半数が50代の教員というような形で、毎年大量の退職が生まれています。

そういった中で、採用数も最近ふやしてきております。例えば、数年前までは小学校で言いますと数十名程度であったものが、この平成28年度は118名、それから29年度は114名、30年度は146名というような形で採用はふやしてきておりますけれども、おのずと限界があるということでございます、その点については御理解をいただきたいと思えます。

病休・育休代替の臨時教員を確保するには、臨時教員の人材が必要なわけですが、これについては、結局採用すると基本的に臨時教員の数も減ってくるという、そういう問題もございます。ということからいうと、トータルで正規教員の数とそれから臨時教員をやつてくださる方の数をトータルでふやしていくということが必要になります。

ということからすると、県内だけでということではなくて、県外からいかに人材を確保するかということと、それから定年を迎えた方はいかに長く勤めていただくかと、こういう2つの形で、従来でない人材を確保していく、トータ

ルで人材を確保していくということが必要じゃないかなというふうに思っております、そういうような形で我々としては取り組みをさせていただいているということでございます。

それから、保育士について、正規の保育士が少ないということの御指摘については、我々も全くそのように考えております。例えば、市町村公立の保育所については、できるだけ正規で採用してもらいたいというようなお話もさせていただいているところですが、少子化が進む中で先行きを懸念する市町村等において、なかなか積極的にやってもらえないというような実態はございます。

我々も引き続き、正規保育士を確保していただくように要請は続けてまいりたいというふうに思います。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。

働き方改革と言いながら、なかなか改革の中身で多忙化が解消される方向が見えてこないとか、それから人材不足と言いながら、なかなか正規の採用が進まないとかというのはやっぱり大問題だと思います。これからのみんなの課題だというふうに思いますけれども、人づくり、人育てにやっぱり予算もかけて、高知県も日本の国も頑張っていくという方向を求めたいなと思います。

これからも御一緒に考えていきたいと思しますので、きょうはありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時23分散会

平成30年3月2日（金曜日） 開議第3日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤 漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内 健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井 孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田 強君
 29番 高橋 徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田 稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総務部長 梶 元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活
 スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興
 推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・
 交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・
 環境部長 田所 実君
 水産振興部長 谷脇 明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 公安委員長
 職務代理者 島田京子君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田 茂君
 監査委員
 局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年 3 月 2 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉

資金特別会計予算

- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉

	資金特別会計補正予算		に関する条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	第 58 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号	高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案		
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案		
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除		

第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 72 号	高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
		第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
		第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案

- 第 89 号 高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止に関する議案
- 第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 91 号 権利の放棄に関する議案
- 第 92 号 権利の放棄に関する議案
- 第 93 号 権利の放棄に関する議案
- 第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議案
- 第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 2 一般質問
(3人)

午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上100件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

24番池脇純一君。

(24番池脇純一君登壇)

○24番（池脇純一君） 公明党を代表いたしまして、知事並びに関係部長にお聞きいたします。

初めに、政府が進めている働き方改革についてお伺いいたします。経済が大きく好循環を始め出したことは、デフレからの脱却の大きなチャンスであります。広く景気回復の実感が得られるように、あらゆる政策を総動員していかなければなりません。その重要な課題の一つが働き方改革であります。働く人の心身にわたる健康を確保し、日々の生活をより豊かにするために、働く人の視点から、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方を実現していくことは急務の課題であります。

そのために、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入や勤務間インターバル制度の普及促進などを含む法律案の早期成立が求められるところでありますが、知事はこの働き方改革の国会における議論をどのように受けとめておられるのか、また県の経済政策にどのように生かされるお考えか、御所見をお聞きいたします。

次に、リカレント教育についてお聞きします。少子高齢化に伴う社会の担い手不足を乗り切るための取り組みが始まっておりますが、中でも注目されているのが、子育てに一段落して職場復帰を目指す女性や、働く意欲を持つ元気な高齢者などを対象にしたリカレント教育であります。リカレント教育とは、1970年代にOECD——経済協力開発機構が教育政策論として取り上げたことで注目をされ、欧米を中心に普及しました、誰でも必要なときに教育機関に戻って学べるという仕組みであります。

人生100年時代を見据えて、私たちの働き方は大きく変わろうとしております。リカレント教育は時代の要請であり、一億総活躍社会の実現、特に働く意欲のある女性や高齢者の活躍の観点からも極めて重要であります。

また、AIなど技術革新のスピードにも対応し、時代に即した、各人のライフスタイルや年齢に関係なく学び続けられる社会の構築が求められます。学び直しは、単に仕事に直結するスキルを身につけることだけではなく、生きがいや新たな気づきなど自己発見の場でもあります。

政府の働き方改革の取り組みをきっかけに、リカレント教育が注目をされてきました。リカレント教育の振興は、本県の担い手の確保策や土佐MBA事業にも通じるものと考えます。

そこで、知事にリカレント教育の今日的意義と課題について御所見をお聞きいたします。

次に、中小企業対策についてであります。日本のものづくりを支えるのが中小企業であります。県も、知事のリーダーシップによる産業振興計画の強力な推進で、県下の中小零細企業が息を吹き返し、生まれ変わろうとしている息吹を感じます。そして、本県の産業基盤の形成が着実に作り上げられていると確信しております。

昨年11月の臨時国会で、株式の相続税、贈与

税について、また雇用要件の見直しや対象株式の上限撤廃などが図られるようになり、さらに今後10年間承継時の納税を全額猶予し、承継時と売却・廃業時の納税額の差額を免除する等の、事業承継税制の抜本的拡充も決定しました。

これと並行して、ものづくり補助金の継続や事業承継を後押しする補助金、さらに設備投資に係る固定資産の減免措置など、支援策も大きく整備されたところでもあります。国のこうした対応は地方の中小企業対策にとって力強い後押しとなり、大いに評価したいと思います。

しかし、せっかくの支援策が使われなければ意味がありません。そのために、今後県内の中小零細企業等の事業者の視点に立ったきめ細やかな対応が急がれます。事業者が支援を確実に受けられるよう、体制整備や情報提供及び周知徹底を本県でもしっかりと図っていただきたいと思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、教育問題についてお尋ねします。

まず、高校教育を取り巻く状況と2018年の課題についてであります。文科省は、初等中等教育局の中に高等学校を担当する組織を新たに設置し、高等学校行政の体制を強化する方向性を示しました。この組織改編により、国による高等学校改革は一層加速されることが明白となりました。

また、林文科大臣を主査とする省内のタスクフォースを設置し、IoT、人工知能、ビッグデータ等の先進技術を活用する、新たな時代における学校や教育のあり方などを検討する中で、高等学校教育の質の抜本的強化及び高等学校改革による地方創生の推進を目指す方向性も打ち出し、現在具体化に向けて議論がなされているところでもあります。

このような動向を見るに、国はかなり本気で高等学校の改革に取り組んでくるのだという姿

勢を感じます。その背景には、人づくり革命、生産性革命の実現に向けた教育の質の向上という命題があることは言うまでもありません。

私は平成27年2月議会で、高大接続に関する中央教育審議会の答申についてお聞きいたしました。その際、知事は、教育再生実行会議メンバーとして答申のベースとなる第4次提言についての議論にも参画されておられたことを表明され、御答弁をいただきました。このたび、かなり具体的に高大接続改革の方向性が打ち出され、その青写真も見えてまいりました。

そこで、新たな時代に対応する高等学校教育のあり方について、また高大接続改革における大学教育改革及び大学入学共通テストの導入について、どのように考えておられるか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、新高等学校学習指導要領に関してお聞きします。新高等学校学習指導要領は、この3月にいよいよ告示となります。そして、2018年度はこの新学習指導要領の周知徹底期間と位置づけられ、2019年度からの移行期間を踏まえ、2022年度から進行することになります。その意味で2018年度は、高等学校改革のターニングポイントになる年度と位置づけられます。また、小中学校の次期学習指導要領も既に昨年告示され、教職員も学校もこれにどう向き合うかを問われているところであります。今後、高校もともに、生きて働く知識、技能の習得及び未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成の達成を目標に、本格的な学校経営の運営を図ることとなります。

また同時に、文科省は高校教育、大学教育、大学入学者選抜の3つを一体的に改革する高大接続改革を進めており、この3つの改革を通じて学力の3要素、すなわち、1、知識、技能、2、思考力、判断力、表現力、3、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を確実に育成

しようとするものであります。その意味で、アクティブラーニングの視点からの授業改善を柱とする今回の学習指導要領の改訂は、高校教育改革の重要な指針となります。

さらに、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るための、高校生のための学びの基礎診断の仕組みづくりもあわせて検討されており、現在基礎診断の認定基準等について専門的な検討がなされているところであります。

そこで、新学習指導要領の告示後の各高校への周知徹底についてどのようなプロセスで周知されるのか、また基礎診断導入に対する受け止めと実施運用への課題について教育長の御所見をお聞きいたします。

また、今回の学習指導要領の改訂は、これまでの改訂以上に大きな意義を持つものと考えられます。そのため各学校においては、教科書の枠を超えた校内研修体制の一層の充実が求められるとともに、学校教育目標についても、育成すべき資質、能力を設定するなど、より具体化を図り、その実現に向け、学校組織全体でカリキュラムマネジメントに努めなくてはなりません。

各高校に対し、どのような教育委員会体制を組み徹底を図るのか、また各高校の取り組み体制に対する評価、指導についてはどのように対応されるのか、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、総合的な学習の時間の取り組みに関してお尋ねします。新しい教育課程の基準において、高等学校では、総合的な学習の時間は総合的な探究の時間と名称変更される予定であります。なぜ高等学校で名称変更がなされるのか。それは、高校での総合的な学習の時間の取り組みで、依然として旧来のチョーク・アンド・トークの授業が行われており、知識の暗記が主体で、

思考力、判断力、表現力等の資質、能力を育成するに至っていないという現実を重視してのことだと考えられます。

本来、総合的な学習の時間は探究学習に生かしていくことが期待されていたはずですが、高等学校では余り積極的ではなかったと言えます。しかし、最近では全国的に、総合的な学習の時間で探究学習に取り組む高校が増加しており、高等学校の授業に変化が見えてきております。

本県の山田高校などはその先駆的な高校と評価できます。全国の高等学校の総合学習に詳しい山梨県総合教育センターの廣瀬志保指導主事は、山田高校の取り組みについて「「探究」を探究する」という冊子で、「2016年度より総合学習で地方創生に向けての取り組みを始めた高知県立山田高校を紹介する。高知市に人口が集中し、進学校と言われる高校も同市に集中する中、郡部校としての特色を最大限に発揮し、そのアイデンティティーの確立とともに、生徒が地域にかかわり50年後の地域を支えられる生徒を育てたいと、探究的な学びをカリキュラムに導入した」と、総合学習の取り組みを詳しく紹介していただいております。全国の本気で取り組む高校の探究活動を高く評価した学校の一つに山田高校が選ばれ、その活動が紹介されたことは大変にうれしい限りであります。

新しい学力を育成する教育ポイントが総合的な学習の時間の取り組み方である限り、この総合的な学習の時間の名称を、高等学校では総合的な探究の時間と変更した意図を軽々に捉えてはいけないと思います。これから、県下の各高校では、この総合的な探究の時間の取り組みに当たり、アクティブラーニングの視点からカリキュラムマネジメントがなされることとなりますが、各高校の特色を出していける探究学習の形成は喫緊の課題であります。

また、2020年度から実施予定の大学入試改革は、単に知識を問うのではなく、構造化された知識や表現力などを問う問題へ転換されていきます。今後、入試で探究学習の取り組みや成果を重視する大学が増加すると考えたとき、抜本的な授業改革を実行しなければ、本県の教育力は入試面において大きく後退することが懸念されます。

そこで、総合的な探究の時間を探究学習として各高校に定着させるための課題についてどのように認識されているのか。

また、学力の3要素を育成するための授業改善について、教員の力量と各高校における学力状況を踏まえ、現状で教科横断的授業の定着には多くの課題がありますが、教科横断的授業を定着させる授業改革の手法をどう考えておられるか、教育長の御所見をお聞きいたします。

また、文科省は、高校改革、大学改革、そして大学入試制度改革の3者を一体的に改革する高大接続改革を進めていますから、思考力、判断力、表現力等の資質、能力を育成する新しい学力観を柱に、3者の改革が一体的に実施されていきます。

今後、真の学力を育成していくために各学校では、新たに導入される探究型教科・科目の実践や、さきに論じた総合的な探究の時間などを活用した教科横断的な授業の改善を図らなければなりません。そのために各学校が取り組むべき具体的方策についてお聞きいたします。

1つ、高大接続改革の趣旨を踏まえ、高校の教育活動を大学へと連続させるために、真の学力を身につけていくことの重要性を各学校が認識し、各学校の教育基本計画としてのグランドプランを策定することが重要であると考えられるかどうか。

2つ、新学習指導要領への移行に際し、各学校の教育課程が有効に運用されるよう、学校組

織、運営方法など学校全体のあり方を改善する必要があると考えるがどうか。

3つ、課題解決型学習に積極的に取り組むことが各学校の質の転換につながるため、各学校独自の課題解決型学習プログラムを開発し導入することが有効と考えるがどうか。以上、3点について教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、共通テストについてであります。文科省は、高大接続システム改革会議の最終報告を踏まえ、共通テスト実施方針を策定し、2021年度大学入学者選抜実施要項の見直しの予告を決定いたしました。既に御承知のように、大学入学者選抜は、受験生の学力の3要素を多面的、総合的に評価することを目的としています。そのため共通テストでは、記述式問題の導入や英語4技能評価のために資格・検定試験の活用も予定されています。

2018年は、共通テストの最初の受験生となる生徒が高校に入学する重要な年となります。そして、11月には大学を会場とした本番に近い形で試行調査、すなわちプレテストの実施が予定されています。

そこで、文科省による共通テスト実施に向けた準備の進捗状況をどのように考えるか、また学校現場からはどのような課題が挙がっているのか、教育長の御所見をお聞きいたします。

高大接続改革における大学改革については、大学教育改革における3つの方針、すなわち1、卒業認定、学位授与、2、教育課程編成・実施、3、入学者受け入れの方針に基づく大学の質的転換を目指す改革及び認証評価制度の改善が求められています。

そこで、本県の県立大学と工科大学における取り組みの進捗状況と今後の展望について文化スポーツ部長の御所見をお聞きいたします。

次に、学校における働き方改革についてお聞きします。学校における働き方改革は、言いか

えれば、教員の働き方改革であります。ゆえに、この改革は教員の質の向上につながることを目的であらねばなりません。その点を踏まえて何点かお尋ねしたいと思います。

学校における働き方改革が議論される背景には、教員の多忙化の問題があります。その実態把握のため、勤務実態調査が行われました。平成28年度の集計では教諭の1週間当たりの学内総勤務時間が、小学校で57時間25分、中学校で63時間18分と、ともに平成18年度の集計を、小学校は約4時間、中学校は約5時間超えていることが明らかになりました。業務内容別でも、小学校平日の授業がプラス27分、中学校でプラス15分、土日の部活動ではプラス1時間4分の増加となっていました。また、年齢の若いほど、メンタルヘルスの状態が不良となる傾向が見られることも明らかになりました。

こうした背景を重視し、昨年12月の中教審の中間まとめでは、学校における働き方改革により、教師が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な指導を、持続的に行うことができる状況をつくり出すことを目指すと、改革の趣旨が示されました。本県の学校における働き方改革も、この趣旨に沿ってなされることをまず確認しておきたいと思いますが、教育長の御認識を問うておきます。

その上で、同まとめでは、働き方改革の基本的な考え方として、勤務の長時間化の要因について、授業や部活動に従事する時間の増加や書類作成等への対応策の不十分など、勤務の多忙化の要因事項を多数挙げています。そして、それらへの検討に対し、1、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化、2、学校の組織運営体

制のあり方の見直し、3、勤務時間のあり方に関する意識改革と制度面の検討、4、学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革の4つの視点を明記しております。

そこで、4つの視点に沿ってお尋ねします。まず、学校、教師が担う業務の明確化、適正化に関しては、これまで学校、教師が担ってきた主な業務のあり方を、次の3つに分類しています。それは、1、基本的には学校以外が担うべき業務、2、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、3、教師の業務だが負担軽減が可能な業務であります。

そこで、教育委員会としてはこうした業務分類の整理を参考に、学校や教師が担う業務の役割分担と適正化を図るため、具体的な削減目標の設定の検討を通じて業務の総量を削減することが求められるところであります。県としての対応スケジュールを教育長にお聞きいたします。

次に、業務の役割分担、適正化を着実に実行するための方策では、国及び教育委員会等、そして各学校、それぞれの業務が明確にされています。ここでは各学校の業務についてお聞きします。各学校の業務内容としては、学校の重点目標、経営方針の明確化、関係機関や地域住民との連携の推進等が例示されています。また、学校が作成する計画等の見直しについては、学校ごとに作成される各種計画の統合や児童生徒ごとに作成する計画の一本化、様式統一の推進等が求められています。

そこで、委員会は、学校に対する業務改善方針・計画の策定に関する業務を受け持つ立場から、各学校の作成する計画の一本化や様式の統一に関与することになりますが、県としてはどのように進めていかれるのか、教育長にお聞きいたします。

次に、学校組織運営のあり方については、委員会等の組織や主任を初めとする担当者のあり

方、校務分掌のあり方について引き続き議論するようになっており、本年2月8日学校における働き方改革特別部会で議論されたと思いますが、その結論を待ちたいと思います。

次に、勤務時間に関する意識改革と制度面の検討については、勤務時間管理として、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握の徹底化を求めています。そして、適切な勤務時間の設定等の工夫を図るよう示唆されています。

そこでお聞きしますが、超勤4項目以外の業務について、校長から時間外勤務を命じられた事例があるのかどうか。

また、スポーツ庁作成予定のガイドラインの活用について、けがなどから子供たちを守る観点を重視すべきと考えるがどうか、教育長にお聞きいたします。

また、改革の実現に向けた環境整備に関しては、1、教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化充実と、2、勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援の2項目について、それぞれ具体的事項が明示されています。

その中で、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実が挙げられていますが、この取り組みに関する認識についてどうか。

また、SCやSSWの常勤化に向けた調査研究がなされていますが、常勤化に関する見解についてどうか。

さらに、学校給食費の公会計化に関してどうか、それぞれ教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、専門高校のあり方についてお聞きします。現学習指導要領の改訂の際にまとめられた資料に、専門高校が果たすべき役割について次のようにあります。

「高等学校における職業教育は、昭和26年の産

業教育振興法の制定以降、施設・設備等の充実が図られ、発展を遂げてきた。経済成長の中で科学技術振興や中堅産業人の育成などの社会的要請にこたえ、工業や農業などの拡充・整備が図られるとともに、看護や福祉、情報といった新たな職業教育のニーズにも対応してきた。「特に専門高校は、いわゆる座学だけではなく、実験・実習に多くの授業時数をあて、ものづくり等の実践を行うことにより、専門的な知識・技能を身に付けるとともに、それをいかすための創造性、応用力、問題解決力等の能力の育成を行うという、普通科とは異なる魅力のある教育を行ってきた。」「また、地域の産業・社会の人材育成と結び付きの強い専門高校の活性化は、地域の活性化に資するものである。」と、その役割を記しています。

このことを踏まえると、専門高校はこれまでも開かれた学校のもと、社会の動きを見きわめ、社会のつながりを意識しつつ教育活動に取り組んできていることが理解できます。今回、次期学習指導要領で示された、社会に開かれた教育課程を重視する視点は、これからの専門高校のあるべき姿を考える上で強力な後押しとなるものではないかと考えます。その意味で専門高校は、これまでの教育実践の蓄積を生かし、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のつくり手とならなければなりません。

そこで、専門高校のあり方を、いま一度時代の先頭を走れるように、施設、実習、授業、教育課程、学校運営組織等のブラッシュアップを実施し、質の向上を図るべきと考えますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、これからの農業教育についてお聞きします。2017年3月、全国農業高等学校校長協会は第3次アクションプランを策定し、グローバル・アグリハイスクール宣言を行いました。その意味するところは、世界規模で考え、足元から行

動する農業高校宣言と捉えられています。

このアクションプランでは、5つの基本方針と10の行動計画が提示されています。全国の農業高校では、未来を担う人材を育て地域で活躍させるために、このプランを踏まえたアクションプランを策定し、2017年度からその実現に向け、教育実践がなされているところであります。目標達成年度は5年後の2021年度で、2020年度から検証を開始する予定が組まれています。

このアクションプランは、農業高校の質の確保と保証をしっかりと行うことを狙いとしています。その背景は、農業高校の生徒数は全国の高校生全体の約3%で、約8万1,000人です。かつては20万人近くいた時代もありましたが、農業人口の減少に比例するように生徒数も減少し、今後も厳しい状況が続くと考えられます。また、就農者の高齢化や耕作放棄地の増加など、農業環境は厳しさを増している中で、食料の安定的な供給や環境保全、景観形成など、農業・農村の役割はますます重要になってきています。さらに、日本農業はグローバル化の波により、農業の競争力強化が求められる時代に入っております。

したがって、農業を発展させるためには、成長産業としての農業を担う人材を育成することが急務であり、その人材育成の責務を農業高校が担い、果たさなければなりません。グローバル・アグリハイスクール宣言は、こうした時代要請に応えようとする農業高校のチャレンジであると捉えることができます。

また、全国農業高等学校校長協会は、アクションプランとともにアグリマイスター顕彰制度を創設し、平成27年から実施しています。この制度は、農業高校生が農業学習等で身につけた資質、能力を多角的に評価する顕彰制度であります。これも、生徒の学習意欲を喚起させるとともに、農業教育の質の確保と向上を目指す一端

として取り組まれております。

さらに昨年5月に、文科省と農林水産省の連名での、農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成についての改訂通知で、GAP教育の推進が示されました。これを受けて同協会は、GAP・HACCP等教育推進方針案を策定し、その教育活動の推進を呼びかけています。

文科省は、専門高校を対象にスーパープロフェッショナルハイスクール、すなわちSPH事業を展開し、農業高校では8校が指定されています。この事業は、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的で卓越した取り組みを行う専門高校を指定して、研究開発をする事業で、平成26年から実施しております。

以上のことから、今の農業高校の置かれた教育的ポジションは非常に重要であることが理解できます。そして、農業高校のあり方が、その存在価値の重要性とともに、時代に応えられるために変革しなければならない大きな課題を抱えていることがわかります。

そこで、これからの農業教育を考えると、本県の農業高校はどうあるべきと考察されておられるのか。

また、県内の農業高校におけるアグリマイスター顕彰制度の認定、GAP・HACCP等教育活動の推進、SPHの指定に向けての取り組み状況等について教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、ラウンドアバウトについてお聞きします。

ラウンドアバウト、すなわち環状交差点は、1960年代にイギリスで調査研究が始まり、1990年代に入ると欧州や米国に普及していきました。日本では2014年9月施行の改正道路交通法で、交差点の形式として正式に位置づけられました。

環状交差点は、車両が通行する部分が環状の構造を有する平面交差点で、その交通方法が環状の一方通行となる仕組みであります。我が国にも同様の交差点が相当数存在していますが、道路交通法でその交通方法が定められていませんでしたが、2014年の道路交通法の改正で、環状交差点の定義及びその交通方法が定められたところでもあります。

環状交差点の特徴は、信号機を設置しないことから、維持管理費を抑える効果があります。また、災害時にも停電の影響を受けることがありません。その上、車のスピードを落とす効果もあります。この環状交差点は、複数の道路を環状の通行帯で接続し、中心から見て3方向以上に分かれる形にした交差点でありますから、車は時計回りに徐行し、道路に進入します。そのため、信号無視による衝突や右左折で歩行者を巻き込む事故を防止することができます。

設置状況は、昨年12月末までに23都府県、69カ所に設置されました。しかし、導入に対して課題もあります。それは、環状交差点の外径の大きさにより通行量の制限が出る点であります。外径が、道路を通行する車両が左折、回転等のできる径で、1日当たりの交通量が1万台未満の交差点であれば、ラウンドアバウトの適用条件に沿いますので、期待される効果を発揮することができます。また、導入に向けては交通ルールの周知徹底や交通標識の設置——中でも車の優先をあらわす「ゆずれ」の表示はなじみがないので、ドライバーにはわかりづらい点も生じます。こうした課題は正式導入に向けた試験運用等で改善されております。

そこで、環状交差点に関する受けとめと本県における実現可能性について県警本部長の御所見をお聞きいたします。

また、県内での環状交差点の導入について土木部長の御見解をお聞きいたします。

次に、中小河川の治水対策についてお聞きします。

死者、行方不明者が41人に及んだ九州北部豪雨では、1時間で100ミリ超の猛烈な雨が降った地域もあり、ふだんは穏やかな中小河川が相次いで氾濫しました。こうした中小河川は全国で2万を超えております。氾濫のおそれのある河川では、自治体が水位データをもとに、住民に避難勧告などを出します。

しかし、九州北部豪雨では、福岡県朝倉市内で氾濫した14の中小河川では水位データをとる水位計が一つも設置されておらず、住民の避難のおくれにつながりました。もともと都道府県が管理する中小河川は、国が管理する大規模河川に比べて水位計の整備が十分でないために、観測が行き届かないことがあります。また、河川の規模が小さいため、局地的な豪雨に見舞われると川の水位が短時間で増し、堤防を越え水があふれる越水になりやすいのです。

そこで、国交省は今年の9月から11月にかけて、全国の中小河川で緊急点検を実施いたしました。点検の結果、400河川の計300キロメートル区間で、過去に洪水が発生したにもかかわらず十分な対策がとられていなかったところや、住宅などが浸水する危険性が高いのに河川に水位計が設置されていない場所は、5,800カ所に上ったことがわかりました。

国交省はこの点検結果を踏まえ、おおむね3年間で事業費3,700億円の緊急治水対策プロジェクトを開始します。この緊急対策の内容は、1、洪水に特化した低コストの水位計の設置、2、流木や土砂を食いとめる効果のある透過型砂防堰堤の整備、3、河川の底の掘削と堤防の整備の3つであります。このプロジェクトは都道府県が主体となって取り組むことになっていきます。

そこで、本県の中小河川の水位計設置の実態

と治水対策の現状について、そして今回の緊急対策の対象河川に対する対応とその事業計画について土木部長の御所見をお聞きいたします。

最後に、商工会、商工会議所への支援についてお伺いいたします。

地域の商工業者や中小企業者、小規模事業者にとって、親身になって経営相談や資金調達の相談に乗ってもらえ、経営をサポートしてくれる商工会、商工会議所は大変ありがたい存在であります。そして、こうした商工会、商工会議所に対して、業務運営が適切にできるように指導や支援をしていくことは、県の役割の一つであります。

昨年の9月、須崎商工会議所におきまして、事務局長の人件費などについて、補助要件を満たしていないことが判明いたしました。その後、各商工会、商工会議所の報告や県の追加監査などによって、土佐清水商工会議所、香美市商工会、南国市商工会で補助要件を満たしていないことが判明したところであります。

商工労働部では、全ての商工会に対する追加監査を行ったとのことですが、今回の事案発生を受け、監査のあり方についても見直す必要があるのではないかと考えます。今後どういう手法で監査に臨んでいくのか、商工労働部長の御所見をお聞きいたします。

先ほど申し上げました、補助要件を満たしていないことが判明した4つの商工会、商工会議所のうち、1つの商工会議所においては経営指導員の人件費補助の要件が満たされておらず、また事務局長等の設置費については、4つの全ての商工会、商工会議所において補助要件が満たされておりませんでした。県内の各地域では事業者数が減少し、会員の確保も難しくなってきており、こうした状況はさらに進むものと思われれます。

現在、各商工会、商工会議所に対する、経営

指導員の人件費や事務局長等の設置費の補助に関しては、要綱に基づき、補助金の運用についてというものに示されており、この基準に従って補助金が交付されています。

こうした中、今回一連の補助要件の問題を受け、県として、商工会、商工会議所へのこの補助金制度の見直しを行うこととなったところがあります。その見直しの内容は、経営指導員の設置基準について、県内の小規模事業者がこの約20年間で20%ほど減少している実態を踏まえ、設置基準を現行の80%に緩和するというものがあります。今回の補助要件の見直しでは、事務局長の設置等については緩和策がとられておらず、今までの基準どおり、組織率が50%を満たしている商工会、商工会議所に対して補助をするということでもあります。

全国の都道府県の中には、組織率50%を切っている商工会、商工会議所に対しても、事務局長の設置等について都道府県が補助金を出しているということもあると聞くわけですが、これらの都道府県はどのような判断で補助金が出されているのか、商工労働部長の御所見をお聞きいたします。

この商工会、商工会議所に対して補助をしていくという事業は、もともとは国の交付要綱に基づき国の補助金として地方に交付され、県を經由して各商工会、商工会議所へ交付されていた事業でありました。しかし、地方分権が進む中、平成18年から一般財源化、交付税化され、地方自治体が責任を持って、商工会、商工会議所の取り組みを支援していこうということになったわけがあります。

商工会法の中に、商工会の設立の要件として2分の1、いわゆる50%という規定があります。高知県は、事務局長の設置等に対する補助要件を、この法律にある商工会の設立の要件の2分の1、いわゆる50%にそのまま合わせています。

しかしながら、地方分権が進む中、商工会、商工会議所への補助金は一般財源化、交付税化されているわけでありますので、商工会、商工会議所への補助要件の基準も、設立要件にこだわることなく、県が独自に要綱の中で決めれば、その基準に基づいて補助金を出すこともできると思われまます。

県内のそれぞれの地域の環境の変化を考えたとき、そもそも事務局長の設置等に対する補助要件を組織率50%としている高知県の基準が厳し過ぎるのではないかと思います。

高知県商工会連合会では、役職員らによる組織検討委員会を立ち上げ、これらの問題についても議論しております。

平成30年度に行う補助要件の見直しの機会に、高知県商工会連合会がマネジメント力を生かし、より広域的な対応が可能となるような仕組みを導入することも検討すべきではないかと考えます。商工労働部長の御所見をお聞きいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 池協議員の御質問にお答えをいたします。

まず、働き方改革に関する国会での議論をどのように受けとめているのか、また県の経済政策にどのように生かすのかのお尋ねがございました。

全国的に人手不足感が高まっている中、本県におきましても、地産外商の成果を拡大再生産の好循環に乗せていく上で、各産業分野における人材の確保が大きな課題となっております。この課題を解消していくためにも、政府が進めようとしている働き方改革の取り組みは不可欠だと考えております。

来年度の第3期産業振興計画のバージョンアップに当たりましては、成長の壁を乗り越える取り組みの強化と、成長に向けたメインエン

ジンをさらに強化する取り組みの強化を柱に据えることにしておりますが、働き方改革の取り組みはいずれをも強力に後押しするものだと考えております。

具体的には、この働き方改革を通じて労働条件の改善などを図ることなどによりまして、第1に、人手不足を解消し、この壁を乗り越えることを可能とするとともに、第2に、中核人材の確保などを通じて新たな付加価値の創出や交易範囲の拡大などが図られ、メインエンジンを強化する効果も持つものと考えられます。

以上のように働き方改革の取り組みは、産業振興計画の推進に当たっても主要な要素となるものであります。このため、来年度以降さらに強化することとしている事業戦略策定支援の取り組みと一体として実施するなど、働き方改革に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、リカレント教育の今日的意義と課題についてのお尋ねがございました。

私は、時々状況に応じて的確な進化を可能とするのは人の力であり、人の力こそ持続的な成長にとって不可欠であると考えております。そして、特に人口減少社会において経済が成長を続けていくためには、学びを通じて一人一人の能力を高めていくことが重要であると考えております。

お話にありましたリカレント教育については、単に社会人として見識を深めるだけでなく、再就職や資格取得、仕事のスキルアップ、学問追求など、さまざまなニーズに対応するものであり、本県では例えば産業振興計画において、各事業体のさらなる発展や新たな挑戦に必要な専門的な知識や技術を習得するための学びの機会の充実に、力を注いできたところであります。

例えば土佐まるごとビジネスアカデミーは、これまでの6年間で延べ1万3,000人を超える

方々に受講いただき、ビジネスに必要な知識だけでなく実践力を習得され、新たな挑戦につながっております。また、農業担い手育成センターで次世代型ハウスの先進的な技術を学んだ方が、地域で次世代型の農業に取り組むなど、最新の知識や技術などの学びを通じて、さまざまな地産外商の取り組みが広がっております。

こうした取り組みをさらに進化させるべく、来年度は、基礎的なプログラミングから最先端のプログラミングまでを学ぶことができるIT・コンテンツアカデミーや、新たに林業や木造設計のエキスパートを育成する専攻課程を設けた林業大学校をスタートさせるなど、人材育成の取り組みをさらに強化することとしております。

リカレント教育のあり方は、時代に応じて進化しており、働く方にとっては自己実現や誇りと志を持って働き続けられることにつながるものですし、誰もが夢に向かって頑張ることができる社会の実現につながるものであります。また、社会にとっては、人手不足が深刻化する中、一人一人の能力を高めることで労働参加率や生産性を向上させ、持続的な成長をもたらすものであります。

現在、政府において、人生100年時代を見据えて、その鍵となるリカレント教育を重要政策として位置づけ、抜本的な拡充が検討されていることは大変意義深いことだと思っております。

しかしながら、リカレント教育は個人のライフスタイルに大きく起因するものでありますし、学習に時間を割くことに関して会社や家庭の理解も必要であります。また、学習内容についても、知識や技術だけでなく、さまざまな問題に対応できる論理的思考力やマネジメント力、課題解決力を持った人材の育成、さらには副業や兼業といった柔軟な働き方などに対応できる人材育成など、より多様なニーズに対応していくことが求められております。

このため、リカレント教育の普及、浸透に当たっては、国や自治体における取り組みの充実はもちろんのこと、高等教育機関や民間、家庭など、社会全体で取り組んでいくことが重要であります。本県におきましても、県経済の持続的な発展のために重要な取り組みでありますので、関係の皆様方と連携・協調を図りながら、さらなる充実に努めてまいります。

次に、県内の中小零細企業などが支援を受けられるよう、体制整備や情報提供及び周知徹底を図ることについてお尋ねがございました。

お話のありました国のものづくり補助金の継続や事業承継税制の拡充などは、地域の事業者の持続的発展に向けた取り組みを後押しするとともに、産業振興計画の目指すところである企業の安定した収益構造をつくり出していく上でも追い風になる、心強いものであると考えております。

具体的には、まずものづくり振興に関しては、こうした国などの支援策を事業者が的確に活用できるよう、その前段となる取り組みとして、事業者の事業戦略や経営計画策定実行支援を強化することとし、国などの支援策と連携したトータルパッケージとして、関連施策のバージョンアップを図っております。

例えばより効果的な設備投資を促すため、事業戦略策定の一環として、国のものづくり補助金の優先採択要件となっている生産性向上計画などの策定支援を行いますとともに、より多くの事業者の設備投資が進むよう、このものづくり補助金に加えて、金融機関の融資に対して利子補給を行う制度を新たに設けることとしております。

来年度は、この事業戦略の策定実行支援の取り組みそのものについても、さらに強化することとしておりまして、経営計画の策定実行支援を担う商工会などの経営指導員のサポートを目

的とした経営支援コーディネーターを、県内5カ所に配置することとしております。

事業承継に関しては、国の事業により設置されております事業引継ぎ支援センターと、市町村や産業団体、県によって設立しております高知県移住促進・人材確保センターが連携し、ワンフロアで業務を行うことで情報を共有しながら、後継者人材確保の取り組みを進めております。

この事業引継ぎ支援センターについては、経営計画の策定実行支援を目的に本年度から立ち上げている地域連絡会議に、来年度から金融機関とともに参画いただき、事業承継を後押しする補助金の活用等をサポートしていただくこととしております。

以上のように、移住促進と事業承継の取り組みを組み合わせるとともに、事業戦略策定の取り組みから国の補助金採択に至るまでの一連の支援策の流れをつくり上げていきたいと考えているところでございます。

その上で、国や県などの各種支援策について、地域連絡会議の場を通じて情報共有を図るとともに、支援機関を通じて事業者に対して情報提供を徹底してまいります。

最後に、新たな時代に対応する高等学校教育のあり方、高大接続改革における大学教育改革及び大学入学共通テストの導入について、どのように考えているのかとお尋ねがありました。

私は国の教育再生実行会議のメンバーの一人として、高等学校教育や高大接続のあり方を初め、教育の再生に向けたさまざまな議論に参画をさせていただきました。

今、我が国は世界のどの国も経験したことのない速さで少子高齢化が進行し、これまでの経済成長を支えてきた生産年齢人口の急速な減少が見込まれるという厳しい状況にあります。また、社会や経済のさまざまな分野でグローバル

化が進展し、人や物、情報が国境を越えて行き交う、変化の早い大競争の時代の中にあります。このような変化に富み、複雑化する社会であるからこそ、教育を通じてみずから学び、判断できる若者を育てていくことが必要であると考えております。

現在、次期学習指導要領の改訂案が出され、今後の高等学校教育のあり方が示されているところでありますが、この高等学校教育においては、義務教育において育んできた、土台となる知・徳・体の資質、能力に磨きをかけ、さらに幅広い教養を身につけさせることが求められております。

私は殊に学力については、文系、理系いづれかに偏ることなく、共通して身につけるべき基礎的、基本的な知識等の着実な習得に加え、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を育成することが重要だと考えております。

また、高等学校段階は生徒が、上級学校で興味に応じた学問分野を深めるのか、あるいは社会人としてどのように社会に貢献していくのかといったことを考える、人生の分岐点となる時期でもあります。このため高等学校教育においては、将来しっかりと自立するために、学力をしっかりと身につけるとともに、社会性を育むことなども必要であると考えております。

次に、大学教育改革につきましては、全ての大学などにおいて、卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れという3つの方針を、一貫性のあるものとして策定し公表することとされております。そして、大学教育の充実に向けたPDCAサイクルを確立させ、高校までに培った力をさらに向上、発展させて、社会に送り出すための大学教育の質的転換を図ろうとしています。

そのような中で、私は本県を含む地方におい

ては、大学進学率の向上、地域を支える人材の確保、若者の県外流出の防止といった視点から、地元大学に対するニーズが高く、地域貢献への期待感が大きいと考えております。また、地方では、相対的に産業や資本の集積が進んでいないことから、地元大学の研究開発力に寄せる期待が大きく、大学には、さまざまな人材や情報、技術が集まる地域のコミュニティーの中核的存在としての機能を強化することが求められています。これらの期待に応えられるような高等教育機関としての役割をしっかりと果たす改革を行っていただきたいと考えております。

最後に、高等学校と大学とをつなぐ大学入学者選抜改革については、現在学力の3要素を多面的、総合的に評価することを目的として、大学入学共通テストなどの制度設計が行われております。

高校段階の教育をいかに大学に接続させるかという点を考えますと、本来大学で学んでいくに当たって必要な教育、能力がついているかどうかをはかるべき入試が、一部にあくまで選抜の論理で行われ、主として知識の多寡といったものははかられていると見られる場合があります。

大学入学共通テストについては、大学入学者の選抜の仕方が高等教育のありように非常に大きな影響を与えることに鑑み、こうした課題を是正し、高校教育をあるべき姿にしていくといったインセンティブを持たせる方向となるものにしていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、次期学習指導要領告示後の各高校への周知徹底をどのようなプロセスで行うのか、また高校生のための学びの基礎診断導入に対する受けとめと実施運用への課題についてお尋ねがございました。

高等学校における次期学習指導要領は今月中に告示され、平成34年度より年次進行で実施することになっております。次期学習指導要領の内容等については、これまでも関連する中央教育審議会の答申やさきに告示された小中学校の次期学習指導要領の趣旨などについて、各研修会などにおいて周知を行ってきているところですが、今回の告示を受け、今後より一層徹底をする必要があると考えております。

まず、7月に予定されております文科省主催の説明会での内容等を踏まえ、夏以降各教科別で説明会を開催し、教職員への周知徹底を図ってまいります。

また、本格実施までの期間にどのような手だてを講じるかも重要だと思います。特に次期学習指導要領では、高等学校において育成を目指す資質、能力を踏まえつつ、教科、科目の構成が大きく見直されており、歴史総合や公共、理数探究の新設など、教科横断的な視点が一層重視されることになっております。

これらのことから、実施までの4年間に研究指定校などを設け、県外の先進事例なども参考にしながら、教科横断的な学習の充実に向けたカリキュラムマネジメントなどの考え方の教員間での共有や、より実践的な事例の構築に向けた研究を深めてまいります。また、その成果や課題を県内全ての高等学校で共有していくことを通して、次期学習指導要領の円滑な導入に向け、校内の体制づくりや授業改善に向けた教員の指導力向上を一層図ってまいります。

高校生のための学びの基礎診断につきましては、社会で自立するために必要な基礎学力の確実な習得と、それによる学習意欲の喚起を図るために、文部科学省が認定した民間の試験などを測定ツールとして活用し、指導の工夫や充実、PDC Aサイクルの構築を狙いとしております。

本県では、平成24年度から民間の試験を活用

した学力定着把握検査を実施しており、これはまさに、高校生の学びの基礎診断の狙いと合致するものであると考えております。

一方で、高校生のための学びの基礎診断については、受験料やその負担方法、また実施する学年や回数、時期など、実際の運用に関してまだ詳細が明らかになっていないこともあり、検討が難しい部分もございます。

しかしながら、将来上級学校への入学試験や就職の際の活用が検討される可能性もございますので、これまでの学力定着把握検査の成果なども踏まえて、しっかりと取り組みを進めてまいります。

次に、次期学習指導要領について、県教育委員会が各高校に対してどのような体制で徹底を図るのか、また各高校の取り組み体制の評価、指導についての対応に関してお尋ねがございました。

次期学習指導要領が目指す、社会に開かれた教育課程の実現に向け、生徒たちに求められる資質、能力を育むためには、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的なあり方をどのように改善していくかというカリキュラムマネジメントが重要となります。

本県におきましては、平成24年度より、キャリア教育の視点から生徒に身につけさせたい力を明確にした上で、教育活動全体を見直し、組織的な学校経営を考えるため、各校において学校経営構想図を策定し、取り組みを進めております。

さらに、平成25年度からは、この学校経営構想図に加えて、その年間指導計画も作成することで、教育活動の点検を意識したPDC Aサイクルの構築も図ってきたところです。

このように各校では、教育活動全体を見通す仕組みが一定整ってきたものの、いつまでに誰

が何をやるかといった責任の所在が明確でなかったり、学校経営構想図などの様式が、教員一人一人がP D C Aサイクルを意識して取り組みの検証、評価をしっかりと行えるようなものにはなっていなかったこともあり、結果としてまだ十分には機能していない現状がございます。

このため、次期学習指導要領の趣旨を踏まえて、本県のこの取り組みにより実効性を持たせるため、来年度からこれまでの学校経営構想図などを見直し、育成すべき資質、能力を明確化し、到達目標となる評価指標を具体的に設定する学校経営計画として再構築を行うことで、取り組みの検証、評価を一層強化していくこととしております。

既に2月には県立副校長・教頭研修会を開催し、取り組みの内容を周知しており、現在各校において新たな学校経営計画の内容が検討されているところです。

さらに、来年度には高等学校課内に、国、数、英の指導主事や退職校長などの非常勤アドバイザーら12名による学校支援チームを編成し、定期的な学校訪問を通じて、各校の学校経営計画をもとにした取り組みについて、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校において、新学習指導要領に求められている教育活動の改善を図るカリキュラムマネジメントが実現するよう、しっかりと支援してまいります。

次に、総合的な探究の時間を探究学習として各高校に定着させるための課題についてお尋ねがございました。

現行の学習指導要領において、総合的な学習の時間の目標は、横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して行うこと、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成することなどが挙げられておりますが、2

月に改訂案が示された次期学習指導要領においては、総合的な探究の時間となることに伴い、探究的な学習については、今後より一層深い学びが求められるものと受けとめております。

お話にありました山田高校のように、地域の課題をみずから考え、その解決策をチームで提言するという地域課題解決学習は、まさに地域との協働によりこの探究的な学習が行われている好事例であり、このような学びを行った生徒には、粘り強く考える力や最後まで物事に取り組む力が身についた、学習が進むにつれ、もっと知りたい、もっと学びたいと思う気持ちが強くなったといった効果もあらわれております。

県内では、このような地域課題解決学習に取り組む学校がふえておりますが、教員による指導・支援の割合が多く、生徒の主体的な学びにまだ十分でない、育成すべき資質、能力が明確にされていなかったり、教員や生徒間で十分に共有されていないといった課題のあるケースも見受けられます。

県教育委員会といたしましては、今後も全ての県立高校から担当者などが参加する協議会などを通じて、県内外の先進的な事例を紹介することや、地域との連携・協働の仕組みづくりを推進することなどを通じて、総合的な探究の時間において、学校と地域の協働の中での探究的な学習が広がっていくよう取り組んでまいります。

次に、学力の3要素を育成するための授業改善について、教科横断的な授業を定着させる授業改革の手法をどう考えるかについてお尋ねがございました。

高等学校の教育が、小中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成に十分につながっていないことは、中央教育審議会の答申やその他の報告書でも触れられており、本県も

その例外ではないと思います。

このことから、授業改善については、次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、どのような資質、能力を育むかといった観点から、学習のあり方そのものを問い直す必要があり、そのためには、まず教員の意識改革が重要であると考えます。

具体的には、学力の3要素を柱として、生徒に何ができるようになるかを明確にしながら、何を学ぶかという学習内容と、どのように学ぶかという学びの過程を組み立てることが重要であるという共通理解を全教員が図った上で、授業改善を進めていかなければなりません。

しかしながら、現在の授業は教員個々の指導力に任せがちで、教科会についても、生徒の実態に応じた各教科・科目の目標設定を明確にしたり、授業内容や授業方法などの検討を十分に行ったりする協議の場となっていないという課題があります。

そこで、来年度には高等学校課内に新たに設置する学校支援チームが定期的な学校訪問を行うことにより、指導主事などが授業見学や各校の教科会に参加して指導・助言を行ってまいります。その際には、県教育センター作成の「授業づくりBasicガイドブック—高校授業編—」なども活用し、授業の基本的な型の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の徹底も行ってまいります。

その上で、教科横断的な学習につきましては、これまでも中心的に行われてきた総合的な学習の時間の学習内容を、さらに充実させていく必要があります。また、次期学習指導要領では、歴史総合や公共、理数探究の新設など、今後教科横断的な視点が一層重視されることとなります。

こうしたことを踏まえ、教科横断的な学習の充実にあたっては、今後研究指定校等を設け、県外での先進事例などを参考に、より実践的な

事例研究を進めてまいります。また、その実践研究の成果や課題を県内全ての高等学校で共有していくことを通して、授業改善に向けた教員の指導力向上を一層図ってまいります。

次に、高大接続改革の趣旨を踏まえ、高校の教育活動を大学へと連続させるために、各学校の教育基本計画としてのグランドプランを策定することの重要性についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、高大接続改革や次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校が、生徒にこれからの社会で求められる資質、能力の育成に向けて教育基本計画を策定することは、大変重要なことであると思います。

本県では、これまでキャリア教育の視点から生徒に身につけさせたい力を明確にした上で、教育活動全体を見直し、各校において学校経営構想図を策定し、組織的な学校経営とするための取り組みを進めてきたところです。この取り組みについて、各学校から、学校の進むべき方向性が明確になった、何をすべきかが具体的に見えてきた、教員の参画意識が高まってきたといった成果の報告が挙げられる一方で、県の教育振興基本計画との関係が十分に見えない、生徒の実態などに応じた育成する資質、能力の設定や取り組みの評価のあり方が十分でないといった課題も見えてまいりました。

そこで、次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、育成すべき資質、能力を意識しながら、これまでの学校経営構想図などを見直し、学校経営計画として再構築することで、取り組みの検証、評価を一層強化していくこととしております。

具体的には、新たな学校経営計画においては、育成すべき資質、能力を明確化した上で到達目標となる評価指標を具体的に設定することで、取り組みの検証、評価を一層意識化する、県の重点課題である学力の向上と社会性の育成の2

つを重点項目として設定し、核となる取り組み内容を整理することで、その検証、改善を図っていく、そしてチーム学校として全教職員が意識すべき授業改善や生徒理解、生徒支援、教育環境の充実などについても評価、改善を行っていくといった改定を行うことで、各校においてより一層PDC Aサイクルを意識した取り組みを進めることとしております。また、来年度からは学校支援チームによる定期的な学校訪問を通じて、学校経営計画の進捗状況の確認だけでなく、各校の目標設定や評価、検証などのあり方に対しての指導・助言も行っております。

このようなことを踏まえますと、まさにこの学校経営計画こそが各学校のグランドプランに当たるものになると考えております。

次に、次期学習指導要領への移行に際し、各学校の教育課程が有効に運用される学校組織や運営方法など、学校全体のあり方の改善の必要性についてお尋ねがございました。

社会に開かれた教育課程の実現を通じて生徒に必要な資質、能力を育成するという次期学習指導要領の理念を踏まえると、カリキュラムマネジメントにおいては、教育課程のあり方についてPDC Aサイクルを意識して見直しを図るだけでなく、どのような資質、能力を育成するかという観点から各教科などの教育内容を相互の関係で捉え、必要な教育内容を組織的に配列していくこと、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源などを地域などの外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることなども重要となることから、中央教育審議会の答申においても指摘されております。

今後は、来年度高等学校課内に設置する学校支援チームによる定期的な学校訪問などを通じて、どのような資質、能力を育成するかという観点に立った各校の教育内容の関連づけ等について支援をしてまいります。

あわせて、学校組織、運営方法などの改善に当たっては、地域との連携の視点も一層重要となってくることから、コミュニティ・スクールの高等学校での拡充にも取り組んでまいります。

次に、各校独自の課題解決型学習プログラムを開発し導入することの有効性についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、山田高校などで実践されている、地域課題解決学習を柱とする探究的な学習は、社会で求められる力を育成する上で大変重要な取り組みであると考えます。

地域課題解決学習については、山田高校を初め大方高校、佐川高校などでも取り組まれており、例えば大方高校では、実際に解決が求められている地域課題について解決のためのアイデアを企画立案する取り組みが行われており、また佐川高校では、1年次では地域の資源を学ぶ地域学習、2年次にはインターンシップを行い、3年次には地域の活性化案の提言を行っております。このような取り組み事例については、全ての県立高校から担当者などが参加する協議会でも実践報告を行っているところでございます。

県教育委員会としましては、各校における生徒の主体的、探究的な取り組みをさらに活発化させる必要があると考えており、地域との協働学習の場の拡充などを含め、現在各校に対して、生徒の社会性の育成に向けた教育プログラムの開発を要請しております。

また、生徒、地域などの実態に応じた地域課題解決学習を一層広げていくためには、地域との協力・連携が不可欠であることから、今後も引き続き学校支援地域本部やコミュニティ・スクールといった、各校における地域との連携・協働の仕組みづくりを推進してまいります。

次に、大学入学共通テストの実施に向けた準備の進捗状況と学校現場から挙がっている課題

についてお尋ねがございました。

大学入学共通テストについては、いわゆる学力の3要素を多面的、総合的に評価する入試に転換することを目的として、平成32年度からの実施が予定されております。

このテストについては、当初、合教科・科目型や総合型の導入、記述式問題の導入、年複数回の実施、知識偏重の1点刻みの選抜にならないような段階別評価の実施などが検討されておりました。

しかしながら、国においてさまざまな検討を重ねた結果、現在では国語と数学への記述式問題の導入及び英語における外部検定試験を活用した4技能の測定へと、その特徴が変化しております。

テストの実施に向けた準備の進捗状況としましては、昨年7月にはテストの実施方針が策定、公表され、11月には全国で5万人規模の試行調査が実施されました。また、来年度には10万人規模の試行調査が予定されており、31年度には実施大綱が策定、公表され、確認のための試行調査、プレテストも実施される予定となっております。

本県におきましても、今年度10校、約1,000人が試行調査を受験いたしました。実際に試行調査を受験した学校からは、従来のセンター試験から大きく問題の内容や質が変わってきている、社会とのつながりを意識した問題や思考力、判断力、表現力を問う問題などに対応できるような力をつけていくために授業を変えていかなければならない、国語については文章や図などの複数の資料から必要な情報を抽出して総合的に考えていかなければならない、読まなければならない資料の数や種類もふえた、今後新傾向の問題に対応できるよう指導していく必要があるといった声が聞かれています。

試行調査の問題などを通して、高校生にこれ

から求められる力の方向性も少しずつ明らかになっておりますが、県としましても、各校の授業改善への支援などを通して、求められる力をしっかりとつけられるよう取り組んでいく必要があります。

また、英語で民間の検定試験を利用する方向性については、受検料のみならず、受検地までの交通費も含めた受検費用の問題、都市部と地方での受検機会等の公平性がどこまで担保できるのかといった懸念が、全国教育長会議などでも取り上げられており、これらのことについては国に対して、その対応を要請しているところです。

本県としての今後の英語への対応としましては、来年度より4技能を測定できる外部検定試験を研究校に導入し、その結果を授業改善に活用するための研究を行うことで、その成果や課題を他校とも共有していく予定です。

今後も、大学入学共通テストの内容については、詳細がわかり次第、速やかに各学校に情報提供していきたいと考えております。

次に、学校における働き方改革について、中央教育審議会の中間まとめの趣旨をどのように認識しているかとお尋ねがございました。

昨年6月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問がなされました。今回の諮問の背景にある教員の長時間勤務については、本県でも同様の実態があるものと考えております。

このため、県教育委員会としましては、教員の多忙化解消に向け、仕事を減らす、外部の力をかりる、業務の効率化を図るの3点とあわせて、これらのことを総合的に進める学校経営マネジメントの向上に取り組んできたところです。

議員のお話にもありました、昨年12月に公表

された中央教育審議会の中間まとめでは、学校における働き方改革の意義や教員が担うべき業務などが示されましたが、本県においても同じ目的、考え方で取り組んでいくべきものと考えております。

今回の中間まとめでは、学校における働き方改革の実現により、教員の仕事が魅力のあるものであることが再認識され、誇りを持って働くことができるようになり、ひいてはそれが、授業を初めとした学習指導や学級経営、生徒指導などの質的向上に還元されるということが強調されておりますので、こうした趣旨を現場の教員にもしっかりと伝えていきたいと考えております。

次に、中間まとめで示された3つの業務分類を参考にした業務の総量削減のための対応スケジュールについてお尋ねがございました。

中間まとめでは、学校における働き方改革を実現するためには、学校及び教員の業務の総量を削減することが必要である旨が示されております。

業務の削減に取り組むためには、まずは教員の勤務実態を正しく把握する必要があると考えております。

来年度は県立学校において、これまでの自己申告式からICTを活用した客観的な方法に変えて、勤務時間の把握を実施してまいります。また、市町村教育委員会に対しましても同様の取り組みを要請してきたところ、来年度は県内の3分の2の小中学校において、ICTなどを活用した勤務時間の把握を実施する予定となっております。

こうした勤務時間の把握と並行して、中間まとめを参考に、市町村教育委員会や学校が現状を踏まえた削減目標を設定するとともに、目標の達成に向けた具体的な対策を立てて、PDCAを回して取り組むことが必要であると考えて

おります。

県教育委員会としましては、今年度モデル校として6中学校を指定して、多忙化解消の研究事業を実施してまいりました。モデル校においては、管理職が中心となって業務改善委員会を設置し、勤務時間の把握を行うとともに、部活動休養日の設定や定時退校日の設定、教員から事務職員への学校徴収金事務の移譲、スクールサポートスタッフなどの外部人材の活用などに取り組みました。

来年度は、モデル校に小学校を含めた20校を指定して働き方改革の取り組みを拡大するとともに、モデル校で得られた成果を市町村教育委員会や学校に示すことで、業務改善に向けた取り組みをさらに推進してまいります。

次に、各学校の作成する計画の一本化や様式の統一をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

お話にありました、各学校が作成する計画の一本化や様式の統一を図ることは、教職員の負担を軽減し、また一覧性や利便性が高まるという観点から大変意義あることと考えます。このようなことから、県教育委員会では、これまでも各学校が作成する学年ごとの指導目標や内容、指導方法や時間配当を定めた各教科等についての指導計画、あるいは支援を必要とする児童生徒についての個別の指導計画について、記入例等を紹介して、その様式を示し、統一化を図ってきたところでございます。

また、本県においては、これらの計画を効果的、効率的に進めるためにも、その上位に学校経営のビジョンや知・徳・体の数値目標を設定し、その目標達成のための手だてを示した学校経営計画を学校種ごとに統一して位置づけており、全ての学校で作成することとしております。これによって、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むシステムの

構築が図られてきているところです。

今後も、教職員の負担を軽減し、子供たちの教育に当たる時間を確保するため、また経営計画のPDCAサイクルをより円滑に回し、教育活動の質を高めることができるよう、学校経営アドバイザーや新しく設置する学校支援チームによる学校訪問指導などを充実させるとともに、今後新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、既存の計画などの整理統合を進めてまいりたいと考えております。

次に、超勤4項目以外の業務について、校長から時間外勤務を命じられた事例についてお尋ねがございました。

教員に時間外勤務を命ずる場合は、校外実習や学校行事、教職員会議、災害対応など条例で定められた、いわゆる超勤4項目に限られており、これ以外の業務を校長が時間外に命令することはできません。

しかし、例えば部活動の指導やPTAにかかわる会合への出席、教材研究などの超勤4項目以外の業務について勤務時間外に行われており、それらは教員の自発的な労働として整理されております。

いずれにいたしましても、命令のあるなしにかかわらず、教員が長時間勤務を行っている実態は決して望ましいものではなく、学校における働き方改革を進め、教員の多忙化解消に努めていかなければならないと考えております。

次に、スポーツ庁が作成予定の、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの活用において、けがなどから子供たちを守る観点を重視すべきではないかとお尋ねがございました。

スポーツ庁が先月の検討会議で示した、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの案は、学校の働き方改革の側面で捉えられることが多いですが、行き過ぎた活動によるバー

ンアウトやスポーツ障害の防止など、生徒の心と体の健康を守りながら部活動を適切に実施することも重要な目的となっております。

そのため、ガイドライン案では、適切な指導の実施について、校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理や事故防止などを徹底すること、運動部顧問は、スポーツ医科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力、運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解すること、また専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭などと連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態などに関する正しい知識を得た上で指導を行うことなどが示されております。

今後、県としましては、国のガイドラインを踏まえ、本県の実情に応じた独自のガイドラインを策定いたしますが、作成に当たっては、生徒の心と体の健康の視点も重視した内容にしていきたいと考えております。そして、来年度からはこのガイドラインをもとに、各学校に対して周知徹底を図ってまいります。

次に、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実についてお尋ねがございました。

複数の学校の事務を集中して実施する共同学校事務室の機能を強化して、事務支援を充実することは、校長、教頭など、管理職の負担軽減につながるものと考えております。

このため、県教育委員会としては、第2期教育振興基本計画に位置づけまして、共同学校事務室の設置促進と機能強化に取り組んできたところでございます。

現在、9市町村に6つの共同学校事務室が設置されておりますが、来年度は新たに2町に2つの共同学校事務室が設置される予定であり、着実に県内に広がりつつあります。

今後も、市町村教育委員会を訪問して、既存の共同学校事務室が果たしている役割や、共同学校事務室の設置による学校の負担軽減の効果などについて説明することで、未設置の市町村への拡大を図るとともに、学校における働き方改革につなげていきたいと考えております。

次に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化についてお尋ねがございました。

本県では、厳しい環境にある子供たちへの支援の充実のために、全国に先駆けて、スクールカウンセラーの全公立学校への配置を実現しました。また、スクールソーシャルワーカーについても、毎年配置を拡充し、本年度は学校組合を含む31市町村、15県立学校に配置をしております。さらに、昨年度からは心の教育センターにもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しております。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者との面接や相談を実施しながら支援を行うほか、校内支援会などに参加し、支援の必要な児童生徒の課題の見立てや具体的な手だてについて助言するなど、各学校における児童生徒の支援の充実に大きな役割を果たしております。

このように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、チーム学校の一員として機能することによって、支援の必要な児童生徒について、学級担任などが抱え込まず、組織として支援を行う体制づくりが推進されており、児童生徒や保護者への支援が充実するとともに、教職員の負担軽減にもつながっております。

一方で、児童生徒や保護者の支援ニーズは多様化しており、個別の課題に応じた適切な支援を実現するためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間数をさ

らに拡充することが必要となりますし、より専門性の高い人材の育成と確保に努めなければならないと考えております。

このため、県教育委員会としましては、高い専門性を有し、今後の本県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの中核的な役割を果たすことが期待される人材を常勤雇用し、他のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う体制の強化につなげたいと考えており、これまでも国に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた提言を行ってまいりました。

国においても、中央教育審議会の答申や働き方改革の検討の中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤雇用についての調査研究が始まっておりますので、今後も全国都道府県教育長協議会などを通して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間数の拡充とあわせまして、常勤雇用についても要望してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の公会計化に関する見解についてお尋ねがございました。

国においては、学校における働き方改革に関する緊急対策の中で、学校給食費の徴収・管理業務は教員が本来担うべき業務ではなく、学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収、管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促すとしております。

本県では、平成29年度の文部科学省の学校給食費会計業務の実態調査では、63.6%の市町村・事務組合で公会計による会計業務が行われ、さらに3市町村が公会計化に向けて検討してい

ると回答しております。

学校給食費を公会計化することにより、一般的には徴収・管理業務を自治体が担うこととなりますが、中には学校が担う場合があります、負担軽減につながるよう、公会計化と業務のあり方をあわせて整理する必要があります。

県としましては、そうした前提に立ち、今後国が示す、公会計化導入に向けたガイドラインを未実施教育委員会などに周知するとともに、必要に応じて首長部局に対しても、公会計化について要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、専門高校の教育課程や学校運営組織などをブラッシュアップし、質の向上を図るべきだと考えるがどうかのお尋ねがございました。

現在は、科学技術の急速な進展、グローバル化、AIやIoTなどを活用した、いわゆる第4次産業革命の進行など、産業・就業構造の大きな変革期にあり、専門高校には、高度な技術や新分野に対応した専門力や実践力の育成が求められております。

本県の専門高校では、産業構造の変化に対応した教育を行い、将来のスペシャリストとして必要な基礎と豊かな人間性を身につける取り組みを推進しており、それぞれの専門教科の知識や技能の習得に加え、外部人材の活用やインターンシップや共同研究など、企業や地域と連携した実践的な取り組みを行っております。

しかしながら、次世代や新分野に対応した教育や変化に対応できる応用力の育成には不十分な面があり、そのため教職員の資質・指導力の向上や施設、設備の改善、教育内容の充実などが必要となっております。

県教育委員会としまして、大学などでの教職員の研修機会などの充実や県外先進校視察などにより、教職員の資質や指導力の向上を図ること、また科学技術の進展にも対応できる実習

などを行うことができるよう施設、設備を順次改善していくことで、各学校が、さまざまな教育活動の中でより探究的な学びができるようにしてまいりたいと考えております。

また、これらの取り組みを、高知県産業振興計画の方向性も視野に入れながら、県の関連部署、大学や研究機関、民間企業の方などと連携して進めてまいります。

こうしたことを踏まえながら、検討中の高等学校再編振興計画、後期実施計画において、専門高校の将来像をしっかりと描き、専門高校全体の質の向上を目指した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、これからの農業教育を考えると、本県の農業高校はどうあるべきと考察しているかのお尋ねがございました。

これからの農業教育には、新しい生産技術やグローバル化による競争力、6次産業化等へ対応できる高い専門技術や教養を身につけた農業人の育成が求められております。

現在、農業高校では、農業を学ぶことによる農業後継者の育成とあわせて、農業で学ぶとの観点から、さまざまな体験活動を通して課題解決力、命の尊厳や物の大切さ、職業観や勤労観などを育てております。

農業を学ぶことに関しては、県の研究機関や大学、関連企業等、学外の専門機関との連携を一層強化することで、時代に対応した新技術などの専門性を高める教育活動を展開していくことが必要であると考えております。

また、農業で学ぶ観点からは、さまざまな体験活動を通じて育成すべき資質、能力を明確にした上で、それに沿った深い学びを実現できる授業内容とすることが重要であり、先進事例も参考に、教科会などを通じてカリキュラムや授業内容を磨き上げてまいります。

このように、農業を学ぶこと、農業で学ぶこ

との両面で質の高い農業教育が実現できるよう、チーム学校として取り組んでまいります。

最後に、県内の農業高校におけるアグリマイスター顕彰制度の認定、GAP・HACCPなどの教育活動の推進、スーパープロフェッショナルハイスクールの指定に向けての取り組み状況についてお尋ねがございました。

アグリマイスター顕彰制度は、お話にもありましたように、学力だけでははかれない資質、能力を、各種発表会や競技会、資格取得などを通して身につけた力として多角的に評価するため、平成27年度に全国農業高等学校長協会で創設された、農業を学ぶ高校生を対象とした制度でございます。

平成29年度は全国で約1,300名の生徒が認定を受けておりますが、高知県からは3名にとどまっております。今後は、資格の取得促進とともに、農業クラブ活動や各種競技会への積極的な参加など、教育活動の充実に努めることで、より多くの生徒が認定を受けられるよう努めてまいります。

次に、農業生産工程管理、GAPや、食品製造に関するHACCP教育につきましては、6次産業化やグローバル化の進展に対応した、次世代の農業及び関連産業を担う人材に必要な資質、能力を育成するためにも大変重要だと考えます。

そのため、GAP教育については、本年度、JGAP協会の主催する指導者養成研修会や県の農業振興部が主催する勉強会、青森県立高校でのGAP公開審査へ教員を派遣しており、引き続きGAPの認証取得を目指して、教育環境を整えてまいりたいと考えております。

また、HACCP教育に関しましては、関係学科の授業の中で、食品の安全の確保と衛生管理に関する知識と技術を習得させる過程でHACCPを取り上げ学習しております。今後は、

HACCPに関する教員の指導力向上を目的とした研修会への派遣を行いながら、教育内容の充実に取り組んでまいります。

SPH——スーパープロフェッショナルハイスクールは、農業高校がアグリマイスター顕彰制度やGAP・HACCP教育など、総合的に取り組む上で、起爆剤となることが期待されますので、今後指定に向けて学校と協議してまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 高大接続改革の取り組みのうち、大学教育改革における県立大学と工科大学の取り組みの進捗状況と今後の展望についてお尋ねがございました。

高知県立大学や高知工科大学では、これまで卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れの3つの方針について、大学の理念と目標に沿って策定、公表するとともに、大学みずから取り組みの点検、評価や、それに基づく改善を行ってきております。

そうした中、平成28年度の国の省令改正によりまして、これら3つの方針を相互に関連させ、大学の教育理念を踏まえた一貫性のあるものとして策定し、公表するよう見直されたことから、県立大学においては、入学者の選抜、教育内容、卒業時など各段階における目標を具体化した上で改定し、その内容を公表しています。また、工科大学においては、現在平成30年度の方針改定に向けて検討を行っているところです。

今年度になって国から、平成32年度に実施する大学入学者選抜の実施方針が示されたことから、現在両大学においては、入学者に求める学力の明確化や具体的な入学者選抜の方法など、入学者受け入れの方針について検討を行っております。

今後も、みずからの教育理念に基づき、卒業までに学生が身につける資質や能力を明確にし

た上で、それを実現するための適切な教育課程の編成、体系的で組織的な教育活動の実施、さらには大学が求める学生像を示した入学者選抜の実施など、3つの方針の検証と改善を継続的に行うとともに、高大接続改革を踏まえた認証評価を受けることなどによって、魅力ある大学づくりが進むものと考えております。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) 環状交差点に関する受けとめと本県における実現可能性についてお尋ねがございました。

環状交差点は、欧米で古くから整備が進められている円形交差点で、信号機を設置しなくても適切に交通整理が行える構造であることから、我が国においても平成25年の道路交通法の一部改正により、環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定が新設され、公安委員会が環状交差点を指定することが可能になったところでございます。

環状交差点のメリットといたしましては、御指摘のとおり、交通事故抑止、被害軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少、災害時の対応能力向上等の効果が期待されているものと認識をしております。

一方、環状交差点の整備には、一般的な交差点より広い用地が必要となりますし、自動車の交通量が一定以上の台数に上る場合や横断歩行者が多い場合等には、渋滞を招いたり、期待される効果が十分に発揮できないことが考えられます。

したがって、環状交差点の整備に際しましては、用地を確保することができるか否かや、自動車及び横断歩行者の交通量等を十分に勘案するほか、地元住民の意見、要望を踏まえつつ、安全性と円滑の両面から適切に判断することが必要と考えております。

次に、本県における環状交差点の実現可能性

についてありますが、環状交差点が期待される効果を発揮するための適用条件の一つとして、自動車の総流入交通量が1日当たり1万台未満が挙げられております。

交通量の目安だけで見ますと、整備可能な交差点は県内にも存在すると思いますが、さきに申しましたとおり、用地の問題を初め、横断歩行者等の交通量や地元住民の意見等も踏まえて検討することが必要となりますので、今後も継続的に交通実態の調査結果や将来の道路環境の変化を見定めながら、環状交差点の整備に適した箇所ができれば、道路管理者等と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、環状交差点の導入についてお尋ねがございました。

道路管理者といたしましても、先ほど県警本部長がお答えいたしましたように、環状交差点には交通事故の抑止や待ち時間の減少などの効果があると認識をしております。

しかしながら、交差点に流入する車両が短時間に集中する場合や横断歩行者が多い場合には、期待される効果を十分に発揮できません。

そのため、環状交差点の導入に当たりましては、道路管理者として、他の交差点形状と比較して、安全性、円滑性等の効果や経済性等の観点から優位性を評価した上で、警察本部と連携しながら検討してまいります。

次に、本県の中小河川の水位計設置の実態と治水対策の現状について、また今回の緊急治水対策プロジェクトの対象河川に対する対応とその事業計画について、あわせてお尋ねがございました。

昨年の九州北部豪雨では、局地的かつ猛烈な降雨により中小河川が氾濫するなど、甚大な被害が発生いたしました。この災害では、次の3つの課題がクローズアップされました。1点目

は、水位監視体制の充実、2点目は、再度氾濫の防止対策、3点目は、上流域での土砂・流木対策です。

国においては、これらの課題に対応するため、おおむね3年間で進める中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめたところであり、県としても国と連携した取り組みを推進してまいります。

本県の中小河川の現状について述べますと、水位計は県が管理する663の河川のうち、58の河川で設置されております。また、治水対策については、優先度の高い地区から、再度氾濫の防止対策や土砂・流木対策を進めてきたところです。しかしながら、九州北部豪雨の教訓を踏まえると、さらなる水位計の設置や治水対策の強化が必要と考えております。

このため、中小河川緊急治水対策プロジェクトとして、四万十町吉見川など、浸水被害の危険性などの優先度が高い109の河川で新たな水位計の設置を進め、水位監視体制の充実を図ってまいります。

特に新たな水位計の設置に当たりましては、国が開発を行っております低コストな水位計を活用するとともに、得られた水位情報はインターネットを通じて広く公表し、市町村や住民の皆様が河川水位の状況をリアルタイムで把握できるよう努めてまいります。

また、高知市神田川など、近年に浸水被害が発生している8つの河川で掘削や堤防の整備などを実施し、再度氾濫の防止対策を進めてまいります。

さらに、馬路村安田川など、優先度の高い14の河川で、土砂や流木の流出を防ぐため砂防堰堤などを整備し、上流域での土砂・流木対策を進めてまいります。

今後も、国や市町村とも十分に連携をし、中小河川での治水対策を積極的に推進してまいり

ます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、商工会、商工会議所に対する今後の監査手法についてお尋ねがありました。

商工会、商工会議所に対する県の監査は、これまで毎年全ての団体を対象に、その組織、業務、会計に関し、全部で105のチェック項目につきまして、1団体当たり2名から3名の職員が、1日から3日の日程で実施をしてまいりました。

監査に当たっての視点は、近年不祥事案件が連続して発生しておりましたことから、経理内容や補助金の使われ方の確認など、資金の流れのチェックが中心となっております。

他方で、補助要件となります商工業者数や小規模事業者数、会員数などにつきましては、多数の会員で共有される総会資料などで公表されているものであるため、基本的に信じるに足るものとの認識がありましたことから、増減分のチェックは行いましたものの、全体について一件一件の確認までは行わず、今回の事案を発見することができなかつたものでございます。

事案の発覚後に行いました、商工業者数や小規模事業者数、会員数に着目した一連の監査を通じてわかりましたことは、現行の検査マニュアルに定める補助金算定の基礎数値の確認方法が必ずしも十分でなかったこと、またこれを厳格にチェックしていくためには、その確認に相当の時間、あるいは労力を要することでございます。

こうした点を踏まえまして、今後の監査の実施に当たりましては、補助金算定の基礎数値の確認をより厳格にするようマニュアルを見直すとともに、時々状況に応じて監査項目を絞り込むことなどで、密度の濃い監査が行えるよう見直したいと考えております。あわせまして、監査を担当する職員の研修も徹底していくこと

で、二度とこうしたことが起きないように、緊張感を持って取り組んでまいります。

次に、組織率が50%を切っている商工会等に対して事務局長の設置費を補助している都道府県の状況についてお尋ねがありました。

商工会の事務局長に対する補助について調査しました結果、46の都道府県が補助を行っており、このうち本県を含む35の道府県は、最低でも50%とする組織率を補助の要件としております。

なお、このうちの3県では、各商工会ごとに組織率をもとに算定し、事務局長の総数を決定した上で商工会連合会に一括交付しており、どの商工会に配置するかは連合会の裁量に委ねるという方法をとっております。

一方、残る11の都県におきましては、組織率を要件としておりませんが、その考え方は3つのパターンに分かれております。1つ目は、小規模事業者数を要件としているものでありまして、これが2県。2つ目は、補助する事務局長の総数を連合会との協議で定め、その配置を連合会の裁量に委ねているもの、これが5県ございます。3つ目は、要望のある商工会全てに補助を行っているもの、これが4都県となっております。

以上のように、本県と同様に組織率を要件としている道府県が大多数となっている状況ではありますが、事務局長の補助要件の見直しに当たりましては、組織マネジメントをしっかりと行えること、そして今後大幅に増加する経営計画の策定や実行への支援が質と量の両面で確実にできる体制とすることが必要だと考えておりますので、こうした視点に加えまして、ただいま申し上げました他県の考え方も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、高知県商工会連合会がマネジメント力を生かせる仕組みを検討すべきではないかと

のお尋ねがありました。

今回のような補助金過大交付事案の再発の防止や、会員獲得のための取り組み、また今後増加をしてまいります経営計画の策定・実行支援を着実に進めていくためには、商工会等にその組織力を一層発揮していただく必要があると考えております。

そのため、来年度行います、商工会等への補助制度の見直し作業に当たりましては、組織マネジメントの強化にポイントを置いた検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、お話のありました高知県商工会連合会においては、現在県内の25の商工会に関して、人事の一元管理を初め、事務局長や経営指導員向けの各種研修の実施、専門経営指導員の現場派遣による経営指導員のサポートなど、多くの分野で県全体の商工会活動をマネジメントしているところでございます。

しかしながら、個々の商工会ごとの職員配置に当たっては、県の補助基準に従って算定されたとおりに配置することを補助要綱で定めておりますので、補助基準による算定結果が商工会ごとの職員数の増減に直結をいたしますことから、小規模な商工会においては業務の推進に大きな影響を及ぼすこととなります。

そのため、議員の御提案のような、また先ほど申し上げました他県の例にもありましたような、連合会が25の商工会の状況に応じて、広域的かつ効果的に職員の配置を行うといったマネジメントを可能にすることが、スケールメリットを生かし全体最適を図る上でも、有力な方法ではないかと考えております。

ただ、こうした考え方は、これまでの商工会及び連合会の組織運営を大きく変更するものでございますので、連合会の皆様とも十分協議をした上で進めていく必要がございます。

連合会では、商工会等組織検討委員会を設置

して、現在組織のあり方について主体的に検討をしていただいておりますので、県もこの委員会に参加させていただき、こうした県の考え方も示して、議論を深めてまいりたいと考えております。

○24番（池脇純一君） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

さて、今回も私、大変たくさんの質問を教育長にさせていただきました。このたび、教育長も御勇退というお話をお聞きしました。この4年間、毎年私は教育問題について多くの質問をさせていただきました。随分その間、御丁寧に御答弁をいただきまして、大変感謝をしているところでございます。

その議論を通して、教育長はこの4年間で教育大綱をしっかりとつくっていただきました。また、第2期の教育振興基本計画もつくっていただきました。そうした中で、特にチーム学校の構築については力を入れていただきました。チーム学校の構築については、縦持ちの導入、これを思い切ってやっていただきました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充についても御尽力をいただいております。特に箱物としては、オーテピア、新図書館もこのたび開館をいたすわけでございます。そういうことも、この4年間通じて大変な御尽力をしてくださいます。多くの実績をつくっていただきました。そのことについて、心から敬意を表したいと思っております。

これからも、しっかり私ども、この議会で教育問題を議論してまいりたいと思っておりますということをお話しさせていただきまして、全ての質問とさせていただきます。ありがとうございます。した。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番 金岡佳時君。

（33番 金岡佳時君 登壇）

○33番（金岡佳時君） 土佐・長岡郡選出の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

ことしの冬は例年になく寒い冬でありました。嶺北地域では、水道管が至るところで凍結や破裂をし、何日も水の出ない状況が多くのお家庭で見られました。町村におきましては、断水している集落に対して、水をピストン輸送することで対応しておりました。また、水道管の破裂している御家庭では、地元業者だけでは対処できず、高知市内から多くの業者が来られて復旧作業をされておりました。

嶺北地域は大変広い面積を有しています。大豊町が315平方キロ、本山町が134.2平方キロ、土佐町が212.1平方キロ、大川村が95.2平方キロで、合わせて756.5平方キロの広大な面積となっております。それに対して人口は、高知県の推計人口月報によりますと、平成30年1月1日現在で、大豊町3,526人、本山町3,529人、土佐町3,878人、大川村380人となり、嶺北地域全体で1万1,313人となっております。これは国立社会保障・人口問題研究所の将来推計よりも若干速い速度で減少を続けております。

今までの移住施策により嶺北地域でも多くの移住者が来られるようになり、移住者がふえるに従って子供もふえつつあります。そして、各集落におきましても、活躍される方が多くなり、地域の方々は移住者に大きな期待を持っており

ます。しかし、それでも人口減少スピードははるかに速く、各地域の住民は将来に対して大きな不安を抱いております。何とかして人口減少に歯どめをかけなければなりません。

今、県では移住施策を強力に進めておりますが、しばらくは自然増が望めませんので、より一層の移住施策の充実と推進を期待いたします。

そうした状況の中で、嶺北地域の住民はこの地域で住み始めて以来、生活文化や伝統を何百年も営々として守り、今に伝えております。そして、次の時代へも伝えていかなければならないと考えております。

そのためには、移住者の力をかりなければならぬことも理解しております。しかし、移住者の方々は、地域に魅力を感じて移住をしてきております。地域に溶け込んでいる方もいらっしゃいますが、全ての方々がその地域の伝統や文化を守ることを考えて移住してきているわけではありません。それぞれの考えるライフスタイルが、移住をしてきた地域でこそ実現できるということで移住をしてきております。地域に由来から住んでいる人は、伝統や文化を守り、未来に伝えたい、移住者の方々は、それぞれの自分で描いたライフスタイルを実現したいという思いがあります。そこに若干、それぞれの思いの違いがあらわれてきております。恐らく二者択一の問題ではないのですが、二者択一のように思う傾向が見られます。

また、地域の中でもそれぞれの集落の維持が困難になりつつあります。その集落の維持、そしてその地域を守るために、集落活動センターなどの事業があることを理解しておりますので、私も懸命の努力をしているところであります。集落活動センターを中心とした活動は、確実に集落を活性化させておりますが、人口減少の波はなかなかとまらず、周辺を取り巻く環境はどんどんと変わり、次から次へと問題を突きつけ

てまいります。これに打ち勝つだけの施策の実行が求められております。

嶺北地域では、嶺北広域行政事務組合を立ち上げ、消防、ごみ処理、し尿処理、斎苑、給食センター、そして特別養護老人ホームなどの業務をやってきましたが、平成29年3月31日付で特別養護老人ホーム大豊園が廃止されました。大豊町には現在特別養護老人ホームはなくなっております。これは将来それぞれの町村の介護保険料にも影響してくるものと思われま

す。さらに、し尿処理につきましても、嶺北地域外での処理の検討がなされております。2月22日には、嶺北地域のほとんどの関係団体で構成する嶺北地域公共交通協議会が発足し、住民の足の確保について検討がなされることになっております。教育につきましても、嶺北高校の存続についての検討が全体でなされようとしています。商工会も既に広域連携の取り組みがなされております。このように、もはや単独町村だけでは処理をし切れない状況になってきております。

一方で、それぞれの町村には独特の文化があり、それぞれの方々にはそれも守っていきたいという思いがあります。移住者に来てほしい、しかし地域住民との間に意思の違いがある。それぞれの町村が広域的な視点を持たなければならない状況の中で、地域のアイデンティティーを守りたいという思いがあります。そういった葛藤の中で時間が過ぎていっております。

知事は、集落やコミュニティーのあり方、町のあり方やそれぞれの課題に対する取り組み方を踏まえ、中山間地域の将来の姿についてどのような姿を考えておられるのか、お伺いをいたします。また、中山間地域振興を進めるに当たっては、地域の事情に合った縦割りを超えた施策が必要となってきたのではないかと思います。知事の御所見をあわせてお伺いいたしま

す。

次に、事業の承継についてであります。

労働人口の著しい減少は、事業の承継も困難なものにしております。中山間地におけるほとんどの事業で事業承継ができない状況となっております。その原因といたしましては、人がいないのが最大の原因で、需要も少なくなり、必然的に供給も同様に減っていったということですが、事業を承継する仕組みが失われてしまったことも一因となっております。かつて農林業は代々、親から子へ、子から孫へと事業の承継がなされてきました。自然に親が先生となり、子供に技術を教え、伝えてきたものであります。

そこでまず林業ですが、林業大学校は、まことに時宜を得たすばらしい仕組みであり、高く評価したいと思っております。また、大学校での学習は基礎基本であり、それだけでは不十分でありますので、県が取り組んでいる、卒業後は県内事業所へ就職をしていただくという形も、最もよい方法であろうと思っております。

しかし、事業所の形もいろいろあるわけでありまして、森林組合もあれば、民間の林業事業所もあります。それぞれ、やり方が異なるわけでありまして。特に自伐林家の仕事の内容は、事業所と比べると大きく違っております。加えて今、自伐林家をやっている方の多くは、林業の達人であります。その技術を継承できないまま引退をしようとしています。近年、自伐林家を目指している若者がふえてまいりましたが、即、自伐林家をやっていくことは不可能であります。

そうした中、自伐林家を目指す若者を受け入れ、自分の技術、ノウハウを教えていってもいいという自伐林家も出てきておりますが、自伐林家という仕事の性質上、日々の仕事は大量に木を切り出すような形ではなく、少量の木を切

り、山をつくっていくような仕事になります。したがって、多くの収入を得て従業員に払っていくような形態ではありませんので、自伐林家をやりたい就業希望者を受け入れ、経営をしていくことは非常に難しいというのが実情です。また、自伐林家をやりたい方々の仕事の間をどのように確保するのかなど問題もあります。

自伐林家の就業希望者の受け入れについてどのような考えを持っているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

農業については、9月議会で質問させていただいたとおり、のれん分けの制度の充実がなっていないと思っておりますので、重ねて要請をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

また、中山間地では、大きな産業であった建設業も同様で、親から子へ伝えられたり、それぞれの業種の親方のもとへ弟子入りをするということにより、その技術を学び、伝えられてきたわけですが、近年は仕事の細分化がされ、かつての建築職人のように何でもできるという職人は少なくなってきました。これは高度成長時代に、できるだけ早く、安く、品質にばらつきのない建物をつくらなければならないという時代の要請に応じて、その保証のできる規模の大きい事業者が発注していくという方法で公共事業がなされるようになりました。

その結果、一人親方でやっている職人さんに発注される公共事業はほとんどなくなり、人口減少による民間需要の減少もあって、その職人さんのもとに就職をする人もいなくなったのが現在の状況であり、ほとんどの建築職人がそれぞれの地域で比較的規模の大きな事業者のもとで働いております。その結果、職人はいなくなりつつあるというのが実態であります。

中山間地域の中小土木建築事業者においても状況は同じであります。若者を雇用し、技術者を育成するためには、事業者の安定した経営が

不可欠であります。

中山間地域の中小土木建築事業者が仕事量を安定的に確保するために、どのような方法を考えているのか、土木部長にお尋ねいたします。

「志国高知 幕末維新博」も間もなく第2幕を迎えることとなり、あと1年余りとなりました。昨年の観光客は440万人を超えたようで、すばらしい成果を上げております。その成果をそのまま持続し、来年、再来年へと引き継いでいかなければなりません。そのために、今ポスト維新博についての検討がなされておりますが、嶺北地域でも嶺北は一つのキャッチフレーズで行われた、1988年の「'88れいほく高速博」以来、30年ぶりの博覧会を実施すべく昨年より検討がなされております。去る2月6日には嶺北4カ町村の町村長会が開かれ、開催時期を2019年7月7日から12月25日とするとともに、ラフティングやカヌー、トレッキング、サイクリングなどの体験プログラムを会期中の毎週末に開くことや、花や食をテーマにした地域の既存イベントを博覧会に絡める計画などの確認がされております。

維新博におきましては、ことし4月から大原富枝文学館が地域会場となっておりますけれども、昨年は地域会場がありませんでしたので、ほとんど対応ができておりませんでした。その結果、食や歴史の発掘や磨き上げが十分にできておりません。県の計画では、食と歴史の魅力に、自然やスポーツを加えてポスト維新博をつくっていかうとしております。今、嶺北で検討している博覧会とびったり合致しているわけでありませぬ。

食については、土佐のあかうしの主産地でありますので、今あかうし街道ということでキャンペーンを展開しているところであります。

歴史につきましては、維新よりさかのぼれば、各地で行われている神楽や国宝である豊楽寺、

国の重要文化財である立川番所、その立川番所を通る参勤交代の道、野中兼山、本山一揆、また県の重要文化財である十一面観音像、さらには御用木を搬出した白髪山など、多くの歴史資源があります。特に立川番所は、水戸藩士の住谷寅之助の要請で坂本龍馬が訪れ、荷宿で話し合いをしております。そして、坂本龍馬の若いころの様子をうかがい知るような、龍馬は当時の世の中のことを何も知らない旨の記述が、住谷寅之助の日記に残されております。さらに、嶺北の大きな魅力である美しい自然や特有の祭りイベントがたくさんあります。

これらの磨き上げが急務であり、ポスト維新博につなげるための準備を急がなければならないと考えております。具体的には、神楽を演じるための舞台の整備や福寿草祭りの再開、施餓鬼や住谷信順日記の紹介、荷宿の再現、さらには美しい吉野川やキシツツジが見られるようにするために、川と道路の間にある樹木の伐採をしなければなりません。本山一揆にまつわる史跡や文献の整備など、東から西まで多くのことが考えられます。

しかし、嶺北4カ町村の財政状況は非常に厳しく、整備に向けて手を上げていくことが難しい状況にあります。

このようなポスト維新博につなげるための整備に対してどのような御所見をお持ちなのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

御承知のように、本山町と土佐町は、さめうら湖の利用と整備、さらにはカヌー競技を通じた嶺北高校の魅力化、そしてまちづくりを進めております。

ハンガリーのカヌーの金メダリストであるラヨシュ・ジョコシュ氏を招聘し、嶺北高校のカヌー部の外部指導員として指導いただくと同時に、さめうら湖のカヌー競技場としての可能性もラヨシュ氏に身をもって体験してもらいまし

た。そして、素晴らしい環境であるという報告もいただいているところでもあります。

さらに、昨年12月には本山町と土佐町、須崎市と県がハンガリーのホストタウンの登録をされたところでもあります。須崎市はカヌー競技の施設が整備をされてきておりますけれども、本山町と土佐町はまだまだであります。本山町では、アウトドアの里が整備をされる予定で、平成30年度の着工に向けて準備が進んでおりますし、土佐町でもさめうら荘のリニューアルに取りかかっておりますが、関連施設の整備は全く進んでおりません。事前合宿の誘致はもとより、将来の大会誘致のために施設整備が急がれます。また、カヌーの競技人口の拡大、さらには地域の方々の理解を得て地域全体で進めていくためには、ジュニアの育成が欠かせません。本年もカヌー留学について数名の方から問い合わせがあったようです。中学生や高校生のカヌー留学のためには、寮の整備がどうしても必要となってまいります。

このような課題もありますが、嶺北4カ町村では、ポスト維新博の核となれるよう、土佐れいほく博の開催に向けて、さめうら湖の利用、カヌー競技を通じた嶺北高校の魅力化やホストタウン事業を含め、一丸となって取り組んでいるところでもあります。この取り組みについてどのように考え、県としてどのように対応していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、林業についてお伺いいたします。

2015年1月からグリーン・エネルギー研究所が売電を開始し、3月には土佐グリーンパワーが稼働を始めています。そして、2018年1月4日から松山バイオマス発電所が営業運転を開始しております。また、パームヤシ殻を燃料とするバイオマス発電所も稼働しています。計画としては、内子町に2,000キロワットの小型高効率のバイオマス発電所が計画をされ、本県にも幾

つかの構想があると聞いております。

そのほかにも、国内には多くの石炭火力発電所があり、既に幾つかの石炭火力発電所においては石炭と木質バイオマスとの混焼が行われております。石炭火力発電所での木質バイオマスとの混焼は今後ともふえていくものと思われま

す。このように木質バイオマスの需要はどんどんとふえてきております。これは未利用材の活用ということで進められてきたものでありますが、燃料用のチップの値段が上がってきたこともありまして、原木の価格を引き上げてきております。原木の価格が上がることは歓迎すべきことでありますけれども、低質の原木の価格が上がり、良質の原木の価格と余り変わらない状況となりますと、本来の建築材としての搬出をするより、手間のかからないチップ材として搬出するほうがよいということになり、柱材のような木材がチップ材にされるようなことになりまして、原木の価格が上がったとき、製材をされた製品価格が上がらなければ、製材業者の経営は極めて厳しい状況となります。

原木価格の上昇は、山林所有者の所得の向上になり、意欲を高めることにつながりますが、一方で製品価格に反映できなければ、製材業者の経営を圧迫するという矛盾ができるわけであり、この矛盾をどのように捉えておられるのか、またその解決策をどのように考えているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

今後、労働者不足から山林にかかわる労務者の賃金が上がっていくものと思われま

す。そうなりますと、ますますこの矛盾は顕著なものとなってまいります。伐採から搬出まで、より一層の省力化を図らなければなりません。そこで、輸送車両への補助についてお伺いいたします。運送車両自体への補助は、他事業への流用もあり、難しいと思われま

取りつけるグラップルへの補助は、適当かつ効果的な補助となり得るのではないのでしょうか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

昨年8月に、浜田議長のお声かけで同僚議員と、土佐清水市にあります国有林のコウヨウザンを見てまいりました。コウヨウザンの知識は全くありませんでしたので、非常に興味深く見させていただきました。その後、調べれば調べるほど、極めて優良な樹種であるということがわかりました。

コウヨウザンは、中国・台湾原産のヒノキ科のコウヨウザン属常緑針葉樹で、中国では建築材などに広く利用され、665万ヘクタールの人工造林地を擁する中国トップの造林樹種であります。

我が国には江戸時代以前から導入をされていたようですが、余り研究がなされていなかったようであります。森林総合研究所林木育種センターの研究によれば、林木育種センター構内に植栽されている21年生のコウヨウザンで、平均樹高17メートル、平均胸高直径25.3センチ、林分材積1ヘクタール当たり423立方メートルで、この地域の杉の一等地と比べて倍以上の成長を示しているということでありました。広島県庄原市の約50年生の林におきましても、平均樹高20.2メートル、平均胸高直径26.5センチ、林分材積1ヘクタール当たり1,006立方メートルで、ここでも倍以上の成長を示しています。これは、杉が伐期を迎えるのに50年ほどかかりますので、それが半分となりますと、50年では収益が2倍ということになります。

さらに、特徴的なのが、萌芽による更新が可能であるということであります。要するに、植林の手間を省くことができるので、さらに経済効率が低いものとなります。

コウヨウザンの育成に適した気候も、これま

で確認された全国226件のコウヨウザンの所在地情報から、照葉樹林帯であると示唆されております。また、強度におきましても、広島県立総合技術研究所林業技術センターの試験によれば、平角材の曲げ強度、縦圧縮強度、剪断強度などは杉、ヒノキを上回り、めり込み強度は下回るという結果が報告されています。耐久性、耐腐朽性にも極めてすぐれ、虫害は少なく、シロアリへの耐性も高いということであります。

このように、森林総合研究所や広島県の林業技術センターの研究においては、大きな可能性がある知見が得られております。

先ほど申し上げましたように、近い将来、木質バイオマスの需要が格段にふえてくることが考えられます。これは、一時的には原木価格と製品価格との間でビジネスに矛盾を生みますが、杉、ヒノキのように植栽から伐期まで50年かかるものから、コウヨウザンのように25年で伐期を迎えるものにかわれば、林業サイクルが半分となり、林業ビジネス環境はさま変わりするものと思われまゝ。しかも、萌芽更新をするので植林の必要がありません。

木質バイオマスの需要は増加をしながら極めて安定的に推移をされると思われまゝ。木質バイオマスの生産をベースにすれば、持続可能な林業ビジネスが確立できるのではないのでしょうか。

山林所有者が余り木を出したくない理由に、原木の材価が安いこともありますが、今木を切って再造林をしたとしても、次の伐期までに50年かかるようになりますと、どうなるか想像できないなどの理由もあるようでございます。皆伐をせず現状で手入れをして、次の世代に残したいというような思いがあるようです。

25年で循環する林業ビジネスが確立できれば、中山間地の経済環境は劇的に変わります。そうすると、新しい山をつくらうという機運が生ま

れてくるのではないのでしょうか。

早生樹造林の樹種には、ほかにセンダンなどもありますが、コウヨウザンが最も適していると思われます。早生樹造林による木質バイオマスを主品目とした林業についてどのような御所見を持っているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

また、早生樹造林の中でもコウヨウザンの研究はどこまで進んでいるのか、さらに広島県ではコウヨウザンを通常の造林補助対象としているようですが、今後コウヨウザンについてどのように取り組んでいかれるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、教育についてお尋ねをいたします。

ことしの嶺北高校の入学希望者は16人でありました。地域の卒業者の3割程度となっております。恐らく郡部の高校は大体同じような傾向にあるように思われます。

中学校でやっていたクラブ活動を高校でもやりたい、それも強豪校でやってみたい、さらには実業高校へ行って専門的な勉強をしたい、医学部のような難易度の高い大学を目指すといった理由でそれぞれの希望をかなえるために、高知市内の高等学校を選択しております。しかし、それ以外にも市内校を選んでいく子供たちが数多くおります。今、それぞれの町村が子供たちの基礎学力を上げるべく一生懸命取り組んでおります。そして、学力がつけばつくほど市内校を希望するという、そういうような傾向が続いております。その原因は一体何なのでしょう。どういう比較をしているかわかりませんが、郡部校より市内校がよいという判断が働いていることは間違いがございません。

そこで、実際のところはどうか、お尋ねしたいと思います。それぞれの学校の裁量によるものもあるかとは思いますが、県立高校の普通科で学校によって授業内容が違うのか、

先生の力量に差があるのか、先生の数の違いが生徒の理解度に影響しているのか、大学訪問やインターンシップなどの進学や就職の情報に差はないのかなどについてどのような状況なのか、教育長にお伺いをいたします。そして、問題があるとすれば、どのような是正策を考えておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

今、嶺北高校ではハンガリーのラヨシュ・ジョコシュ氏にカヌー部の外部指導員をやってもらっております。彼は日本語ができませんので、生徒とのコミュニケーションは英語です。生徒との距離が縮まれば、生徒の英会話力も確実に向上するものと思われます。

ほかにも嶺北地域には、優秀な方々が協力隊員や支援員としてたくさん来ております。その方々の力をかりるというのも一つの方法だと考えます。先生方が活用する方法を考えて、外部人材の活用をすることで解決ができることがたくさんあるのではないのでしょうか。

外部人材の活用について教育長の御所見をお伺いいたします。

郡部の子供たちになぜ市内の高校を目指すかとお聞きをすると、いろいろな要因はありますけれども、一番の決め手は、自分の行きたい大学へ行くためなど、自己実現のために市内の高校の授業を受けたいということでありました。逆に言えば、市内の高校の授業が受けられれば、郡部の学校でもよいということになります。

一昨年より追手前高校の本校と吾北分校の間で双方向の遠隔授業がやられているようですが、その成果をお尋ねいたします。最近では、いろいろな組織や団体、個人、それぞれの間で、テレビ会議や研修、個人的な会話まで、国内はもとより世界中で簡単にインターネットを通じて行われております。同様にそれぞれの学校にある機材を使って簡単に遠隔授業をやることができます。

もちろん、先生方による活用の仕方や工夫の仕方、映像におけるプライバシーの保護など課題はありますが、追手前高校の本校と分校を結んで行われた遠隔授業の成果を生かし、郡部校と追手前高校との遠隔授業をすることはできないのか、さらに県外先進校との遠隔授業はできないのか、将来の見通しも含めて教育長に御所見をお伺いいたします。

南海トラフ地震の対策は、尾崎知事を先頭に整備が行われ、かなり充実してきたのではないかと思います。これによって多くの命が救われることはもとより、県民が安心の中で暮らしていくことができるようになってきております。もうこれで十分ということではありませんが、この取り組みに対して大きな評価をしたいと思っております。

南海トラフ地震の警戒を怠ってはなりません。土砂災害への警戒も忘れてはなりません。昨年は7月に九州北部豪雨が起り甚大な被害を及ぼすなど、1,424件の土砂災害が発生し、一昨年は熊本地震による土砂災害など、1,492件の土砂災害が発生しています。平成27年には788件、そして平成26年には1,184件の土砂災害が発生し、広島県におきましては、死者73名、負傷者39名、人家全壊123戸、半壊82戸、一部損壊150戸という大災害となりました。この年は8月の豪雨によって、大豊町でも至るところで地すべりが発生いたしました。八川、高原、川井、怒田・八畝、大平、西川、川戸連火、安野々、西久保、西土居、上東、西梶ケ内、東寺内、西寺内、西庵谷、和田、穴内1、穴内2、日浦下、小川と大豊町全域に及んでおります。最近の10年を見ましても、平成18年から27年までの土砂災害発生件数は年平均で、1,046件となっております。毎年どこかで大きな土砂災害が起こっております。

そうした中、平成11年の広島災害がきっかけ

で土砂災害防止法が制定されています。土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などソフト対策を推進しようとするもので、高知県におきましても、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の調査と指定が進められております。

土砂災害警戒区域については間もなく調査及び指定が完了するようではありますが、土砂災害特別警戒区域の調査及び指定についてはこれからであると聞いております。今後のスケジュールについて土木部長にお伺いいたします。

土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにつきましても、一部拝見をさせていただきました。それによりますと、嶺北地域は至るところでイエローゾーンとなっております。特に大豊町では、急傾斜地であると同時に地すべり地帯でありますことから、ほぼ全域がイエローゾーンとなっております。

土砂災害警戒区域に指定されますと、市町村により警戒避難体制の整備が行われます。市町村では、警戒区域ごとに地域防災計画で警戒避難体制、情報の収集・伝達、避難、救助等に関する事項を定め、災害時の要援護者の円滑な警戒避難を実施するため土砂災害に関する情報などの伝達方法を定める、危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報を記載した印刷物を住民に配布する。宅地建物取引業者は、宅地や建物の売買に当たり、警戒区域であることを説明する必要が生じる等であります。

大豊町を例にとりますと、ほぼ全域がイエローゾーンであり、それぞれの集落の近くに避難所を求めることができない場合は、離れたところにある避難所に避難をするということになります。避難所に避難をするためには、それぞれの集落を結んでいる町道を使わなければなりません。

ん。しかも、町道は500キロ以上あり、そのほとんどが警戒区域を通過しております。もとより地すべり地帯でありますから、ほとんどの道の路肩は下がっている状態であります。町道の維持管理は、それぞれの市町村で懸命にやっておりますけれども、地すべりに関しては手のつけようがないというのが現状であります。

避難所へ避難をする手順を示したところで、安全に移動できる道がなければ避難ができません。要するに、幾らよいソフトをつくったとしても、そのソフトを活用できるハードがなければ機能できないわけであります。

安全な避難路の整備がどうしても必要となつてまいります。避難路となる国道、県道、町道の整備について土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、土砂災害におきまして、最も重要なことは、情報の収集であろうと思います。いかに早く的確な情報を得るかということが、命を守ることにつながります。

土砂災害に伴う避難勧告や指示を発令する際、土砂災害警戒情報や土砂斜面に設置された地盤伸縮計などの情報を収集し、判断をされております。幾つかの集落で地盤伸縮計が設置をされており、監視をされておりますが、十分ではありません。これらの方法は、斜面が動き始めてから判断されるもので、土砂斜面の崩壊が起こるまでわずかな時間しかない場合も考えられます。最近では、土砂に含まれる水分量から土砂斜面崩壊の危険性の変化を見える化する検知システムが開発をされております。

イエローゾーンにある集落には、日々の暮らしが安心・安全なものとなるよう、このようなシステムを設置することで住民の避難時間を確保し、安全に避難できる体制をつくらなければならないと考えますが、土木部長の御所見をお尋ねいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域の将来の姿をどのように考えているのか、また中山間地域振興を進めるに当たっての地域の実情に合った縦割りを超えた施策の必要性についてお尋ねがございました。

私が目指している本県中山間地域の将来の姿は、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域を実現することです。

具体的には、地域地域で集落活動センターを中心とした取り組みにより、集落機能や生活環境など、生活を守る仕組みが整うこと、また産業の面では、自然や食、文化など地域の強みを生かした外に打って出る取り組みが数多く生まれ、産業振興計画と連携することにより、若者が将来に希望が持てるような地域の核となる産業が生まれること、そしてこれらの取り組みを通じて中山間地域全体が活力を取り戻す、そのような姿を目指していきたいと考えております。

その際、特に産業については、中山間地域を外に向かって開くことが極めて重要だと考えております。内にこもってしまつては、人口の自然減による負のスパイラルからは逃れられないのであり、外に開く地産外商、Uターンを含む移住促進が大いに重要であると考えているところであります。

これまで、集落活動センターを核とした生活用品店舗やガソリンスタンドの経営、配食サービスと見守り活動の実施などによる生活を守る取り組み、農家レストランや宿泊施設の経営や農林産物の生産など産業をつくる取り組み、それぞれにおいて一定の成果も見え始めていると考えておりますが、目指すべき将来像の実現のためには、これらの取り組みをさらに強化し、加速することが必要であります。そのためには御指摘のように、地域の実情を踏まえた上で、

部局の垣根を越えた施策をより大きなフレームで効果的かつ強力に展開することが重要になってまいります。

具体的には、例えば産業をつくる取り組みとしては、農林業や観光振興などの関係部局の取り組みとも連携し、各地域の集落活動センターによる経済活動をステップアップさせ、将来の地域産業のメインエンジンを目指す取り組みを来年度から新たに始めたいと考えており、そのための補助制度について今議会に提案をさせていただいているところであります。

また、生活を守る取り組みとしては、集落活動センターとあったかふれあいセンターの連携による生活支援の充実強化はもとより、各地域の医療や介護・福祉の地域資源を切れ目のないネットワークで結ぶ高知版地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。加えて貨客混載などの仕組みを活用し、中山間地域の移動手段と買い物支援の課題を総合的に解決する、より効果的かつ効果的な人と物の運送の仕組みづくりを来年度から本格的に進めていくこととしてまいります。

さらに、中山間地域への人材誘致であり、人手不足対策でもある移住促進策を各産業分野で積極的に推進することに加え、若者が地域に定着するための取り組みとして、教育委員会と連携し、小・中・高・大それぞれの場面で、自然や食、文化、人の豊かさなど中山間地域ならではの都会にはない価値があることや、生まれ育った地域で職を得て生活し、その活性化に貢献することの魅力を伝えることで、地域に愛着と誇りを持って住み続けていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

こうした部局間連携の取り組みにつきましても、庁内では中山間総合対策本部において、教育委員会を含む全部局が参画して取り組みを進めておりますし、また地域では市町村にも御参

画いただきながら、地域産業振興監を県庁側としてはトップといたします産業振興推進地域本部を設置し、しっかりと連携を確認し進めているところでございます。今後とも、この体制のもと、市町村、場合によっては広域の複数市町村ともしっかりと連携・協調して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土佐れいほく博の開催に向けたさめうら湖の利用やカヌー競技を通じた嶺北高校の魅力化の取り組みに対する県の考え方とその対応についてお尋ねがございました。

さめうら湖は、波の影響を受けることなく、約2キロメートルもの長い直線コースを確保できることから、日本カヌー連盟からもカヌー競技の練習場として高い評価を得ています。こうしたすぐれた環境を生かして、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致や県内の競技力向上につなげるため、県といたしましては、本山町と土佐町が設置するカヌーのまち嶺北推進協議会と連携した合宿誘致のためのPR活動や、ホストタウン登録しているハンガリーとのカヌー競技を通じた競技力向上や文化交流などに取り組んでまいります。

また、県立嶺北高校では、カヌー競技の練習に適したさめうら湖を生かして、世界選手権の優勝経験者をカヌー部の外部指導員として招聘し、全国、世界に通用する選手の育成に努めています。こうしたカヌー競技の取り組みを通じて、特色ある学校として嶺北高校の魅力化につなげ、生徒を地域内にとどめ、あるいは地域外から嶺北高校を目指す生徒をふやし、地域唯一の高等学校の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

このようなさめうら湖を活用したカヌーの取り組みを観光分野でも最大限に活用するため、土佐町が整備するアクティビティー用の浮き桟橋等の整備を支援する予算案を本議会に提出さ

せていただきました。加えて、土佐の観光創生塾での体験プログラムの磨き上げや、アドバイザー派遣によるインストラクターの育成といった事業者支援策の強化も図ってまいります。これらの支援に加え、山岳登山やサイクリング、ラフティングといった嶺北地域の他のアクティビティをそれぞれ磨き上げ、これらと地元ならではの食や歴史資源を連動させることで、地域の観光基盤全体のレベルアップをもう一段図ってまいりたいと考えております。

人口の自然減、大変厳しい状況にある嶺北地域の活性化を図っていくためにも、嶺北地域において地産外商と観光振興、これを大いに進めていかなければならないと、そのように考えております。外に向かって開いていくしか、その困難を打開する道はないと私は考える次第であります。

したがって、この土佐れいほく博に向けた取り組みは、極めて意義深いものだと考えているところでありまして、幕末維新博後に県が展開する観光キャンペーンの方向性にも合致することも踏まえ、プロモーションを含めてしっかりと連携をさせていただき、嶺北地域の観光・交流人口の持続的な拡大につなげるべく努力をしてまいりたいと、そのように考えます。そして、そのことを通じて、嶺北地域全体の振興を目指してまいりたいと考えるものであります。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、自伐林家の就業希望者の受け入れについてお尋ねがありました。

県では、地域の林業の担い手の裾野を広げていくために、平成27年1月に小規模林業推進協議会を設立し、小規模林業を推進してきており、設立当初45人だった会員は現在455人と、新規に就業を希望する方も確実に増加しています。

また、林業の経験がない新規の就業希望者が林業の基礎知識の習得や林業作業に必要な資格を取得できるよう、林業学校の短期課程において小規模林業者向けの研修を実施するとともに、市町村と連携した副業型林家を育成するためのOJT研修も実施しており、豊富な経験と技術力を持つ自伐林家の方々にも講師として御活躍いただいております。

新規の就業者が小規模林業者としてひとり立ちしていくには、これらの研修後も引き続き現場経験を重ね技術を磨いていくことが重要でありますので、議員の御指摘のとおり、地域で活躍する自伐林家の方に一定期間、研修生として受け入れていただき、直接指導していただくことは有効な手段であると考えています。

しかしながら、一方で議員のお話にもありましたように、研修生の研修期間中の経済面や研修終了後の事業地確保などの課題がございます。特に、地域に定住し安定した収入を上げていくためには、施業地の集約化はもとより、林業以外の副業の確保など、さまざまな支援が必要になってくるものと考えています。このため、市町村との連携を一層強化した事業地の確保対策など、政策パッケージの支援策の充実強化を進めてまいりますとともに、自伐林家の研修生の受け入れについても、市町村や自伐林家の方々とも協議をしながら研究していきたいと考えています。

次に、原木価格の上昇が川上、川下に与える影響の矛盾と解決策についてお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、原木価格の上昇は森林所有者にとっては喜ばしいことですが、一方で製材業者の生産コストを押し上げるだけでなく、製材品価格に転嫁された場合は木材需要の拡大を妨げる要因になりかねないと考えています。このため、川上、川下、それぞれ

が生産性を向上させコスト削減に取り組んだ上で、双方が連携して安定的に経営できるような取り組みを進めることが必要であると考えています。

川上においては、施業地の集約化を進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入や作業工程の改善を図るなどにより、生産コストの低減と原木の増産に取り組んでまいります。

また、川下においては、製材業者の加工力の強化や事業戦略の策定を支援するとともに、付加価値を向上させ製品単価を引き上げることで、経営の改善を図ってまいります。加えて、良質材、いわゆるA材の主な用途である製材品等の外商の促進に向け、来年度から高知県木材協会内にTOSA ZAIセンターを設置し、住宅分野における県産材製品のシェアの拡大や、これまで木材が余り使われてこなかった非住宅建築物についても木材の利用促進に向けて取り組んでまいります。

これらの取り組みにより、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用し、林業、木材産業全体が持続的に発展できるよう木材需要の拡大を図りますとともに、それに応じた原木の安定供給ができますよう、需要と供給双方の情報共有を促進するなど、川上と川下の連携に向けて取り組んでまいります。

次に、運送車両へ取りつけるグラップルへの補助についてお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、運送車両については他の事業への流用が可能であることから補助の対象となっていないませんが、グラップル付きのトラックを新たに購入する場合には林業事業体を対象とした国の補助制度がございます。

また、グラップル付きのトラックによる原木の運搬は原木生産の効率化やコストの縮減につながることから、既存のトラックに取りつける

グラップルについては県単独で補助の対象としています。この事業では、原木の運搬を運送業者に委託する林業事業体が多いことから、原木の運搬実績のある運送業者も補助の対象としています。

今後、原木の生産コストの縮減に向けて、この事業の需要も見込まれますことから、制度の周知を図り、原木生産のさらなる拡大につなげてまいります。

次に、早生樹造林による木質バイオマスを主品目とした林業について、またコウヨウザンの研究の進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねがありました。関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

早生樹には、在来種では柳やセンダンなど、外来種ではコウヨウザンやユーカリなどがございます。これらの早生樹は成長が旺盛で、杉やヒノキの植林に比べ20年ほどの短い期間で収穫できることや、伐採後に植林を行わず更新できる樹種もあることから、建築用材や木質バイオマス資源などとしての多様な利用に向け、林業関係者などの注目が集まっています。

こうしたことから、土佐清水市の国有林にある、コウヨウザンが切り株から発芽する萌芽更新の第2世代として成林している森林を活用して、四国森林管理局、森林総合研究所林木育種センターと県立森林技術センターとが連携して、間伐木の材質調査や燃焼実験、萌芽調査などの試験研究に本年度から取り組み始めたところでございます。

議員のお話にありました広島県では、県内各地に50カ所ほどの生育事例があり、コウヨウザンの利用に向けた材質調査や造林・保育方法などの試験研究が続けられています。長期にわたる研究の成果をもとに、林野庁との間で土壌、気候への適合性などについて協議を重ね、平成27年度に広島県内での造林用の樹種として承認

を受けたと伺っています。広島県の行った材質調査では、製材品としての強度など建築用材としての性能にすぐれているとの結果も出ているとのことでございます。

こうしたことから、県としましては、コウヨウザンの活用を木質バイオマスに限定することなく、コウヨウザンの特徴を生かした建築用材としての実用化を初めとする多様な可能性や、造林、保育の方法などについて、四国森林管理局や国の研究機関などと連携しながら研究を進めていきたいと考えています。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長（福田敬大君） まず、中山間地域の中小土木建築事業者の仕事を安定的に確保するための方法についてお尋ねがございました。

地域の建設業は、社会資本の整備と維持管理の担い手であるとともに、災害時の対応など地域防災のかなめとして、また雇用の場の提供など地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っております。そのため県では、事業量の確保や県内事業者への優先発注を進めてまいりました。特に平成26年度からは、技能労働者など従業員の通年雇用につながる端境期対策に取り組み、ゼロ県債による工事の発注や繰越制度の柔軟な活用など、県内の建設業の経営安定に向けた取り組みを進めております。

また、工事費の積算においては、積算基準の見直しや労務・資材単価の引き上げについて、国の変更におくれることなく直ちに実施し、適正な予定価格を設定することで、地域の建設事業者の適正な利潤の確保に向けた取り組みを進めております。

今後も工事の発注に当たっては、工事の規模や入札参加要件の設定など、さまざまな面で工夫を行い、地域に密着した小規模な工事は地域の事業者の方々に受注していただくことで、地域の事業者の皆様が安定的に仕事を確保し、地

域防災などの重要な役割を果たしていただきたいと考えております。

次に、土砂災害対策について、土砂災害特別警戒区域の調査及び指定に関する今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

県では、まず第一に、土砂災害のおそれのある箇所を広く県民の皆様にも周知するとともに、市町村による警戒避難体制の整備を支援するために、イエローゾーンの調査、指定を優先して実施してまいりました。この結果、今年度予算をもってイエローゾーンの調査が完了する見込みとなったことから、レッドゾーンについても、今年度より区域指定の前提となる調査を本格化したところでございます。今後のスケジュールにつきましても、平成31年度末までに県内全域での調査完了を目指し、29年度補正予算と30年度当初予算にレッドゾーン約1万カ所で調査を行うための経費を計上しております。また、レッドゾーンの区域指定については、調査が完了した地区から順次住民説明会を開催したいと考えており、指定の必要性や意義を御理解いただけるよう市町村と連携し、住民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。

引き続き、土砂災害から県民の皆様を守るため、調査完了後できるだけ早期に指定できるよう、しっかり取り組んでまいります。

次に、避難路となる国道、県道、町道の整備についてお尋ねがありました。

土砂災害防止法による基礎調査や区域指定の進捗に伴い、市町村では地域防災計画に避難場所等を位置づけていくこととなります。その際、多くの土砂災害の危険箇所を抱える中山間地域において、できるだけ安全な避難路を確保していくことは重要な課題であると考えております。

このため、直轄国道が避難路に該当する場合は必要な対策を講じるよう、国に働きかけてまいります。県が管理する道路が該当する場合は、

のり面や路肩の補強など、防災対策に努めてまいります。また、町道を含む市町村道については、必要な対策に関して技術的な助言を行うとともに、整備に必要な予算の確保に向け、市町村と一体となって国に訴えてまいります。

しかしながら、ハード面の整備には多くの年数と費用を要することから、土砂崩れによって道路の通行が不可能となる前に、住民の皆様が早目に避難を行えるよう、的確な情報の提供や防災学習会を通じた防災意識の向上など、ソフト対策の充実も大切と考えております。

県といたしましては、市町村と連携し、ハード・ソフト両面から安全な避難体制の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

最後に、住民の皆様が避難時間を確保し、安全に避難できる体制づくりについてお尋ねがありました。

土砂災害の危険が迫った状況において、的確に情報を収集し、適切な避難行動を可能とするための体制づくりは重要と考えております。県では、これまでも気象台と連携いたしまして、2時間先までの降雨予測を活用した土砂災害警戒情報の早期発表に努めるとともに、平成28年からは、より精度を高めた1キロメートルメッシュ単位のきめ細かい危険度情報を提供するなど、土砂災害警戒情報の高度化に取り組んできたところです。また、地すべり対策事業箇所では、地面の動きを計測する地盤伸縮計を設置するなど、斜面の異常を検知して、直ちに地域住民の皆様へお知らせする取り組みも行っております。

他方、土砂災害は数多くの危険箇所のうち、いつ、どこで発生するのか、予測がとても難しい自然災害であります。新たな手法によって早期に災害発生の予兆を検知することができれば、避難の判断に大変有効と考えております。一般的に、従来の検知システムは、費用が高価であっ

たり、検知の効率性や耐久性などに課題もありましたが、議員御指摘のように、民間や大学、国などの研究機関において、斜面の危険性の変化を見える化しようと、さまざまな研究開発が進められております。

今後、大幅なコストダウンが実現し、汎用性のある新たな検知システムの普及が期待される場所ですが、県といたしましても、最新の技術の把握に努めるとともに、国や市町村とも連携して、新たな技術の活用を検討するなど、安全に避難できる仕組みづくりを研究してまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 嶺北4町村のポスト維新博につなげるための整備についてお尋ねがありました。

「志国高知 幕末維新博」の第2幕開幕に向けまして、嶺北地域で初めての地域会場を設置する本山町では、昨年3月に地域会場等の磨き上げと周辺の観光クラスター形成に係る市町村整備計画を策定し、県補助金や高知城歴史博物館の学芸員派遣などの支援策を活用しながら、計画に基づき、大原富枝文学館を初め周辺も含めた歴史資源の磨き上げなどに取り組んでおります。

地域会場となります大原富枝文学館では、交通の要衝として栄えた本山の歴史や、地元ゆかりの深い野中兼山先生の功績をわかりやすく御紹介できるよう、現在展示内容のリニューアルを行っております。あわせて、参勤交代の道を初めとする周辺の歴史資源に解説板を設置するなど、第2幕に向けた準備が着々と進められております。

また、土佐の観光創生塾の受講生が中心となって企画した、土佐あかうし街道スタンプラリーの実施や、土佐あかうしを組み込んだ旅行商品の販売といった地域の食を生かした取り組

みに加えて、歴史資源と地域の食や自然を結びつけたモデルコースづくりを行い、パンフレットを作成するなど、観光客の周遊を促進する取り組みも進めているところです。

幕末維新博第2幕でも、アドバイザーの派遣などを通じて地域会場での魅力的な企画展の開催や歴史資源の磨き上げ、観光クラスター形成に対する支援を継続してまいります。また、嶺北地域においても、町村や地域の観光関係者の方々が観光客の入り込みデータなどに基づいてPDC Aサイクルをしっかりと回す体制づくりを支援し、継続した改善につなげることで、歴史観光の基盤整備や観光クラスター形成を推進してまいります。

このような取り組みに加えて、本山町のアウトドア拠点施設の整備や自然体験をテーマとした土佐れいほく博の開幕に向けた準備が平成30年度にはスタートします。県としましては、ポスト幕末維新博の取り組みとしっかりと連携させながら、財政的・人的支援を行い、自然体験型観光のレベルアップと広域観光組織の強化を進めることで、土佐れいほく博やポスト幕末維新博事業の終了後も、嶺北地域における観光振興が持続的に推進できるように取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 高校教育に関しまして、まず県立高校の普通科は学校によって授業内容や先生の力量に差があるのか、先生の数の違いが生徒の理解度に影響をしているのか、また大学訪問やインターンシップなどの進学や就職の情報に差はないのかについてお尋ねがございました。

県では、多様な生徒に対してさまざまな授業を通して進路選択のための支援を行っており、例えばキャリアアップ事業では、大学訪問やインターンシップなどを実施し、県内の多くの生

徒たちが参加をしております。また、進学や就職の情報提供も県の事業などを通じて、生徒、教員へ積極的に情報発信をしておりますので、進学や就職の情報量に学校によつての大きな差異はございません。

一方、高等学校の普通科の授業については、各学校で教育課程が異なっており、必修科目以外は開講される教科、科目は異なり、単位数についても生徒の実態に応じて異なっております。また、各学校とも生徒の進路希望などの実態に応じて使用する教科書を選択しますので、普通科高校であっても、授業で取り扱う内容の深さといった点では違いが生じる場合がございます。

小規模校におきましては、生徒数に応じた教員の配置となるため、各教科一、二名程度の教員数となり、多様な学力の生徒の指導が行き届きにくいといった状況や、教科会が実施できず、教員の専門教科の指導力向上につながりにくいといった状況がこれまで課題となっております。

しかしながら、一方で小規模校の教員は、学習支援員やインターネットツールを活用した放課後等の学習指導、ICT機器による遠隔授業など、県の事業を活用するとともに、少人数授業やきめ細やかな個別指導を行っており、その結果、生徒の実態に応じて基礎的な学力から進学に必要な学力までを身につけさせ、生徒の進路希望にしっかりと応えております。

高校入学時の学力が同程度の生徒であれば、小規模校のほうが市内大規模校よりも進路実現という面ではむしろまさっているのではないかと感触を持っておりますが、そのことを十分地元中学生や保護者にPRできていないということは課題だと思っております。

来年度からは、高等学校課内に学校支援チームを編成し、指導主事などが定期的に各高校を訪問することにしており、小規模校に対しては、教科会に参加し、指導計画や授業内容などの協

議を重ねることで、教員の指導力向上を図り、さらなる進路実現の向上に努めてまいります。

次に、外部人材の活用についてお尋ねがございました。

地域におられる高度な専門性を持った外部人材を、学校教育の中で積極的に活用することは、学校の活性化、魅力化を図る上で非常に重要なことであると思います。

嶺北高校では、地元自治体の支援により、お話にもありましたように、ハンガリー出身でカヌーの金メダリストであるラヨシュ・ジョコシュ氏を初め、アメリカの大学で学んだ研究者やICTの専門家の協力をいただくことが可能となっております。

しかしながら、これまで学校は外部人材の方々から限られた協力を受けることにとどまっております。こうした方々の能力を十分に生かし切れていない面もあるのではないかと思います。

今後は、平成30年度に策定する県立高等学校再編振興計画後期実施計画を策定していく中で、学校の振興策を地域とともに検討し、その中で外部人材を活用した学校の活性化に向けたビジョンを明確化していくことにより、外部人材の能力をフルに発揮していただくことを考えております。

最後に、郡部校と高知追手前高校との遠隔授業をすることはできないか、さらに県外先進校と遠隔授業ができないか、将来の見通しも含めてお尋ねがございました。

郡部の学校においても、多様かつ高度な教育に触れる機会の確保や切磋琢磨する場を提供する必要があり、そのための一つの方法として遠隔教育がございました。

県立高等学校では、学校から離れた空間へ、インターネットなどのメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答などのやりとりを行うことが可能な方式で遠

隔教育に取り組んでおります。

平成27年度から今年度まで文部科学省の指定を受け、平成27年度から高知追手前高等学校本校と分校、平成28年度から窪川高校と四万十高校、そして本年度から岡豊高校と嶺北高校で遠隔授業を実施し、学校の体制づくりや遠隔授業の効果的な活用方法などについて研究を行ってまいりました。

効果といたしまして、中山間地域の生徒の進路意欲の向上、生徒間の交流による社会性の育成とともに、遠隔授業を通じて教員の指導力向上にもつながっております。一方で、生徒の反応を確認しながらの授業が難しいといったような課題も挙げられております。遠隔授業が、直接対面の授業と同様、学習の質や深まりを重視する観点から、課題の発見と解決に向けて主体的、協働的に学ぶ学習を充実させることや学習評価のあり方について、今後も研究を進め、より効果的な遠隔教育のあり方を探っていきたくと考えております。

このような研究成果を踏まえて、郡部校と高知追手前高校などとの遠隔授業や県外先進校との遠隔授業については、平成30年度に策定する県立高等学校再編振興計画後期実施計画において、中山間地域における学校の振興策の中で検討していきたいと思っております。

○33番（金岡佳時君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

細かいところはありますけれども、再質問はいたしません。

一昨日の報道で御承知かと思っておりますけれども、日本穀物検定協会の食味試験で、県北のにこまる、いわゆる嶺北の天空米でございますけれども、特Aの評価をいただきました。これは生産者の努力はもとより、農業振興部を初めとする県の皆様方の御尽力のたまものであると深く感謝を申し上げます。

嶺北地域は、あかうしとおいしいお米の生産地として知られておりましたけれども、その裏づけがされたということで、今後強力な展開ができるのではないかと思います。この結果を恒常的に続けられますように、同時にれいほく博へ向けての食の磨き上げ、そして全国の皆様に認知していただくように、あらゆる機会を通じて発信していかなければならないというふうに考えております。どうか、より一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げます、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩



午後2時40分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番今城誠司君。

（4番今城誠司君登壇）

○4番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

最初に、人口減少対策から順次質問に入らせていただきます。

少子化対策についてお伺いをいたします。先日、厚生労働省より平成29年の人口動態統計の年間推計が公表されました。昨年の全国の年間出生数が2年連続で100万人を割り、94万1,000人と推計されております。初めて100万人を割り97万7,000人となった平成28年から、さらに約3万6,000人の出生数の減少となっております。

県内においても、平成28年の出生数は初めて5,000人を割り4,779人となり、合計特殊出生率も1.47と平成27年から0.04ポイント低下しており、低い水準にとどまっております。残念ながら、少子化の傾向に歯どめがかからない状況にあります。県内において合計特殊出生率の最低を記録したのは平成21年の1.29でありましたが、この年の出生数は5,415人であり、平成28年より636人も多い出生数でありました。

過去の少子化が影響して、出産可能な女性の激減により、出生数もハイペースで減少傾向に入っております。少子化が少子化を呼び起こす悪循環を断ち切り、出生数減少に歯どめをかけることが喫緊の課題となっております。

県では、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた取り組みを展開しているところでありますが、大きな基本目標として県民の希望をかなえるために設定した、2050年に合計特殊出生率2.27の達成に向けた中間目標として、2年後の平成31年における合計特殊出生率1.61を設定して、取り組みを展開しております。

この目標達成に向けた今後の少子化対策のさらなる強化についてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、人口の社会減対策についてお伺いをいたします。先日、総務省より平成29年の人口移動報告が公表されました。東京圏では、転入者が転出者を約12万人上回る転入超過となり、全国の市町村の76.3%が転出超過であり、さらに東京圏の一極集中が加速している状況となっております。

県内の有効求人倍率についても過去最高を更新している状況ではありますが、有効求人倍率が2倍を越す東京とは勢いにも大きな開きがあり、さらに賃金格差もあり、若者が希望に沿う職を求め、さらに東京圏に集まる結果となっております。

ます。平成29年における本県の人口移動報告によりますと、転出者1万1,096人に対して転入者8,961人であり、2,135人転出超過の結果となっております。

平成28年においては2,265人の転出超過の結果となっており、若干の改善傾向はある結果となっております。しかしながら、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、平成31年に社会増減を均衡させるという大変大きな目標を設定し、若者の定住や移住促進を中心に取り組みを展開しているところではありますが、この目標達成に向けて、今後さらにどのように取り組みを強化し展開していかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、過疎地域への支援についてお伺いをいたします。昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、農山村地域から都市地域に向けて若者を中心に大きな人口移動が起こり、過疎問題が発生し、昭和45年に議員立法により、10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されました。

その後、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法が制定をされました。過疎地域要件の追加、過疎債のソフト事業への拡充、対象施設の追加、失効期限の延長が行われ、昨年4月の改正により現行法の有効期限は平成33年3月末までとなっております。

県内においては、平成22年4月1日付で須崎市、香美市、黒潮町が過疎地域として追加をされ、合計で24市町村の全域、4つの市町で一部、県全体面積で約80%、人口の約28%が過疎地域に指定をされております。

この過疎地域においては、100%の充当率で起債が可能であり、元利償還金の70%が普通交付税措置をされる、大変有利な過疎債で実施することができます。しかしながら、非常に財政状

況も厳しい市町村にとっては、残りの負担金分の償還も重荷となります。

過疎地域の自立促進対策について県としてどのように市町村の財政負担の軽減に取り組んでいかれるのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、過疎地域以外への支援についてお伺いをいたします。県内では、宿毛市、土佐市、佐川町、日高村、南国市、芸西村の6つの市町村は全域、高知市、四万十市、香南市、いの町の4つの市町については一部が過疎地に該当せず、有利な起債である過疎債を活用することができない状況となっております。

市町村では、地域活性化に対して地方創生関連交付金を活用し、事業に取り組んでおりますが、独自性や先駆性のある取り組みへの支援性が高く、地域活性化施策全てにおいての財政支援にはなっていないため、依然として地域活性化に取り組む市町村の財政負担が多い状況となっております。

過疎地域以外の財政力の弱い自治体に対して、地域活性化対策について県としてどのように市町村の財政負担の軽減に取り組んでいかれるのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、過疎地域に準じる地域への支援についてお伺いをいたします。国の過疎地域指定の要件である人口減少率については、毎回法律改正時に変動がありました。要件の一つである25年間の人口減少率については、平成22年改正時は17%以上、平成26年改正時は19%以上であったものが、昨年の改正時には21%以上と、かなりハードルが高く設定されております。

25年間の人口減少率については、宿毛市では19.1%、日高村では19.2%と、例年の要件であれば過疎地域に新たに追加をされる水準でありましたが、今回の改正では過疎地域の指定の要件に達していなく、過疎地域の指定となることはありませんでした。

非過疎地域においても、その辺地度点数によっては、有利な起債である辺地債を活用できる地域もあります。高知市と県内全ての市町村によって取り組んでいた連携中枢都市圏の形成においては、辺地債における辺地度点数の算定要素の一つである近傍市役所までの最短距離を、連携中枢都市の市役所までの距離で算定することができるというメリットがあり、辺地度点数が大幅に加算され、辺地債の適用地域を拡大できる可能性がありました。

しかしながら、10%以上が中心都市に通勤、通学していることが必要であるとされ、西部や東部の13自治体は要件を満たすことができず、これらの自治体は連携中枢都市圏対象外となり、辺地度点数を加算し、適用地域を拡大することはできない結果となっております。

国の特別交付税の算定においては、過疎地域と同様に人口減少が著しく財政基盤が脆弱な、過疎地域に限りなく近い地域として準過疎地域が位置づけられており、県内においては宿毛市、日高村、芸西村、佐川町が該当し、特別交付税が加算をされている状況があります。

この準過疎地域に該当する市町村が取り組む地域活性化対策に対して、県の支援策についてさらなる拡充が必要と思われますが、総務部長に御所見をお伺いいたします。

次に、生涯現役社会の推進についてお伺いをいたします。厚生労働省が昨年7月に発表した日本人の平均寿命では、男性で80.98歳、女性で87.14歳となっており、香港に次いで世界第2位となっております。

100歳以上の高齢者数については、全国で6万7,824人であり、私の生まれた昭和38年にはわずか153人でありましたが、昭和56年に1,000人を超え、平成10年には1万人を超え、47年連続の増加となっております。県下においても、昨年658人となっており、人口10万人当たり91.26人、

全国第3位と上位に位置をしております。海外の研究をもとにすれば、日本では2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されており、100歳まで生きることが当たり前の時代を迎えようとしております。

このような中、生産年齢人口が減少し高齢化率が上がっても各産業分野の産出額等が上昇傾向に転じていることは、65歳以上の方々が現役以上に社会活動を活発にしていることが大きいと思っております。

人生100年時代を見据え、働く意欲と能力を持つ高齢者が働き続けることができる生涯現役社会について、県はどのように取り組んでいるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、建設業の活性化についてに入らせていただきます。

初めに、施工時期の平準化についてお伺いをいたします。県下の建設工事については、そのほとんどが公共工事であり、予算が単年度制度のため、年度末に工期末が集中し繁忙期となる一方、年度明けは閑散期となり、人材、機材の効率的な活用による生産性の向上や労働環境の改善のために、施工時期の平準化が課題とされております。

県においては、平成26年より端境期対策として、繰越制度の活用や約20年ぶりに導入をしたゼロ県債の柔軟な活用により、閑散期の発注量の確保に取り組んでいる状況であります。

これまでの平準化の取り組みにより、月別発注金額等についてどのように推移をして、年間の平準化が進んでいると評価をしているのか、また今後さらなる平準化を進めるためにどのように取り組んでいかれるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、余裕期間制度の活用についてお伺いをいたします。公共工事の施工時期の平準化については、人材、機材の実働日数の向上により企

業経営の健全化につながり、労働者の処遇改善、稼働率向上による建設機械の保有等が促進をされ、建設業の災害時の即応能力も向上します。

柔軟な工期設定等を通じて、受注者が建設資材や建設作業員などを確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図る制度として、余裕期間制度があります。

国においては、契約ごとに工期の30%を超えず、かつ4カ月を超えない範囲で余裕期間を設定し発注し、工期の始まりもしくは完了期限日を発注者、または受注者が選択できる制度であります。本県においては、平成26年の年度末に災害復旧工事の発注が集中し、不落、不調を防止するための対応として、契約から最大60日後までの工事着手を認めるとともに、着手まで技術者の配置を要しないとするなど、受注者側の事情に配慮した柔軟な発注をした実績もあります。

平成28年には、高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領を策定し、余裕期間制度について取り組んでいただいているところでありますが、これまでの制度の活用実績とその効果についての所見と、今後の取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

次に、建設業の週休2日への取り組みについてお伺いをいたします。建設業界では、若手を中心に人材が定着しない原因の一つとして、労働時間、出勤日数などの業界の労働環境が挙げられています。厚生労働省の毎月勤労統計調査、平成28年度分によりますと、建設業における月間実労働時間は171.3時間であり、運輸業に次ぐ労働時間の長さとなっております。また、出勤日数については20.9日であり、全産業の中で最も多い日数となっております。

ほとんどの建設業者においては、1年単位の変形労働時間制で労使協定を結ぶことにより、週40時間以内を達成しておりますが、完全週休

2日等による休日拡大に向けた取り組みが求められております。

この週休2日を実施するに当たっては、適切な工期の確保、休日が増加することによるコストの増加、日給労働者の収入の減少等の課題があります。課題解決のためには、休日拡大に向けた発注者としての環境整備が必要であります。建設業の週休2日普及・定着に向けてどのように取り組んでおられるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、賃上げに向けた基準価格の設定についてお伺いをいたします。近年の県下における公共工事の入札については、最低制限価格・低入札価格調査基準価格付近での応札がその大半を占めております。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因になるなど、建設業の健全な発展を阻害するものであります。

ダンピング受注の防止を図る観点から、国が設置をしております中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、低入札価格調査基準価格の見直しがなされております。

地域の守り手として重要な役割を将来にわたって担う力をつけ、企業が健全に経営できる適正利益が確保されれば、従業員に適正な給与を支払うことができるとの観点から、昨年4月には、労務費の算入率を100%に引き上げ、労務費、機械経費、材料費で構成する直接工事費の算入率が、95%から97%に引き上げられました。

また、効果促進のために、全国ではこの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを上回る算定率を適用する都道府県もあります。宮崎県においては、算定基準の中に明確に経済・雇用対策として、工事費の3%のかさ上げを独自に実施しております。

中央公共工事契約制度運用連絡協議会による低入札価格調査基準価格の見直しは、改正公共工事品質確保法の大きな効果となっております。

しかしながら、直接工事費の割合が多く、間接工事費の低い工事などにおいては、予定価格の90%を若干超える価格となり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにおいての、予定価格の70から90%の範囲内の規定により、予定価格の90%が上限とされております。

この最新モデルを上回る算定率を設定した自治体や、最低制限価格の上限を設けていない自治体も存在しております。本県においては、最低制限価格は高知県契約規則により予定価格の10分の7から10分の9までの範囲の設定が規定をされており、90%以上の上限設定はできない状況となっております。

地震や大津波、豪雨災害など、県民が直面する危機の確率が高い本県においても、足腰の強い建設業への再生が必要であり、落札率へ直結する最低制限価格、調査基準価格について独自基準による算定の加算見直しの必要があると思われませんが、土木部長に所見をお伺いいたします。

次に、見積もり活用方式による不落・不調対策についてお伺いをいたします。建設工事における不落・不調発生率は、平成27年が10.4%から平成28年が8.6%と、若干減少傾向にあります。不落、不調の主な原因として、価格が合わない、小規模で手間がかかる、施工時期が重なり技術者不足で対応できないなどが挙げられております。

原因の一つであります施工時期については、発注・施工時期の平準化への取り組みの成果によりまして、徐々に改善傾向にあります。しかしながら、現場条件により価格が合わない課題については改善が必要であります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律で

は、現場の施工実態に即して積算されることと定められております。

標準歩掛かりがない工種、標準歩掛かりと現場の施工実態の乖離が想定される場合、実勢価格の変化が激しい場合などについては、入札参加者からの見積もりにより平均的な歩掛かりを採用し、採用歩掛かりを競争参加者へ通知する見積もり活用方式が、適切な現場の施工実態に即した価格の積算が反映でき、不落・不調対策に対して効果があると思われませんが、見積もり活用方式の取り組みについて土木部長に所見をお伺いいたします。

次に、若年技術者の確保についてお伺いをいたします。これまでの公共事業費の減少、さらには福利厚生を含めた処遇改善のおくれなどに伴い、建設産業従事者の離職、高齢化と若年入職者の減少が進み、建設産業の担い手確保・育成が喫緊の課題となっております。

県においても、土木上級職については採用予定人員の半分程度の合格者しか確保できない状況が続いております。県内において公務員を目指す生徒は地元志向が強く、高校によっては2年生より公務員コースを選択できる学校もあります。県の土木初級職については採用予定人員の確保はできている状況であります。市町村においては専門技術職の受験者が低調であり、土木専門技術職の不足が目立っております。

民間企業についても、求人数は大幅に増加しており、しばらく求人を控えてきた多くの企業では、現場は50から60歳が主な現役であり20歳から30代が数少ない、年齢構成バランスの崩れた業界となっております。このように担い手不足の深刻な県内の建設業界においても、若年技術者の供給が求められております。

工業高校における土木に関する学科の人気は高い状況であります。土木に関する学科の定員増員の必要性について所見を教育長にお伺い

いたします。

次に、水産業の振興についてに入らせていただきます。

初めに、水産業改革についてお伺いをいたします。1月22日、通常国会が召集され、安倍首相の施政方針演説が行われました。地方大学の振興において、本県の農業に関する取り組みが数多く紹介されておりました。

また、今回の施政方針演説において、漁獲量による資源管理を導入し、漁業者による生産性向上への創意工夫を生かすとされ、養殖業への新規参入が容易となるよう、海面の利用制度の改革を行うとし、水産業改革に向けた工程表を策定し、速やかに実行に移すとされております。

今回の国の水産政策の改革の方向性により、本県の水産業振興に対してどのような効果が期待できるのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、養殖新魚種開発についてお伺いをいたします。魚価の低迷、餌料費の高騰等により、本県の養殖経営体は廃業が相次いでおります。

クロマグロ養殖については、体長1から2メートルと大きく、かつ高速で泳ぐため、中小規模の養殖業者の参入はハードルが高く、現行の養殖魚種より収益性の高い新魚種の導入による、生産者の収入安定が課題となっております。

他県においては、マグロやカツオと同じサバ科であり、身はトロのようなきめ細やかな脂が乗り、捕獲が非常に難しく、幻の魚と言われるスマの養殖技術開発について、愛媛県は愛媛大学と、和歌山県は東京海洋大学などとそれぞれ協同して養殖技術の開発に取り組み、ともに完全養殖に成功し、安定供給にめどが付き、本格的に出荷が始まっております。希少性が極めて高い、愛媛の貴重な海の恵みであることから伊予の媛貴海、和歌山県においては海の三ツ星として、高級路線にこだわったブランド化がされ

ております。ブリやマダイの養殖設備をそのまま利用できることが利点であり、小規模養殖業者の経営安定につながると期待をされております。

本県においては、中小規模の養殖業者の経営安定に向け、新しい養殖魚種についてどのように研究し普及に取り組んでおられるのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、林業振興についてに入らせていただきます。

初めに、路網整備についてお伺いをいたします。人工林の多くが利用期を迎える中で、林業の生産性の向上や長期的視点に立った適切な森林整備を効率的に進めるためには、林道や森林作業道などの林内路網の整備を進め、ネットワーク化を図ることが重要であります。

基幹となる林道の年間開設量は、ピーク時の昭和46年、47年には年間70キロメートルを超えておりましたが、近年は予算の減少に伴い、10キロメートル程度と大幅に減少しております。本年度より、林道整備促進協議会においてワーキンググループを立ち上げて、積極的にその整備路線の検討が進められているとお聞きをしております。

また、県内においても、木材流通のコストダウンとして大型トラックによる大量輸送の姿を見る機会が多くなっております。路網は、林道、林業専用道、森林作業道の3つに大別されますが、国の森林整備事業の補正予算においては、木材流通が広域化している中、木材の大量輸送に対応するために、大型トラックも通行可能な幹線路網として、林業生産基盤整備道が新たに位置づけされております。

将来の森林経営を見据えた路網整備が必要であり、長期的、広域的な視点からの効率的な森林施業のためにも路網整備は必須であります。新たな幹線となる林業生産基盤整備道も活用し

た大量輸送にも対応した路網整備についてどのように取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、小規模林業の推進についてお伺いをいたします。成熟しつつある人工林資源を利活用するために森林を集約化し、大規模に伐採や搬出作業をすることによって、事業体は収益性が向上、森林所有者への収益の還元、林業就業者の安定的な雇用につなげるために、森の工場の取り組みが進んでおります。

一方で、小規模林業については、豊富な森林資源を活用し、農閑期に林業に従事するなど農業との副業型林業経営や、平日は林業以外の事業に従事し、休日に林業を行う休日型林業経営など、持続的で、そして安定的な収入を確保できる林業形態として、新たな可能性を持つものであります。山に手が入ることによる森林林業の活性化、また地域の活性化にも貢献するものとして注目がされております。

県内では、小規模林業推進事業費補助金を活用して市町村主催の個人向け林業講習会が開催されており、この講習会をきっかけに個人林家として既に活躍されている方も誕生しております。

受講者の皆さんに御意見をお聞きすると、初期投資のハードルがもう少し低ければもっと林業を始めると言うものが多数ありました。初期投資については、300万円から500万円と個人としては高額であり、機械はレンタルを組み合わせながら段階的にそろえることにより、リスクを減らして無理なく始めることが理想とされております。県では、原木増産推進事業費補助金に、自伐林家に対して林業機械レンタル費の2分の1を補助する制度があり、人気が高いと聞いております。

将来的には、購入により機械の償却期間を長くとることで必要経費の削減をすることができ、

収益性をさらに高めることにつながると思われますが、小規模林業のさらなる推進について今後どのように取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

初めに、土木事務所の高台移転についてお伺いをいたします。震災後の緊急輸送道路の確保のための道路啓開、応急対策工事の実施等の機能回復に速やかに着手するためには、最前線の拠点となる土木事務所が機能を喪失しないことが重要であると言われております。

県下で、被災により、長期浸水解消後も事務所としての使用が不可能となると予想されている土木事務所については、土佐清水事務所は現在高台への合同庁舎を建設中であり、残る未着手の事務所は宿毛事務所だけとなっております。

宿毛事務所については、貝塚地区の職員住宅の3階を代替対応拠点として、機能をバックアップする整備をしておりますが、長期浸水による具体的な人員の参集計画などを考慮すると、通行可能な道路の確保について課題があり、中長期的には、長期浸水についても影響を受けない高台への移転が必要であります。

宿毛事務所の高台移転計画についてどうお考えなのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、警察署の高台移転計画についてお伺いをいたします。警察署については平時における警察活動に適切な立地であることが必要であり、津波浸水予想区域内に存在している署も数多くあります。

宿毛警察署については市街地中心部に位置しておりますが、南海トラフ巨大地震での最大浸水深は約7メートル50センチと想定をされており、3階までの浸水により災害警備活動に支障が出るのが心配をされております。宿毛署については既に耐震化工事は完了しておりますが、

昭和51年の建築の建物であり、築後約42年が経過をしており、老朽化も進んでいる状況となっております。今後の施設の建てかえ計画に際しては高台移転が不可欠であり、具体的な計画の検討が望まれております。

宿毛警察署の中長期的な高台移転計画については現在どのような方針で取り組んでおられるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、旧慣墓地についてお伺いをいたします。

初めに、旧慣墓地の実態についてお伺いをいたします。戦前に地域の町内会等が所有をしていた土地にある墓地は、昭和20年のポツダム宣言の受諾に伴いポツダム政令により町内会が解散され——その財産は、政令施行後2カ月以内に処分されないときは市町村に帰属しました。

その後においても、旧来の慣習に基づき町内会等が引き続き使用している墓地が旧慣墓地と言われております。旧慣墓地は、各地において先祖代々受け継がれてきましたが、過疎化や核家族化により日ごろの管理もおろそかになり、中には所有者不明となり、墓石の放置、雑草の繁茂、通路の崩壊など、安全面や環境面での問題が生じている墓地も発生しております。

平成24年に墓地に関する経営許可などの権限が第2次一括法により県から市に譲渡されるまでは、全て県が墓地行政を管理しておりましたが、この旧慣墓地の管理、利用についてその実態をどのように把握しておられるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

最後に、旧慣墓地の適切な管理指導についてお伺いをいたします。旧慣墓地については、地縁による団体が墓地の経営を行うものとして位置づけられておりますが、正式な管理団体の組織がなく、大半の墓の所有者の特定が困難な状況にある墓地も存在いたします。

また、管理組織の活動が活発でない墓地については、光熱水費の支払いが精いっぱいという

墓地もあり、管理組織の役員も高齢者が多く、中心的な役員が死亡すれば、その組織の運営そのものが成り立たなくなる地区もあります。

自然災害などで大きな被災をした墓地の復旧について課題となっている墓地もあり、市町村への要望も年々ふえている状況があり、その取り扱いに苦慮している自治体もあります。

旧慣墓地の安全確保や適切な利用のために、持続可能な管理組織運営に向けての指導が必要と思われませんが、どのように取り組んでおられるのか、健康政策部長にお伺いをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に向けた少子化対策の強化についてお尋ねがございました。

少子化対策については、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標として、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策に取り組んでいます。

これまで、こうち出会いサポートセンターが行うマッチングシステムの創設や、高知家の出会い・結婚・子育て応援団との官民協働の取り組みなどの対策を強化してまいりました結果、県の支援を通じた成婚報告数はトータルで164組に達し、また応援団の登録数も459団体にふえるなど、一定の成果もあらわれてきております。

しかしながら、本県の平成28年の合計特殊出生率は1.47であり、総合戦略に掲げる平成31年の数値目標1.61の実現に向けては、もう一段対策を強化して取り組む必要があります。

そのため、まず出会いや結婚支援については、現在約1,100人に登録いただいているマッチングシステムの登録者数をさらにふやすため、出張

登録閲覧会を今年度の12回から48回へと大幅に拡大してまいりますとともに、応援団が主催する出会いイベントの実施回数の増加を図るため、イベント運営について助言を行うアドバイザーを派遣するなど、支援を充実してまいります。

また、子育て支援については、子育て家庭の不安の解消や働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの新設、充実を支援するとともに、子供の数が多い高知市といの町において、アドバイザー等を交え子育て支援施策の連携の強化などについて協議を行う、ネウボラ推進会議を開催いたします。こうした取り組みを通じて、高知版ネウボラをさらに推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制を充実強化してまいります。

加えて、夫の家事・育児時間が第2子以降の出生割合に大きく影響を及ぼしているといった調査結果などもあることから、男性が育児に関する休暇等を取得しやすい環境づくりに向けて、多くの応援団の皆様、男性の育児休暇・育児休業の取得促進宣言を行っていただき、企業等での取り組みを進めるとともに、そのことを広く情報発信することなどを通じて、社会全体での機運醸成につなげてまいります。

あわせて、少子化の問題は国と地方が総力を挙げて取り組むべき課題であります。引き続き、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして、少子化対策の抜本強化に向けた政策提言を通じて、働きながら子育てしやすい環境づくりや子育ての経済的負担の軽減など、少子化対策のさらなる強化について強く訴えてまいります。

こうしたいわゆる狭義の少子化対策の強化にあわせて、地産外商による雇用の創出などを通じた若者の定着を図ること、特に出生率が高い傾向にある中山間地域においてこれを実現する

ことなど、いわゆる広義の少子化対策についても着実に取り組み、全国に先駆けて直面した人口減少の負のスパイラルをプラスに転ずるべく取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、本県の総合戦略に掲げる人口の社会増減均衡の目標達成に向けて、今後どのように取り組みを強化し展開していくのかとのお尋ねがございました。

人口の社会増減の均衡に向けては、地産外商により安定した雇創出することと、新しい人の流れをつくること、この2つの取り組みを連動させながら、強力に推し進めているところであります。

これまでの取り組みを通じて、地産外商が大きく進み、地域地域に多様な仕事が数多く生まれる中、本県への移住者も、平成28年度には683組となり、さらに本年度は1月末現在で前年同月比約120%と順調に増加をしております。

その結果、本県の人口の社会減は、近年かつての全国的な景気回復局面に比べて2分の1程度に改善してきているところではありますが、本県の人口の社会増減を均衡させるという高い目標を実現させるためには、さらなる努力を積み重ねていかなければならないと考えております。

力強く、より多様な雇創出を生み出していくことが人口の社会増減改善の大前提であります。このため、第1の地産外商により安定した雇創出する取り組みについては、自然体験型観光の充実やNext次世代こうち新施設園芸システムの構築など、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築する施策群と、輸出のさらなる本格化といった、交易の範囲をさらに拡大する施策群を強化し、お互いの取り組みがプラスの相乗効果を生み出すよう取り組んでまいります。

また、第2の新しい人の流れをつくる取り組みについては、完全雇用状況下における人手不足の深刻化という成長の壁を乗り越えるためにも、担い手の確保策を抜本強化していく必要があると考えています。

まず、移住促進と人材確保の取り組みについては、高知県移住促進・人材確保センターを中心に、魅力的な仕事の掘り起こしとマッチングの強化、住宅を安定的に確保する仕組みの構築などに力を入れて取り組んでまいります。

また、各産業分野においては、移住促進や若者の定着につながることも意識をして、担い手確保策をそれぞれ大幅に強化することとしております。例えば農業担い手育成センターや農業大学校を充実強化するとともに、林業大学校の本格開校などにより、担い手の受け皿となる機能を強化してまいります。

特にIT・コンテンツ分野においては、新たにIT・コンテンツアカデミーを開講し、業界が求める知識や技術を持った人材を県内にふやし、人材が豊富であるからこそ企業集積が図られ、企業集積が進むことによって、さらに人材の集積が進むという好循環を実現していくことを目指してまいりたいと考えております。

さらに、本県産業に必要な担い手をしっかりと確保していくためには、賃金や福利厚生といった雇用環境も重要であることから、事業戦略や経営計画の策定・実行支援を通じて、経営と両立する形で働き方改革を進め、働きやすい魅力ある県内企業をふやしてまいりたいと考えております。

これらの施策に、これまで以上に全力かつスピード感を持って取り組むことで、人口の社会増減の均衡を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、過疎地域の自立支援対策について、どのように市町村の財政負担の軽減に取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

過疎対策事業債は交付税措置率70%と非常に有利な財源でありまして、県としましては、過疎地域の市町村が効果的に自立支援対策を実施していくことができるよう、過疎対策事業債の活用に関し、個別事項の検討や助言を行ってきているところであります。

また、平成28年度からは地方創生推進交付金が創設されましたので、こうした国の財政支援制度の有効活用を促すことにより、市町村の財政負担のさらなる軽減にも取り組んできているところであります。

さらに、県では情報通信基盤や観光拠点などの整備事業について、過疎対策事業債の活用を前提とした新たな交付金制度を平成30年度当初予算で創設することとしておりまして、今議会に提案させていただいているところであります。

この新たな交付金制度は、過疎対策事業債の発行額のうち、交付税措置のある70%を除いた部分に対しまして、その60%に相当する額を補助することとしております。従来の県単独補助金と比べて、過疎地域の市町村の負担軽減につながる仕組みとなっております。

こうした支援策を積極的に活用していただきながら、引き続き市町村政との連携・協調のもと、過疎地域の自立支援対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、過疎地域以外の財政力の弱い自治体の地域活性化対策について、どのように市町村の財政負担の軽減に取り組んでいくのか、また準過疎地域に該当する市町村が取り組む地域活性化対策に対する県の支援策の拡充についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

過疎地域以外の市町村においては、過疎対策事業債を活用することはできませんが、県としましてはそのような中でも、できるだけ少ない負担で必要な事業を確実に実施することができるよう、辺地対策事業債や緊急防災・減災事業債などの交付税措置率の高い有利な起債の活用に関し、個別事項の検討や助言を行ってきているところであります。

また、地方創生推進交付金等の国の交付金についても、財政負担の軽減のため、積極的な活用を促しているところであります。

この交付金の要件等につきましては、これまで地方の意見などを踏まえまして、1団体当たりの交付上限額の引き上げや、一定の要件のもと、事業費全体の2分の1を超えたハード整備も認められるなどの改善が図られているところでございます。

今後も、地方にとってより使い勝手のよい制度となりますよう、国に対して要望するとともに、市町村とともに採択されるための知恵を絞ってまいりたいと考えております。

さらに、先ほど申し上げました新たな県の交付金制度につきまして、地域の活性化のための基盤整備事業に充当することができる、地域活性化事業債も活用することができる仕組みとしておりまして、この場合には、過疎団体以外の市町村も活用することができるわけでございますが、地域活性化事業債の発行額のうち、交付税措置のある30%を除いた部分に対しまして、その60%に相当する額を補助するというところといたしております。これによりまして、過疎地域以外の市町村においても、財政負担を軽減することができるものと考えております。

さらに、特にいわゆる準過疎地域におきましては、従来から定額の特別交付税措置が講じられておりますけれども、近年の過疎団体に対す

る過疎対策事業債を通じた交付税措置額の伸長を踏まえまして、今年度特別交付税措置額の充実がなされたところでございます。例えば宿毛市においては、3,300万円から5,500万円に増額されているところであります。

過疎地域以外の市町村におきましても、こうした国や県の交付金制度や交付税措置率が高い有利な起債などを使って、地域活性化に取り組んでいただくことができるのではないかと考えておりますので、県としましても市町村の皆様とともに、地域活性化のさらなる推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 生涯現役社会に向けた県の取り組みについてお尋ねがございました。

本県は全国に比べて少子高齢化が先行し、今後も生産年齢人口の減少が見込まれる中で、働く意欲と能力のある高齢者に活躍をしていただくことは、御本人にとっての生きがいにつながることはもちろんのこと、本県の産業振興や中山間地域の暮らしを支えていく上でも大変重要であると考えております。

こうした高齢者の方々の能力を生かしていただけるよう、高知労働局では県内企業に対して、定年の引き上げ、定年制の廃止、継続雇用制度の導入の3項目の雇用確保措置を行うよう指導しており、県も広報などを通じてこの取り組みの推進に努めております。

これら3項目のうち、いずれかを行った従業員31人以上の県内企業の割合は99.7%に上っております。こうした雇用環境の整備などに伴いまして、平成29年の60歳以上の常用労働者数は1万4,713人と、平成21年の8,827人と比べ1.6倍強に増加をしております。

こうした企業に勤めている方々以外にも、1次産業の現場では60歳以上が就業人口全体の半

数以上を占めておりますし、集落活動センターに代表される地域の活動やシルバー人材センターの会員の方々による地域の身近な生活サービスなど、本県の産業や地域の暮らしを支える上で高齢者の方々の活躍は欠かせないものとなっております。

このため、県としましては、働く意欲と能力のある高齢者の方々がこれまでに培った技術、豊富な知識や経験を生かして活躍ができる環境整備に向けまして、高齢者への情報の発信から窓口での相談、就業へのマッチングまでの一連の取り組みを、来年度からは国や関係機関などの取り組みと一体的に運用することといたしております。

加えまして、高齢者の就業を支援するセミナーの開催や相談窓口を開設するなど、高齢者が生涯現役で働き続けられる環境づくりを推進します。国の生涯現役促進地域連携事業を実施して、一連の施策を大幅にボリュームアップすることにつきまして、現在関係機関とともに検討をしているところでございます。

このような取り組みによりまして、生涯現役社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、建設業の活性化について、これまでの平準化の取り組みにより、月別発注金額などがどのように推移して、年間の平準化が進んでいると評価しているのか、また今後さらなる平準化を進めるためにどのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

公共工事の中長期的な担い手の育成・確保を目的に、平成26年に改正品確法が施行され、計画的な発注と適切な工期の設定が規定されたことを受け、県は建設業活性化プランに基づき、施工時期の平準化の取り組みを進めてまいりま

した。

その中でも、年度末に多くの工事が終了し、年度当初に工事量が落ち込む端境期が生じることは、建設事業者の安定的な経営のみならず、従業員の継続雇用、労働条件の改善にマイナスに働くことから、ゼロ県債による工事の発注や繰越制度の柔軟な活用により、年度当初の工事量の確保に取り組んでまいりました。

議会議決案件となります。予定価格が5億円を超えるような大規模の工事を除いて比較いたしますと、平成29年4月末時点での土木部発注工事における建設事業者の手持ち工事量は約135億円です。取り組みを行う前の平成26年4月末の手持ち工事量は約83億円で、両者を比較いたしますと、50億円以上の大幅な増となっております。

また、同年度の手持ち工事量の最も多い月と最も少ない月の差を比較いたしますと、平成26年度は約112億円であったものが、平成29年度は約44億円と縮小しております。

4月末時点の手持ち工事量に対し、最も多い月が何倍であったかを比較いたしますと、平成26年度は約2.4倍であったものが、平成29年度は約1.3倍と縮小しております。

これらのことから、施工時期の平準化については一定の成果が出ていると考えております。

今後も、国庫補助事業の補正予算について早期発注を行うとともに、引き続きゼロ県債による工事の発注や繰越制度の柔軟な活用により、年間を通じた施工時期の平準化に取り組んでまいります。

次に、余裕期間制度の活用実績とその効果への所見及び今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本県におきましては、工事の発注が集中する秋口から年度末にかけて、受注者側の技術者等の確保が難しくなり、入札不調が増加して

いることから、柔軟な工期を設定することで円滑な施工体制を確保できるよう、平成28年12月から受注者が一定の期間内で工事の開始日を選択できる余裕期間設定制度を導入いたしました。技術者等の確保が難しくなるのは主に第4・四半期に集中しており、この時期に発注する工事に余裕期間を設定しております。制度導入の昨年度は54件の工事で実施し、今年度は21件の工事で実施を予定しております。

なお、この制度につきましては、建設業協会との意見交換の場においても、制度の継続を要望する御意見を多数いただいております。

これらの工事では、企業側の技術者を柔軟に配置できることから、入札参加機会を確保できることとあわせて、入札不調の抑制に効果があるものと考えております。今後も、入札不調の状況なども勘案しながら、端境期対策とあわせて余裕期間設定制度を適切に活用し、計画的な事業の執行に取り組んでまいります。

次に、建設業の週休2日の普及、定着に向けてどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

本県では、公共工事における労働環境の改善に向けた取り組みの一つとして、建設現場における週休2日を促進するため、平成27年度から標準工事日数をおおむね2割延長し、工期に余裕を持たせた工事を試行的に実施してまいりました。

さらに、今年度からは国土交通省の働き方改革への取り組みにあわせ、建設現場における週休2日の一層の推進と普及を図るため、一定規模の土木一式工事において、週休2日制モデル工事を実施することといたしました。

このモデル工事では、標準工事日数を2割程度延長するだけでなく、週休2日を達成いたしますと、間接工事費率に補正係数を乗じて請負代金を増額するとともに、工事成績評定では

加点評価をするといったインセンティブを付与しております。

今年度は、3件のモデル工事を実施することとしておりますが、モデル工事の実施後には受注者にアンケート調査を行い、週休2日制の普及に向けた課題や実施効果を検証していくこととしております。

建設業界との意見交換の中でも、週休2日の導入については、現段階では課題も多く、消極的な意見もあったことは承知しておりますが、いただいた意見やモデル工事の検証結果を参考に、週休2日の普及、定着に向けて取り組んでまいります。

次に、足腰の強い建設業への再生のため、最低制限価格及び調査基準価格について、独自基準による算定率の見直しの必要性についてお尋ねがございました。

低入札価格調査制度における調査基準価格は、これを下回ると品質を確保できないおそれがある基準として定めるものです。本県では、この調査基準価格の設定に当たっては、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる中央公契連モデルを使用しております。

このモデルは、国において詳細な調査検討を行った上で決定されていることから、国や多くの自治体で採用されております。また、実態を踏まえた見直しも適宜行っており、昨年度末にもその算出方法が見直され、本年度から調査基準価格の引き上げが行われたところでございます。

議員のお話にもございましたように、中央公契連モデルとは異なる基準を採用している県があることは承知しておりますが、建設事業者の適正な利潤を確保するには、適正な予定価格を設定することが最も重要と考えます。

このため、国において設計労務単価を引き上げたときには県でも直ちに改定するなど、適正

な予定価格の設定に努めているところです。

このような労務・資材単価の引き上げや設計積算基準の改定は、近年毎年行われており、予定価格と同時に最低基準価格や調査基準価格も上昇している状況にあると認識しております。

一方で、最低制限価格や調査基準価格の設定範囲を引き上げることは、入札における価格競争の幅が狭まるといった側面がございます。

このため、最低制限価格や調査基準価格の設定範囲の引き上げについては、入札・契約制度における検討課題の一つとして、建設業界の意見もお聞きしながら慎重に検討してまいります。

次に、見積もり活用方式による不落・不調対策についてお尋ねがございました。

見積もり活用方式は、標準的な基準による積算と実際の施工費用に乖離が生じている項目につきまして、入札参加者に見積もりの提出を求め、その見積もりをもとに予定価格を算定する方式でございます。

本県におきましても、橋梁の耐震補強工事のような特殊な工事において、標準積算と実勢価格に乖離があり、入札不調が想定される場合は、見積もり活用方式を採用しております。

今後も、標準積算額と施工費用の乖離が想定されるような特殊な工事につきましては、円滑に事業を執行できるよう、本方式を活用してまいりたいと考えております。

最後に、宿毛土木事務所の移転計画についてお尋ねがございました。

県では、東日本大震災を受け、地震・津波などの災害時において拠点となる土木事務所の機能確保について、土木部内に震災対策検討チームを設置し検討を行いました。

検討の結果、全12土木事務所のうち10事務所については、事務所機能が一定失われるものの、現在地で業務継続が可能と判断しております。残る2事務所については、事務所機能全てが失

われ、業務継続を図ることが不可能であり、移転が必要と考えております。

議員のお話にありましたとおり、移転が必要な事務所は土佐清水事務所と宿毛事務所でございます。

土佐清水事務所については、高台に土地を確保し、現在土佐清水漁業指導所との合同庁舎を建設中でございます。

残る宿毛事務所についても、事務所単独での移転を検討するのではなく、宿毛市内の他の行政機関と連携を図り、移転に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 工業高校における土木に関する学科の定員増についてお尋ねがございました。

工業高校における土木に関する学科の志願者数については、一部の学校において定員を上回る状況が続いておりますが、県全体ではほぼ定員内にとどまっております。

一方、一時低迷していた土木・建築分野の高卒求人数は急増し、平成28年度の県内建設業求人数302人に対して就職者は71人、充足率は24%にとどまっています。

そうしたことから、平成29年度に須崎工業高校において、時代のニーズを踏まえた測量など、土木・建築分野の基礎的な知識の習得を目指したシステム工学系学科住環境専攻、定員20名を新たに設置し、定員増員を図ったところであり、須崎総合高校の第1期生として卒業する平成32年以降、県内建設業で活躍してもらうことを期待しております。

今後も、志願者の動向を見ながら、土木に関する学科の定員について検討してまいりたいと思います。

一方、平成28年度に土木に関する学科を卒業し就職した54人のうち、県内建設業へ就職した

者は15人、公務員となった9人を合わせても44%にとどまっており、県内の土木専門人材を確保する上では、この割合を上げていくことも必要であると考えます。

そのため、土木に関する学科で学んだ生徒が県内建設業に関心を持ち、働くことに魅力を感じてもらえるよう、企業見学やインターンシップなどを活用し、県内企業の理解促進、県内企業とのマッチングなどの取り組みをさらに充実させてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、今回の国の水産政策の改革の方向性により、本県の水産業振興に対しどのような効果が期待できるのかのお尋ねがございました。

国では、規制改革推進会議の答申に基づき、それぞれの分野において成長を阻害する規制について改革を促す制度改正や予算措置等の取り組みを進めており、水産業分野においては、現在本年6月の答申に向けて、同会議に設けられた水産ワーキンググループにおいて議論が行われております。

現在、議論されている改革の方向性としては、大きく3つの方向が示されております。まず、漁業の成長産業化に向けた水産資源管理では、個々の漁船に漁獲量を割り当てる、いわゆるIQ制度の導入などが示されております。次に、水産物の流通構造では、輸出を視野に入れた品質やコスト面での競争力の強化や情報通信技術の活用が示されております。3つ目に、担い手の確保や投資の充実のための環境整備では、特に養殖業への新規参入の促進といった方向性が示されております。

本年6月の答申を受け、その具体化に向けた議論がなされるものと思っておりますが、科学的、効果的な方法で資源管理を進めることや、有効活用されていない水域への新規参入が進み

やすい仕組みの検討、また輸出を視野に入れた流通改革については、本県の水産業振興の方向性と合致するものと考えております。大きな効果があるものと大変期待をしております。

一方で、多くの魚種を少量漁獲する本県漁業の実態に、IQ制度が現実的にはなじまないのではないかとといった問題や、養殖業における新規参入の地元調整など、その具体化に当たっては課題も多いと考えられますので、国の改革の方向が地域の実情を踏まえたものとなり、本県の取り組みを後押しするものとなるよう、国に対しても積極的に提言をしてまいりたいと考えております。

次に、本県において、中小規模養殖業者の経営安定に向けた新しい養殖魚種についてどのように研究、普及に取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

本県は、ブリ類やマダイなどの養殖業が盛んであり、平成28年の魚類養殖生産量は1万6,809トンに上りますが、近年は議員御指摘のとおり、魚価の低迷や餌料費の高騰等により経営体の廃業も相次いでおり、経営安定のためにブリ類やマダイにかわる新たな魚種の導入も課題となっております。

県では、これまで民間企業と共同でカンパチやクロマグロの養殖用種苗を生産する技術開発に取り組んできておりまして、カンパチは平成29年には5万尾の出荷、クロマグロは平成29年に7,700尾の生産を達成するなど、一定の成果を上げております。

今後は、生産技術が確立されたクロマグロ人工種苗を活用し、中小規模の養殖業者にクロマグロの小型魚、いわゆるヨコワ養殖の展開を図っていくため、来年度に実証試験を行うようにしております。

また、養殖ブリについては、資源に影響を与えず、トレーサビリティが明確な人工種苗を

用いた養殖魚のニーズが高い欧米への輸出の拡大に向けて、来年度は民間企業への委託により、人工種苗の量産技術開発に取り組むこととしております。

あわせて、平成28年に開設いたしました水産試験場古満目分場では、複数の魚種について養殖魚としての可能性を鋭意検討しておりますし、新たな養殖対象魚種の種苗生産技術の開発に取り組み、養殖業の振興を図ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、新たな幹線となる林業生産基盤整備道も活用した大量輸送も可能な路網整備についてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

本県では、充実した森林資源を余すことなく活用し、林業、木材産業の拡大再生産の好循環を実現するため、原木の増産を進めるとともに、大型製材工場や木質バイオマス発電所を整備するなど、木材需要を拡大してきたところでございます。

原木生産のさらなる拡大に向けましては、大型トラックによる大量輸送に対応できる、効率の高い幹線的な林道、林業専用道等の路網整備を効果的に進めていくことが重要であると考えています。

このため、本年度から各林業事務所に林道整備促進協議会を立ち上げ、市町村や林業事業者の方々と協議する中で、11路線のワーキンググループを設置することができ、現在大型トラックや高性能林業機械の活用ができる路網整備に向けた検討を行っているところです。

こうした中、森林資源が充実し、大型製材工場等の整備により木材需要が高まっている地域を対象として、大型トラックによる大量輸送に対応できるよう、幹線となる林業生産基盤整備道と林業専用道等を組み合わせた路網整備事業

が、先般国の補正予算においてメニュー化されました。

県としましては、今後この新たな事業も活用しながら、木材の大量輸送に対応できる幹線となる路網の整備にしっかりと取り組むとともに、ボトルネックとなる部分を解消することによって早期に効果を発現できるような路線の優先的な整備を検討するなど、これまで以上に林道、林業専用道等の路網整備を効果的に推進し、原木生産のさらなる拡大につなげてまいります。

次に、小規模林業のさらなる推進に向けた今後の取り組みについてお尋ねがありました。

県では、中山間地域や林業の再生に向けて、林業の担い手の裾野を広げていくため、小規模林業の推進を第3期産業振興計画の林業分野の重要施策として位置づけて取り組みを進めており、平成27年1月には小規模林業者の情報交換や技術力向上を目的とした小規模林業推進協議会を設置しています。会員数は現在455人と、この3年間で飛躍的に増加しています。

この協議会の会員を対象として、平成27年度から政策パッケージによる支援制度をスタートさせ、林業作業に必要な知識の習得や資格の取得への支援を初め、間伐、作業道開設への助成や安全指導の実施など、小規模林業を目指す方々のニーズに応じた総合的な支援を行っているところでございます。

議員のお話にありました林業機械のレンタルは、初期投資を軽減することができ、会員の方々からの要望も多いことから、前年度に要望調査を行い、必要な予算を確保してきています。

会員の方々からは林業機械の購入支援に対する要望もございますが、例えばレンタルでの活用事例が多い、作業道の開設に使用するバックホーは、新車で購入となると、3トン程度の小型のものでも40万円程度の費用がかかりますことから、まずはレンタル事業を活用しながら

技術や収益性の向上を図り、安定的な林業経営の基盤づくりに努めていただければと考えています。

県としましては、今後とも小規模林業に取り組む方々が安定的に収入を確保し、中山間地域で定住できるよう、アンケート調査などにより会員のニーズの把握に努め、政策パッケージによる支援の充実を図ってまいりますとともに、市町村との連携を一層強化し、小規模林業のさらなる推進に向けてしっかりと取り組んでまいります。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) 宿毛警察署の中長期的な高台移転計画への取り組みについてお尋ねがございました。

警察施設は防犯、あるいは防災における地域の安全・安心を守る施設として機能することが県民から期待されております。

宿毛警察署は、昭和50年度の建築で、平成23年度には耐震改修が完了しておりますが、長期浸水時における警察機能の維持が課題であります。このため県警としましては、宿舍の一部を代替施設として運用すべく、資機材や備蓄食料等の一部を移転して有事に備えておりますが、有事における万全の態勢構築のため、将来的には移転を含めた建てかえが必要な施設と認識しております。

今後、事件、事故の発生状況等の治安情勢のほか、南海トラフ地震における人命救助、避難誘導等の活動拠点の観点も踏まえ、高台移転も視野に移転の検討を進めてまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、旧慣墓地の実態についてのお尋ねがありました。

昭和23年施行の墓地、埋葬等に関する法律では、墓地を経営しようとする者は都道府県知事

の許可を受けなければならないとされています。

旧慣墓地のように、昭和22年のポツダム政令により土地が市町村に帰属された後も、旧来の慣行に基づいて住民が引き続き使用している墓地については、法律の施行以前から経営されていたものです。

この場合、経営の許可を受けたものとみなす、いわゆるみなし墓地として取り扱われていますので、墓地区域の変更や拡張がなければ、許可等の手続がなされません。

このため、県としては、その実態は把握できておりませんが、少なくとも県内14市町村で旧慣墓地が存在し、その中にはお話にありましたように、今後の維持管理が懸念されているものがあることは承知しています。

次に、旧慣墓地の適切な管理指導についてのお尋ねがありました。

永続的な管理が必要である墓地の運営については、墓地経営者が墓地使用者から管理料を徴収する、受益者負担が原則とされます。

墓地を管理する団体がなく、または将来的に団体がなくなるなど、墓地の管理運営が困難になることが想定される場合は、それぞれの地域の実情を考慮した上で、管理団体の設立、公営墓地への編入または設置墳墓の移転などの持続可能な運営管理に向けた検討を行うよう、旧慣墓地の土地の所有者である市町村に対し指導または助言を行うこととなりますが、まずは高知県市町村環境行政連絡協議会などでそれぞれのお考えをお聞きしてみたいと思います。

○4番(今城誠司君) 執行部の皆さんにはそれぞれ適切な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

2問目はありませんが、県が主導して賃上げ誘導ができるのは公共工事でありますので、ぜひ率先して賃上げに向けて検討のほう、よろしく願いをいたしまして、一切の質問といたし

平成30年3月2日

ます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日及び明後4日は休日でありますので、3月5日に会議を開くことといたします。

3月5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時3分散会

平成30年3月5日（月曜日） 開議第4日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 29番 高橋徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年 3月 5日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	議案
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 52 号
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 53 号
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 54 号
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案	第 55 号
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案	第 56 号
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	第 57 号
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	第 58 号
		高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 59 号
		高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 60 号
		高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 61 号
		高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
		第 62 号
		高知県指定介護予防サービス等の事

	業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県安心こども基金条例の一部を	第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
		第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
		第 89 号	高知県及び中芸広域連合中芸保健福

祉推進協議会の廃止に関する議案

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案

第 91 号 権利の放棄に関する議案

第 92 号 権利の放棄に関する議案

第 93 号 権利の放棄に関する議案

第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案

第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案

第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（水口トンネル）工事請負契約の締結
に関する議案

第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交
付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負
契約の締結に関する議案

第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案

第 2 一般質問
（3人）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。
日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会

計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議
案」まで、以上100件の議案を一括議題とし、こ
れより議案に対する質疑並びに日程第2、一般
質問をあわせて行います。

26番大野辰哉君。

（26番大野辰哉君登壇）

○26番（大野辰哉君） おはようございます。議
長からお許しをいただきました高岡郡選出、県
民の会の大野辰哉でございます。どうぞよろし
くお願いいたします。

質問の冒頭、私ごとで大変恐縮でございます
けれども、この1月に50歳とさせていただき
ました。これまでお世話になった多くの皆様方
に、この場をおかりしまして、改めて感謝とお
礼を申し上げたいと思います。

人生50年、半世紀を振り返ってみれば、この
間さまざまな思い出や出来事がありました。幼
少期のある日突然、家にカラーテレビがやって
きて、それから毎日のようにお茶の間でブラウ
ン管から流れてくる子供向け番組や娯楽番組、
ニュースやスポーツ中継を見たものでした。プ
ロ野球王貞治選手のホームラン世界新記録、プ
ロレスラーアントニオ猪木対ボクシングの英雄
モハメド・アリの異種格闘技戦、ロッキード事
件で紛糾する国会などは、幼少期の思い出の中
でも今でも鮮明に覚えています。

中学・高校時代には、モスクワオリンピック
を日本チームがボイコットして、多くの選手が
涙を流されるのを見ました。また、ジョン・レ
ノンの暗殺や日航機の墜落事故など、衝撃的な
ニュースが多くあったのもそのころでした。

高校を卒業して社会人となるころに、アメリ
カのスペースシャトル・チャレンジャー号が発
射直後に爆発し、乗組員全員が犠牲となりまし
た。また、当時ソビエトのチェルノブイリ原子
力発電所が重大事故を起こし、世界中が放射能汚

染の恐怖におびえました。

20歳のとき、昭和天皇が崩御され、昭和の時代が幕を閉じ、時代は平成となりました。その年には、ドイツでベルリンの壁が崩壊し、歴史的なマルタ会談により東西冷戦時代が終結しました。日本でも明るい時代が来ると思われた直後に、バブル経済が崩壊し、さらには阪神・淡路大震災、アメリカでの同時多発テロ事件、そして7年前の2011年、平成23年にはあの未曾有の東日本大震災が発生しました。今思えば、平成の時代の日本は、グローバル化という大きなうねりの中で、さまざまな面で競争も激化し、格差も拡大、大災害にも見舞われるなど、人の心も生活も経済的にも大変厳しいことの多い、耐える時代であったような気がします。

ことは明治維新から150年、来年は、天皇陛下の御退位に伴い皇太子様が即位され、新元号も施行されます。また、再来年にはいよいよ東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。まさに新しい時代の幕あけのときとなりました。新しい時代が明るく希望に満ちた飛躍の時代となるためにも、バブル世代と言われる私たち中堅世代がもっともっと頑張らなければいけないと、50歳を機に改めて心を引き締め直すきょうこのごろであります。

そこで、生き立ちや学歴など雲泥の差ではありますがけれども、同じ時代を生きてきた同学年、同世代として、少し先に50歳になられた本県の若きリーダー尾崎知事に、知事としてこの50年間を振り返って思われることをお聞かせいただければと思います。

アベノミクス、地方創生、働き方改革、人づくり革命、生産性革命などなど、安倍政権から新しい政策や言葉が次々と出てきます。アベノミクスは、円安や株価の上昇に伴い企業の収益を上げることによって、雇用の増加や賃金の上昇にもつなげ、消費や投資を促し経済全体を押

し上げる、いわゆるトリクルダウンの考え方も言われています。しかしながら、バブル経済の崩壊やリーマンショックを経験している企業、経営者は、株価の上昇により、ふえた資産をいざというときのために蓄えておく、いわゆる内部留保にとどめ、その恩恵を労働者層まで十分届けられていないのが現状となっています。また、企業のみならず個人においても、老後など将来への不安から、今の生活を少しでも切り詰めて、一円でも貯金や積み立てに回して将来のために蓄える方も多く、そうした実態などから、アベノミクスはまだまだ国民全体の消費の底上げ、実体経済の回復にはつながっていないように思えます。

働き方改革にしても、使用者側が残業代を払わなくて済んだり、幾ら残業させても違法とされないような、使用者側のニーズに即した働き方改革ではなく、雇われている人、働く人の人生にも余裕ができ、日々の暮らしを有意義に安心して送れるような働き方改革にさせていただきたいと思います。

また、地方創生においても、国が上から目線で地方自治体に競争させるような、中央集権的な地方創生ではなく、自治体と自治体も助け合い、地方でも都市でもどこに住んでいても、誰もが安心して生活できる住民サービスが受けられる社会の基盤整備、地方自治体が本当に自立していけるような地方創生政策に期待をしたいと思います。

働く人が、給与や余暇をしっかりと取得でき、さらに老後に不安のない介護や福祉・医療など、しっかりとした社会保障、社会のセーフティネットの土台があれば、安心してお金も使うことができるようになると思います。そうした生活者の消費の拡大により、民間や企業も潤い、税収や財政も安定し経済も循環していく。そうした生活者側、現場から経済の好循環をつくり

出していけるような政策にも期待をしたいと思います。

これからの新しい時代が、現在のように競争や格差が拡大する社会ではなく、人と人、動物も自然もともに生きていけるような共生社会、分断や争いのない、誰もがお互いを尊重し合う、助け合いの社会となるよう期待をしたいと思います。そうした社会環境をつくるためには、人口減少や社会保障、労働環境、エネルギーの問題などは、言葉やごまかしでなく、課題としっかり向き合い、現場に根差した、現場に寄り添ったボトムアップ型の政治や政策が重要であり、必要だと思います。

そうした新しい時代、理想の社会を創造する中で、全国から10年早く過疎化、少子高齢化が進んでいると言われている本県の取り組みは、この国のみならず、世界の先進事例として、今後ますます重要視されてくると思います。

そうした意味でも、地方の末端で歯を食いしばって頑張っておられる皆様の暮らしぶり、東京も知りながら田舎の現場も知っておられる尾崎知事の経験と手腕、リーダーシップに今後ますます期待をするものでありますが、新しい時代におけるこの国の理想の姿と、それに向かって知事の決意をお聞かせいただければと思います。

これからの新しい時代が、世界が平和で誰もが心豊かに安心して生活を送れる社会、世の中になることを期待するものでありますが、私たち、そして子供や孫たちの世代まで深刻な影響を及ぼす大きな課題の一つに、放射能、原子力の問題があります。冒頭でも少し触れましたが、チェルノブイリ原子力発電所の事故、そして記憶にも新しい東日本大震災による福島原子力発電所の事故は、私たち地球に生きる命あるもの全てにとって、避けることのできない大きな問題、課題を提起したものでした。

福島の事故は、7年が経過する今も、強い放射線によって原子炉に近づくことができない状況から、収束はおろか、事故の正確な実態もつかめていない状況が続いており、ふるさとに帰ることを断念せざるを得ない人も多くいます。また、昨年12月に公表された最新の福島県の県民健康調査によると、福島県の小児甲状腺がん及びその疑いのある子供たちは193人にも上り、復旧作業に当たった作業員の健康被害も増大するなど、被災された方々の被曝状況もますます深刻化しています。

昨年12月、愛媛県の四国電力伊方原子力発電所3号機について、住民らが運転差しとめの仮処分を求めた申し立ての抗告審で、広島高裁は期限つきながらも運転差しとめを認める決定をされました。審理において裁判長は、阿蘇山の噴火で火砕流が原子力発電所の敷地に到達する可能性が十分小さいと評価できないとし、住民らの生命、身体に対する具体的危険が推定されると、火山災害による重大事故のリスクを指摘し、原子力発電所の立地として伊方は不適との判断を下しました。

火山災害のリスクが論じられた運転差しとめの決定から間もない、ことし1月、群馬県の草津白根山の本白根山が噴火し、12人が死傷する火山災害が発生しました。お亡くなりになられた陸上自衛官、またおけがをなされた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げるものです。今回の噴火は、専門家もノーマークだったということで、またしても自然の脅威が想定外の被害をもたらしたと言える災害であったと思います。近年、熊本県や大分県での地震が頻発し、阿蘇山や桜島でも噴火活動が続くなど、超巨大活断層の中央構造線に変調が見られるとして、伊方原子力発電所付近での地震の危険性を強く示唆する方もいます。

そこで、火山による災害のおそれを運転差し

とめの理由とした広島高裁の決定を踏まえた、伊方原子力発電所の稼働に対する知事の御所見をお伺いしたいと思います。

国の原子力政策による多額の交付金や地域振興策は、人口の流出などにより経済が疲弊している地方自治体にとっては、財政的に大きな恩恵のあるありがたい話であり、危険というリスクはあるものの、歓迎する考え方もあります。安全な暮らしぶりを選ぶか、財政的な豊かさを選ぶかで、かつて本県の窪川町や東洋町のように、原子力発電所や放射性廃棄物の処分場の計画が持ち上がった地域では、賛成、反対の議論だけでなく、さまざまなあつれきなどにより、地域のきずなや人間関係が切り裂かれてきたことも事実であります。原子力政策の陰の部分として、立地に関しても多くの人々の生活や人間関係が壊されてきた現実、苦しみや悲しみの歴史があることにも目を背けてはならないと思います。

本県においては、これまで原子力発電に依存しない社会の実現を目指して、その依存度を徐々に減らしていくことを目的に、四国電力との勉強会を通じて、安全対策の徹底を求め、原子力発電への依存度の低減に向けた努力もされてきていると理解しています。大事故の危険性、健康被害、放射性廃棄物処理の問題、地域のきずなや人間関係をも壊してしまう原子力政策から、高知家の大切な家族、県民を守り、安心して安全な高知県とするため、原子力発電に依存しないエネルギーへの一刻も早い転換が望まれます。

本県の原子力発電への依存度の低減に向けた取り組みの現状と原子力発電ゼロへの具体的な検討について知事にお伺いしたいと思います。

次に、安倍政権と本県経済についてお伺いします。

さきにも少し触れましたが、安倍政権の経済政策であるアベノミクスは、長引く不況、デフ

レからの脱却により、日本経済を力強く成長させていくことを目指して、大規模な金融緩和、財政出動、民間投資を喚起する規制緩和などによる成長戦略といった、いわゆる3本の矢を柱に展開されてまいりました。アベノミクスの金融政策によって、円安、株価の上昇により経済の好循環がもたらされ、2009年には7,000円台までに落ち込んでいた日経平均株価は、今や3倍の2万円を超えるまでに回復するなど、特に東京など大都市圏の大企業を中心に業績回復は図られてまいりました。

しかしながら、一方で富める者とそうでない層の所得格差や都市と地方との格差が広がり過ぎたことなどから、新たに国民誰もが活躍できる一億総活躍社会をスローガンに、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障を新3本の矢として、国内総生産GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロといった数値目標を掲げるとともに、全世代型社会保障への転換やI o Tの活用などによる生産性の向上に取り組むなど、アベノミクスの新たなステージが現在展開されています。

一方、本県においても、尾崎知事の就任以来、産業振興計画を初めとするさまざまな施策によって、県経済の各種指標は上向きとなってきており、最近の日銀高知支店発表の金融経済概況においても、企業の業績が製造業を中心に一段と改善しているなどとして、本県の景気は回復していると判断がされるなど、県経済の活性化、成長が一段と進んでいる状況となっています。そうした改善傾向が進んできたとはいえ、個人消費や県民所得など、まだまだ県民の多くがその恩恵を実感できていない状況もあるのではないかと感じる部分もあります。

そこで、これまでのアベノミクス政策への評価と本県経済への波及効果について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

今通常国会の冒頭、安倍首相は施政方針演説において、高知大学で食品ビジネスを学び、特産品のトマトで人気商品を開発して、年間1,000万円以上を売り上げ、地域の活力につながっているとして、本県日高村のNPO法人日高わのわ会の安岡千春さんを実名で挙げ、その取り組みを紹介されました。私自身も役場職員時代、高吾北地域のトマト産地化に取り組ませていただいたこともあり、この快挙を大変感慨深く、本当にうれしく思い、改めて安岡さんを初めとするNPO法人日高わのわ会さん並びに日高村、そして全国にその取り組みを御紹介いただいた安倍首相に敬意と感謝を申し上げるものでございます。

日高村につきましては、御承知のとおり、戸梶村長みずからがかぶり物など体を張って特産品のトマトのPR、営業マンとして努められ、去年は県外からトマト生産企業の誘致やJAコスモスの新たなトマト選果場を完成させるなど、トマトの産地拡大による産業振興が進められています。そうした中、創業3周年を迎えた直販所の、村の駅ひだかが開店以来集客数60万人を突破したのを初め、村内多くの飲食店などにおいて、オムライスなどトマトを利用した食品や加工品の生産・流通・販売などにより雇用の創出、地域の振興が図られております。今回の安倍首相による施政方針演説は、そうした取り組みの大きな後押しとなるものと思いますし、本県産業振興全体の起爆剤となるものと期待をするものであります。

そこで、本県の日高村が取り上げられた安倍首相の施政方針演説について尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

日高村では、県の産業振興計画、地域アクションプランにおける日高村トマト産地拡大プロジェクトなどにより、トマトを中心に産業振興が図られ効果を上げられています。尾崎県政

の進める産業振興計画は、そうした地域地域の身近な取り組みであり、多くの県民もその効果に期待を寄せています。今後はそうした取り組み、いわばオザキノミクスを県下全体に波及させていく取り組みが求められると思います。

その核となる産業振興計画における新年度、平成30年度の戦略のポイントについて知事にお伺いしたいと思います。

また、安倍首相が、日高村の取り組みなど地方への思いを語られる中で、社会保障分野の地方独自の取り組みを支援するための施策として、都市に偏りがちな地方消費税を人口重視とした配分に見直すことにも言及されておられました。その具体的な内容について総務部長にお伺いしたいと思います。

また、税制改正によって再来年度から、国全体で森林を支える仕組みの新たな国税として、仮称森林環境税が創設されることとありますが、国民への課税、徴収は復興特別税の徴収の終了する平成36年度からとされるものの、森林環境を取り巻く状況などから、課税より前倒しして、平成31年度から仮称森林環境譲与税が地方に譲与されることとあります。

そこで、仮称森林環境譲与税の配分見込みと本県に与える効果について林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

次に、市町村の発行する証明書等のコンビニ交付についてお伺いします。

コンビニ交付は、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書、納税証明書等の市町村の発行する証明書が、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末と呼ばれるマルチコピー機から取得できるサービスで、お昼休みや夜間、休日など、市町村窓口があいていないなかにかかわらず、利用者の都合に合わせて住民票などの証明書が取得できることや、お出かけ先などで証明書が

急に必要となった場合などでも、全国どこのコンビニエンスストアにおいても証明書が取得できることなどから、住民の利便性の向上が図られるとして、全国で普及が進んでいる行政サービスの一つです。

そこで、コンビニ交付の全国市町村の導入状況と本県における導入の現状について総務部長にお伺いしたいと思います。

次に、介護サービスについてお伺いします。

国の介護保険制度から市町村に移行した、軽度者向け介護サービスについて、厚生労働省は、本年1月時点の調査結果として、全国で250の自治体が事業所の人手不足や撤退などによりサービスの継続が困難となっていることを公表しました。

そこで、本県における軽度者向け介護サービスの現状について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

市町村に移管された軽度者向け介護サービスの継続が全国的な問題ともなっていますが、過疎高齢化の進んだ中山間地域においては、もともとボランティアさんなど地域の人的資源も少なく、ヘルパーさんなど介護人材の確保が深刻化しています。新たな軽度者向け介護サービスの担い手を確保することは困難をきわめ、さらには既存の介護事業所が軽度者サービスも担っていることから、介護保険制度サービスそのものの継続も困難となっている自治体もあります。

昨年2月議会において、中山間地域の訪問介護サービスが、ホームヘルパーさんの人材不足により、日数の制限など本来受けられる介護サービスが受けられない状態となり、ホームヘルパーさんが来れない日には、要介護者を高齢者が介護する、いわゆる老老介護状態となるなど、要介護者世帯の日々の生活への不安が増大している状況について質問させていただきました。そうした自治体では、厳しい財政状況の中で、

ヘルパーさんの報酬に月額1万円を助成することや、新規の介護就業者に15万円から20万円の就業支援金を出すなど、独自に介護人材の処遇改善・確保対策事業を行っています。そうした課題は、今は一部山間地域の自治体の限定的な課題かもしれませんが、今後は川上から川下に起こってくることも予想されます。介護保険制度は、利用者が必要なサービスを受けられ、安心できることが大前提でなければなりませんし、住んでいるところによってサービスに差があってはならないと考えます。

そうした山間・過疎地域の介護サービスの実態の把握と今後の対応策について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

ことしは3年に1度の医療、介護報酬の改定の年ですが、介護報酬全体の改定率は0.54%、障害福祉サービスについては0.47%の引き上げが示されており、プラス改定は介護現場の処遇改善による人手不足の解消を図ることが目的とされています。国の平成30年度予算においては、人づくり革命や生産性革命を重点施策として、経済の再生と財政の健全化の両立を図ることが示され、人づくり革命においては、全世代型の社会保障への転換を図るとして、保育士や介護人材の処遇改善や幼児教育の段階的無償化、給付型の奨学金など、人への投資を拡充することが掲げられています。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れをつくるために、若者が地方で安心して働き、結婚・子育てができる環境を整えることなどが掲げられています。

これまで本県知事から国への政策提言もあり、全国的にも介護従事者の処遇改善が図られてきました。2019年10月から介護サービス事業所において勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、処遇改善も図られるとのことであり

ますが、全国より10年早く高齢化が進んでいると言われる本県にとって、今後介護人材はますます不足していきまますし、ただでさえ少ない若者もどんどん都会へ流出しています。そうした状況のもと、さまざまな施策を打ち出す国と厳しい現状の市町村の間で、県の果たすべき役割はますます重要となつてきていると思います。過疎・高齢化が進む本県において、地域の介護や福祉施設は数少ない雇用の場でもあり、産業ともなっています。産業福祉の概念、視点からの介護や福祉従事者の処遇改善の取り組みも検討に値するのではないかと考えます。

人材確保対策、若者定住対策をパッケージとした産業福祉の観点からの介護従事者の処遇改善について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、買い物弱者対策についてお伺いします。

中山間・奥山間地域では、少子高齢化とともに、売上げの減少や後継者など担い手がなくなるなどして商店が少なくなつてきています。そうした地域において、高齢などにより自動車が乗れなくなると、買い物など生活に不便を来すようになります。

そうした、いわゆる買い物弱者と呼ばれる方々の生活に必要な食料品や日常生活用品の確保に欠かせないのが、移動スーパーなどの移動販売業者です。移動スーパーは、食料品や日用品などをバスやトラックに大量に積み込み、近くに商店がないような場所で生活する方々に、日常生活に必要な物資を運んでくれる、特に山間過疎地域のひとり暮らしの高齢者などにはなくてはならない、命をつなぐと言っても過言でない、大切な暮らし、生活のよりどころとなっています。中には1軒のひとり暮らしの方だけのために、山間地域の狭い道を時間をかけて来てくれる業者さんもいます。山道は狭く険しいです。そうした場所に商品を大量に積み込み、大きい

車で行くとなれば、危険も伴い、運転技術も相当上手でなければなりません。

過疎・高齢化が進んだ地域では、きょうも大手から小規模商店までさまざまな移動販売業者の皆様の採算度外視でお客様を思う優しい気持ちに支えられた、地域の高齢者の見守りも兼ねた、生活のサポートが行われている実態があります。

そうした移動販売業者の実態の把握について中山間振興・交通部長にお伺いしたいと思います。

また、特にそうした山間部の高齢者世帯の生活に欠かせないサービスとなっている移動販売業者がサービスを継続していくために、負担の大きい燃料費用などの移動販売業者に対するランニングコスト低減のための支援について中山間振興・交通部長の御所見をお伺いしたいと思います。

また、本県では集落活動センターにおいて買い物弱者対策が行われている地域もあると思いますが、これまでに設置された集落活動センターの中で、地域コンビニのような商店機能のある集落活動センターの数と集落活動センターで行う買い物弱者対策について中山間振興・交通部長にお伺いしたいと思います。

次に、特別支援教育についてお伺いします。

県立日高養護学校高知みかづき分校は、平成23年高等部のみの知的障害特別支援学校として設立され、地域に愛され地域貢献のできる人材の育成を教育目標に、卒業生全員の確実な就労と就労の継続を目指して、専門的な知識や技能を習得するための職業教育に特化した教育課程の実践を行っています。職業自立に向け、県内企業や団体、専門学校などとの連携により、フードビジネスや環境サービス、物流実務といった職業実務も授業に取り入れておられ、校内店舗のイエロークロワッサンは、パンやケーキの製

造販売などにより、開店以来1万人を超える来客があるなど、実践を通じた交流の場が地域の人気店にもなっています。

そうした成果などから、卒業生の一般企業への就労率は、平成27年度90%、平成28年度93.3%と高く、これまで多くの卒業生の皆様が県内の企業に就労し、即戦力として活躍されています。また、入学志願者も平成29年度の定員16人に対して29人もの志願者があるなど、同校への需要は高く、この傾向は今後も続いていくことが予想されています。

そうした取り組みの一方で、物流実務の多様化や外部からの受注業務の増加への対応に必要となる、パソコンやプリンターなどのOA機器やインターネット環境など、時代に即した整備のおくれや、生徒が安全で理解しやすい作業スペースの不足など、生徒の障害特性に応じた教育の実践に伴う特別支援学校特有の課題も多くなっており、早急な対応が必要となっていると思われまます。

県立日高養護学校高知みかづき分校における施設を含めた教育環境の整備について田村教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

また近年、発達障害をあわせ有する方の割合も増加してきており、障害特性や発達の異なる生徒一人一人に応じた指導、時代に即した教育環境の整備がより求められるようになってきている現状もあります。

そこで、本県特別支援教育の現状と課題を踏まえた今後の取り組みについて教育長の御所見をお伺いします。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についてお伺いします。

平成23年から稼働の始まった県内唯一の管理型産業廃棄物の最終処分場である、日高村のエコサイクルセンターが、予想以上の速さで満杯となることから、県はこれまで有識者などによ

て構成される検討会などにより、その対応策を検討協議されてきました。

検討会においては、公共の関与による新処分場の整備、埋立期間を20年とすることや、埋立容量を17万から23万立米とすることなどが決定され、この報告を受けた県はこれらの内容を踏まえた基本構想を策定され、昨年6月からは新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において、候補地の選定に向けた議論が重ねられ、先月開催された第6回の委員会において新たな最終処分場の候補地として須崎市、佐川町、香南市の3カ所を適地として絞り込み、現在候補地となった自治体の首長や議会など地元への説明が始まっています。

基本構想の策定から最終候補地3カ所の選定までは、有識者の委員会においては、透明性と客観性を基本に議論が進められてきたものと理解していますが、最終候補地の決定に際して考慮された評価項目について林業振興・環境部長にお伺いします。

新たな処分場の整備に当たっては、今後住民への説明など丁寧な対応が求められるのは言うまでもありませんが、住民の皆様の一歩の関心は施設の安全性だと思います。

そこで、新たな処分場に持ち込まれる廃棄物の内容と有害物質の有無、水質など環境への影響も含めた施設の安全性及び安全対策について林業振興・環境部長にお伺いします。

また、一昨年に日高村の管理型産業廃棄物最終処分場エコサイクルセンターで発生した発煙事象の原因とその後の対応策について、あわせて林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

今後、処分場の最終的な絞り込みに当たっては、対象となる自治体、地域や近隣住民、議会などへの情報提供、説明会の開催など、地元の合意形成に向けた丁寧な対応が最も重要である

ことは言うまでもありません。地元住民や自治体の理解を得るため、知事のリーダーシップが求められる場面も想定されます。

先日の桑名議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関して知事の決意をお聞かせいただければと思います。

次に、全国レクリエーション大会についてお伺いします。

ことし9月に本県で初めて開催される、第72回全国レクリエーション大会in高知は、全国からレクリエーション愛好者やその関係者が集い、さまざまな種目を通じて健康増進や交流を図られるもので、子供から高齢者まで多くの県民がレクリエーション、生涯スポーツを身近に感じることができる絶好の機会でもあります。

そこで、全国レクリエーション大会の準備状況と機運の醸成について文化生活スポーツ部長にお伺いしたいと思います。

最後に、動物愛護の取り組みについてお伺いします。

私は30年ほど前、村役場の狂犬病予防の担当者として野良犬や引き取り犬を捕獲や収容する業務をさせていただいたことがありました。凶暴な野犬などから地域住民を守るための捕獲などの対応は、常に危険と隣り合わせで、とにかく目の前の動物を捕獲し、住民や自分の安全を確保することに必死で、そこに動物に対する愛護や思いやりの気持ちの余裕はなかったように思います。今振り返って考えると、自分自身、反省する部分も多くあるのですが、当時ペットや動物と行政がかかわるとき、動物側の視点、動物愛護の観点はほとんどなかったように思います。

人間の欲求、欲望により飼われ、人間の生活に支障を来すようになれば人間のエゴによって捨てられ、野犬になると人間への危害のおそれ

から行政によって捕獲され、最後の最後にたどり着いた小動物管理センターも安住の地ではなく、引き取り手がいない場合、やむを得ず殺処分されることとなってしまいます。

本県では、現在中央、中村両小動物管理センターにおいて、そうした不幸な犬や猫の殺処分を少しでも減らすため、動物の適正飼養の普及啓発や不妊手術費用への助成、小動物管理センターの拡充、譲渡ボランティアや譲渡会の開催など、動物愛護に関する取り組みが行われています。

そこで、本県における犬、猫の収容及び処分頭数の推移について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

小動物管理センターの業務は、以前と違って狂犬病予防対策だけでなく、猫の引き取り、動物愛護の観点など、時代の変化とともに多種多様化してきています。

私自身も中央小動物管理センターには何度か行かせていただいたこともあるんですけども、老朽化が進み手狭な施設で、職員の皆さんは、毎日のように運び込まれてくる犬や猫の命を預かり、多様化する業務や殺処分をなくすために懸命な努力、取り組みをされています。しかしながら、その対応には限界もあると思われています。

そこで、中央、中村両小動物管理センターの現状とセンターの運営の課題について、またあわせて委託業者への県による監督及び指導について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

小動物管理センターについては、昭和56年に設置された当初は狂犬病予防対策が主で、犬と猫の譲渡や動物と触れ合うスペースなど、動物愛護の機能が弱かったことは事実だと思います。そうしたことから、県を中心に動物愛護に関する動物愛護管理推進計画の策定、さらには動物愛護センターの設置が検討され、今年度よ

り有識者などによるこうち動物愛護センター(仮称)基本構想検討委員会も開催されるなど、動物愛護のための施設の整備や機能などについて議論が行われていると理解しています。

殺処分ゼロに向けて、新たな動物愛護センターの設置には大変期待も大きいと思いますが、以前坂本茂雄議員が質問の中でおっしゃっておられましたが、殺処分ゼロに向けて本当に大切なのは、センターに入ってくる前、いわゆる川上の取り組みこそが大切だと思います。

新たに動物愛護の推進拠点として整備予定の動物愛護センターには、動物も人も命を大切に教育、愛護教室や普及啓発活動などにも重きを置いた運営をお願いしておきたいと思えます。また、動物の管理や処分などについても、引き続き行政の責務として適正にしっかりと対応していただきますようお願いしておきたいと思えます。

そこで、御自身も大変な愛犬家であられる尾崎知事に、動物愛護への思いと設置が検討されている動物愛護センターに期待することについてお伺いして、第1問とさせていただきたいと思えます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 大野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この50年を振り返っての所感につきましてお尋ねがございました。

大野議員が述懐されましたように、この50年間、我が国を取り巻く状況には大きな変化や出来事がありました。私や大野議員の世代は、年少期に高度経済成長期を経験し、学生時代まではおおむね人口も経済も右肩上がりの成長の時代であった一方、社会人として世に出た後は、バブル崩壊によって失われた20年と呼ばれる、経済が長期に低迷する事態となり、さらに人口も減少局面に入るといった厳しい時代への突入

を経験してまいりました。まさにこの国の上り坂とそこから転じた下り坂を体感してきた世代でもあります。そして、この背景には、常にグローバル化の進展とその加速という一貫した時代の流れがあったと考えているところでございます。

現在は経済も上向きになりつつあり、再び上昇期を迎えようとしておりますものの、他方でグローバル化がますます加速する中で、急速な少子高齢化の進展と本格的な人口減少といった大きな課題を抱え、これからは誰もが経験したことのない時代に突入するものと考えられます。

今後、このような時代を切り開いていくためには、時代の大きな変化の根底にある時代の基調を捉え、この根本に当たるものに対応していくことが求められていくものと考えます。こうしたこの国の基調の転換期、上昇期と下降期をともに見てきた我々世代の経験と感覚は、新たな時代を貫く基調を捉えることに幾分か役立つのではないかと考えるところであります。

私としては、引き続き同年代の多くの皆様からもお知恵を賜りながら、本県を課題先進県から課題解決先進県とすべく、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、新しい時代におけるこの国の理想の姿とそれに向かった決意についてお尋ねがございました。

現在の我が国は、急速な少子高齢化と人口減少といった、かつて経験したことのない大きな課題に直面しており、この克服に向けて新たな挑戦をしていかなければならない時代を迎えております。このような時代における目指すべき国の姿を思い浮かべますとき、私は現状のような東京一極集中が進む国ではなく、地域地域がそれぞれが持つ潜在力を十分に生かし切ることによって、それぞれの地域が広く世界とかわ

りを持つ、これによりそれぞれが人口減少下にあっても持続的発展を遂げるといふ、そうした国づくりが必要ではないかと考えているところです。すなわち、都市は都市、地方は地方、山は山、野は野、海は海がその魅力を存分に発揮して世界と交われば、地域地域に若者が定着し、さらに地域地域の多様性があるがゆえに、時代の変化にも、また大災厄にも強靱さを発揮することのできる国家となり得るのではないかと考えているところでございます。

そのためには、日本各地のそれぞれの地域において、その地域地域の強みを生かし、地域に残りたいと願う若者の希望がかなえられる多様な仕事を生み出していくことが必要となってまいります。特に本県の県勢浮揚に向けましては、その本来の強みである中山間地域の潜在力を生かすことが重要でありますことから、これまでそれぞれの地域がもともと持っていた強みを生かして、地産の強化を進め、そして外に打って出る外商に力を注いできたところであります。

今後、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に向け、産業振興計画を初めとする県勢浮揚に向けた取り組みを全力で進めてまいります。そして、この県勢浮揚への取り組みを続けていくことによりまして、多様性があるがゆえに、強靱で豊かな国、こうした国づくりに向けて本県としても役割を果たしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、火山による災害のおそれを運転差しとめの理由とした広島高裁の決定を踏まえた、伊方原子力発電所の稼働に対する所見についてお尋ねがありました。

伊方発電所3号機については、昨年10月から定期検査により運転を停止し、本年1月に送電再開を予定していたところ、昨年12月に広島高裁において運転差しとめを命じる仮処分決定を

受け、現在停止している状況であります。この広島高裁の決定に対し、四国電力が仮処分の執行停止と保全異議の申し立てを行い、現在も係争中であることから、決定そのものについての所見を述べることは差し控えさせていただきます。

他方、四国電力が原子力規制委員会に対して説明を行い、認められた火山の影響評価については、本県として改めてより詳細な内容を聞くために、2月2日に第18回目となる勉強会を開催し、詳細な説明を受けるとともに、不明な点などに対して丁寧な回答をいただいたところであります。

その内容については、伊方発電所に影響を及ぼす可能性のある火山について、まず火砕流などの火山事象の評価を行った結果、火砕流の敷地への到達はないことなどから、発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性はなく、伊方発電所の立地に影響はないと評価されているということなどです。この中で、阿蘇については、地下のマグマだまりが巨大噴火直前の状態ではないと判断されることなどから、伊方発電所の運用期間中に巨大噴火が起こる可能性は十分小さいと評価されています。また、火山灰については、これまでの火山灰の痕跡を基本に、風速、風向等を厳しい条件に設定し、シミュレーションを行った結果、最大の厚さは15センチメートルと評価されており、重要な建物は火山灰による荷重に対して構造上問題がないことなどが確認をされております。

こうした評価は、具体的な数値などを交えながら行われており、一定合理的なものであると考えておりますが、現在係争中であることから、この中でさらに議論が深められていくものと考えております。

今後、異議審等の動向を注視するとともに、新たな知見などが出てまいりましたら、勉強会

などを通じて、四国電力に対してさらに説明や対策を求めてまいりたいと考えております。

次に、原子力発電への依存度の低減に向けた取り組みの現状と原子力発電ゼロへの具体的な検討についてお尋ねがありました。

本県においては、平成23年度から新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでおり、この取り組みは原子力発電への依存度の低減につながるものと考えております。

これまでに導入された再生可能エネルギーによる発電設備の出力容量は、平成24年度に始まった固定価格買取制度の追い風もあり、平成23年度当初の約8万6,000キロワットから、平成28年度末には約41万1,000キロワットとなり、この6年間で約4.8倍と大きく伸びております。

この間、県としましては、県内2カ所、合計出力約1万3,000キロワットの木質バイオマス発電所への支援や、県内7カ所、合計出力約1万キロワットのこうち型地域還流再エネ事業による太陽光発電事業への出資などの取り組みを進めてきたところであります。

県としましては、今後さらなる再生可能エネルギーの導入を促進していく上で大きな課題となっております送電網の増強などについて、国に対する政策提言を続けていくとともに、自家消費等のエネルギーの地産地消を促進するなど、原発に依存しない社会の実現を目指した取り組みを進めてまいります。加えて、四国電力に対しても、株主総会や勉強会を通じて、再生可能エネルギーの積極的な導入などの具体的な努力を引き続き求めてまいります。

次に、これまでのアベノミクス政策への評価と本県経済への波及効果についてお尋ねがございました。

国においては、これまで安倍総理のリーダーシップのもと、大胆な金融政策、機動的な財政

政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を放ち、デフレからの脱却と経済の再生を目指して施策の展開を図ってきました。こうした、いわゆるアベノミクスによる経済対策により、平成24年12月に始まった現在の景気拡大局面も6年目に入るとともに、実質国内総生産が、約28年ぶりとなる8四半期連続のプラス成長となるなど、国の各種経済指標は改善を続けており、我が国経済は着実に回復してまいりました。

しかしながら、物価の上昇ペースに比べ賃金は緩やかな伸びにとどまっているほか、地方の隅々にまで景気回復の実感が十分行き渡っていないという声も聞かれるところです。一方、昨今の有効求人倍率の上昇に伴い、全国的に人手不足感が強まってきております。

こうした中、国においては昨年12月に、アベノミクスによる経済の成長軌道を確認なものとし、持続的な経済成長をなし遂げるため、人づくり革命と生産性革命を大きな柱とする新しい経済政策パッケージを定め、さらなる経済成長に向けた取り組みを進めることとしたところであります。こうした取り組みを通じて、アベノミクスの効果が全国津々浦々に浸透するよう、国においては引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

一方、本県経済は、産業振興計画による取り組みを開始して以降、県内総生産がマイナス成長からプラス成長に転じるなど、今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあります。このことは、県内の多くの皆様が地産外商に取り組んでこられた成果でありましたが、アベノミクスによる追い風も大変大きな力になったものと考えております。

しかしながら、1人当たりの県民所得や現金給与総額はいまだ全国に比べて低い水準にとどまっているほか、人口の社会減が継続しているなど、さらなる努力が求められるところです。

加えて、全国的な人手不足の中で、本県においても人手不足への対応が課題となっております。

このような中、成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化するを2本の柱として、産業振興計画をバージョンアップしたところです。引き続き、アベノミクスを追い風として、本県経済のさらなる成長に向けて産業振興計画を力強く進めてまいります。

次に、日高村が取り上げられた安倍首相の施政方針演説についてお尋ねがありました。

安倍総理の施政方針演説において、2年連続で本県に関することを取り上げていただいたことは大変光栄なことであります。また、本県の取り組みが全国的に紹介されたことを大変うれしく感じております。

今回紹介された、日高村におけるソースやジャムなどのトマト加工品を製造・販売する取り組みは、これまで食品関連産業人材を育成するために高知大学が実施しておられる土佐FBCや地産外商公社などの施策を積極的に活用してこられ、今や県外の有名百貨店などでも商品が取り扱われるまでに成長しておられます。演説で紹介された安岡さんを初め、関係者の皆様のこれまでの御努力に対して心から敬意を表すところでもあります。

この日高村における取り組みは、産業振興計画に基づき県内各地で展開されている産学官民連携による地産外商の一つの事例であり、ほかにもたくさんの皆様が、地域アクションプランやクラスタープロジェクトなどにより、地産外商に取り組んでおられます。施政方針演説において日高村における取り組みが地方創生の好事例として取り上げられたことは、県内各地で取り組む皆様にとっても大きな励みになったものと思います。

県といたしましては、こうした県内各地の取り組みを市町村と連携してしっかりと支援する

とともに、さらに広がりを持たせてまいります。あわせて、国に対しては、引き続き地方創生の取り組みに対する支援をしていただけることを期待しているところです。

次に、産業振興計画における平成30年度の戦略のポイントについてお尋ねがございました。

産業振興計画の平成30年度の戦略のポイントは、完全雇用状況下における持続的な拡大再生産の創出に向け、成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する、この2つの施策群を大幅に強化することです。

まず、第1の成長の壁を乗り越える施策群については、完全雇用状態を背景とする人手不足がさらに深刻化している中、今この課題に真正面から取り組まなければ、人手不足が原因で、地産外商の拡大や新たな挑戦を諦めてしまう事業体がふえ、本県経済の成長にブレーキがかかることが懸念されることから、新たに政策の柱として位置づけ、その強化を図るものであります。具体的には、働き方改革の推進はもとより、新規卒業者や移住希望者などに積極的に働きかける仕組みの強化といった、担い手の確保策を抜本強化するとともに、設備投資の促進や第1次産業における機械化、I o T化といった、省力化、効率化の徹底に向けたサポートを強化してまいります。

次に、第2の成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群については、人口減少の下押し圧力に屈することなく、本県経済が先々にわたって成長し続けていくために、メインエンジンの出力をさらにもう一段上げるものであり、先々にわたる成長を確保し続けるために、一番重要な施策群であると考えているところです。具体的には、IT・コンテンツ関連産業の集積、自然体験型観光の推進といった、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に

構築するとともに、海外への輸出の本格展開といった、交易の範囲をさらに拡大する取り組みを強化してまいります。

加えて、これらの取り組みを支える施策群として、特にIT・コンテンツアカデミーの開講や林業大学の本格開校などの人材育成・確保の取り組みと、全ての産業分野に広げ、金融機関などとの連携を強化して展開する事業戦略策定支援の取り組みの2つの取り組みも抜本強化してまいります。

あわせて、お話にありました地域に経済波及をもたらしていくためには、これら一連の強化した施策群を地域地域でしっかりと展開することはもとより、地域の方々の思いを具体的に形にするためのサポートも重要であると考えております。引き続き、現在取り組んでいる241の地域アクションプランや、若者が住み続けられるよう、多様な仕事を地域地域に創出していくことを目指した19の地域産業クラスター形成の取り組みをしっかりと進めてまいります。加えて、来年度新たに地域に経済波及をもたらす拠点施設の整備を支援する制度を創設し、地域での取り組みをさらに強力に支援してまいりたいと考えているところです。

こうした、大幅にバージョンアップした施策群を、地域の産業団体の皆様や市町村の皆様などと連携して全力で取り組み、地域地域の経済成長につなげるべく努力を重ねたいと考えているところであります。

次に、産業福祉の観点からの介護従事者の処遇改善についてお尋ねがございました。

県におきましては、日本一の健康長寿県構想のもと、地域地域の介護ニーズに対応するため、施設サービスや在宅サービスの拡充と福祉人材センターと福祉研修センターの連携などによる人材確保策に、バージョンアップを図りながら取り組んでまいりました。

こうした取り組みの中、第1期の健康長寿県構想を策定した平成22年から平成27年までに、約2,400人の雇用が創出されており、特に中山間地域の多い本県においては、地域の貴重な雇用の場ともなっております。また、健康長寿県構想と一体的に推進する、現在策定中の第7期介護保険事業支援計画においても、来年度から向こう3カ年の計画期間中に、介護サービスの拡充に伴い、新たな施設整備と約1,500人の介護職員の雇用を見込んでいます。

このように、介護サービスを充実させることを経済面から見れば、地域における需要に対応する供給面の強化を図ることにより、より高いレベルでの均衡を図り、経済効果と雇用を確保しようとするものということが言えると考えております。

しかしながら、近年さまざまな産業分野で人手不足感が強まっている中、介護人材の確保も厳しさが増し、とりわけ中山間地域は厳しい状況が続いているところであり、このような状況に対応するためにも、議員のお話にありました介護職員の処遇改善は欠かせないものだと考えております。

県といたしましては、介護職員処遇改善加算などの創設以来、県内の介護施設・事業所に対しまして、その活用を呼びかけるとともに、平成29年度からは加算取得に向けた取り組みに対する県独自の補助も行っているところであります。また、平成30年度から本格実施します介護事業所認証評価制度においても、処遇改善を評価基準の一つとしており、この認証取得を支援する中でも、職員の処遇改善を働きかけていくこととしております。

加えて、昨年12月に閣議決定された新しい経済政策パッケージに盛り込まれた、公費1,000億円程度の介護人材の処遇改善につきましても、事業者の方々の御意見もお聞きしながら、本県

の実情を踏まえた内容となりますよう、全国知事会などとも連携しながら政策提言を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、日本一の健康長寿県構想をメインエンジンとして、地域のニーズに対応し、介護サービスを拡充するとともに、必要な人材を確保することにより、地域の大きな経済効果と雇用にも結びついていくよう取り組んでまいりたいと考えるところでございます。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関する決意についてお尋ねがありました。

県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場であるエコサイクルセンターには、平成23年10月の開業以来、当初の計画を上回る量の廃棄物が搬入されており、早ければ平成34年9月にも満杯となることを見込まれているところです。

管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業所の安定した経済活動を下支えしており、産業振興計画を推進していくためにはなくてはならない重要な施設であることから、昨年6月、有識者などによる新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を設置し、新たな施設の整備に適した候補地の選定作業を進めてまいりました。この委員会において、さまざまな観点から審議が重ねられてきた結果、先月1日に開催された第6回委員会において、3カ所の最終候補地が選定をされました。

委員会での候補地の選定過程については、土地の先行取得などを防ぐため、やむを得ず非公開で進めてきたことから、最終候補地が選定された同日に、それまでの候補地選定過程の透明性を確保するため、非公開とされた審議も含め、委員会において用いた資料を全面的に公開するとともに、審議の経過についても詳細に御説明させていただいたところです。

他方で、最終候補地の公表は、地元の皆様にとっては突然のこととならざるを得なかったこ

とから、地元への説明を速やかに行うこととして、これまでに最終候補地となった3市町の首長を初め、香南市及び佐川町の議会と香南市の地域住民の皆様には候補地選定の過程や新たな最終処分場の必要性や安全性などについて御説明させていただきました。今後、須崎市議会及び須崎市と佐川町の該当地区の住民の皆様にも同様の御説明をさせていただく予定です。

関係者の皆様に対しては、管理型最終処分場が県内事業者の安定した経済活動を下支えするものであることなどから、県内に必要不可欠な施設であることや、有害物を含まない廃棄物のみを受け入れる施設で、処分場を屋根で覆うとともに水が漏れない構造としており、また施設内に散水した水を浄化して循環利用して施設外に一切放流していないなど、周囲の環境に影響を与えない安全な施設であることを御理解いただけるように御説明させていただいております。

また、最終候補地となった3カ所は、防災の観点及び住民生活や環境への影響の観点など、合計33のスクリーニング項目をクリアした、災害の発生の可能性や地域住民の生活環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い、新たな施設の整備に適した土地であると考えられること、そしてこれらの土地が客観的かつ科学的で透明性のあるプロセスにより選定されたことについても御理解いただけるよう、丁寧な上にも丁寧に御説明させていただいているところです。これらに加えて、施設の安全性などについて、さらに理解を深めていただけるよう、エコサイクルセンターでの現地見学会も計画しているところでございます。

今後、県としましては、地権者の御了解を得て詳細な現地調査を行い、3カ所の候補地の中で科学的に最適な場所はどこなのかという視点での検討を行うとともに、引き続き各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆様にと

寧に御説明させていただき、不安な点や疑問に思う点などに対して耳を傾け、一つ一つ誠意を持ってお答えをさせていただくなど、住民の皆様を初めとする関係者の方々に寄り添いながら、最終処分場の整備について御理解をいただけますよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、動物愛護への思いと動物愛護センターに期待することについてのお尋ねがありました。

ペットは単に愛玩の対象としてだけでなく、人生に潤いと癒やしを与えてくれるよきパートナーという存在であり、その命がまだまだ数多く失われているという現状はまことに残念なことです。

先日、須崎市立多ノ郷小学校で開催された動物愛護推進員による動物愛護教室を視察させていただきました。そこでは、子供たちに命のとうとさを考えてもらうすばらしい取り組みが行われており、終わりには参加した児童から、動物を途中で捨てない、責任を持って飼い続ける大人になりたいとか、動物愛護のボランティア活動をしたいといった感想が発表されました。こうしたすばらしい取り組みを長年にわたって続けてこられた、動物愛護推進員の皆様方のこれまでの献身的な御尽力に、心から敬意を表させていただきたいと、そのように思います。

今後とも、こうした取り組みなどを通じて動物を愛護する心を育むことは、ひいては命を大切にすることを養うことにつながり、他人を思いやる社会や人と動物が共生する社会の実現に大きな影響を与えるものと考えております。

そのため、現在検討を進めている動物愛護センターには、県民の皆様が命を大切にすることを育める場として、動物と親しんだり、適正な飼い方に関する情報を得ることができるような拠点としての機能を充実させたいと考えております。また、犬、猫の譲渡を進めるために、動物福祉に配慮した十分な収容スペースを確保して、

収容動物を健康な状態で管理するとともに、ペットとしてのしつけができるような機能も持たせたいと考えております。さらに、動物愛護センターは、南海トラフ地震などの大規模災害時に発生する可能性の高い、被災者のペット同行避難に向けた啓発を初めとする動物にかかわる災害対策の拠点施設としての役割を担っていくべきだと考えております。

なお、犬、猫の殺処分数を減らすためには、議員御指摘のとおり川上対策が最も重要だと考えており、来年度は新聞や雑誌を使って適正飼養に向けた啓発広報をさらに充実するとともに、猫の不妊手術の助成頭数を900頭から1,200頭に増加させるなど、その対策を一層強化してまいりたいと考えているところです。さらに、さらなる強化策について検討を重ねたいとも考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、地方消費税の配分の見直しの内容についてお尋ねがございました。

地方消費税は、その税負担を最終消費者に求めるものでありますことから、最終消費地と税収の帰属地を一致させる必要があります。このための仕組みとしまして、都道府県間の清算制度が設けられております。この清算基準につきましては、平成9年度に地方消費税が導入されて以来20年が経過しましたことから、サービス産業化の進展など社会経済情勢や統計制度の変化等を踏まえまして、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収を、より適切に最終消費地に帰属させるために、清算基準の抜本的な見直しが行われたところでございます。

具体的には、消費の実態を踏まえ、清算基準における統計データの利用方法を見直しまして、

統計データとしてそのまま利用することが適当ではないものとして、売上額が本店で一括計上されているものや持ち帰り消費等が多いもの、医療・福祉など非課税取引に該当するものについては除外することとし、その結果として、統計データがカバーする比率を現行の75%から50%に改めております。また、統計データのカバー外の消費代替指標につきましては、地方消費税創設当初と比べてサービス統計の調査対象が大きく拡大したことを踏まえまして、7.5%を占めていた従業者数は用いないこととし、人口の比率を17.5%から50%に高めております。

地方消費税の清算基準の見直しに当たりましては、まず消費動向を正確に把握して、その動向そのものをしっかりと反映していくことが大事だと考えております。その上で、統計上の制約などにより、消費動向を正確に反映しきれないところにつきましては、人口をその代替指標としてしっかりとこれに重きを置いていくべきではないかと考えており、これまで全国知事会でも提言してきたところです。先ほど申し上げました今回の見直しの内容につきましては、本県の考えと同一のものであり、適切なものであると考えております。

次に、市町村が発行する証明書のコンビニ交付に係る全国市町村の導入状況と本県における導入の現状についてお尋ねがございました。

住民票等のコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し等を取得できるサービスであります。全国の市町村においては、本年2月15日時点で501の市区町村で導入されております。

一方、本県においては現時点でコンビニ交付サービスを導入している市町村はございません。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、仮称

森林環境譲与税の配分見込みと本県に与える効果についてお尋ねがありました。

仮称森林環境譲与税については、森林環境税とともに平成31年度税制改正において創設とする、平成30年度税制改正大綱が昨年12月に閣議決定されています。

仮称森林環境譲与税は、平成31年度から市町村と都道府県に配分が開始され、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加することとされており、当初は全国で年間約200億円、平成45年度からは年間約600億円の配分が見込まれています。

国が示した配分基準に基づき、本県への配分額を試算したところ、平成31年度は、市町村に約5億7,000万円、県に約1億4,000万円の合計約7億1,000万円と見込まれます。その後、配分額は段階的に増額され、平成45年度以降は、市町村に約19億円、県に約2億円の合計約21億円となる見込みです。

この譲与税が措置されることにより、本県においてもこれまで課題であった、自然的条件が悪く採算ベースに乗らない森林の整備を進めることができるようになり、地球温暖化防止を初め災害の防止や水源の涵養など、森林が持つ公益的機能の維持・増進につながるものと考えています。また、広大な森林を抱える本県において、持続的に適切な森林整備が行われることとなり、中山間地域における雇用の場の確保に、ひいては中山間地域の活性化にもつながることが期待されます。

仮称森林環境譲与税については、今後その制度の詳細が明らかになってまいりますので、県としましては、平成31年度の創設に向けて情報収集に努めるとともに、各市町村がこの譲与税を有効に活用して適切な森林整備を進めることができるよう、市町村の体制の整備や人材の育成・確保に向けてしっかりと取り組んでまいり

ます。

次に、新たな管理型最終処分場の最終候補地の決定に際して考慮した評価項目についてお尋ねがありました。

まず、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会における候補地選定の進め方につきましては、委員会において、全国の最終処分場整備事業にかかわる多くの関係者の手引書として活用されている、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に示された手法を基本としつつ、他県の公共関与による管理型最終処分場の選定手法も参考とすることとされました。

選定の手法としましては、まず約71万ヘクタールある県土の中から候補地選定の対象とするエリアが設定されました。具体的には、県下全域から最終処分場の建設が基本的に困難と考えられる法規制等のある区域や、防災及び土地利用の観点から適さないと認められる区域を除くとともに、利用者の利便性を考慮して、高知市中心部からおおむね1時間の範囲とされ、約10万3,000ヘクタールが候補地選定の対象エリアとされました。

次に、このエリアから新たな施設に必要となる5.5ヘクタール以上を確保でき、幹線道路から2キロメートル以内であり、谷地形または平坦地で土地の勾配が14%以下であること、そして事業用地等として利用されていないことを条件として、それらに適合した104カ所が抽出されました。また、候補地選定に係る土地の公募に対し応募のあった4カ所について、さきに抽出した104カ所と同じ条件を当てはめたところ、1カ所がクリアしたことから、その1カ所を加えた合計105カ所を最初の候補地とし、その後委員会において3段階にわたる絞り込みが行われました。

このような候補地の抽出や絞り込みにおきましては、防災の観点、地域住民の生活や環境へ

の影響の観点、廃棄物運搬の利便性の観点などによる評価項目を各段階において設定し、候補地の評価を行いました。例えば、防災の観点からは、土砂災害危険箇所への該当の有無や災害発生リスクを判断するための地形判読など、住民の生活や環境への影響の観点からは、保育所、学校及び病院の立地状況や水道水源の状況など、廃棄物運搬の利便性の観点からは、幹線道路からの距離など、合計33の項目により評価をいたしました。中でも防災の観点につきましては、委員会において最も重視した要素であり、全ての段階において評価項目として設定されたところでございます。

このような絞り込みを経て、最終候補地に選定された3カ所につきましては、災害の発生の可能性や地域住民の生活や環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い、新たな施設の整備に適した土地であると考えられます。

最終候補地となった地域住民の皆様を初めとする関係者の皆様には、施設の安全性や必要性とともに、このような選定過程を経て最終的に選定されたことも御理解いただけるよう、引き続き丁寧に御説明させていただきたいと考えております。

次に、新たな処分場に持ち込まれる廃棄物の内容と施設の安全性及び安全対策についてお尋ねがありました。

まず、新たな処分場に持ち込まれる廃棄物につきましては、現在エコサイクルセンターに持ち込まれている廃棄物と同じものになると考えています。エコサイクルセンターでは、金属製品の製造工場などから排出される鋳滓や家屋等の解体に伴う石こうボード、建築廃材等を焼却した後の燃え殻など、水分が少なく乾いた状態の廃棄物が多く持ち込まれています。また、エコサイクルセンターは管理型の最終処分場であ

ることから、法令により有害物は持ち込めないことになっていきますし、持ち込まれる廃棄物は、定期的な検査により有害物が含まれていないことが確認されています。また、施設側でも持ち込まれた廃棄物の中から任意に抜き取り検査を行っておりますが、これまで有害物は持ち込まれておりません。

新たな処分場の構造に関しましても、エコサイクルセンターと同様とすることを考えています。エコサイクルセンターの構造は、処分場の上部を屋根で覆っているため、埋め立てた廃棄物や埋立作業に伴い発生する粉じんが外部に飛散することはありません。埋立部分の周囲は、国が示す基準を満たすよう、遮水機能を備えたシート等によって囲っているため、汚水が外へ漏れ出ることもありません。さらに、処分場内に散水を行うことにより、粉じんの発生を防ぐとともに、埋め立てた廃棄物に付着している汚れを洗い流していますが、その汚水は施設内において浄化処理を行った上で、再び散水に利用することとしており、水は一切施設外に放流されていません。地震対策としましては、耐震基準を満たす構造としていますので、新たな処分場におきましても、建設予定地の地形や地質等に応じて万全の耐震対策を講じてまいります。

また、エコサイクルセンターでは、万が一に備えて処分場の下を流れる地下水や周辺の河川の水などの検査も行い、安全を確認しています。これらの情報は全てホームページにおいて公開しているほか、地域の皆様との意見交換の場においても説明しており、積極的な情報の公開に努めています。

エコサイクルセンターでは、次にお答えさせていただきます。発煙事象はありましたものの、平成23年10月の開業以来、そのほかにトラブルなどはなく、持ち込まれる廃棄物を適正に埋立処分してきています。新たな処分場におきまし

ても、エコサイクルセンターをモデルとしまして、県民の皆様にご安心していただくことができる、安全な施設として整備してまいります。

最後に、エコサイクルセンターで発生した発煙事象の原因とその後の対策についてお尋ねがありました。

一昨年8月29日と9月2日に発生しましたエコサイクルセンターの発煙の原因につきましては、専門家や試験研究機関にも御協力をいただきながら、その特定に努めておりましたところ、昨年7月仁淀消防組合消防本部により、1回目の発煙は、埋立管理中の鉍滓に含まれていたアルミニウムもしくは酸化カルシウム的一方または両方と、建物内に浸入した雨水とが反応して発熱した可能性があり、その反応熱の蓄積により壁面の遮水シートなどを焼損したもの、また2回目の発煙は、1回目の発煙で使用した消火用水により、1回目と同様に鉍滓中の成分の反応熱の蓄積により、鉍滓を入れていた袋を焼損したものと推定すると結論づけられました。

発煙事象発生後の対応としましては、雨水が処分場内に浸入した原因が雨どいのふぐあいであったことから、直ちに雨どいの修繕を実施し、万一に備え、壁面の遮水シートに影響を及ぼさないよう、壁際に埋め立てていた鉍滓を中央部に移動させ、24時間の監視体制をとるとともに、発煙した鉍滓を搬入した事業者からの受け入れを中断するなどの対策を講じ、あわせて発煙により損傷した遮水シートを修復いたしました。

再発防止対策としましては、鉍滓の排出事業者にも御協力をいただき、次のような取り組みを行うことといたしました。まず、鉍滓を搬出する前に、事業者は搬出予定の鉍滓に一定量の水を加え、熱反応が生じないことを確認し、管理票にその旨を記載した上で搬出すること、加えて鑄物砂再生工程から発生した鉍滓以外の鉍滓が混入していないことを確認することとしま

した。エコサイクルセンターで受け入れする際は、管理票に発熱性を有していないとの記載があることを確認すること、そして埋め立ての際には、鉾滓を袋から取り出し、燃え殻と混合して埋め立て、その後十分に散水し、温度上昇がないことを確認することなどというものでございます。また、自動火災報知設備や赤外線サーモグラフィーカメラによる熱感知警報システムを導入するなど設備面の対策も図ってまいりました。

このような対策を確実に実施することにより、一昨年9月の2回目の発煙以降、エコサイクルセンターにおいて異常は発生しておりません。

県としましては、エコサイクルセンターと緊密に連携の上、再発防止策の徹底などにより、安全・安心な最終処分場の運営がなされるよう、万全を期してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、本県における軽度者向けの介護サービスの現状についてお尋ねがございました。

介護保険制度の改正により、要支援1、2の軽度の方を対象とした、訪問介護と通所介護のサービスは、介護保険による給付から市町村が実施する事業として提供されることとなりましたが、県内の市町村におきましては、引き続き専門的なサービスが必要な方には指定介護事業所によるこれまでと同様のサービスが提供されているところでございます。

こうした中、厚生労働省が本年1月に実施いたしました調査では、軽度の方への介護サービスの提供を継続するため、平成30年4月までに必要とされる指定の手続をとらない事業所があると回答した市町は、本県においても6団体ありました。当該団体からは、他の事業所への引き継ぎなどにより、サービスの継続が困難な方はいらっしゃるというお聞きをしております。

県といたしましては、事業所がサービスの提供を中止する場合には、高齢者のサービスが継続できるよう、市町村に対して事業所との調整など必要な対応をお願いしているところでございます。あわせて、高齢者へのサービスの継続が困難となった場合には、速やかに報告をしていただくよう依頼をしており、今後も状況を注視してまいります。

次に、山間過疎地域の介護サービスの実態の把握と今後の対応策についてお尋ねがございました。

本県の多くを占める中山間地域では、過疎化の進展により要介護者が広範囲に点在していることもあり、採算面から介護事業者の参入が少ない状況です。

こうした中、県では、市町村と一体となって、中山間地域におきまして、遠距離の利用者に在宅介護サービスを提供する事業所への支援に取り組んでおり、現在20の市町村で補助金を活用したサービスの提供が行われております。その結果、28年度は、サービスの維持につながっているとしている事業所が93あり、さらにサービスの提供地域や営業日が拡大した、また雇用の拡大が実現したとしている事業所は13事業所となるなど、サービスの確保や拡大につながっていると考えております。

あわせて、中山間地域が多い本県の状況に即しました、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを推進することとしており、その中で中山間地域における地域の現状をしっかりと把握した上で、さらなるサービスの充実と関係者とのネットワークの強化を図る取り組みを推進してまいります。

また、介護サービスを充実させるためには、それを提供する人材の確保が不可欠となりますが、先ほど知事からもお答えしましたように、中山間地域は大変厳しい状況にあります。この

ため、来年度は、高校生や中山間地域の住民の方々を対象とした介護職員初任者研修受講による資格取得支援や就職相談会などを継続して実施いたしますとともに、新たに移住促進・人材確保センターとも連携し、移住者向けの介護資格の取得も支援することとしております。

県といたしましては、引き続きこうした取り組みを通じて、中山間地域の皆様が住みなれた地域で必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの拡充とそれを提供する人材の確保に向けまして、市町村と一体となって取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) まず、移動販売業者の実態についてお尋ねがありました。

県では昨年度、各市町村における生活用品確保の取り組み状況を把握するため、県内の全市町村への書面調査とヒアリングによる買い物に関する実態調査を実施いたしました。

この調査では、各市町村におけるスーパーや移動販売など、買い物資源の状況や住民の皆様の買い物動向などをお聞きした結果、移動販売事業については、32の市町村のエリアで行われており、個人事業者を初め量販店や商工会、JAなど70前後の事業者が営業活動されていることが確認できたところです。具体的な活動内容につきましては、基本的には量販店や個人商店が一つのルートを週一、二回程度、合わせて週6日程度巡回している事例が多く、商工会や直販所が買い物代行と一緒に移動販売を行っていたり、鮮魚店が魚をメインに活動している事例もございます。

また、職員が実際に移動販売に同行させていただいたこともございますが、人口が少ない集落であっても定期的な購入の希望があれば販売に向かい、また歩行の不安な高齢者にはその軒

先までお伺いするなど、非常にきめ細やかな対応で地域の皆様に大変必要とされている事業であることや、ふだんは余り顔を合わすことがない隣近所の方々が集まって話をする機会にもなっており、地域のコミュニティーの維持にも貢献していることを実感したとのことでした。

次に、移動販売業者に対するランニングコスト低減のための支援についてお尋ねがありました。

身近に買い物ができる店舗がなかったり、移動に不自由されております住民の皆様にとって、自宅近くまで来ていただける移動販売は、安心して生活するための命綱とも言え、地域にとってかけがえのない存在であります。このため、そうした地域の買い物対策として、見守り活動をあわせて行っていただけるといった要件を満たし、市町村が移動販売業者への支援が必要と認める場合は、中山間地域生活支援総合補助金により、市町村とともに車両の購入や改装費用など初期費用に係る支援を行っています。

御提案のありました燃料費などのランニングコストについては、新たに移動販売を始めようとする場合に、試行期間として最長12カ月まで支援の対象としているところです。その後につきましては、移動販売は基本的に民間事業者の事業活動でありますことから、恒常的な運営経費にまで直接的な公費支援を拡大することは難しいと考えていますが、中山間地域における日常生活用品の確保は重要な課題でありますので、今後とも地域の実情の把握に努め、市町村の考え方もお聞きしながら、さまざまな角度から検討を続けたいと考えています。

最後に、商店機能のある集落活動センターの数と集落活動センターの中で行う買い物弱者対策についてお尋ねがありました。

現在開所しております42カ所の集落活動センターのうち、食料品や日用品などの販売を行っ

ているのは、16年ぶりに商店を復活させた鶴来島の集落活動センターなど8カ所となっております。

また、地域の状況に応じた生活支援サービスの一つとして、センターの店舗で販売している商品を電話で注文を受け、家まで配達するサービスを行っているところや、センターでは販売を行っていないものの、月に1度、近隣のスーパーマーケットへの送迎バスを運行し、住民の買い物支援に取り組まれているところなどもございます。

こうした状況を見ますと、中山間地域の集落の困り事として、買い物弱者対策が切実であり、その課題解決のために、集落活動センターによる取り組みが有効な方策と考えられているのではないかと考えます。

県としましては、今後も集落活動センター連絡協議会の場などを通じまして、各地域での取り組み事例の周知を図りますとともに、こうした買い物弱者対策を初めとした生活支援など、地域住民の皆様が主体となって取り組まれるさまざまな活動に対して、市町村となお一層の連携を図りながら積極的に支援してまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、県立日高養護学校高知みかづき分校の施設を含めた教育環境の整備についてお尋ねがございました。

高知みかづき分校は、卒業生全員の確実な就労と就労の継続を目標に掲げ、職業教育に特化した教育を特色としている特別支援学校です。知的障害のある生徒の職業自立に向けた専門的な知識や技能の習得を目指し、地元の企業や専門学校とパートナーシップを結び、プロによる指導を授業に取り入れたり、校外での実習に多く取り組むなど、教育内容や指導の充実を図り、卒業生のほとんどが一般企業に就職しています。

こうした教育成果もあって、平成29年度からは入学志願者が定員の16名を超えている状況です。

また、高知みかづき分校で実施している作業学習においては、作業内容を生徒の能力や特性に応じて多様化する必要があることから、議員御指摘のとおり、学習で使用する機器等の整備を含め、作業学習に特化した環境整備が必要ですが、現在作業スペースとして使用している総合実習室は、他の教科等の学習と併用している状況にあります。さらに、発達障害をあわせ持つ生徒も増加しており、こうした生徒の高い作業能力を引き出し、より専門的な技術を習得してもらうためには、静かな環境や作業の動線が明確に構造化された作業場スペースといった障害特性に応じた環境整備も課題であります。

しかしながら、現在の分校の建物や敷地は面積に限りがあり、教室などの増設は難しい状況がありますので、外部施設の活用を含め、教育環境整備のための具体的な方策について、あらゆる可能性を検討し、関係者に十分に理解を得ながら課題に対応してまいります。

次に、発達障害をあわせ有する方の割合の増加など、本県の特別支援教育の現状と課題を踏まえた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本県の公立小中学校においては、発達障害などにより特別な教育的支援が必要な児童生徒の割合は、県の実態調査によりますと、平成25年度には6.3%でしたが、平成28年度には8.9%と増加傾向にあります。また、特別支援学校においても、自閉症などの発達障害をあわせ持つ児童生徒は確実に増加しており、議員御指摘のとおり障害の特性や発達段階を踏まえた一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実や教育環境の整備が課題となっております。

このため、これまで全ての学校で教職員の発達障害についての理解や専門的な指導力の向

上、全ての子供がわかる、できるを目指したユニバーサルデザインによる授業づくり、外部専門家と連携して組織的な支援を行う校内支援体制の整備などに取り組むとともに、切れ目のない支援のための地域ネットワークの構築も進めてまいりました。県としましては、今後も引き続きこれらの取り組みが強化されるよう、巡回相談事業や外部専門家の派遣などにより、学校を支援するとともに、高知大学教職大学院への現職教員の派遣などにより、特別支援教育推進の核となる専門性の高い人材の育成に努めてまいります。

また、高等学校におきましては、本年4月から通級による指導が制度化されることにあわせて、本県でも2校において小中学校などからの学びの連続性を一層確保しつつ、障害特性に応じた特別な指導を受けることができる、通級による指導を導入し、その充実を図ってまいります。

さらに、現在取り組みを進めております県立特別支援学校再編振興計画では、県内唯一の病弱特別支援学校である高知江の口養護学校において、発達障害を合わせ持つ心身症などの児童生徒が大幅に増加してきたことを踏まえ、児童生徒の多様な教育的ニーズや進路希望に応える教育内容の充実や柔軟な教育課程の編成が行えるよう、校舎の移転整備を行うこととしております。こうした取り組みなどによりまして、今後とも一層の特別支援教育の推進に努めてまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 全国レクリエーション大会の準備状況と機運の醸成についてお尋ねがございました。

第72回全国レクリエーション大会in高知は、本年9月21日から23日までの3日間、高知市をメイン開催地として県内6市町において、日本

レクリエーション協会や高知県レクリエーション協会、高知県などが主催となって開催するもので、大会には県内外から約7,000人の参加が見込まれております。

開催に向けては、昨年5月に準備委員会を設立し、式典部会や研究フォーラム部会の5つの専門部会を立ち上げて、会場の決定や企画内容、大会全体の運営方法などについて準備を進めてきており、ことし4月には実行委員会の設立を予定しております。また、昨年10月には本大会のリハーサルを兼ねたプレ大会として、高知県スポーツ・レクリエーション大会を開催し、開会式や競技運営などに関する確認も行ってまいりました。このほかにも、県レクリエーション協会や加盟団体などにおいてインストラクターや審判員の養成が行われております。

一方の機運の醸成に向けましては、大会スローガンの公募を行い、スローガンを「維新の志士とレク談義 まっこと高知はおもしろい」に決定するとともに、大会パンフレットの作成、配布や、県内イベントにおいてレクリエーション体験コーナーを設置してPRも行ってきておりますが、今後新聞を初めマスメディアを活用したPRも行うなど、さらなる機運の醸成に努めてまいります。

県としましては、今大会により多くの方々に御参加いただき、交流を深めていただくことで、スポーツ振興やレクリエーション活動のさらなる発展につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、犬、猫の収容及び処分頭数の推移についてお尋ねがありました。

これまで小動物管理センターへの収容数を減らすための対策として、動物の適正飼養の普及啓発や飼い主からの引き取りの厳格化、不妊手

術費用への助成などを行ってきました。その結果、収容頭数を、小動物管理センターが現在の体制となった平成18年度と平成29年度1月末までの実績を比較しますと、犬は2,313頭から252頭に、猫は6,251頭から697頭に減少しています。

また、飼い主への返還や新たな譲渡先を見つけるため、犬、猫の写真や特徴などをホームページに掲載したり、譲渡ボランティア制度の運用や休日の譲渡見学会の開催など、できるだけ処分しない取り組みを進めてきました。その結果、処分頭数を同様に平成18年度と29年度1月末までの実績を比較しますと、犬は2,049頭から19頭に、猫は6,244頭から646頭に減少しています。

次に、中央、中村両小動物管理センターの現状と運営の課題について、また委託業者への県による監督及び指導についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えします。

まず、犬については、中央、中村の両小動物管理センターでの飼養管理に当たり、清潔な環境を保持するとともに、犬同士がけんかしないよう相性を見ながら、犬舎での収容場所を変えるなどして、できる限りストレスを与えないよう努めています。ただ、野良犬などに対する住民の方からの不安の声や苦情を受け、保護される犬は譲渡を上回るペースで入ってくるため、一部改修で収容力の拡大を図った上で、さらに係留が可能な廊下なども利用して施設の収容能力の限界まで飼養しているという状況です。

一方、猫については、収容される猫のほとんどは、離乳前の子猫であり、つきっきりで授乳や体温の保持等の介助が必要なことから、現状では適切にセンターで飼養することは困難であるため、殺処分せざるを得ないという状況です。

こうしたことから、来年度は動物福祉に配慮した飼養管理体制を強化するため、獣医師による健康チェックを行うとともに、ミルクボランティアによる離乳前の子猫譲渡などにも取り組

みます。また、県職員がこれまで以上にセンターに頻繁に出向くことで、委託業者との綿密な連携のもと、運営の品質管理に努めていきたいと考えています。

○26番（大野辰哉君） 知事初め執行部の皆様には丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。1点だけ、証明書などのコンビニ交付について総務部長に再質問させていただきたいと思ひます。

コンビニでの証明書の交付ですけれども、これは特に役場の出先機関とか窓口が少ないような過疎自治体の住民にとって、またその市町村にコンビニがあるとかないとかではなくって、どこでも証明書が受けれるので、本当にメリットのある、特に過疎の地域の住民にとってメリットのあるシステムではないかというふうに思ひます。ぜひとも県下全体で利便性の向上を図る上でも、コンビニ導入を、ぜひ県にしっかりと、市町村と連携していただきたいなというふうに思ひますけれども、もう一度総務部長のほうにお伺ひしたいと思ひます。

○総務部長（梶元伸君） このサービスは、御指摘のようにメリットが大きいものだと思ひしております。一方で、市町村の声をお聞きいたしますと、このサービスを導入しない理由として、そもそも自分たちの地域にコンビニエンスストアが少ない、このため利便性の向上にはつながらないのではないかという声もございまして、現在の役場の支所などでの交付で十分対応できるという声をお聞きしてございまして、いまだ市町村の皆様十分にメリットを御理解いただけていないという現状があります。

このために、県といたしましては、これまで市町村の皆様さんに対しまして、総務省の職員をお招きする説明会ですとか、さまざま市町村の皆様からヒアリングをさせていただく場がございまして、そういった場を通じまして、このサー

ビスのメリットを説明し、導入を促してきているところでございますが、一部の市町村ではありますけれども、関心を持っていただいて、具体的に検討を進めていただいているという状況でございます。

また、国においても、この導入に一つ課題になりますのがコストでございますが、この導入のコストを下げると、あるいは新たな利便性向上の取り組みということも検討しているというふう聞いております。県内市町村でどこかがもし始めていただければ、その取り組みが横展開するというのも考えられますので、引き続き議員に御指摘いただいたようなコンビニ交付のメリットを市町村に説明させていただきながら、導入を促してまいりたいと考えております。

○26番(大野辰哉君) ありがとうございます。ぜひオール高知で、全県下一斉に取り組めるような形でお願いしたいなというふうに思っています。

濟いませぬ。今月限りで退職される職員、教員の皆様、たくさんおられると思いますけれども、これまでの県政はもちろん、市町村政に対する御支援、御尽力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

また、田村教育長におかれましては、前職、情報化関係のときから大変お世話になってまいりました。たしか以前、情報基盤課長をされていたときだったと思うんですけれども、当時介護保険システムの導入に当たって、市町村での共同利用の御提言もいただいて御支援もいただきました。今は、そうしたシステムの共同利用が当たり前になってきているんですけれども、そうした共同利用が進む先駆けともなったということで、田村教育長の、市町村に寄り添った前向きな御指導、御支援も御紹介させていただいて、本当にありがとうございました。本当に

お疲れさまでございました。改めまして、今後ともお体には十分御自愛の上、変わらぬ御指導、御鞭撻賜りますようによろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございました。

まだ時間があります。きょうは、冒頭より知事への大変ぶしつけな質問から始まりまして、原子力から最後は動物愛護の課題まで、主に共生社会をテーマにさまざまな質問をさせていただきました。競争社会、弱肉強食社会と言わざるを得ないこの国の現状でありますけれども、命の重さに優劣はないと思います。この先、過労死など絶対ないような社会、命を大切にする助け合いの優しい温かな社会、県政となりますよう心から祈念して、私の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩



午後1時再開

○副議長(明神健夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

6 番田中徹君。

(6 番田中徹君登壇)

○6 番(田中徹君) 自由民主党の田中徹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

御案内のとおり、我が国は世界に類を見ない人口減少時代に突入しており、最も高齢化が進んだ先進国であります。高齢化率は25%を超え、今や人口の3割が65歳以上という超高齢化時代を迎え、医療・福祉・介護のサービス保障のあり方にも改革が必要になってきていることは周知の事実ですが、とりわけ本県の高齢化率は、

全国の27.3%を大幅に上回る33.6%で、秋田県に次ぐ全国第2位となっており、平成2年と比べると16.5ポイントの伸びとなっています。

かつて勤労世代に比べ余裕があるとされてきた高齢者世帯でも、経済的に困窮する世帯が増加傾向にあり、自殺、孤独死、悪徳商法や振り込め詐欺の被害などのニュースは後を絶ちません。

人口の自然減が15年、高齢化率では10年全国に先行する本県にとって、直面する課題にいま一度向き合い、解決するために順次質問いたします。

まず、人口の減少や担い手の不足が生じている本県にとって重要な取り組みである移住促進についてお伺いします。本県への移住者数は、本年1月末時点で昨年度の同時期に比べ約120%の642組、935人となるなど、本年度の目標である800組の達成に向け順調に推移をしており、まずは高知を知ってもらうという段階から移住、定住までの一連の取り組みがしっかり機能し、成果としてあらわれているものと高く評価したいと思います。

また、先日公表されました、東京のNPO法人ふるさと回帰支援センターの移住希望地ランキング2017では、本県は12位となっており、本県の移住先としての人気は全国の中でも上位に入っていると言えるのではないのでしょうか。

しかしながら、移住促進においては、平成31年度の移住者数を年間1,000組にするという非常に高い目標が設定されていることに加え、他県との競争という側面も踏まえれば、より多くの方に本県を移住先に選んでいただくための、さらなる取り組みの強化が必要となってまいります。

例えば本県では、高知家プロモーションの分析、把握のために定期的に高知県イメージ調査を実施されていますが、昨年12月に公表された

第8回調査の結果報告書を見てみますと、男性に比べると女性の移住意向度がやや低く、特に関東圏の1都3県の居住者の女性が低いといったことや、関東圏の1都3県に比べると関西圏の2府2県の居住者のほうが移住意向度が高く、特に60代男性、20代女性で関東と関西の差が大きいといった結果も見られるところです。

もちろん、これは一つのデータですので、これ以外にもさまざまな年代や地域によって傾向があろうとは思いますが、ターゲットに応じた情報発信をさらに工夫することで、これまで十分にアプローチできていなかった層の掘り起こしにつながる可能性もあると思います。

そこで、さらなる移住者の獲得に向けて来年度はどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

また、移住促進と人材確保の取り組みをさらに進めるため、昨年10月には県、市町村、関係団体の参画のもと、移住促進・人材確保センターが本格稼働し、オール高知で取り組む体制が構築されました。このセンターについては、本格稼働から約5カ月が経過し、まずは順調なスタートとなっているとお聞きしていますが、さらなる移住促進を図るためには、ほぼ全ての市町村で配置が進んでいる移住専門相談員の人材育成や移住者への住宅の確保といった、受け入れ体制の強化も重要となってきます。

そこで、県として、こうした受け入れ体制の強化に向けて来年度はどのように取り組んでいかれるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、高齢者の現状や課題についてお伺いします。近年、我が国では、家族形態や雇用システムの変化、また地域コミュニティの希薄化など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯は、今や全世帯の48.4%を占め、子供との同居率は、

平成元年の60.0%から38.4%と大幅に減少しています。単独世帯と夫婦のみの世帯については、全世帯の57.5%まで増加しており、65歳以上のひとり暮らし高齢者は男女ともにふえ続けています。

また、内閣府の、高齢者の日常生活に関する意識調査によれば、現在仕事をしている高齢者の約4割が、働けるうちは働きたいと回答しています。冒頭でも少し触れましたが、かつて勤労世代に比べ余裕があるとされてきた高齢者世帯でも、経済的に困窮する世帯が増加傾向にあり、生活保護を受給する高齢者世帯は、生活保護受給世帯全体の半数以上に達しています。

最近では、札幌市の自立支援関連施設、そしてあるハイムの火災事故が記憶に新しいところですが、亡くなられた11人の方々の大半が高齢で身寄りがなく、介護を必要としていたという悲しい現実を突きつけられました。背景にはさまざまな原因があるとしても、平均寿命の延伸、またライフスタイルの変容や価値観の多様化などといった言葉では片づけられないときが来ているのだと感じます。

しかしながら、すぐに3世代同居の時代に戻ることは現実的に厳しいことですので、家族間のつながりが望めない今、いかにしてこうした高齢者とつながっていくかが強く求められていると思います。

そこで、本県の高齢者世帯の家族形態や生活感、経済状況、そして認知症などを含む支援の必要な高齢者の現状についてどのように感じられるのか、知事に御所見をお伺いします。

また、先々月12日には国立社会保障・人口問題研究所が日本の世帯数の将来推計を発表し、22年後の2040年には全世帯の約4割がひとり暮らしになると推計しています。その要因は、晩婚化に加え、未婚や離婚の増加が原因と分析をしています。あくまでも全国的な数値の推計で

はありますが、生涯未婚率や離婚率が比較的高い傾向にある本県において、看過できない未来予想図ではないでしょうか。

そこで、本県の高齢者や高齢者世帯についてどのような将来像を描いておられるのか、知事に御所見をお伺いします。

次に、生活困窮高齢者及び配慮が必要な高齢者への支援についてお伺いします。平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が開始され、間もなく3年を迎えようとしています。

現在、県内においては、全ての市町村に自立相談支援機関が設置され、相談支援が行われていますが、制度開始からこれまでの間、相談に来られた人数や相談内容などの状況はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いします。また、相談される方の中でも、高齢者の相談内容や傾向をどのように捉えられているのか、あわせて地域福祉部長にお伺いします。

前述しましたように、家族形態の変化を含めた地域社会の変容に伴い、今後はますます生活困窮者への支援ニーズが高まるものと思われます。他方、制度や相談窓口を知らない方や相談に来られない方、つまりまだ適切な支援を受けることができている方々への対応も重要になってくると思います。これまでも、制度の周知、啓発のために広報などに力を入れてこられたかと思いますが、支援を必要とする方の中には、地域や社会から孤立し、みずから情報にアクセスすることが難しい人や、ひきこもりの状態にあったり、過去の経験から行政機関への相談に対して心理的に抵抗感がある人もいます。これからは、アウトリーチの視点に立ち、そういった声なき声にも支援が届けられるような取り組みが一層重要になってくると思います。しかしながら、体制強化のためには人的な体制整備やそれに伴う人材育成が必要不可欠になってきます。

そこで、今後の相談支援の体制やあり方について県はどのように考えておられるのか、地域福祉部長にお伺いします。また、今後体制強化に向けてどのような支援が考えられるのか、あわせて地域福祉部長にお伺いします。

また、高齢者の生活困窮を支援する中で、住まいの確保は大きな課題であります。昨今の報道でもありますように、国への届け出がされていない無料低額宿泊所、いわゆる無届け施設の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料もしくは利用料を生活保護費の中から徴収するといった、俗に貧困ビジネスと呼ばれる類いのものも存在しています。一方で、独居が困難な高齢者に対して、一定の日常生活における支援を行いながら、地域での生活を可能としてくれる無料低額宿泊所が、民間の善意によって多く存在するのも事実です。このことは、生活に困窮する高齢者が、いかに住居を必要としているかのあらわれではないでしょうか。

国は、生活困窮高齢者が増加していることを踏まえ、生活支援に重点を置いた継続的に暮らせる場を確保するために、新たな住宅制度を創設しようとしています。

これまで、住宅確保が困難な事態に対して、住宅セーフティネットの仕組みがあります。公営住宅のほか、民間住宅を活用した優良な賃貸住宅が供給されてきましたが、低家賃の住宅が少なく、高齢者や低所得者には、やむなく入居を断念せざるを得ない状況もありました。

昨年10月、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正が行われ、住宅セーフティネットの機能がさらに強化されたことで、県や市町村、不動産関係団体などで構成される居住支援協議会が果たすべき役割は、ますます大きくなっています。

そこで、生活困窮高齢者や配慮が必要な高齢

者の住まいにおける本県の現状を把握していくことが重要であり、そのためにも居住支援協議会と自立相談支援機関のさらなる連携が求められますが、今後どのような体制を構築されているのか、土木部長にお伺いいたします。

また、生活困窮高齢者の自立に向けては就労支援も重要になると思いますが、高年齢層を中心に就労につながりにくいといった状況もあると思います。そして、事業を通じて見えてきた課題もあろうかと思っています。

そこで、現在の県内における生活困窮高齢者の就労支援の状況はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いします。また、今後どのようにして就労支援を行っていくのか、あわせて地域福祉部長にお伺いします。

ここまでは、現に生活困窮に直面する高齢者などについてお伺いをしてきましたが、今後年齢を重ねていく中で、生活上のリスクが高まるおそれのある人への事前の対策も行っていかなければなりません。若壮年の無業者やひきこもり、また非正規雇用など、低所得者が未婚のまま親と同居し、親の被扶養者となるケースが増加しています。こうした方々の中には、1990年代の後半から2000年代初めの経済危機やリーマンショックによる経済情勢の大きな変化に起因する雇用情勢の急激な悪化により、働きたくても働けない、あるいは希望に沿った雇用の仕事が見つからないなど、就職活動に疲弊し、就労意欲がなくなり、社会から孤立している人も数多くいると思われまます。親が資金力があったり、年金給付を受けたりしている間は何とか大丈夫なのですが、将来親と死別したときには生活不安に陥る可能性が高いと予測されます。

高齢期になって無年金、低年金、そして無貯蓄、低貯蓄という状態にならないように、早目の手だてが必要になってくるわけですが、一方で不安だけを共有するのではなく、未曾有の高

齢化社会を見据え、加齢による体力の減退や士気の弱まり、また認知症による管理能力の低下が起こる前に、みずからがなすすべを選べる社会を構築していくことも重要ではないかと考えます。農福連携という言葉が用いられるようになって久しいですが、社会的弱者と呼ばれる方々が、役割を持つことで地域課題を解決し、やりがい生まれ、自分の存在価値を見出し、社会に貢献することで、共生していくことにつながる例も実証されつつあります。こうしたことは、来る社会のコストダウンへの投資であり、支え合いの心を育む現場でもあります。

そこで、今申し上げましたように、将来生活上のリスクが高まるおそれがある方への支援について、本県ではこれまでどのように取り組まれてきたのか、そして今後はどのような方向を定めて取り組みを進めていかれるのか、地域福祉部長と商工労働部長にそれぞれお伺いします。

次に、認知症についてお伺いします。平成24年に462万人という厚生労働省の推計が出て以来、枕言葉のように使われてきましたが、一言に認知症と言いましても、段階や型、その原因となる疾患はさまざま、人によって症状の度合いは異なり、それによって起こる生活の支障も個人差があります。高齢化が進んでいる高知県でも、いち早く多様な対策と支援を行っていることは、地元紙や広報紙からも周知できるところです。

症状の一つである徘徊は、近所の方や警察を巻き込む可能性もあるため、介護する側にとって大きなストレスであり、行方不明のまま死亡事故につながるケースも少なくなく、深刻な問題となっています。高知県警察の認知症に係る行方不明者届の受理件数は、平成28年中が58件、暫定値ではありますが、平成29年中が69件とお聞きしています。これはあくまでも警察署に届け出られた数字でありますので、実際にはもっ

と多くの認知症発症者の徘徊が存在するものと推測されます。

これまでも、民生委員や認知症サポーター等々、地域で支え合い、見守る活動は行われておりますが、徘徊は日常であり、早期発見・保護する観点から、もう少し踏み込んだ対応を支援することができないかと考えます。

例えば、徘徊の可能性の高い認知症発症者を事前に登録し、窓口に連絡すればすぐに探してもらえるシステムです。タクシー会社と連携することや、GPS端末の貸し出し、また費用補助なども今後の支援としてはあり得るのではないのでしょうか。

ある認知症高齢者の御家族の方から、家族としては手厚い支援はもちろんありがたいけれど、お金が発生したとしても、もっと気軽に頼める機関があればうれしい、また別の方からは、仕事で自宅をあけている間は常に気になっているといったお話を伺いました。徘徊は予測のできない日常です。家族が安心して仕事のできる環境を整備することも重要ではないのでしょうか。

そこで、認知症発症者の徘徊を早期に発見し保護する、気軽に身近なシステムを構築することができないかと考えますが、地域福祉部長に御所見をお伺いします。

次に、高齢者のかかわる火災についてです。総務省消防庁の資料によれば、平成28年中の本県の火災件数は266件ですが、1万人当たりの発生率は3.6と、全国で7番目に高い数値となっています。平成18年の改正消防法の施行により設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及とともに、住宅火災の死者数は減少していますが、65歳以上の高齢者の死者数が全体の約7割となっています。

そこで、認知症とは限りませんが、高齢者のかかわる住宅火災を防止する取り組みを強化で

きないかと考えますが、本県の住宅火災の現状、そして高齢者を火災から守るための取り組みをどのように行っていくのか、危機管理部長にお伺いします。

次に、高齢者の交通事故防止の取り組みについてお伺いします。警察庁の公表資料によれば、平成29年中の65歳以上の高齢者の交通事故死者数は2,020人で、118人減少していますが、全体に占める高齢者の割合は54.7%となり、前年に次ぎ高水準となっています。また、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の件数は418件となり、前年より41件減少していますが、全ての死亡事故に占める割合の12.9%となっています。

そこで、平成29年中の県内における高齢者の交通事故の状況や傾向について警察本部長にお伺いします。

また、県警察では、高齢者を交通事故から守る対策について、さまざまな取り組みがなされています。各警察署に配置している高齢者交通安全活動推進員が中心となり、警察官や民生委員、市町村の関係機関・団体等と協力して、交通安全の個別指導をするために高齢者宅を訪問する活動や、自動車学校等と連携した高齢者対象の交通安全教室の開催、反射材の普及活動などを初めとする各種施策や取り組みがあると聞いています。

これらの取り組みの中で、少しでも多くの高齢者の方に交通安全教育を受けてもらう機会をふやす取り組みとして、高齢者交通安全講習受講者特典制度があるとお聞きしましたが、この制度の内容について警察本部長にお伺いします。

また、県警察では、運転免許の自主返納制度について、昨年10月からの受付窓口を拡充する取り組みに続き、本年2月からは家族など代理人による申請も受理されるようになるなど、申請者の利便性が向上する施策に取り組まれています。

今後、自主返納を促すために県警察としてどのように取り組まれていくのか、警察本部長にお伺いします。

一方で、返納を促すためには、返納後の移動手段の確保も重要であり、特に中山間地域においては必要不可欠な対策となってきますが、自主返納後における支援策について中山間振興・交通部長にお伺いします。

次に、学校における働き方改革についてお伺いします。

日本の学校や教師は、授業はもちろん、生徒指導や部活動、また保護者や地域との連携など、広範な役割を期待される、世界に誇れる優秀な教育機関であると思います。しかし一方で、現在これらの多様な業務や責任が学校の肩にのしかかり、教員の長時間労働という形であらわれてきています。

既に英国では、学校指導体制改革の一環として、教師がしなくてよい業務を明確化し、教師が授業に集中できるような環境整備を推進していると聞きます。しかし、日本の場合、小学校は学級担任制であり、学級担任を務める一人の教師が担当する授業時数が多く、その上給食や清掃の指導も行い、また休み時間も一緒に活動し、安全への配慮なども行っています。連続勤務で休憩時間の確保もままならない状況です。また、中学校や高等学校は教科担任制であり、教科によって担当する授業時数は異なりますが、生徒指導や進路指導にかかわる業務が大きくなっています。それら指導等の時間に加え、部活動にかかわる時間が長いことから、授業の準備時間の確保が難しい状況にあります。

このほか、教師は、授業以外の事務的業務も一定程度担っており、また保護者、PTAや地域との連携、通学路の安全確保や夜間の見回り指導など、さまざまな業務を担っています。私も保護者として学校や先生方とかがかわりが深い

わけですが、周りの先生方は、子供たちのためにという強い使命感と責任感を持ち、情熱的で献身的な取り組みをしてくださっています。

ある先生からお話を伺いますと、昼間は休憩をとる時間もなく、夜間は21時を過ぎて保護者の方から子供同士のトラブルや子育てについての相談の電話を受ける毎日とのことでした。そのような話を聞き、もっと気軽に保護者同士が悩みを聞き合ったり、話し合ったりする保護者の組織があれば、保護者も先生も助かるのではないかと思ったことでした。

また、ある学校では、学期に一、二回は任意の団体が主催して行っているスポーツ大会やコンクールの世話を要望され、教員が、出場者を決めることから始まり、練習や指導を行った上に、当日もボランティアで参加しているということです。こういった行事は地域で担うことが必要ではないかと考えます。

このようなことを聞くにつれ、教員の負担軽減、働き方改革の一翼を担うのは地域や保護者であると考えるところです。

県教育委員会では、平成28年3月に教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画を策定し、まさに地域と学校の連携・協働をうたい、学校支援地域本部の設置を進めてきています。平成30年3月現在、県下全ての市町村に学校支援地域本部が設置されているとお聞きしていますが、この学校支援地域本部の設置により、学校教育の充実や学校における働き方改革にどのような効果があらわれているのか、また今後どのような形に発展させていこうとされているのか、教育長にお伺いします。

学校と地域の連携・協働は徐々に進められてきていますが、学校を支えるもう一つの組織であるPTAは、特に保護者の集団としての力が、さきに述べた例からも弱まってきているように感じます。教員の負担軽減を図るためにも、ま

た学校の力を高めるためにも、PTA活動の活性化こそ必要と考えますが、県教育委員会としてこのPTAという組織をどのように育成し、支援していかれるのか、教育長にお伺いします。

次に、児童生徒の体力、運動能力の向上についてお伺いします。

第23回冬季オリンピック平昌大会が多くの感動を残し、17日間の熱戦に幕をおろしました。日本選手団は金4個、銀5個、銅4個と、史上最高のメダル獲得となり、2年後の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大きな弾みとなる結果となりました。

本県におきましても、知事を先頭にスポーツ振興に力を注ぎ、競技力の向上を図ってまいりましたので、来る東京オリンピック・パラリンピックにおいて、高知県から日本代表の選手が出場することへの期待が高まっていることと思えます。

本県では、これまでも児童生徒を対象とした高知くろしおキッズ・ジュニアの取り組みを進め、系統立てた競技力の向上に取り組んできています。また、その成果も実を結びつつあり、今後の活躍に大いに期待を寄せています。

一方で、より高い競技力向上につなげるためには、裾野を広げ、多くの才能を見出すことも大切なことであると思えます。特に、身体的機能が著しく発達する小中学校の時期に体力や運動能力を高めることはとても重要です。

先月13日、平成29年度に実施された小学5年、中学2年の男女を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が公表されています。この調査は平成20年度より実施され、その調査の目的は、国は、全国的な子供の体力の状況を把握、分析することにより、子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、各教育委員会は、みずからの子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を把

握し、その改善を図るとともに、子供の体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、各学校は、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育、健康等に関する指導の改善に役立てるということです。

この調査が初めて実施された平成20年度の調査結果では、小学5年男女がともに全国最下位、中学2年男子が45位、中学2年女子が46位と、本県の子供たちの体力は全国最低水準ということが数値的に明らかになりました。体力は、人間の活動を支え、意欲や根気強さなどの精神面においても、また病気にかかりにくいなどの健康面においても、生涯にわたって大切にしなければならぬものであり、この結果に多くの県民の方々も心配されたことと思います。

その調査から10年、本年度の調査結果は、体力合計点で中学男子が初めて全国平均を上回り、中学女子が過去最高を更新しました。小学男女も、調査開始以来過去2番目に高い結果となるなど、この10年間で着実に改善してきております。特に中学男子は全国19位となり、初の10番台という大変すばらしい結果となっています。

一方で、運動習慣に関する調査結果からは、1週間の総運動時間が、小学女子以外は全国平均を下回っているなどの課題も明らかになっています。

そこで、本年度の調査結果について県教育委員会はどのように捉えておられるのか、教育長にお伺いします。

望ましい運動習慣の定着や体力の向上は、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質、能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするためにも重要です。

高知県教育振興基本計画でも、小学校の体力、運動能力は全国上位に、中学校の体力、運動能力は全国平均以上に引き上げることを基本目標の一つとしていることから、この結果に満足することなく、今後さらなる取り組みも必要になってくると思います。

ぜひ本県の子供たちには、よい運動習慣と体力を身につけ、バランスのとれた心身の成長がなされることを期待していますが、今後この目標達成に向けてどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いします。

最後に、ハラールマーケットについてお伺いします。

近年、ムスリムを多く抱えるマレーシアやインドネシアなど、東南アジアからの訪日旅行者は急激に増加しています。この背景には、訪日ビザの緩和や急速な経済成長により、中間層、富裕層がふえていることに加え、親日家が多いことが挙げられます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、マレーシアやインドネシアのみならず、ムスリムの旅行者がふえることが予想されます。アラブ首長国連邦、トルコ、サウジアラビア、エジプト、クウェートといった中東諸国では、今や日本のアニメや和食が世界標準となっていますが、日本に関する情報量が圧倒的に不足しているため、来日に至っていないケースが多いのが現状です。つまり、富裕層の多い中東諸国もマーケットとして捉えることができるということです。

しかし、ムスリム旅行者を受け入れるためには、受け入れる側がムスリムについて知り、礼拝の習慣や戒律上の食事の制限などに適切に対応することが大切になってきます。

そこで、今後本県にもムスリム旅行者が来る機会がふえると思いますが、旅行者の現状と今後のハラール対応の周知、啓発をどのように行っ

ていくのか、観光振興部長にお伺いします。

また、ムスリム旅行者の受け入れや、東南アジアなどムスリムを多く抱える国への輸出を考えれば、ハラール認証を取得することは企業にとって強みになるのではないかと思います。県内では、まだ導入する企業は少ないようですが、ハラール認証についての現状、そして今後どのように取り組まれるのか、産業振興推進部長にお伺いし、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、さらなる移住者の獲得に向けて来年度どのように取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

移住促進については、平成25年度に施策の抜本強化を図り、官民協働、市町村との連携・協調のもと、さまざまな施策を毎年度強化しながら取り組んでまいりました。この結果、昨年度の移住者数は平成24年度の約6倍の683組となり、これまで順調に増加をしております。

昨年10月からは、高知県移住促進・人材確保センターを本格稼働させ、オール高知の体制のもと、取り組みを強化しているところであります。

しかしながら、人口の社会増減の均衡という目標の達成と、完全雇用状況下における人手不足の深刻化という経済成長の壁を乗り越えるためにも、移住者数1,000組の定常化に向け、さらなる施策群の強化が必要だと考えております。

このため、来年度はまず移住希望者と地域とのマッチングの強化に向け、情報発信のさらなる強化、魅力的な仕事の掘り起こしとマッチング機能の強化、市町村や企業等と連携した受け入れ体制の充実という3点に、特に力を入れて取り組んでいくこととしたいと考えております。

具体的に申しますと、1点目の情報発信のさ

らなる強化につきましては、都市部の方々に本県での仕事や暮らしに強く関心を持っていただけるよう、メディアで活躍された方などの協力を得ながら、年代や性別、ライフスタイルなどターゲットに応じた心に刺さるようなプロモーションを展開していきたいと考えているところです。

あわせて、県内の家族や友人からUターンを呼びかけていただくための広報のさらなる充実を図るなど、情報発信の質と量、そして方向性について、もう一段多様に、かつ質高く取り組んでいけるよう、取り組みを進めたいと考えているところであります。

2点目の魅力的な仕事の掘り起こしとマッチング機能の強化につきましては、全ての産業分野とさらに連携し、人材ニーズを掘り起こすことで、都市部の移住希望者の志を満たす仕事の量をふやすとともに、相談者のさまざまな希望を踏まえた移住プランの提案力についても高めてまいります。

加えて、高校生の進学や就職が最も多く、かつ関東圏に次いで移住者が多い関西圏での取り組みを強化するため、大阪事務所に移住促進・人材確保センターのスタッフを新たに配置し、移住や就職希望者の相談対応や、大阪事務所の職員と連携して企業や大学の訪問などを行うことで、人材誘致につなげてまいりたいと考えております。

3点目の受け入れ体制の充実につきましては、年間1,000組の定常化に向けては、特に移住者向け住宅の安定的な確保が不可欠となります。毎年2,000戸以上発生している空き家をスムーズに活用可能なものにしていくため、地域ごとに市町村と民間の専門家が連携し、空き家の掘り起こしや所有者に対する活用プランの提案を行う仕組みを構築するなど、さらなる空き家活用策に取り組んでまいります。

こうした3点のマッチング強化の取り組みに加え、IT・コンテンツアカデミーの開講や農業担い手育成センター及び農業大学の充実強化、林業大学の本格開校など、移住の入り口ともなり得る担い手人材育成機能も大幅に強化をして、さらなる移住促進につなげてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、本県の高齢者の現状について、また高齢者や高齢者世帯の将来像についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

全国に先行して高齢化が進む中、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの高齢者と高齢者夫婦のみの世帯は6割を超え、全国的に見ても高い水準となりますとともに、高齢者のうち非課税世帯の人の割合も約4割、全国第3位と高くなっております。また、認知症の方など、支援を必要とする高齢者は増加しています。とりわけ、中山間地域が多い本県では、家族や地域が担ってきた支え合いの力の弱まりなどによって、地域に多様なニーズがありながらも、全国一律の制度サービスだけでは必要なサービスが行き届かないといった状況にあるものと受けとめております。

こうしたことから、これまで、子供から高齢者までの生活を支える地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターを設置することにより、制度サービスのすき間を埋め、意図的に地域の福祉のネットワークを築きますとともに、住民が主体となって見守りや配食サービスなどの生活支援を行う集落活動センターの取り組みを進めるなど、高齢者が地域地域で安心して住み続けることができるよう取り組んでまいりました。

一方、本県の65歳以上の高齢者人口は、2020年ごろをピークに減少に転じる見込みでありま

すが、高齢化率は、当面の間上昇し続ける見込みとなっております。こうした状況を踏まえ、今後地域地域の支え合いの力をより一層強化していく必要があるものと考えています。

こうしたことから、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化することとしたいと考えておりました。地域の生活やつながりを支えるあったかふれあいセンターと集落活動センターのさらなる連携を進めるなど、これまでの取り組みを強化することにより、地域地域でのサービスの充実を図らなければならないと、そのように考えています。

また、既に支援が必要な高齢者の方々のみならず、今後支援が必要になると思われる高齢者の方々についても、アウトリーチにより把握をし、適切な支援につなげていくことが大事だと考えています。いわゆるゲートキーパーの機能強化に取り組み、日常生活から入院、リハビリ、退院後の生活などの一連の流れの中で、それぞれのサービス間の連携をさらに強固なものとしていきたいと考えます。

これらによりまして、単身や夫婦のみの高齢者世帯であっても、孤立することなく、どこに住んでいても状況に応じて適切な支援や必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して暮らすことのできる地域をつくってまいります。

加えまして、高齢者を支えが必要な方と一律に捉えるのではなく、お元気な高齢者の方には、あったかふれあいセンターや集落活動センターの力強い担い手として、積極的に地域で御活躍をいただくなど、支える側にもなっていただけるよう、高齢者の活躍を後押ししてまいります。

こうした取り組みとあわせ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に示す、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける社会の実現に向けた取り組みを進めることにより、高齢者や若者がそれぞれの役割を持って活躍し、

子供から高齢者まで全ての方々が地域とつながり、支え合いながら暮らすことのできる高知県を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) まず、市町村における移住者の受け入れ体制の強化についてお尋ねがありました。

本県への移住者が順調に増加してきた要因としましては、県の取り組みの強化とともに、地域できめ細かく移住希望者の相談に対応する、市町村の移住専門相談員の設置拡充や、移住支援団体の活動など、地域での受け入れ体制の充実が大きいのではないかと考えております。

こうしたことから、昨年10月に本格稼働しました移住促進・人材確保センターでは、市町村と連携し、移住相談や人材確保を担うスタッフを育成することを主な役割の一つと位置づけ、取り組みを進めることとしております。

具体的には、相談員の方々のより一層のスキルアップに向けて、相談対応の基本的な知識の習得はもとより、起こりがちなトラブルへの対処方法、医療・福祉面での配慮を要する方への対応といった、さまざまな相談事例のケーススタディーなど、相談員のキャリアに応じた体系的な研修を実施してまいります。

また、移住希望者の多様なニーズに応えるため、同じ生活圏の複数の市町村が移住支援団体などと連携して行う、相談会や移住体験ツアーなどを支援することで、市町村の枠を超えた広域的な受け入れ体制づくりにも取り組んでまいります。

一方、年間1,000組の移住者の方々を定常的に受け入れるためには、住宅の安定的な確保が不可欠であり、特に中山間地域では空き家の活用がポイントとなります。これについては、掘り起こしに向けた体制整備や活用促進のための改

修などを支援するとともに、移住希望者の住宅に対するニーズを継続的に把握し、市町村と共有することで、より効果的な活用につなげてまいります。

また、市町村と建築関係の民間事業者の方々などが連携し、空き家の掘り起こしや所有者に対して活用プランの提案を行う新たな仕組みづくりを、土木部と連携して進めることとしております。

こうした取り組みなどを通じて、移住者の受け入れ体制を強化し、さらなる増加を目指してまいります。

次に、ハラル認証について、県内企業の現状と今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

県が把握しております県内企業のハラル認証取得は、工業分野で1件、食品分野で2件となっております。

民間シンクタンクによりますと、イスラム圏の国々では、経済成長や人口の増加を背景に、食品・飲料市場が年々拡大し、2021年には日本の約5倍となる約1兆9,000億ドルになると予測されております。こうしたことから、ハラル認証を取得することは、これらの国々で販路を広げるための有効な手段の一つだと考えております。

しかしながら、ハラル認証には、全ての国に有効な国際的基準や日本国内の統一された基準がないため、どの国で何を誰に売るのかといった企業の輸出戦略に応じて、その対応を検討する必要があります。

来年度、特に食品分野については、これまでのシンガポールや台湾、欧米に加えて、商流の確保ができつつあるインドネシアやマレーシアなど、イスラム圏の国々での販路拡大にも取り組むこととしております。

これにあわせて、ジェトロなどの関係機関と

連携しながら、県内企業に対して、ハラルに
関するセミナーなどを開催するほか、各企業の
輸出戦略に応じて、対象となる国のハラル認
証の取得に向けた情報提供など、必要なサポ
ートを行ってまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○**地域福祉部長（門田純一君）** まず、自立相談
支援機関へ相談に来られた方の人数や内容な
どの状況、また高齢者の相談内容や傾向につ
いてお尋ねがございました。

生活困窮者への自立支援につきましては、町
村部においては県が各町村の社会福祉協議会
に委託をし、市部においては市の事業として
直接実施、あるいは市の社会福祉協議会など
に委託して行っております。

平成27年度の制度開始以来、本県におけ
る自立相談支援機関へ新規に相談に来られた
方は、本年1月末現在で6,368人、内訳は
高知市が1,823人、それ以外の市部が
1,547人、町村部で2,998人となっており、
県が所管をしております町村部におきまして
は、65歳以上の高齢者が約6割を占めて
おります。

相談内容といたしましては、最も多いのが
収入、生活費の問題、2番目が病気や健康
への不安、3番目が住まいの問題という順
番になっております。このことは市部、町
村部とも同様でございます。

また、高齢者の相談内容といたしまし
ても、同様に、年金が少なく生活が苦しい
といった収入、生活費の問題が多く、次
いで病気や健康への不安が多いと、自立
相談支援機関からお聞きをしております。

他方で、自宅からの買い物や病院への
交通手段がない、ひとり暮らしで生活に
不安があるなどの相談もあるとお聞きを
しております。

次に、相談支援の体制やあり方、今後
の体制強化に向けた支援についてお尋ね
がございませ

た。

議員のお話にもございましたように、
生活困窮者の中には、さまざまな事情
から自立相談支援機関につながってい
ない方もいらっしゃるものと受けと
めております。

このため、こうしたみずから支援を
求めることが難しい方に対してしっ
かりと支援を行うためには、自立
相談支援機関が主導して生活困窮
者を把握することにとどまらず、
さまざまな関係機関が生活困窮
の端緒となる事象を把握した場
合に、自立相談支援機関へ確
実に繋がっていくことが必要
となります。

具体的には、各市町村において、
税や国保、水道、生活保護など
の部門から支援が必要な方を、
しっかりと自立相談支援機関
につないでいただくとともに、
民生委員・児童委員や地区の
役員の皆様などからもつない
でいただくなど、地域の実情
に応じたネットワークをつ
くることが必要だと考えて
います。

あわせて、関係機関や民生委員・
児童委員の皆様などからつ
ないでいただいた、支援が
必要と思われる方々へ自立
相談支援機関が直接出向
き、相談支援につなげるこ
とも重要な視点だと考え
ております。

県内においても、地区の役員が、
水道がとめられ、非衛
生的な生活を余儀なくされ
た状況を把握し、町の自
立相談支援機関につな
ぎ、支援に入ったとい
う事例もございました。

こうしたことから、まずは現在
各福祉保健所単位で行
っております生活困窮者
自立相談支援機関協
議会ブロック会など
を通じまして、先ほ
ど申しあげました取
り組み事例などを情
報共有し、サポート
する側のノウハウの
拡大を支援して
まいりたいと考えて
おります。

あわせて、その際には体制
強化に当たっての課
題や、相談を行う職
員の研修ニーズなど
もお聞きをし、必
要に応じて、国へ
の政策提言や県

としての支援策の検討につなげてまいりたいと考えております。

次に、生活困窮高齢者の就労支援の状況、また今後の就労支援の取り組みについてお尋ねがございました。

生活困窮高齢者の就労支援につきましては、自立相談支援機関に就労の相談があった際、相談者の希望もお聞きした上で、主としてハローワークやシルバー人材センターなどにつないでいます。しかしながら、年齢を初めさまざまな事情から企業等とのマッチングが困難であること、また高齢者の中にも、長期間就労していないことなどにより、直ちに一般就労することが難しい方はいらっしゃいますものの、そういった方のための事業である就労準備支援事業の年齢要件が65歳未満であることなどから、十分な支援につながっていない状況があるものと受けとめております。

このため、今後は先ほど申しあげました生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会などを通じまして、就労支援員が高齢者の特性に応じた就労に関する助言や、農業など高齢者の就労の場のさらなる開拓などを積極的に行うよう、自立相談支援機関に要請してまいりたいと考えております。

あわせて、本年10月から就労準備支援事業の年齢要件が撤廃される予定となっておりますので、県といたしましても、この事業の周知に努めますとともに、積極的な活用を要請してまいります。

こうした取り組みを通じまして、生活困窮高齢者の就労支援を充実し、就労による自立や生きがいがづくりなどにつなげてまいりたいと考えております。

次に、ひきこもりの方など、将来生活上のリスクが高まるおそれがある方への支援について、県の取り組みについてのお尋ねがございました。

ひきこもり状態にある人や家族に対する相談体制といたしまして、精神保健福祉センターに設置しています、ひきこもり地域支援センターを中心に、市町村や医療・福祉などの関係機関と連携をして、医療や就労につなぐなど、相談者の状況に応じた支援を行っております。

議員のお話にありましたように、とりわけ将来のことを考えますと、就労への支援が重要だと考えております。こうしたことから、これまでひきこもり状態にある人への就労支援といたしまして、ひきこもり地域支援センターによる社会体験のコーディネートを行うとともに、企業などでの仕事体験を通じて就労への踏み出しを支援する、就労体験拠点施設を県内3カ所に設置し、就労に関する相談や訪問支援などにより仕事体験をサポートしています。

また、本年度からは自分に合った働き方の選択肢をふやしていただくことを目的に、在宅での就業が可能なテレワークを知るセミナーの開催や、実際にテレワーク業務を学ぶ就労準備訓練を開始しましたほか、JAなどと連携をして農業体験の仕組みづくりにも取り組んでいるところです。

これらに加えまして、来年度からは農家とのマッチングを支援する農福連携コーディネーターを新たに配置するなど、身近な場所で仕事を体験する機会や働く場を確保する体制の整備に取り組みますとともに、市町村や医療・福祉などの関係機関との連携をさらに強化し、働きたい気持ちはあっても、精神面や体力に不安があって一歩を踏み出せない方へのアウトリーチなど、支援の充実に取り組んでまいります。

最後に、認知症の方の徘徊を早期に発見、保護するシステムの構築についてお尋ねがございました。

認知症の方やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、日ごろの

安否の確認や行方不明になった際の早期発見、保護などの見守り体制の構築は欠かせないものだと考えております。

県内では、見守りが必要な高齢者を登録して、関係者で情報共有する見守りの仕組みづくりや、高齢者が行方不明になった場合に、市町村、警察、消防など、関係機関や住民が協力をして捜索を行う、SOSネットワークの構築などの取り組みを行っている市町村が21団体ございます。しかしながら、見守りに関するルールの有無や、協力を得られる関係機関の数など、市町村によって取り組みに差が見られます。また、取り組みに着手できていない市町村もございますので、国の事業を活用いたしまして、地域の見守りネットワークの構築に取り組む市町村を支援するとともに、先進的な取り組み事例を紹介する研修会を開催するなど、地域ぐるみで見守り体制の充実に向けた取り組みを支援しているところで

す。また、介護保険制度の改正により、平成30年度からは全ての市町村において、認知症の方やその御家族が地域で必要な支援を受けられる体制づくりを担う、認知症地域支援推進員が地域包括支援センターなどに配置をされます。

今後は、配置された認知症地域支援推進員を中心に、それぞれの取り組みについて情報共有を行う意見交換会の開催などを通じまして、市町村の後押しをすることによりまして、認知症の方が地域で安心して暮らし続けることのできる見守り体制づくりを支援してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 人口減少社会における高齢者の現状と課題について、居住支援協議会と自立相談支援機関のさらなる連携が求められるが、今後どのような体制を構築していくのかのお尋ねがございました。

居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対す

る賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯といった住宅確保要配慮者や高知県への移住希望者の、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援することを目的に、本県では平成25年2月に設立されております。

この協議会は、不動産関係、建築関係、福祉関係の民間団体、県内の全市町村や県の住宅及び福祉関係課など、官民の福祉関係者と住宅関係者で構成されており、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅に関する情報の提供や、居住支援に係る先進事例を学ぶセミナーなどを行っております。

また、住宅確保要配慮者や高知県への移住希望者のための住宅確保につなげるため、活用可能な空き家の掘り起こしにも取り組んでおります。

居住支援の取り組みを実効性あるものとするためには、生活困窮高齢者などの住まいの現状把握が必須であり、議員の御提案のように、自立相談支援機関との連携が重要であると考えます。今月2日に開催いたしました居住支援セミナーでは、協議会のメンバーであり、かつ自立相談支援機関でもある高知市社会福祉協議会から、居住支援の現状と課題などについて御講演をいただいたところです。

今後、自立相談支援機関に寄せられる住まいに関する相談情報を協議会の中でしっかりと共有し、福祉関係者と住宅関係者が一体となって、生活困窮高齢者を初めとする住宅確保要配慮者の居住支援のさらなる充実化を図ってまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 若壮年の無業者やひきこもりなど、将来生活上のリスクが高まるおそれのある方への支援に関する県の取り組みについてお尋ねがございました。

平成初めのバブル経済崩壊後、厳しい雇用情勢が続いていた中で、若年者の働く意欲を喚起するとともに、職業的自立を促進することを目的に、平成15年6月に国が策定した若者自立・挑戦プランに基づいて、本県におきましても、平成16年5月におおむね40歳までの方の就職を支援する機関として、ジョブカフェこうちを設置しております。このジョブカフェこうちでは、キャリアコンサルタントによるきめ細やかなアドバイスや就業支援の就職支援セミナーの開催などを通じまして、これまでに9,264人の就職につなげてまいりました。

また、教育委員会におきましても、中途退学となった生徒やニート、ひきこもり傾向にある若者を対象にした就職や復学などを支援する機関として、若者サポートステーションを平成19年10月に設置し、職場体験や学習支援という活動を通じて、これまでに1,296人の進路決定を支援してまいりました。

近年の雇用情勢は当時と比べますと大幅に改善をしておりますものの、平成27年の国勢調査によりますと、本県の15歳から44歳までの完全失業者を含む無業者は1万3,099人、また非正規雇用の労働者は3万4,163人と、いまだ一定数の方がいらっしゃる状況でございます。

人手不足を背景に人材確保が課題となっている中、こうした方々に、より一層社会でその能力を発揮していただきたいと考えているところでございます。

このため、来年度から若者サポートステーションを初めとした県内の関係機関の連携による、連絡会の開催やセミナーの相互誘導などを通じまして、就職支援はもとより、生活改善への助言など、あらゆる側面からお一人お一人に寄り添い、丁寧に支援をしていけるよう、体制を強化することとしております。これにより、円滑な、より安定した正社員としての就職や職場へ

の定着に取り組んでまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 本県の住宅火災の現状と、高齢者を火災から守る取り組みについてお尋ねがありました。

住宅火災の件数につきましては、平成24年には119件だったものが、平成28年には87件となっており、近年減少傾向にあります。この5年間の死者数は58人で、そのうち65歳以上の高齢者は46人、約80%と高い割合になっています。

こうした状況において、高齢者の方に火災から身を守っていただくためには、火災の発生を防ぐ取り組みをみずからしていただくことが基本となりますが、万が一火災が発生した場合に、そのことをいち早く知り、初期消火などの対応を素早く行えるようにするためには、お話にありました住宅用火災警報器の設置が大変有効と考えています。

本県の設置率は、全国平均81.7%に対して76.8%にとどまっているという状況であり、設置が進んでいない理由について、県内の15消防本部にお伺いをしたところ、多くの本部で啓発が不十分であると考えている一方、戸別訪問により設置率が向上したという事例もあることをお聞きしております。

そのため、県としましては、機会を捉え、住宅用火災警報器の有効性を引き続きPRするとともに、設置率が向上した取り組みを幅広く紹介するなど、消防本部を初め市町村とも連携し、設置の促進を図り、高齢者を初め県民の皆様を火災から守ることができるよう取り組んでまいります。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) まず、平成29年中の高齢者の交通事故の状況や傾向についてのお尋ねがございました。

昨年、県内の高齢者の交通事故は783件発生

し、16人の方が亡くなられ、508人の方がけがをされております。

件数につきましては、前年対比でマイナス161件と減少しておりますが、全体の交通事故件数に対する高齢者の交通事故件数の割合は年々増加傾向にあり、平成29年中の高齢者の事故件数は全体の42.6%を占めております。また、高齢者の死者数16人は、全体の死者数29人の55.2%を占めるほか、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は5件で、全体の死亡事故件数の17.2%を占めており、それぞれ全国平均を上回っている状況であります。

交通死亡事故の特徴としましては、依然として道路横断中の歩行者が犠牲となる交通事故が発生しているほか、高齢運転者のアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる交通死亡事故も発生しております。

このような情勢の中、今後も高齢歩行者対策はもちろん、高齢運転者対策についても重要な課題であると認識しているところであります。

次に、高齢者交通安全講習受講者特典制度の内容についてのお尋ねがございました。

本制度は、平成23年11月から運用しているもので、警察官等が行う交通安全講習を受講した65歳以上の高齢者に受講修了証をお渡しし、特典日である毎月20日の県民交通安全の日を受講者が協賛店を利用すると、さまざまな特典が受けられる制度でございます。

本制度の目的は、運転免許証を持っておらず、交通安全講習を受ける機会が少ない高齢者が、道路横断中や自転車乗車中に交通事故の被害に遭っていることから、これらの方に交通安全講習を受けてもらう機会をふやすため、協賛企業の御協力もいただいて始めたものであります。

主な特典の内容につきましては、交通安全講習の受講後に渡される受講修了証をお持ちになった方は、1年間の有効期間内であれば、協

賛していただいている県内の主要量販店等146店舗で買い物をしていただいた際に、買い物ポイントの付与や割引等のさまざまなサービスが受けられるものであります。

県警察といたしましては、運転免許を持っておられない高齢者を含め、さらに多くの高齢者に交通安全講習を受講していただくため、協賛していただける企業の拡充に努めてまいります。

また、制度の周知につきましても、各署に配置されている高齢者交通安全活動推進員による高齢者宅への戸別訪問による直接の周知、各自治体の交通安全担当者等と連携した広報啓発活動を行うなど、今後もさまざまな手段により制度の周知を図る所存でございます。

最後に、運転免許の自主返納に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。

運転免許をお持ちの方は、身体機能の低下等を理由に自動車等の運転をやめる際には、公安委員会に申請をすれば、運転免許の取り消しを受けることができます。いわゆる運転免許証の自主返納というものであります。

県警察では、交通事故防止の観点から、この自主返納制度等の御案内をしております。具体的には、高齢者が集まる各種会議や交通安全教室等において自主返納制度の御説明を行うとともに、県警察のホームページや、高齢者交通安全活動推進員が作成する高齢者アドバイザー新聞等の県警察の広報紙により周知を図るなど、広報啓発活動を強化しております。

また、県警察では、自主返納者に対する支援として、市町村や公共交通機関、商店等の各事業所に対して、コミュニティーバスの乗車券等の配布や、バス、タクシーの運賃割引、商店での割引など、移動手段を含む日常生活を支援する特典を付与する取り組みに協賛していただいております。

さらに、運転免許業務窓口において、運転免

許証を返納される高齢者に対しては、市町村等が行う自主返納支援の内容等の必要な情報を提供するとともに、各地域で行われる移動支援を含めた必要な支援を適切に受けられるよう、地域包括支援センターを教示するなどの対応を行っております。

県警察では、高齢運転者による交通事故防止対策の一つとして、引き続き自動車等の運転に不安を有する高齢者が運転免許証を返納しやすい環境の整備に向け、自主返納制度のさらなる周知を図るとともに、協賛事業所等に対して、自主返納支援策の継続や拡充の働きかけを行ってまいります。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) 運転免許の自主返納後の支援策についてお尋ねがありました。

高齢化が進行し、人口減少が進む中山間地域では、運転免許の自主返納者を初めとした、御自身による移動手段をお持ちでない御高齢の方々も安心して暮らし続けられるよう、移動手段の確保策についてしっかりと取り組んでいくことが、まず第1に重要だと考えています。

このため、県では、地域の新たな移動手段などを検討する各市町村の地域公共交通会議などに参画しますとともに、市町村などがコミュニティバスや乗り合いタクシーなどの導入などを行う際に、車両など施設、設備の購入や実証運行に要する経費に対しまして、高率の補助制度を独自に創設し、支援を行っているところで

す。加えて、県が主体となって、現在県内4地域で具体策の検討を進めています貨客混載推進検討会におきましても、高齢化が進んでいく将来においても、移動が困難な人が元気に外出できるような仕組みとして、住民同士が支え合う、いわゆる過疎地有償運送を活用した貨客混載の

スキームを検討しているところです。

また、先ほど警察本部長から、自主返納された高齢者に対する情報提供などのお話がありましたが、各市町村の地域包括支援センターからは、あったかふれあいセンターや社会福祉協議会、集落活動センターなどが提供する各種の支援サービスや移動手段のサービスなど、県、市町村、民間事業者が提供するサービスを、各人の御事情に応じてお知らせしております。

さらに、民間の交通事業者においては、例えば土佐くろしお鉄道中村・宿毛線では、運転経歴証明書の提示により運賃が半額になる割引制度を設けていますほか、バス事業者においても同様の運賃割引や乗り放題定期の発行、またタクシー事業者においては10%割引きなどの取り組みを進めていただいております。

今後とも、警察本部や地域福祉部はもとより、市町村、民間事業者とも連携し、中山間地域の高齢者の皆様が運転免許を自主返納された後も不安なく生活できますよう、移動手段の確保支援に取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、学校支援地域本部の設置により、学校教育の充実や学校における働き方改革にどのような効果があらわれているのか、また今後どのような形に発展させていくのかのお尋ねがありました。

本県では、高知県教育大綱や第2期教育振興基本計画に基づく学校と地域との連携・協働の強化の柱となる取り組みとして、学校支援地域本部の設置を促進し、学校教育の充実、地域全体の教育力の向上、地域ぐるみで子供の育ちを支援する体制づくりを推進しておりまして、現在公立小中学校の約6割に当たる189校が取り組んでいるところです。

この取り組みの中で、地域の方が学習支援や登下校の安全指導、学校行事や部活動の支援な

どを行うことにより、授業改善や学校の環境の充実に加え、子供たちの郷土への愛着や社会貢献意識の醸成など、さまざまな教育効果を得ています。

また、働き方改革における効果としましては、地域の方による、職業体験などの地域学習や学習プリントの丸つけ、放課後補充学習への協力によって、教員がゆとりを持って授業の準備や指導ができるなど、業務負担の軽減にもつながっており、県教育委員会が本年度行ったアンケート調査でも、約8割の学校が、地域住民が学校を支援することにより、教員が指導などに力を注ぐことができたと回答しています。

県内ではこのような取り組みにより、地域の未来を担う子供たちが、各地域の方々に見守り、支えられ、豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長しています。

来年度は、この学校支援地域本部の設置を、現在の189校から公立小中学校の8割を超える241校へと大幅に増加させる予定です。

さらに、現在の取り組みを、民生・児童委員の参画を得て、地域と学校がパートナーとなって子供を見守る高知県版地域学校協働本部へと発展させていきたいと考えており、来年度は現在6市町で実施されているモデル校の取り組みを、全ての市町村に広げていきたいと考えております。

次に、県教育委員会としてPTAをどのように育成し、支援していくのかのお尋ねがありました。

県内の小中学校PTAは、280団体で、4万7,296名の会員が所属する大きな組織ですが、少子化や過疎化などを背景に、PTA活動を支える人材や団体の基盤が弱まり、参加する保護者も固定化傾向にあるなど、より多くの保護者の参画を得て活動を活性化することが課題となっております。

こうした中でも、インターネットやスマホの問題に関して、PTAが、関係機関と協働し、幡多地区では幡多っ子ネット宣言を、香美・香南地区では香美・香南ネット宣言を取りまとめるなど、家庭を巻き込み積極的に子供たちの生活習慣の改善に取り組んでいる事例もございます。

また来年度は、県と保・幼・小・中・高の各PTA連合会が、合同で防災や新学習指導要領をテーマに取り組みを進めることとしており、県と全てのPTAが一体となり、共通の課題に真正面から向き合い活動することを通じて、PTA全体の活性化を推進しようとしております。

こうした取り組みに加えまして、平成28年度には学校支援地域本部の設置拡大について、県教育委員会と県小中学校長会、県小中学校PTA連合会が連携して進めていくことを合意し、設置に向けた活動に取り組んでまいりました。

例えば、保護者、学校、行政が一堂に会し、県内6地区で開催しているPTA・教育行政研修会において、学校支援地域本部の取り組み事例の発表やグループ協議を行ったことにより、取り組みに理解を深めた保護者が市町村教育委員会に要請したことで、設置につながった事例などがございます。

さらに、研修会の参加者は、平成27年度の549名から今年度は703名と増加するとともに、公立小中学校における学校支援地域本部は、先ほど申しましたように、平成27年度の86校から来年度は241校の設置が見込まれるなど、大きな成果もあらわれております。

今後も、こうした取り組みを通じて、PTA活動の活性化を図るとともに、家庭、地域、学校の連携・協働を一層推進し、学校教育の充実や教員の負担軽減につなげてまいります。

次に、本年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について県教育委員会はど

のように捉えているのかとのお尋ねがございました。

先月公表されました「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、御紹介もいただいたところでございますが、本県の児童生徒の体力、運動能力の状況が、体力合計点において、中学校男子が初めて全国平均を上回るとともに、中学校女子が過去最高点になるなど、中学校においても改善が進んでおります。また、小学校においても、男女とも過去2番目の結果となっております。平成20年度当初からの推移でも、改善傾向がございます。

小中学生の体力、運動能力がこの10年間で着実に向上してきたのは、各学校が、チーム学校としての意識を高め、課題に対して学校全体で取り組むようになってきたことや、授業づくりスタンダードの活用や教科会の充実などにより、体育、保健体育の授業改善に積極的に取り組んできた成果であると考えております。

また、この3年間、体育を専門とする校長OBの2名のアドバイザーが、課題のある学校を訪問し、体力、運動能力の向上や健康づくりに向けた学校経営や授業づくりについて、適切な助言を行ってきたことも成果につながったと考えております。

一方で、御指摘のとおり、児童生徒の運動習慣につきましては、全国と比較すると、1週間の学校の体育、保健体育の授業以外の総運動時間が、小学校女子以外は全て下回っております。さらに、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合についても、小中学校とも全国平均を上回っており、これらのことは、体力向上という観点だけではなく、健康づくりという観点からも重大な課題と考えております。

最後に、高知県教育振興基本計画に掲げる児童生徒の体力、運動能力の目標達成に向けて、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねがご

ございました。

さらなる体力の向上を図るためには、本県の課題である運動習慣の定着に向けた取り組みが重要であると考えます。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から見えてくる、本県の児童生徒に運動習慣が定着していない要因としましては、全国平均より高い傾向にある登校時の自家用車等の利用やテレビやスマートフォン等の視聴、運動部や地域スポーツクラブに加入していない児童生徒の比率など、生活習慣や運動に対する意識や環境の問題が考えられます。

このため、児童生徒が、運動を含めた基本的な生活習慣の大切さへの意識や日常生活の中で積極的に運動を行おうとする意欲を高めることが必要であり、これまでも副読本を活用し、児童が保護者とともに運動習慣や健康の大切さについて学べるよう取り組んでまいりました。

来年度は、新しい学習指導要領の趣旨に合わせ、副読本を改訂し、さらに取り組みを充実させるとともに、各学校で大きな役割を果たす養護教諭、栄養教諭、保健主事の研修を充実させ、健康教育の推進に努めてまいります。

また、高知県が策定します第2期高知県スポーツ推進計画に基づいて整備される、地域のスポーツ環境を積極的に活用する取り組みも進めてまいります。

このような取り組みにより、運動習慣の定着、向上を図るとともに、市町村教育委員会との連携を一層深めながら、体育の授業改善や運動部活動の充実などを着実に進めることにより、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) ムスリム旅行者の現状と今後のハラル対応の周知徹底についてお尋ねがありました。

平成29年の訪日外国人の延べ宿泊者数は、従業員10人以上の宿泊施設を対象とした速報値で

約7,180万人泊となり、過去最高を記録しました。このうち、イスラム教を信仰されている人口が多いマレーシアとインドネシアからの延べ宿泊者数は、合わせて約195万人泊と、こちらも過去最高となっております。そのうち、本県におけるこの2カ国からの延べ宿泊者数は、360人泊にとどまっているところですが、全国的に伸びている状況から、今後本県でも増加が期待できる市場だと考えており、ムスリム旅行者への対応は大変重要であると考えております。

県では、高知県観光コンベンション協会と連携して、平成28年4月に、県内の飲食店や宿泊施設等が無料でウェブサイトを利用して多言語で料理メニューを作成することができる多言語メニュー作成支援システムである、ダイニング高知ジャパンを整備しております。このシステムは、豚やアルコール、エビ、落花生など、宗教上やアレルギーの理由などで注意が必要となる35種類の食材をピクトグラムで表示できる機能を有しており、料理メニューの多言語化の普及にあわせて、ハラールやアレルギー対応などの普及啓発も行ってまいりました。

こうした取り組みにより、食事面では、ムスリム旅行者に対応ができる旅館やホテル、飲食店がふえてきつつありますが、まだまだ十分ではなく、食事以外の対応として、礼拝場所の提供なども必要となります。

このため、昨年10月に県内の観光関連事業者や自治体職員などを対象に、ムスリム旅行者が観光地に求める配慮やサービスについての研修会を実施したところです。

今後、県としましては、引き続き多言語メニュー作成支援システムの普及を通じたハラール対応などを進めると同時に、高知県観光コンベンション協会などとも連携し、セミナー等を開催することにより、さらなるハラール対応の周知啓発を図ってまいります。

○6番（田中徹君） それぞれに御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今回、人口減少社会ということで、高齢者を取り巻く現状について取り上げさせていただきました。高齢者や生活困窮高齢者への施策というのは、一義的には市町村の取り組みではあると思いますが、県としても、今後高齢者の生活の質、QOLを向上させるために、やはり実態を正確に把握するということが必要ではないかと思っております。

先ほども、御答弁いただきました中にも、これからさまざまな形で実態を把握していくというような答弁もあったわけですが、そこで県としても、高齢者の実態をしっかりと把握し、そしてその実態に即した施策を部局横断的に、かつ総合的に考える場であったり、協議する場というものが必要ではないかと思っておりますが、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） そういう高齢者の皆様方の暮らしをどう守っていくのか、特に中山間地域においてどういうふうに守っていくのかということは、県政上の全ての分野における主要な課題でありまして、そういう意味においては、部局横断的に常にこの課題について向き合っていると、そういうつもりだというふうに考えております。

例えば日本一の健康長寿県構想において、こちらも、対象となる方々というのは大きく言うと3つになるんだろうと思っています。1つは、非常に健康状態に課題のある壮年期の皆さんの健康状態をどう守るか、2点目が、厳しい環境にある子供たちにどう対処するかということであり、加えて高齢者の皆様方の暮らしというのをどう守っていくかということが主要なテーマです。

また、中山間対策におきましても、何が大きなテーマとなるかということ、中山間の人々の暮

らしをどう守るかということになるわけです。ただ、その中山間の暮らしにおいて、やはり圧倒的に人数が多いのは高齢者の方々であって、中山間対策を考えることはそのまま高齢者対策につながるものだと、そういうふうに考えています。

でありますので、決して高齢者対策について、部局横断的な対応をしていないということではなくて、長寿県構想推進会議、さらに言えば、中山間総合対策本部とともに、事実上、高齢者問題を取り上げる、そういう会なのだというふうに考えています。

ですが、先ほど来の御質疑を伺ってしまして、例えば生活困窮者の皆様方への対策ということについて、この長寿県構想推進会議でも中山間対策でも、もう一段厚く取り上げるべきではないかなということを考えさせていただいたところでございます。今回の御質疑を受けて、来年度の長寿県構想推進会議と中山間総合対策本部会議で、この点をもう一段厚く取り扱えないかなどという形での改善をさらに考えさせていただければと、そのように考えます。

○6番（田中徹君） どうもありがとうございます。

これで、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番坂本孝幸君。

（11番坂本孝幸君登壇）

○11番（坂本孝幸君） 自由民主党、坂本孝幸でございます。議長の許可を得ましたので、早速質問をさせていただきます。本日は、今後の高知県が進むべき方向を検討する際の重要と思われる課題について、幾つかの視点から質問をさせていただきます。

まず初めに、国の政策パッケージ、生産性革命に対する評価でございます。

国では、平成33年までの3年間を生産性革命、集中投資期間として、税制改革、予算、規制改革などの施策を使った大胆な改革を行うこととしております。生産性を年間2%向上させること、設備投資額を10%増加させること、賃金を3%以上引き上げること、そういったものが柱となっております。こうした国の政策に対する高知県の考え方についても確認をさせていただきたいと考えております。

国の生産性革命では、中小企業・小規模事業者などの生産性革命を行い、中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げ環境の整備を行うことになっております。特に本県では、都会との賃金格差の影響から、人口の社会減が進んでいることは認識されておりでございまして、全国的にも低い賃金体系の中で、本県では本当に十分な賃金向上を達成することが可能なのかというふうな心配もしております。賃金引き上げのためには、中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げのための環境整備が必要であります。

そこで、知事にお伺いしたいと思いますが、これまでの取り組みを振り返り、新たな生産性革命を進める上で、高知県として何をしなければならないと考えておられるのか、国の生産性革命への評価とあわせてお伺いいたします。

県内企業の生産性を高めるためには、中小企業などを支援する機関などの機能強化が前提と

なっておりまいます。最近、地方銀行では厳しい状況が生まれているというふうに言われております。人口減少で地方銀行の先細りは避けられないところではありますが、経済に明るさが見え始めたと言っても、これまでのマイナス金利政策で収益環境が悪化しております。こうした一方で、大半の地銀は黒字なので、危機感を持ちにくいとの声を聞きます。こうした中でメガバンクでは、金融とITを融合するフィンテック、ファイナンスアンドテクノロジーへの対応を視野に、業務量の削減をする姿勢を見せ始めております。このようなメガバンクの大リストラは、対岸の火事ではありません。万一の際には、大きな禍根が残ることとなります。

今後、地銀の企業への支援機能を向上させるために、県として何が必要と考えられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

第4次産業革命の渦中にある本県にとっても、生産性が伸び悩む分野での制度改革は不可欠でありまして、特に生産性の低い分野での改革については、十分に配慮していく必要があると考えます。生産性の低い分野での改革が行われてこそ、各事業での生産性向上に期待できると考えます。

そこで、医療分野での改革について健康政策部長に、介護分野での改革について地域福祉部長に、建設分野での改革について土木部長に、運輸分野での改革について中山間振興・交通部長に、農業分野での改革について農業振興部長に、林業分野での改革について林業振興・環境部長に、水産分野での改革について水産振興部長にそれぞれお聞きいたします。

成長分野への人材移動は、今後の産業振興や新しい働き方の上からも、十分に議論する必要があります。

厚生労働省では、ことし、副業がしやすいように勤務管理ルールの見直しを行います。昨年

12月には副業・兼業のガイドラインをまとめております。

副業を通じて働く人の能力を異業種にも生かすことが、日本の企業社会にとって人材の有効活用につながっております。そういう考え方に私も全く同感でございます。本県のような中小企業の多い地域では、事業所承継、人材確保の上からも、この副業・兼業という仕事の仕組みは大いに歓迎すべきものではなかろうかと考えているところでございます。また、賃金が伸び悩む中で、副業は働く人の収入増に結びつく効果もあり、特に本県でのメリットは大きいものと考えられます。

現在の多くの企業では、長時間労働の課題や企業情報の漏えいなどを懸念して、副業・兼業は就業規則で禁止されております。また、労働基準法では、複数の企業で働く場合には、全ての労働時間を合算するのが前提となっております。非常に厳しい副業・兼業環境でございますが、本県では一定必要なものと私は考えております。

副業・兼業への規制緩和の議論は、今後ますます高まっていくものと考えますが、これに対する知事の所見をお伺いいたします。

事業規模の拡大や新たな事業展開に必要な中核人材を都市部などから本県に誘致することについて、これまでどのように取り組んでこられたのか、その成果と反省点及び今後の取り組み方針について、あわせて商工労働部長にお聞きいたします。

今、経済、教育など多くの分野でIT化やAI、IoTの活用の議論が花盛りでございます。これら活用上の課題についてお聞きしたいと思います。AI、IoTなどの技術の活用は、今後の日本の人手不足問題においても、また生産性向上と経済活性化の視点からも不可欠のものと思いますが、生産性を上げ過ぎると社員の給

与が上がらないという問題も浮上してまいります。IT化して労働投入量を減らせば、当然生産性は向上いたしますが、労働の機械化で県民の仕事の場が失われたり、賃金の低下へと結びつくことがあってはなりません。

労働投入量がふえても生産性を上げるためには、モノの付加価値化を図ることが不可欠でありまして、6次産業化、海外輸出、インバウンド観光、そういったことが極めて重要なこととなってまいります。本県でも尾崎知事を先頭に、鋭意取り組みを進めているところでございます。

AIやIoTなどの活用で生産性が向上するのはよいといたしましても、逆に人手を必要としなくなる社会の出現といったことも予想されるところであります。こうした問題を捉えて、2050年には日本人の15%しか働いていない社会が出現するという研究論文もございます。

このような労働と給与、生産性との関係について知事としてどうお考えか、生産性を上げるためには付加価値を上げることが極めて重要となりますが、知事が考える新しい付加価値についてどのように高めていこうとするのか、あわせてお聞きいたします。また、全国知事会などの場で、今後の地方づくりの立場から新たに提案すべきことがあれば、知事のお考えをお聞きいたします。

次に、コンパクトシティー構想についてお聞きをいたします。

地方創生が始まって4年目になります。昨年は地方自治法施行70年の節目を迎えました。本県では、国に先んじて取り組みを行ってきた、小さな拠点としての集落活動センター事業、あるいはさまざまな中山間対策の推進で、地方創生の効果を生み出し、高めようとしております。中山間地域の多い本県にとって大いに歓迎すべき重要な政策であり、これに力を注いできたところでございます。ことしからは、中山間地域

の住民が主体となって取り組む集落活動センターの支援を、基幹ビジネス確立支援事業として強化することとしております。

現在のところ、こうした事業で、集落を維持し、若者が住み続けることのできる地域の実現を目指しておりますが、この一方で国が進めるコンパクトシティー構想が具体化し始めておりまして、このコンパクトシティー構想と中山間地域で県民が住み続けることのできる高知県づくりとの関連にこそ、私の中で若干の違和感が生じているのも事実でございます。

国の国土形成計画におけるコンパクトシティー構想は、人口減少の中で都市の機能を集約し、その集約した拠点を中心に人口対策、経済・福祉施策などを効果的、合理的に実行しようとするものでございます。国では、最近になってこの計画を加速することを目的に、立地適正化計画を定め、市街化区域のうち都市機能誘導区域を1割以下にする場合、補助金で支援し、まちの都市機能を一段と凝縮する方向に進んでおります。

昨年12月25日、高知県都市計画審議会では、県内16カ所の都市計画区域で、まちづくりの指針となる都市計画区域マスタープランの改定を答申いたしました。県内16区域を東部圏域、中央圏域、高幡圏域、幡多圏域、そして高知広域、この高知広域には高知市、南国市、香美市、いの町が入っておりまして、こうした5つのエリアを設定し、それぞれのエリアごとに医療、商業などの広域的な都市機能を担う広域拠点や地域拠点、生活拠点を位置づけ、都市のコンパクト化を図るとともに、これら拠点間の連携を強めることとしております。

東京に人口や政治機関が一極化したように、本県では高知市への一極集中が進んでおります。県内34市町村で、れんげいこうち広域都市圏を形成するものでありまして、今後の県内の中山

間対策が実態としてどう変化するのか、判然としておりません。

高知市を中心とするれんけいこうち広域都市圏の事業の中には、地方移住を検討しつつも、都会での生活からいきなり田舎暮らしへ転換することをちゅうちょしている方々に対して、まず都市機能が一定整った高知市へ一旦移住してもらい、この後に県内各地域の事情を知った上で気に入った県内市町村へ移住してもらう、いわゆる2段階移住の仕組みが検討されております。県内各地に新たな移住者を確保できると期待もしておりますけれども、移住者が高知市にとどまってしまい、高知市だけ人口が増加していくという結果になるのではないかと懸念する声もございます。

れんけいこうち広域都市圏の取り組みは、高知市だけでなく、中山間地域に暮らす県民にも効果をもたらすものでなければならないと考えます。国の交付税措置の対象外となった県内13市町村の事業を、県が上限1,500万円で支援することになっておりますが、該当する市町村の中で取り組みの効果が中心地に集中するなど、これらの市町村の中山間対策に悪影響を及ぼすことがあってはいけません。中山間地域の住民に中心地への転居を促すような政策は避けなければなりません。高知県の政策は、県民の誰もが住みなれた地域で生活をし続けることのできる仕組みづくりを目指しております。

県民の誰もが住みなれた地域で暮らし続けることのできる高知県という地方の理想を追求することが、今こそ求められております。

高知県では、中山間地域の維持・存続のために、集落活動センター事業など、精力的に展開しておりますが、これらの事業が国の政策の方向性や予算の移動などによって方向変更されることがあってはなりません。

国土形成計画におけるコンパクトシティー構

想は今後の中山間対策にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、中山間地域との相関について知事にお伺いいたします。

次に、高知県の都市計画と権限移譲についてお伺いいたします。

ことし4月1日、開発許可の権限が高知県から南国市へ移譲されます。南国市では、大きな疑義の中で、昨年12月市議会に議案が提出され、採択に至り、今後運用が始まることになっております。ことしから始まる南国市での開発許可制度について、南国市議会では多くの課題が見出され、いまだに疑義ある状況が続いているのは御承知のとおりでございます。私のところには多くの市会議員や市民の皆さんからの質問や要望が寄せられているのが現状でございます。南国市への開発許可権限の移譲に関して、市会議員の皆さんからは、移譲を受ける権限への制限が多く残されている、移譲する以上は一層の緩和を行うべきではないか、そういった意見も寄せられております。

御存じのように、南国市は農業地域でございます。農業振興のための開発規制が設けられているのも現状でございます。しかしながら、南国市という地域は、高知龍馬空港という県下唯一の空港を擁する地域でもございますし、高速道路、高知新港にも近い、地域発展のための地理的要件を備えた地域でもあり、都市計画による大幅な規制がこの町の発展を阻害してきたという多くの市民の皆さんの意見があるというのが現状でございます。

高知県との協議においては、市街化調整区域への居住誘導策とのバランスや、開発区域の周辺において市街化を促進するおそれがない開発についての権限移譲でございますが、周辺の小学校などでは複式化が言われるなど、非常に厳しい人口減少が生じておまして、地域の住民は、せめて学校周辺には家が建築でき人口減少

への歯どめの一助にしたい、あるいは親が住んでいる周辺に子供が家を建てたい、そういった強い要望の中での権限移譲でございます。また、高知大学医学部周辺2キロメートル以内の職員用住宅の建設が認められても、一般県民の住宅建設は認められないという開発許可権限の移譲自体が、不平等で理解できない、そういった声もでございます。

さらに、南国市では、次世代型こうち施設園芸もスタートしておりまして、今後は周辺でのクラスター形成に力を注いだり、空港周辺での宿泊施設の確保のための土地開発や、企業誘致のための工業団地、流通団地の確保などにも積極的でございますが、土地の活用が自由にできないことへの不満、課題をあわせて持ち続けているのも現状でございます。

国では最近になって、多くの分野での規制緩和を進める動きがあり、県としてもこうした地域の特殊事情を訴えることで、一層の規制緩和を進める必要があると考えます。非農地の開発を優先するという国の方針を守る自治体の農地転用規制を緩和するという、国の例外規制があるといたしましても、特定の市町村には特定の事情もあるという点からの規制緩和策を国に求めることも、県行政としての責任ではないでしょうか。今年度は地方自治法施行70年を迎えました。もっともっと地方の声を国に対して発信することを県民は望んでおります。

南国市の調整区域内での土地利用、あるいはこれら地域への規制緩和に対する知事の所見をお伺いいたします。

ことし4月から都市計画権限の移譲を受ける南国市と移譲を行う高知県との間では、必ずしもその認識が一致していない部分があるように感じます。南国市での都市計画をしっかりと進めるために、また国や高知県の意向を十分に伝えるためにも、双方の意思疎通をこれまで以上

に進める必要があることは当然のことでございます。昨年の南国市議会で権限移譲に関する議案を採択したとはいえ、南国市ではいまだに消化不良などが見られるのが現状であります。

こうした部分について県としてどう考えるのか、南国市に移譲する権限の活用について高知県としてどのようなことを求めているのか、あわせて土木部長にお聞きいたします。

次に、中小企業の後継者対策についてお聞きいたします。

中小企業の休廃業の要因に、後継者不在を掲げる企業が増加しているとお聞きいたします。その中には黒字でありながらも、後継者問題で休廃業する企業や廃業を考える企業も存在するというところでございます。平成37年には、全国の経営者の6割以上が70歳を超える状況にあり、経済産業省では全国の中小企業127万社が後継者不在の状態にあると分析しております。日本経済にとって、現在の中小企業のこうした問題は、産業基盤の維持・強化、あるいは優良技術の伝承などの面からも、早急に取り組まなくてはならない大きな課題でございます。本県企業の多くも中小企業でありまして、同様の問題を抱えているのが現状でございます。今、県内企業でもA IやI o Tの活用で生産性を高めるための努力を始めようとしているところであり、今後県内企業でも黒字を計上する会社の増加することに期待もしております。

生産性の高い黒字企業の廃業は、経済全体の効率を下げるという警戒感も当然持たなくてはなりません。最近の県内企業の廃業件数を見ると、平成26年、210件、平成27年、185件、平成28年、172件、平成29年、168件となっております。廃業要因としては、適当な後継者がいないということが69.8%、全体の約7割に上っております。

一方で、事業承継に備えるための外部人材登

用を考える動きも強まっております。このために政府でも、兼業・副業の規制緩和を進める方針でございますし、全国の商工会議所などにある事業引継ぎ支援センターでは、専門家が事業者とのマッチングを行う取り組みも始まっております。昨年、中小企業の経営者の高齢化などに対応し、円滑な事業承継につなげることを目的に、香川、愛媛、徳島県などでは、国の事業を活用し、商工会、金融機関、県行政などが連携して、事業承継問題を持つ中小企業を発掘し、円滑な承継に向けた支援を行う、そういった取り組みを始めております。

事業承継の形には、いろいろなものがございませぬ。親族内承継や親族外承継、これは従業員などによる承継も含んでおります。あるいは分社化、あるいは第三者によるMアンドA——合併・吸収、そういったものもありますが、本県では売りニーズがあっても買いニーズがない、高知県という立地上、買い手、合併先が見つかりにくいという問題もあるように思います。こうした承継準備にはさまざまな要因があり、5年から10年かかるとされておまして、こうしたことはやはり計画的に進めていくということが不可欠なものとなってまいります。

後継者問題に悩む商工業分野の後継者承継についてどのように捉えておられるのか、また小規模事業者のMアンドAの促進など、本県の抱える課題に対して、国の事業などを活用して今後どのように取り組んでいくのか、商工労働部長にあわせてお聞きいたします。

次に、オリンピック・パラリンピックへ向けての外国人選手事前合宿への取り組みについてお聞きいたします。

2020年のオリンピック・パラリンピックへの準備が各地で進められております。昨年11月に私どもは同僚議員4名で、シンガポール・スポーツ庁を訪問して、高知県でのシンガポール選手

団の事前合宿についての協議を行ってまいりました。私どもは、外国選手団の受け入れは、本県の観光、経済を初めとする多くの分野により影響を及ぼすものであり、積極的に推し進めたいと考えております。高知県でも、ことしの当初予算には積極的な予算づけをしてもらっているところでございます。

シンガポールなどからの外国選手団を受け入れるための体制整備はどのように行っていくのか、また相手国との交渉の現状はどのようなものであるのか、さらに受け入れの課題と対応について、あわせて文化生活スポーツ部長にお伺いします。

こうした外国人選手団を受け入れた後は、両国の文化・経済交流へと結びつけることが本県にとって非常に重要なこととなってまいります。こうしたオリンピック・パラリンピック以後の本県の取り組みについてどのように考えるのか、具体案も含めて文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

次に、最後の問題になります。中山間地域の振興ということでございます。

現在の農政は、強い農業、もうかる農業の声のもと、産業政策に準じた取り組みが全国的に展開されるようになってまいりました。これらは、これまでの農業政策への反省もあり、地方創生の中で積極化しておまして、農業の生産基盤確立の上では大きな効果をもたらしていると言えます。その中で、平野部の農業は、オランダ型ハウスなどに見られるように近代化され、商業化され、そこから得る収入も大きく伸びてきたとも思いますが、農政改革の最終章を迎えて、中山間の農業はどのように変遷したのか、変わったのか変わらなかったのか。

地域コミュニティーをどうつくるのかという問題に対して、国では、小さな拠点づくりなどに力を注ぎ、ことしからは地域外に出た人や地

域外の人を呼び込む関係人口づくりへの支援なども始めることにしております。

こうした中で、昨年12月農水大臣が記者会見の中で、農政改革の大体やるべきことは収束する、そう言われたことを聞き、全国の中山間地域は不安になったのではないかと私は思っております。中山間地域は集落機能の危機、生産基盤の危機、そういう2つの大きな危機に直面しております。中山間地域から始まる人口減少問題や農地が狭小、産業化に限界がある、そういった環境の中で、地方創生の終えんとともに、中山間農業対策も遠くへ行ってしまわないのかとの危惧する声も聞きます。また、中山間地域の主要産業であります林業においても、原木生産量は伸びましたけれども、木材の製品化が伸びない、あるいは原木の販売価格が低く、生産者の所得が伸びないといった産業後継上の課題も残されているところでございます。

今後の中山間地域の農業及び林業の将来像、またこの将来像へ向けて今後どのような取り組みを行っていくのか、農業振興部長、林業振興・環境部長にそれぞれお聞きいたしまして、私の第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、生産性革命を進める上で、県として何をしなければならないのか、国の生産性革命への評価とあわせてお尋ねがございました。

本県の労働生産性について、産業振興計画に取り組む前の平成20年度と直近の平成26年度を比較しますと、国の1.7%減に対して本県は13.2%の増と大きな伸びを示しており、国との差は縮小してきている状況にあります。しかしながら、絶対水準では依然として国を下回っている状況でございます。加えて、完全雇用状態を背景とする人手不足が深刻化しておりますことか

ら、持続的な拡大再生産の好循環の実現に向けては、担い手の確保はもとより、一人一人の稼ぐ力、すなわち生産性をこれまで以上に高めていく必要があると考えております。この生産性の向上に当たっては、新たな価値を生み出す高付加価値化の取り組みと、省力化や効率化などによってコストを下げる取り組み、この2つの取り組みが重要であり、第3期産業振興計画 ver. 3においては、これらの点について大幅に強化することとしております。

まず、1点目については、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築する取り組みと、取引の範囲を拡大する取り組みを連動して進めることで、新たな付加価値の創出につなげてまいります。また、2点目については、新たに省力化、効率化の徹底に向けたサポートを強化することを計画の柱に位置づけ、コスト削減を進めてまいります。

特に、この2つにダイレクトにきく取り組みとして、事業戦略や生産性向上に向けた計画の策定支援から設備投資を促す補助金、融資の実行までの一連の仕組みを一層強化し、金融機関などと連携して、各事業体の設備投資を強力にサポートしてまいります。あわせて、IT・コンテンツ関連産業の企業集積を生かして、第1次産業やものづくりの現場におけるさまざまな課題を解決する課題解決型のプロジェクトを推進してまいります。この取り組みは、本県産業全般の生産性向上につながるものであり、大いに加速してまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みを進める上で、各事業体が将来に向けた方向性などを明確化することが重要であり、そのための事業戦略策定支援の取り組みを全ての産業分野に広げてまいります。

お話にありました賃金の引き上げについては、こうした一連のバージョンアップした産業振興

計画の施策群を強力に進め、企業の力強い収益構造をつくり出すことにより、その上昇につなげてまいりたいと考えております。

今回、国の政策パッケージとして打ち出された生産性革命は、我が国の経済の成長軌道を確認かなものとし、持続的な経済成長をなし遂げるために重要な政策でありますし、本県のさまざまな生産性向上の取り組みを加速するための追い風になるものと考えております。

こうした国の支援策も大いに活用しながら、高付加価値化と省力化・効率化の両面での生産性の向上に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、副業、兼業への規制緩和の議論への所見についてお尋ねがありました。

お話のありました副業、兼業の推進は、平成29年3月に政府が策定した働き方改革実行計画で具体的方向性が示された9つの分野のうち、柔軟な働き方がしやすい環境整備の取り組みの一つに位置づけられております。

副業や兼業が可能となることによって、働く方のメリットとしては、離職せずに別の仕事でスキルや経験を得ることで、主体的にキャリア形成が可能となることや、所得の増加などが考えられますし、企業側のメリットとしては、社内で得られない知識やスキルの獲得を通じた従業員の成長や従業員の自律性、自主性の促進などが考えられます。

厚生労働省においては、実行計画に基づき、本年1月に、副業・兼業に関するガイドラインと、副業、兼業を可能とする規定を盛り込んだ就業規則の新たなモデルが示されたことを受けまして、高知労働局におきましても、企業等への周知を開始したところであり、今後県内企業においても、副業、兼業に関して検討がされていくものと考えております。

他方で、本県における兼業等のメリットを考

えてみますと、完全雇用状態を背景とする人手不足の深刻化や、成長のための中核人材の獲得が経営上の大きな課題となっている企業もあり、キャリア豊富な都市部の人材を確保したいという県内企業のニーズも高まっております。

しかしながら、現実として、給与面でのハードルが高いケースが多いことから、こうした人材の獲得に当たり、企業の兼業等に対する理解が前提にはなりますが、兼業という形で複数の企業が雇用するといったことも考えられるのではないかと考えているところです。県としましてはこうした可能性も含め、今後お話のありました副業、兼業の推進に関し、人材確保策としての活用方法などについて研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、労働と給与、生産性との相関についてどう考え、新しい付加価値をどう高めていくのか、そしてこれに関連し、国に提案すべきことはないかとお尋ねがございました。

本県経済の持続的な発展をなし遂げていくためには、新たな付加価値を創造し、それを国内外に向けて外商し、交易範囲の拡大に伴い、新たな付加価値が創出されるという好循環につなげることが何よりも重要であります。その際、人手不足が深刻化する中においては、いかに就業者一人一人の生産性を高めるかがポイントとなります。相関関係で言えば、生産性を高めるためには、付加価値を高める、またはコストを下げるが必要となりますが、コストを下げるための取り組みばかりであれば、人手を必要としなくなる、給料が下がるという状況に陥ることも懸念されます。

ゆえに本県経済の拡大を図るという観点からは、付加価値を高めることが最も重要であると考えており、これまでも産業振興計画において地産外商、この取り組みを重点的に取り組んできたところであります。その結果、各種の生産

額は長年の減少傾向から上昇傾向に転じ、それに伴い県内総生産額や労働生産性もプラスに転じているところであります。

こうした流れをより確かなものとし、さらなる飛躍を目指すために、このたびの産業振興計画のバージョンアップの中で、継続的に新たな付加価値を生み出す仕組みを意図的に構築する施策群を大幅に強化することとしたところです。

例えば、自然体験型観光の推進や生産性を高める設備投資の推進、IT・コンテンツ産業の集積、課題解決型の産業創出、A材の高付加価値化の促進、さらにはNext次世代こうち新施設園芸システムへの進化など、新たな付加価値を創出する取り組みを各産業分野において推進してまいりたいと考えております。

また、国への新たな提案に関しましては、これまで全国知事会を通じて、地方における人づくり革命や生産性革命への支援強化などを提言するとともに、本県独自に新たな価値の創造に向けたIoTやAI技術を活用した取り組みへの支援などの提言も行ってきたところであり、今後も時宜を捉えて必要な提言を行ってまいります。

次に、コンパクトシティ構想について、今後の中山間対策にどのような影響を及ぼす可能性があるのかのお尋ねがありました。

国土交通省では、平成27年に今後の活力ある豊かな国土づくりに向けた国土形成計画を策定しており、個性ある地方の創生を目指す取り組みとして、コンパクトシティと小さな拠点の形成が示されております。

これまでの経済成長や人口増加により、徐々に市街地が拡大してきました地方都市では、本県を含めその多くが人口減少に転じており、今後はさらに加速すると見込まれています。これに伴い、都市地域において一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、商業などの生活サー

ビスを提供する都市機能の大幅な低下が懸念をされています。

コンパクトシティの形成は、都市の規模をよりコンパクトかつ機能的に集約することで、人口減少が進行しても、一定の人口密度を維持し、健全で文化的な都市活動や都市機能を確保しようとするものです。コンパクトシティの形成に向けた具体的な取り組みとしましては、都市計画区域を有する市町が策定いたします立地適正化計画制度の活用が挙げられます。これは、都市の中心拠点となるエリアに公共施設の集約や再編を含めた都市機能を誘導し、その周辺部や公共交通の沿線に緩やかな居住誘導を図る計画で、都市内での居住地の再配置を行おうとするものです。このため、中山間地域にお住まいの皆さんを都市部に誘導しようとするものではございません。

一方で、本県における集落活動センターの取り組みなどに代表されます小さな拠点の形成につきましても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、集落生活圏の維持に向けて、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の体制づくりや利便性の高い地域づくりを推進する取り組みとして、しっかりと位置づけられており、さまざまな支援が行われております。

このように、コンパクトシティは都市部の拠点、小さな拠点は集落生活圏の拠点として、相互に連携・補完し合う関係にあるものとして、それぞれを積極的に進めていこうという考え方にあるものだと受けとめておるところであります。

先ほど議員の御発言にもありましたとおり、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる仕組みづくりのためにも、都市部における立地適正化計画の取り組みと、中山間地域における集落活動センターの取り組みを並行して進め、それぞれの地域間で相互に

連携・補完し合うことで、県全体としての持続可能な地域づくりやまちづくりにつなげていかなければならないと考えているところでございます。

最後に、南国市における市街化調整区域内での土地利用、これら地域への規制緩和についてお尋ねがありました。

南国市の市街化調整区域については、これまで県が開発許可業務を行い、無秩序な市街化を抑制し、自然豊かな環境の保全を図ってきました。人口減少や超高齢社会を迎える中においても、多くの人々にとって暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めていくために、引き続き開発許可制度により土地利用の規制を行う必要があると考えます。

一方で、市街化調整区域において、従来からの岩盤規制を緩和すべきとの要望が寄せられたことから、南海トラフ地震への備えや既存コミュニティの維持、産業振興など県の施策を後押しする規制緩和については、柔軟に対応していく必要があると考えます。そのため、関係市町と協議を重ね、これまで規制緩和を行ってまいりました。

具体的には、平成26年から、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築や空き家の賃貸を可能としました。平成28年からは、市町の実情に沿った対応として、南国市では高知大学医学部周辺における大学職員の住宅建築などを可能とし、いの町では地域産業の活性化を図るため、インター周辺の企業誘致を可能としました。

さらに、来年度からは、南国市からの要請を受けて、県が持っていた開発許可の権限を移譲することとしています。今後は南国市が責任を持って開発許可業務を行っていただくこととなりますが、市街化調整区域が果たしてきた役割を踏まえ、周辺市町とバランスのとれたまちづくりを推進していただきたいと思います。

私からは以上でございます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、地方銀行の企業への支援機能の向上についてお尋ねがありました。

地域の金融機関には、預金の受け入れや資金の貸し付けという基本的な役割に加えまして、現在多くの事業者が取り組んでいる、事業戦略、経営計画の策定、実行への支援や事業承継など、経営上の課題解決の面で今まで以上にその役割を担っていただきたいと考えております。このため、こうした経営への支援とともに、事業者支援のツールであります、制度融資や新たな金融支援制度の創設などについて、金融機関との間で昨年からの協議を重ねてまいりました。

金融機関からは、地域の事業者の維持・発展は、地域の金融機関の今後の経営にとっても重要との認識のもとで、事業戦略、経営計画等を通じた地域の事業者の経営支援に積極的にかかわっていただくことについて、前向きなお答えをいただいたところでございます。ただ一方で、地域の事業者の方々との接点やその情報を必ずしも十分に有しておらず、せつかくの支援機能が発揮し切れていないという声もお聞きをしたところでございます。

このため、事業者の経営計画の策定、実行を支援するために、今年度設置しました地域連絡会議に、来年度からは金融機関にも参加をしていただき、商工会、商工会議所や地域本部などが有しております、地域の事業者の情報を共有していただいた上で、商工会、商工会議所とともに経営計画の策定から実行までを支援していただくことといたしました。またその過程で、来年度創設をいたします設備投資に対する利子補給制度を有効に活用していただくことについても、あわせてお願いをしておるところでございます。

県としましては、地域の金融機関がこれらのスキームを活用しまして、地域の事業者への支援機能を今まで以上に発揮していただきたいと考えております。

次に、本県への都市部などからの中核人材の誘致の取り組みについてお尋ねがありました。

県内企業の中核人材の確保につきましては、平成27年4月に開設しました高知県事業承継・人材確保センターにおきまして、県内外の人材情報の収集を行いますとともに、県内企業の求人ニーズの掘り起こしを行い、両者のマッチングに取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、中核人材のマッチング件数は、開設年度の11件から28年度は56件、29年度は2月末現在で既に66件と、順調に増加をしております。

また、本年度は人材確保と移住促進の取り組みを一元的に担う高知県移住促進・人材確保センターを設立し、移住促進と連携した、より効果的な情報発信等に取り組んでおり、求職登録者数はこの2月末現在で550件と、昨年度の300件から大きく増加をしております。また、県内企業の求人ニーズも、2月末現在で395件となっておりまして、昨年度の250件からこちらも大きく増加をしております。これに伴いまして、先ほど申し上げましたように、マッチング件数も伸びてきているものの、多様な求人ニーズに対しまして、まだまだ対応できていない案件も多くございます。この中には、企業の求める人材像や経営ビジョンなどの情報が転職希望者に十分に伝わらないため、マッチングに至らないと考えられるケースも見受けられますので、企業の魅力となる情報を的確に伝えることが必要であると考えております。このため、引き続き移住施策と連携をした情報発信等により、人材情報の蓄積をさらに進めてまいります。

また、経営者の思いをお聞きしながら、求人情報をブラッシュアップして、求職者にしっか

りと企業の魅力を伝えることで、マッチングの精度を高めるように取り組んでまいります。あわせて、事業戦略や経営計画への支援を通じましても、しっかりとした戦略やビジョンに基づいて企業が必要とする人材像を明確にした上で、その確保を支援してまいります。

さらに、県と経済同友会との協働プロジェクトにより人材マッチングの推進や、県と包括協定を結んでいる企業に対する求人ニーズの提供など、本県独自の人材確保ルートの開拓にもさらに取り組みまして、さらなるマッチングの増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工業分野の事業承継の取り組みについてお尋ねがありました。

近年、本県の休廃業件数は、倒産件数を大きく上回る年間200件程度で推移をしており、こうした状況が続けば、地域経済や住民の生活への影響を及ぼすことが懸念をされますので、県としても重点的に対応すべき課題であると考えています。

このため、平成27年4月に高知県事業承継・人材確保センターを開設し、事業引き継ぎに係る課題の解決に向けた助言、情報提供及びマッチング支援などを実施しております。事業承継計画の策定やMアンドAの成立等に至り、サポートを完了した件数は、開設年度の4件から28年度は12件、29年度は2月末現在で10件となっております。

他方で、昨年8月に同センターが実施した調査によりますと、県内の50歳以上の経営者のうち、後継者が決定しているとの回答は約4割にとどまっております一方で、センターへの相談件数は毎年100件程度で横ばいの状況であり、支援が必要な案件の多くが潜在化をしているものと思われます。このため、潜在化しているニーズのもう一段の掘り起こしが必要であるというふうと考えておりまして、来年度からは国の事

業を活用して、金融機関、商工会、商工会議所、税理士、県などで構成をします、事業承継に係る支援ネットワークを構築し、構成メンバーによる承継診断の実施などにより、支援が必要な案件を掘り起こすとともに、早期に士業の方々などの専門家による、事業者の課題に応じた支援につなげることであります。

また、これまでの相談案件の中で、半数以上が事業譲渡、いわゆるMアンドAに関するものとなっています。本県で多数を占めます小規模事業者のMアンドAを進める上では、事業者の身近な存在であります税理士などの士業の方々の役割が重要となりますけれども、本県ではMアンドAの実務を手がけた経験のある士業の方が少数でありますために、来年度から金融機関などと連携した実務研修を実施することで、実際にMアンドAの支援が担える士業を養成するなど、支援体制の強化も進めてまいります。

○議長（浜田英宏君） 都合により、副議長と交代いたします。

（議長浜田英宏君退場、副議長明神健夫君議長席に着席）

（健康政策部長山本治君登壇）

○健康政策部長（山本治君） 生産性の低い分野での改革に関し、医療分野での改革についてお尋ねがありました。

医療分野においても、情報通信技術、ICTの進展は著しく、本県でも地域医療連携の推進を図るため、ICTを活用したシステムの構築を進めているところです。

まず、へき地医療における医療機関の診療支援を目的として整備した、へき地医療情報ネットワークでは、11のへき地診療所が、へき地医療拠点病院や主な急性期病院から画像診断の支援やテレビ会議システムを用いて治療方針のコンサルテーションを受けています。

また、宿毛市立沖の島診療所では、医師不在

時に急が発生した場合、看護師立ち会いのもと、同診療所に設置したテレビ会議システムを用いて、高知医療センターや大月病院などの医師との間で遠隔診療が行われています。平成30年度診療報酬改定では、遠隔診療を行った際に算定できるオンライン診療料が新設されたことから、今後他の医療機関でもこのような取り組みが進むことが期待されます。

次に、本年度からは、急性期医療機関から地元の回復期、慢性期の医療機関への転院や退院調整の促進を図るため、医療機関の空き病床の情報や今後の予定などがリアルタイムで検索できる、医療機関連携情報システムの構築を進めており、平成31年度の構築、試験運用開始を目指しています。本システムの構築により、これまで退院調整支援担当者が主に電話等で転院先の医療機関に空き病床の状況等を照会していた業務の軽減が図られるとともに、ICTを活用した転院調整を通じて医療機関間の連携が進むことが期待されます。

これらのICTを活用した地域医療連携に係る取り組みにより、医療分野における生産性の向上が図られていくものと考えています。

（地域福祉部長門田純一君登壇）

○地域福祉部長（門田純一君） 介護分野における生産性の向上を図る改革についてお尋ねがございました。

介護分野におきましては、ベッドからの移乗やトイレ介助などにおいて、介助に時間がかかる上、複数の職員による対応が必要であるなど、業務の効率が悪く、また職員の体への負担も大きいといった課題がございます。このため本県においては、平成26年度から福祉機器等の導入を支援する補助金を創設し、福祉機器を活用することでノーリフティングケアなどを推進し、職員の負担軽減と業務効率化に取り組んできたところです。

このような中、高さ調節機能つき電動ベッドなど福祉機器等については、今年度は昨年度を上回る44の事業所が導入するなど、業務の負担軽減や効率化に向けた機器等の導入に対するニーズは依然として大きなものがございます。

さらには、今回の介護報酬の改定により、特別養護老人ホーム等の夜勤で、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に、加算の人員基準が緩和されることになりましたので、今後見守り機器を含む介護ロボットなどの導入のニーズも一層高まってくるものと考えております。このため来年度は、福祉機器等の導入のための補助金を大幅に拡充し、ノーリフティングケアなどをさらに推進することで、介護分野の職員の負担軽減と業務の効率化による生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、建設分野における生産性の向上を図る改革についてお尋ねがございました。

国土交通省では、平成28年度を生産性革命の元年、平成29年度を前進の年と位置づけ、建設現場における生産性の向上を目的に、ICT技術の全面的な活用や規格の標準化、施工時期の平準化を柱としたi-Constructionに取り組んでいるところです。

本県の建設業においても担い手不足が大きな課題となっており、建設現場の生産性向上を図る取り組みは重要であると認識をしております。このため本県でも、昨年6月にICT活用工事の試行要領を定め、現在3件のICT土工工事を実施しているところです。これらの工事の施工中には、県内の建設事業者を対象に、ICT技術の紹介や重機、測量機器の操作体験ができる見学会も開催しております。今後は、ICT土工の導入効果や課題を整理し、事業者の方々と情報の共有を図り、ICT活用工事の拡大に

努めてまいります。

さらに、来年度は、ICT土工だけでなく、舗装やしゅんせつにおいても範囲を広げるとともに、高知県建設業活性化プランにおいて、ICT技術を活用した施工などの技術研修会を実施し、生産性向上に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、高知県の都市計画と権限移譲について、県と都市計画の権限移譲を受ける南国市との間で認識が一致していない部分があるように感じるが、どう考えるのか、また南国市に移譲する権限の活用について県としてどのようなことを求めているのかとお尋ねがございました。

南国市では、開発許可の権限移譲に向けて、平成28年に県が行った、市町の実情に応じた規制緩和をさらに一歩進めるため、開発許可制度基本方針案の作成に取りかかりました。

県といたしましては、南国市の既存集落の維持など、南国市独自の地域特性を踏まえて規制緩和を進めるという大きな方向性では一致していたと考えます。

しかしながら、南国市が建築物の用途や申請者の要件、適用範囲などを具体化し、平成29年5月に公表いたしました基本方針案は、既存集落の維持の範囲を超えた内容で、かつその範囲も広範囲でありました。このため、無秩序な市街地の拡散による線引き制度の形骸化が懸念され、周辺市町の意向や高知県開発審査会の意見とも隔たりがありました。

その後、県と南国市は都市計画法や開発許可制度運用指針の趣旨に沿って協議を重ね、周辺市町との勉強会や国との調整を行い、最終的に高知県開発審査会の承諾を得るに至りました。その過程において、県と南国市はお互いの意思疎通を図りながら鋭意検討を進めてきたところですが、南国市議会の一部に、5月の基本方針案を推す声があったことも認識をしております。

来月から、南国市が許可権者となり、新たな規制緩和の第一歩がスタートいたします。南国市には、市街化調整区域が果たしてきた役割を踏まえ、周辺市町とバランスのとれたまちづくりを推進していただきたいと考えております。加えて、今回の規制緩和の結果として、南国市の目指すまちづくりがどのように進んだのか、市が抱える課題に対してどのような効果をもたらしたのかを、しっかりと検証していただきたいと考えております。

県といたしましては、周辺市町へヒアリングを行い、必要に応じて規制緩和の見直しについて改めて調整を行ってまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長樋口毅彦君登壇)

○中山間振興・交通部長(樋口毅彦君) 生産性革命に関して、運輸分野での改革についてお尋ねがありました。

国が定めました新しい経済政策パッケージの生産性革命において、運輸分野では、運賃・料金制度の改革、ICTやロボットを活用した新たな輸送の仕組みの導入、またドライバーの働き方改革の推進などにより、さらなる生産性の向上を目指すことが示されているところです。

県内を見ますと、路線バスやタクシー事業者など人を輸送する旅客事業者は、利用者の減少やドライバー不足などにより、厳しい経営を余儀なくされている事業者が多くございます。また、物を輸送する貨物事業者においても、ドライバー不足に加え、輸送の密度が低い中山間地域を多く抱える中、採算性の向上が課題となっているとお聞きしています。

こうした状況の中、国の規制改革推進会議での議論を経て、昨年9月から人と物の輸送がかけ持ちできる貨客混載の規制緩和の拡充が行われました。貨客混載の事例を全国的に見ますと、貨物事業者の荷物を路線バスが担うといった民

間事業者同士の取り組みが見られるようになり、本県におきましても、昨年からJR四国バスにより土佐山田駅と大栃の間で郵便物を運ぶ取り組みが開始され、物流の効率化や乗客が減少するバス路線を維持する手段として期待されています。

一方、本県の中山間地域は、利用しやすい移動手段や農産物を運ぶ手段に限られるなど、効果的に人や物を運ぶ手段に課題がございますことから、事業者の生産性の向上のみならず、住民の皆様の日々の暮らしのさらなる安心に向けて、この貨客混載の規制緩和が大いに生かせると考え、県が音頭をとって昨年11月に検討会を立ち上げ、現在県内4地域で仕組みづくりの検討を進めております。この検討会においては、民間事業者だけではなく、一定行政がかかわることを前提とした仕組み、例えば集落活動センターが拠点となり、人と物の輸送を担う仕組みができないかなど、関係者と検討を重ねているところです。

今後とも、各地域の実情に応じたさまざまなケースを検討し、実証も行うことにより、生産性の向上に有効な仕組みを県内各地へ広げたいと考えています。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、農業分野における生産性の向上を図る改革についてお尋ねがございました。

本県は、耕地面積1ヘクタール当たりの園芸農業の算出額が全国1位である一方、中山間地も多いため、農業分野における生産性の向上を図るためには、新たな生産技術の開発や機械化をさらに進める必要があります。そのため、オランダの先進技術を本県の気候や生産条件に適合した独自のシステムに進化させた、次世代型こうち新施設園芸システムを確立し、普及を図ってまいりました。

来年度からは、このシステムの核となります環境制御技術に、先ほど知事のお話にもございました、AIやIoT技術を融合したNext次世代こうち新施設園芸システムの開発に取り組むことで、収量を飛躍的に高める技術の開発など、さらなる生産性の向上につなげてまいります。機械化につきましては、人手を要する収穫や出荷作業の労力軽減を図るため、ものづくり産地消・外商センターやJAなどとも連携して、ショウガの掘りとり機やニラのそぐり機の開発と普及を図ってまいりました。また、水稻におきましても、本山町農業公社では、水位を常時把握でき、気象データなどの蓄積も可能なIoT技術を活用した水田センサーを100カ所に設置し、日々の水管理の省力化と産地全体の水稻の品質向上につなげる取り組みを開始しましたので、その効果を検証しながら県内全域への普及を図ってまいります。

こうした生産性を高める栽培技術や省力化につながる機械の開発、導入を行うことで、農家所得の向上を図り、若者が魅力を感じる農業を実現し、担い手の確保へとつなげてまいります。

次に、今後の中山間地域の農業の将来像と将来像に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

中山間地域の農業は本県の農業産出額の約8割を占め、本県の農業が今後も発展していくためには、中山間地域の農業が産業として持続できますよう、しっかりとした基盤を築いた上で、次代を担う若者を確保・育成することが重要であり、地域で暮らし稼げる農業を目指すべき将来像と考えております。この将来像の実現に向けまして、第3期の産業振興計画の農業分野では、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築や、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化、地域に根差した農業クラスターの形成などを柱とするさまざまな取り組みを進めている

ところでは。

これまでの取り組みによりまして、例えば、四万十町のクリの生産拡大を核とする四万十クリプロジェクトや、嶺北地域の土佐あかうしや土佐はちきん地鶏などの生産拡大を核とする嶺北畜産クラスターといった、9つの農業クラスター計画が県内各地域で策定され、それぞれの計画が順調にスタートしております。さらには、米につきましては、県北産のにこまるが平成29年産米の食味ランキングにおいて最上級の特Aに選ばれるなど、近年高い評価をいただいております。ユズにつきましても、平成29年産の青果の輸出量が9.2トンにまで拡大するなど、中山間の各地域地域の特色を生かした取り組みが成果となってあらわれ始めているところです。

しかしながら、農地の面積が狭小であり、高齢化も進む中山間地域の農業は依然として厳しい状況に置かれております。今後はこうした厳しい中山間地域こそ、先ほど申し上げました、機械化による省力化やIoT技術の活用による生産性向上の取り組みを強く進めていく必要があると考えております。あわせて、本県からの政策提言により実現をいたしました、農地中間管理機構と連携した新たな基盤整備事業の活用などにより、収益性の高い園芸品目への転換を促すなど、農家所得の向上を図ってまいります。

今後、こうした取り組みを県内各地に広げていくことにより、中山間地域の農業を守り、競争力を高め、そして将来に希望を持った若者が暮らせる、活力のある中山間地域の農業の実現を目指してまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、林業分野における生産性の向上を図る改革についてお尋ねがありました。

平成22年に約40万立方メートルにまで減少し

ていた本県の原木生産量は、産業振興計画に基づく取り組みにより、平成28年にはおよそ63万立方メートルにまで増加しておりますが、今後、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用し、さらに原木生産を拡大していくためには、本県の急峻で複雑な地形や小規模で零細な森林所有者が多いなどの厳しい現場条件の中でも、より一層の生産性の向上を図っていかねばならないと考えております。このため森林の集約化を進めながら、路網の整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入に取り組んでいるところであり、全国的なモデルとなる事業体も育ってきております。

一方で、生産性が伸び悩んでいる事業体もありますので、昨年度から林業事務所ごとに支援チームを設置し、森林組合を対象として生産現場の工程ごとの分析を行い、ボトルネックを洗い出すとともに、それに対する改善策を提案するなど、きめ細かな支援を行っております。

また、生産性の向上を図るためには、森林の集約化に向けて正確な所有者等の情報が必要であることから、県の森林GISの機能の拡充や、総合行政ネットワークを活用した情報の共有化により、市町村が森林情報を一元的に取りまとめる林地台帳を作成し、この4月から全国に先駆けて事業体等に活用していただく予定でございます。

さらに、今年度から各林業事務所ごとに林道整備促進協議会を設置し、市町村や事業体の方々と、大型トラックや高性能林業機械が活用でき、原木生産に効果的な路網整備に向けて検討を行っているところでございます。今後は、木材需要が高まっている地域において、大量輸送が可能となる林業生産基盤整備道と林業専用道等を組み合わせた路網の整備にも取り組んでまいります。

このように、官民が連携した取り組みを進め、

原木の生産性の向上を図ることによりまして、原木を安定的に供給する体制を確かなものとし、林業分野における拡大再生産の好循環につなげてまいります。

次に、中山間地域における林業の将来像と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

中山間地域には豊富な森林資源が存在しており、これを余すことなく活用して林業の成長産業化を実現することが、すなわち中山間地域の活性化につながるものであり、林業の果たすべき役割は大きなものがあると考えています。このため現在、第3期産業振興計画の林業分野において、川上から川下までさまざまな取り組みを展開しているところでございます。

原木生産のさらなる拡大の取り組みでは、先ほどもお答えしましたように、施業地の集約化や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入などにより、原木の生産性の向上を図り、生産コストの低減と原木の増産に取り組み、森林所有者への利益還元につなげるよう努めておるところでございます。

また、良質材、いわゆるA材の需要を拡大し、A材として販売される原木の生産を増加させることは、森林所有者の収入の増加につながることから、来年度からはA材の主要な用途である製材品等の外商促進に向け、高知県木材協会にTOSAZAIセンターを設置することとしております。

TOSAZAIセンターでは、一般製材品の需要の多くを占める住宅分野における県産材製品のシェア拡大を図りますとともに、これまで木材が余り使われてこなかった非住宅建築物についても木材の利用促進を進め、さらには内装材などA材の付加価値を向上させる新たな活用策の展開を図り、県産材の販売拡大に取り組んでまいります。木材製品をさらに販売拡大するためには、国内消費のみならず、海外需要を積

極的に取り込むことが必要でありますことから、引き続き県内事業者の海外バイヤー等への営業、商談や海外展示会への出展を支援するなど、輸出の促進に向けた取り組みも推進してまいります。

こうした取り組みにより、林業を持続的に発展させていくためには人材の確保が重要となりますので、これまでの基礎課程などにより、現場の即戦力となる人材を養成してまいりました。林業学校に専攻課程を新設し、林業のエキスパートから木造設計士まで幅広い人材を養成する林業大学校をこの4月に本格開校いたします。

あわせて、林業労働力確保支援センターや移住施策と連携し、新規参入者の確保に努め、本県の林業、木材産業を支えるすぐれた人材の育成・確保の取り組みを充実強化させてまいります。

これらの取り組みにより、本県の豊かな森林資源を余すことなく活用し、林業、木材産業の拡大再生産の好循環を実現することを通じまして、中山間地域における雇用の創出と所得の向上を図り、山で若者が志を持って働く、全国有数の国産材産地を目指してまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 水産分野における生産性の向上を図る改革についてお尋ねがございました。

水産分野においても、漁業就業者の減少が続く中、生産量を維持・拡大していくためには、生産性の向上が大きな課題となっております。この課題に対して、漁船やエンジンなどの設備投資への支援や水温などのデータの活用、また漁場の有効活用による規模拡大などへの支援を行っております。

まず、黒潮牧場のブイでは、設置した観測機器により得られた潮流や水温などのデータをリアルタイムで発信しておりまして、漁業者の出

漁の判断に利用されるなど、効率的な操業に貢献しております。また、急な潮の流れが定置網の漁具等に大きな被害を与える、いわゆる急潮への対策として、水産試験場では衛星画像や潮流のデータから急潮を予測する技術開発を行っておりまして、現時点においても高い確率でその発生が予測できておりますが、さらなる精度の向上により被害の軽減を図ってまいります。

あわせて、定置網漁業、まき網漁業、養殖業など、一定規模以上の雇用型の漁業では、企業参入や規模拡大を推進しており、企業経営やスケールメリットを生かした経営への転換を図っております。

さらに、昨年7月に水産振興部内に立ち上げました生産性向上プロジェクトチームでは、現在、漁業者からのニーズに基づきまして、キンメ釣りの漁具の改良や画像認識による高性能な魚の選別機の開発などの検討を進めております。

今後は、生産性向上アドバイザーの助言や県内のものづくり企業などとの連携により、これらの開発を進めていくとともに、新たなニーズの掘り起こしも行ってまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) オリンピック・パラリンピック東京大会に関して、まずシンガポールなどからの外国人選手団を受け入れるための体制整備、相手国との交渉の状況、さらに受け入れの課題と対応についてお尋ねがございました。

事前合宿の招致につきましては、これまでに知事をトップとして、関係する自治体やスポーツ関係団体等で構成する招致委員会を立ち上げ、官民協働の体制を整えるとともに、本県にゆかりがあり、各国のスポーツ関係者等との交流のある方を高知県スポーツ交流ネットワーク・アドバイザーとしてお願いし、関係団体等と連携して招致活動を展開してきております。

これまでの活動によって、シンガポールやオランダなど6カ国の関係者の方々に県内のスポーツ施設などを視察いただいております。その中でオーストラリア代表の女子ソフトボールチームやチェコ共和国代表のカヌーチーム、オランダ代表の自転車チームなどには、本県での合宿も行っていただいております。こうした視察や合宿を行っていただいた代表チームの監督や選手などからは、本県のスポーツ施設や合宿時のサポートに満足いただくとともに、宿舎から練習場所までの移動時間の短さや食、自然などについて、ストレスが少なくリラックスできるといった高い評価もいただいております。また、県議会の皆様や関係団体の御支援もいただき、本県での直前合宿の実施に非常に前向きなお話をいただいている国もございます。

受け入れに当たっての課題としましては、練習相手となる競技団体や施設の確保、必要な器材の調達などが挙げられますが、受け入れ自治体や競技団体、施設管理者などとの連携を密にして、そうした課題の解決に努めてまいります。

現時点でオリンピック・パラリンピック東京大会における各国の出場競技は決定してございませんが、大会開催まで2年余りに迫り、今後国内の事前合宿招致に向けた活動が加速してまいります。県としましては、これまでの招致活動によって築き上げてきた相手国との信頼関係をより確かなものとしていくとともに、高知県の魅力などを最大限に活用して、関係の皆様の御協力もいただきながら、オリンピック・パラリンピック東京大会参加国の直前合宿の実現に向けて、さらに取り組みを強化してまいります。

次に、大会後の文化・経済交流へと結びつける取り組みに対する考え方や具体案についてお尋ねがございました。

オリンピック・パラリンピック東京大会の合

宿招致は、大会終了後も相手国との交流を継続することで、スポーツの振興はもとより、地域の活性化にもつながるよう、大会参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るホストタウンの取り組みともあわせて進めてきております。

これまでに、シンガポールの国立スポーツ学校と県内の高校との相互交流や、合宿のために来県したチェコ共和国やオーストラリアのトップアスリートから県内高校生が直接技術指導もいただいております。そのほか、オランダの代表コーチには本県のサイクリングコースの走行や評価をいただき、サイクリング雑誌などでその魅力を国内外に紹介もしていただいております。

県としましては、今後とも、指導者や選手との交流による本県のスポーツ振興や、海外のトップアスリートに本県の魅力を情報発信していただくことで、スポーツツーリズムなど観光振興につなげること、さらにはお互いの国の文化を学ぶ異文化交流など、幅広く取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そして、これらの合宿招致により創出される取り組みが、大会後もレガシーとして継続されるよう、市町村や競技団体などとも連携してしっかりと取り組んでまいります。

○11番（坂本孝幸君） それぞれに御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。

コンパクトシティ構想、町のコンパクト化と中山間の集落活動支援、そういったことの区分といたしますか、明確になったように思います。

それで、一つ、町部へいろんな機能が集中していくわけですから、中山間の人なんかも当然関心が、目がそちらへ向いていくわけで、今後大事なのは、やはり町部と中山間とのバランスをどういうふうにとっていくのか、そこが極めて大事なんだろうというふうに思っています。

ぜひ、今後この高知県民にとって普遍的に求められるもの、町部の人、中山間の人、これはやはりその時代によって変遷する部分もありますけれども、基本的な部分では普遍的なものがやっぱり多いわけですね、そこら辺で、町と中山間のバランス、これが今後の県政の一つの方向性ではなかろうかというふうに思いました。

それと、付加価値と労働投入量の双方、これを高めることで人手不足の中でも継続的に生産性の向上を目指す、産業振興の基本的な方向性も示していただきました。

今回の質問では、あえて生産性の低い分野での改善点、事業改革についての質問も行わせていただきましたけれども、やはり伸びる部分と伸びにくい部分、これを明確に検証することが今後の県政運営上、重要なこととなろうと思います。

きょうのいろんな説明を聞きまして、私も、将来高知県の施策が、好循環の歯車が一層力強く回転していくことを希望しておりますし、そのように感じたところでございます。それから、オリンピック・パラリンピックの外国人選手の事前合宿誘致、これ本当に、シンガポールのほうでは非常に高知県での受け入れを強く希望しておりますので、今後も関係先と十分に連絡をとりながら進めていってほしいというふうに思います。

最後になりましたけれども、本年度末をもって退職される執行部全職員の皆様、長い間、県勢発展のために御尽力いただきまして、本当にありがとうございます。退職される皆様にこれまでの職務へのお礼を申し上げ、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、議案に対する質疑並び

に一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時30分散会

平成30年3月6日（火曜日） 開議第5日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 29番 高橋徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 人事務局長 島田京子君
 公安委員代理者 小柳誠二君
 警察本部長 植田茂君
 代表監査委員 川村雅計君
 監査委員長

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成30年 3 月 6 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	議案	
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	第 57 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 58 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	第 59 号	高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案	第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		

	業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県安心こども基金条例の一部を	第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
		第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
		第 89 号	高知県及び中芸広域連合中芸保健福

祉推進協議会の廃止に関する議案

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案

第 91 号 権利の放棄に関する議案

第 92 号 権利の放棄に関する議案

第 93 号 権利の放棄に関する議案

第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案

第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案

第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（水口トンネル）工事請負契約の締結
に関する議案

第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交
付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負
契約の締結に関する議案

第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案

第 2 一般質問
（2人）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
公安委員長織田英正君から、所用のため本日

の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務
代理者として出席させたい旨の届け出がありま
した。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会
計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議
案」まで、以上100件の議案を一括議題とし、こ
れより議案に対する質疑並びに日程第2、一般
質問をあわせて行います。

8番浜田豪太君。

（8番浜田豪太君登壇）

○8番（浜田豪太君） おはようございます。自
由民主党の浜田豪太でございます。議長のお許
しをいただきましたので、質問させていただきます。

最初の項目は、日本一の健康長寿県構想につ
いてお聞きいたします。

昨年1月19日に開催されました全国厚生労働
関係部局長会議におきまして、厚生労働省保険
局の施策説明の冒頭、鈴木保険局長が、来年に
は国民健康保険の財政都道府県単位化、新たな
医療費適正化計画の実施、診療報酬改定と介護
報酬改定との同時改定などが控えており、我々
はこれを惑星直列と呼んでいる、こうした制度
に向けて、ことしは非常に重要な年になる、都
道府県担当者と思いを一つにして向かっていき
たいと述べ、協力を求められたとのことであり
ます。

国民健康保険については、平成30年度から財
政運営の責任主体が市町村から都道府県にかわ
り、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、
国保運営に都道府県が中心的な役割を担い、制

度の安定化を目指す改正であります。

医療費適正化計画の概要については、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国は医療費適正化基本方針を策定するとともに、都道府県は医療費適正化基本方針に即して、6年を1期として医療費適正化計画を定めることとされています。

診療報酬と介護報酬の同時改定は、6年に1度の同時改定であり、団塊世代の方々が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向けた道筋を示す上で、実質的に最後の同時改定となるため、医療・介護両制度にとって大変重要な節目であります。

このような我が国の社会福祉政策全体を取り巻く惑星直列を迎えるについてお聞きしていきたいと思っております。診療報酬改定につきましては、先月7日に厚生労働大臣宛てに中央社会保険医療協議会の答申が提出され、今回の改定では、これまでの流れに沿って入院医療から在宅医療へとさらに推進されることが反映され、本体部分が0.55%プラス、薬価及び材料部分が1.74%のマイナス、全体で1.19%の引き下げとなり、前回以上に医療関係者にとりまして厳しい改定となっております。介護報酬につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定に向けて、昨年5月26日に介護保険法改正案が参議院で成立しました。これを受け、市町村の事業計画策定に向けての議論がスタートすることとなりました。

さきの9月定例会で質問いたしました、介護保険法については平成27年度に前倒しで一部改正され、その際2.27%介護報酬が引き下げられ、平成28年度は小規模な新規参入事業所を中心として、介護保険制度施行以降最大の、全国で108件が倒産しました。本県では、幸いにも倒産件数はゼロでありました。

平成30年度介護報酬改定では、前回のマイナス改定の影響を見据え、プラス0.54%の改定率となりました。しかし、大規模通所介護事業所の基本報酬引き下げやサービス提供時間区分の見直しなどのマイナス部分について、有識者からは、プラス改定だが改定幅は小さい、さまざまな加算が新設されることを踏まえると基本報酬はよくて横ばい、また、特に通所介護や訪問介護にとっては厳しい改定、在宅介護の推進に影響しないかが懸念される、また居宅介護支援で医療機関との入退院時連携の評価は拡充されたが、医療同時改定であればこそ、より踏み込んだ施策も検討すべきだったのではないかと指摘する声もあります。

この介護保険による給付は、初年度3.6兆円からスタートし、現在約10兆円にまで拡大しました。平成29年11月末時点で、第1号被保険者数は3,472万人、そのうち要介護認定者数は641.9万人となります。第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合は約18%となっております。このように介護保険制度は、制度が始まった当時、走りながら考える制度などと言われていたように、規模と形を変えながら現在に至っております。平成25年8月の社会保障制度改革国民会議報告書以降、社会保障制度改革は、給付減と負担増がセットになって進められてきました。平成30年度改正における介護保険制度や医療保険制度改革は、まさにこの路線に沿ったものであります。

比較的所得が高い高齢者であっても、介護保険と医療保険が二重に上がる経済的負担は非常に大きく、本来なら必要なサービスであっても受けられなくなることや、サービスを控えることにより経済的な負担に対処するようになるなどが予想されます。さらに、介護は医療に比べると優先度が低いと考え、介護サービスを使わない高齢者がふえることも考えられます。

また、介護保険制度が開始される以前は、家族が介護を担う構造が続いておりましたが、その家族による介護からの脱却もこの制度の理念の一つであったと考えられますが、給付の削減と負担増をもたらすのは、家族介護の復活であります。

共働き世帯の割合が高く、その上県民所得が全国的にも高いとはいいがたい本県にとりまして、何より私を感じますのは、かつては三世代同居や三世代近居の中での家族介護がありました。しかしながら、現在は核家族化と個人主義による家族観の変化が生じており、果たして、私たちのような団塊ジュニア以降の世代が、医療・介護の施設から在宅への流れをスムーズに受け入れることができるのか。特に、介護が必要となった主な原因の第1位が認知症という状況の中、在宅介護の現場は、家族の精神的・肉体的負担を考えますと苛酷であります。そうした実態が増加している中において、国は、在宅医療、在宅介護による医療、介護、居住、生活支援の連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

この理想と現実が乖離している状況の中で、本県では日本一の健康長寿県構想を掲げ、その中で高知型福祉の実現に向けて取り組まれております。

そこで、惑星直列と呼ばれている平成30年度の医療・介護制度改革をどのように受けとめ、本県の健康長寿県構想の発展につなげていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、その中で今回の介護報酬改定はプラスの改定となり、さまざまな加算の充実もありますが、県としての評価を地域福祉部長にお伺いします。

次に、今後さらに介護報酬の大幅減が予想される中、平成27年介護保険法改正によって、訪問介護と通所介護の予防給付の、市町村の行う

新しい総合事業への移行の3カ年内の実施が義務づけられ、昨年4月から、最後の年に実施予定であった約6割の団体が事業をスタートしました。これは、介護保険の予防給付とは別枠の地域支援事業で、市町村が主体となった新しい総合事業である訪問型事業、通所型事業、その他の事業を実施するものであります。

地域支援事業は、市町村が事業の内容を組み立て、事業者指定基準や事業報酬を市町村が決定する仕組みであります。しかし、現状では多くの事業者は、指定の更新時期までは新しい総合事業の事業者としてみなす構造となっているため、利用者には大きな変化が見えない状況があります。それだけに、事業の効果や課題を抽出しにくい構造となっております。

平成27年、28年に先行実施した自治体では、新しい総合事業の実施は必ずしもうまくいっているわけではなく、厚生労働省が描いた、プロフェッショナルの事業者からボランティアな団体によるサービスの転換、多様な主体の参入の実現は難しい状況があります。

そこで、本県における新しい総合事業について、先行実施した市町村の現状及び県の支援状況について地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、今回の介護保険法や障害者総合支援法改正において、高齢者等向けの介護保険サービスと障害児・者向けの障害福祉サービスを行う、新たな共生型サービスが新設されます。

共生型サービスとは――障害児・者が65歳以上になった場合、介護保険の利用が優先され、それまで利用していた障害福祉事業所が利用できなくなっておりました。一方で、介護保険と障害福祉の両方の運営基準を全て満たしている事業所であれば、共生型施設として一体的なサービスの提供は可能であり、指定がなくても一定の基準を満たせば市町村の判断でサービス提供ができる基準該当という仕組みもあります。し

かしながら、介護保険と障害福祉では人員の配置や設備の基準が異なり、両制度で事業所指定を受けるのは非常にハードルが高いとのことであります。そして、基準該当についても、当該自治体によって基準に差があり、報酬が障害の程度にかかわらず同じため、利用は広がっていないとのことであります。このような現状を受けて、今回の法改正は基準を緩和し、介護保険と障害福祉の事業所が双方の制度の指定を受けやすくなるとのことであります。

人口減少と労働力不足問題を抱えている本県にとって、介護福祉人材の確保は困難な課題であります。その中で、一つの事業所が障害者福祉と介護の両方の機能を担えることは、これまで以上に、地域の福祉ニーズに応じたサービスの提供と限られたマンパワーの効率化につながるのではないかと考えます。

そこで、本県における新たな共生型サービスの現状と課題、そして今後の展開につきまして地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、特定健康診査についてお聞きいたします。特定健康診査は一般的にはメタボ健診と呼ばれており、平成20年度からスタートしました。近年になって、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などの虚血性心疾患やがんなどの生活習慣病が、国民医療費の約3割、死亡者数で約6割を占めるようになりました。そこで、このメタボ健診では、これら糖尿病等の生活習慣病を予防するため、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームに着目し、この該当者と予備群の人を早期に発見し、生活習慣病の改善につなげていくことを目的としております。

この健診の特徴として、健診の実施責任者が、それまでの市町村から医療保険者にかわりました。医療保険者とは、国民健康保険、健康保険組合などの医療保険の運営者であります。医療保険が国保の方は、現状では市町村が運営者で

すから、特定健診は当該市町村が担当しております。

しかしながら、この特定健診の受診率に関し、国の国民健康保険の目標値である60%を平成28年度に達成している市町村は、県内34市町村中2つだけにとどまっております。それぞれの市町村が広報に御努力されているにもかかわらず、まだまだ特定健診について浸透されていないのが現状であります。この健診を受けなかった理由として、平成25年の国民生活基礎調査では、心配なときはいつでも医療機関を受診できるから、時間がとれなかったから、面倒だったからといったことが挙げられています。

また、特定健診を受けられた人で、生活習慣の改善が必要な方の60%以上が特定保健指導を受けることと、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率が25%以上であることを、国民健康保険の目標値として国が定めております。

国では、国民健康保険において、被保険者の健康づくりや保険料の収納率の向上対策などの努力に応じ国費を重点配分する、保険者努力支援制度を来年度から本格実施することとされており、その評価指標の一つとして、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率があります。

市町村では、これまでも被保険者の方々の健康づくりを促進するために、特定健診受診時の自己負担をほとんどの市町村が無料化するなど、受診率の向上に取り組んでおられますが、受診率が向上し国費が重点配分されれば、被保険者の保険料負担も下がることにもなることから、今後は特定健診の受診率向上等に今まで以上に取り組むことが求められております。

さて、前の質問でも取り上げましたが、国民健康保険法が改正され、来年度からは県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として、国民健康保険の運営を市町村とともに担うことにな

ります。そのような制度改革の中において、国民健康保険における特定健診の受診率や特定保健指導の実施率向上に向け、どのように取り組んでいかれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、さきに挙げました市町村国保の特定健診の受診率ですが、高知県全体では、平成28年度35.9%であり、特定保健指導の実施率は19.3%でありました。特定健診受診率については上昇傾向にあるものの、依然、全国と比較すると低い状態が続いております。

県では、日本一の健康長寿県構想において、壮年期死亡率が全国より高いことを課題と位置づけ、壮年期の死亡率の改善に向けて、健康知識を得る、健康に食べる、体を動かす、健診を受けることを行動目標とする、ヘルシー・高知家・プロジェクトを進めています。そのプロジェクトの中では、成人期以降の県民の健康意識を高め、健康的な行動の定着化を目指す高知家健康パスポート事業を展開しており、私自身健康パスポートを取得し、日々の健康づくりに活用しています。また、5回目を迎えました高知龍馬マラソンの県内ランナーの増加なども、そのあらわれではないかと考えます。

こうした県民の健康に対する意識の向上をさらに後押しするために、子供のころから健康的な生活習慣を身につけるための健康教育が極めて重要だと考えます。

厚生労働省の平成27年の調査によりますと、乳幼児が野菜を毎日食べる割合は、ゆとりがある家庭の82%に対し、ゆとりがない家庭は75%と低く、一方脂肪分や塩分のとり過ぎにつながるファストフードを使う機会はゆとりがない家庭で高く、栄養のバランスが悪い傾向があるとのことでもあります。

本県では、これまで市町村別に子供の健康状態を把握する事業を実施しており、近年では高

知県立大学と土佐市が連携して取り組まれている、小学生を対象とした生活習慣病予防健診、とさっ子健診事業は成果を上げているそうです。

私は、それらの事業などを含む健康教育について、初めは子供たちが健康に育つためにも、特に本県の厳しい環境にある子供たちにとりまして、食事、運動、睡眠に気をつけることや生活習慣病の予防、健診の重要性を学べる機会となり、将来的な生活習慣病のリスクを軽減し、健康長寿につなげるすばらしい取り組みだと思いました。そして、子供たちが教わった授業内容を御家庭で保護者の方々と話し合い共有することは、大変意義深く、その家族全体で健康的な生活習慣を意識し、健診の受診率の向上などにもつながるのではないかと考えています。

そこで、子供たちへの健康教育の現状と今後の取り組みについて健康政策部長にお伺いいたします。

この項目最後は、高知県が生んだ世界的な精神医学者である森田正馬先生について質問いたします。なお、本名は「まさたけ」ですが、「しょうま」先生として広く認知されておりますので、森田「しょうま」先生とお呼びいたします。

森田正馬先生は、慈恵医大精神神経科の初代教授であり、みずからの神経症体験を通して、森田療法という入院を基本とした神経症の精神療法を創設された高知県の偉人であります。明治7年に、私の地元香南市野市町にお生まれになりました。幼少期は病弱であり、21歳で中学を卒業し、明治31年に東京帝国大学医科大学に入学しました。そして、我が国の精神医学の父と言われる呉秀三博士の門下に入り、精神医学の道に進み、大正8年より森田療法と言われている神経衰弱及び強迫観念の療法を確立されました。

森田療法の真髄はあるがまを受け入れることだと言われております。創設当時は、余りにも画期的なこととして容易に一般化はされませんでした。治療実績と多くの門下生の実践により、次第に真価が確認され、フロイトの精神分析療法と並んで世界的に高い評価を受けておられます。

日本森田療法学会のホームページによりますと、「海外でも森田療法の普及が進んでモリタセラピーの名は世界に認知されており、過去7回、日本、中国、カナダ、オーストラリアで国際森田療法学会が開催されました。2010年には森田療法国際委員会が設立され、今後当学会との緊密な協力のもとに、一層の国際的普及を推進していきます。森田の著書は英、仏、独、スペイン、中国、韓国語に翻訳出版されており、多数の治療施設を有する中国を初めとして北米、オーストラリア、ロシアなどの地で森田療法が行われています」とのことです。

本年は、この森田正馬先生の没後80年の節目の年に当たり、7月には没後80年墓前祭及び記念講演会が開催される予定であります。昭和63年に没後50年の前夜祭と記念講演会も開催されましたが、県も御協力くださったと聞いております。その記念講演会において、寺田寅彦研究の第一人者であり高知新聞社客員の山田一郎先生が「龍馬 寅彦 正馬」という御講演をされました。その講演の中で山田先生は、寺田寅彦の中学・高校時代を調べているうちに、森田正馬が寺田寅彦と親しく深い友情で結ばれていたことを知ったことや、寅彦の父の利正と坂本龍馬が幼友達であったこと、正馬の祖父の正直が御城下で武家奉公をしていたことなどから、龍馬、寅彦、正馬の接点がわかったような感じがしていると話しされております。そのほかにも多くの方々により、森田正馬先生の功績がたたえられました。

森田正馬先生の功績を考えますと、寺田寅彦先生や牧野富太郎先生に負けず劣らずの人物だと思います。実際に、県教育委員会が家庭や地域における道徳教育を推進するために作成しております、家庭用道徳教育副読本「家庭で取り組む 高知の道徳」の今年度改訂分、郷土の偉人15人の中に森田正馬先生が追加されると聞いております。

現代社会は、混迷する経済状況や急速な少子化の進展、かつて経験したことのないような状況の中で、多くのストレスを抱え、心の病にかかる人が急増しております。県民の誰もが住みなれた地域地域で、安心して暮らし続けることのできる日本一の健康長寿県を目指す上においても、森田正馬先生が取り組まれた、精神保健及び精神障害者福祉の一層の向上は欠かせないものだと考えます。

そこで、本県が生んだ世界的な精神医学者である森田正馬先生の功績について知事の御所見をお伺いいたします。

また、森田正馬先生及び森田療法は、モリタセラピーとして海外でも広く認知されておりますが、残念ながら、地元以外で森田正馬先生について御存じない方が多いのが現状であります。

そこで、森田正馬先生を幅広く県民の皆様を知ってもらふべきと考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、教育政策についてお聞きいたします。

先般、来年度の県内私立中学校と高知大学附属中学校の合格者が発表されました。新聞報道によりますと、私立6校と附属中の受験者の合計は1,310人で前年より120人少なく、過去5年で最少だったとのことです。

また、今回の受験者数減少は、新設される高知国際中学校の影響があると見る関係者が多いとも指摘されております。高知国際中学校は60人の定員に対し、237人が受験されたとのこと

あります。高知国際中学校・高等学校につきましては、本年に中学校、平成33年に高等学校が開校し、6年間の授業、特別活動、部活動を通して、全人教育を、その中でも特に英語の授業を数多く行うなど、英語で自分の意見を発言したり他者の意見を理解したりできる英語運用能力を育みながら、再来年8月には国際バカロレア認定校となることを目指しております。

くしくも、同年にはグローバル化に対応した英語教育の大改革が行われます。それは、現在の大学入試センター試験を廃止して、新しいテスト、大学入学共通テストが導入され、その中で英語は実施形態を含めて大きく変わります。これまでの、読む、聞くから、読む、聞く、話す、書くの4技能を評価するために、民間試験を活用するようになります。文部科学省では、既に平成22年度から学習指導要領に英語の4技能を記述しており、そういった一連の改革の流れで大学入試自体が変わることになります。

しかしながら、文部科学省による、平成26年度の高校3年生を対象とした英語の読む、聞く、書く、話すの4技能の学力を調べた、初の英語力調査の結果によりますと、読む、聞くの平均的学力は英検3級、中学卒業程度、書く、話すはさらに低く、書くは過半数が正解率1割以下となりました。国の教育振興基本計画の目標である、高卒時英検2から準2級程度とは大きな差がありました。また、アンケート調査では、英語の学習が好きではないと答えた生徒が半数を上回りました。

この現状を鑑みますと、これまでの英語教育が実践的な英語力の強化に結びついていないばかりか、英語離れが進んでいることが読み取れます。

折しも再来年度から、小学校3、4年生で、聞くこと、話すことになれ親しませる外国語活動の実施が新学習指導要領に記述され、小学校

5、6年生で、読むこと、書くことを加えた中学校以上と同様の教科、外国語を実施することが記述されました。これにより小学校の外国語授業は、3、4年生で年間35単位時間、5、6年生では年間70単位時間となり、外国語教育の充実がこれまで以上に図られることとなります。

これまでの一連の経過、流れというものは、今後さらにグローバル化が進む社会の中で、日本の未来を担う子供たちにとって有意義であり、大きな可能性を感じる政策であります。

しかし一方では、教員の働き方改革を継続的に推進し、多忙化の解消を進めているにもかかわらず、総授業時間の増加や指導資料の作成や教材の準備など、さらなる多忙化が予想されます。

今議会に提出されている平成30年度予算案の中においても、小中学校の英語教育の充実のための教員の英語力・指導力の向上と、組織的な推進体制の整備、そして外部専門人材を配置することにより教員の業務負担を軽減と、それぞれ対応しております。

そこで、本県の小学校における英語教育の現状と今後の展望について教育長にお伺いいたします。

また、英語教育につきましては、例えば大阪市淀川区が実施しております淀川区英語交流事業のような、自治体による無料または低額の英会話教室などの取り組みが有効ではないかと考えますが、教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、児童生徒や教員ではなく保護者の視点から考えてみますと、小学生の子供に対して、国語、算数、理科、社会、体育といった科目についてはある程度家庭で教えることができると思います。しかし、英語の場合、特に発音について家庭で教えることは容易ではありません。保護者が子供を大学まで行かせたいと考えますと、さきに述べたとおり、英語に関しては幼児

期から英会話教室などに通わせ、学ばせたいと考えるのではないのでしょうか。しかし、その場合、家計への高い費用負担が生じ、教育格差にもつながっていきます。

ベネッセ教育総合研究所が、2017年3月に、3歳から高校3年生までの子供を持つ母親1万6,170名を対象にして、習い事や部活動などの学校外教育活動の実態や費用について調査を実施しました。その結果、約7割の保護者が、教育にお金がかかり過ぎると思うを肯定するなど、教育費の負担感が重い実態が明らかになりました。

学校外教育活動費用は、3歳で月額3,200円、中3生では2万5,900円に達します。その比率は世帯の収入の5%ほどであり、兄弟がいる家庭ではさらに負担が大きくなります。また、授業料や進学に当たっての入学金などの経費を考えると、家計にはさらに大きな負担があると考えます。

このように重い費用を負担する背景には、保護者の教育に対する意識があります。子供の将来を考えると習い事や塾に通わせないと不安や、子供にはできるだけ高い学歴をとった項目を肯定する割合は6割で、特に目を引くのは、スポーツや芸術活動よりももっと勉強してほしいという、勉強重視の意識の強まりであります。

さらに、世帯年収や居住する自治体の人口規模によって、学校外の教育活動にかかる費用が異なっている実態もあります。調査では、世帯年収が400万円未満の世帯と800万円以上の世帯で、子供1人にかかる活動費が3倍以上も差があることが明らかになりました。また、人口規模が5万人未満の自治体に住む子供と、指定都市、特別区の自治体に住む子供でも1.8倍程度の差があり、地域格差も存在しております。

こうした生まれた地域や家庭環境の違いによる教育格差が今後さらに広がろうとしている中、

高知市以外全て5万人未満であり、1人当たりの県民所得も低い本県にとって、いかにしてこの格差を埋めるかは喫緊の課題であります。

現在、国会において教育の無償化が大きなテーマに挙げられており、賛否分かれる問題ではありますが、現状としてこのままにしておけば格差は広がる一方であります。

そこで、生まれた場所や家庭環境の違いによる教育格差の是正につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、教育現場における、LGBTを初めとする性的マイノリティの児童生徒及び教職員に対する現状と支援についてお伺いいたします。

「男子同士でじゃれ合っていたら、おまえらホモかとかからかってきたA先生は最悪。あの先生には何があっても絶対に言わない。触れてはならないNGリストに入れて、なるべく顔を合わせないようにしている。一方で、レディー・ガガが好きだというB先生は、何となく理解がありそう。いろんな人がいて当たり前って感じだし、オーラが自由。B先生は、いざとなったら言えるリストに入れている」。これは、LGBTなど性的マイノリティに関する知識や子供の悩みなどについて解説した「先生と親のためのLGBTガイド もしあなたがカミングアウトされたなら」の中の一節であります。

LGBTという言葉自体は近年使われるようになってきました。LGBTとは、体の性と心の性が一致しない人や、あるいはみずからの性別に違和感を覚える人、同性に魅力を感じる同性愛、また男性にも女性にも魅力を感じる両性愛など、社会的には少数であるとされているセクシュアルマイノリティの方々について、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字から総称されるものであります。

電通ダイバーシティ・ラボが実施しました、LGBT調査2015によりますと、LGBT層に該当する人は7.6%と算出されました。また、2016年に博報堂DYグループのLGBT総合研究所の意識調査では、性的マイノリティーの方は8%という結果であります。8%といえますと、左ききの人やAB型の人と同じくらいの割合であり、日本の人口の13人に1人ということになります。仮に学校現場に当てはめると、40人クラスで3人になります。

この結果を聞きますと、割合が高いと思われる方が多いのではないのでしょうか。それは、これまでに性的マイノリティーの方とお会いしたことがないと思っている方が多いからではないのでしょうか。

このことにつきましては、かつては性的マイノリティーの方々への無理解による、いわれなき偏見や差別、言葉の暴力などを避けるために、カミングアウトできなかつたり、当事者が御自分の中で性的指向や性自認について自己否定をされておられたのではないかと考えます。

しかし、現在ではLGBTに対する理解と認知度は少しずつ向上しており、実際に政府の対応として、法務省の人権擁護機関では、性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、性自認を理由とする偏見や差別をなくそうを啓発活動の強調事項として掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施しております。また、全国の法務局、地方法務局において、面接や電話等により人権相談に応じており、人権相談等で性的指向や性同一性障害に関し、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえて事案に応じた適切な措置を講じているとのことでもあります。また、厚生労働省の補助事業である電話相談、よりそいホットラインでは、LGBT専用回線を設置し、24時間体制で相談を受け付けておりま

す。

このように改善傾向のある中ではありますが、最も守らなければならない、LGBTを初めとする性的マイノリティーの児童生徒たちへの対応は、依然として大きな課題であります。

2015年に、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチが行った、日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除の調査では、25歳未満のLGBTの人々にアンケートし、86%がLGBTへの暴言を教師や児童生徒が言うのを聞いたことがあると回答し、教師が言うのを聞いたも29%に上ったと報告されております。

このような状況に対して、平成27年文部科学省は、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてという通知を出し、その中で、性的マイノリティーとされる児童生徒全般に対するきめ細かな対応を求めています。

児童生徒にとりまして、性についての悩みや自覚について、自分だけで理解することが難しい上に、家族や友人などにも話しづらい環境に置かれており、特に性的マイノリティーの児童生徒は悩み苦しんでおられます。

そこで、本県の学校現場における、LGBTを初めとする性的マイノリティーの児童生徒の現状と、文部科学省の通知を踏まえた支援状況について教育長にお伺いいたします。

また、教育現場において、性的マイノリティーの児童生徒が勇気を出して教員に相談した場合に、本人の了解を得ずに、その教員が教員仲間や保護者、クラスメートなどに秘密を漏らしてしまう、アウティングと呼ばれる行為が問題化されております。これは、相談を受けた教員が、これまでの経験やよかれと思いついて対応することが裏目に出てしまい、児童生徒を傷つけてしまう結果になることであり、教員にとっても不幸で無念なことだと思います。このような事態を招

かないためにも、まず何より現場の教員の知識と理解が不可欠であると考えます。

そこで、本県の教職員の、LGBTを初めとする性的マイノリティーの児童生徒に関する知識や情報を深めるための取り組みの現状と課題、今後の対応につきまして教育長に御所見をお伺いいたしまして、私の1問目とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日本一の健康長寿県構想に関し、医療・介護制度改革をどのように受けとめ、構想の発展につなげていくのかとお尋ねがありました。

我が国では、世界に類を見ない少子高齢化や厳しい財政状況にありながらも、全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、国民の生活の質を向上させるとともに、世界に冠たる国民皆保険制度等の社会保障制度を維持し、次世代に引き渡すことを目指した取り組みが進められております。

このような状況の中、来年度は診療報酬、介護報酬の6年に1度の同時改定とあわせて、国保の財政運営の都道府県化、新たな医療計画や医療費適正化計画、介護保険事業計画の開始年度に当たるなど、社会保障制度のうち医療・介護分野の改革の大きな節目の年となっております。この改革は、どこに住んでいても医療・介護を安心して受けられる社会を実現するために、地域包括ケアシステムの構築や医療保険・介護保険制度の安定化などを目指すものであり、方向性は、本県の日本一の健康長寿県構想の目指す姿、県民の誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができる県づくりと一致しているものと考えております。

県ではこれまで、中山間地域が多い実情を踏まえ、あったかふれあいセンターの整備を初め、

訪問看護サービスの拡大など、地域地域の医療・介護・福祉のサービスの量及び質の確保に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。

引き続き、こうした取り組みを強化していくことで、今後とも地域地域のサービスの充実をしっかりと図っていきたいと考えております。

そしてその上で、こうしたこれまでの取り組みによって地域地域に生まれた資源をうまくつなぎ、日常生活から入院、リハビリ、退院後の生活などの一連の流れの中で、それぞれのサービス間の連携をさらに強固なものとする中で切れ目のないサービス提供を可能とする、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを強化していきたいと考えているところです。

具体的には、高齢者御本人の希望に応じて必要な支援につなぐ、いわゆるゲートキーパーとしての役割が大変重要となりますことから、地域包括支援センターの機能強化や総合診療専門医の養成のためのプログラムの強化などに取り組んでまいります。また、各福祉保健所へ新たに配置する地域包括ケア推進監が関係者とともに地域の現状をしっかりと把握した上で、さらなるサービスの充実や連携の強化を図る取り組みを、市町村とともに実施してまいりたいと考えているところです。

これらの取り組みは、その人の状態や取り巻く環境を踏まえた上で、最もその人に適した場所で生活していただけるように、県民の皆様のQOLの向上を目指すものであります。加えて、結果として医療費の適正化にもつながることが期待されることから、本県の社会保障の持続可能性を高める施策だとも考えます。

こうした一連の取り組みを通じて、日本一の健康長寿県の実現に向けて取り組んでまいりたいと考える次第です。

次に、本県が生んだ世界的な精神医学者であ

る森田先生の御功績についてお尋ねがございました。

森田正馬先生は、大正時代当時、欧米の精神療法の主流が不安や緊張などの症状を取り除こうとするものとされていた中、不安や緊張は悪いものではなく、人間が本来持っている自然な感情であるとし、追い出すのではなく、それを自然なものとして受け入れながら、よりよく生きていこうとする態度を育てる考え方に立ち、神経質の治療法を確立された世界的な精神医学者でございます。

後に森田療法と呼ばれるようになったこの治療法は、モリタセラピーとして、北米やオーストラリア、中国などで広く実践されるとともに、近年は神経症のみならず鬱病や種々の心身症、がん患者のメンタルヘルスなどにも応用されるなど、その有効性が改めて認識されているとお聞きしております。

社会構造が複雑化し、精神不安やストレスへの対応が重要視される現代社会においても、国内は言うに及ばず海外にも普及が進み、さまざまな精神疾患にも応用されるようになった森田療法を、精神医学がまだ未成熟だった大正時代に確立されたということはまことに大きな御功績であり、このような偉大な精神医学者である森田先生が本県の御出身であることを県民の一人として大変誇らしく思うところでありまして、このことを県民の皆様にも広く知っていただきたいと考えるところでございます。

最後に、生まれた場所や家庭環境の違いによる教育格差の是正についてお尋ねがありました。

子供たちの学びや能力発揮の機会は、生まれ育った環境に左右されることなくひとしく享受されるべきものですが、現実には御指摘のような教育格差が生じており、さらには家庭の社会経済状況が子供たちの学力に影響を与えているとも指摘されております。

何よりも貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることが重要だと考えております。このため教育大綱の柱に、厳しい環境にある子供たちへの支援を掲げ、就学前から高等学校段階まで切れ目なく、各段階に応じて公的に学びの場を提供し、かつその質を高める対策を講じているところでございます。

まず、就学前は、今後の学習に対する探究心や意欲、積極的に取り組む態度などの基礎を育む時期であるとの観点から、県内のどこにいても質の高い教育、保育を受けることができる環境づくりを進めるため、高知県教育・保育の質向上ガイドラインが全ての保育所、幼稚園において活用されるよう周知徹底を図っております。

次に、就学後においては、義務教育段階では、学校をプラットフォームとした放課後の学びの場を提供することに注力しております。子供たちの基礎学力の定着と向上、学ぶ意欲の向上を図るため、現在県内の約6割の小中学校において462名の放課後等学習支援員を配置し支援を行おうとしており、来年度もさらに取り組みを充実してまいりたいと考えているところであります。

また、地域ぐるみで子供や家庭を支えていくため、各校の学校支援地域本部において行われている地域の皆様による学習支援などの取り組みを、民生・児童委員の参画を得て、地域と学校がパートナーとなって子供たちを見守る高知県版地域学校協働本部へと発展させてまいります。

さらに、高等学校段階では、義務教育段階の学び直しが必要な生徒から国公立大学への進学を目指す生徒まで、幅広い生徒の学力や進路希望に応じた対応を行う必要があります。このため各学校において、教員による基礎学力定着のための補習や進学に向けた補習を行うことでその機会を保障するとともに、地域や生徒の状況

等に応じて、学習支援員を配置しインターネット学習教材等も活用することで、学力向上や学習習慣の定着に向けた取り組みを推進しております。

このように各段階でさまざまな対策を講じておりますが、これらに加えて、全ての学校において、チーム学校の取り組みにより教員の指導力向上と授業改善の徹底を進めており、地域や家庭の環境に左右されることなく全ての児童生徒が学力向上を図れるよう取り組んでいるところです。

これらの施策を通じた教育環境への対応により、全ての子供たちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、全力で取り組みを進めてまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長（門田純一君） まず、介護報酬改定の評価についてお尋ねがございました。

平成30年度の介護報酬改定につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を目指したものとされています。

このことは、御本人の意向に沿ってQOLを向上させることを目指し、各地域の医療・介護・福祉などの資源を切れ目ないネットワークでつなぐ高知版地域包括ケアシステムの構築や、福祉分野の人材確保などの本県の取り組みと方向性が一致するものであると考えています。

例えば、通所介護事業所における利用者の状態が改善した場合の加算の新設は、県が取り組みます高齢者の自立支援や重度化防止に資するものとなっております。また、入退院時の医療機関との連携への加算の新設は、日常生活から入院、リハビリ、退院後の生活など、一連の流れの中で、それぞれのサービス間の連携を強固

なものとする県の取り組みの後押しになります。さらに、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合の夜勤職員配置加算の要件緩和は、県が取り組んでいる介護職員の負担軽減と業務の効率化につながるものとなっているところです。

県といたしましては、今回の介護報酬改定の内容を事業所などへ周知することとあわせ、加算の取得にも資する、高齢者の自立を支援するサービス提供に向けた研修や、入退院時の引き継ぎルールの定着、介護職員の身体的負担の軽減や業務効率化のための福祉機器等の導入支援など、県の取り組みについて、事業所等に積極的な参画を促すことで、高齢者のQOLの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、本県における新しい総合事業について、先行実施した市町村の現状及び県の支援状況についてお尋ねがございました。

県内の市町村では、早期に新しい総合事業を開始してきましたが、引き続き専門的なサービスが必要な方には、介護事業所によるこれまでと同様のサービスが提供されているところです。

一方で、それ以外の生活支援などの多様なサービスにつきましては、取り組みがおこなわれている市町村も見られ、そうした団体からは、地域の実情に応じて独自にサービスを開発する具体的方法がわからない、担い手の確保が困難であるなどのお声をお聞きしています。

こうしたことから、県では、先進的な取り組み事例などを紹介するセミナーの開催や福祉保健所での情報交換などを通じて、事業の理解を深めるための取り組みを重ねるとともに、老人クラブなどと連携して、新たな担い手の養成に取り組んでまいりました。

また、本年度は仁淀川町、佐川町、越知町における多様なサービスの提供に向けた検討の場アドバイザーを派遣し、その助言内容を踏ま

えた取り組みを事例集としてまとめ、それを活用した研修会の開催などにより市町村に具体的な方法を普及していくこととしております。

さらに、来年度は高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の現状をしっかりと把握した上で、あったかふれあいセンターと集落活動センターの連携による生活支援の充実強化など、地域の実情に応じて必要なサービスの確保に取り組んでまいります。

次に、本県における新たな共生型サービスの現状、課題及び今後の展開についてお尋ねがございました。

まず、県内で介護保険と障害福祉のサービスの双方を提供している事業所の状況につきましては、本年1月末時点で、訪問系サービスで、双方の指定を受けているのは154事業所、市町村の判断でサービスが提供できる基準該当の認定を受けているのが4事業所、通所系サービスでは、それぞれ1事業所、43事業所となっております。

こうした中、障害福祉の通所系サービスが介護保険の通所系サービスの指定を受けようとした場合は、介護保険の人員基準が障害福祉のものに比べて高いことや、基準該当についても通常の指定サービスに比べ報酬が低くなるため、現状では地域によってニーズに十分応えることができていない状況があるものと受けとめています。

特に、障害福祉サービスを利用されていた方が65歳以上になった場合で、必要な支援が介護保険サービスだけで足りるときは、それまでの使いなれていた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所の利用を求められることがあることなどが課題とされておりました。

今回、介護保険・障害福祉サービスにそれぞれ位置づけられました共生型サービスは、一方の指定を受けていれば他方の同系統のサービス

の指定も受けられるなど、従来の指定基準が一定緩和されたものとなっており、障害のある方が65歳を迎えられても同じ事業所で介護サービスを受けやすくなりますし、サービスの対象者の数が少なく単一の事業では事業所の参入が難しい中山間地域においては、サービスの充実を図るために有効なものとなり得るのではないかと考えております。

一方、共生型サービスを提供するためには、例えば、介護サービスのケアプランを策定するケアマネジャーを含めた介護に従事する職員などに、障害の特性を理解していただく必要があることなどの課題もございますので、今後におきましては、制度の周知を図りますとともに、参入に意欲を示す事業所の職員などに対し必要な研修を実施するなど、サービスの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、森田正馬先生を幅広く県民の皆様知ってもらうことについてお尋ねがございました。

森田先生は、精神療法の先駆けである森田療法を生み出した世界的な精神医学者であり、先生を師と仰ぐ方々が全国各地に多数おられますものの、議員のお話にもございましたように、地元以外の県民の皆様には先生の御功績が余り知られていないのが実情ではないかと考えております。

本年は森田先生の没後80年に当たり、墓前祭や記念講演会といった記念事業の準備が関係者の皆様により進められており、先生の御功績を県民の皆様にも広く知っていただくよい機会になるものと考えております。

県も、共催の立場で一緒に取り組ませていただくこととしており、今後は市町村や関係団体への記念事業の周知を初め、県が実施いたしますイベントなどを通じたPRを行いますことで、多くの方々に記念事業に参加いただき先生の御

功績を知っていただけるよう、関係者の皆様と協力して取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、国民健康保険における特定健診の受診率や特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

来年度から県も責任主体としてかかわることになる国保財政を将来にわたって安定的に運営していくためには、市町村にはこれまで以上に健診の受診率向上により生活習慣病の予防や病気の早期発見に努めていただくとともに、血管病の重症化予防などによって健康づくりを促進していただき、結果として医療費の増加を抑制することは重要なことだと考えています。

そこで、来年度からは保険者努力支援制度が本格実施されることから、今まで以上に市町村と連携して、特定健診の受診勧奨や特定保健指導の体制強化に取り組んでいくことにしています。

具体的には、特定健診の受診率向上には、対象者に対する個別の受診の呼びかけや未受診者への再勧奨が最も効果的なことから、文書や電話等による受診勧奨とあわせて、県単独の補助事業である、健康づくり婦人会など地域の健康づくり団体の皆さんが訪問して直接受診の声かけをする事業を、市町村に積極的に活用して取り組んでいただくよう、情報提供や支援を行います。

加えて、来年度は新たに健診の対象年齢となる40歳から40歳代前半の国民健康保険の被保険者全員を対象に、健診受診の重要性や血管病の予防などをお伝えするリーフレットを配布して、最も受診率の低い年齢層の受診率の向上を図りたいと考えています。

また、特定保健指導の実施率向上は、保健指導を実施する保健師や管理栄養士のマンパワー

を確保することが課題となっていることから、これまで以上に高知県栄養士会と協働した、巡回型の特定保健指導が行える体制を充実することとしています。

あわせて、勧奨する際などに必要なスキルを向上させるため、市町村や医療機関、健診機関の保健師等を対象にした研修も充実していきたいと考えています。

次に、子供たちへの健康教育の現状と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

県では、平成26年度から全ての小・中・高等学校で、県が子供たちの成長段階に応じて作成した副読本を活用し、健康的な生活習慣の定着を図るための健康教育に取り組んでいます。来年度は、国の学習指導要領の改訂にあわせて、実際に副読本を学校で活用されている先生方からも御意見を伺った上で、内容の充実に向けた全面的な見直しに取り組むことにしています。

また、平成28年度からは全市町村で、地域の食生活改善推進員、いわゆるヘルスマイトさんによる、主に小学5年生を対象とした食育講座も行っています。この食育講座は、ヘルスマイトさんが朝食の大切さを教えたり、バランスのとれた食事の調理実習などを行うものです。子供たちは楽しみながら学び、家庭に帰って教材を見せながら食育講座の体験をお話しして、保護者にはアンケートに記入してもらっています。この保護者へのアンケートの結果からは、約9割の方が、年に1回以上食育講座等生活習慣の改善に向けた学習を行うことは必要と回答するなど、家庭への波及効果もうかがえるところです。こうしたことから、来年度はさらに効果的な取り組みとなるよう、実施回数をふやすとともに、学校現場と連携してニーズに応じた対応をしていきたいと考えています。

子供たちが健康的な生活習慣を身につけるためには、家庭も含めた健康意識の向上が必要な

ことから、今後も家庭への波及効果も視野に入れた取り組みを進めていきたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、本県の小学校における英語教育の現状と今後の展望についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、新学習指導要領の動向を見据えながら、これまで平成26年度に策定した外国語教育推進のためのガイドラインに基づき、英語教育への対応を計画的に進めてまいりました。

まず、教員の指導力の向上を図るため、各小学校の外国語教育担当教員を対象とした研修を、教育センターを中心に実施してまいりました。また、各市町村の組織的な英語教育の推進体制を仕組むため、英語教育の牽引役となるリーダー教員を市町村に1名は配置するよう、文部科学省の教科調査官の指導も得ながら育成してまいりました。さらに、新学習指導要領を先取りした英語の教科化の研究を行う学校を指定し、カリキュラムや指導方法についての研究を行うとともに、それぞれの市町村において、英語教育の教育課程の編成や教育計画づくりを支援してまいりました。

このような取り組みの結果、平成29年度に文部科学省が実施した英語教育実施状況調査では、本県の小学校5、6年生の学級の98.6%において、ALTに頼らずに学級担任が主となって授業を行っているという回答するまでになっております。一方で、自信を持って指導していると回答する教員は66%にとどまっている状況です。

こうしたことから、より質の高い小学校英語教育を実現するためには、さらに教員の指導力を高めることが必要であり、教育センターや外国語教育研究拠点校での指導力向上研修を強化していくとともに、英語教育の指導資料の充実を図ってまいります。あわせて、小学生の英語

単語集を作成するなど、子供たちの学習教材の開発も進めてまいります。

さらに、英語教育の導入による教員の負担増に対応するとともに、教員の不安を取り除き指導力の向上を図る観点から、管内の小学校の英語授業をサポートし、英語の指導についてのアドバイスを行う小学校英語指導教員の加配による配置を進めてまいります。

これらの取り組みにより、英語教育の充実を図り、英語に興味を持ち主体的に学ぶ児童の育成を図ってまいります。

次に、小学校の英語教育について、自治体による英会話教室などの取り組みが有効と考えるがどうかのお尋ねがございました。

お話にありましたように、大阪市の淀川区教育委員会は、平成27年度から区内の希望する小中学生を対象に無料で英語交流事業を実施しております。この中には、1日英語村体験や英語暗唱大会、また英語を使ったミュージカルなどの体験型学習といったメニューがあり、英語学習への意欲向上が図られるとの評価がなされているものと認識をしております。

本県においても同様の取り組みが幾つかの市町村で実施をされており、例えば香美市や梶原町などでは、独自に雇用したALTによる小学生対象の英会話教室が定期的に行われております。また、高知市では夏休みに小学生を対象として英語1日体験教室が開催されております。そして、こうした教室では、英語を使った挨拶や歌、ゲーム、絵本の読み聞かせなど、英語になれ親しむ活動が行われております。参加した多くの子供たちからは、恥ずかしがらずに英語が話せるようになった、英語が通じるという感動を覚えたといった感想も寄せられており、英語を楽しみ、コミュニケーションを積極的に図ろうとする態度が養われていることがうかがわれます。

このように、子供たちが世界の共通語である英語を習得するためには、外国文化への関心を高める機会が身近にあり、本物の英語に触れ、その基本的な表現になれ親しむことは大変有効なことであると思います。

県教育委員会でも、こうした市町村教育委員会の主体的な取り組みを、教育版地域アクションプランによって支援しているところございまして、本年度はこのアクションプランを活用し、例えば、南国市では小学校に外国語活動支援員を4名配置し、また土佐市においては保育園、幼稚園にもALT3名を派遣し、小さいころから英語に親しむ活動を行っております。

今後、県外の取り組み状況も含め、市町村が実践する英語活動に関する事例を収集し広報することで、こうした取り組みが広がるように努めてまいります。

次に、本県の学校現場におけるLGBTを初めとする性的マイノリティの児童生徒の現状と、文部科学省の通知を踏まえた支援状況についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、現在性的マイノリティの児童生徒についての調査は行っておりませんが、毎年、市町村教育委員会や学校から性的マイノリティについての相談が数件ございます。学校などから受けた相談内容としましては、戸籍上とは違う性別の人間として生活していきたい、自認する性別の制服を着用させてもらいたい、カミングアウトしたいといった、当事者である児童生徒やその保護者からの申し出に対して、学校としてどのような手順でどう対応していけばよいのかといった内容でございます。

一方、性的マイノリティの人口割合が8%という、お話にもありました民間の調査結果を参考にした場合、本県においても、当事者である児童生徒がかなりの数になることが考えられることから、学校などが把握できずに潜在化し

ているケースがあるのではないかと思います。

県教育委員会としましては、平成27年度に文部科学省から示された通知内容を市町村や各学校に対して周知するとともに、人権教育主任連絡協議会やスクールカウンセラー等研修講座を初め、さまざまな機会を捉えて性的マイノリティに関する研修を行ってまいりました。

そうしたことにより、学校では、当事者や保護者から相談や要望があった場合には、当事者などから丁寧に聞き取りを行い、校内支援会などを通じて組織的に対応策について検討をしております。その上で、トイレや更衣室の利用の仕方、保健体育の授業の受け方などについて、一定の配慮がなされるようになってきているところでございます。

最後に、本県の教職員の、LGBTを初めとする性的マイノリティの児童生徒に関する知識や情報を深めるための取り組みの現状と課題、今後の対応についてお尋ねがございました。

県教育委員会としましては、性的マイノリティについての理解を促進すべく、文部科学省の通知の内容も踏まえ、人権教育主任、生徒指導主事、管理職などの教職員やスクールカウンセラーを対象とする研修などを行ってまいりました。

学校現場においても、性的マイノリティについての適切な認識が広がりつつあり、当事者への配慮や環境整備についても一定は進んでおりますが、まだまだ取り組みは十分でないと考えております。

例えば当事者の児童生徒がカミングアウトした場合に、周りの児童生徒が当事者を理解し受け入れるようにすることが重要ですが、その際教職員が、周りの児童生徒に当事者のことや多様な性について、どのように伝えればよいのかといったことに戸惑いや不安を感じているのが現状ではないかと思います。

また、先ほど申し上げましたように、調査のデータから考えますと、性の悩みについて相談できずに今なおつらい思いをしている児童生徒がいるものと思われます。

こうした現状を改善していくためには、まずは当事者や保護者が気軽に相談でき、信頼できる教職員であることが求められますので、個々の教職員の人権感覚をさらに磨いていく必要があると思います。そして、当事者から相談があった場合には、支援ニーズを的確に捉えた上で、当事者への適切な支援ができることはもとより、周りの児童生徒が性について正しい認識を持ち受容できるよう指導することで、当事者を含む全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるようにしなければなりません。

このため、県教育委員会では、人権教育指導資料である「Let's feel じんけん」の改訂版を今月中に全教職員に配付し、各学校においてはそれらを活用しながら、LGBTに関する人権問題についても研修の充実を図ってまいります。あわせて、学校が個別の事案に、より適切に対応できるようにするために、人権教育主任を対象に事例を用いたより専門的な研修を行うとともに、学校が直面する性的マイノリティーの課題に対して、引き続き助言を行ってまいります。

これらの取り組みを通じて、個々の教職員の性的マイノリティーに対する理解を深めるとともに、チーム学校としての対応力の向上に努めてまいります。

○8番（浜田豪太君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

2問目は行いませんが、教育長、英語教育、そしてまた性的マイノリティーの児童生徒についての御答弁ありがとうございました。本当に、どちらも新しい事象といいますか、非常に繊細な、そしてまた重要かつ慎重にやらなければい

けないことだと思います。子供たちのためにも、教育委員会一丸となって取り組んでいただきたいものだとお願いをしたいと思います。

そして、健康教育ですね。やっぱり誰の言うことを聞くかといいますと、家庭において、受診に行けという子供の言葉が一番親にとっては厳しく、そしてまた身につまされると思います。子供の教育にもしっかりと取り組んでいただきますように心からお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩



午後1時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番武石利彦君。

（18番武石利彦君登壇）

○18番（武石利彦君） それでは、浜田議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問を始めさせていただきます。

まず、農業振興についてお聞きいたします。

農業振興の中で、農協合併についてお聞きいたします。来年1月に、多くの県内農協が合併するJA高知県が発足する予定であります。この組織には、合併による効率化やスケールメリットを生かすことが期待されます。現在、県内の各農協が運営する集出荷場は、作業員の不足に起因し、十分その機能が発揮できていない状況が発生をしております。このような課題を解決するためには、JA高知県として、県内の集出荷場の活用の仕方を俯瞰的な視野に基づ

き、見直してみる必要もありはしないかと考えております。

また、販売体制強化についてであります。これまでは東京、大阪、名古屋といった大消費地に向けた販売体制が中心になっていると承知をしておりますが、それらの地域以外にも販売戦略を展開することも検討してみてもどうかと考えるものであります。関係者にお聞きいたしますと、仙台、金沢、広島などが本県農産物の販路拡大に結びつく可能性が高い地域として挙げられるとのことでありました。JA高知県にはこのような販売体制強化にも取り組んでいただきたいと思っております。

JA高知県の発足に際し、新組織にどのような期待を寄せるのか、尾崎知事に御所見をお聞きいたします。

次に、県内の農協では自己改革の取り組みが進められているとお聞きをいたします。JA高知県の発足を視野に入れば、この1年が自己改革の大きな山場となるのではないかと、関係者からお聞きをいたしました。

JAが進める自己改革の取り組みは、販売事業や営農事業の強化、そして購買事業部門においては農業用資材など、よいものを安く組合員に提供する取り組みを強化しているとお聞きをいたします。例えば、職員が組合員を全戸訪問し、資材についての情報提供をする、あるいは予約注文をその場で受け付けるといった取り組みであります。また、JAの物資販売所を土日や祝日も営業するなどの取り組みも展開しているようであります。

このような状況の中、JA関係者から心配される事柄としてお聞きいたしますのは、信用事業の譲渡や准組合員の利用規制を、国が進めようとしている点であります。

営農事業や購買事業をさらに推進するためには、黒字部門を安定させることが重要なポイント

トになりますが、信用事業の譲渡や准組合員の利用規制が実施されますと、黒字部門が圧縮されかねず、組合員にとって営農指導費用の負担がふえてしまう懸念や農業の生産性を高めるための投資ができなくなることが懸念をされているのであります。このような状況に対し、どのような御所見をお持ちでしょうか、尾崎知事にお聞きをいたします。

次に、販売戦略強化についてお聞きいたします。本県は、天敵農法などIPM技術を磨き、エコ野菜といったブランドで、全国に高知県の野菜を販売する取り組みを進めてまいりました。これらは実を射た戦略であり、私も高く評価をいたすものであります。しかしながら一方で、これらの取り組みが、本県の野菜価格に十分反映されていないとお話も耳にします。

安全・安心な野菜づくりの取り組みを販売価格に反映するためには、さらに広く、深く、市場関係者や消費者にその値打ちを理解していただくことが重要であると考えますが、農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、農業の労働力不足についてお聞きいたします。中山間地域の農業現場では高齢化による労働力不足が深刻になっております。そこで、IoT技術の導入や県の内外から担い手を募るなどし、このような課題を解決することは喫緊の課題となっております。

JA四万十では昨年初めて、ショウガの収穫作業に携わる労働力を確保するため、通称ショウガアルバイトとして、インターネットを活用するなどして全国から公募いたしました。その結果、県の内外から20歳・30歳代の方、約20名がアルバイトとして採用されたそうであります。県外からの方も3分の1を占めたとお聞きをいたします。彼らのアンケート結果を見ますと、作業は若干きつかったが来年もまた来たいといった回答が多く寄せられたそうであります。

して、JA四万十では、この制度を今後も実施することはもとより、さらにニラやミョウガなどの作物にも応用する予定だとお聞きをしております。

昨年は、アルバイトたちの宿泊施設としては、冬場は稼働していない興津海水浴場の海の家を利用したそうでありました。しかしながら、彼らが作業するショウガ畑はほとんどが台地部にありますために、送迎に要する時間やコストの問題が課題として浮かび上がったのだそうでありました。また、海の家では食事の提供をする体制が組めなかったようで、宿泊所から畑までの送迎途中にコンビニエンスストアなどに寄って、アルバイトたちは個々に食料や日用品を買う毎日だったそうでありました。

このようにアルバイト制度を進める上での課題として、できるだけ作業をする圃場の近くに宿泊施設を構えること、食事を提供する体制を整えること、送迎を含め彼らの移動手段をどのように確保するのかといったポイントが浮かび上がっております。これらの課題を解決するためには、圃場の近くの空き家を簡易宿泊所として活用することも考えられます。また、集落活動センターも宿泊施設として活用できましょし、地域の住民の協力を得て食事を提供することも可能なのではないかと思えます。こうした仕組みができれば、通年で農業に携わる労働力を確保しやすくなりますし、観光客の受け皿づくりにもつながるものだと考えます。四万十町では、国の事業を導入し、町内3地域で農家住宅事業を進めておりますが、これは農業振興や観光振興にも応用できるものと期待が膨らみます。

また、関東高知県人会の会員で四万十町出身の御高齢の方々から、次のようなお話をお聞きいたしました。自分たちにとって四万十町はふるさとであり、そのふるさとに時々は帰ってみ

たいと思う。しかしながら、里帰りしても泊まる家は既になく、短期滞在なら旅館やホテルでもよいが、しばらくの間滞在したいと思うとなかなか適当な宿泊手段がない。宿泊施設があれば、しばらくの間、腰を据えて農業のお手伝いとかをしてみたい思いを持つ仲間がたくさんいるとお話でありました。農業の担い手という若い人のことばかりが頭に浮かぶと思うが、我々高齢者と呼ばれている者も十分農業を担える自信があるとお話でありました。

これらの点も踏まえ、農業の労働力確保についての御所見を農業振興部長にお聞きいたします。

また、さきに述べました、四万十町における農家住宅事業の進捗状況や方向性に対してどのような所見をお持ちか、あわせて農業振興部長にお聞きいたします。

次に、県内の食肉センターを再構築する計画が進められております。私も、消費者に安全で安心な食肉を提供するシステムを構築することは大変重要だと認識をしております。また、新たな食肉センターは県内の畜産業を持続的に発展させることにもつながるものと確信をしております。

畜産の現場に目を向けますと、これまでは悪臭、騒音、排水などが周辺の住民環境に悪影響を及ぼすといった迷惑施設として位置づけられてまいりました。しかしながら、昨今は技術の進歩もあり、それら環境への負荷を軽減することが可能となっているとお聞きいたします。

県は、畜産業が周辺環境に与える影響を緩和する取り組みを推進するとお聞きしております。この取り組みを進めるに至った経緯やその方策について農業振興部長にお聞きいたします。

次に、堆肥処理も畜産農家が抱える悩みの一つであります。JAなどが運営する堆肥センターも老朽化しつつありますし、堆肥を使う農家の

方にしてみれば、圃場に堆肥を散布する労力が大変だとお聞きいたします。

堆肥センターの老朽化対策や堆肥を散布する機械の導入など、堆肥の有効活用を進める方策や支援策についてどのような御所見をお持ちでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、高等学校教育についてお聞きいたします。

本県では、平成26年度から35年度までの10年間を見通した、県立高等学校再編振興計画を策定し、現在前期実施計画を実施中ですが、このたび平成31年度から35年度までの後期実施計画を策定することとなっております。

少子化が進む中で、特に中山間地域の県立高等学校の存続が危ぶまれる状況下において、それらの地域や学校ではさまざまな取り組みがなされております。山田高校の生徒たちが地域の特産品のショウガに着目してつくったお菓子、山田まんの取り組みは有名であります。同校では、さらに香美市商工会と連携して商工会のCMを作成し、ユーチューブにアップロードするなどの取り組みをしております。その活動がこのたび、高知県地場産業大賞の次世代賞の一つに選定されました。これらの活動を通じて、生徒たちは地域社会との結びつきを強く意識し、地域に対する愛着を感じるようになったことだろうと思います。現に、この活動に携わった1年生の男子生徒は、以下のような意見を述べられたとお聞きいたします。この活動を通じて、それぞれの地域の経営者たちの思いに感動した。高校に入った当初は県外の大学に進学しようと思っていたが、この活動を通じて地元のよさがよくわかったので、県内の大学に進み、卒業後は地元で活動したいとの内容であります。

県内の中山間地域における高等学校でこのような取り組みが広がっておりますことは、実に頼もしく、地域で育った人材は必ずや県内の各

地域の活性化につながるものとの期待が膨らみます。産業振興計画を進める上でも、非常に意義のあることだと言えましょうし、雇用の場の創出にもつながるものと思われまます。

私は以前、ある中山間地域の高等学校が3年生に実施したアンケート調査結果について聞く機会がありました。卒業後にその地域に住み続けるかとの設問に対し、地域から出ていくとの回答と地域に残るとの回答が約4割ずつを占めたとの結果が出ておりました。地域から出ていくと答えた理由で最も多かったのは、ここには働くところがないとの回答でありました。都会と違って、生徒自身のいろんなやりたいことにマッチする職種が田舎には少ないことは否めないにしても、どこかに就職して安定したお給料がもらえればよいというような感覚にとらわれているのだとしたら、むしろ仕事は与えられるものではなく、みずからがつくるものだという考え方ができるような教育を施すことが重要だと考えます。

四万十町においても、産業振興計画で畜産クラスターなどの取り組みが進む中、加工場の建設やそれに伴う販売店や飲食店の設置が相次いでおり、従業員の募集が増加しています。さきに挙げた事例のような経験を積んだ高校生たちが、こういった地元の職場で活躍できる素地は県内各地にどんどん生まれつつあります。そのためにも、高校生活の中で地域を見る目を養うことは重要であります。一方で、高知市への一極集中が過度に進むと、中山間地域のよさまでが奪われかねないと懸念いたします。

県教委は平成27年から、高等学校の入試制度をそれまでの前期、後期から、現在のA日程、B日程と改め実施してきましたが、この制度を現時点でどう評価しているのか、教育長にお聞きいたします。

また、A日程入試の出願状況について、例え

ば県西部の中村高校、県東部の安芸高校はどのような状況になっているのでしょうか。この数年間の郡部校の出願状況の推移についての御所見を教育長にお聞きいたします。

私は、現在の入試制度が導入されて以来の県内高等学校の出願状況の推移を見た場合、郡部から高知市内校への一極集中が加速していると思います。丸の内、岡豊、高知東高校など、進学拠点校以外の高知市内校などへの集中が加速しているといった話もお聞きをいたします。

私は、A日程における高知市内校の入試定員を絞り込むべきだと考えております。それにより市内校、郡部校双方において学校の特色をより明確にすることができ、学習の充実やレベルアップにつながるのではないかと思います。教育長に御所見をお伺いいたします。

中山間地域においても特色のある学校づくりに取り組む数々の事例が見受けられます。さきの山田高校はもとより、野球部の強化に取り組む梶原高校、女子野球部の強化に取り組む室戸高校。清水高校や嶺北高校は中高連携強化に取り組んでおります。このような取り組みをする市町村や学校に対し、さらにどのような支援を行っていくお考えか、教育長にお聞きいたします。

四万十町では昨年度より窪川高校、四万十高校の生徒を対象とした町営塾を設置し、窪川地区、大正地区で運営をしております。ここでは、大学進学を目指しての学力向上の指導のみならず、英語を重点的に学ぶコース、歴史の中の1つのテーマを掘り下げて学ぶことにより、勉強の面白さやなぜ勉強をするのかといったことに気づかせる内容が織り込まれるなど、生徒にとってよい刺激になっているようであります。私は、このような取り組みは、中学生たちにとって、地元の高校に進学しようとする動機づけにもなりつつあると感じております。

以上述べましたように、中山間地域の高等学校の存続は、県の進める産業振興や中山間地域対策の鍵を握ると言っても過言ではありません。そして、県立高校の存続は入学定員や入試制度と密接に関係しています。

県立高校の設置者である知事は、高等学校再編の後期実施計画を策定する上で、県教委にどのようなスタンスで対応されるお考えか、お聞きいたします。

また、さきの対話と実行行脚において、四万十町の町営塾を視察された感想もあわせて知事にお聞きいたします。

次に、次期情報ハイウェイについてお聞きいたします。

AIやIoTなどの技術の発達や活用範囲の拡大などにより情報通信の基盤整備はますます重要になると思われれます。本県の情報ハイウェイシステムも更新時期が近づいており、ニーズに即した機能充実が望まれるところであります。ここでは幾つか具体的な事例を挙げ、次期情報ハイウェイが備えるべき機能について何点か質問をさせていただきます。

まず、ラップトップパソコン、スマートフォンやタブレットなどモバイル情報端末を使って、出先からインターネットにアクセスすることはもはや日常では常識となっておりますが、迅速性を要求される行政機関でも、そういった使い方は今後主流になると思われれます。また、テレワークなどを進めることが働き方改革にもつながることが期待されます。また一方では、一層のセキュリティー対策が求められることとなります。

行政職員や教職員が出先からでもモバイル端末を使って業務を進めることができると、さきにも述べましたように、働き方改革にもつながりますし、災害時においても庁舎外から情報伝達をするなど、正確で迅速な対応が可能とな

るのではないのでしょうか。発災時に行政職員が災害現場の状況を写真や動画で撮影し、それを災害対策本部に送るケースなどであります。

このように、セキュリティ対策に十分対応したモバイル端末から行政ネットワークの閉域網への接続ができるようにすることは、実に重要であると考えます。次期情報ハイウェイにこのような機能を付与することについての御所見を総務部長にお聞きいたします。

次に、通信速度であります。本県におきましても、民間のデータセンターを利用するなど自治体クラウドの加速化により、近年の情報ハイウェイのトラフィック量は増大しているものと思われまます。

やりとりするデータ量がふえてきていることからしても、次期情報ハイウェイには通信速度を増速することが求められると思いますが、いかがでしょうか、総務部長にお聞きいたします。

また、文部科学省からは教育情報セキュリティのための緊急提言がなされており、県教育委員会も教育情報システム全体の強靱性向上に取り組まなくてはならない状況となっております。

私は、本県の教育情報システムも県のセキュリティクラウドシステムに接続をしてはどうかと考えておりますが、この点、教育長に御所見をお聞きいたします。

その場合、さらにデータ量がふえるため、それに対応できる通信速度にする必要がありますが、教育情報システムを別に構築し、経費がかさむことを勘案すれば、むしろそうすべきものだというふうに考えております。

また、次期情報ハイウェイの運用においては、ユーザーたる市町村が利用量に応じて柔軟に通信速度を選択できる仕組みづくりが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

そして、市町村にも、次期情報ハイウェイを

検討するワーキンググループにも参加してもらおうなどし、利用する側の要望や御意見を最大限受け入れる仕組みにすることが必要だと思いますが、いかがでしょうか、あわせて総務部長にお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震に備えるためにも、BCP対策の充実を図ることが重要であります。災害時におきましても、とまらないネットワークを構築しなければなりません、このような機能についての御所見を総務部長にお聞きいたします。

次に、介護保険サービスについてお聞きいたします。

このたび、厚生労働省は平成30年度からの3年間に介護保険サービス事業者に支払う介護報酬の改定方針をまとめました。その中には、終末期の高齢者がふえていることを背景に、みとり対応する介護施設への報酬を加算することが織り込まれております。

県内では既にみとりに対応する体制をとっている介護施設もあり、私はその現場のお話をお聞きしてまいりました。この介護施設では、みとりに対応するようになって救急車の出動を要請する回数が激減したとの話でありました。施設では、入所者が重篤な状態になった場合、病院に搬送するため救急車の出動を要請していましたが、救急車の中で息を引き取るケースが非常に多かったとのことでありました。こうした状況から判断し、この施設では医師の診療体制を整え、重篤な入所者に対応することとしたそうであります。

社会的入院と言われる高齢者を施設や家庭で受け入れるためには介護サービスの充実が欠かせませんが、みとりに対応する体制も整えなければなりません。在宅でみとりに対応するケースを考えてみますと、かかりつけ医、訪問介護士、ケアマネジャーなどの多職種が連携した体

制整備をしなければならないと思います。また、ほとんどの高齢者は自宅で最期を迎えることを望んでいるとお聞きしたことがありますが、このような望みは、体制が脆弱な中山間地域ほど、かなえるのが困難な状況であります。介護施設にしましても、みとり対応をするには医師を中心とした体制づくりが求められますが、これも同様に、困難をきわめることが予想されます。

以上、述べました状況についての御所見を健康政策部長にお聞きいたします。

次に、介護施設の職員確保が困難な状況にあるとお聞きいたします。仕事内容がきついといった印象があることも一因ではないかと考えられますが、この分野においてもIoT技術や機械化による省力化を推進すべきではないかと思えます。

県では、福祉機器等の導入支援を強化し、いわゆるノーリフティングケアの普及を推進して、介護職員の負担軽減と業務の効率化を図る方針だとお聞きいたしますが、県内の介護現場におけるこうした機器の普及状況はどうか、地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、職員の省力化について介護施設でお話をお聞きしたところによりますと、入所者の状況を記録するなどの書類づくりに結構時間をとられており、こうした負担を軽減する取り組みが求められているようであります。手書きによる方式からタブレットなどの情報端末で作業するシステムは既に実用化もされているようであります。こうした点も介護施設に対し、推奨し支援するお考えはありませんでしょうか、地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、介護医療院についてお聞きいたします。今般の介護保険法の改正により、4月より介護医療院が創設されることとなりました。介護医療院は、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対して、療養上の管理、看護、医

学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であり、平成35年度末までに廃止されることとなっている介護療養病床等の転換先の一つとして、その役割が期待されているところであります。しかし、幾つかの病院に聞いてみますと、介護医療院に転換した場合、これまで使えていた医療施設の耐震化のための補助金が使えなくなり、また病床面積を広げる必要があるといったハードルもあるというふうにお聞きをしております。

今後、療養病床を持つ医療機関が介護医療院などへの転換に向けた検討を進めていく上で、県としてどのように支援していくお考えか、地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、漁場整備についてお聞きいたします。

昨年の2月定例会一般質問で、明神議員より、大規模な人工魚礁設置事業を土佐湾に導入するための基本的な調査を国に要望してはどうかとの質問がなされました。この質問に対し県は、沈設型魚礁を用いた漁場整備は投資に見合った十分な効果が発揮されるのか疑問符がついている、このため県としては、漁業の生産量を確保できている土佐黒潮牧場の15基体制を堅持することとする、また沈設型魚礁による大規模な漁場整備は、まだ国内における整備実績が少ないことから、その事業効果の情報収集に努めたいと、こう答弁をされております。

その後、漁場整備を推進する動きとして、昨年7月に本県の漁業関係者らが中心となって高知県広域フロンティア漁場整備推進漁業者協議会が設立され、漁業者みずからによる本格的な活動が展開をされております。また、本県でもカツオなどの回遊魚の乱獲防止が声高に叫ばれるようになっております。これらは、日本周辺の漁業資源が大きく減少したことを県民や漁業者が肌で感じ、資源の管理や漁場の造成により

魚をふやすことに大きな関心が寄せられたことによるものと思われます。

広域フロンティア漁場整備推進漁業者協議会が設立されましたのは、近年沿岸漁業の漁獲量の減少が続いており、既に漁業経営ができない状況が見られ始めていることへの危機感のあらわれであり、漁業者からは、漁場環境の保全や資源の保護育成を早急に実施しなければ、魚より先に漁師がいなくなるという、せっぱ詰まった現状を訴えるのだとお聞きをしております。さらに、同協議会では、沿岸近くに磯焼け対策を図ることや魚礁を整備することで、高齢の漁業者も漁に出られるような漁場環境を整備することが必要だとしています。

ここで本県の漁場整備状況を振り返ってみますと、昭和50年代に入ったころから、県や市町村により、沿岸域に沈設型魚礁による漁場整備が続けられてまいりました。これらは総じて今でも魚礁として使われているとお聞きしますが、魚礁に集まる魚が価格の安い小型のサバやアジなどであるために、漁業者はこれらを10キログラム、20キログラム釣ったとしても労賃、燃油代にもならないため、平成のバブル期が過ぎたころから余り使われておらず、専ら遊漁者が使用しているとお聞きをいたします。

この沈設型魚礁による漁場整備は、平成15年度まで実施されたと記憶をしておりますが、前述のような理由から、漁業者による漁協などの水揚げ記録にならない、よって事業効果が薄いとされ、その後事業が中止をされております。

一方では、太平洋を回遊しているカツオやマグロ類など、海に浮いているもの集まる習性を利用して漁場造成を行う浮き魚礁、いわゆる土佐黒潮牧場につきましては、昭和59年に第1号機を設置して以来、その効果が顕著であったことから、当初の試験的設置から徐々に9基、12基とふえ、現在は15基が設置をされておま

す。この土佐黒潮牧場の効果については、一年を通じて魚が集まっていることが県水産試験場から調査報告されており、ほぼ周年を通じ、カツオやマグロなどが漁獲できるようになったとお聞きいたします。

さて、今述べましたように、高知県の漁場整備はここ十数年は事業効果が顕著な浮き魚礁のみであると承知をしておりますが、一方で水産庁などの報告を見ますと、沈設型魚礁や藻場をふやす漁場造成による磯焼け対策もその効果が発現されていると示されておるのであります。漁場整備事業は、本県にとっては大きな投資ではありますが、漁業者の減少を防ぎ、高齢化した漁業者の所得を確保していかない限り、漁村は限界集落化してやがては消滅する可能性も大きいのが現実であります。これを防ぐためにも、県の政策として、沿岸漁場の整備再開についても着手することが極めて重要であると思っております。

国は、平成29年度から漁港漁場整備長期計画を開始いたしました。県は、この1年大規模な漁場整備事業に関する情報収集を行われてきたと思いますが、その成果はどのようなものであったのでしょうか、水産振興部長にお伺いいたします。

またあわせて、今後の高知県の沿岸域での漁場整備、浮き魚礁整備の方向性、藻場磯焼け対策などについての政策方針をお聞かせいただきたいと思っております。

また、私が漁業関係者からお聞きした話では、多機能型の大型浮き魚礁の整備に関する研究が、水産庁の協力のもと海洋開発関連企業で組織する団体、一般社団法人漁港漁場新技術研究会において開始されたとのことです。

この大型浮き魚礁の研究は、国が直轄事業として取り組むことを前提とした勉強会とのことでありますが、本県にとりますと、そのような直轄事業が将来的に高知県沖合海域に導入でき

れば、県の負担が少なく、沖合漁場の整備ができるのではないかと思います。いかがでしょうか、水産振興部長にお聞きいたします。

また、この事業が高知県沖合周辺で実施されるなら、あわせて沿岸での漁場整備事業も有利に行うことができるとのことです。沖合海域での大型浮き魚礁の整備は、多くのクリアしなければならない技術的な課題もあるとお聞きをいたしますが、本県にとって非常に興味深い話でありますので、ぜひともこの研究会の動向を注視するとともに、機会を見て研究に参加されたらどうかと思いますが、いかがでしょうか、水産振興部長にお聞きいたします。

また、先ほど紹介をいたしました高知県広域フロンティア漁場整備推進漁業者協議会が平成30年度早々にも、先ほど紹介した国の外郭団体の関係者を招いて勉強会並びに意見交換を行う計画があるとお聞きをいたしました。今後全国で、国直轄の沖合型浮き魚礁整備に関心を示す都道府県が出てくるのが予想されますが、本県は黒潮牧場の整備実績から浮き魚礁整備に関してはもとより先進県であり、同事業が十分に導入できる可能性を秘めていると思います。ぜひとも、このような勉強会に参加して研究成果を吸収するとともに、事業の導入についても前向きに検討されますよう願います。

次に、このたび県内の商工会、商工会議所において、会員数の水増しなど不適切な事案が発生をいたしました。一方で、商工会や商工会議所は地域振興の推進役となるなど、地域の活性化にはなくてはならない組織であります。

特に、中山間地域の商店街は疲弊し続けており、シャッター街化しているケースが数多く見られます。このような状況からしても、商工会や商工会議所の会員数が減少し続けていることは容易に想像できます。県はこのたび、商工会や商工会議所において、職員の配置に関す

る基準を緩和するなど、地域の実情に即した見直しをされました。

一方、商工会や商工会議所の会員数が減少しているのは、高齢化などによって営業をやめるといったケースのほかに、会員としての魅力やメリットが感じられないといった理由が存在していると思います。この点を強化、改善しなければさらに会員数は減少し続けるものと思われまます。この点について商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

次に、県では高知市の中心商店街と中山間地域の商工会員の店舗などをコラボレーションさせる取り組みを進めているとお聞きをいたします。これは中山間地域に住む住民の利便性の向上に寄与するとともに、中心商店街、中山間地域の商工会にとってもビジネスチャンスの拡大につながると期待が膨らみます。

この事業に取り組むことに至った経緯や今後の取り組み方針などについて商工労働部長にお聞きをいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、JA高知県の発足に際し、新組織にどのような期待を寄せるのか、お尋ねがございました。

平成31年1月に発足しますJA高知県は、個々のJAの枠組みを超え、連合会も含めた県域全体で人材、資金、施設などの経営資源を集結し、JAの運営や事業の高度化などを図ることにより、将来にわたって農業の発展に貢献し、豊かで暮らしやすい地域社会をつくっていくことを目的とされており、この新組織発足により経営基盤の安定や営農指導体制の充実、販売力の強化など、統合のメリットを生かしたさまざまな取り組みが進み、サービスの向上などにつながっ

ていくものと考えています。

中でも、議員御指摘の集出荷場の活用と販売体制の強化につきましては、合併による効率化やスケールメリットが大いに生かされるものと期待しております。このうち、集出荷場の活用方策につきましては、現在の園芸集出荷場において、施設の老朽化や、高齢化等により作業員が不足するといった課題があります。また、南海トラフ地震による津波浸水想定区域内に位置している集出荷場もありますことから、高台への移転など、災害時にも安心して出荷継続できる体制の確立が求められています。

J A高知県では、県内各地域の集出荷場について広域集出荷場として計画的に集約を進めることとされていますし、南海トラフ地震発生時の事業継続計画につきましても、今後具体的な検討が行われると伺っています。

合併を機に、高度化や省力化された広域集出荷場の整備が進み、農家の出荷コストの低減が図られますよう、県としましても、検討段階からJ A高知県と情報共有し、国の補助事業等が円滑に活用できるよう、しっかりと支援をしてまいります。

次に、販売体制の強化についてでございますが、高知県園芸連では合併に先立ち、本年4月に仙台、金沢及び広島に新たな県外事務所を設置することを決定しておられます。

これにより、従来からの東京、大阪、名古屋に加え、地方の大消費地においても卸売市場との連携がさらに密になり、それぞれの地域に合った販売の展開や、迅速で細やかなニーズへの対応が可能となることから営業力が強化され、新たな販売先の獲得と高知県産青果物のシェアの拡大につながるものと期待しております。まずは、こうした基幹流通販売の取り組みの強化が、しっかりとJ A高知県に引き継がれることが重要であると考えます。

さらに、J A高知県では合併を契機として大規模直販所の整備も計画されており、これによって本県のこだわりの農産物などの逸品を県内外の実需者や消費者に向けて提案、商談を行う、新たな外商の拠点が整備されることとなります。

本県のこだわりの農産物などの逸品を、県外のさまざまな実需者や消費者に外商することは、その直接的な経済効果に加えて、本県農産物のよき広告塔になるという、間接効果をももたらすものと考えております。このことが、市場を通じた基幹流通にも波及効果をもたらし、さらなる生産拡大につながるという拡大再生産の好循環につながることを大いに期待しております。

J A高知県では、こうした取り組みに加え、営農指導體制の充実や担い手の確保・育成などを進めることとされており、本県の農業振興の取り組みが一層前進するものと大いに期待しておりますし、県としましても、目標を共有させていただき、ともに取り組ませていただければと、そのように考えているところでございます。

次に、国が進めようとしている信用事業の譲渡や准組合員の利用規制についてお尋ねがありました。

J Aグループ高知は、本県の農業振興策を進めていく上で欠かすことのできない重要なパートナーであります。平成24年には、県の産業振興計画と目標を同じくする、10年後の高知県農業像を策定され、これまでともに本県の農業の振興を図らせていただいております。

もし仮に、信用事業の農林中金への譲渡や代理店化、また准組合員の利用規制が実施され、利益性の低下を招いた場合には、農業者の所得向上に向けて取り組みの強化が求められています。営農指導や、これまで中山間地域の住民の皆様の生活を支えてこられた購買機能の維持などに支障を来すのではないかと、またともに歩みを

進めてきました本県の農業振興のさまざまな取り組みにも影響が出るのではないかと危惧されるところであります。

このうち、信用事業の譲渡につきましては、現時点では強制ではなく、あくまで個々の農協の選択に委ねられており、それぞれの農協が事業全般を総合的に考慮して判断することとなっております。このため、例えば、信用事業を譲渡する、もしくは代理店となることにより、信用事業部門の人員を農産物の生産、販売の強化などに充てるといった選択肢も場合によっては考えられるところではありますが、県内ではJ A高知県を初めほとんどの農協は、信用事業を含めた総合農協として事業継続をされるとお伺いしております。国においては、こうした農協の考えや、これまで農協が果たしてこられた地域での役割なども十分考慮した上で、今後も決して信用事業の譲渡を強制することがないよう、慎重に対応していただきたいと考えています。

また、准組合員の利用規制につきましては、国による1年間を通じた事業の利用量調査が開始され、その調査結果を踏まえて今後検討を行っていくとされているところでもあります。県としましては、利用規制による収益性の低下によって本県農業の振興に影響を及ぼすことがないよう、今後の動向に注視するとともに、必要に応じて国に訴えてまいります。

最後に、県立高等学校再編振興計画の後期実施計画を策定する上で、県教育委員会に対し、どのようなスタンスで対応する考えか、また四万十町の町営塾を視察した感想についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

中山間地域、中でも過疎地域の高校の再編に当たり、私としては、過疎が進む中山間地域から高校がなくなることとなりますと、地域から

子供がいなくなるだけでなく、例えば子育て世代の移住者も見込めなくなるなど、地域振興のよすがを失うこととなりかねない、こういう点に十分に留意しなくてはならないと考えているところでもあります。さらに言えば、中山間地域において高校が特色ある教育を展開することができれば、例えば県外から生徒をお招きしたり、さらに学校と連動した地域活動が活発に行われたりといった形で、中山間活性化の核ともなり得るとも考えているところでもあります。

こうしたことから、私としては、中山間地域の振興なくして県勢浮揚はあり得ないと考える中、中山間地域の高校はできるだけ維持する方向で検討や工夫をするといった視点が重要であると考えております。

今後、生徒の減少が一層進む中で、中山間地域の高校を維持するためには、まずICTの活用などにより、生徒が少人数であってもレベルの高い学習ができ、社会性の育成が確保できる工夫をすること、さらにはそれぞれの高校に特色を持たせることにより、外から生徒を呼び込み、それが地域の活性化につながるという好循環をつくり出していくことができないか、こうした視点を持って、後期実施計画の策定に当たってほしいと教育委員会には話をしているところであります。

また、中山間地域にある高校の活性化、魅力化を図るためには、地元市町村などとの連携・協力も欠かせないと思っております。このため後期実施計画を策定する際には、学校、市町村、地域などと協議しながら、よりよい学校のあり方を考えてもらいたいということも伝えているところであります。

先月視察させていただきました四万十町の町営塾では、放課後の学びの場として、四万十高校、窪川高校の両校の生徒が生き生きと学んでおりました。単なる教科の勉強にとどまらず、

学ぶ意欲を醸成するために探究型学習を極めて工夫された形で取り入れており、教科書では少ししか書かれていないことでも深掘りすることで生徒の興味、関心を引き出すなど、その手法に大変感心をしたところであります。

また、窪川高校の総合的な学習の時間においても町営塾がサポートを行い、生徒一人一人が地域のことを考えるきっかけとなっていることもすばらしい取り組みであり、こうした取り組みが他の地域や学校にもぜひ広がってほしいものだと感じたところであります。そして、何よりも地域の方々の、高校を地域に残したいという強い思いを感じました。

中山間地域の高校再編に当たっては、乗り越えなくてはならない諸点もたくさんあるものと思いますが、何とか地域地域の皆様の思いをかなえるべく、検討を重ねていく必要があるものと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、安全・安心な野菜づくりへの取り組みを販売価格に反映するためにはどういった販売戦略を描くのか、お尋ねがございました。

本県では、天敵昆虫の利用など化学農薬をできるだけ使用しないIPM技術や、残留農薬の自主検査などによる環境保全型農業を推進し、全国に先駆けて安全・安心な野菜づくりに取り組んでまいりました。こうした取り組みを消費者の皆様にお伝えするため、県、園芸連、JA高知中央会で組織する新需要開拓マーケティング協議会では、関東や関西を初めとする全国8社のパートナー量販店において、年間100回、延べ900日を超える高知県青果フェアを開催しております。また、市場関係者や量販店のバイヤーを招き、本県の安全・安心な栽培方法を、直接目で見て実感していただく取り組みも継続して

まいりました。

農産物の販売価格につきましては、需給の動向などさまざまな要因によって決まりますため、他県産との比較は難しい面もございますが、東京都中央卸売市場の取扱実績を見ますと、本県産青果物はハウス栽培で出荷が競合する他の産地と比べ上位の単価を維持しており、本県の取り組みが一定の評価を得ているものと考えております。

今後、さらに価格の形成力を高めていくためには、より多くの方に本県の取り組みに理解を深めていただくとともに、販売力の強化とそれに不可欠な生産力を上げていくことが重要と考えております。そのため、最近のツールとして重要度を増しているフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用し、栽培状況や販促イベント、旬の野菜の情報をタイムリーに発信し、産地と消費地との距離を縮めて本県産青果物のファンづくりを進めていきたいと考えております。また、パートナー量販店の取り組みを継続していくとともに、県外の直販所やショッピングモールに高知県コーナーを設置するなど、より広い層の消費者へのPRと販売拡大を図ってまいります。

さらに、次世代型こうち新施設園芸システムの普及拡大を図ることはもとより、新たに取り組むこととしておりますNext次世代こうち新施設園芸システムの開発、普及によりまして、高収量、高品質への取り組みのレベルアップに加え、出荷予測を活用した有利販売の展開など、安定供給が可能な産地として、消費者や市場の要望にしっかりと応えてまいります。

次に、農業の労働力確保についてお尋ねがございました。

農業分野において、環境制御技術の導入や次世代型ハウスの整備を推進する中、収穫する労働力が足りない、ニラのそぐり手が不足してい

るなどといった声が聞かれましたことから、平成28年度に農業振興センターが中心となって、JAや市町村と11の地域プロジェクトチームを設置し、集出荷場や主要な品目の労働力の確保状況を調査しましたところ、多くの地域で収穫のピーク時など特定の時期に労働力が不足している状況を把握しました。

このため、県では、労働力の広域的かつ継続的なマッチングを行うことを目的に、昨年、JA高知中央会などと高知県農業労働力確保対策協議会を設置し、ポータルサイトを開設いたしました。これまで、ショウガやユズ、キュウリの収穫作業などに延べ43名の求人情報が登録され、25名のマッチングにつながっているところです。

また、地域段階におきましても、各プロジェクトチームがJA無料職業紹介所によるマッチングを行うなど、引き続き地域の実態に応じた取り組みを進めております。中でも、議員のお話にもございましたJA四万十では、インターネットによる全国公募や高知市での新聞折り込みチラシの配布などによりショウガ収穫作業のアルバイトを募集したところ、県外からの6名を含む20名の確保につながったとお聞きしております。

この取り組みは、短期の労働力を確保するモデルとなると同時に、新たに宿泊施設や圃場への移動手段の確保、食事の提供などといったアルバイトの受け入れ体制の整備が課題であることも浮かび上がらせてまいりました。さらには、県全体を見てみますと、新たな労働力の掘り起こしや農作業を手助けする仕組みの構築なども課題となっております。

こうした課題に対応するため、30年度から新たに、空き家の改修や移動手段の確保など、県内外からの援農者を受け入れる体制の強化や、農繁期や緊急時に農作業を請け負うサポート隊

の設置、カイゼン方式を活用した農作業の効率化による農業法人の労働生産性向上などの取り組みを支援してまいります。あわせて、援農ツアーや農作業体験会の開催を通じた高齢者や子育て世代などへのアプローチ、県内外へのアルバイトの募集や農福連携など、さらなる労働力の掘り起こしにも引き続き積極的に取り組むことで、農業労働力の確保を進めてまいります。

次に、四万十町における農家住宅事業の進捗状況や方向性についてのお尋ねがございました。

地域外からの新規就農者の受け入れといった担い手の確保や移住をさらに推進していくためには、地域地域で定住可能な住居を確保していくことが非常に重要であります。こうした中、国では昨年、農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備に向けた取り組み方針を定め、そのモデル地区として全国で四万十町を含む6地区が選定されました。

モデル地区に選ばれました四万十町では、地域住民の代表者や県の関係部署も参画した四万十町就農・定住促進協議会を立ち上げ、多世代の交流が盛んとなる四万十モデルの農家住宅の整備をコンセプトに、町内3地域で農家住宅も含めた地域づくり計画の策定を進めてまいりました。あわせて、移住相談会への参加や農作業体験ツアーの開催など就農・定住促進に向けた活動にも取り組んでまいりました。それぞれの計画では、空き家を改修した法人の雇用者向けの住宅や、基盤整備で用地を創出した住宅団地、集落活動センターが運営する旧校舎を改修した宿泊施設の整備などを盛り込んでおります。

一方、議員のお話にもございましたように、アルバイトや中長期に里帰りしたい方の宿泊施設を確保しますことは、農業の労働力確保はもとより観光振興にもつながるなど、さまざまな相乗効果が期待できる重要な視点でございます。このため計画の具体化に向けましては、農

家住宅の宿泊施設としての活用といった視点も踏まえ、地域に提案していきたいと考えております。

この四万十町の取り組みは、農家住宅の整備を切り口とした人材確保や移住促進に向けたモデル的な取り組みでございます。県といたしましても、話し合いの場でのコーディネートやアドバイス、国、県の支援策の情報提供などを行ってまいります。

さらに、産地提案型の担い手確保対策や高知県移住促進・人材確保センターなど人材確保の施策群も積極的に活用して、将来にわたり若者が定着し、地域の活性化につながるよう、しっかりと支援してまいります。

次に、畜産業が周辺環境に与える影響を緩和する取り組みを進めるに至った経緯やその方策についてお尋ねがございました。

お話にございましたように、県内2カ所の食肉センターが新たに整備され、健全な運営を行っていく上では、牛や豚の増頭対策が必要不可欠となってまいります。県といたしましては、産業振興計画において、県内外で評価の高い土佐あかうしや四万十ポークなどの増頭を図っていくこととし、その対策として畜舎の整備などへの支援を行っております。

また、畜産農家も増頭意欲が高く、畜舎整備に取り組んでおりますが、その際には周辺住民に配慮した環境対策が重要な課題となっております。これまで県内において、畜産農家が規模拡大を行う計画があったものの、十分な臭気対策を講じていなかったため地域の理解が得られず、計画を断念せざるを得なかった事例もございました。そのため県では、畜舎の整備に加え、堆肥舎や浄化槽の整備に対して支援を行いますとともに、先進的な臭気対策などの技術を応用している畜舎や、脱臭システム、臭気をよい香りに変える香料の散布システムなどの視察や研

修を行い、効果の確認をしております。こういった技術は、新たに整備する畜舎に加え、既存の畜舎にも活用できるものもあると考えております。

今後は、さらに最新の環境対策技術の情報収集に加え、これらの技術の有効性や導入コストなどの検証を行い、地域の実情に合った環境対応型施設を次世代こうち新畜産システムとして整備する際には、国のクラスター事業を活用し必要な支援を行ってまいります。

このように、先進的な環境対策の導入を促進し、周辺環境に与える影響を緩和することで、近隣住民の畜産業に対する理解を深めますとともに、畜産農家の円滑な規模拡大や新たな担い手の確保につなげてまいります。

最後に、堆肥センターの老朽化対策や堆肥を散布する機械の導入など、堆肥の有効活用を進める方策や支援策の所見についてのお尋ねがございました。

家畜の排せつ物を堆肥化し活用を進めていくことは、地力を増強し、作物の品質向上や高付加価値化につながることから、畜産業を含めた農業全体において重要な取り組みの一つと考えております。

平成29年度に行った調査では、県内において、年間約7万4,000トンの家畜ふん堆肥が生産され、その98%に当たる約7万2,000トンは、畜産農家みずからが飼料畑に利用するだけでなく、耕種農家が水稻や野菜、果樹、花卉などさまざまな作物の生産に積極的に利用しており、耕畜連携の取り組みが進んでおります。

県の産業振興計画で、水田の有効活用に向けて転換を進めている飼料用稲は、水田に堆肥を投入することにより国の交付金が加算されることに加え、水稻より面積当たりの堆肥投入量が多いことから、増頭に伴い生産量が増加する家畜ふん堆肥の有効活用は一層進むものと考えて

おります。

しかしながら、お話にございましたように、堆肥の有効活用を進める上では、堆肥センターの老朽化に伴う生産効率の低下に加え、農家にとっては堆肥の散布作業が重労働であるといった課題もお聞きしております。このため県としましては、畜産農家や耕種農家、市町村、JAなどの関係機関と連携して、国のクラスター事業やこうち農業確立総合支援事業を活用して、老朽化した堆肥センターの効率化を図るための設備や堆肥散布機などの導入を支援してまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、平成27年度進学者から実施している現行の高校入試制度に対する評価についてお尋ねがございました。

現行の入試制度につきましては、思考力や表現力など、中学校でじっくりと身につけた学習内容の成果をはかるとともに、中学校において落ちつきのある環境で卒業まで学習し、高等学校への学習をスムーズにつなげることなどを目的として、次のように3点、1つ目として、入学者選抜の実施時期を2月上旬から3月上旬におくられたこと、2つ目として、3月に入学者選抜を実施するため、それまで合格者の定員を前期8割、後期2割に分割していたものを、A日程で全ての定員を募集することにしたこと、3つ目として、中学校段階における学力の定着状況をより詳しく把握するため、A日程の検査時間を40分から50分に延長したことなどの主な変更を行っております。

これらの変更を受け、平成27年度の入試後に、受験生、保護者、中学校及び高等学校の校長を対象に実施したアンケートでは、受験生や保護者からも、入試時期が遅くなることでしっかりと入試に向けた準備ができた、しっかりと受験先を考えて決めることができたなど、制度の変

更についておおむね肯定的な回答をいただきました。

また、高校入試から高校入学までの期間が短くなったことから、変更前に比べて学習習慣が一定維持された状態で進学してくる生徒がふえたという成果も見えており、総合的に判断して、公立高校入試制度の変更は成果があったものと考えております。

次に、ここ数年の郡部校の出願状況の推移についてお尋ねがありました。

郡部校の志願倍率につきましては全体として減少傾向にあり、中には減り方が大きい学校も見られます。その主な原因としましては、中学を卒業する生徒の数自体が減っていることにあると考えております。

また、お話にありました安芸高校と中村高校の志願倍率についてでございますが、安芸高校では、入試制度の変更前と比較しますと、平成27、28年度の2年間は大きく志願者が減少しましたが、昨年度からは以前と同程度の倍率に戻ってきております。また、中村高校では、昨年度までは若干の低下にとどまっておりましたが、今年度はかなり下がっております。

県内の中学生の数が全体として減少していく中で、地域に愛着を持ち、地域の課題について考えることのできる人材をできるだけ多く地元に残せるよう、郡部校には地域と一体となって子供たちを育てる場所になってほしいと考えております。県教育委員会としましては、今後も引き続きそうした観点から、郡部校の志願者の確保に向け、各学校の魅力化を進めていきたいと考えております。

次に、A日程における高知市内校の入試定員を絞り込むべきではないかとお尋ねがありました。

議員のお話にありました、高知市や周辺部の高校に志願者が比較的多い理由の一つには、郡

部の中学校からの志願者があることも考えられます。

県立高等学校再編振興計画におきましても、高知市の高等学校に志願者が集まることで、その他の高等学校の生徒数の減少に拍車がかかり、大きな影響が生じることが懸念されることから、県全体のバランスを考慮した適切な学校・学科の配置に努めることが必要であるという課題認識を示しております。一方で、一定の生徒数の確保が見込まれる高知市及びその周辺地域については、生徒の個性、能力や進路志望などに対応した類型を設けるなど、多様な教育課程の編成が可能であり、特別活動や部活動においても切磋琢磨し、より活気あふれる学校づくりができる1学年6学級以上の学校規模の維持に努める必要があるとの認識も示しております。

また、高知市においては、南海トラフ地震への対応のためのほか、活力ある学校の維持やグローバル化への対応のために、高知南高校と高知西高校の統合を行うことになっており、そのことによって平成33年度からまとまった数の定員が減少いたします。

こうしたことから、高知市及びその周辺地域において、いましばらくは前期再編振興計画に沿っての定数を維持していきたいと考えておりますが、今後地域間で定数の偏りが著しく進行するような状況になれば、定数の見直しについて検討しなければならないと考えております。

次に、中山間地域において特色ある学校づくりに取り組む市町村や学校に対し、さらにどのような支援を行っていくのか、お尋ねがございました。

平成31年度から5カ年にわたる県立高等学校再編振興計画、後期実施計画の策定に当たり、県立高等学校の再編と振興について県民の皆様から御意見をお聞きするため、地域ブロックでの会を昨年11月から本年1月まで開催してまい

りました。

中山間地域の高校は、過疎や少子化の中で生徒数の減少傾向が続いており、従来どおりの取り組みでは学校の維持・存続が難しくなっております。このため、お話にありましたように、中山間地域の高校は、運動部活動の強化や中高連携の強化、地域との協働活動などについて、地元自治体や地域の皆様からさまざまな協力をいただきながら、魅力ある学校づくりに懸命に取り組んでおります。こうした学校の努力に御協力いただいている自治体や地域の皆様に、改めて厚く感謝を申し上げたいと思います。

中山間地域の高校は、地域の拠点となる重要な施設であり、その地域の活力の源といった存在であることから、できる限り存続・維持していきたいと考えております。現在、県立高等学校再編振興計画の後期実施計画を検討しておりますので、中山間地域の高校の振興策について、地域の方々と一緒になって協議し、よりよいものに磨き上げ、後期実施計画の中に位置づけた上で、振興策を実施するために必要となる物的・人的支援につきましても、できるだけ検討していきたいと考えております。

最後に、教育情報システムを県のセキュリティークラウドシステムへ接続してはどうかのお尋ねがございました。

現在、県教育委員会では、教育情報システムとして教育ネットシステムという情報通信ネットワークを運用しており、このシステムは、教職員が児童生徒の個人情報などを扱う校務系システムと、教職員がウェブ閲覧やメールなどで利用するとともに、児童生徒が学習の際に利用するインターネット接続系システムで構成されております。

このうち、県立学校については、文科省の緊急提言などを踏まえ、昨年7月までに、校務系システムをインターネット接続系システムから

分離して県庁L GWANシステムと接続し、児童生徒の個人情報インターネット経由の標的型攻撃や不正アクセスから防止するためのセキュリティ対策を講じたところでございます。

一方、インターネット接続系システムについては、議員御指摘のとおり、さらなるセキュリティ対策の強化が必要であると考えております。現行の教育ネットシステムが本年12月31日をもって更新時期を迎え、来年1月1日より新たな教育ネットシステムを運用することとしておりますが、県教育委員会としては、新システムの構築に当たり、県情報セキュリティークラウドへの接続も含めて、最も安全性が確保され、かつ低コストな方策を検討してまいりたいと考えております。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、次期情報ハイウェイへのモバイル端末からの接続機能の付与についてお尋ねがございました。

情報ハイウェイは、セキュリティが確保された高速の通信回線を県、市町村、公立学校等の公的機関が利用することを主な目的とした全県的な情報通信ネットワークでございまして、現在の利用契約期間は平成32年3月末までとなっております。

一方で、現在の情報ハイウェイを導入した平成22年当時と比べまして、情報通信技術や通信インフラが相当進展してきており、情報ハイウェイをめぐる環境も変化しているものと考えております。これらを踏まえまして、平成32年度からの次期情報ハイウェイについて、来年度外部有識者を含めた検討会を立ち上げて検討を深めていくこととしております。この検討会におきましては、次期情報ハイウェイのあり方そのものをどうするか、引き続き整備する場合、そのスペックや機能をどうするか、費用負担はどうかなど、幅広い論点について検討する必要

がございます。

議員からお話ございましたモバイル端末からの接続については、県や市町村等の業務の効率化につながる可能性がある一方で、セキュリティが確保できるかなどの点が課題になるのではないかと考えております。このような論点を含めまして、検討会における検討課題の一つとして位置づけてまいりたいと考えております。

次に、次期情報ハイウェイの通信速度の増速についてのお尋ねがございました。

現在の情報ハイウェイの基幹回線の通信速度は、1ギガbpsを上限としておりますが、情報端末の増加や新たな情報システムの接続などにより、実際の通信量は年々増加しておりまして、今年度は平均で0.6から0.7ギガbpsとなっております。

次期情報ハイウェイについては、そもそものあり方や付与する機能などの検討を踏まえた上でのことになりますが、今後の情報通信技術の進展を考えますと、基幹回線の通信速度の増速が必要となることが想定をされます。このため、先ほどお答えした検討会において、通信速度の増速の必要性についても検討してまいります。

次に、次期情報ハイウェイにおける利用者に応じた柔軟な仕組みづくりと、利用者の要望や意見を受け入れる仕組みについてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

現在の情報ハイウェイにおいては、利用者である市町村等が通信量に見合った契約が行えるよう、アクセス回線の種類や速度に応じ、利用メニューの細分化を行っておりまして、現在16のメニューがございます。

次期情報ハイウェイにおいても、利用者が通信速度等を柔軟に選択できる仕組みが求められるのではないかと考えておりまして、検討会において検討してまいりたいと考えております。

また、このような利用者のニーズに応じた契約を可能とするかどうかに加えて、先ほどお答えしましたモバイル端末による接続の是非あるいは通信速度の程度、さらには費用負担など情報ハイウェイについてのスペックや機能について検討する際には、利用者の視点が欠かせないと考えております。市町村は情報ハイウェイの主な利用者であることから、市町村の御意見を踏まえて検討する必要があることは言うまでもないことだと考えております。このため、議員からお話がありましたように、検討会には市町村からも御参加いただく必要があると考えておまして、今後調整をさせていただきたいと考えております。

最後に、災害時においてもとまらないネットワークを構築することについてのお尋ねがございました。

現在の情報ハイウェイは、その安全性を確保するため、利用開始当初から基幹回線を異なる経路の通信回線で二重化しております。

また、東日本大震災を踏まえた対応としまして、市町村等の利用者の通信回線と情報ハイウェイの基幹回線とのアクセスポイントの耐震化や津波浸水対応の強化を図るとともに、情報ハイウェイが被災した場合に別の通信回線等を臨時的に使用できるよう、サービス提供事業者との間で協定を締結したところであります。

今後、検討を行ってまいります次期情報ハイウェイにおいても、十分な災害対策を講じておくことは極めて重要であります。今後の検討においては、南海トラフ地震対策として、さらに強化すべき内容はないか、しっかりと研究させていただきたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 在宅や施設での、みとりに対応するための体制整備の状況についてお尋ねがありました。

人生の最終段階における医療については、患者本人のこれまでの人生観や価値観などをできるだけ把握し、繰り返し話し合い、家族や医療従事者などで共有することが重要であり、最期をみとる際の対応についても、医療・介護関係者と事前に十分確認しておく必要があります。

平成30年度の介護報酬改定では、特別養護老人ホーム内でのみとりをさらに進めるため、施設内で実際にみとった場合には、従来のみとり介護を行った場合の加算額より手厚くなる制度が新設されることになっています。この新たな制度を活用するためには、施設が複数名の配置医師を置き、その医師が施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していることなどが要件となっており、医師の少ない中山間地域においては、施設での配置医師の確保が難しい場合も想定されます。

中山間地域における医師不足に対しては、奨学金制度や総合診療専門医の養成などにより、地域医療に従事する医師の増加に努めていますが、みとりに際して常に医師が直接対応することは困難と思われることから、訪問看護師なども含めた多職種連携により居宅や介護施設におけるみとりを支援していくことが重要と考えています。

国においては、人生の最終段階における医療や最期を迎える場所などについて自己選択を支援するための、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインの改定を進めています。

県としては、改定後のガイドラインの普及啓発を行うとともに、国が主催する研修会などにおける先進事例の取り組みなどを参考に、在宅療養中の患者や介護施設等の入所者の急変時やみとり時における対応について、かかりつけ医、ケアマネジャー、消防機関など多様な立場の関係者が共通認識を持ち、連携が図られるための

方策について検討していきたいと考えています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、県内の介護現場における負担軽減などを図るための福祉機器の普及状況についてお尋ねがございました。

介護職場におきましては、利用者を抱え上げたりすることで腰痛になる職員も多くおられます。実際、中央労働災害防止協会の実態調査によりますと、介護施設で発生した労働災害では腰痛が最も多くなっているため、福祉機器の導入などにより職員の身体的な負担を軽減し、働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。このため本県におきましては、平成26年度から高さ調整機能つき電動ベッドなどの福祉機器等の導入を支援する補助金を創設し、機器等を活用したノーリフティングケアを推進することで、職員の負担軽減と業務の効率化に取り組んでいるところです。この補助金を活用いたしまして、現在まで、延べ111事業所において、高さ調整機能つき電動ベッドやはね上げ式車椅子などを導入しております。

一方、介護現場における福祉機器等の全体の普及状況につきましては、昨年度県が実施いたしました介護事業所実態調査では、回答のあった事業所のうち、414事業所が何らかの福祉機器等を導入しているとしているものの、233事業所では導入していないとされています。

このため、福祉機器を活用したケアに関する研修会なども開催し、福祉機器の有効性を事業者にも周知するとともに、来年度の福祉機器等の導入支援のための補助金につきましては大幅に拡充することとしており、介護現場への福祉機器等の導入によるノーリフティングケアなどをさらに推進することで、職員の負担軽減と業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、タブレットなどの情報端末を介護施設に推奨し、支援する考えはないかとお尋ねが

ございました。

昨年度、県が実施をいたしました介護事業所実態調査では、回答のあった事業所のうち、約25%の218事業所がタブレットなどICTを活用した業務の効率化に取り組んでおり、そのうちの約80%が記録と伝達がスムーズになった、また約25%が残業時間の縮減につながったと回答をしております。

このように、介護現場でのタブレットなどのICTの活用が、業務の効率化と負担軽減に有効とされていることを踏まえ、来年度から本格実施をいたします介護事業所認証評価制度において、業務の効率化のためのICTの活用を評価することとしており、この認証取得を支援する中でも、ICTの活用を働きかけていくこととしています。

また、今回の介護報酬改定におきましても、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所で、医師が参加するリハビリテーション会議でテレビ電話等の活用が評価されることとなっております。

こうした中、国においては、介護事業所におけるICTの普及促進を打ち出しており、業務支援のためのソフトウェアの標準仕様の作成などに取り組むこととしておりますものの、介護人材の確保対策等の財源となります地域医療介護総合確保基金の支援対象に、現時点では業務支援のためのタブレット端末の整備は含まれていません。このため、今後におきましては、引き続き国の動向等を注視しながら、介護事業所における職員の負担軽減と業務の効率化に向けて、国の支援策も拡充されるよう、必要に応じて政策提言を行うとともに、県の支援も検討してまいりたいと考えております。

最後に、療養病床を持つ医療機関が介護医療院などへ転換する際の県としての支援についてお尋ねがございました。

昨年6月に成立をいたしました介護保険法の改正により、日常的な医学管理などの医療機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えました新たな介護保険施設として、介護医療院が4月から制度化されます。

また、今回の介護報酬改定では、介護医療院の報酬は介護療養型医療施設と比べ同等もしくは高いものとなっておりますことから、平成35年度末に廃止をされる介護療養病床などの転換先としての選択肢がふえることとなり、医療機関の検討も加速していくものと考えています。介護医療院への転換は、経過措置はありますものの、利用者の居室面積を広げる必要がありますことから、国の補助制度を活用し、転換に際し居室面積を拡大するなどの改修を支援してまいります。

一方、療養病床を有しております医療機関におきましては、未耐震の施設が相対的に多く、耐震化の推進が急務となっておりますため、転換にあわせて耐震化を行う場合などには県独自に支援する制度を創設することで、安全で良好な療養環境を整えてまいりたいと考えています。

例えば介護療養病床を50床有する医療機関が転換に際し耐震化を伴う改修を行った場合、国の支援と合わせて約7,000万円、改築を行った場合には約1億6,000万円を上限に補助を行う制度としています。

今後は、健康政策部を初め市町村、医師会などの関係機関とも連携を図り、療養病床の転換における支援制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、この1年の大規模な漁場整備事業に関する情報収集の成果についてお尋ねがありました。

大規模な漁場整備事業でありますフロンティア漁場整備事業などにつきましては、昨年12月、

県内の21の漁業協同組合で組織された高知県広域フロンティア漁場整備推進漁業者協議会の皆様から実施に向けた要望をいただいております。県といたしましてもしっかりと受けとめております。

県ではこれまで、フロンティア漁場整備事業に関しまして、国などが主催します各種の勉強会に参加いたしますとともに、事業の具体的な実施状況などにつきまして、国や関係県からの情報収集を行ってまいりました。

この事業は、これまで全国の5つの海域でまき網漁業などを対象とした人工海底山脈と言われる大規模な人工魚礁やカニかご漁業などを対象とした保護育成礁の整備が実施されておりました。海域ごとの事業費は37億円から137億円と大規模なものになっております。最初に着手いたしました長崎県の五島列島の海域では、事業費92億円をかけ、平成27年度に大規模な人工魚礁の整備を完了しております。現在、国が魚群探知機や水中カメラを用いた調査を行っており、その周りにはプランクトンが発生し、マアジを初めとする多彩な魚種が集まっていることを確認しております。こうした確認調査も含めた検証を5年間継続し、平成33年度に費用対効果等の結果が国から公表されると聞いております。

また、国が示す採択要件によりますと、本県でこの事業の導入が可能な海域は足摺岬沖合に限定されますが、この海域は御案内のとおり、清水サバやメジカの好漁場となっていることから、事業の実施には多くの漁業調整上の課題があると考えています。このため県としましては、引き続き他県における整備状況などを情報収集し、五島における効果の検証も見据え、本県における事業導入を検討するとともに、設置海域や対象魚種についての要件緩和などを国に対し提言してまいります。

次に、今後の本県沿岸域での漁場整備、浮き

魚礁の方向性、藻場磯焼け対策などについての政策方針につきましてお尋ねがありました。

県では、沿岸域での漁場整備を、漁業経営の効率化や漁業者の高齢化に対応するための重要な取り組みとして第3期産業振興計画に位置づけ、漁業生産の底上げに取り組んでおります。

中でも浮き魚礁である土佐黒潮牧場は、1基当たり年間5,000万円以上の水揚げがあり、本県の基幹漁業であるカツオやマグロ漁業の生産量の維持・拡大に貢献しております。このため、平成22年度から継続しております15基体制を今後も堅持するとともに、より効果的な配置方法の検討や、現在4基で観測しております気象・海況データを、電話やインターネットを通じてリアルタイムで漁業者に提供するシステムの充実に取り組んでまいります。

一方で、漁業者の高齢化や燃料費の高どまりにより近場の漁場の重要性が高まっており、地元のニーズを把握する中で、地先海域における漁場整備を再開することといたしました。来年度は、イセエビやアワビなどの磯根資源の生産量の拡大を図るために、香南市などが行う投石などによる漁場整備を支援いたします。あわせて、磯根資源の生息や育成の場として重要な藻場の回復に向けて、県内の地域活動組織が行うウニなどの食害生物の駆除を支援してまいります。

最後に、直轄事業による漁場整備と多機能型大型浮き魚礁の整備に関する研究への参加につきましてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

お話にありました多機能型の大型浮き魚礁につきましては、大規模なもので、より高い集魚効果が期待されますが、県の負担が少ない国の直轄事業での採択に当たりましては、従来の浮き魚礁にはない魚の餌となるプランクトンの増産機能を有することが求められておまして、

そのための新たな技術開発が必要となっております。このため、一般社団法人漁港漁場新技術研究会が立ち上げました沖合漁場整備プロジェクトチームが、魚を集めるだけではなく、プランクトンの増産機能を有する新たな浮き魚礁の技術開発を行うこととなっております。

これまで整備してまいりました土佐黒潮牧場が、本県のカツオ・マグロ漁業の生産量の維持・拡大に貢献してまいりましたことから、こうした多機能型の浮き魚礁の整備は、本県における漁業生産の拡大に貢献するものと大いに期待されます。

このため、県としましても、プロジェクトチームの動向に注視するとともに、研究会などにも意欲的に参加し、本県の海域特性に適合した多機能型の浮き魚礁の開発、導入に積極的に取り組んでまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、商工会等の会員になる魅力やメリットを強化、改善しなければ、会員が減少し続けるのではないかとのお尋ねがありました。

商工会、商工会議所の会員数は、平成7年度から平成29年度にかけ、1万7,610者から1万2,972者へと約26%減少しております。一方で、この間、商工業者の数は4万362者から3万3,897者へと約16%の減となっております。

商工業者の減少割合以上に会員が減っております要因の1つに、休廃業以外の理由による退会が考えられます。商工会等からは、会費の負担感を理由に退会する会員がおられるということをお伺いしておりますが、これは会費負担に見合ったメリットを感じてもらえていないということかと思われれます。また、もう一つの要因として、組織率の現状からしますと新規会員の獲得の努力ということも考えられます。今年度の監査で明らかになりましたように、新規の事

業者など地域内の商工業者の把握が必ずしも十分でなかったこともありまして、勧誘活動が十分に行われてこなかったことも要因かと思われるます。

退会の抑制、新規会員の獲得のいずれの場合にも、お話にありましたように会員になる魅力やメリットの強化が必要です。現在、商工会等が取り組んでいる経営計画について、国が行いましたアンケート調査では、経営計画を策定し実行した商工業者のうち、56%が売り上げが増加した、また41%が売り上げが増加する見込みであると答えるなど、高い効果が確認をされています。また、経営計画を策定していることで補助金の補助率がかさ上げされるケースもあるなど、副次的な効果も期待されます。こうした経営計画策定・実行に伴う効果こそが商工会等の大きな魅力になるものと考えております。

また、まだ会員でない商工業者に対しましては、地域の事業者を的確に把握し、記帳指導や税務相談といった商工会等の基礎的なサービスと、先ほど申し上げました経営計画によるメリットなどを丁寧にお伝えしながら、勧誘に努めていきたいと考えております。

次に、高知市の中心商店街と中山間地域の店舗をコラボレーションさせる事業に取り組むことに至った経緯や今後の取り組み方針などについてお尋ねがありました。

中山間地域の商店街においては、市場規模の縮小などにより、多くの店舗が商品のロットが確保できず、仕入れが困難となっているといった状況が生じております。一方、高知市の中心商店街では、周辺に立地する大規模小売店舗に対抗するため、多種多様な商品を取りそろえる努力をしておられる店舗が多く見られます。

こうした状況から、両地域の間でそれぞれの商店街が望む商品を融通し合うことができれば、高知市中心商店街の店舗にとっては販売機会の

拡大につながり、中山間地域の店舗にとっては品ぞろえの充実による魅力の向上が図れるのではないかと、さらに中山間地域の住民にとってはいつも買いたれた近隣の店舗で安心して買い物ができるといった、三方が満足する結果が得られるのではないかとのお考えに至りました。

両地域の事業者からも前向きな御意見をいただきましたので、今年度こうした取り組みの実現可能性について実証実験を行うことといたしました。現在、四万十町において、高知市中心商店街から窪川地区の地元量販店を通じて、十和地区の店舗まで商品を届ける実証を行っているところでございます。

来年度は、こうした取り組みに関心を示しておられる、嶺北地域や土佐清水市においても実証実験を行うこととしております。さらに、ITを活用して、両地域間での商品情報の交換や住民への商品を紹介する方法についても検証してまいりたいと考えております。

こうした取り組みにより、高知市中心商店街の販売機会の拡大や中山間地域の店舗の品ぞろえの充実、地域住民の利便性の確保、この三方よしを実現できるように取り組んでまいります。なお、この取り組みは事業者にとりまして、品ぞろえの充実による売り上げの向上や新たな商品の取り扱いによる事業拡大など、企業の存続、発展にもつながり得るものでありますので、現在商工会などが取り組む経営計画への支援に際して、各事業者の今後の事業展開を考える上でのツールともなり得るものと考えております。

○18番（武石利彦君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

1点、教育長、再質問はいたしませんが高知市内の高校の入試定員について、1学年6学級という一つの数値基準ですね。これは、教育長の答弁にもありましたが、全県下的に中学生が減っていく中でこういった数値基準を設ける

意図はわかるんですけど、それが中山間のことを考えたときに適切なかどうか、若干答弁を聞きながら違和感を覚えたところでもありますので、また今後検討いただけたらというふうに思います。

その教育長が、今年度をもって退任をされるということを報道で拝見しました。田村教育長におかれましては、本当に誠実なお人柄で、高知県の教育の充実、レベルアップに本当に真摯にお努めをいただきました。心より厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

そして、きょう議場におられる、山本治健康政策部長、中澤一眞商工労働部長、松尾晋次産業振興推進部長、井奥和男公営企業局長、これまで本当にお疲れさまでございました。数々の御尽力に心より敬意を表したいと思います。山本部長とは、私は中学、高校、大学もずっと一緒に過ごさせていただきました。その4人の皆さん、同学年でございまして、この同学年の皆さんが今、定年退職を迎えるということは私にとっても万感胸に迫る思いがありますが、これまでの県庁マンとしての実績、人脈を生かして、今後高知県の発展にさらに寄与していただけますように、心よりお願いを申し上げまして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明7日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時40分散会

平成30年3月7日（水曜日） 開議第6日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田強君
 29番 高橋徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 松尾晋次君
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 小柳誠二君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 6 号)

平成30年 3 月 7 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	議案	
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	第 57 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 58 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	第 59 号	高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案	第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		

	業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県安心こども基金条例の一部を	第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
		第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
		第 89 号	高知県及び中芸広域連合中芸保健福

社推進協議会の廃止に関する議案

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案

第 91 号 権利の放棄に関する議案

第 92 号 権利の放棄に関する議案

第 93 号 権利の放棄に関する議案

第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案

第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案

第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（水口トンネル）工事請負契約の締結
に関する議案

第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交
付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負
契約の締結に関する議案

第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案

第 2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会
計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請

負契約の一部を変更する契約の締結に関する議
案」まで、以上100件の議案を一括議題とし、こ
れより議案に対する質疑並びに日程第2、一般
質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によるこ
ととします。

久保博道君の持ち時間は50分です。

5番久保博道君。

○5番（久保博道君） おはようございます。議
長のお許しをいただきましたので、一問一答の
トップバッターとして、早速質問をさせていただ
きたいと思います。

私は、3年前の4月に初めて議席をいただき
ました。そしてその後、自分の信じた6つの公
約の実現に向けて、日々活動してまいりました。
そのときに、常に自分を戒めてきたことが2つ
あります。1つは、初心を忘るべからずという
こと、そしてもう一つは、多くの人にお会いを
して、なるだけ自分と違う意見をお持ちの方の
お考えですとか思いをお聞きしようというふう
なことです。そして今回、そういうふうなこの
2点を常に念頭に置きながら活動する中で、高
知県のためになると思うことを5点御質問させ
ていただきたいと思います。一問一答形式です
ので、簡潔で結構ですので、御答弁をお願いし
たいと思います。

まず、都市計画について御質問をいたします。

都市計画には、御承知のとおり、道路等の都
市施設を決定したり、また線引きにより市街化
区域と市街化調整区域を定めて、土地利用の用
途を決定したりするものなどがあります。この
線引きをされている都市計画区域は、県内でい
えば、高知市、南国市、香美市、いの町から成
る高知広域都市計画区域があります。また、線
引きはされていなくても用途を決定しているの
が、四万十市と宿毛市にあります。

そこでまず、都市計画の開発についてお聞き

をしたいと思います。そもそも都市計画法の開発許可制度とはどういうものなのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 都市計画区域におきまして、よりよいまちづくりを進めていくためには、土地の利用や建物の建築についてルールを定める必要がございます。その一つとして、無秩序に市街地が広がらないよう市街化区域と市街化調整区域を区分するのが線引き制度でございまして、市街化調整区域の中におけます建物の建築について一定の規制を行うものが開発許可制度でございます。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。これからの人口減少ですとか高齢化、そして財政的な制約のことを考えれば、やはり私は、後ほど出てまいりますけれども、コンパクトシティという考え方は大事だと思います。そして、それを実現するための手法として、開発許可制度はあると思っております。どうもありがとうございます。

そしたら、次に行きます。この先ほど申しました高知広域都市計画区域の開発の許可権者はどのようになっているのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 線引きが定められました昭和45年当時は、県がこの高知広域都市計画区域全体の開発許可権者でございました。平成10年に高知市が中核市に移行したことを受けまして、県は開発許可の権限を高知市へ移譲しております。このため現在は、南国市、香美市、いの町においては県が、高知市においては高知市が開発許可権者となっております。

○5番（久保博道君） ありがとうございます。中核市になってから、高知市が開発許可権者というふうなことだと思います。

私は、現在高知市の春野町に住んでいます。春野町の南ヶ丘団地というニュータウンでして、

市町村合併をする前の旧春野町では、唯一市街化区域の場所です。そんなことから、私が住んでいます南ヶ丘団地以外の旧春野町は全て市街化調整区域であり、昔ながらの田園が広がるようなところでございます。

そして、田園風景が広がる中に既存の集落があるわけですが、その既存集落にお住まいの方とお話をするときによく出てくる言葉が、市街化調整区域はもっと柔軟にならないだろうかというふうなことでございます。現状では、住民の分家住宅ですとか農家住宅ぐらしか家を建てることはできません。そんなことから、区域外からの転入者が認められていないために少子高齢化が進みまして、空き家ですとか空き地が目立ってきております。もちろん人口減少といえますのは県内各地で同じように起きていますけれども、この旧春野町を初めとして、線引きをして市街化調整区域になっているところは、土地利用の制限を強く受けておりますので、原則として家を建てたくても建てることのできない、そしてそこに住みたくても住むことができないというふうな現実があります。

一方、社会情勢の変化に対応しまして、高知広域都市計画区域の4市町のうち高知市を除きまして、津波浸水予測区域からの転居ですとか県外からの移住の場合、また特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物は、市街化調整区域の開発許可の特例という形で規制緩和の対象となっておりますが、その内容について土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 県が平成26年から取り組みました規制緩和につきましては、県政の課題であります南海トラフ地震から県民の皆様を守ることや、県外からの移住を促進するために、津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築と空き家の賃貸、これを新しく許可したものでございます。

また、平成28年からは、特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物について、規制緩和を行っております。具体的には、いの町におきましては、高規格道路のインターチェンジ周辺におきまして、地域産業の活性化を図るために企業誘致を可能とし、また南国市におきましては、高知大学医学部周辺において、大学職員の住宅や学生用のアパートなどの建築を可能としたものでございます。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。

ここで、ポイントは、その規制緩和が社会情勢の変化に応じてされているところは、先ほど申しました中核市であります高知市以外のところで、規制緩和が随分と進んでいるということだと思います。そのような中、南国市は平成30年度から、都市計画法の開発許可の権限などを県から一定譲り受ける予定となっております。

そこで、譲り受ける内容ですとかその経過をお聞きするつもりでしたけれども、一昨日の坂本孝幸議員からの御質問、そして御答弁で同じような内容がありましたので、この質問については割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、高知広域都市計画区域を形成します4市町の市街化調整区域の開発に対する県の指導ですとか調整についてお聞きをします。都市計画は、基礎自治体の考えに沿ってまちづくりを進めることが原則でございます。複数の基礎自治体で構成する高知広域都市計画区域のような、一定の広がりを持つ広域都市計画区域では、広域内の複数の基礎自治体間の調整が必要になってくる場合があると思っております。

例えば高知広域都市計画区域における市街化調整区域の開発につきましては、高知市は規制が厳格な一方、南国市は緩和の方向でありますし、香美市といの町も緩和を求める声があるとお聞きをしています。

そこで、このように広域都市計画区域を構成する複数の基礎自治体間のまちづくりの方向性が違う場合は、県の調整が必要になってくるのではないかと思いますけれども、土木部長の御所見をお願いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 市街化調整区域の規制緩和につきましては、高知広域を構成します市町の実情が異なることから、それぞれのまちづくりの方向性が一致しないケースも出てくると考えられます。このため、高知広域の全体でバランスのとれたまちづくりが進められるよう、関係市町と調整を行う必要がございます。また、第三者機関であります高知県開発審査会からもさまざまな視点から御意見をいただいているところでございます。

県といたしましては、そのような調整役としての役割をこれからはしっかりと果たしてまいりたいと考えます。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。やはり広域都市計画区域といいますのは、それ自体で一つの町というふうな考え方だと思いますので、ぜひ、その中にあります基礎自治体間の方向性が違っているということであれば、私はそこそこ違っているのは全然構わないと思っておりますけれども、行き過ぎたりしたときには、やはり調整ということが必要になってくるのではないかと思いますので、よろしく願いをいたします。

そこで、以前から疑問に思っていたことが、市街化調整区域に立地をします南国市岡豊地区の高知大学医学部と、高知市池地区にあります高知医療センターと、お隣の県立大学周辺の土地利用のことであります。

南国市の高知大学医学部周辺は、以前より、住環境や商業施設が整わないために若手医師が附属病院に残らないとか、医師や職員が遠方から通う状況では緊急時に対応できないと言わ

れておりましたが、平成30年度に開発許可の権限などが南国市に一定移譲される予定であり、今後は順次事例を積み上げながら開発を積極的に進めるというふうにお聞きをしていますので、これからは利便性も随分と、徐々には高まってくるのではないかなというふうに思います。

一方、高知医療センターやお隣の県立大学の周辺も市街化調整区域なので、開発が抑制をされており、高知大学医学部の周辺と同様に土地利用上の課題があります。

そこで、緊急性や住環境、また使い勝手の面から、高知医療センターや県立大学周辺の土地利用について、都市計画法上の開発許可権者である高知市とこれまで協議をしたことがなかったのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（福田敬大君） 高知医療センターや高知県立大学周辺につきましては、高知市の都市計画マスタープランにおきましても、これらの施設を核とした新たなまちづくりに取り組むことが示されております。また、民間におきましても、高知医療センターに近接して住宅団地が整備をされており、また隣接した場所においても団地開発の許可がおりていることから、医療センター周辺の土地利用が今後進むことも考えられます。

今日まで、医療センター周辺の土地利用のあり方について高知市と協議を行うまでには至っておりませんが、今後高知市から地区計画の活用や規制緩和によって新たなまちづくりを進めたいという相談があれば、県として積極的にかかわってまいりたいと考えております。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。確かに、周りには民間の方の住宅系の開発もあると思いますけれども、現在あそこに行ったときに、調剤薬局ですとか、あと病児の方、そしてその家族の方が宿泊できるようなドナルド・マクドナルド・ハウスしかなくて、大変殺

風景で利便性も悪くて、医療センターに行かれる方ですとか、また職員の方、そして県立大学の学生さん、教職員の方からも大変不便だというふうにお聞きをしております。ぜひ先ほど部長がおっしゃいましたように、開発許可権者の高知市なんかとも、今後そういうふうなお話が出てきたときには協議を進めていただきたいというふうに思います。

次です。もちろん私は、これからの人口減少ですとか高齢化を考えたとき、原則としてコンパクトシティーの考え方には賛成です。しかし一方では、人口減少や高齢化が進展をしているからこそ、既に電気、水道、また道路等のインフラが整備され、新たな基盤整備に対する投資の必要がなく、またスプロール化のおそれのない市街化調整区域内の既存集落の維持も必要だと思います。優良農地など守るべきものは守った上で、市街地の拡大ではなくて、既存集落の活力の維持です。大都会の都市計画と地方都市の都市計画は、原則は同じでも、幅があってもいいのではないかと思います。

あえて言えば、地方都市は、コンパクトシティーも市街化調整区域内の既存集落の維持も、両方私は必要だと思います。そしてこのことは、市街化調整区域内に現実としてあります、先ほど申しました高知医療センターや県立大学の周辺の土地利用や、津波浸水予測区域にあります企業の市街化調整区域への高台移転にも通じるのではないかと思います。

そこで、市街化調整区域の開発について、コンパクトシティーの原則は守った上で、社会情勢や地域の特性に応じた取り組みについて知事の御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 議員御指摘のとおり、この市街化調整区域の問題について、やはり都市のコンパクトシティー化ということの要請と、またあわせまして市街化調整区域内の既存集落

の維持ということと、両方視野に入れた対応が必要だろうと、そのように思います。

また、産業振興の観点とか、それから南海トラフ地震対策の観点とか、こういうものも加味しなければならんということなんだろうと思います。

そういうことでありますので、これまでも市街化調整区域内のさまざまな課題について、関係市町とさまざまに協議させていただきながら、我々としても柔軟な対応を図ってきたところだと、そういうふうに思っています。

高知市は中核市でありますので、高知市の皆様方からもいろいろお話ございましたら、しっかりとお話をさせていただきたいと、そう思います。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。私はそこで、企業の高台移転ということについてよくお聞きをします。その中において、県が進めています産業振興計画に即してやっていきたいというオーナーの方のお話をよくお聞きします。企業の高台移転でございます。そういうふうなところの規制緩和についても、またこれからよろしくお願いをしたいと思います。

次に、スポーツについて御質問をさせていただきます。

平成29年度当初の昨年4月に、スポーツ課が知事部局に設置をされました。その後、産学官民が連携して本県のスポーツを振興する高知県スポーツ振興県民会議が組織され、第3回目の会議をことし1月に傍聴させていただきました。その中で私が最も印象に残ったのは、地域のスポーツ活動の拠点を担当する地域スポーツハブのことであります。このことは、言葉は違いますが、スポーツ庁が進めています地域スポーツコミッションのことであり、昨年の2月県議会でも、この地域スポーツコミッションに関連することを少し御質問させていただいたところであ

ります。

そこで、平成30年度は地域スポーツハブを県内でまず4カ所育成するとのことですが、ハブの育成、支援に向けてどのように取り組んでいくのか、キャリアサポートの観点も踏まえて、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 地域スポーツハブは、持続可能な地域スポーツ活動を推進するために、総合型地域スポーツクラブなどが核となって地域のスポーツ活動の拠点を担って、地域住民の多様なニーズに応じたスポーツサービスを提供することを目的としております。このスポーツハブでは、市町村内の地域スポーツ関係者で構成する地域スポーツ促進委員会を設置して、その運営や事業の企画を担います地域スポーツコーディネーターを配置することとしております。

県としましては、この促進委員会の設置に向けた関係者の合意形成や、地域スポーツコーディネーターの育成、スポーツ情報の集約など、スポーツハブの立ち上げから積極的にかかわりますとともに、財政面も含めて支援を行ってまいります。

また、アスリートにはセカンドキャリアなどとして、このコーディネーターや指導者など、地域スポーツの担い手として活躍していただけるのではないかと考えております。

○5番（久保博道君） ぜひキャリアサポートの面、私は、指導者ですとかコーチングをされる方の職場という面でも、この地域スポーツハブというのは大変重要だと思っておりますので、どうか先ほど部長が御答弁されたことをよろしくお願います。

次に、この地域スポーツハブについて考えたときに、中山間地域においては、スポーツを絡めた地域の活性化の観点から、集落活動センターの取り組みとも連携できるのではないかと思います。

ますが、中山間振興・交通部長の御所見をお聞きします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） 集落活動センターでは、旧小学校や集会所などを有効活用して、生活用品店舗の経営や配食サービスなどの実施といった生活を守る取り組みや、農家レストランや宿泊施設の経営といった産業をつくる取り組みなど、さまざまな活動が展開されております。また、こうした施設を活用し、健康づくり活動や地区運動会の開催に取り組まれているセンターもございます。

今後、こうした集落活動センターの取り組みと地域スポーツハブの取り組みを連携させ、センターの拠点施設を地域におけるスポーツ拠点に活用することができれば、センターの経済活動の収益源ともなり得ますし、また地域住民の皆様にとって、より身近な場所でスポーツと接する機会がふえ、地域活性化につながるのではないかと考えております。

○5番（久保博道君） 私は、先ほど申しましたように、1月に第3回目のスポーツ振興県民会議をお聞きしていたときに、やっぱり同じようなことを思いました。集落活動センターでも、中山間地域に行けば行くほど、地域スポーツハブと連携をできる度合いが高くなってくるんじゃないかな、要は重なりぐあいが広がってくるんじゃないかなというふうに思いましたので、先ほど部長の御答弁にあったようなこと、ぜひお願いしたいと思います。

次に、本県の地域スポーツハブの目指す姿について知事にお聞きをしたいと思っております。地域スポーツハブの形としては、さまざまなものが御承知のとおりあります。例えば、本県にキャンプに来ていただいていますJリーグのアルビレックス新潟のように、総合型地域スポーツクラブで成功している例もありますし、本県においても、プロ野球の独立リーグの高知ファイティ

ングドッグスや社会人サッカーリーグの高知ユナイテッドSCも、それぞれ地域スポーツに貢献しており、将来地域のスポーツ活動の拠点として地域スポーツハブになる可能性はあると思います。

私は、さまざまな地域スポーツハブが県内の隅々に至るまで整備され、整備というのはそんなに多くはなくてもいいと思いますけれども、継続して運営されていくことが、県民の健康増進、競技人口の拡大、また競技力の向上やスポーツを通じた地域振興にもつながると思います。

そこで、本県の地域スポーツハブの目指す最終の姿を知事にお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この地域スポーツハブについては、最終的に目指す姿は大きく言うと2つあると思っています。

第1点が、地域地域においてさまざまなスポーツ機会を提供することで、生涯スポーツの推進とか競技力の向上とか、そういうことに資することを目指すということかと思っております。高知の場合、大変大きな課題は、中山間地域が多く、その中山間地域などにおいては、例えば学校のクラブにしても競技の数が少ないといえますかね、クラブの中でも野球しかないとか、そういうことがあつたりします。結果として、子供たちにしても、自分の特性に見合ったスポーツになかなか出会いにくいということがある。そういうことを考えましても、さまざまなスポーツ機会の提供ということは、高知にとって極めて大事だと思います。

そして2点目は、結局さまざまなスポーツ需要というのが潜在をしているはず、この潜在する需要に対して供給をつくり出していくことで、スポーツ産業の振興ということができれば、これは地域の活性化という観点からも非常に大きいと思っています。この2点が大きいと思っています。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。知事が言われましたように、本当に中山間に行けば行くほどスポーツの種目が限られてきていると思いますので、そういうところをこういうスポーツハブでいろいろ広げていくというのは、私は大賛成でございます。そうすることによって、県民の皆様がいろんなスポーツにかかわることが可能になってくるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、スポーツ医科学拠点についてお聞きをさせていただきます。第2期の高知県スポーツ推進計画案の中でうたわれていますスポーツ医科学拠点の整備については、大変に的を射た取り組みだと思えます。

私は、県議会の危機管理文化厚生委員会の調査で、昨年9月に新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターにお伺いをしたのですが、スポーツ医科学の専門医師が常駐しており、そのソフト面とハード面の内容の充実に感銘を受けました。当施設は、新潟県民の健康づくりとスポーツに関する科学的なトレーニングを支援し、新潟県における競技力の向上を目的としています。

そこで、本県のスポーツ医科学拠点の整備については平成30年度の予算案に計上されているところですが、スポーツ医科学の専門医師の常駐の有無も含めて、このスポーツ医科学拠点をどのように活用していくお考えか、キャンプや合宿等の誘致の観点も踏まえまして、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 今回整備予算をお願いしております新たなスポーツ医科学拠点におきましては、アスリートを対象に、メディカルチェックや専門体力測定に加えて、新たに映像による動作解析などのメニューを追加して、競技力向上に向けたサポートを行うこととしております。また、一般の方を対象に、健康増進を目的とした運動プログラムの提

供も行ってまいります。

専門医師の常駐は計画をしてございませんが、これまでと同様、医療機関のスポーツドクターと連携して、内科・整形外科両面からのメディカルチェックを行うことで、アスリートのスポーツ障害の未然防止や健康管理などのサポートを行ってまいります。

また、最新機器を利用したトレーニングプログラムの提供などとあわせて、充実したサポートを行うことができますので、これからのオリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿やキャンプの誘致活動においてもしっかりと活用してまいりたいと考えております。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。私も、予算面のことを考えたらなかなか常駐というのは難しいかなとも思いますけれども、先ほど部長がおっしゃった、県内のアスリートの方の競技力の向上ですとかそういうふうなことももちろん、それと同時にキャンプですとか合宿の誘致をする際の売りになるように、このスポーツ医科学拠点をすることが大事だと思います。そういう観点からも、医師がその時々々の必要性に応じて対応できるような仕組みというのは大事なというふうに思います。

次にいきます。次に、観光振興について御質問をさせていただきます。

ことしの6月15日から施行されます住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法について、これまで何度か御質問をさせていただいたところです。この法律の目的については、今さら言うまでもなく私は賛同できますし、違法な宿泊事業をなくすためにも必要な法律であると思います。

しかし、御承知のとおり、先般も大阪で民泊絡みの悲惨な犯罪が発生しましたように、法の成立までにいろんな議論があり、そのことを踏まえた施行要領、いわゆるガイドラインが昨年12月末に策定をされたところであります。そし

て、そのガイドラインの中に、法第18条の「条例による住宅宿泊事業の実施の制限」の考え方が示されています。

私は、県議会の観光産業振興議員連盟の幹事長という立場で、四国4県の観光議連の会議によく出席をします。そのときに、この民泊新法のことを再々議題に上り、本県の状況を説明いたします。

先ほど申しましたように、法の施行は6月15日からですが、住宅宿泊事業の届け出は3月15日からであり、もう待たなしの時期に来ています。昨年2月県議会での私の条例制定の質問に対して、健康政策部長から、法案の具体的な内容が明らかになれば、市町村などの意見も十分にお聞きをしながら、条例制定の可否も含めてしっかり議論をすると御答弁をいただいています。

そこで、住宅宿泊事業法の施行が6月に迫っている中、法第18条に基づく条例の制定をどのように考えているのか、観光振興部長にお聞きをします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 住宅宿泊事業法は、住宅を活用した健全な宿泊事業の普及を図る趣旨の法律でありますことから、条例により事業の実施そのものを過度に制限すべきではないと考えておりますが、生活環境の悪化を防止する観点などから、広く御意見をお聞きして、条例制定の要否を検討してまいりたいと考えております。昨年12月26日に、法律の施行に向けた国のガイドラインが公表されましたので、その内容の確認を行い、他県の情報も収集しながら、現在県内の各市町村長に対しまして、この法律の施行による生活環境の悪化のおそれなどについての御意見をお伺いしているところでございます。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。

私は前回の質問のときにも少し触れさせてもらったんですけども、この条例制定の可否に向けては、先ほど部長がおっしゃった市町村の御意見はもちろんのことですけども、観光の有識者の方ですとか旅館業法に基づく宿泊業をされている方、当該民泊を既にやっている方やこれから始めようとしている方、農林漁業体験民宿の方、修学旅行等の教育体験を伴う宿泊をされている方、また防犯面からの警察、そしてまちづくりの観点から都市計画の専門家等の関係者の御意見を聞くことが必要だと思いますが、このことについて観光振興部長にお聞きします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 条例制定の要否につきましては、観光事業者団体、不動産関係団体、町内会連合会、中山間地域で受け入れを行おうとする民間団体などの代表者のほか、弁護士や警察、教育関係者などの専門家で構成する検討委員会を今月中に設置し、現在照会しております市町村長の意見もあわせ、幅広い方々の意見をいただくこととしております。

なお、条例制定が必要であるとの判断となり、条例を定めようとする際には、改めて住宅宿泊事業法施行規則第14条の規定によりまして、条例により規制の対象となる市町村長から、条例案について御意見をお聞きすることになっております。

○5番（久保博道君） 検討会を今月に設置するということですので、ぜひその中でいろんな議論をしていただきたいと思います。その上で判断をということですので。

次に、温泉についてお聞きします。高知県の観光につきましては400万人観光が定着し、昨年1年間の観光客数は「志国高知 幕末維新博」の効果もあって、これまで最高だった平成22年の大河ドラマ龍馬伝のときの435万人を超えて、過去最高の440万人になったと、知事の提案説明の中でもありました。このように本県の観光は、

歴史観光を初め体験型やスポーツツーリズム、また食の観光に関する蓄積も一定できてきたと思います。

その上で、今後は本県のこれらの観光コンテンツを有機的につなぐと同時に、本県の知名度を上げて、国内外の観光客をもう一段階ふやす、それには私は温泉が鍵だと思います。特にインパクトの面から、本県観光の入り口である県都高知市に温泉郷があることが、国内観光客はもとより外国人観光客の満足度を著しく高めることにつながると思います。

そこで、高知市旅館ホテル温泉協同組合が温泉郷についての可能性調査を行っているとお聞きをしていますが、その内容とその後の進捗状況について観光振興部長にお聞きします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 平成21年11月に高知市旅館ホテル温泉協同組合が温泉郷についての可能性調査を実施しており、この調査報告では、新たに源泉を設けるよりも既存温泉の活用が有利であり、実現の可能性も極めて高いことや、まちづくり全体の中で温泉郷を位置づけていくとともに、今後は行政や中心商店街との連携について検討を進める必要があるとの内容となっております。

その後、平成23年3月には温泉協同組合において、顧客満足度調査やトータルコスト調査を行い、高知市の温泉観光地化は、高知市がその地域活性化策として産官の連携によって取り組むべき課題であると位置づけ、高知市に対して温泉観光地化に向けた取り組みを進めることを提案すると結論づけた提案書をまとめまして、同年5月には高知市議会に、7月には高知市長に対してこの提案書が提出をされております。

これを受けて、高知市は平成26年3月に高知市観光振興計画に温泉開発の可能性の検討を盛り込み、平成28年3月にはエコ・パーク宇賀において温泉開発の可能性調査を実施し、可能性

があるとの結論を得ております。

現在は、これまでの調査や結果をもとに、高知市と組合において、今後の事業実施に向けた具体的な検討が進められているとお聞きしております。

○5番（久保博道君） 私は、この温泉の実現に向けては、いろいろ選択肢はあると思います。既存の温泉から運んでくるのも一つのやり方ですし、もちろん既存の温泉というのもいろいろあるんでしょう。直接掘削して温泉を実現するというときにも、場所によっていろいろあるとは思いますが、やはり本格的に温泉郷を実現しようというのであれば、私は中心商店街に掘削すべきだと思います。

そして、今の高知市の中心商店街のことを考えたときに、どちらかといえば東のほうに直接掘削をして、そこに例えば道後温泉の本館のようなシンボリックな建物を設置して、そこから分湯といいますか——旅館、ホテルの方はもちろんのことですけれども、健康増進のことからすれば、市民の方にもいいのではないかなと思います。また、中心商店街なりを周遊していただくことから、足湯なんかもやれば観光客の方にも喜んでいただけるんじゃないかなと思います。またそのことにつきましても、今後高知市と、また旅館ホテル温泉協同組合なんかとお話をするときに検討していただけたらというふうに思います。

そして、次に参ります。国内観光客の誘致はもちろんのことですけれども、これからの人口減少を勘案したとき、外国人観光客の誘致が一層私は必要になってくると思います。本県は、インバウンドの先進県と比べまして、航空機の外国直行便が就航していないこともあり出おかれていましたが、太平洋に面した地の利を生かした、昨今の大型クルーズ船の高知新港への寄港もあって、徐々に増加をしています。

そんな中、この高知市への温泉郷が実現すれば、外国人観光客が大幅に増加することが期待できますし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや政府のビジット・ジャパン・キャンペーンをにらんだときに、高知市旅館ホテル温泉協同組合ですとか高知市と連携をして、まさに今この実現に向けて動くべき時期に来ているのではないかと思います。

そこで、産業振興計画の地域アクションプランに位置づけられております、温泉開発による観光地としての魅力の向上の今後の展開について知事のお考えをお聞きします。

○知事（尾崎正直君） この産業振興計画の中の地域アクションプランに、高知市において温泉開発による観光地としての魅力の向上が位置づけられているわけであります。現在、高知市、それから組合の皆さんで、それぞれの諸点について詰めておられるというふうに伺っていますが、事業計画ができ上がってよいよ本格的に始動できるという段階になりますれば、当然これは地域アクションプランになっているわけですから、しっかりと応援させていただきたいと思っております。ぜひ温泉というもう一つの魅力でもって、インバウンド観光も含め、さらに振興することができればなど、そういう思いです。

○5番（久保博道君） やはりこれからは、国内観光はもとよりですけれども、インバウンドの観点を考えたときに、温泉の魅力というのはすごいものがあると承知をしておりますので、ぜひまた高知市ですとか温泉協同組合の方と協議をして、よろしくお願ひします。

次に、高知県の文化や芸術についてお聞きします。

本県には、長い歴史によって培われ、受け継がれてきたさまざまな文化や芸術があります。そして、それらの文化や芸術を大切に受け継ぎ発表することは、人の心を豊かにすると同

時に、他人にも喜んでもらい、何よりも本人の生きがいにもつながりますし、本県の高齢化を考えたときに、健康長寿の推進にも大いに寄与するものと思います。また、観光とうまく絡ませることができれば、地域や各文化芸術の団体の経済面での活性化にもつながり、一石二鳥、三鳥になると思います。

先日、私は、詩吟、日本舞踊、剣舞、三味線、胡弓、和太鼓等の団体が一堂に会して、それぞれが日々切磋琢磨して鍛錬を積み重ねてきた芸やわざを御披露する発表会に御案内をいただきました。その際に、それぞれの団体の方からお話をお聞きする機会を得たのですが、皆さんが異口同音におっしゃったことは、きょうは自分たちと違うジャンルの団体の方々と一緒に発表したが、観客の方も多くてすごく楽しかった、このような合同発表会の機会はめったにない、これまでは日ごろの成果を発表する機会といえば単独の小さな発表会であり、このような違うジャンルの団体との合同の大きな発表会があれば刺激も受けるし、若い後継者も育つので、ぜひこのような機会をふやしてほしいということでした。

そこで、昨年3月に策定されました高知県文化芸術振興ビジョンにおいて、民間団体主体の文化芸術活動への支援の項目があり、その中に、団体や個人の発表機会のさらなる創出の項目があります。

そこでまずは、先ほど申し上げた、異なるジャンルの団体の方々を初め、さまざまな文化や芸術を担っている方々と、今後の発表機会の創出を含めた支援のあり方について、県や市町村、また関係機関と意見交換をすることは有意義だと思いますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 文化芸術振興ビジョンの中では、民間団体主体の文

化芸術活動への支援として、団体や個人の発表機会のさらなる創出を位置づけております。これまでも高知県文化財団と連携して、延べ31の発表機会を創出してまいりました。参加された方や発表いただいた方には、それぞれ御満足いただいているのではないかと考えております。

今後、こうした文化芸術に親しむことのできる環境をさらに広げていくためには、さまざまな文化芸術を担っている方々の御意見をお伺いすることは、大変意義のあることだと考えておりますので、そうした機会をつくってまいりたいと考えております。

○5番（久保博道君） どうも、大変前向きな御答弁をありがとうございます。私は、この方々の満足度、そしてそれを見られる方の喜んでいく姿、そして同時に健康長寿にもすぐつながっていくと思えますので、ぜひお願いをしたいと思います。

また、日本全体において人口減少が進み、特に地方においては、過疎化や少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退や、文化や芸術の担い手不足は深刻になってきています。

同時に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化プログラムの全国展開、加えて地域の文化や歴史等を活用した産業振興や地域の活性化といったことが求められるようになってきております。

そこで、これからの文化や芸術を担う人材の育成や、文化や芸術を活用して観光を初めとした地域振興につなげるコーディネーターの育成が求められると思いますが、どのように進めていくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 文化や芸術を担う人材育成のためには、まずは多くの方々が文化芸術に触れて、関心を高めていただくことが大切であると考えております。この

ため、伝統的な文化芸術を初め、さまざまな分野の発表機会を創出することで、多くの県民の皆様が文化芸術活動に参画していただけるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、こうした文化芸術活動を地域振興につなげていくためには、コーディネートする人材が必要となってまいりますので、地域で文化芸術に携わっている方や地域おこし協力隊の方々などを対象として、地域資源を生かした文化芸術活動の事例に学び、参加者みずからが実践にかかわっていただきますアートマネジメント講座などの開催を通じて、その育成を図ってまいります。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。私は、もちろんコーディネーター役も必要ですけれども、やっぱりその前に後継者を育てていくことがまずは大事だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、医療費の抑制についてお聞きをします。

日本では1955年ごろまで、農業や自営業者、零細企業の従業員を中心に、国民の3分の1に当たる約3,000万人の方々が無保険者でしたが、1961年に全国の市町村で国民健康保険が始まり、誰でもいつでもどこでも安心して医療を受けられる、公的で自己負担の少ない国民皆保険制度が確立しています。

ここで1問、その制度の課題についてお聞きをしようと思いましたが、時間の関係がありますので、この問いにつきましては割愛をさせていただきます。

一方、海外では、先進国の中でも、民間保険中心の制度であったり、皆保険でも高額治療は対象外といったようなことが多いのが現実であります。

御存じのようにアメリカでは、オバマケアと呼ばれる医療保険の改革法案が一度は成立しましたが、その後、保険料の上昇を招くというこ

とで、トランプ現政権では見直しを公約にしています。

翻って日本においては、御承知のとおり、2025年には団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、これまで経験したことのない超高齢化社会を迎えることとなります。このことにより、国を支えてきた世代が給付を受ける側に回るために、医療・介護・福祉への需要が一気に高まることで、社会保障財政のバランスが大きく崩れることが予想され、医療費を初め社会保障費の抑制が大きな課題となっています。

先日、県内の中小企業の従業員ら約26万人が加入する協会けんぽが、平成30年度の都道府県の保険料率を発表しましたが、残念ながら本県は上位であり、本人負担は常に全国平均よりも高くなっています。そして、この保険料率を決める際の大きな要素でもある、本県の県民1人当たりの平成27年度の医療費は、全国第1位となっています。

この主な理由としては、高齢化が進んでおり、療養病床が多く、入院医療費が高いことが大きな要因だと思いますが、リハビリの充実による早期退院の観点も含めて、今後どのように取り組もうとしているのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（山本治君） 行き場のない入院患者を出さないことを大前提に、患者の状態によりふさわしい、在宅を含めた療養環境を確保することで、一人一人のQOLを向上させ、結果として医療費の適正化を図りたいと考えています。このため、医療機関の自主的な取り組みにより病床機能の分化を図ることを基本としつつ、急性期病床においては、主として回復期病床への転換によりリハビリテーションなどを推進し、また慢性期病床においては、平成35年度

末で廃止となる介護療養病床を介護医療院などへ円滑に転換が図られるよう、支援をしていきたいと考えています。

あわせて、入院患者をできるだけ出さないための根拠的な対策として、県民の皆様の健康づくりを徹底することが重要なことから、高知家健康パスポート事業や血管病の重症化予防の対策をさらに強化して取り組んでいきたいと考えています。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。私も同感であります。私も健康パスポートを取得しておりますので、だんだんとステップアップしていくように頑張りますし、予防医療がまずは大事ということ、本当にそのとおりでと思います。

また一方では、本県において、ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品の使用割合が全国の他の都道府県に比べて低く、下から3番目に位置していることも、医療費の高いことに関連をしているのではないかと思います。先ほどの入院医療費につきましては、高齢化が進んでいきます本県の現状を考えれば、すぐには改善することは難しいと思いますが、ジェネリック医薬品の使用割合を高めることは、医療提供側と医療を受ける側の意識を変えることによって私は可能だと思いますし、何よりもそのことが県民の医療費の負担軽減にもつながります。そして、このことは、厚生労働省が平成30年度から本格スタートさせる都道府県への交付金の配分にも関係をしします。

そんなことから、ジェネリック医薬品の使用割合を高めることが求められますが、どのように取り組んでいくのか、健康政策部長にお聞きをします。

○健康政策部長（山本治君） 県では、高知県後発医薬品安心使用促進協議会を設置して、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた検討を進め

るとともに、医療関係者や県民に対し、講演会や研修会を通じて、ジェネリック医薬品の品質等に関する正しい知識の普及啓発に取り組んできました。また、医療保険者においても、ジェネリック医薬品を使用した場合と先発医薬品、最初の医薬品ですね、これを使用した場合の差額通知を行ってきたところです。

他の都道府県もほぼ同様の伸び率で推移をしているため、全国順位には変化はありませんけれども、ジェネリック医薬品の使用割合は、平成25年から平成28年で18.5%伸びて、64.4%となっています。

このため、これまでの取り組みを引き続き行いますとともに、来年度からはジェネリック医薬品の使用促進をもう一段加速させるために、国保、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合の3つの医療保険者や高知県薬剤師会と共同して、差額通知を受け取った被保険者を高知家健康づくり支援薬局などの薬剤師につなげまして、服薬指導を行っていただくような取り組みを行っていきたいと考えております。

○5番（久保博道君） どうもありがとうございます。先ほど部長がおっしゃったように、先発と後発の差額なんかをお知らせするというのは非常に大事だと思います。私、この意識を課題に持って、いろんな方にお聞きしましたけれども、意識をされている方が少ないと思います。医師に処方されたものをそのまま使っているということが多いみたいですので、ぜひジェネリックの周知もあわせて徹底をしていただきたい。そのときに差額を示すことは、大変私は効果的だと思います。

以上5点、御質問をさせていただきまして、それぞれに誠意ある御丁寧な御答弁をありがとうございました。

そのときに、今回のこの中で私自身が思っていますのは、やっぱり温泉のことであります。

このことについては、温泉を実現するときのいろんな選択肢はあると思いますけれども、やるときにはやはり一定の投資も必要だと思います。それにタイミングは今だと思っていますので、ぜひよろしく願いしまして、以上で一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、久保博道君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩

————— ○:○:○:○:○ —————

午前10時55分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田周五君の持ち時間は40分です。

30番上田周五君。

○30番（上田周五君） 県民の会の上田周五でございます。浜田議長のお許しをいただきました。

まずは、財政問題からでございます。

県財政の今後10年間の推移予測についてでございます。人口減少と高齢化という我が国の人口構造の急激な変化により、多くの自治体においては、今後財政の硬直化が最大の課題となるものと思われまます。そういった視点で少しお聞きをいたします。

人口減少は、国内ニーズが量的に減少することと働き手が減少するという、需要と供給の2つの側面があります。また、高齢化は、団塊の世代が75歳を超える2025年を境に一気に進み、医療費や介護費用、年金が急激にふえることとなります。このことは、単純に考えますと、働き手の減少で住民税が減り、人口減で土地需要

が減るため、土地価格は下落し、固定資産税収入も減少します。他方、高齢者がふえることで社会保障費はふえ、国全体の税収にも影響があるため、当然地方交付税の財源も減少します。

ですので、今何とかやっつけていけるからこの先も大丈夫というわけにはいかないのです。今から、役所は業務を整理し、スリムにならなければなりません。そうしなければ、10年後の人口減少・超高齢化社会に対応できなくなるでしょう。

こうした中、本県の平成30年度当初予算編成では、本年度を13億円上回る159億円の財源不足が生じており、決して楽な予算編成とはなっておりません。さらに、新図書館を初めとする大型箱物施設の建設ラッシュによる借金払いに加え、施設のランニングコストなど、新たな増などなどを考えたとき、ここはしっかりとした財政計画を立てておく必要性を感じております。

県財政の今後10年間の推移予測を立てるべきと考えますが、総務部長のお考えをお聞きいたします。

○総務部長（梶元伸君） 財政の将来推計を立てておくことは、安定的な財政運営のためにも極めて重要なことだと認識をしております。県では、毎年9月に向こう6年間の財政収支見通しを試算し、公表させていただいております。

推計の期間を御指摘の10年ではなく6年間としておりますのは、実際の予算編成に活用することを念頭に置いておりますので、例えば足摺海洋館の整備事業費あるいは今後の維持管理費がどうなるかといったような大規模事業に関する財政需要、また南海トラフ地震対策費用などは、個別に積み上げる必要がございます。10年後の大規模事業まで個別に積算するというのはなかなか難しいということがございますのと、地方財政はどうしても国の財政政策の影響を受けます。国の財政政策が10年間変わらないとい

うことを前提とするのはなかなか現実的ではないというような2点によりまして、今6年というふうにさせていただいております。

近隣他県、中国、四国においても、1県を除きまして、推計期間を3年から6年としているところでございまして、こうした状況から当面はこれまでどおり、6年間の財政収支見通しを毎年度公表させていただきたいと思っております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。

このことは市町村財政も同様であると考えております。現在、県内市町村の平成30年度予算案が示されておりますけれども、ほとんどの市町村が税収で人件費が賄えていない状況でありまして、つまり自主財源に乏しく、予算編成に苦労の跡が見受けられます。財政力指数を見ましても、34市町村のうち16町村で0.20未満となっておりますし、地方交付税などの国、県などに依存している財源比率も、県全体で71.2%となっております。特に、23町村計では何と77.1%まで上昇しています。この先の地方交付税の動向は大変不透明でございまして、歳入が大幅に減るおそれもあり、危険な状況が続いていると考えております。一気に財政の硬直化が心配されます。

こうしたことから、県内市町村財政も今後10年間の推移予測を立てるよう助言されてはとありますが、総務部長の御所見をお聞きいたします。

○総務部長（梶元伸君） 市町村におきましても財政の推移予測を立てるということは極めて大事なことだと考えておりまして、これまでも市町村に対しまして、財政収支見通しの策定をお願いするとともに、見通しの作成に当たっての情報提供や具体的な作成の仕方といった助言をさせていただいております。

現在、32の市町村で見通しを策定していただ

いておりまして、その推計期間は3年間から12年間となっております。策定済みの32の市町村におきましても、議会への説明ですとか公表をされているという市町村は、16の市町村にとどまっておるところであります。

推計の期間自体は、先ほど県の推計についてお答えをしましており一定の制約がございますので、各市町村の判断に委ねることが必要かと思っております。一方で、その推計の内容につきましても、議会や住民の皆様には御議論をいただくという観点からも公表が望ましいと考えておりまして、まだおつくりになっていない2つの団体には引き続き策定を促してまいりたいと思っておりますし、非公表の団体に対しましては、議会や住民の皆様には説明する、公表するということの重要性をお伝えしてまいりたいと考えております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。よくわかりました。

私が将来的に今不安視しておりますのは、一般質問で中内議員も指摘をされましたが、今、国が1,000兆円を超える莫大な借金を抱える中で、国民1人当たり900万円弱ぐらいになろうかと存じますけれども、さらに将来の地方交付税の前借りでございます臨時財政対策債という借金をして、年々の財源を賄っている状態でございますので、そういったことを考えますと、不測の事態に対応できますよう、日ごろから、先ほど部長もおっしゃいましたが、市町村財政におかれましてもしっかりとした運営に心がけていただきたいということを要請しておいて、次の質問に入らせていただきます。

次は、河川などにおける外来種対策についてでございます。

近年、全国の河川において、植物や魚類など、さまざまな外来種による被害などの報告が相次いでされております。ブルーギルやオオクチバ

スなど魚類以外で特に厄介なのが、特定外来生物に指定されている、侵略的外来種であるオオフサモでございます。

オオフサモは多年生の水生植物で、南アメリカが原産地でございます。茎は長く、匍匐しながら分岐を繰り返して広がり、群生する。また、植物体の断片からも根を出して再生する。そのため河川において、茎など植物体の断片が流水に伴って移動することにより、分布が広がる。そして、河川の岸辺など、主に水深の浅い場所に生育する。さらに、水面を覆うように成長して繁茂すると、他の植物の生育を抑圧するなど、在来植物などに悪影響を及ぼす。また、河川で繁茂すると、水質の悪化や洪水時の流水障害を引き起こしたり、流された植物体が水門などに堆積し、水の流れや施設の操作を妨げます。その上、オオフサモについては、生態的特徴や除去に関する情報が十分に得られていないのが実態でございます。

オオフサモの河川などでの分布状況がどのようになっているのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 本年度から、県内に定着しております侵略的外来種のリストを作成しますため調査を始めておりまして、これまでの調査では、オオフサモは13市町村の河川や用水路などで生育していることを確認しております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。

今、オオフサモが13市町村という御答弁がございましたが、実はことし1月下旬に、いの町を流れております一級河川宇治川流域にお住まいの方から、私に一報がございました。その内容は、これまでに見たこともない水生植物が、場所的に言いますと、宇治川の是友橋及び竹崎橋という橋がございますが、その周辺の浅瀬に繁茂しておりまして、日に日に拡散、繁茂して

まいりますので、非常に気になっていたということをおっしゃっていました。

一報があって、早速その方と一緒に、現地を案内されて私も確認しました。その場で、以前からいろんなことを聞いていましたので、環境の専門家に電話やメールで問い合わせたところ、それはオオフサモですよということで、間違いないことがわかりました。

先ほど申し上げましたけれども、オオフサモは、繁殖力が強くて茎の断片からも根を出して再生しますので、大量に繁茂すれば除去作業に相当困難をきわめるということが予想されます。そして、その侵略的外来種の大量繁茂が洪水時に流水を阻害する点から申し上げますと、実はその繁茂が確認されている竹崎橋付近から下流100メートルぐらいの位置に、新宇治川放水路のみ口がありますので、その流域の住民の方は、河川環境悪化のみならず、洪水時における施設の機能低下を大変心配されています。

そこで、土木部長にお聞きをいたします。オオフサモは春ごろから成長し、開花は4月から6月ごろでございますので、大量繁茂の前に、是友橋及び竹崎橋付近のオオフサモの除去作業を早急に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○土木部長（福田敬大君） 河川管理者であります県といたしましても、治水と環境、この両面から外来種対策の必要性を認識しており、日常の監視などの中で繁茂の状況の把握に努めております。水門などの河川管理施設や周辺環境への影響を考慮いたしまして、河川管理上の支障が認められる場合は除去に取り組んでおります。例えば平成28年度は、高知市久万川などでオオフサモの除去を行っております。平成29年度は、いの町宇治川におきましてオオキンケイギクの除去を行うなど、適切な維持管理に取り組んでいるところでございます。

御指摘のございました、いの町是友橋及び竹崎橋の付近は国の管理区間でございます、国に問い合わせましたところ、オオフサモは、現在護岸付近の河床の一部分に繁茂している程度であり、現段階では河川の管理上の支障はないと聞いております。しかしながら、今後の繁茂次第では河川管理施設や周辺環境への影響も考えられることから、早目早目の対応を行うなど、適正な管理を国に要請してまいります。

○30番（上田周五君） 御答弁ありがとうございました。

林業振興・環境部長が1問目で、県内13市町村でオオフサモの繁茂が確認されているということですが、実はその宇治川以外でも私が承知していますのは——土佐市で加茂川親水公園という場所がございますが、そこで繁殖したオオフサモの除去作業を去年の2月に行っております。先ほど繁殖力が強いというお話を申し上げましたが、土佐市におかれては、除去したものの、まだまだそういった再度繁殖するとの考えから、定期的に監視をされていくということを伺っています。

実は平成22年に、宇治川支川の県管理の天神ヶ谷川でホテイアオイが大量繁茂したケースがございまして、そのときに結構、県であったり国であったり、除去作業に大変困難をきわめたということを流域の皆様は御存じでございます。今回のオオフサモにつきましては、ホテイアオイよりもワンランク上の特定外来生物に指定されているという点なんかで——先ほど国交省がまだまだ繁茂し始めたぐらいというような御答弁もあつたんですが——本当に初期の段階で除去しておかないと。他県の大洲市にある矢落川でも最終的にはバックホーを入れて取った経緯もございます。早目早目という御答弁をいただいておりますので、そういった意味でも一刻も早い対応を再度要請しておきます。

次に、河川を初めとした湖沼などへの外来種の侵入は、生物多様性の減少をもたらす重要な要因の一つとして挙げられることから、その保全のため、河川においても外来種への適切な対応が求められています。

外来種の侵入に伴う生態系及び人間の活動などへの影響の発生を未然に防ぎ、良好な河川環境を保全するためには、河川とその流域の生態系を変えてしまう可能性のある外来種の侵入を防止することが必要だと考えます。また、既に侵入して何らかの悪影響が疑われる外来種に対しては、その影響を抑制するための何らかの対策が必要であると考えますが、外来種対策の取り組みについて林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 生態系に影響を及ぼします侵略的外来種は、入れない、捨てない、広げないという、外来種被害予防の三原則を徹底していくことが大変重要でございますので、県民の皆様にご啓発を続けてまいります。

駆除につきましては、例えばオオフサモは久万川や十市川において駆除をしておりますし、オオクチバスやブルーギルといった外来魚は、各内水面漁協にも御協力いただいて駆除に取り組んでいるところでございます。

また、先ほどお答えさせていただきましたように、現在県内の侵略的外来種について調査を行っておりますので、それらをリストとしてまとめてまいります。その外来種リストや対策マニュアルを県民の皆様にお示しさせていただきます。環境団体の皆様を初め、国や市町村とも連携を図りながら、範囲の拡大の防止や駆除についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。外来種対策、長期にわたるといふか継続していくと思いますので、ここは部長がおっしゃるよ

うに、住民の皆さんとか住民の団体の皆さんと、強い連携のもとで対応していただきたいと思います。

それでは次は、県立高等学校再編振興計画について何点か伺います。

現在、平成31年度から35年度までの後期実施計画の策定作業が進められています。策定に当たっては、中間取りまとめ、いわゆるたたき台の策定までに地域会を開催し、学校再編の対象となる市町村の首長及び教育長から意見聴取を行っています。私も何カ所かの地域会へ出席しましたが、各首長などからは、地域における高等学校の必要性及びその維持・存続のために、地域と一体となった活動事例発表など、活発な意見交換がされています。

そこで、後期実施計画の策定において教育長が最も重視し、そして力点を置いていることは何か、お聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 後期実施計画の策定においては、今御紹介にもございましたように、まず策定の手順について、できるだけオープンな形で、市町村長あるいは教育長を初めとする地元の皆様から御意見を丁寧にお聞きして、それをできるだけ計画に反映させていくという方向で持っていきたいということが一つございます。

それから、内容につきましては、今後生徒数の減少が一層進み、また南海トラフ地震も危惧されるという大変厳しい社会環境の中で、いかに高等学校の教育における質的向上を図っていくのか、またいかに安心・安全な教育環境を整備していくかということを中心として重視していきたいと思っております。

さらに申しますと、過疎・少子化に伴い生徒数の減少が進んでいる中山間地域の高校の活性化、これが大変大きなテーマだということを考えております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。

では次に、遠隔教育の効果と成果についてお聞きをいたします。先ほど申し上げましたが、前期実施計画の策定に当たっては、まず教育委員会内部で検討し、中間取りまとめ、いわゆるたたき台を示していましたが、教育長の御答弁にございましたけれども、今回は先に地域に向き、直接意見を伺った上で内部で検討し、中間取りまとめを行うといったプロセスで進んでいるものと承知をいたしております。学校の存続問題については、概して保護者と子供たちのみで話し合い、地域のことを聞かずに進めているのではないかとの意見を耳にします。そうした意味では、今回の手法は、地域会での意見が相当計画に反映されるものと期待をしているところでもございます。

そうした中で、県教委においては、今後も生徒数の減少が続く中、平成26年10月に策定した再編振興計画において、過疎化が著しく、生徒数が少ないことから、生徒の進路希望に応じた選択科目の設置が困難なことや多人数との交流の機会が少ないことなどの小規模校としての課題を克服し、教育の質を維持・向上し、学ぶ機会を保障するため、遠隔教育を導入し、高知追手前高校で平成27年度から本校による分校支援を推進しております。

そこで、お聞きをいたします。この遠隔教育、遠隔授業の効果や成果はどのようになっているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 追手前高校の本校と吾北分校では、分校に生徒がいる状態で、政治・経済、数学探究などについて本校から配信を行い、単位認定を実現しております。このように、遠隔教育の効果といたしましては、小規模校においても幅広い科目を学ぶことが可能になることや、多様で高度な教育に触れることができること、そして離れた場所で生徒同士が日常的に

交流することができることが挙げられます。

成果といたしましては、受講した生徒の学習意欲、自主性や積極性、各科目の基礎的な知識や能力などにおいて、向上が見られたという報告を受けております。また、遠隔授業を行う上での工夫を通じて、教員の指導力向上にもつながっております。さらに、地域や地元中学校から、この遠隔授業の取り組みが認知をされまして、関心を高めていただいているという報告もを受けております。一方で、生徒の反応を確認しながらの授業が難しいというような課題もお聞きをしております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。

結構その効果、成果が上がっているというお話の中で、遠隔教育の今後に向けてどういった形で進めていこうとされているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 今申しましたように、これまでの取り組みから、効果的な遠隔教育等、どういうふうにするかということについては工夫の余地もありますので、その点についてはハード面・ソフト面の両面からさらに研究をしていきたいというふうに思っております。また、活用範囲につきましても、教科、科目の授業だけでなく、総合的な学習の時間や特別活動、補習授業などの幅広い教育活動に遠隔教育を活用するということも検討していきたいというふうに思っております。

こういったことを踏まえまして、各学校の実情やニーズに応じた効果的な遠隔教育の導入を探っていきながら、平成30年度に作成する高等学校再編振興計画の後期実施計画において、中山間地域の学校の振興策の中で、活用について積極的に検討していきたいというふうに考えております。

○30番（上田周五君） ありがとうございます。

次に、学校存続に向けた、学校と地域との連

携した活動に対する評価についてお聞きをいたします。一例でございますけれども、追手前高校吾北分校の取り組みを少し紹介させていただきます。分校は、昭和26年に開校されまして現在に至っております。同校は、旧吾北村を中心に、多くの子弟を社会に送り出し、卒業生は現在も地域社会の中心となって活躍されています。平成23年には存続が危ぶまれ、その際、町の総人口の半数を超える1万4,000名の署名をいただきまして、県議会にお願いいたしました。結果的に取り下げとはなりましたが、そのことが募集停止条件の基準緩和につながった経緯がございます。

また、嶺北高校では、2018年度の新入生が1学級20人以上の基準を下回る可能性があることから、地元4町村と学校が、今年2日、嶺北高校魅力化の会を設立し、4月には会の実行組織として、PTAや地域の各団体などで魅力化推進協議会を設立する予定でございます。このように、地域の、保護者の、卒業生の熱い思いで、ぎりぎりのところで存続・維持に向けて取り組んでいます。

こうした活動に対する評価について教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） これまで、地域会で県民の皆様の御意見をお聞きする中で、改めて地域の学校存続に対する熱意を感じました。学校振興に高い関心を持っていただいているとともに、市町村からは手厚い支援をいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

地域と学校が一体となった学校存続に向けての取り組みは、学校がその地域の住民の方にとってよりどころであり、地域社会の中で大きな役割を担っているということのあらわれでないかというふうに考えております。

今後、計画を策定していく中で、学校存続につながる振興策を地域の方々と一緒に検討し、

より魅力のある学校にしていきたいと考えておりますので、これまで以上に学校と地域の連携が必要であり、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

○30番（上田周五君） 高い評価いただきまして、ありがとうございます。

学校と地域の連携でいえば、吾北分校には清流太鼓部があり、その卒業生を中心に組織されております吾北清流太鼓一番風は、今では押しも押されもせぬ和太鼓の演奏チームとして、高知県のみならず全国的に活躍されています。せんだっての高知龍馬マラソン大会でも、大会前日の選手の皆さんを歓迎するイベントにおいて、1番バッターを務められ、立派に演奏を披露し、軽妙な進行で高知県のよさを県外からおいでのランナーにPRされておりました。小規模高校だからこそできる地域貢献ではないでしょうか。

それから、（現物を示す）これは、いの町の予算で作成いたしました吾北分校のPRポスターでございますが、学校存続に向けて、こういった町ぐるみで取り組んでいるということで、紹介をさせていただきました。

次に、本校及び分校の最低規模の見直しについてでございます。1月24日の四万十市での地域会に、同僚の橋本敏男議員と出席をしました。地域会で、西土佐分校存続推進協議会の毛利さんが、定員数について、20人というのはあつてないような数字だ、小規模であっても立派に学校運営できている、20人といった数にとらわれることなく、どうするかといった枠組みをつくってもらいたい、20人という数を見直してもらいたいと、現状をにらんだ切実な訴えをしていました。私もこの意見に共鳴いたしました。出席してみて、1学級20人以上が必要であるとの最低規模の条件が、生徒数が減少する中山間部の高校にとっては厚い壁となっていることを強く感じました。

そして、10年ぐらい前ですが、平成18年2月の予算委員会で西森潮三委員が再編計画に触れまして、仁淀高校を近接の高校に統合などの実施計画に対し、学校というのは中山間地の中心となる、このまま統合だということを受け入れることは、むしろ行政が過疎に拍車をかけることになる、存続するような方向で取り組みができるかどうか検討すべきだと指摘をされています。仁淀高が募集停止となった平成23年以降、仁淀川町は人口減少が予想以上に進みまして、地元の行政も議会も今危機感を持たれています。

そこで、教育長にお聞きをいたします。この際、本校及び分校の最低規模を見直してはと考えます。今が、思い切って基準緩和の検討をすべきタイミングではないでしょうか。具体的には、今、本校、分校とも、少なくとも1学級20人以上が必要であるという文言がございますけれども、これを、少なくとも1学級おおむね20人以上が必要であるというようなニュアンスに変えてはと提案しますが、どうでございましょうか。

○教育長（田村壮児君） 地域での会で御意見を聞かせていただいた上で、先日この学校の規模について、委員会の中で協議をいたしました。その際の意見としては、再編振興計画の策定までの協議内容を踏まえると、こういった数字の基準としては尊重すべきという一方で、中山間地域の高校の重要性からすると、必ずしも20人という数字のみにこだわる必要はなく、むしろ振興策の充実に向けて努力すべきではないかという意見でございました。私もこの意見と同じでございます。

○30番（上田周五君） 御答弁ありがとうございます。

実は、きのう、武石議員の質問に対しての知事の前向きな答弁で、中山間の高校がある地域の地元行政とか関係者、本当にその御答弁に対

して勇気をいただいたことだと思います。

今、本当に教育長、20人にこだわらないという御意見が委員の中にあったということで、大変、私自身かかわってきた者としてうれしく思っております。

20人以上というのが大きな壁になっていたというのは——きのうの武石議員と知事とのやりとりがありましたが、中山間地域の高校では、少人数指導の魅力を生かし、一人一人の進路実現に向けて、きめ細やかで実効性のある教育課程を編成し、社会的自立できるための資格が取れるような、あるいは将来地域貢献できる生徒の育成など、特色ある授業を実施するなどして、小規模学校の魅力を伝えていきたいと、強く担任の先生初め学校関係者は思っているんです。一方で、先ほどから申し上げています、毎年生徒数が減少する中で20人を確保しなければならないと、そちらのほうに結構エネルギーが要って、そういう現状があったということですが、先ほど教育長から、そういう委員会で20人にこだわらずという御答弁がありましたので、今本当によかったと思うています。

吾北分校の平成23年の1万4,000人の署名を思い出しながら質問をさせていただいておりましたが、そういう地元の皆さんにとって本当にありがたい御答弁がありましたので、そこは本当に柔軟な対応をしていただいたと、重ねてお礼を申し上げます。

この項の最後に、知事にお聞きをいたしたいと存じます。知事は、昨日もおっしゃっていましたが、常日ごろからよく、中山間地域の再生なくして高知県勢の発展なしとおっしゃっております。中山間地の再生及び活性化には、高等学校の存在は欠かせないものと強く認識をさせていただいております。都市部もそうでございますけれども、中山間部においても、地域の伝統文化・芸能等、本物に触れ、教養を高めてい

くためには、やはり若者が地域地域にいないと
ばならないと考えます。私は、高齢者も若者も
ともに一体となって学び、教養を高めていける
高知県でなければならないと、日ごろから強く
考えております。そのためにも、中山間地には、
高校という地域の中核となる存在が必要不可欠
だと強く思っております。

そこで、知事にお聞きをいたします。今回の
後期実施計画の策定に当たり、過疎化が著しく、
生徒数が少ないことから、近い将来の存続の危
機に直面している県内中山間部の高校について、
その存在意義をどのように捉えられているのか、
お聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 中山間地域の高校につ
いては、やはり非常に慎重な検討をしなければな
らない話だろうと、そういうふうに思っていま
す。中山間地域から学校がなくなると、その領
域において全く高校教育が行えないという状況
になってしまうわけであります。やはり現在、
分校、さらには中山間地域の高校は、それぞれ
その地域における高校教育の重要な拠点として
の大変重要な役割を果たしておられ、そのこと
自体が全くなってしまうということは、地
域の教育のあり方として果たして本当にいいの
かということを考えないといけないだろうと思
います。

また加えて、中山間地域の場合は2点、追加
的にも考えなければならないことがあろうかと
思っています。

中山間地域から高校がなくなるということに
なりますと、高校までその地域で子育てができ
ないということになって、その高校に今通って
おられる子供たちがいなくなる、これから通う
であろう子供たちが領域外に出ていってしまう
ということに加えて、さらに言えば、今、本県
の中山間振興の中で非常に大きな柱となってい
ます移住促進の取り組みについても、先々の展

望が開けなくなってしまうということになりか
ねない、こういうことも考えなければならんだ
ろうと思っているところです。

さらに加えて言えば、うまく高校の活性化を
図っていくことによって地域の振興につながっ
ていく可能性もあると、そういう諸点も見逃し
てはいけないと、そういう機会を逸失してしまっ
てもいけないと、そのように思っております。

実際、私、対話と実行行脚を通じて中山間地
域を回らせていただいて、大変それぞれの地域
で、県立高校の存続に向けて、いろんな工夫を
しておられる姿を見させていただいてまいりま
した。先日も四万十町へ行かせていただいて、
町営塾までつくって、何とか地域の学校を残し
たい、そういう方々の必死の努力を見させてい
ただきました。また、嶺北にお伺いさせていた
だきましたときには、世界的なカヌーの指導者
まで招致をして、ここでカヌーの振興、スポー
ツの振興をして、これをもって高校の活性化を
図って、もってして地域の活性化を図ろう、こ
れを早明浦ダムを生かしてやっていく取り組み
とうまくリンクさせよう、そういうお話も伺っ
て、大変感銘を受けたところでございました。
さまざまな地域のさまざまな努力があられます。

ぜひ、この中山間地域における高校の重要性
ということに鑑みまして、もっと言いますと、
なくしてしまうと、広大な領域において高校教
育そのものが全く存在なくなってしまう、地
域再生のためのよすがを失うということにもな
りかねないという、そういう状況に陥りかねな
いということをよくよく踏まえて対応していく
ということが大事だと、改めて申し上げさせて
いただきますが、そういうふうに思っていると
ころです。

ちなみに、その際にはぜひ縮小均衡の発想と
いうことではなくて、拡大均衡の発想を持って
頑張ろうと、多くの皆さんが事実上そういう御

趣旨のお話をされているのを何度も聞いたことがありますけれども、そういう視点が大事だと私も思わせていただいています。

特色ある教育を展開していくことでもって、地元の子供を残すということにとどまらず、さらに域外から高校生の皆さんにおいでいただくような、そういうことが達成できて、もってして、それこそ20人も軽く超えて、学校の教育が充実をしていくということになっていければなと思います。むしろ中山間だからこそ特色ある教育というのを展開しやすいと、そういう点もあるのではないかと思います。

さまざまな困難もあろうかと思いますが、教育委員会の皆様も一生懸命知恵を練っていかれるところかと思えます。私どもも一緒に協力できることはたくさんあると思っています。地域アクションプランとの連動とか、いろいろ取り組みできることはあると思っていますので、そういうことをしっかりと講じられるよう努力を重ねてまいりたいと、そのように考えているところです。

- 30番（上田周五君） ありがとうございます。尾崎知事の中山間にかける熱い思い、高校の存続の意義にかける熱い思いがひしひしと伝わってきました。
- やっぱり、中山間部に本校とか分校があることによって、南海トラフ地震災害で津波被害を受けた市内の学校の生徒たちの受け皿にもなり得ますし、中山間部と都市部の高校間あるいは分校と本校との交流で、生徒たちもリフレッシュできると思います。さらに言いますと、本校の生徒も、都市部にいながら中山間部の実情も学べる機会がふえると思いますので、ぜひ教育委員会、知事部局が一体となって、中山間部の振興、高校の存続に向けて取り組んでいただきたいということを要請いたしまして、質問を終わります。

最後に、田村教育長におかれましては、長い間本当に真摯な態度で御答弁いただきまして、高知県の教育全体の発展のために尽くされたことに、この場をおかりいたしまして、心から敬意と感謝を申し上げます。と同時に、幹部職員の退職される皆さん、そして県庁で長年頑張ってきた退職される皆さんに、心から敬意と感謝を申し上げながら、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（浜田英宏君） 以上をもって、上田周五君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩



午後1時再開

- 副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良富彦君の持ち時間は35分です。

35番吉良富彦君。

- 35番（吉良富彦君） 早速質問に入らせていただきます。

まず、子供の貧困対策について知事及び地域福祉部長にお聞きします。

子どもの貧困対策推進法に基づき、本県は、26の指標及び成果目標を定めた、高知家の子どもの貧困対策推進計画を2016年に制定しています。4年間の実施期間のうちの2年目が終わろうとしています。この間、国は、具体的な子供の貧困対策の目標、把握すべき状況をより明確にするため、ひとり親の世帯の就業率及び所得状況を取り上げ、新たな指標に位置づけようとしています。貧困の連鎖を断つ具体的な手だ

てとして、国は社会保障審議会で、とりわけ深刻度を増すひとり親家庭への支援について議論を重ね、2016年度からは児童扶養手当の第2子、第3子の加算額を引き上げるなどの手だてをとっていたことを考えると、なぜ最初から指標項目にしなかったのかと思われます。

ともあれ、本県でのひとり親の世帯率は全国と比してどうか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 平成27年の国勢調査によりますと、一般世帯に占める他の世帯員がいる世帯を含みます父子世帯の割合は、全国が0.3%に対し、本県は0.5%と0.2ポイント高く、同様に母子世帯は、全国が2.0%に対し、本県は2.5%と0.5ポイント高くなっています。

○35番（吉良富彦君） また、父子・母子別の就労形態と収入はどうなっているのでしょうか、同じく地域福祉部長にお聞きいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 就労形態につきましては、平成27年度に県で実施をいたしました、ひとり親家庭実態調査では、就業している人のうち正規の職員・従業員の割合は、父子世帯で67%、母子世帯で53%となっています。他方、全国の状況は、同一の調査内容でないため参考となりますが、平成28年度全国ひとり親世帯等調査によりますと、正規の職員・従業員の割合は、父子世帯で68%、母子世帯で44%となっています。

また、収入につきましては、同じ調査で本県の場合、父子世帯は、ひとり親自身の平均年間就労収入は328万円、母子世帯は210万円となっています。他方、全国の状況は、これについても参考となりますが、父子世帯は398万円、母子世帯は200万円となっています。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。やはり総じて、高知県の劣悪な状況、そして、ひとり親でも母子のほうの厳しさが数値にあら

われていると思います。

政府は、生活保護基準を10月から見直して、生活費相当分である生活扶助を3年間で最大5%削減する。ひとり親世帯に支給する母子加算は、20億円削減、平均で月2万1,000円を約1万7,000円に減らします。さらに、ゼロから2歳児の児童養育加算も1万5,000円から1万円に下げられます。

この生活保護基準の引き下げが3年かけて段階的に行われ終了した時点で、例えば高知市の30代で3歳未満児1人を抱えている、ひとり親世帯の受給額は、現在同じ条件で受給している額とどう変わるのか、影響額を地域福祉部長にお聞きいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 3月に入りまして、厚生労働省主催の担当課長会におきまして、基準の見直しの説明があり、具体的な見直し後の受給額を算定するための計算式が示されました。この計算式に当てはめますと、高知市の30代で3歳未満児が1人いる、ひとり親世帯の受給額は、総額で5,070円の増額となります。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。

この場合の世帯構成ではふえるので、いいわけですけれども、厚労省の試算によると、ひとり親世帯に支給する、母子加算などを含めた生活扶助額は、67%の世帯が減って26%はふえる、ですから26%の場合になるわけですね。そして、8%は変わらないと推計をされております。

また、子供のいる世帯では——これ1人とか2人とか関係なしに子供のいる世帯ですね——57%がふえて43%が減りますが、それは児童養育加算が中学生までだったものが、高校生にも月1万円支給されることからと言われています。

削減幅は子供の多い世帯ほど大きくなると予想されていますが、どのような世帯構成で減額が確認されるのか、地域福祉部長にお聞きいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 子供の年齢などによって生活保護基準額が変わってまいりますので、子供の人数だけで削減幅が大きくなるかどうかにつきましては、より検証を行うことが必要だと思われませんが、例えば、高知市の4代で中学生と小学生の子供のいる、ひとり親世帯につきましては、現在の受給額と比較して総額で6,710円の減額となります。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。やはりそういう世帯が出てくるということですね。

厚労省の試算では、都市部に住む夫婦と子供1人世帯は年3万6,000円、そして夫婦と子供2人世帯では年10万8,000円も減額されるということになります。

また、保護世帯の子供の学校外活動に対する支援として、今、小中学生の教育扶助、そして高校生には高等学校等就学費のそれぞれに、学習支援費というものが加算されているわけですが、その用途がクラブ活動費のみに限定されてしまいます。今は学習参考書や一般教養図書などが対象となっておりますが、それが対象外となり、しかも先払いが必要となって、所得の低い世帯は本当に使いにくいものとなってしまいます。

生活保護制度は、貧困・低所得世帯の子供にとって最後のセーフティーネットであり、実際に27万人の子供が利用しています。中でも、新たに子供の貧困指標に加える、このひとり親世帯は、収入の面だけでなく、子育ての精神的、肉体的な負担が全てその肩にかかってくることから、最も社会的に支援を必要としている層と言えます。

保護を受けていない所得層を10段階に区切って、その一番低い10%の所得層の消費水準と生活保護世帯の消費水準を単純に比較して、低所得層のほうが消費が少ないからと引き下げを決

め、しかもさきに述べたような、使い道が子供に限定される領域に手を突っ込んで取り上げるというやり方は、私は許せないものだと考えますし、子供の貧困対策を踏みにじるものだと思うのです。地域福祉部長の認識をお伺いいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 例えば児童養育加算の見直しは、一般低所得世帯と中位階層の世帯の学校外活動費用の水準を比較したところ、1万円の差が確認されたことから、現行の児童手当と同額とする基準を改め、子供1人に対して一律月額1万円を支給するとともに、支給対象を中学生までから高校生までに拡大をしたものです。

また、母子加算の見直しにつきましては、ひとり親世帯が2人親世帯と同程度の生活水準で暮らすための必要な費用として推計をいたしました生活扶助相当支出額約13万円と、実データから算出いたしましたひとり親世帯の生活扶助相当支出額約11万3,000円との差額を考慮して、月額平均1万7,000円を加算額とする改定を行ったものでございます。

このように、一定合理性のある基準に基づく見直しとなっていると考えておりますし、また国によりますと、18歳以下の者がいる生活保護受給世帯の生活扶助基準額の総額は増加をするの見込んでおりますので、子供の貧困対策に逆行するとは言えないのではないかと考えております。

○35番（吉良富彦君） そもそも、低所得層10%と単純に比較をして、そっちが低いからそれに合わせるという今回の見直しのやり方そのものが、私は貧困化にさらに輪をかけていく改定の仕方だと考えております。政府の母子加算の見直しは、一般の2人親世帯とひとり親世帯の消費実態だけを比較して、その差額から算出する水準均衡方式で算定したもので、子供の健全育

成への理論アプローチでは、私はないと考えております。

子どもの貧困対策推進法は第2条と第4条で、貧困の世代間の連鎖の防止を含め子供の貧困対策を推進するために、貧困状況にある子供に対する経済的支援の実施を、国と地方公共団体の責務として明記し、求めています。しかし、政府は生活保護費を、2013年から670億円削減しています。そして、今また国費分で、3年かかって年160億円、今と比べて財政削減になるとして、子供に対する経済的支援に背を向けていると言わざるを得ません。

デンマークの2.7%や韓国の7.1%などには遠く及ばない日本の13.9%という子供の貧困率、7人に1人は所得が少なく、生活が苦しく、貧困状態です。我が党の中根議員への知事答弁がありますので、重ねての知事の答弁は求めませんが、43%が減額になるという子供のいる世帯に対し、せめて減額幅を埋める対策、手だてをとるよう政府に求めるとともに、県としても——私は2年前に県版の児童扶養手当の創設を求めたわけですが、そういうような何らかの手だてをとることを知事に強く要請しておくものです。

2年前の2月議会、実態調査の実施を前提にして、現在策定中の本県の貧困対策計画にあっても、就学援助率や相対的貧困率と再分配前の貧困率、そして物質的剝奪率をはかる指標項目を設定すべきだとの私の質問に対して、知事は、議員の御提案にあります相対的貧困率などについても調査内容などを工夫してまいりますと述べていました。

物質的剝奪については、子供部屋や携帯電話など、所有物の状況を聞く項目を設けて調査されていますが、県独自の子供の相対的貧困率、再分配前の貧困率などはどう調査したのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 相対的貧困率及び再分配前貧困率につきましては、当初市町村から算出に必要な税情報などのデータを提供していただき算出する予定としておりましたが、提供するためには高額なシステム改修を要するという市町村が多くあったことから、この方法による算出を断念いたしました。そのため、まずは相対的貧困率の把握が必要だと考え、子供の生活実態調査で把握をいたしました世帯の所得状況等から率を算出いたしました。具体的には、東京都が平成28年度に子供の生活実態調査を実施した際に基準といたしました135万3,000円を用いまして、この額未満の世帯数の割合である17.2%を相対的貧困率としています。

なお、算出のための世帯所得等のデータがアンケートによる自己申告であること、税込みの所得を100万円以上200万円未満といった幅を持たせた聞き方をしていることから、算出された数値は、精度面では粗いものとなっておりますし、国が可処分所得から算出をし公表している相対的貧困率との比較もできない状況でございます。

○35番（吉良富彦君） 各自治体、そういう面では協力も仰がなきゃいけないし、数値的にはなかなか難しいわけですが、沖縄県や東京都日野市は、自治体独自の貧困率を調査して参考指標として載せております。沖縄の場合も、8自治体だけが全部の数値が出たわけですが、それでもあとの25自治体を含めて、推測をしながら出しているわけです。

そもそも子どもの貧困対策法はイギリスの貧困法をお手本にしてつくっているわけですが、イギリスなどは、相対的貧困率を低下させることと物質的剝奪を減らすことを目的にしているわけですから、どうしても、こういう賃金水準の改善と公的扶助水準の改善の必要性があって、その相対的貧困率あるいは再分配前の

貧困率というものが重要視されてくるわけです。やはり本県でも、沖縄県だとかあるいは東京都日野市の例を見ながら、真っ正面から子供の相対的貧困率を問う姿勢で計画推進に臨むべきだと、私は思います。

厳しいがゆえに、余計にきちっとしたデータをそろえていく、そして本県の子供の貧困率を指標項目として設定して、取り組みの進捗ぐあいをはかる要素とするお考えはないか、これは知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 子供の貧困対策をしっかり講じることは非常に重要なことだというふうに考えておきまして、このため教育大綱におきましても、大きな3本柱のうちの1つ、そして日本一の健康長寿県構想においても、5本の柱のうちの1つとして、厳しい環境にある子供たちへの対策というものを取り上げて進めてきているところです。当然、それぞれの施策の進捗状況について、PDCAサイクルをしっかりと回すことは大事でありまして、その際しっかりとした定量的管理ということが行われるようにすることも大事だろうと、そのように考えています。

そのための指標をどうするかということについて、この相対的貧困率を正面から使えば一番理想だと思いますが、残念ながら先ほど申し上げましたように、かなり粗い方法でもって計測した数値ということでございます。どういう指標がいいのかということについて、さらに検討を重ねさせていただければと考えているところです。しかしながら、相対的貧困率を間接的にうかがわせることのできる指標というのはたくさんございますから、そういうものをうまく組み合わせながら、指標として用いることができればなど、そのように考えています。

○35番（吉良富彦君） 沖縄県は、参考指標という形で、県民に明らかにしているわけです。で

すから、さっきの数値も含めて、参考指標という形でもいいですので、ぜひきちっと県民に示すということが必要だと思います。

内閣府は、子供の貧困大綱を2019年に見直して、現状を検証する指標に、さきのひとり親の就業状況など8項目を追加して、現在の25項目から33項目にふやす方針を示しています。先ほど申し上げましたけれども、県の指標もこれに準じて改定するおつもりなのか、これは地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 今回、国において新たに加えることが検討されています指標は、教育の機会均等の確保に関する指標が2項目、健やかな成育環境の確保に関する指標が6項目あります。これらの指標は、子供の貧困対策を進める上で重要な指標だと考えておりますので、国の大綱の見直しの状況などを見ながら、県の指標の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） よろしくお伺いいたします。

現在の本県の26指標のうちに、生活保護世帯の子供の高校等卒業後の進学率と就職率の合算値という、大綱や他県の指標項目に見られない一指標があります。あえて、進学率と就職率を合算して、それぞれの率がわからないようにした意図は何なのか、これはどういうことでしょうか、地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（門田純一君） 進学率と就職率については、計画の中で参考資料としてそれぞれの率はお示しをしておりますが、策定時点では、高校卒業時点において、まずは将来の道が決まっているかいないかということが子供にとって重要であると考え、進学率、就職率を合算して、高校卒業後に行き先の決まっていない子供の割合等を指標としたところでございます。

○35番（吉良富彦君） より厳密にそれぞれの独

自施策を検証していくためには、やはり私は指標項目の中にそれはしっかりと示すべきだと。全国的な比較をする場合も、参考資料じゃ他県と比較できませんから、ぜひそういうふうにしていただくように検討していただきたいんですけども、それについてはどうですか。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 国におきまして、本年度から給付型奨学金制度が創設されるなど、経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対します、大学進学への支援の取り組みも充実してきております。こうしたことも踏まえ、県としても計画の見直しの際には、合算したものに加え、進学率と就職率を分けて指標とし、検証していくことを考えていきたいと考えております。

○**35番（吉良富彦君）** ありがとうございます。

それで、やはり指標を設定するところから、県民のいろんな世論を喚起していくということも必要があって、検討会だとか、県民の見るところで行っていく必要があると私は思うんです。ですから、学識経験者や研究者、そして現場サイドを交えた指標見直しの検討会などを立ち上げるお考えはないか、これは知事にお伺いいたします。

○**知事（尾崎正直君）** 指標について、さまざまに学識経験者の皆様方の御意見をお伺いすることは、大事なことだろうと思います。現在、県の児童福祉審議会で、この観点についてもさまざまな御議論をいただいているわけでありまして、まずはこちらに御相談もしてみたいと、そのように考えています。

ちなみに、その指標についてでありますけれども、子どもの貧困対策推進計画における指標ということも大事かと思いますが、あわせまして、例えば長寿県構想の厳しい環境にある子供たち対策、もしくは教育大綱における厳しい環境にある子供たち対策、それぞれPDC Aサイ

クルを定量的データにも基づいて行っているところでもあります。そういうところでの取り組み、それなりの施策を進めていく上での取り組み、これらもしっかりと吟味しながら、この計画においてもどうしていくかということ、より整合的になるように検討していければと、そういうふうに思っています。

○**35番（吉良富彦君）** 非常に大事な観点を知事はおっしゃったと思います。よろしくお願いたします。

貧困の連鎖を断っていく上でも、生活保護世帯の子の大学進学、これは非常に大切なことです。生活保護世帯の子が、それまで居住してきた世帯にありながら大学や専修学校に進学、就学することは可能なのか、地域福祉部長にお聞きします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 生活保護法には、生活保護受給世帯の子供が大学等に進学することを禁止する規定はないものとされております。

○**35番（吉良富彦君）** そりゃ禁止はしていませんけれども、生活保護は就労が原則なんです。子供が大学や専門学校へ進学することは認めていません。それを前提としていないんです。進学する場合は子供だけ保護から抜ける世帯分離をしなければならず、大きな障壁となっていることは、地域福祉部長も御存じなことだと思います。しかも、子供が抜けた分の保護費は世帯から減額されます。就学、進学が世帯の困窮につながるものとなっています。

就学した子供の生活費はどう工面するのか、地域福祉部長にお聞きします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 生活保護受給世帯に特化したデータはございませんが、アルバイト、奨学金等により、厳しい環境の中で修学されているのではないかと考えています。こうしたこともありまして、生活保護に限らず、経済的な理由で大学への進学を断念することがな

いよう、給付型奨学金の創設、拡充を、これまで全国知事会を通じて提言もしてきたところでございます。

○35番（吉良富彦君） 資料がないと言いますが、けれども、抜けられた世帯の減額分は大体どれぐらいになるのか数値をお持ちですか、地域福祉部長。

○地域福祉部長（門田純一君） 減額分につきましては、例えば40代夫婦、高校卒業者と中学生の4人世帯の生活扶助費とした場合は、高知市で約3万円、高知市以外では約2万2,000円の減額となります。

○35番（吉良富彦君） 私が調査した文書によりますと——これは堺市で進学した168人を調査した桜井啓太名古屋市立大学専任講師の調査ですけども——世帯分離で保護世帯が3万円以上、やっぱし3万円超えますね、減額されます。そして、進学した本人は国保に入る必要が生じてきます。国保料を払う。そして、奨学金借入額は年127万円で、学生全体の借入額平均37万円の3倍以上。学業とバイトのし過ぎで体調を崩す例も確認をされています。4年制大学生の約74%が400万円以上の借金を背負い社会へ出ることになり、返済と自立への不安を抱えていると、不安定で困窮した状態を示して、世帯分離をせずに世帯内就学の必要性を訴えています。

厚労省は昨年末、進学支援として、パソコン代や教材費に充てる一時金の給付を自宅生10万円、下宿生30万円と決めましたが、世帯分離が必要という制度自体は変えていません。

大学進学率の改善を図るために貧困指標に掲げている以上、進学を断念させる世帯分離をやめ、世帯内就学への転換をこそ図るべきだと考えるものですが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事（尾崎正直君） 今回の見直し案の中で、国の社会保障審議会の部会の報告書において、やはり大学等に進学する際、特に住宅扶助が1

人分減額されることが子供の進学意欲をそいでいるのではないかと、さらには進学直後に必要となるさまざまな費用を進学前にあらかじめ構えることがなかなか大変なのではないかと、そういう点が指摘をされたことを踏まえて、大学等修学中の住宅扶助費を減額しない措置とか、さらには進学準備給付金制度の創設ということが盛り込まれているところであります。生活保護受給世帯の子供たちの大学進学率の向上に向けて、まずは第一歩が踏み出された段階ということなのかなとは思いますが、今回の見直し後の措置を受けまして、さらにその結果を踏まえ、必要とあればさらに政策提言をしていかなければならないと、そのように思っています。

全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチーム長を、私は務めさせていただいていますが、こちらは子供の貧困対策も所管をしているところでありまして、この対策の推進ということ国に強く訴えて、この子供の貧困対策に係る交付金がこのたび新たに当初予算化されるとか、そういう前進も見られてきているところであります。全国からもいろいろデータも集めたりしながら、それぞれについて対応も講ずるべく政策提言してきているところですが、この点についても着目していかなければならないと、そのように思っています。

○35番（吉良富彦君） どうぞよろしくお願いたします。

さて、本県が2016年12月から2017年2月にかけて行った高知県子どもの生活実態調査は、政府が示した25の指標だけでなく、より具体的な実態調査を行うことによって、厳しい環境にある子供たちの実態に即した計画策定を行い、貧困対策の速やかな施策化を図ることを目的に行われたものと理解しています。

全国に先駆けて独自の貧困率を算出し、あわせて子供の実態調査を行った沖縄では、支援を

必要とする人をおかえって追い詰めるようなマイナスの認識になるのではなく、またその現状を単に自己責任と捉えるのではない報道展開を行い、県民一人一人が支え合えるプラスの認識へと転じていくことができ、県民が一体となった官民連携のさまざまな取り組みが広がることとなったと、沖縄子どもの貧困白書で述べられています。

集計され、1年がたちます。アンケートに回答を寄せてくれた延べ1万4,539世帯を含む県民と、子供たちの実態を共有し貧困を克服する合意が図られるよう、実態調査報告会やシンポジウム、研究者を招いての講演会などを順次開催してはいかがでしょうか、知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） まずは、アンケートに回答を寄せていただいた皆様に本当に感謝を申し上げますと、そのように思います。

その結果について、これまでもメディアを通じての広報など、努めてきたところでありますが、御指摘のように、報告会とかシンポジウムとかそういうことも大変有意義であろうかと考えられますので、その開催について検討していきたいと、そのように思います。

○35番（吉良富彦君） 知事のその姿勢が、やはり教育長や各幹部の皆さんに伝わっていると思います。

実は2月21日に教育長が、こども食堂、水曜校時カフェを、山本保健体育課長そして掛水児童家庭課課長補佐らとともに訪れたとお聞きしました。官民連携で、地域も一体となって子供のために支え合う意識を醸成していく上でも、私は大変意義あることだったなあと思うものです。

当日は御要望も受けたとお聞きしていますが、こども食堂初訪問の御感想を田村教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） おっしゃるように、2月21日にこども食堂こうちを訪問させていただいて、子供たちと一緒に食事もとらせていただきました。そこでは、子供から保護者、地域のお年寄りまで100人近くの皆さんが集まっておられるということにまず驚きました。そして、代表者の方、秦泉寺さんとおっしゃいましたけれども、この方が大変熱意を持って、地域の子供たちのために何とかしてあげたいということを取り組んでおられるということに感銘を受けました。それ以外にも、大人の方、高校生、大学生などの多くのボランティアが活躍されておりましたし、企業からも食材の提供とかというような形で、大変幅広い取り組みになっているということに感銘を受けました。そして、関係する皆さんに感謝と敬意を申し上げたいと思います。

それから、そのこども食堂の雰囲気、大変明るい和やかなムードでございまして、こども食堂と言いながら、子供だけでなく保護者や地域の皆さんの安心できる居場所づくりともなっているというふうに感じました。特に、幼い子供を抱えたお母さんにとっては、子育て支援の場にもなっているというふうに感じたところでございます。こうした取り組みは大変意義あるもので、もっと広がってもらいたいなというふうに思いました。

食事の後、学校での朝食の提供ですとか、長期休業中の学校でのこども食堂の実施、あるいは商店街などでの実施場所の無償提供について、御要望がございました。教育委員会として対応できることについては検討させていただきたいというふうに思います。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。ぜひ御検討のほどよろしくお願ひします。

次に、時間がないんで終わるかどうかわかりませんが、高大接続改革についてお聞きします。

昨年7月、文部科学省は、高大接続改革について及び大学入学共通テスト実施方針を策定し、また平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告を決定し、一括発表しています。

以下、教育長にお聞きします。本県は、既に5年前より学力定着把握検査を民間業者ベネッセに委託し実施していますが、今回の文科省案との違いと関連について、趣旨、目的、対象、予算額、実施スケジュール、結果の取り扱い等の観点からお聞かせください。

○教育長（田村壮児君） 本県で実施をしております学力定着把握検査と、高校生のための学びの基礎診断につきましては、高等学校教育の質の確保、向上を目指すことを目的として、社会で自立するために必要な基礎学力の確実な習得と、それによる学習意欲の喚起を図るために、指導の工夫や充実、PDC Aサイクルを構築するという狙いとしている点において、趣旨、目的やそれに関連する結果の取り扱いについてはほぼ同じものであるというふうに考えております。そして、高校生のための学びの基礎診断においては、対象となる生徒や予算、費用、何年生で受けるかというようなスケジュールについて、まだ流動的な部分もございますけれども、これらについても、学力定着把握検査と大きな違いはないというふうに考えております。

こうしたことから、高校生のための学びの基礎診断がスタートする段階で、現在の学力定着把握検査からは移行していきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 私は、本県が行っている、いわゆる把握検査はテストじゃないと思っているんですね。それは教育長も同じだと思うんですけども、対子供一人一人の到達度を、基礎学力を教科の先生が把握しているんです。それで子供たちの実力をしっかり把握して、そして

授業に役立てていくということで、私はテストではないと思っていたんですね。

ところが、この文科省のほうはそうじゃないんですよ。平成30年度から実施予定のさっき言いました、高校生の学びの基礎診断というものは、診断結果を生徒の成績評価への活用を可とすることを初め、全県一斉の実施や民間検定との組み合わせを可とすることなど、基礎診断が診断ではなくテストであること、これが明確に出ています。高校では、進路希望に応じて進学模試や資格・検定試験を受けることはありますが、それは、それぞれ必要とする生徒が対象で、いわゆるテストを全校生徒に一律に実施して生徒の成績評価に使う、しかもそれを、教師の指導方法、これびっくりしたんですけども、研修とか教職員定数配分や重点校指定などの判断材料とする、つまり、このテストで県教委の行っていることを全部決めちゃうというシステムになっているんですよ。

高校教育の根幹部分までも、民間事業者が作成したテストに委ねるといような方針が今回出されてきています。これは、さっき言いましたように、各学校が築き上げてきた教育の営みを尊重して…。教育課程の編成権は各学校にあるわけですから、校長が持っているわけですから、それを否定しているということです。それはもはや、公教育の放棄、敗北と私は言わざるを得ないと思います。

教育長、さっきそのまま接続させていくと、引き継いでやると簡単におっしゃいましたけれど、それはちょっとおかしいんじゃないですか、もう一度認識をお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 私の理解ですけども、高校生のための学びの基礎診断につきましては、先ほど申しましたように、社会で自立するために必要な基礎学力の確実な習得のために学力をしっかりと把握した上で、その改善といったこ

とについて、PDCAサイクルを回して取り組んでいくために行うものだというふうに理解をしております。その実施をするということが目的ではなくて、実施をした後、それを生かして指導改善、授業改善といったことに生かすということが主眼だというふうに思っておりますので、そういう面でいうと、そのことで公教育にしっかりと取り組めるというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） その認識は当たりませんよ。それは、もう一度きちんと担当課と確認をしてください。その上で判断をしていただきたいということを、私は厳しく指摘しておきたいと思っております。

あと30秒しかないんですけれども、あとは県立学校の校務支援システム、これを今使って、教員に2台のパソコンを持たすようになっていきます。今度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告にかかわっての導入と、そのシステムとの整合性について質問したいと思いましたがけれども、時間が来ましたので、また常任委員会のほうへ移していきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、吉良富彦君の質問は終わりました。

ここで午後1時40分まで休憩といたします。

午後1時35分休憩



午後1時40分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩正好君の持ち時間は50分です。

23番黒岩正好君。

○23番（黒岩正好君） 今回は、中小企業への支援、そして介護の充実と人材確保、さらには少子化対策の取り組みと、この3点について質問をしたいと思っております。

初めに、高知県の経済を支える中小企業や小規模事業者の皆さんへの支援について伺いたいと思っております。

日本の経済は、いわゆる大企業を中心に企業収益が好調で、これが牽引力となり回復基調が続いている状況となっております。先月、日銀高知支店が発表しました、高知県の金融経済概況によると、本県の景気も回復しているという判断であり、現状はさらに回復の度が増しているということだと思っております。日銀の分析では、雇用者所得は緩やかな増加傾向にある中、観光客も増加、設備投資の増加、公共投資は高水準で推移している状況となっておりますが、こういった好調の背景の大きな要素として、この十数年来推進をしてきました産業振興計画の取り組みの成果が反映していると考えています。尾崎知事を中心に進めてこられました、これまでの産業振興の取り組みに改めて敬意を表すものであります。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展で、どの業種を見ても、後継者問題や人材不足、地域経済の低迷といった構造変化など、深刻な問題を抱えております。とりわけ、本県のような中小企業や小規模事業者が多数を占める方々の業況は、まだまだ予断を許さない状況が続いていると考えております。

そこで、中小事業者の皆さんへの、県の制度融資の状況を見ますと、近年で一番実績の多かった平成21年度の融資実績は、件数で5,235件、金額で約753億円でありましたが、平成28年度は、件数で1,897件、金額で約251億円と大幅に減少をしております。件数、金額とも約3分の1の融資実績となっておりますが、その要因につい

て商工労働部長に伺いたいと思います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 要因は大きく2つあると思っております。平成21年度の県制度融資の実績753億円、これは、平成20年9月に発生したリーマンショック対策として県内中小企業の資金繰り支援を行ったことによりまして、その対策前であります平成19年の325億円から400億円以上増加をしていたと、これが第1の要因であろうと思います。

その後、平成23年度にリーマンショック対策の融資が終わりまして、徐々に実績が減り、25年度には融資実績がリーマンショック前の水準であります324億円まで戻ったところでありまして、27年度まではおおむねこういった水準が続いておりましたけれども、28年度に対前年で64億円減の251億円になったということです。しかし、同時期の日銀の発表します県内の金融機関貸出残高あるいは県内銀行の中小企業向けの貸出残高というのは、この時期増加をしております。このことから、第2の要因として、28年2月に開始されましたマイナス金利政策の影響で貸出金利が全体的に低下した結果、保証料の割高感が出たために、保証付きの制度融資が減少し、その分、保証を付さないプロパー融資にシフトしたためと、そのように考えております。

○23番（黒岩正好君） 信用力に乏しい中小企業の資金繰りを支える重要な制度である、信用保証協会の信用補完制度が、この4月から見直しをされます。高知県信用保証協会の最近の保証実績を見ると、保証承諾は件数、金額ともに減少傾向となっております。

今回の見直しでは、我が党が提言をしてきた信用保証メニューの充実や経営支援体制の強化なども反映されているところであり、中小企業の資金調達がより円滑になることが期待をされておりますが、県として今回の改正をどのように捉えているのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 4月に実施されます信用補完制度の改正については、小規模事業者向けの、創業関連の融資に係る保証額の上限の引き上げとともに、事業承継や危機対応に向けた新たな信用補完制度が創設をされます。この改正は、県にとりましても、産業振興計画で取り組んでおります起業やあるいは事業承継の後押しになるものと考えておりまして、これに合わせて、来年度から県制度融資の改正も予定しております。

同時に見直されます経営支援体制の強化に関しては、高知県信用保証協会では、本年度から経営支援室を立ち上げるなど、既に対応を行っているところでございます。県においても、本年度設置をしました地域連絡会議に、来年度からは信用保証協会も参加していただくこととしております。

○23番（黒岩正好君） 中小企業庁によりますと、今後10年間で経営者が70歳を超える中小企業、小規模事業者は約245万社、そのうち約半数の127万社で後継者が決まっていない。会社は黒字だが後継者がいないので廃業する、そうした企業が急増していると言われております。このまま放置すると廃業が急増し、約650万人の雇用、約22兆円の国内総生産、GDPが失われる可能性があると思っております。

また、高知新聞によると、県事業引継ぎ支援センターの調査で、経営者が50歳以上の県内事業者には事業承継の見通しを尋ねたところ、清算を考えたり対策を講じていないなど、廃業予備軍と呼べる層が約3割に上るとの報道がされております。

先日の一般質問でも議論にもなっておりますが、こうした事態を打開するため、政府は、中小企業、小規模事業者の経営者が代がわりをする際、後継者にかかる税負担を軽減する事業承継税制の抜本的拡充などを盛り込んだ2018年

度の与党税制改正大綱が閣議決定をされましたが、本県ではどのような効果が見込まれるのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 今回の事業承継税制の改正では、納税猶予の対象となります株式数の上限撤廃などによりまして、承継を受けた事業者の負担が大幅に軽減されるとともに、雇用維持要件が弾力化されることなどによりまして、税制適用後に事業を縮小した場合のリスクも軽減をされます。事業引継ぎ支援センターが本年度実施しましたアンケートによりまして、事業の引き継ぎを検討している県内事業者のうち、約2割が相続税や株などの資産の取り扱いを課題として挙げておりますし、それから中小企業庁の調査では、雇用の維持が課題だとする回答が4分の1弱ございます。

そうしたことから、本県におきましても、今回の改正によりまして早期かつ計画的な事業承継を促進させる効果があるものと期待をしております。

○23番（黒岩正好君） 小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であります。平成26年6月に「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、これまで、商工会及び商工会議所との連携による経営計画の策定と事業展開への支援が行われてきました。平成29年度からの産業振興計画にも位置づけられ、明年度からは新たに経営支援コーディネーターやスーパーバイザーの配置などが予定をされており、取り組みの強化策を進めるとしております。

そこで、この1年間を通じて、経営計画の策定状況の把握や解決策のフィードバックを図る取り組みを進めております。地域の偏在や事業者の理解の徹底など多くの課題があると考えますが、これらの課題に対しての取り組みについ

て商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 本年度から、商工会などが行います経営計画の策定等を支援しているところでございますが、そんな中で、お話のありました、地域的な偏在でありますとか事業者の理解の徹底といった経営計画の取り組みを広げていく上での基本的な課題というのがやはり見えてまいりました。このため来年度からは、地域連絡会議に金融機関あるいは先ほど申し上げた保証協会も入っていただくこととするなど、商工会等とそれを支援する機関が一体となって、より多くの事業者を経営計画へと誘導していきたいと、そのように考えています。

また、こうした課題に加えまして、地域連絡会議の議論の中では、1つには、経営指導員のスキルにばらつきがあって全体の底上げが必要であるといったようなこと、それから2つ目に、計画の質・量を今後確保していくために経営指導員だけでは対応しがたい案件があるといったような課題も浮き彫りとなったところがございます。このため、これらの課題に対応するため、先ほど議員のお話にありましたコーディネーター、スーパーバイザーの配置ということを来年度計画しておるところでございます。

○23番（黒岩正好君） 産業振興計画の産業別の成長戦略の中で、地域経済を牽引する工業の活性化策として、ものづくり企業の競争力強化に向けた取り組みを行っております。県内製造業者の情報発信力を高め、企業間取引を推進するため、県の信用力を背景に新たな販路拡大や受注の拡大を目的として、平成22年度に高知県のホームページに高知県製造業ポータルサイトが開設をされました。

今、8年目を迎えますが、効果等の検証はどうか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 高知県製造業ポータルサイトは、平成22年に構築をしまして、開

当初は会員企業数が70社、年間の閲覧数が約2万2,000件でスタートいたしました。その後、企業紹介ページの英訳化など内容の充実を図ってまいりましたが、その結果、今年度2月末現在の会員企業数は209社になりまして、閲覧数も約5万8,000件と、当初から比べますと大きく増加をしております。この閲覧者を地域別に見てみますと、全体の70%が県外から、うち海外からも10%のアクセス、閲覧がございます。そこからの見積依頼でありますとか照会につながった件数が500件近くに上っております、このサイトが取引のきっかけになっているものというふうに考えています。

また、会員企業へのアンケートで把握をしました、今年度のインターネット経由での成約金額は約1億3,700万円というふうになっておりまして、ポータルサイトが国内外での新たな成約にもつながっているものと考えております。

○23番（黒岩正好君） 平成26年度から機構改革により、ものづくり地産地消・外商センターを設置し、ものづくりの総合相談窓口が開設をされ、あらゆる相談にワンストップで対応されておりますが、現状はどうか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） ものづくり地産地消・外商センターへの相談件数は、平成26年度が550件、27年度が603件、昨年度は654件と、年々増加をしております。昨年度の相談内容は、支援制度や支援機関に関するものが約28%というふうに最も多くなっております。また、加工業者や材料提供者などマッチングに関する相談が約16%、加工方法や商品開発、加工機械の開発に関する相談が約12%となっております。

このうち、県内にこんな機械をつくれる企業はないかといった御相談、あるいは新たに自社製品を開発したいなどの御相談に対しましては、高知県ものづくり地産地消推進会議の会員企業

とのマッチングを行いまして、これまでに小ネギの掘り取り機など企業のニーズに応じた機械が8件完成をしているところでございます。

○23番（黒岩正好君） 企業ごとに専任担当が、事業プランの策定から販路開拓までそれぞれの段階で直面する課題に対して取り組み、外商サポート対象企業215社を中心に事業戦略の策定を進めております。

知事の提案説明にもありましたが、着実に進展をしているとの認識を持ちましたが、現状での課題はどうか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 今年度2月末時点で事業戦略の策定に着手をしている企業、これが110社になっております。そのうち、策定が完了した企業が84社という状況でございます。これ以外に、今後着手予定の企業が13社あるというようなことで、着実に進展をしているものと考えています。

ただ、産業振興センターの外商サポート対象企業215社、これに限って言えば、89社が着手をしているものの、未着手もまだ87社あるということでございます。まだまだ事業戦略の必要性を感じていない企業もありますことから、来年度は、業界団体などとも連携した策定支援を進めながら、新たに県内3ブロックでそれぞれ普及啓発セミナーを開催するなど、策定の促進に取り組んでまいります。

また、実行段階に入って1年を超えた企業が17社となっておりますけれども、この中には計画どおりに進んでいないという企業が2割弱ございます。このため、事業戦略の支援会議におきまして、その原因、対策を協議しまして、それぞれの課題に応じたサポートチームの編成や専門家派遣などを活用した個別サポートを強化してまいります。

○23番（黒岩正好君） 県の来年度予算では、企業の設備投資を強力に後押しし生産性を高める

ために、これまでの県単予算を主とした、企業の設備投資に係る支援策を見直して、国の補助金等の活用と金融機関等との連携による、新たな利子補給金の制度を中心にした支援スキームにしようとしております。

これまでの支援策を受けて新たな仕組みを実施する狙いは何か、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） 平成24年度から、ものづくり産業強化事業費補助金ということで、これによって製造業58社に対して設備投資への補助を行ってまいりました。この補助による現時点での生産能力の増加額は約107億円、雇用者数が162人増加したという成果が出ております。

しかしながら、この補助を利用した設備投資額の県全体に占める割合というのは4%未満にとどまっているという状況も一方でございます。他方で、実質完全雇用状態となっております現在、製造業に限らずさまざまな業種で、人手不足に対応するための生産性の向上が今喫緊の課題となっている状況にあります。

こうした状況に加えまして、国のいわゆるものづくり補助金がこのたび大幅に拡充されたこともあり、設備投資そのものへの補助については国の制度を最大限活用していただくこととし、県は新たに幅広い業種の事業者に対する利子補給制度を設けまして、支援の対象を大幅に広げることといたしました。あわせまして、県の施策としては、設備投資の精度を高めていくために、事業戦略に基づいた効果的な機械設備の選定や配置、あるいは導入効果の予測など、設備投資の前段階における生産性向上計画の策定について補助を行うこととしたところでございます。

このように、国の支援制度と一体的なパッケージとして県の施策を再構築することで、設備投資の拡大と投資効果の最大化を図ろうとするものでございます。

○23番（黒岩正好君） 先月成立した国の補正予算には、政権が掲げる人づくり革命や生産性革命などに重点が置かれており、速やかに執行されて、上向き日本経済に弾みをつけることが期待をされているところです。その中で、生産性向上を支援する、いわゆるものづくり補助金や、小規模事業者の経営や新たな販路開拓を支援する、小規模事業者持続化補助金が予算化をされております。補正予算というと募集期間も短いわけですが、短いゆえに、今回は従前と同じ採択要件ではなく、例えばものづくり補助金では、固定資産税率をゼロにした市町村の事業者を優先採択するとか、設備導入の計画の認定を受ければ高い補助率とするなど、制度内容が変わってきております。

中小企業が多く、生産性向上に取り組む本県こそ、こうした補助金をできるだけ多く、また有効に活用してほしいと思いますし、そのためには市町村にも積極的に協力していただく必要があると思いますが、県としてどう対応していくのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話のありましたように、国のいわゆる、ものづくり補助金あるいは持続化補助金などについて、今回新たに事業者の設備導入計画を認定するという、そしてその計画に基づく設備について、固定資産税の特例措置を設ける市町村の事業者を優先採択するといったような方針が示されております。これらの認定や特例措置の実施につきましては、市町村の裁量に委ねられておりますので、県としては、先ほど申し上げた一連の仕組みにより効果的に事業者の設備投資を支援するためには、市町村の積極的な御協力、これが不可欠だと考えています。

このため、ことしの1月には全市町村宛てに協力依頼の文書を送りますとともに、2月には経済産業省に市町村向けの制度説明会を開催い

ただくなど、周知に努めているところであります。さらに、これまで活用事例が多い市町村には直接職員が足を運んで協力をお願いし、今の段階ではおおむね前向きな御検討をいただいているところがございます。引き続き、きめ細かに情報提供を行いながら、各市町村の取り組みを促してまいりたいと思っております。

○23番（黒岩正好君） ぜひとも、こういうチャンスをおおむね生かしているように、再度各市町村に対してお願いをしたいと思います。

平成27年4月に開設をしました事業承継・人材確保センターは、円滑な事業承継のサポートと中核人材の確保を目的に設置されており、県内の事業者の相談にワンストップで対応してきておりますが、これまでの成功事例をどのように生かしていくのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） まず、事業承継についての成功事例として申し上げますと、事業譲渡を考えておられる企業の顧問税理士からセンターに相談があり、地元の金融機関と連携して引受先を探して、結果、MアンドAが成立をしたといった、土業と金融機関と連携した取り組みが最終マッチングにつながったという案件が複数ございました。そのためセンターでは、今年度から新たに土業を交えまして定期的に情報共有を行う会議を開催するなど、土業や金融機関との連携を図りながら現在も支援を進めているところがございます。

次に、人材確保のケースでございますが、専門的なスキルを持つ転職希望者につきまして、企業側の求人はいただいているものの、その転職希望者の人材像から見て、それを活用することで、その企業の課題解決につながって業績のアップが図られるのではないかと御提案を県内企業に申し上げてマッチングに至ったという事例も複数ございました。現在、この成功事例を生かしまして、県内企業に対して人材の

活用方法を積極的にこちらから御提案をして、求人ニーズの掘り起こしをしているところがございます。

今後は、事業戦略や経営計画の策定支援を進める際にも、その過程で県内企業の求人ニーズを引き出して、さらなるマッチングの増加につなげてまいりたいと考えています。

○23番（黒岩正好君） 中小企業を支える人材の確保において、U・Iターンの取り組みが欠かせません。そのための就職支援、住宅支援、子育て支援などは市町村によって違いがあり、移住者数にもばらつきが見られますが、こうした市町村の取り組みの充実に向け、県としてどのように支援をしていくのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 市町村のU・Iターンの取り組みに関しましては、空き家の掘り起こしや職業紹介の体制を強化することでその増加につながっている市町村がある一方で、まだ取り組みを始めたばかりであり、移住等についてのノウハウの蓄積が十分でない市町村もがございます。

そうしたことから、移住促進・人材確保センターでは、移住・交流コンシェルジュに地域担当制を設け、コンシェルジュが蓄積してきた情報やノウハウを市町村に提供することで、施策の強化に生かしてもらうとともに、各市町村の受け入れ体制の充実に向け、相談員の配置、お試し滞在施設の整備や空き家改修などに対して、今後ともきめ細かく支援を行ってまいります。

○23番（黒岩正好君） 企業や事業者支援のため、土佐まるごとビジネスアカデミーにおいて経営戦略コースや起業家コース等を通じて人材の育成を図ってきておりますが、どのような支援をしているのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 土佐まるごとビジネスアカデミーでは、経営戦略やマーケ

ディングといった理論を学ぶものから、営業力や交渉力を強化する実践的なものまで、さまざまな講座を実施しております。平成25年度からはネット受講の環境を年々充実するなど、学びやすい環境づくりにも努めておりまして、これまで延べ約1万4,000人の方に受講をしていただいております。

来年度は、実践を通じてビジネスに必要な知識を習得する「目指せ！弥太郎商人塾」を幡多地域でも実施するなど、地域で学べる機会も拡充していくこととしております。このように、受講しやすい環境づくりを進めるとともに、時代の要請に応じた講座など、内容の充実を図りながら人材育成機能を高めてまいります。

○23番（黒岩正好君） 県の来年度予算案には、各産業分野ごとに人材育成のための予算が計上されておりますが、IT・コンテンツ産業もその一つであります。本県ではこれまでもIT・コンテンツ産業の振興に取り組み、先日も東証一部上場のゲーム関連企業の立地が実現するなど、取り組みの成果が徐々にあらわれてきている状況にあると思います。

一方、IT・コンテンツ産業を担うIT人材の不足は国も指摘をしているところであり、本県においても同様の状況であると考えます。そうした状況の中、県では来年度、土佐まるごとアカデミーのプログラムの一環としてIT・コンテンツアカデミーの開講を提案しています。

そこで、これまでのIT・コンテンツ産業振興の取り組みの成果や課題も踏まえ、IT・コンテンツアカデミーの開講をする狙いについて知事に伺います。

○知事（尾崎正直君） IT・コンテンツ産業は、いわゆる立地条件に余り左右されないという、そういう特性がある一方で、本県などにおきましては非常にアイデア豊富な人材が多いということで、本県のある意味人材分布の特性に非常

にマッチした産業だろうと思っておりますし、またさらに言えば、若者に非常に人気の産業でもあり、若い人々に高知に残ってもらうようにする、そのためにも有効な産業だと考えています。

そういうことで、IT・コンテンツ産業の産業集積を図りたいと、これまでさまざまに取り組み強化をしてまいりました。その成果もあってということかと思いますが、これまでの間——今年度4社であります——企業13社の皆様に立地をしていただきまして、それによりますところの雇用創出効果というのは160人ぐらいになってきているところであります。今後ともさらに集積の度を増して、ぜひこの高知に、若者がもっともっと残ってもらえるように、移住者の皆さんにも来ていただけるような、そういう産業群として、より力強く発展していけるよう取り組みを強化したいと考えています。

また、このIT・コンテンツ関連産業の集積が進むことによって、例えば1次産業とかものづくり産業とか他の産業との組み合わせを図ることで、全体としての生産性向上とか付加価値向上とかにもつなげていくことができる、そういう波及効果も大きいと考えています。この点からも、重点的に育成をしていかなければならない産業だと、そういうふうを考えているところです。

全国的な傾向ではありますが、このIT・コンテンツ関係について、やはりこちらも人手不足、人材不足というものが大きな課題となってきています。そういう中で、高知は比較的人材を確保しやすいということで、立地いただいている企業さんも多いわけではありますが、今後この高知においても人材が確保できないという事態になってしまう可能性があります。そういうことでありますので、IT・コンテンツアカデミーという形で意図的に人材育成を図って、いわゆるIT・コンテンツ関係の人材が豊富であると

いう状況をぜひつくり出していきたい、それがゆえにもって、企業の集積がさらに進み、企業の集積がさらに進むからこそ人材の集積がさらに進んでいくという、よき好循環をつくり出していけないかなと、これが先ほど申し上げた若者の雇用、さらには他の産業へのよき波及効果ということをさらに強めていくということになるのではないかと、そのように考えているところです。

こういうさらなる産業集積を図っていくための非常に戦略的なポイントとして、このIT・コンテンツアカデミーの開講ということがあるのだと、そのように考えております。

○23番（黒岩正好君） まさに知事の言われるとおり、若い人材の糾合する、非常に重要な産業であると思います。そういう意味では、UターンあるいはIターン等を含めて、県内の若者もこういった仕事につく、そういう幅が広がっていくということでは、将来を考えたときには、大変重要な産業であるなということを考えているところであります。その意味で、さらに、そういった雇用の拡大、人材の糾合、そういう意味でしっかり取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、具体的な内容についてどういうふうにしていくのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（中澤一眞君） IT・コンテンツアカデミーは、基礎から最先端のプログラミングまでを学ぶことができるよう、基礎講座と専門講座の2段階で構成をしております。基礎講座においては、中・高生を対象とした基礎的なプログラミングの講座を実施するとともに、大学生や専門学校生をメンターとして育成をした上で、中・高生にそれを教える講座を実施するなど、中学校から高等教育機関までを対象に、IT人材の裾野の拡大を図る内容としております。専門講座におきましては、最先端のプログラミングを4カ月間学習していただいて、エキ

スパートとしてのひとり立ちを目指す長期講座や、立地企業との連携により、企業が持つ教育プログラムを活用したオーダーメイド型の講座などを実施することとしています。

これらの講座においては、企業のニーズに即した即戦力の人材を育成することにより、受講者と企業とのマッチングの機会を設けることもあわせて行い、直接県内企業への就職につながるような内容としております。こうして、人材の裾野の拡大や企業への就職につなげることを目的とした講座を体系的に実施することで、企業への安定的な人材供給を実現し、さらなる企業の誘致につなげてまいりたいと考えています。

○23番（黒岩正好君） 次に、介護の充実と人材確保について伺います。

2025年度をめどに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性に応じた住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが本格化してまいります。

必要な介護が行われるよう、地域ケア会議等で高齢者の自立支援と重度化防止についての取り組みを進めてきておりますが、状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 個別の事例について検討いたします地域ケア会議では、リハビリテーション専門職が助言等を行うことによりまして自立支援や重度化防止に大きな効果が期待できますことから、この関与に向けて支援を進めてまいりました。その結果、ほぼ全ての市町村でリハビリテーション専門職が関与し開催をされている状況です。加えまして、地域の介護予防活動においても、運動、栄養、口腔機能の向上に向けた専門職の指導が受けられますよう、関係団体と連携をして、人材の育成と派遣に向けた調整を実施いたしまして、これもほぼ

全ての市町村で専門職が関与をしています。

また、市町村とともに自立支援、重度化防止に向けたサービスを提供いたします介護事業者の育成も進めてまいりました。取り組みを実施した7つの市町では、状態が改善をいたしまして趣味活動を再開される方がいらっしゃるなど、成果も上がってきているところでございます。

○23番（黒岩正好君） 知事の提案説明で、介護職員の高い離職率の改善を図るため、処遇改善加算の取得や福祉機器などの導入等を通じ、介護職員の定着促進策を重点的に進めてきたとの説明があり、さらには福祉機器の導入支援の強化やノーリフティングケアの推進などによって、職員の負担軽減や業務の効率化を図るとの説明がありました。

地域や事業所によって濃淡があると思いますが、福祉機器の導入やノーリフティングケアの進捗状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 制度を創設いたしました平成26年度から、県の補助金を活用しまして高さ調整機能つき電動ベッドなどを導入した入所系の施設は、全255事業所のうち52事業所となっています。

また、26年度から取り組みを始めましたノーリフティングケアの推進につきましては、地域間での取り組みの濃淡が出ないよう、これまで高知市で開催してきた管理者向け研修やリーダー研修などを、今年度から東部、中部、西部の3エリアで開催し、延べ165事業所から276名に参加をいただいたところでございます。参加者は、研修受講後、それぞれノーリフティングケアの実践に向け、事業所で体制整備や職員の意識改革などに取り組んでおられるとお聞きをしております。一定広がりを持ってきたものと考えております。

○23番（黒岩正好君） 昨年、介護ロボットの活用やICTの導入について質問をしましたが、

現状を踏まえ、明年度の取り組みをどう進めていく考えか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 見守り支援センサーなどを含みます介護ロボットにつきましては、平成30年度の予算編成に向けた介護事業所に対する意向調査で、導入を検討している事業所がございました。そのため来年度は、福祉機器や介護ロボット導入のための補助金につきまして予算額を大幅に拡充いたしまして、ニーズに対応することとしております。先ほどお答えしましたように、ノーリフティングケアについても一定の広がりが出てきましたものの、まだ福祉機器やノーリフティングケアなどを導入していない事業者もございますので、それらの有効性の周知にも努め、さらなる拡大にも取り組んでまいります。

また、タブレット等のICT機器につきましては、必要に応じて国の支援拡大も提言するとともに、県の支援も考えていきたい、そのように考えています。

○23番（黒岩正好君） 働きやすさと働きがいを実感できる、魅力ある介護の職場をもっとふやしていくための新たな取り組みとして、介護事業所認証評価制度を進めておりますが、認証の進捗状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 認証評価制度につきましては、昨年12月に県内3エリアでスタートアップセミナーを開催いたしまして、114の法人や団体から203名の方に参加をいただき、県で作成をいたしました取り組み支援ガイドブックを配付いたしまして、制度の詳細な説明を行いました。現在、今月12日までを期限として、認証取得に向けた取り組みを開始する意思表示として、第1次の参加宣言の受け付けを行っているところでございますが、10を超える法人が参加宣言に向け準備をしているとお聞きしております。

今後、申請のあった法人につきまして、現地調査なども行った上で、5月ごろには本県としての最初の認証を行いたいと考えております。

○23番（黒岩正好君） 介護職員のスキルアップを図るため、福祉研修センターでの研修参加状況は、比較的規模の大きい事業所、法人の参加率は高く、通所介護や訪問介護など比較的小規模な事業所は研修への参加割合が少ない状況が明らかになっておりますが、これらの課題は改善されているのか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 今年度から新たに開始をいたしました小規模事業所向けの地域研修につきまして、福祉研修センターが地域に出向く形で、時間も二、三時間に短縮をした上で土曜日や夜間にも開催するなど、小規模の事業所の職員も参加しやすい工夫をしたところでございます。13回開催をした研修では、比較的小規模な事業所が多い、通所介護や訪問介護の事業所から、延べ63事業所、82人の参加があるなど、一定受講機会の拡大は図られたものと考えております。

来年度は、さらに開催回数の増や、小規模事業所の特性を踏まえた研修テーマの充実など、改善を図っていきたいと考えております。

○23番（黒岩正好君） この問題は、昨年度も質問をいたしまして、充実を図るといふ答弁をいただきました。一定この1年間取り組みを進めてきていただいておりますので、非常に感謝をしたいと思います。

さらに、やはり個別的にどうしてもさまざまな足らない点もあろうかと思っておりますので、それぞれの事業所ごとにさまざまな課題もお聞きいただいて、多くの職員の皆さん方がスキルアップを図っていけるような、県下漏れなく取り組みができるようにさらなる御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、少子化対策の取り組みについて伺

います。

平成28年度4月から本格稼働しましたこうち出会いサポートセンターでのマッチングシステムによる取り組みも着実に進み、一定の成果が出てきております。

この間、少子化や若い世代の人口流出に歯止めをかけようと工夫を凝らし、結婚や新生活などを応援する自治体が全国的にふえております。政府は2018年度予算案で、こうした自治体を後押しするため地域少子化対策重点推進交付金を倍増し、活用を呼びかけております。

こうち出会いサポートセンターには他県から多くの視察が来るなど、高知県が行っている出会い・結婚支援事業の取り組みに注目がされております。

そこで、こうち出会いサポートセンターでのマッチングシステムによるこの2年間の取り組みについてどう評価しているのか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） こうち出会いサポートセンターは、一昨年7月に安芸市と四万十市でも開設をいたしまして、高知市と合わせて現在3カ所で業務を行っておるところでございます。

マッチングシステムの登録者数は、2月末時点で1,067人ございまして、平成31年度末の登録者数1,000人という高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げています、目標は達成しているところでございます。また、お引き合わせをした数は809件、うちお引き合わせ後、交際が成立した数は345組、御成婚の御報告をいただいた数は16組となっております、おおむね順調であると考えております。

また加えまして、マッチングシステムの新規登録者の増加に向けまして、本年1月からは、このシステムを運営委託しております高知県法人会連合会の力強い御協力を得まして、同連合

会の会員企業の皆様からの賛助金を原資に、登録料の割引を期間限定で行っているところがございます。このように、官民連携による支援の輪も広がってきており、この点からも順調に進んでいると考えております。

○23番（黒岩正好君） こうち出会いサポートセンターが行うマッチングシステムによる今後の取り組みについてどう考えているのか、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 平成28年度に行いました県民意識調査では、マッチングシステムを知っているとした認知度が、未婚者において12.2%と低うございました。このため、さらなる認知度の向上に向けまして、飲食店へのQRコードつき広報グッズなどの配置なども進めていくこととしております。

また、マッチングシステムの利便性の向上に向けましても、安芸市と四万十市にあるセンターの開所日を調整いたしまして、市町村を巡回する出張登録閲覧会の開催回数をふやすこととしております。今年度の12回から、来年度は48回以上に拡充をする予定でございます。さらには、この出張登録閲覧会に合わせまして、地域の婚活サポーターの皆さんの協力も得まして相談会も行っていきたい、そのように考えております。

○23番（黒岩正好君） 本県では、意識を持った県下の企業や団体が高知家の出会い・結婚・子育て応援団に登録するとともに、働きながら子育てしやすくするために、企業、団体において子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取り組みなどが広がりつつあります。

そこで、高知県として、高知家の出会い・結婚・子育て応援団に登録している立場から、現状を踏まえ、今後の取り組みについて総務部長に伺います。

○総務部長（梶元伸君） 応援団のメンバーといたしまして、職員の出会い・結婚支援につま

しては、これまで県、教育委員会、県警の職員の交流会の開催や、こうち出会いサポートセンターが行っている事業について情報提供などを行ってきているところであります。

現在は、職員の子育て支援に力を入れさせていただいているところございまして、高知県職員子育てサポートプランに基づきまして、例えば希望する職員全員が育児休業を取得できるということなどを目標に掲げまして、仕事と家庭生活が両立できる職場づくりを進めております。例えば、男性職員の育児休業の取得状況を申し上げますと、知事部局では、平成28年度は7名でしたけれども、今年度は現時点で過去最高の12名となっておりますが、まだまだ子育てしやすい職場に向けて取り組みが必要ではないかと考えておりまして、アンケートの結果などから見ますと、管理職員ですとか周囲の職員の理解と支援が重要だということが浮かび上がってきているところでございます。こうしたことを受けまして今年度は、これまでの職員への研修あるいは管理職員と子供が生まれる職員との面談などに加えまして、新たに管理職員向けにイクボスを目指すためのリーフレットを配付、あるいは広く職員に対しまして、子育て支援の制度等をわかりやすく紹介したハンドブックを作成して共有するといった形で取り組んでいるところであります。

今後も、県庁自身も職員に対する応援団として、職員の仕事と子育てを初め家庭生活の両立の支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（黒岩正好君） 同じく、教育委員会も応援団に登録しておりますので、現状を踏まえ、今後の取り組みについて教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 教育委員会といたしましても、応援団としての取り組みは、ただいま総務部長からお話があった知事部局と同様で

ざいまして、現在は、高知県職員子育てサポートプランに基づき、仕事と家庭生活が両立できる職場づくりを中心に進めております。

教育委員会事務局では、今年度1名の男性職員が育児休業を取得し、3名が配偶者の出産休暇を取得したところでございますが、まだまだ子育てしやすい職場に向けた取り組みが必要と認識をしております。そのため、先ほどもお話がありましたように、管理職向けのイクボスを目指すためのリーフレットの配付や、子育て支援の制度などを紹介したハンドブックを作成するとともに、全教職員に対し、長時間勤務の縮減や子育て支援制度の活用などをまとめたリーフレット、活力ある学校づくりを配付しております。

今後とも、仕事と家庭生活が両立できる職員の支援に努めてまいりたいと思います。

○23番（黒岩正好君） 同じく、警察本部も応援団に登録しておりますので、現状を踏まえ、今後の取り組みについて警察本部長に伺います。

○警察本部長（小柳誠二君） 県警察につきましても、議員御指摘のとおり応援団に登録をしております。こうち出会いサポートセンターなどが行っている事業につきまして全職員に情報提供を行ってまいりました。また、子育て支援に係る取り組みにつきましては、高知県職員子育てサポートプランに基づきまして、育児に係る休暇・休業等の制度でありますとか託児施設利用費用に対する補助制度の活用等を推進するためのハンドブックの作成、配付、育児に関する休暇取得対象者への個別説明等に取り組んでおります。

そのほか、業務の合理化と効率化や、職員の育児事情を踏まえた人事配置を行うなど、ワーク・ライフ・バランスに係る取り組みを推進しております。今後につきましても、出会い・結婚・子育てに配慮した職場環境の整備に努め

てまいります。

○23番（黒岩正好君） 高知県、そして教育委員会、県警本部、県下の応援団企業の中でも大変対象者の多い職場でございます。そういう意味では、まさに県の事業として取り組んでいる事業ですので、さまざまな形で積極的に目配り、気配りをお願いしたいと思います。プライバシーの問題もございますので大変難しい側面があるかと思いますが、ぜひともその点を充実しながら取り組みを進めていただきたいと思います。

今回は、人ということに焦点を当てて質問をさせていただいております。ともかく、高知県のこれからの将来を考えたときには、人口減少の中で、いかに県外へ出ていっている人がUターンをし、またIターンをし、この高知で住みたいという人をどれだけ糾合できるかということであり、人材をいかに糾合できるかどうか、その施策を今さまざまな点で、県の取り組みとして行っているわけであります。そういう意味で、この一つ一つがさらに花開いていくためにも、ともかく各部署の中でそれぞれ取り組んでいただいているこの施策が着実に前進できるように、新年度も、知事中心にどうか心を一にして、新たな気持ちで県勢浮揚のために頑張ってください。お願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、黒岩正好君の質問は終わりました。

ここで午後2時50分まで休憩といたします。

午後2時28分休憩



午後2時50分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田貢太郎君の持ち時間は50分です。

3番上田貢太郎君。

○3番（上田貢太郎君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。知事初め執行部の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

まずは、2段階移住についてお伺いいたします。

高知県は、過去に例を見ない人口減少先進県として、尾崎知事のリーダーシップのもと、早くから移住促進事業に着手してきました。そして、昨年10月に本格稼働した高知県移住促進・人材確保センターにおいては、本年度の移住実績は1月末時点で前年同期比120%と順調に推移していますが、他県との競争がますます激しくなる中、県の掲げる目標を達成するためには、今後はさらなる取り組みの強化が必要になってこようかと思えます。

そうした中、高知市の岡崎市長は1月18日の記者会見で、同市に一旦移住した後で高知県内の他の市町村に定住する2段階移住の推進に、ことしから重点的に取り組む考えを示し、希望者には仮称すてっぷ移住パスポートを発行し、2段階移住を後押しする方針を打ち出しました。

そこでまずは、この2段階移住を推奨してきた産業振興推進部として、この高知市長のプレス発表につきましてどのような感想をお持ちなのか、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 高知市が今回発表しました2段階移住の取り組みは、都市機能が整っている高知市に一旦滞在してもらい、その間に県内各地域の事情をよく知った上で、気に入った市町村に移住をしてもらおうとするものでございまして、田舎暮らしに興味を持ち

つつも一足飛びに田舎で生活することに不安を感じ、移住をためらっておられる方の背中を押すものでございます。また、移住の選択肢をふやすという意味でも有効な取り組みになるものと期待をしております。

県としましても、れんけいこうち広域都市圏の構想以前から、中山間地域を初め県内各地により多くの移住者を呼び込むための仕組みとして、この2段階移住の取り組みを提案してきましたところですので、今後とも高知市とも連携して推進をまいります。

○3番（上田貢太郎君） 私は、移住促進の主な取り組みの中の高知版CCRCに関しては、この2段階移住が大きな鍵を握っていると考えておまして、このお話をお聞きし、私も大いに期待するところでございます。

そこで、お伺いいたします。お試し移住となりますと、常設ではなくても、世帯人数に応じた、最低でも二、三物件、10室以上を準備しておく必要があると考えますが、現行では、県職員住宅に家具、電気製品を備えつけた部屋が1室だけ確保されているように聞いております。

今後、県として高知市と連携して移住者のお試し滞在用の住居をふやすお考えはあるのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 高知市では、現在の1室に加えまして、2段階移住に向けまして、まず第1段階目となる高知市内での滞在中につきましては、民間の賃貸物件を活用してもらうことを基本としておまして、来年度は120組分の入居費用に対する助成を予算計上していると聞いております。

県としましても、今後の利用状況を見ながら、必要があれば、県の保有する施設の紹介や、高知市とともに不動産団体に協力をお願いするなど、お試し滞在の住宅の充実に努めてまいります。

○3番(上田貢太郎君) ありがとうございます。

また、記事によりますと、高知市から移住先の市町村を下見で回る際のレンタカー代の一部補助とありましたが、レンタカー補助といっても一定の回数制限が設けられると考えますし、本県は東西に広く、十分な公共交通網を持つ都市圏と比べると交通網の不備は否めません。また、本県の道路事情を知っていただく上でも車の移動は不可欠と考えます。県として本気で2段階移住による移住者の呼び込みを考えるのであれば、お試し滞在期間中のシェアカーの活用も必要ではないかと考えます。

また、移住を希望される方々が皆さん自動車免許をお持ちとは限りませんし、中には何らかの障害をお持ちの方で、ぜひ高知に住みたいと思っている方もいらっしゃるでしょう。そうした方々に対しての移住先探しのためには、公共交通機関以外の移動も考えられます。

そこで、お試し滞在期間中の移住希望者の移動手段の確保について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 東西に広い本県では、お試し滞在期間中の移動手段の確保は大きな課題であると感じております。

本県への移住希望者向けの会員制度であります、高知家で暮らし隊の方々に対しましては、民間事業者の皆様の協力を得まして、レンタカーや自動車学校の費用の割引特典などを用意しており、御利用もいただいております。また、お話にありましたように、高知市においてはレンタカーの借上げに対して補助をするほか、2段階目の候補地となります市町村ではそれぞれの地域を見学するツアーの検討などもされていると聞いております。

これらを組み合わせることで移動手段は一定確保されるのではないかと考えておりますが、今後はお試し滞在される方もふえると考えられ

ますので、今後の状況も見ながら必要に応じて検討をしてみたいと考えております。

○3番(上田貢太郎君) ぜひよろしくお願いをいたします。

高知市が発表した、れんけいこうち広域都市圏の形成については、総務省が主導する連携中枢都市圏構想から始まり、高知市が国に提出した構想が全県を網羅するような内容だったため、一部自治体を除かれた形に変更されました。

その漏れた自治体を県単独予算で拾い上げ、全県で取り組みを行うこととなりますが、国の助成を伴う事業と県単独事業は、遜色なく同様の取り組みが行えると考えていらっしゃるのか、その辺について知事の御所見をお聞かせください。

○知事(尾崎正直君) 当初、高知市において、一昨年(2016年)の2月に、連携中枢都市圏構想に取り組むという表明をされました。このとき対象となっておりましたのは18市町村ということであり、ただ、そのやり方でいけば、ますます高知市周辺へのいわゆる集積というものを推し進める方向になってしまうのではないかと、そういう懸念も持ちましたものですから、ぜひこの構想については全県下を対象とした取り組みとしていただけないかというお話を提案させていただき、高知市も大いに御賛同いただきまして、それに伴いまして現在のれんけいこうち広域都市圏構想という形に進化をしていったものだと、そのように考えております。

国においては、一定の基準に従って、この交付税措置については18市町村のみに限定される^(注)ということであり、先ほど申し上げましたように、全県下での取り組みを進めたいということで私どもも提案させていただいた経過もありますので、その対象とならない市町村につきましては13市町村ということですが、こちらについては県単独の交付金を交付さ

(注) 341ページに訂正発言あり

せていただいて対応しようとしているものがあります。そういう経緯ですので、この県単独の交付金について、いわゆる対象経費も特別交付税と同等とすると、さらには交付率につきましても10分の10として、上限額まで交付をさせていただくという形で対応させていただくということです。

濟いませぬ、ちょっと数字を訂正させていただきますが、高知市が国の特別交付税を使って対応する市町村が20市町村になり、そして県単独で対応させていただくのが13市町村になるということです。全て同等にイコールフットィングでいけるようにしたいと思います。

○3番（上田貢太郎君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。県の掲げる年間1,000組の定常化という高い目標を達成するためには、これからは高知市との連携が非常に重要になってまいります。今後は、さらに連携を強化し、まさにオール高知で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。先日、一般社団法人高知サマサマCCRCセンターの皆様と、CCRCに関する意見交換を行いました。この団体は、健康で時間があってお金も自由に使える元気な高齢者であるアクティブリッチシニアを都会から高知に移住させようと活動しております。

2段階移住はもちろんですが、来期の活動は、幕末明治土佐学講座と題して、早稲田大学エクステンションセンターのオープンカレッジで4月7日から6月16日まで、200名のシニア世代を対象に全10回の講座を開催することとなっています。この講座をきっかけに高知に関心を持っていたいただいた、首都圏のアクティブシニアの皆さんを、高知へのツアー、長期滞在、移住、定住へとつなげていこうというもので、最終日にはリーガロイヤルホテル東京で、第7回目の南

国土佐まつりを会費1万円で開催するそうです。中でも驚いたのが、早稲田大学エクステンションセンターのオープンカレッジの冊子約350ページでは、講座のトップ紹介でした。このオープンカレッジは知事のメッセージも添えられておりましたから、当然県庁の皆さんも御存じのはずです。

先ごろ、この団体が、50歳以上のシニア向けに開設された東京の立教セカンドステージ大学で、高知のイメージに関する聞き取り調査を行ったところ、遠いイメージがある、食べ物がおいしいらしい、どのような文化があるのか、老後のケアに関しては、などが挙げられたそうです。ちなみに、この立教セカンドステージ大学には、年間70名が40万円の登録料、授業料を払ってさまざまな学識を重ねているわけですが、高知が余り知られていないという結果でした。

高知の食べ物は、おいしいらしいではなくおいしいのです。高知は、酒の文化、皿鉢料理を初めとする食文化、そしてアジアやヨーロッパにまで広がっているよさこいの発祥の地であります。また、高知は、きら星のごとく数え切れないほどの偉人が出た地なのであります。

さきに紹介しました早稲田大学オープンカレッジは、会員3万5,000名を超えるそうです。そこで、例えば県立大学のキャンパスを使い、ビジネスホテルなどの長期契約による安価な滞在先を提供して、早稲田大学エクステンションセンターとの提携で高知オープンカレッジを開催することも考えられますが、高知版CCRCの取り組みの一つとして、こうしたアクティブシニアの方々向けに高知でオープンカレッジを開催して、移住につなげるという取り組みについて知事の御所見をお聞かせください。

○知事（尾崎正直君） このオープンカレッジを生かした取り組みという観点からは、まずはこの都市部のオープンカレッジを、よき入り口と

なりますように大いに活用させていただくというのが第一歩だろうと、そのように思います。そしてその上で、そういう場を活用させていただいて、高知への移住ツアーとか、さらにはフィールドワークとか、もっと言えば2段階移住とか、そういう機会などにさまざまなお誘いをさせていただくということが一つの基本になろうかと思えます。

ただ、高知に来ていただいたときに、さらに取り組みを充実させていく、さらに都市部のオープンカレッジとの連携も図っていく、そういう観点から、これから高知においてもそういうオープンカレッジの取り組みができないかということは、大学の皆さんともお話をさせていただければと、そのように思います。

○3番(上田貢太郎君) ありがとうございます。ぜひ高知版CCRCの推進のためにも、このオープンカレッジの開催に向け御検討いただきたいと思えます。

次に、液状化対策についてお伺いいたします。

本県の液状化ハザードマップを見ますと、高知市や南国市、また須崎市、四万十市、宿毛市などでは、地震が発生すれば、液状化に伴い家屋の沈下が予見できる建物密集地が広がっております。そもそも高知市に関しては、高知城築城の後、沼地や田んぼを埋め立て、お城下が広がった経緯があり、液状化は免れない場所です。

昨年6月議会でも液状化について触れさせていただきましたが、あれからさまざまな情報を収集し、先日千葉の浦安市に出向き、前の浦安市長、松崎氏にお会いし、当時のお話を伺ってきました。そして、7年前の3・11のあの日の浦安市の映像を見させていただき、まさに明日は我が身だという思いをしたところでございます。

浦安市は、皆さん御存じのとおり東京ディズニーランドのある都市ですが、人口数では千葉

県で11番目の地域です。東京の人口増加に伴い、隣接するエリアへの居住地や、膨張する経済基盤整備のための工場用地確保を見据えて、昭和39年から始まった公有海面埋立事業により、市域は約4倍にもなりました。言いかえれば、市域の80%が埋立地で、90%近くは地震が起きれば液状化被害が発生する自治体です。

松崎氏には、液状化による建物の傾き被害の修正技術には、耐圧版工法や薬液注入工法など大きく分けて約6種類あること、また地盤の問題や経済状態を考慮し、どの工法での復興が望ましいかを考えるために、浦安市に住む大手ゼネコンの関係者らが各団体などに声をかけ、浦安復興相談室をつくられたことを伺いました。昨年6月議会で、地震で沈下した住宅の修正を行うエキスパート、引き家職人の技術の継承について御質問させていただきましたが、お話を伺って、技術の承継と人材確保の必要性について再認識したところでございます。また、復旧の過程では、境界の問題や、液状化で段差ができた道路をどの高さに戻すかなど、さまざまな問題があったというお話も伺いました。

住宅地の液状化について、事前対策はなかなか厳しいとお聞きしておりますが、事後対策として、住宅地で液状化被害が発生した場合に行政が復旧を支援する必要もあるだろうと考えますが、どのような事業があるのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長(福田敬大君) 住宅地の液状化被害からの復旧に当たりましては、個々の敷地単位で行う方法と、道路などの公共施設を含む区域単位で行うという、この2つの方法が考えられます。

個々の住宅の傾斜等の復元のために被災者個人を支援する事業といたしまして、被災者生活再建支援制度や住宅金融支援機構の災害復興住宅融資がございます。例えば住宅が液状化によ

り20分の1以上傾斜した場合、全壊と認定され、住宅を再建する際に支援金として300万円が支給されるとともに、最大3,570万円の融資を受けることができます。

他方、区域全体で復旧と地盤の強化を行う事業といたしまして、市街地液状化対策事業がございます。3,000平米以上の面積で家屋が10戸以上ある住宅地を対象に、国から事業費の4分の1が補助されるというものでございます。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

私が先月浦安市を訪れたとき、東日本大震災から7年たったにもかかわらず、いまだ至るところで工事が行われておりました。また、熊本地震においても、液状化した住宅地の復旧工事が難航しているという報道も先日あったところでございます。

そこで、住宅地の液状化被害の復旧を行うに当たってどのような課題が考えられるのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 個々の住宅の復旧に関しましては、地盤が再び液状化する可能性があるため、傾斜等の復元だけではなく液状化判定調査を行い、必要に応じて地盤改良も行う必要がございます。また、区域全体で液状化対策を行う場合は、工法の選定や住民の費用負担、さらには土地所有者等の3分の2以上の合意形成などが課題になると考えております。

一方で、本県は、液状化だけでなく地震の揺れや津波によっても甚大な被害を受けることが想定されており、液状化被害の復旧のみならずさまざまな課題に直面することが予想されております。これまで、命を守る、命をつなぐ対策の取り組みを着実に進めてきたところではございますが、今後は災害からの復旧・復興を中心とした、生活を立ち上げる対策にもしっかりと取り組んでまいります。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

難しい課題もあると思いますが、先ほどもお話しございましたように、今議会、知事の提案説明でもありました、生活を立ち上げる対策という意味でも、いざ災害が発生した場合には迅速に復旧できるよう、課題の検討をお願いしたいと思います。

次に、皆さんも余り耳にしたことがないと思いますが、東京都が出資する東京都下水道サービス株式会社の持つ、下水道の復旧・復興に関するノウハウの蓄積を御存じでしょうか。私もこのお話を伺って、目からうろこでした。

東京都下水道サービスは、日本中で発生する大規模災害の現場に救援部隊を派遣し、そこから得てきたノウハウから、その被災地に合う復旧・復興の提案を行っているそうです。また、そうした現場から得た問題点の探求により、さまざまなパテントを持っているそうです。

東日本大震災の際も、まず東北最大の都市仙台市の復旧サポートに入り、その後浦安市に来てくれたとお聞きしました。そのときに東京都下水道サービスが行った被害検証の映像、また下水道内部の画像や映像が役立ち、浦安市は、下水復旧の査定額が大きかったとお聞きいたしました。

公共工事の場合、施工過程の記録は工事写真などで確認することができますが、災害直後の下水内部のダメージの問題などは自治体職員の頭の中には考えもつかず、とりあえず使えるようにの復旧活動が常だと思います。東京都下水道サービスから、後から役に立ちますからと言われたDVDの山を——浦安市もそのときは何に役立つかわからなかったそうですが、国から復興助成を受けるための査定の資料にこれが役立ち、結果、浦安市は災害復旧事業として約119億円を国に認められたという貴重な情報をいただきました。

そこで、何点かお伺いいたしますが、次の南

海トラフ地震では県内下水道においてどのような被害が想定されるのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（福田敬大君） 下水道施設は、汚水を集める下水管と下水を処理します下水処理場に大きく分けられます。南海トラフ地震では、この地震の揺れや液状化、津波による被害が想定されるわけですが、例えば下水管におきましては、揺れによる破損や継ぎ手のずれ、液状化によるマンホールの浮き上がり、津波と長期浸水による水没、さらには下水管内へ土砂が入ってくるによりまして下水が流れなくなることが想定されます。また、下水処理場では、揺れや液状化によりまして構造物や配管等が損傷したり、津波によって構造物が破壊されたり、浸水によって処理機能が失われたりすることが想定されます。

○3番（上田貢太郎君） 次に、県の下水道施設において被害が発生した場合に、復旧に向けた被害状況の調査をどのように行うことになっているのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 県におきましては、香美市から高知市高須に至ります11キロメートルの幹線管渠と高須浄化センターを管理しております。幹線管渠につきましては、現在全線におきまして耐震化を完了しているところでございます。高須浄化センターにつきましては、耐震化・津波対策工事を実施中でありまして、平成30年度には完了予定でございます。

このように地震への備えはしておりますけれども、当然想定外のことは起こり得るわけですが、地震発生後は直ちに調査をすることとしております。まず、被害状況の確認、把握のために、職員が、マンホールや管渠周辺の路面に異常がないか、処理場に異常がないかを目視で確認いたします。その結果、マンホールの浮上や管渠内での土砂の堆積などが確認され

た場合、管渠内部を特殊なカメラで撮影するなど、詳細な調査を実施してまいります。

本県では、過去に災害で実績のある、関係する公益法人等と既に支援協定を結んでおり、これらの詳細な調査を行う際には、協定に基づき支援を要請してまいります。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

では、県内で下水道を布設している市町村においては、復旧に向けた被害状況の調査をどのように行うことになっているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 市町村におきましても、被害の調査の内容は基本的に県の場合と同じでございます。概要調査につきましては、管理者である市町村が行うことが基本ではございますが、大地震発生時には市町村のマンパワーが不足するということが想定されます。このため、中国・四国ブロック相互で支援するという協定を結んでおり、県外の自治体から応援に来てもらうことを想定しております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

先ほど御説明しました、経験とノウハウを持つ東京都下水道サービスと情報交換を行うことも検討してはどうかと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 下水道の復旧対応につきましては、これまでも関係する公益法人等から情報を収集いたしまして、研究を重ねてきておるところでございますが、議員から御提案いただいたように、浦安市が大変役に立ったというノウハウそして経験、こういったものを県としてもぜひ勉強したいと考えております。東京都下水道サービスから直接お話を聞くことも検討してまいります。

○3番（上田貢太郎君） 災害対策において、そうした情報の提供や指導を仰ぐことは、言うまでもなく復旧・復興の経過に大きな影響をもた

らしますので、ぜひともこの機会によろしくお願いをいたします。

続きまして、今回で4回目となります土佐横浜みなと未来祭りを、インバウンド観光に結びつけられないかという点についてお伺いをいたします。このイベントは、本県と本県教育委員会、高知市が後援し、毎年5月5日のこどもの日に開催される、西日本最大級の花火をメインにしたイベントで、横浜の灘漁港、仁井田会場に分かれて、夜空に打ち上げられる花火を観覧するものです。

今、実行委員の間から、会場警備の問題や観覧者の安全対策を考え、このイベントを高知新港に移して開催できないかという案が浮上しております。このことを大手旅行会社に話してみますと、それが可能なら、クルーズ客船の来航をその日に合わせれば、さらにインバウンド高知観光に結びつけられるとのことでした。

御存じのとおり、中国や香港、台湾などでは祭り事のたびに、日本で売られているものの何倍も大きい爆竹を道路に並べて着火するのが伝統です。打ち上げ花火に限ればアメリカもすごいですが、まるで爆発で、中国では仕掛け花火の伝統が根強いようです。しかし、花火好きのアジアにあって、打ち上げ花火と仕掛け花火をコラボさせる日本にまさる国はないそうです。それだけ日本の花火師のわががすぐれているそうです。

高知新港での花火開催にはクリアしなければならない課題もあると思いますが、それでもインバウンド高知観光の目玉になることは間違いないと考えます。

そこで、この土佐横浜みなと未来祭りを高知新港で開催する場合にはどのような課題があるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） 昨年は、みなと未来祭りに約3万人の多くの方々が入場したとお聞

きをしております。仮にこの祭りを高知新港で開催するとすると、幾つか課題が考えられます。

高知新港は、全体で約50ヘクタールあり、一見非常に広いように見えますけれども、コンテナヤードなど、SOLAS条約によりまして立ち入りが制限されている区域ですとか、工事中の区域などがございまして、最大で約2割程度、約10ヘクタールしか開放することができないと現在考えております。また、高知新港への来場者の安全対策や渋滞対策はもちろんですが、ゴミやトイレ、照明などの対策も必要になると考えられます。また、高知新港特有の課題といたしまして、港内に石灰石を野積みしているヤードがございまして、花火の燃えかすがこの石灰石に混入すると品質が低下するため、その対策も必要になってくようと考えます。さらに、高知新港は、高知龍馬空港の管制圏であります半径9キロメートル以内に位置をしており、花火の打ち上げ時間の制約を受けることが予想されま

す。花火をどこから打ち上げるのか、またどれぐらいの人が集まるのか、さらに花火以外にもどんなイベントを企画されようとしているのかなど、さらに具体的な案をお示しいただければ御検討させていただきたいと思っております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。いろいろ課題もあると思いますが、ぜひクリアし開催できたらと思っています。

そこで次に、土佐横浜みなと未来祭りに合わせたクルーズ船の誘致についてお尋ねをいたします。来年度、高知新港に入港する船の定員を調べてみますと、ノルウェー・ジャン・ジュエル2,376人、ダイヤモンド・プリンセス2,706人、MSCスプレンドィダ3,274人、マジスティック・プリンセス3,560人、クアンタム・オブ・ザ・シーズに至っては4,180人と、非常に多くの乗客を乗せたクルーズ船が高知新港に入港

することとなっております。

昨年も、高知新港に1日2隻のクルーズ船が寄港したこともありましたが、できるだけ多くの船にみなと未来祭りに合わせ寄港してもらい、寄港時または出港時に花火を観覧してもらおうといった、クルーズ船誘致の目玉に据えてはどうかと考えますが、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 現在、他県の事例におきましては、花火大会に合わせて寄港し、船の上から見学するというクルーズ企画が各船社において実施されております。仮に高知新港でそういった花火大会の開催を実現できれば、クルーズ客船誘致に向けたPRの材料になると考えております。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

このみなと未来祭りの実施が可能であれば、高知へのインバウンド観光に大きな影響力を持たせることができると考えます。現在は、民間の実行委員が中心となって、実施に向けて毎年頑張っておりますが、民間グループの皆様の頑張りのあつて、今では灘会場、仁井田会場を合わせて、先ほどもお話がございましたけれども、3万人から3万5,000人が集まる大きなイベントになりました。

仮に土佐横浜みなと未来祭りの高知新港での開催が実現すれば、インバウンド観光も含めた高知観光のさらなる振興につながると期待しますが、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

○観光振興部長（伊藤博明君） 土佐横浜みなと未来祭りは、高知県で生まれ育った子供たちに高知県人としての誇りを持って育ててほしいという開催趣旨のもと、民間有志で立ち上げた実行委員会の皆様が築き上げられ、浦戸湾内の2つの会場で開催をされております。

この祭りの花火は、議員からお話がありまし

たように西日本でも有数の規模であり、またゴールデンウィークに開催されていることから、高知県民だけでなく、高知市を訪れている多くの観光客の皆様にも楽しんでいただいております。今後、みなと未来祭りの会場が高知新港に移転し、祭りの開催日とクルーズ客船の寄港するタイミングが合う場合には、乗船客の皆様にも大変喜んでいただけるものと思われま

す。こうした地域の活動を観光振興につなげていくためには、未来祭りを観光目的として県外から多くの観光客の皆様にお越しいただき、消費拡大につなげる仕組みづくりが必要となってまいります。この仕組みづくりや未来祭りを組み込んだ旅行商品づくりが、今後地元である高知市や高知市観光協会などとともに進められる場合には、県といたしましても、誘客効果や消費効果が最大限得られるよう、高知市の取り組みに対する支援内容や方法について検討してまいりたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） よろしくお願いをいたします。

さて、高知の夏の観光といえば、何といたってもよさこい祭りであります。そのよさこいの東京オリンピック・パラリンピック開閉会式での演舞実現に向けて、昨年3月に、全国でよさこいを主催する団体が連携する2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会を立ち上げ、取り組みが進められています。

また、昨年のよさこいには、ヨーロッパ連合チームが、初めての海外からの単独チームとして参加されました。ことしは、台湾チーム、インドネシアやベトナムなどの連合チームに加え、既にクラウドファンディングを立ち上げているポーランドチームが、よさこい祭りへの参加を準備しているとお聞きしております。こうしたチームのために、追手筋歩道部分や合築図書館の壁面などに、国際大会参加チームや本番入賞

チームの写真陶器板や写真セラミックなどを埋め込み、ハリウッドのチャイニーズシアター前のブロックタイルのような路上モニュメントなども非常におもしろいのではないかと考えます。

国際化が進みつつあるよさこい祭りですが、海外チームが多数来るとなるとさまざまな問題が発生します。言葉の問題、文化の違い、宗教による食の問題、特に大きな問題は宿泊施設の確保です。こうした数々の問題は、よさこい祭振興会や開催地の高知市が中心となって解決しなければならない問題かもしれませんが、県としてもサポートできることも少なくないと考えます。よさこい祭りへの思いや憧れを抱いて、数千キロの旅をして高知に来てくれるポーランドチームなどは、地球のほぼ裏側からはるばる高知に来るわけですから、財政的な支援は難しいと思われそうですが、何らかの支援を検討できないかと思えます。

東京オリンピック・パラリンピック開催まであと2年となります。よさこい祭りの一層の国際化を進め、さらなるよさこいの世界ネットワーク化に取り組んでいくべきではないかと思えますが、県が進めるよさこいアンバサダーなどを通じた、よさこいの世界ネットワーク化とよさこい祭りの国際化に向けた取り組みについて観光振興部長の御所見をお聞かせください。

○観光振興部長（伊藤博明君） 県では、よさこいを世界にPRすることで、よさこい発祥の地高知としてのブランド化を図り、本県への外国人観光客の誘客拡大を目指して取り組みを進めております。

その手段として、1つ目は、全国のよさこい団体と連携し、東京オリンピック・パラリンピックに向け、よさこいで外国人観光客や関係者の皆様をおもてなしすることに加え、開閉会式などでよさこいの演舞の実現により、よさこいが日本を代表する祭りとして世界に認知されるこ

とを目指しています。

また2つ目としては、よさこいアンバサダーの取り組みなどにより、よさこいの発祥の地であることをPRするとともに、よさこいの世界ネットワーク化と世界各地への普及拡大を推進しております。

こうした取り組みを進める中で、よさこい祭り本番への海外チームの受け入れについては、昨年の海外チームの初参加により、よさこい祭りへの参加手順、地方車の製作、海外から日本への経費の支払い方法、音楽のつくり方のほか、地理や交通に不案内であるなど、海外チームならではの課題もたくさん見えてまいりました。このため県では、これらの解決に向け、海外チームのよさこい祭りへの参加マニュアルを作成するとともに、踊り子が円滑に演舞できるよう、当日の日本人スタッフの配置の支援を検討しております。

よさこいアンバサダーを中心とした海外チームが安心してよさこい祭りに参加できるよう、関係機関と協議を進めながら受け入れ環境を整備し、多くの外国人チームの来高につなげていきたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 海外チームは多分ますますふえていくことと思えますので、いわゆるインセンティブ、何らかの支援を今後さらに御検討いただきたいと思います。

続きまして、文化芸術についてお伺いいたします。

第193回国会において成立した、文化芸術振興基本法の一部を改正する法律が、平成29年6月23日に施行されました。今回の法改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術

のさらなる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。また、国、独立行政法人、文化芸術団体、民間事業者などの連携・協働についても新たに規定されました。

本県でも、昨年3月に文化芸術振興ビジョンが発表され、知事の提案説明にもありました文化芸術の人材育成、そしてそのネットワークづくりを先行させる必要があると考えます。さらに、第3期高知県産業振興計画にも書かれている文化人材育成プログラム、文化版MBAも実施予定です。

そこで、今後どのような人材をどのように育成するおつもりなのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 来年度実施します文化人材育成プログラムでは、3つの講座を設けて、本県の文化芸術を産業振興や地域振興に生かすことのできる人材を育成することとしております。

まず1つ目は、文化芸術を産業振興に生かすことができる人材育成に向けて、企業経営者や観光関連事業者を対象として、実践例をもとに必要な手法を学ぶ、アートビジネス講座を開催することとしております。

また、2つ目としましては、若者を対象として、これからの文化芸術を担っていただけるよう、総合芸術である舞台演劇等の脚本や照明、音響などの実体験を通じて創造性を育むとともに、多様な職業にも生かせるスキルを身につけることができる、アートクリエイション講座も開催をいたします。

3つ目としまして、文化芸術を地域振興に生かすことができる人材の育成に向けて、地域で文化芸術の活動を行っている団体や地域振興に取り組んでいる方々を対象として、文化芸術活動の企画や調整力などを高め、県内各地で文化芸術に触れる機会の創出が図られるように、ア-

トマネジメント講座を開催することとしております。こうした講座を通じまして、県内の文化人材の育成に努めてまいります。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

国が考える文化振興は、単に見る、聞くといったことだけではなく、地域の産業振興とどのように結びつけていくかが課題の一つであると聞いております。そうなりますと、今後はさまざまなジャンルを複合的に組み合わせた横断型の事業をふやしていく必要があると考えます。また、将来的には、各ジャンルの組織が集まった複合文化施設、例えばアートセンターなどの設置も目指す必要があると考えます。

アートセンターで有名なのは、廃校になった学校を利用した京都芸術センターで、教室を使った演劇やダンスの教室、体育館は発表場所に、また絵画ギャラリーも併設されており、多様な芸術に関する活動を支援し、芸術に関する情報を広く発信するとともに、芸術を通じた市民と芸術家などとの交流を図っているそうです。

こうした取り組みを行うためには、行政、外郭団体による全く新しいネットワークの構築が必要となるでしょうし、各ジャンルの専門家が定期的に集まり、お互いのジャンルの情報共有をし、連携を図らなければなりません。

今後、文化芸術振興ビジョンを推進するに当たって、多様な芸術にかかわる人々のネットワークをつくっていくことが必要と考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 本県のさらなる文化芸術の振興を図るためには、多様な文化芸術にかかわる方々とのネットワークづくりが、お話のように必要であると考えております。

来年度実施をいたしますアートクリエイション講座では、県内外の人々との幅広いネットワー

クをお持ちで本県在住の映画監督安藤桃子氏に、まずはアドバイザーをお願いしたいと考えております。今後、アドバイザーのネットワークを生かして、全国からさまざまな分野で活躍されている講師を招聘するなど、本県人材とのネットワークづくりにもつなげていきたいと考えております。

○3番（上田貢太郎君） 先日、御縁があつて、銀河鉄道999の松本零士さんのお宅にお邪魔をさせていただきました。お年はもう80歳ですけれども、まだまだお元気で、先日の高知新聞には執筆の再開をされたという記事も出ておりました。御両親が愛媛の出身で、高知にも大変ゆかりのある方ということで——私は先生のお話が大好きで、いろんな社会貢献もされておるんですけれども、ぜひああいった先生方のお力もおかりして行っていければなあと思っております。よろしくをお願いします。

ただ、文化芸術の振興策については、先ほども少しありましたけれども、地域振興と産業振興に結びつかなければ、広く県民の理解を得ることは難しいと考えます。そうした中、地域振興、産業振興に最も結びつきやすいコンテンツは、私はやはり映画ではないかと考えます。

1月14日の日経新聞に、「映画ロケ、国挙げて誘致 観光客増へ制作会社に補助」という見出しで、政府は日本で映画のロケーション撮影をする国内外の制作会社を対象に補助金や税負担軽減などの優遇策を検討するという記事が掲載されておりました。続けて、2019年度予算への関連費の盛り込みを目指し、政府のロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議が、海外の制度や実績、経済効果などを参考に、2月までに制度案を策定するともありました。これは、世界各国で映画のロケ地めぐりが観光客誘致の大きなインバウンドへの力となることを考えた上だと思えます。つまり、国による支援制度が始まる

ことを意味しています。

私も昨年は映画制作に深くかかわった一年でした。そして、その一年は、フィルムコミッション活動に新たな風を吹き込まなければと感じた年でもありました。

というのも、この間さまざまな映画関係者やそこに携わる監督、制作者、プロデューサーらとの意見交換において、高知県のフィルムコミッションに関する意見をいろいろと伺う機会がありました。その中で意見としてありましたのは、確かに観光コンベンション協会の高知フィルムコミッションのホームページには、さまざまな撮影支援のメニューは書かれていますが、スタッフの数や体制には強化の余地があるのではと、今回の関係者の皆様だけでなく、過去に行われたドラマのロケの関係者の方からも御意見を伺ったところでした。さらに具体的な例を挙げると、過去に県西部が取り上げられた、いわゆるキー局のテレビシリーズの案件では、民間業者を入れずに行政とタイアップして撮影を行いたかったそうですが、地元自治体や観光協会の動きが十分とは言えず、テレビ局側は続編も検討されていたようですが、続編には至らなかったとのお話も伺いました。

私の周辺でも、昨年の映画制作を通じて活動に興味を持つ団体や個人の方もふえてまいりましたし、県としても積極的なロケ誘致を行い、地域振興に結びつける考えもあると考えておりますので、高知県のフィルムコミッション活動に関しては今よりも進化させていくことが必要ではないでしょうか。

このためにも、今後は官民協力による受け入れ体制の強化などを進めていくべきではと考えますが、観光振興部長の御所見をお聞かせください。

○観光振興部長（伊藤博明君） お話のありましたように、官と民が協力して映画やドラマのロ

ケ地の誘致活動を進めることは、人的なネットワークの広がりなどにより、制作や撮影に適したロケ地情報の収集を初め、ロケ地先における地元の方々との調整、宿泊施設や食事場所の情報提供、エキストラの手配など、さまざまな面でさらに質の高い支援が期待できますので、撮影者側にとって高知県のフィルムコミッションの魅力が増すことになると考えられます。

官民が協力した誘致活動を実行していく手法については、制作者側の案件によって求められる支援の内容や規模などが都度異なってくる場合がありますので、その活動が円滑に進むよう、官民の役割分担など具体的な方法について、関係する方々の御意見も実際にお聞かせいただきながら検討を進めさせていただきたいと思えます。

○3番（上田貢太郎君） ありがとうございます。まだ少しお時間がございますけれども、この続きはまた6月議会にさせていただければと思います。

まだまだ課題はございますが、しかし着実に前進しているというふう実感しております。新しい年度を迎えるわけでございますが、これからも一つ一つ着実に挑んでいただくようお願い申し上げます。私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、上田貢太郎君の質問は終わりました。

ここで午後3時45分まで休憩といたします。

午後3時36分休憩



午後3時45分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

高橋徹君の持ち時間は30分です。

29番高橋徹君。

○29番（高橋徹君） 早速質問をさせていただきます。少し声に力がございませんので、マイクを調整いただいたらと思うんですが。それでは、どうぞよろしく願いをいたします。

台風21号による風倒木への対応について、まずお尋ねをしたいと思います。

昨年の九州北部豪雨災害では、記録的な降水量により山の斜面が崩れ、大量の土砂と流木が山から流れ下りました。その流木が橋脚にかかるなどして川をせきとめ、河川が氾濫し、大きな被害が発生をしました。

一方、高知県では、昨年10月の台風21号が強い勢力で広い暴風域を伴ったまま高知沖を進み、強風の影響を受けて、県内各地で風による被害が相次いで発生いたしました。この台風では、強い風の猛威を再認識したところでございます。

この影響で、高知市北部の山間部、特に鏡川の支流でございしますが、的湊川流域の民有林では局所的に風倒木被害が発生をしています。その一部が河川に倒れ込み、今後の大雨などで河川に流れ込む可能性があると考えられますが、その状況を把握しているのか、まず土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 昨年の台風第21号の通過後、的湊川沿いの鏡的湊地区、梅の木川沿いの鏡葛山地区などで、民有林の山腹の植林が局所的に風でなぎ倒されているのを確認しております。

○29番（高橋徹君） このような倒木が、河川に流れ込み、市街地周辺の橋脚などにかかる、昨年の九州北部豪雨のように川をせきとめ、洪水被害を大きくする原因になると思われます。そのような被害を発生させないためにも、河川

に流れ込む可能性のある倒木にどのような対応を講じるつもりなのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（福田敬大君） この、今年の台風第21号の通過後、鏡川上流の土佐山弘瀬地区や土佐山梶谷地区で、実際に樹木が川へ倒れ込み流水を阻害している状況があったことから、速やかに樹木の撤去を行ったところでございます。このように、河川内に倒れ込んだり流れ込んだ樹木について、河川管理上支障のある場合は取り除きを行い、洪水を安全に流せるよう適切に対応を実施してまいります。

一方で、河川に流れ込む可能性のある倒木につきましては、河川巡視などで状況を把握し、樹木の所有者に撤去等の対応をお願いしていくこととなります。このような倒木は、再度の豪雨によって河川に流れ出し、橋脚にかかるなど、氾濫を助長することが考えられます。このような治水上重要な支障を及ぼす危険性が極めて高い場合には、市町村や森林部局と連携し撤去するなどの対応をしてまいります。

○29番（高橋徹君） どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、公共工事に関することについてお尋ねをいたします。

一昨年9月の定例会で、私は、高知県の総合評価方式による一般競争入札について、さまざまな理由を述べ改善を求めました。昨年4月より、全体的な評価点数のウェイトが他の四国3県や国に近いところまで是正されてきました。このことは一定の評価をしたいと思っております。しかし、今でも技術者評価の中で表彰に加点をしているのは、四国4県では高知県のみでございます。

以前にも私は表彰のあり方についても改善を求めておりますが、なぜここまで表彰にこだわるのか、私には理解ができません。その具体的

な理由について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 高知県の優良建設工事施工者表彰は、技術者のモチベーションを高めていただけるよう、工事の施工状況やできばえなどを審査し、特に優秀と認められるものを表彰しております。新たに発注する工事において、この受賞実績がある技術者が配置されますと、その工事においても高い技術力が発揮され、品質の高い工事が期待できると思っております。総合評価において配置予定技術者の受賞実績を評価対象として採用しているものでございます。国土交通省四国地方整備局を初めとして全国の直轄発注工事においても、技術者の受賞実績を総合評価の評価項目としているところでございます。

○29番（高橋徹君） 現在、高知県では毎年15社程度が優良建設工事施工者表彰を受賞しておりますが、受賞者に偏りがあることがわかります。その中には、11年間連続受賞している、受賞率100%という驚異的な会社まで存在しております。

他の四国3県を見てもみましてもこれほどの偏りはなく、毎年受賞というのはまれで、幅広い業者に受賞機会を与えております。例えば愛媛県などは、毎年約35社を表彰しておりますが、連続受賞はほぼございません。多くの業者を表彰することで公平性を期しているのではないかと思います。それは香川県や徳島県についても同様でございます。他県のように受賞者数をふやすことも一案ではないかと思います。ちなみに、過去5年間を見てもみますと、優良工事表彰を受賞している技術者は、高知県土木施工管理技士会会員で見ても約2,892名のうちわずか72名と約2.5%にすぎません。

業界の人手不足が深刻な中、このように一部に光を当ててではなく、大勢の技術者がやりがいを感じることをできる建設業、そして真面

目に働く人が報われる高知県にしていかなければ、課題解決先進県を標榜する高知県の建設業に未来はない、そんな思いがするところです。このことについて土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 大勢の技術者の方がやりがいを感じ、真面目に働く人が報われる建設業にしていかなければならないという思いは、議員と同じでございます。このため平成26年度に、優良建設工事施工者表彰の受賞機会を広げる制度改正を行っております。1つ目は、企業の申込件数を1企業最大2件だったものを1企業1件に改め、2件同時受賞を解消し、他の企業の受賞機会を確保したところでございます。2つ目といたしまして、地域の企業を幅広く表彰するために、新たに土木事務所長賞を設け、毎年30件程度の工事を表彰し、平成27年度からは総合評価の加点対象として扱っているところでございます。

今後も、大勢の技術者の方がやりがいを感じられるよう、広く意見を聞きながら、よりよい表彰制度となるよう取り組んでまいります。

○29番（高橋徹君） 私がここまで表彰のあり方について申し上げているのは、現在の制度は表彰を受賞している一部の建設会社や技術者に余りに有利に働いている現状があるからでございます。優先的に受注できるわけでありまして。受注者が偏ってきますと、地域を支える建設会社の中長期的な育成や確保は難しくなります。

私は、真面目に頑張る多くの建設会社に公共工事を担っていただくことが大切だと思っております。土木部長の御見解について再度お伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 総合評価方式の入札では、企業が有する技術力や企業努力が適正に評価され、受賞などの実績がその後の入札で有利に働くようにすることで、優秀な企業や技術

者にインセンティブを付与し、意識を高めてもらう制度となっております。国土交通省においても、こうした趣旨に基づき、この制度を採用しているところでございます。

一方で、この評価の基準や配点についてさまざまな意見があることは我々も認識をしております、建設業界からの意見も踏まえ、毎年見直しを行っておるところでございます。昨年で申しますと、優良工事表彰の受賞実績のウエートが高いとの意見があったことから、評価対象年数や配点を見直したところでございます。1つ目、表彰の有効期間の見直しとして、平成28年度には7年から5年に短縮をしております。さらに、来年度からは5年から3年に短縮する予定としております。また、配点の見直しといたしましては、今年度から企業と技術者の評価点を10点から5点にウエートを下げたところでございます。

建設業協会との意見交換の中では、この総合評価制度の見直しに当たっては、企業の経営戦略に直結する案件であることから、急激な制度変更を避けるよう強い要望もいただいております。今後とも、建設業界から広く御意見を伺い、よりよい制度に向けて検討を続けてまいりたいと考えております。

○29番（高橋徹君） だんだんと改善がされてはいるようでございますが、改善をしていくということは、今の制度がよくないということであろうと思います。また今後に期待をし、次の質問の機会にもう少しお話を詰めさせていただきたいと思います。

次に、日本固有の魚でございますアカメの保護について御質問をさせていただきます。

以前から、鏡川漁協ではアカメについてさまざまな御意見をいただいております。たびたび地元紙でも写真とともに、1メートル程度のアカメを釣り上げ、話題となってきたところでございますが、ほとんどの方がリリースして

おります。

さて、アカメは幻の魚とも呼ばれておりますが、実は幻ではないと記してありました。昨年4月28日に公表されました、高知県のレッドリストの改訂案では、絶滅のおそれがあるリストから除外されています。こういったデータに基づいての改訂案なのか、我々は承知をいたしておりますませんが、さまざまな意見があるようでございます。

先日、鏡川漁協にメールでの御意見をいただきましたので、御紹介させていただきます。

本日もアカメの魚種の観察に行ってきました。場所は北タナスカ。きょうは見つけられませんでした。7月は、稚魚が4匹、大きさ1センチメートル程度が漂っていました。昨年は多い日には10匹は観察できましたが、ことしは非常に少ないようです。時期や天候、潮などが関係あるとは思いますが、現実的に稚魚は減少しているのではないかと。そして、アカメの稚魚が捕獲され、ネットを通じて販売されている。購入した方々を調べてみると、ほとんどの方々が稚魚から飼育して若魚の過程で死なせている。多い人は1度、2度、3度と購入しチャレンジしているが、死なせては買いの繰り返しをしている飼育者がいると記してありました。

また、アカメの生態からして、稚魚から若魚の過程で、稚魚期には淡水で生息、その後1年くらいからは海水域に移動するため、幾ら稚魚から淡水で飼育しても、成長とともに海水で飼育しないと死んでしまうケースが多いようです。そのため、アカメを大型、成魚に成長させ飼育している人はほぼおりません。これらの現状から、捕獲しネットで販売している方がおりますが、無益な殺生となっておりますというふうに記してありました。

さて、アカメは日本では、高知県と宮崎県に多く生息が確認されておりますが、大っぴらに

釣りができているのは高知県のみでございます。宮崎県では、県条例によって捕獲が禁止されており、堂々とアカメを釣ることはできません。鏡川漁協においては、アユやアメゴ、ウナギ等は遊漁の対象となっておりますが、アカメは対象外となっておりますので、手の出しようがなく、どうすることもできません。

県においても、これまでも調査研究をされていると思いますが、以上の点を踏まえて早急に保護対策を講じる必要があると思いますが、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 昨年、高知県レッドリストの改訂版を公表いたしました。改訂に当たりましては、改訂委員会を設置し、専門家による調査、協議をいただきました。その中で、アカメにつきましては、それまで幼魚が生息するコアマモの環境が悪化していることを主な理由として絶滅危惧種としておりましたが、コアマモ以外の植物周辺でも生息することが確認されていることや、県内の沿岸部分や河口域において確認されていることから、絶滅を危惧する状況にはないと判断され、今回リストから除外となったものでございます。

しかしながら、今後環境の変化や過度の捕獲などにより減少する可能性はありますことから、本県の多様な自然を代表する種として注目種に指定をいたしました。今後は、啓発用チラシを釣り具店や漁協等に配布するなど、注目種としてアカメの保護のための啓発活動に取り組みますとともに、引き続き専門家による会議などを通じまして情報を収集し、アカメの動向を注視していき、状況に変化がある場合はレッドリストの変更も検討していきたいと考えております。

○29番（高橋徹君） どうぞよろしくお願いたします。

最後の項目でございますが、高知医療センター医師の働き方改革について申し上げます。

先日の地元紙に、医療センターの心臓血管外科医師の過重労働についての記事が掲載されておりましたが、この件について、私の体験談を通じて医師の現状を申し上げたいと思います。

実は、昨年9月議会直前に、私自身が急性の心臓の不調を感じ、早速近くの専門医で受診をいたしました。医師は聴診器で背中の中の心音を聞くなり、これはよくありませんとのことでした。詳しい検査の後、早速2つの医療機関の紹介がございました。私は、医療センターの心臓血管外科チームによる高度な医療技術によって、多くの患者の命が救われていることを聞いておりましたので、高知医療センターにお世話になることといたしました。

詳しい検査の結果、心臓の4つある弁のうち2つの弁の異状と、そして造影検査でしかわかり得ない大きな血管の閉塞が見つかり、バイパス手術と2つの弁の機能回復を行う手術をすることになりました。主治医の先生の指導のもと、手術前の十分な検査と打ち合わせの後、手術当日午前9時に手術台に向かい、間もなく麻酔によって意識はなくなり、胸骨を30センチメートル程度開胸しての手術がございました。気がつけば、午後9時を過ぎておりました。約12時間に及ぶ大手術がございましたが、主治医の先生から手術はうまくいったとのこと聞かされ、大げさかもしれませんが、再び命を授かった思いがいたしました。手術当日は12時近くまで集中治療室で主治医の先生が傍らにいてくださり、その後、薬の作用もあって眠りにつき朝6時に目が覚めると、傍らに執刀していただきました先生がしっかりと見守ってくださる姿がございました。仕事のこともございましたので、少し早目の術後10日で退院をさせていただき、自宅での療養となりました。

さて、入院中でございましたが、同じフロアの心疾患により手術を行った方々との会話の中

で、新聞報道にありました4人の先生方は、不断の使命感と申しますか、日々の御自身のプライベートの時間も犠牲にして、昼夜、県民の命を守る安全・安心の医療体制をつくり上げていただいております。そのことによって、これまでに多くの患者の命を救うことができています。私も当然その一人であり、感謝でいっぱいでした。

さて、このたびの新聞報道にあります時間外労働は、医師としての大きな使命感によって発生しております。新聞のコメントにもありましたが、古味企業長は、医師による術後管理の必要性と執刀医の責任観念、また吉川病院長は、心臓血管外科は手術後の患者に寄り添い、張りついていないと対応がおくれ、亡くなることもあるとおっしゃっていましたが、まさにそのとおりでございます。要は患者数に対して医師が足りないことが原因であることには間違いありませんが、この医師不足が明らかな状況は県市を含め全体で考えていくべきだと、みずから身をもって感じたところでございます。

吉川病院長の説明に、できることから働き方改革を進めていくと新聞報道の結びにございましたが、尾崎知事も、県のそれぞれ関係の方々も医師確保にあらゆる手を打ってこられておりますが、このことに関する考え方をお聞かせいただいたら幸いです。どうぞよろしくお願いをいたします。

○知事（尾崎正直君） まずもって、高橋議員におかれましては12時間にも及ぶ大手術を受けられたとのことございまして、本当に改めてお見舞いを申し上げます。また、このたび手術が成功されたことについてお喜びを申し上げます。くれぐれも御自愛の上、今後ともお体にお気をつけいただきたいと、そのように思う次第であります。

議員が大変貴重な経験をされたことに基づい

での御質問をいただいたわけでありますが、この課題は本当に重く、そして重要な課題だと、そのように考えさせていただいております。医師の過重労働については、本当にお医者さん御自身の健康にもかかわることで、また提供される医療の質にもかかわる重大なことであります。他方で、その過重労働の背景には、患者さんの命を守るために医療の質を確保し続けていこうとされる使命感が背景にあり、また患者さんの命にかかわる問題もあるということなのだろうと、非常に難しい問題であって、この問題を解決していくためにさまざまな手段を講じていかなければならないと、そのように感じているところであります。

1つには、県としてしっかりと対応を引き続き講じていくことが必要だろうと考えています。医師確保のための施策というのを、この間大変厚く講ずることとしてまいりました。例えば研修医の皆様方をできるだけふやしていくように、奨学金を活用し、その後のキャリア形成を応援していくような施策を進めてまいりましたし、またいわゆるスカウト方式によって、名医の皆さんに高知に来ていただくような取り組みも強化しようとしてきたところであります。今後、こういう対策をさらにしっかりと強化していかなければならないと、そのように思っています。また、医療センターの皆様ともいろいろお話をさせていただければと、そのように思っている次第です。

あともう一点として、この医師の過重労働の問題というのはある意味全国的な課題にもなっているところでありまして、高度な医療等を提供できるとして厚生労働大臣が承認をした85特定機能病院のうち64病院が、2013年から2017年にかけて労働基準法違反として労働基準監督署から是正勧告を受けるなどしているということでもあります。やはりこの点について、国におい

ても医師の働き方改革に関する検討会を設置して対応していこうとされているところでもあります。

本年2月には検討会の中間取りまとめが出されて、自己点検をしっかりとしなさいとか、さらにはお医者さんからお医者さん以外への業務の移管できるものがあればしっかりとやりなさいとか、そういうことを考えるべきだという中間報告が出されたところでありますが、今後の最終取りまとめが出てまいりましたら、この点も踏まえて、我々としてそれに従った対応をしますとともに、さらに国に対してさらなる是正措置も訴えていかなければならないだろうと、そのように考えているところです。

○29番（高橋徹君） 大変御丁寧なお話をいただきました。

医療センターですが、少し駐車場が手狭のようです。私の感想でございます。外来の受付、そして食事をそれぞれのフロアに運び込んでいる女性、そしてそれぞれの看護師の方々、医療センター自体が、患者に寄り添って行き届いた、本当にいい病院であるというのを本当につくづく感じました。古味企業長にもそんなお話をさせていただき、私自身手術をした折に担当の先生の様子を見て、かなりの残業時間があるんで大変だろうなという話もちょっとしたことでもございました。そしたら、この問題が出ましたので、本会議場で一問一答で話すのは余り適当ではないかもわかりませんが、少し、私自身あるいは家族のことも含めて思いがございましたので、きょうこの議場でお話をさせていただきました。

大変大きな、そして難しい問題ではあると思いますが、県民の命を守る医師の確保、どうぞ今後も力いっぱい進めていただいて、特に心臓血管外科の4人の先生方の仕事の時間を少しでも減らせる状況をつくり上げていただきます

よう、皆さんで協力していただきますことを最後にお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。まことにありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、高橋徹君の質問は終わりました。

ここで午後4時20分まで休憩といたします。

午後4時14分休憩



午後4時20分再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地佐智さんの持ち時間は30分です。

37番塚地佐智さん。

○37番(塚地佐智君) 最後の質問となりまして、お疲れのこととは思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、戦争遺跡の保存と活用について伺います。

ことは明治維新150年の節目の年、さまざまな角度からこの150年が語られています。封建時代から資本主義の時代へと移り変わり、極めて不十分ながら、移動の自由や選挙権の付与、議会の開設など民主主義の発展、また商工業の発達といった日本産業の発展が図られた一方で、尊王攘夷から富国強兵の国づくりへと突き進み、日清・日露戦争へ、太平洋戦争へと軍国主義の台頭に道を開いた歴史であったことも、しっかりと認識しておかなければならないと思っています。その歴史を語り伝える意味において、戦争の語り部が人から物へ移り変わらざるを得なくなった中、戦争遺跡の持つ重要性が改めて問われています。

昨年の9月県議会、我が党の吉良議員の質問に対し、教育長は、県内の戦争遺跡の悉皆調査について、市町村や民間関係団体の協力を得て、どこにどのようなものがあるかという情報収集を行いたいと、前向きな御答弁をいただきました。その後どのように対応されているのか、教育長に伺います。

○教育長(田村壮児君) お尋ねの件につきましては、まことに申しわけございませんけれども、率直に申し上げますと、担当課がほかの業務で手いっぱいということになっておりまして、まだ着手できておりません。

今後は、できるだけ早く民間団体のお話もお聞きした上で、市町村に対して照会を行いたいと考えております。

○37番(塚地佐智君) 率直な御答弁をいただきました。これではだめなわけで、福岡県などは戦争遺跡の指導委員会をつくりまして、戦争遺跡カルテもつくって行動を始めておりますので、ぜひ取り急ぎ、必要なら人も要求して、お願いをしたいと思います。また、さらに詳しい調査は専門家の御意見もお聞きしながら検討したいとも答弁をされていますので、よろしく願いをいたします。

そして、今後取り組まれた中で、戦争遺跡を県の保護有形文化財の史跡として検討、指定することも想定がされます。文化財保護条例上の規定に基づく特徴、要件、基準の具体例の中には、戦跡という項目がありません。そのため、1月に開催された県の文化財保護審議会では、戦争遺跡がどの項目に当てはまるのかという議論がなされたところです。

国においては、1995年、広島原爆ドームを国の史跡として指定する検討の中、指定基準の見直しを行い、戦跡の文言を明記し、その対象とすべき時期についても、当面第2次世界大戦終結ごろまでの遺跡を史跡指定の対象とするこ

とが適当との考え方を示しています。県としてはこれまでの記述でも文化財としての位置づけはしていますが、さきの文化財保護審議会ではこの点が明確になっていないため、旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等跡地と建物がどの県基準で遺跡として指定が可能なのかについての議論が必要となりました。今後、こうした混乱を生じさせないために、この際、国基準に基づくものに改めるべきだと考えますが、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） お話にありました国の指定基準につきましては、御指摘のとおり、広島原爆ドームを世界遺産にしていく上で、国の史跡として指定を検討する中で平成7年に基準の見直しがあったものでございます。国の指定基準に当たります「高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め」については、国の基準の変更があった当時どのような議論がなされたのかは不明でございますけれども、見直しが行われておらない状況でございます。

この基準の見直しにつきましては、他の項目も含めまして、国の見直し内容を精査し、高知県の文化財の特性なども踏まえながら、改めて文化財保護審議会で協議をして改正の検討を行っていきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひよろしくお願いをいたします。

人から物へ、戦争の語り部はいや応なく変化をしています。圧倒的な存在感を持つ遺跡や遺物をどのようにして後世に伝え残していくかは、この転換点に立っている、今を生きる私たちの責務だと考えます。

そのためにも、県の文化財保護審議会の委員に戦争遺跡の専門家を配置するよう提案をいたしますが、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 文化財保護審議会の委

員に戦争遺跡の専門家を配置するかどうかにつきましては、戦争遺跡というかなり限られた分野の専門家を対象とすることが適切かどうかといった検討が必要と考えますので、まずは委員の御意見も聞いてみたいと思います。

○37番（塚地佐智君） ぜひ委員の見解を聞いていただいて、取り組みを進めていただきたいと思います。

高知県には、いわゆる戦争資料を専門的に収集し保存し展示する公的な施設が存在をしていません。民間団体が運営をされている平和資料館草の家がその役割を担っておられますが、施設規模が小さく、貴重な資料が保存をされていますが空調設備もありません。

先日、歴史民俗資料館にも伺いましたが、収蔵庫を効率的に使用するため、寄贈の申し出も厳選している状況とのお話を伺ってまいりました。高知県護国神社で保管をされている貴重な遺物も、保存状況は良好とは言えず、遺骨とともにニューギニアからやっと帰ってこられた鉄かぶなども腐食が進んできています。歴史民俗資料館に保存されている陸軍歩兵砲隊測遠器は、長さが約84センチ、直径約18センチほどのものですが、保存のためのさびどめ処置に20万円が必要だったとのこと。民間では限界がある対応と言わざるを得ません。

滋賀県では県立、徳島県では遺族会の、また高松市や西宮市などは公立で、収集保存、展示活用する施設整備がなされています。ぜひとも検討していただきたいと思います。この点は知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 県ではこれまでも、歴史民俗資料館で本県の戦争の歴史に関する資料の収集保存を初め展示公開を行ってきたところがあります。しばらくの間、この歴史民俗資料館で今後も対応を行っていくこととなろうかと考えておりますが、いずれこちらもいっぱいにな

るということになりますれば、施設の整備についても当然検討していく、そういう時期も来るであろうと考えています。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。既に収蔵庫は相当いっぱいの状況になっているのが実態です。ぜひ急いで検討を始めていただかないと間に合わないということもございます。検討していただけるという御返事でございますので、ぜひよろしく願いをいたします。

また、当面施設の整備が困難なら、早急に戦争遺物の調査を実施し、重要性、緊急性を判断し、保存対応をされるよう求めるものですが、文化スポーツ部長に伺います。

○文化スポーツ部長（門田登志和君） 県では、平成25年度から27年度にかけて、県遺族会を通じ、戦時資料の収集を目的とした調査を実施し、266点の戦時資料を寄贈いただき、展示させていただいております。今後におきましても、歴史民俗資料館において、本県の戦争の歴史に関する重要な資料の収集保存、調査研究、展示公開を行ってまいります。

○37番（塚地佐智君） 先ほど教育長の御答弁にもありましたけれど、これから戦争遺跡の実態調査で、戦争遺物なども当然出てくることになり、と思えます。ぜひとも協力し合って進めていただきたいというふうに思います。

高知県に存在する戦争遺跡の中で、規模においても歴史的価値においても貴重だとして、市民の皆さんが保存運動を進めている旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等の保存と活用について伺います。

昨年9月県議会で、高知市朝倉の高知大学に隣接をしています旧大蔵省印刷局跡地約5,500平方メートルの敷地内にある、旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫・講堂・土塁について保存と活用を求めた、我が党の吉良議員の質問に対し、知事は、専門家の意見を伺い判断すると、実

施が予定をされていた、高知財務事務所での売却のための入札の延期を申し入れてくださいました。

その後、専門家の意見として、高知県文化財保護審議会が緊急に開催され、去る1月25日に答申が田村教育長に提出をされました。その答申の要点はどのような内容か、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 答申の要点については、次のとおりでございます。歩兵第44連隊兵営全体から見ると、現存しているのは一部であることや、構成要素である建造物の規模などから、国指定史跡・重要文化財の水準には達していない。同様の理由で、県指定の史跡の水準には達していない。一方で、弾薬庫・講堂の建造物については、明治30年代前半に建築されていて、高知の近代和風建築、近代化遺産として他に類例が見当たらず、歴史的価値が高いことなどから、ともに国登録有形文化財、県保護有形文化財建造物に相当する。

なお、審議の過程で、多くの方々が出征していった歴史的にいわれのある場所であり残すべき価値がある、隣接する高知大学はまさに連隊の跡地の歴史であり平和学などの教材としてあるいは学びの場としての意義は十分にあるといった御意見も多く出されたことも、答申で付言されています。

○37番（塚地佐智君） 知事はこの答申をどのように受けとめられたか、お伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 高知県文化財保護審議会の皆様から御提出いただきました答申ではありますが、専門家の御判断として大変重く受けとめさせていただいております。今後、さまざまな選択肢の検討を行わなければならないと、そのように考えているところです。

○37番（塚地佐智君） 歴史的にも県民の宝として残すべきだと、建造物としても大変価値があ

るという答申でございました。さらにここは、名誉県民となられているあのペギー葉山さんの歌「南国土佐を後にして」の原歌を歌い続けてきた鯨部隊が出兵をしたところでもございます。本当に価値ある場所だと思いますので、ぜひ保存の検討を具体的に進めていただきたいと思います。

高知財務事務所は、最初の県の要請を受けて、とりあえずこの土地の売却のための手続をこの2月末を期限として延期していました。そして、県教委はこの2月末に、審議会の答申を受け、これらの保存と活用の検討に時間が必要と、さらに1年間の売却手続の延期を文書で要請、同日付で高知財務事務所から要請に応じるとの文書回答が寄せられたことを公表し、新聞やテレビのニュースでも報道されています。この間の知事の英断、関係者の方々の御努力に敬意を表したいと思います。

2度にわたって売却手続を延期するという判断を要請したことは、大変重い判断だと思います。この高知財務事務所との意思の確認はどのようなものであったか、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 高知財務事務所に対しましては、高知県文化財保護審議会の答申及び審議内容を御説明し、保存、活用の選択肢の検討や関係機関との協議などに、さらに時間が必要であることを御理解いただいたところでございます。財務事務所からは、検討状況を定期的に報告することを求められておまして、報告とあわせて協議を進めることとなるものと考えております。そういったことで今回延期をお認めいただいたものでございます。

○37番（塚地佐智君） この1年間が大変重要になってくるというふうに思います。保存する会の方々からは、今後の活用についての具体的な提案が示されております。さらに、今後の検討に当たっては、こうした方々の意見を承りなが

ら進めるということが私は大事だと思います。

今後の検討に当たっては、県の担当者だけではなくて、戦争遺跡の専門家、もちろん隣接している高知大学にも参加をいただいた、保存と活用方法の検討委員会を立ち上げる必要があると考えますけれども、教育長の御所見を伺います。

○教育長（田村壮児君） 現在は内部的な検討をしている段階でございますので、検討会を設置というのは考えておりませんが、専門家や関係の皆様からの御意見についてはお伺いしたいと、そういうふうに思います。

○37番（塚地佐智君） 内部的な検討の中で大体の大きな方向が決まっていくということになることなく、やっぱりきちんと保存する会の運動の方々を初めとして専門家の意見をしっかり聞く、しかもそれは、私はオープンな形で進められるべきだというふうに考えています。内部での検討だけでなく、オープンな形で検討をするように求めるものですが、その点を教育長に再度お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 個別にお伺いする場合も、ある意味オープンな形でということになるかと思えます。御意見は伺ってまいりたいというふうに思います。

○37番（塚地佐智君） それでは県民の目には明確に、その検討内容は明らかにしないと私は思うんです。内部的な検討だけでなく、しっかりと外部の意見も聞いて、市民に返しながらか検討を進めるという体制をぜひとっていただきたいと、これは強く要請をしておきたいと思えます。

最後に、この審議会で、県の指定文化財として残すべき価値があるとされた弾薬庫や講堂、今少し傷みも進んでいる部分もあります。屋根瓦や雨どいなど一部修復をしたほうがよいという専門家の御意見もあります。

県が高知財務事務所と交わした文書の中では、建物の維持管理としての県の役割も示されています。ぜひとも調査の上、簡易な修復は可能だと思いますので、対応していただきたいと思いますが、教育長の御答弁を伺います。

○教育長（田村壮児君） おっしゃるように、維持管理を引き受けるということにはなっておりますけれども、想定しておりますのは定期的な見回りですとか草刈りといった範囲までというふうに考えておまして、一定の費用のかかるものまでは想定をしておりません。

○37番（塚地佐智君） それでは文化財保護審議会が残すべきと言った意味合いに、私は対応できないと思います。破壊されることを見過ごすことなく、しっかりその文化財保護審議会の答申を受けて調査の上、改修を行っていただきたいということを、これは強く要請しておきます。そうしなければ、審議会の答申に誠実に応えるということにはならないと思います。

再度、教育長、御答弁いただけますか。

○教育長（田村壮児君） 現状では建物は国の所有でございまして、その建物を県が経費を支出して修理をすることには、なかなかならないんじゃないかというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） やりとりをしてもだめだとは思いますが、これからまたその点については要請を強めていきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

続きまして、給付型奨学金についてお伺いをいたします。

子育て支援や少子化対策として、教育費負担の軽減は大きな柱の一つとしてさまざまな施策が取り組まれてまいりました。所得制限は課せられたものの、高校授業料の免除制度、高等学校等就学支援金制度が実現をし、就学援助金の入学準備金の前倒し支給の実施など、私たちが求めてきたことも実現をしています。

その中の一つとして給付型奨学金制度があります。国民の声に押され、政府もやっと今年度から大学等への進学保障のための給付型奨学金制度を開始いたしました。しかし、枠も狭く、対象人数もわずかで、一部先行実施となった今年度は、児童養護施設出身者等で全国で2,502人にとどまっています。

本県の実績はどうだったのか、公立の分を教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 日本学生支援機構は、平成29年度の実績に関しては年度明けに都道府県別の実績を公表する予定ということでございまして、現時点では公表しておりません。そして、29年度先行実施分につきましては、申請手続を在籍する大学などが行い、採否の結果についても在籍する大学などを通じて行われますので、高等学校等に直接は通知をされておられません。そのために結果を把握できていない高校もあり、県内の公立学校が推薦基準に該当するとして認定した20人のうち、現時点で把握している採用者は6人と聞いております。

○37番（塚地佐智君） 私学のほうも、文化生活スポーツ部長、どうでしょうか。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 私立学校におきましても、結果を把握していない高校等もあり、県内の私立学校等が推薦基準に該当すると認定した36人のうち、現時点で把握している採用者は34人と聞いております。

○37番（塚地佐智君） 30年度からは本格実施になっていくわけですね。この本格実施につきましての数字が今言われたように私は思いましたけれども、そうではなくて29年度の数字でよかったんですね。

来年度の本格実施では、住民税非課税世帯の高校生で、学業やその他の活動で非常に活躍したなどの要件で高校が推薦した生徒に給付。給付額は、国公立か私学か、また自宅通学か下宿

かなどの条件下で、月2ないし4万円給付がされます。しかし、対象人数は2万人程度にとどまり、全国高校の5,000校に最低1人分の枠を割り当て、残りの枠を各校の非課税世帯の比率で振り分けするとのことです。

本県への割り当て枠はどうなっているか、教育長に伺います。

○教育長（田村壮児君） 割り当てのほうは、お話のあったとおりでございますけれども、本県への割り当て枠は、国公私立の高等学校・特別支援学校・高等専門学校、この制度の対象となる専修学校・専門学校、合わせて246人となっております。

○37番（塚地佐智君） 給付型の奨学金制度の創設というのは大変歓迎をされています。しかし、1学年2万人の枠——今おっしゃられた本県で246人の枠ということでは、本当に微々たるものにすぎません——全国でも非課税世帯の学生約6万人のわずか3分の1にすぎないという状況です。それだけでなく、高校側の推薦というハードルもあることから、その拡充が強く求められています。

文部科学省も、給付金額も含め、制度開始後も引き続き充実を図っていきたいとしています。現在の制度では極めて不十分だと考えるものです。知事はこの給付型奨学金制度についてどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 大学への進学を望む学生さんが経済的理由でこれを断念しなければならないということ、これはできるだけそういうことのないようにしなければならんだろうと思っています。ですので、給付型奨学金については、全国知事会としても強くこの創設を訴えてきたところであります。私も、先ほど申し上げましたように、子供の貧困対策を所管します、次世代育成プロジェクトチームの長でありますので、

この点について政策提言を繰り返してまいりました。

現在、この点について、この給付型奨学金が制度として成ったということは本当に素晴らしいことだというふうに思っています。政府において本当に大きな歩みを踏み出していただいたことだと思っていますが、ただ先ほど来お話のありますように、やはりもっと量的に拡大していくという方向はぜひぜひこれからも訴えていきたいものだなと、そのように思っているところです。今後も引き続き、そういう方向で政策提言を重ねていきたいと思っています。

○37番（塚地佐智君） 枠の人数もさることながら、学校の推薦という大変大きなハードルもあります。その点では、学校側が選択する苦しみもあります。そういうことがなく、やっぱり希望する方々に広く開かれた制度になっていくように、制度の内容も充実をするよう要望していただきたいということをお願いしておきます。

文部科学省は、この給付型奨学金を要望したにもかかわらず、評定基準を満たしていなかったり予算不足が原因で奨学金を受け取れなかった学生を考慮し、無利子奨学金枠を拡大することとしましたが、これでは全く解決に至っていません。

県としてもこの間、高知県夢・志チャレンジ育英資金制度を篤志家の方からの寄附金をもとに創設いたしました。応募・利用状況はどのようになっているか、文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） この高知県夢・志チャレンジ育英資金制度は、平成29年度からの3年間の事業で、国公立大学への入学希望者を対象に毎年10名の募集を行うこととしております。本年度は49名から応募があり、10名の奨学生を決定しております。

また、来年度の入学希望者を対象に行いまし

た募集では、43名から応募をいただいています。今後、入学状況等を確認しまして、5月に奨学生を決定する予定でございます。

○37番（塚地佐智君） また、県や市町村で大学等の奨学金返済への支援制度にも取り組まれています。その実施・利用状況を文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県が行っております奨学金返還支援制度であります高知県産業人材定着支援事業は、平成28年度から4カ年の事業でありまして、毎年30名の募集を行っております。本年度は29名の方から応募があり、27名の方を決定しております。現在、平成29年度卒業生を対象に募集を行っているところでございます。

○37番（塚地佐智君） さらに広げていただきたい制度だというふうに思いますし、定員に満たないなどというもったいないことがないように制度の改善をさらに求めるものですが、今後の対応について文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 本年度は、作成しましたリーフレット等を県内外の大学や受け入れ側であります県内企業や経済団体等に配布をしますとともに、県と就職協定を締結しました大学には直接職員が訪問するなど、制度の周知に努めてきております。また、県民の皆様にはテレビやラジオなどにより広報を行ってきております。

来年度実施をする面接などの選考審査においては、本年度行いました受験者へのアンケート結果から、仕事上への配慮として、年度末、年度初めの時期を避けるといった見直しを行っております。

今後も、この制度のより一層の周知に努めるとともに、企業などには応募者の受験に配慮をお願いするなど、この制度がより活用されるよ

う取り組んでまいります。

○37番（塚地佐智君） ぜひよろしく願いいたします。

これまで、大学等の奨学金について伺ってまいりましたが、時間がありませんので大幅に質問を飛ばさせていただいて、次に高校等の奨学給付金制度について、生活保護世帯への給付漏れの実態の改善について、最後に地域福祉部長に御質問をさせていただきたいと思っております。

○地域福祉部長（門田純一君） お話にありました高校生への奨学給付金の制度につきましては、福祉事務所、福祉保健所に対しまして、制度の内容や生活保護制度上の取り扱いについて担当者会議などで周知を図り、制度の活用を指導してまいります。給付対象者にはケースワーカーから、この給付金が収入認定されないなど、制度や手続について丁寧に説明し、確実に申請するよう指導するとともに、事務監査などを通じて保護世帯への指導の状況も確認してまいります。

さらに、福祉事務所が申請状況を高等学校などに確認するなど、教育委員会とも連携していきたい、そのように考えております。

○37番（塚地佐智君） 文化生活スポーツ部長と教育長には大変申しわけないことをいたしました。数字も丁寧にお調べいただいたことだと思いますけれども、またその数字はいただいて今後活用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

OECDの中で、日本の教育予算は最低というところにあります。憲法第26条では、皆ひとしく教育を受ける権利が能力に応じてあるということも規定をされていますので、それにふさわしい教育予算の確保、それと皆さんの御努力をこれからもお願いしておきたいと思っております。

そして最後に、知事のほうから、文化財の保護、展示の施設について一定検討していきたい

という御答弁がございました。今回の朝倉の44連隊跡地にあります弾薬庫そして講堂は、まさにそれにふさわしい施設ではないかというふうには私は考えております。ぜひそういう点も含みおいて、今後とも検討を進めていただきたいということを最後をお願いを申し上げて、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、塚地佐智さんの質問は終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明8日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分散会

平成30年3月8日（木曜日） 開議第7日

出席議員

1番 下村勝幸君
 2番 野町雅樹君
 3番 上田貢太郎君
 4番 今城誠司君
 5番 久保博道君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 浜田豪太君
 9番 横山文人君
 10番 加藤 漠君
 11番 坂本孝幸君
 12番 西内 健君
 13番 弘田兼一君
 14番 明神健夫君
 15番 依光晃一郎君
 16番 梶原大介君
 17番 桑名龍吾君
 18番 武石利彦君
 19番 三石文隆君
 20番 浜田英宏君
 21番 土森正典君
 22番 西森雅和君
 23番 黒岩正好君
 24番 池脇純一君
 25番 石井 孝君
 26番 大野辰哉君
 27番 橋本敏男君
 28番 前田 強君
 29番 高橋 徹君
 30番 上田周五君
 31番 坂本茂雄君
 32番 中内桂郎君
 33番 金岡佳時君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田 稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総務部長 梶 元伸君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化生活
 スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興
 推進部長 松尾晋次君
 中山間振興・
 交通部長 樋口毅彦君
 商工労働部長 中澤一真君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・
 環境部長 田所 実君
 水産振興部長 谷脇 明君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 井奥和男君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局局長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 職務代理者 小柳誠二君
 警察本部長 植田 茂君
 代表監査委員 川村雅計君
 監査委員
 事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 西森 達也 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第7号)

平成30年3月8日午前10時開議

第1

- 第1号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第2号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 平成30年度高知県営林事業特別会計予算
- 第16号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第19号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第20号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第21号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第30号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	議案	
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	第 57 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 58 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	第 59 号	高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案	第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例		

	業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県安心こども基金条例の一部を	第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
		第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
		第 89 号	高知県及び中芸広域連合中芸保健福

祉推進協議会の廃止に関する議案

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定
管理者の指定に関する議案

第 91 号 権利の放棄に関する議案

第 92 号 権利の放棄に関する議案

第 93 号 権利の放棄に関する議案

第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議
案

第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案

第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金
（水口トンネル）工事請負契約の締結
に関する議案

第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交
付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負
契約の締結に関する議案

第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一
部を変更する契約の締結に関する議
案

第 2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日
の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務代

理者として出席させたい旨の届け出がありまし
た。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成30年度高知県一般会
計予算」から第100号「和食ダム本体建設工事請
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議
案」まで、以上100件の議案を一括議題とし、こ
れより議案に対する質疑並びに日程第2、一般
質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によるこ
とといたします。

横山文人君の持ち時間は50分です。

9番横山文人君。

○9番（横山文人君） 6日間にわたる質問戦の
最終日のトップバッターを務めさせていただきます。
自由民主党の横山文人でございます。議
長にお許しをいただきましたので、早速質問に
入らせていただきます。

まず、本県の代表的な伝統産業である土佐和
紙の振興についてお伺いをいたします。

日本三大和紙の一つである土佐和紙の歴史は
大変に古く、私の地元いの町のシンボルでもあ
ります。清流仁淀川の恵みを受け、1,000年の歴
史を持つ土佐和紙であります。その起源は土
佐藩の御用和紙、土佐七色紙でありました。こ
こで、この土佐七色紙にまつわる歴史と伝説を
少しお話しさせていただきます。

七色紙が誕生したのは、戦国の世が少し落ち
ついた天正19年、1591年であります。そのころ
伊予の国の修験者、新之丞は、四国行脚の途中、
土佐成山村、現在のいの町成山地区で病に倒れ、
この地に隠棲していた長宗我部元親公の妹、養
甫尼と、おいに当たる安芸国虎の次男、安芸三

郎左衛門家友の手厚い介抱によって回復に向かいます。その後元気を取り戻した新之丞はお礼にと、コウゾとガンピを使った製紙の技術を伝授し、3人は力を合わせて草木染による美しい土佐和紙をつくり上げることができました。やがて慶長元年、1596年、新之丞は故郷である伊予日向谷村へ帰ることとなります。しかし、当時七色紙の秘法が他藩に漏れることを恐れた家友によって仏ヶ峠で背後から切りつけられ、悲しい最期を遂げてしまうのであります。これが今なお、いの町成山地区に伝わる土佐七色紙の悲話であります。

その後、土佐の国が長宗我部氏から山内一豊公の世に移り、慶長6年、1601年、家友が七色紙を献上したところ大層気に入られ、幕府への献上品や藩の御用紙に認められて、ここに幕末まで続く御用紙すき制度が生まれました。選ばれた御用紙すき24軒の中でも、幕末の製紙家、吉井源太翁の活躍は目覚ましいもので、土佐はもちろん、全国の製紙技術向上に貢献しました。

高知県紙業界の功労者である吉井源太翁は、書籍、土佐の歴史と文化によりますと、文政9年、1826年に土佐和紙の中心的生産地であった吾川郡伊野村に生まれ、明治41年、1908年に没するまで、土佐和紙の改良、発展に努めました。吉井源太翁は、抄紙部を初め、産業振興を進めた農商務省や民間の貿易商なども広くかわりを持ちつつ、抄造方法及び薬剤の利用方法等について研究を行い、新しい紙を開発しました。この2つの主体によって開発された技術は、以後の手すき和紙業界全体に大きな意味を持つ、改良紙や特殊紙と呼ばれる新しい紙を創出することになりました。このことは、明治31年、1898年に出版された著書、日本製紙論で細部にわたり述べられております。その中で吉井源太翁は、日本の紙が滑らかで緻密、また保存性にすぐれ

ていることは世界の中でぬきんでているのだから、製紙業者は大いに世界の市場で競争する覚悟を持つべきであると呼びかけています。

そして、幕末・明治期の吉井源太翁の開発、普及から150年余り、現在では不織布の新たな開発や、セルロースナノファイバーなどの新製法へと、製紙技術はイノベーションの中心的な存在であり続けており、まさに先覚者の言葉であったと感嘆するばかりであります。

このような歴史を持つ紙業王国高知県ですが、紙の起源でもある土佐和紙、もしくは伝統産業としての手すき和紙の存続が、今まさに岐路に立たされていると危惧をするところでもあります。そこにはコウゾなどの原料の不足、簀桁など紙すき用具の問題、職人の育成・自立という課題などに加え、日本三大和紙の一つである土佐和紙のすばらしさを現代にどう発信し生かしていくのかという、文化的な掘り起こしも必要となります。すなわち、川上、川中、川下における現状の分析と課題解決が求められているのではないのでしょうか。そして、土佐和紙に端を発する現在の紙産業を本県の主要産業として、いかに展開し発展させていくのか、さらなる戦略のグランドデザインを描いていかなければなりません。

そこで、この土佐和紙の課題について順次お聞きしていきます。まず、川上である原料の問題についてであります。さきにも述べました、紙産業がどうして本県で発展を遂げてきたのかの理由の一つには、原料となるコウゾとミツマタの日本最大級の産地であったことが挙げられます。土佐和紙の魅力、その大きな特徴として原料や道具、職人の全てが地元のものであるということがあります。つまり、和紙づくりに適した土地柄であり、その結果、日本に冠たる土佐和紙が形成されたわけではありますが、今現在その原料の確保という大きな課題が横た

わっているのです。

和紙の三大原料として挙げられるものは、コウゾ、ミツマタ、ガンピで、それに紙の繊維をつなぐネリが必要となります。土佐和紙の主な原料であるコウゾは、最も多かった明治時代で4,000トンを生産していましたが、県の調べによりますと、昭和45年に796トンあったものが、平成27年にはわずか8トンと100分の1に激減しました。時代の変化に伴い、和紙が余り使われなくなったことや、コウゾ農家の高齢化に加え、タイなどの安い外国産のコウゾがふえ国産の値が下がり、農家所得も下落したことによって後継者がいなくなったことなどが原因ではないかと推測されます。

私もこの課題に関しまして、平成28年の県議会9月定例会で御質問をさせていただきました。そのときの御答弁によれば、現在コウゾの生産状況について実態の把握に努めていること、その結果を踏まえて、庁内の関係部局で構成される特用林産推進チームや産業振興推進地域本部と連携しながら、今後の展開を検討するとのお答えをいただいております。

そこで、以後このことについて現状はどうなっているのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（中澤一眞君） コウゾの生産状況等については、昨年度に特用林産推進チームがJAや原料商に出向いて調査を行いました。この調査において、和紙の需要減退や外国産コウゾの増加による生産量の減少、生産者の高齢化による担い手不足など厳しい生産状況にあることがわかっております。

また、今年度のいの町が実施しましたコウゾ生産者の調査に仁淀川地域本部が同行して、個々の生産者を一軒一軒訪問し、栽培状況や出荷の課題などの聞き取り調査を実施しております。その結果、コウゾ生産量は前回調査の平成22年度から約3分の1にまで減少しており、その主

な要因は高齢化に加え、生産工程に係る労力の大きさに比べて収入が少ないといったようなことなどでありまして、生産者にとって深刻な状況が続いているものと認識をしております。

○9番（横山文人君） また、紙すき職人の中には、自分たちで原料を栽培しているところもあります。栽培意欲のある方たちが耕作放棄地を活用できるようにできないか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 農地を将来にわたって有効利用していくため、県では耕作放棄地での営農再開に必要な活動を支援する、国の荒廃農地等利活用促進交付金を活用しながら、耕作放棄地の発生防止と活用に取り組んでいるところでございます。耕作放棄地において、土佐和紙の原料であるコウゾなどを継続的に肥培管理して栽培する場合には、この事業の活用が可能でありますことから、栽培意欲のある方々に対して市町村を通じて事業の活用を促していきたいと考えております。

○9番（横山文人君） ありがとうございます。

原料に続いてですが、紙すきの道具についてもお聞きをいたします。手すき和紙には原料とともに、簀桁や簾網といった用具が欠かすことができません。それをつくる職人さんたちの高齢化、技術の保存、継承していく後継者の問題が顕在化しています。現在、手すき和紙業界においては、全国手漉和紙用具製作技術保存会が国の認定を受け、取り組んでおり、その事務局は本県に置かれております。

そこで、紙すき用具の確保に欠かせないこの用具製作技術保存会の活動について本県はどのようにかかわっているのか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 全国手漉和紙用具製作技術保存会とのかかわりということでございますけれども、この保存会が実施いたします後継

者育成のための研修や技術向上の研修会などの費用に対しては、国から補助金が交付をされております。この補助金に関しまして、本県が事務局を担当しているということもございまして、県では、平成26年度から補助金の支出について、保存会と国の間の調整を行っておりまして、技術向上のための研修や後継者育成事業などの事業計画の検討に当たっては、直接お話を伺って状況把握に努めているところでございます。

○9番（横山文人君） 現在、県内には用具職人さんは2名とのことでありますが、うち1名は御高齢と聞いております。現状を考えると、紙すき用具に関する技術の保存と継承は喫緊の課題だと思われるのですが、今後どう取り組まれるのか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） 先ほど申しました国の補助金を活用して、全国手漉和紙用具製作技術保存会が行っております後継者育成の研修につきましましては、平成23年から今年度まで毎年2名から4名受講しておりますけれども、高知県からは毎年1名から3名が受講しております。そのうち1名の方が継続して毎年研修を受けておりまして、本県の用具製作の後継者育成につながっております。

今後とも、保存会事務局との連携を密にして、製作現場の状況や研修など、事業の実施状況をお聞きして、研修への県内受講者の増加に努めていきたいと考えております。

○9番（横山文人君） どうもありがとうございます。

次に、川中である紙すき職人についてお聞きをします。高知県手すき和紙協同組合によれば、組合結成時の昭和51年の組合員数約60名から現在では18名と、その数は3分の1に減少しております。さきに述べた時代背景の変容もあり、なかなか手すき和紙職人の育成と自立化は厳しい現実にさらされております。しかしながら、

若手の後継者が本県の長期研修制度の活用などで生まれているのも事実でありまして、大変ありがたい制度であることも承知をいたしております。このような職人をしっかりと育て、後世につないでいくためにも、研修制度の継続は不可欠であり、さらには研修後に自立できる環境整備も同時並行で進めていかなければなりません。

そこで、研修生などが、後々販路を開いていけるように、また自社工房を持つなどみずからの力で手すき和紙産業を営むことができるように、研修時から研修後の自立化に向け支援していくシステムも講ずべきではないかと考えますが、このことについて商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 研修生を支援する取り組みとしては、年に1回土佐和紙を初め土佐打ち刃物や土佐すずりの研修生を対象に交流会を開催して、研修中の悩みや不安を共有して解決できる研修生同士のネットワークづくりや、研修修了生や先輩からの自立に向けたアドバイスをしております。

また、自立に当たっては、地域活性化雇用創造プロジェクトの求職者雇入れ研修支援事業では、この中に伝統産業を対象に加えておりますほか、こうち起業サロンや土佐MBAなどの起業施策も活用していただきながら、地元で根差す手すき和紙職人として活躍をしていただけるようサポートをしております。

○9番（横山文人君） 例えば、研修生がすいた紙を県のさまざまな場面で使ってあげることその後につながる大事な支援だと考えますけれども、御所見を商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 研修生はまだ和紙を一定のレベルに仕上げるまでの技術には至っておりませんので、研修生がすいた紙を使

用する場面は限られてしまいますけれども、研修生の成果を発表する場として、昨年11月に開催をされたものづくり総合技術展の伝統的工芸品などの展示ブースにおきまして、研修生がすいた紙の展示を行いました。研修生も会場で来場者に説明を行うことで、今後の研修への刺激になったというふうにお聞きをしております。

こうしたイベントを通じて多くの人に成果を見てもらうことは、モチベーションの向上にもつながると思いますので、引き続き展示会あるいはイベントなどで研修生の和紙の活用を検討してまいります。

○9番（横山文人君） どうもありがとうございます。

ここで私が強く訴えたいのは、衰退を余儀なくされている、本県の文化的財産とも言える土佐和紙に光を当て、技術を残し、継承していくためには今が正念場であるということでもあります。すなわち、本気の取り組みが要ることなのであります。先ほどから原料や道具、そして紙すき職人などの課題を取り上げてまいりましたが、最も重要なことは、高知県が生んだ土佐和紙を県民自身が親しみ、誇りを持っていただく機運の醸成、県民運動としての土佐和紙文化の継承、発展であろうかと痛感いたしております。そういった追い風が、現場での職人に誇りと志を強く持たせ、使う側には土佐和紙に対する愛着が生まれるのだろうと感じています。この川下の現状づくりこそが未来への布石ではないでしょうか。

私は、地元いの町が土佐和紙発祥の地でもあり、早くからいろんな場面で和紙に触れ、親しむ機会に恵まれてまいりました。しかしながら、現在では土佐和紙を身近に感じる機会が失われつつあるのではないかと感じています。さきに申しましたが、土佐和紙の最大の魅力は、原料、道具、職人がそろい、世界に通用する技術を持っ

て生み出された上質な和紙が我々の生活に溶け込んでこそ、その価値が形成され、広く周知がなされるものと思います。そこで、県民運動としての土佐和紙文化の必要性をここに提唱したいと思います。技術・生産の保持並びに文化の継承・発展、この両輪を捉えた施策が今まさに必要であります。

そこで、土佐和紙の文化継承・発展のために、県として土佐和紙にさらに親しむことの意義をどのように考えるのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（中澤一眞君） かつて、土佐和紙の産地では、身近に土佐和紙の原料を扱っている方や紙すきの職人、紙間屋など土佐和紙にかかわる方が大勢おられました。そうした環境の中で、子供のころから周りの大人たちのすばらしい技術を見て、土佐和紙のよさや魅力に気づき、またそれに携わる人に憧れて自分も土佐和紙職人となり、やがて同じように職人として活躍をするようになるといったような形で、土佐和紙の技術がこれまで受け継がれてきたものと思います。

仁淀川流域では、少なくなったとはいっても、土佐和紙の川上から川中、川下にかかわる方々がいらっしゃいますし、紙とあそぼう作品展などの紙をテーマとしたイベントが開かれています。また、紙の博物館や土佐和紙工芸村などで土佐和紙をすく体験ができる環境も整っておりますので、これらを活用して土佐和紙に親しんでいく機会をふやしていくことは、土佐和紙の伝統を後世に伝えるために大きな意義があると、そのように考えています。

○9番（横山文人君） そこで、技術・生産の保持並びに後継者の販路確立・自立化につなげるためにも、土佐和紙の県内外での消費拡大をどのように図っていくのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 消費拡大につながる新たな市場を開拓するため、高知県手すき和紙協同組合では図書の修復需要に向けた新商品の開発に取り組んでおり、県としましても企画の段階からマーケティング、PRなどを支援しております。また、県内ではものづくり総合技術展において、そこでの展示や紙関係事業者を招聘した商談会などを実施するとともに、県外では首都圏において和紙専門店と連携した土佐和紙展の開催や、国際展示場で行われるギフトショーへの出展などを行っております。さらに、大手時計メーカーの腕時計の文字盤に土佐和紙が採用された事例のように、魅力のある商品とのコラボにつながるような、紙産業技術センターの技術支援も行いながら、引き続き土佐和紙の消費拡大を支援してまいります。

○9番（横山文人君） また、和紙文化の継承、発展には、次世代を担う子供たちが、本県の宝であり伝統産業である土佐和紙の歴史を学び、体験し、活用するなど、土佐和紙を身近に感じてもらうことが肝要だと考えますが、教育現場ではどうか、教育長にお聞きします。

○教育長（田村壮児君） お話にありましたように、土佐和紙を初め本県の、また地域の伝統的な産業や工芸を継承、発展させていくためには、身近にこれらの産業や工芸を感じ、その伝統を学習していくことが肝要と思います。このようなことから、小中学校では地域の伝統的な産業や工芸、技術について学習をしております。特に、いの町や土佐市など土佐和紙に関係する市町村の小中学校では、手すき和紙づくりや和紙を使った美術作品づくりなどが行われ、自分がすいた和紙で卒業証書を制作する学校もございます。

高等学校では、芸術科目や家庭科の授業などにおいて素材として活用するほか、幾つかの高等学校においては土佐和紙の魅力をPRする活

動を行っております。いの町の伊野商業高校では商業技術部メンバー有志が、土佐和紙を愛しちゅうはちきんズとして、土佐和紙の世界遺産認定を目指し、県内外におけるPR活動や商品開発に取り組んでおります。

このように各校種、各学年のさまざまな場面で土佐和紙に触れ、学習する機会を設けているところでございます。

○9番（横山文人君） そこで、今後土佐和紙文化の維持、発展のため教育現場でさらにどう取り組んでいくのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） ただいま申しましたように、さまざまな年代、場面で土佐和紙を初めふるさとの伝統技術や工芸品の魅力に触れるとともに、地域の伝統や文化、産業に関する学習を通じて地域への愛着や誇りを持つ心を育てているところでございます。また、新学習指導要領においては、グローバル化の進展に伴い、これまで以上に日本やふるさとの伝統文化の学習を充実させ、その価値を大切にすることを育むことの重要性が述べられており、こうした取り組みをさらに充実させていく必要があると考えております。

こうしたことから県教育委員会といたしましても、ふるさとを大切に、郷土を愛する心を育む教育の重要性を周知しているところでございます。今後、土佐の工芸品である土佐和紙についても、その伝統や歴史を学び、先人の思いや苦勞を知り、これを大切に守り育てていくことの必要性について、関係する市町村ともしっかりと話し合い、このような教育が各学校でさらに推進されるよう支援してまいりたいと思っております。こうした取り組みを進めていく中で、土佐和紙に興味、関心を持つ子供たちがふえるとともに、その中から将来の土佐和紙を担うような人材が出てくることを期待してござ

す。

○9番（横山文人君） ありがとうございます。

それと例えば、現在も使われているとは思いますが、表彰状や県の特別な行事などから手すきの土佐和紙を利用する機会をもっとふやしていったらどうか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（中澤一真君） 現在、私ども商工労働部では、表彰状や名刺のほかに海外の要人などへの贈呈品として、ちぎり絵や土佐凧など土佐和紙を使用した商品を選定するなど、積極的に利用させていただいております。観光振興部では、龍馬パスポートの殿堂入り達成プレゼントとして、土佐の匠に認定されている手すき職人の商品を採用しております。

来年度は、全国豊かな海づくり大会のような大きなイベントもありますので、そうした機会に各部局でも積極的に名刺や贈答品として活用することや、ふるさと納税の返礼品などに手すき和紙を使用するなど、庁内での利用促進に一層努めてまいります。

○9番（横山文人君） ありがとうございます。

また、あわせて土佐和紙文化を県民に広く知らせるためには、新たにオープンするオーテピア高知図書館の展示やスペース等の活用もすべきではないかと考えますが、教育長にお伺いたします。

○教育長（田村壮児君） これまでも県立図書館では、関係機関と連携して土佐和紙に関する企画展示などを開催し、図書館を利用される方に紹介を行っております。さらに、7月に開館するオーテピア高知図書館では、高知県にゆかりのある図書や資料などを高知県関係資料として幅広く収集することとしており、多くの利用者の方に土佐和紙に関心を持っていただき、よさを知ってもらえるよう提供していきたいと考えております。

あわせて、関係機関と連携して、ホールや展示スペースなどを利用した企画展示やパンフレットの配布を行うほか、土佐和紙を使った製品などを展示し紹介することで、個人や団体、企業の取り組みや活動を後押ししていきたいと考えております。

○9番（横山文人君） また、県内の歴史的・文化的施設も積極的に活用すべきではないかと思いますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 土佐和紙につきましては、これまでも高知城歴史博物館において、古くから土佐の特産品として活用されてきていることを紹介してきておりますし、講座などでは保存専門の学芸員から、文化財の修復に土佐和紙が用いられていることなどを紹介しております。また、この博物館の1階の和室の天井や壁の一部などに土佐和紙を使用し、土佐の伝統が生きる建築物として、土佐和紙をパンフレットや展示パネルなどで紹介しております。

ことし5月には高知城歴史博物館と紙産業技術センターと連携した土佐和紙の講座の開催も予定しておりますが、今後におきましても、土佐和紙やその文化などについて紹介を行うなど、活用に努めてまいります。

○9番（横山文人君） さらに、本県には研究開発や技術支援を担う高知県紙産業技術センターがあります。この紙産業技術センターは、日本で随一の調査研究施設であり、そのポテンシャルは高く、生み出した技術は世界的な絵画の修復などにも活用されております。

今後、同センターを技術・研究面だけではなく、対外的なPRの場としても磨き上げ、広く知らしめていくことが重要だと考えますが、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（中澤一真君） 一昨年の11月に

ルーブル美術館の修復責任者の方が、土佐和紙の性質や製造工程を学ぶために紙産業技術センターを訪れるなど、センターが持つ文化財の紙の分析や手すき和紙製造の高い技術は、世界の専門家に認められております。本年6月には文化財保存修復学会が本県で開催されますので、そういった専門家の方々にセンターの技術力を知っていただけるよい機会だというふうに思っております。

また、こうした専門家以外の方々へのPRについても、専門性が高い分野をわかりやすく説明する工夫もしながら、毎年実施している一日公開デーなどで、より多くの人にセンターを知っていただけるよう努めてまいります。

○9番（横山文人君） ありがとうございます。

そこで、普及啓発、販路拡大の事業実施主体として高知県手すき和紙協同組合があるわけですが、現状本県としては、高知県伝統的工芸品産業支援事業費補助金にて土佐和紙振興事業を支援しておりますが、今後さらに組合の普及活動が進展するよう、どのように連携し取り組むのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 高知県手すき和紙協同組合は、これまで伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく第6次振興計画を策定し、これに基づいて商品開発や販路開拓に取り組んでおられます。現在の計画は、平成26年から5年間で手すき和紙職人の技術・技法の承継や需要の開拓、認知度向上などに取り組むもので、県もその計画の策定から実施までを支援しているところでございます。

来年度末で現在の計画期間が満了をしますので、組合では次期振興計画の策定に向けて準備を進めていくというふうにお伺いしております。県としましても、現在の振興計画の取り組み内容をしっかりと検証した上で、組合の新たな振興計画を検討段階から実行まで一貫して支

援していきたいと考えております。

○9番（横山文人君） ここで、土佐和紙文化の保存と継承において、世界的な評価、つまりはユネスコの無形文化遺産登録に積極的に取り組んでいただきたいをお願いをするところであり

ます。平成26年11月に国連教育科学文化機関ユネスコが、「和紙：日本の手漉和紙技術」の無形文化遺産登録を決定したのは記憶に新しいところでございますが、この登録において、島根県の石州半紙、岐阜県の本美濃紙、埼玉県の細川紙が選ばれ、土佐和紙は対象から外されることとなりました。なぜという声が出ている中、ポイントは国の重要無形文化財を保持、継承する団体の有無であったとされています。

知事も、同年11月28日の記者発表において、技術保持団体の有無が差を分けた、ユネスコ登録の問題では文化継承・発展における組織的な対応の重要性を再認識させられた、今後関係団体と話し合い、皆さんのお気持ちも大事にしながら我々としても積極的に対応していきたいとの旨を述べられております。

もちろん、ユネスコ登録だけが伝統文化の継承、発展ということではないでしょうし、保存団体としての活動の大変さ、どれくらいの活動期間で前が見えてくるのかという現実的な問題もあります。しかしながら、歴史と伝統ある土佐和紙が対象外という事実は、我々紙業王国高知県としても深く重く受けとめなければいけない問題であると考えます。

そこで、土佐和紙の無形文化遺産登録への決意を知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） このユネスコの無形文化遺産登録の中で、日本の手漉和紙技術が登録されたとき、高知が選に漏れたということを知ったときのことは、いまだに明確に覚えております。あれぐらい悔しかったことはありませんし、

その後も大変厳しいお声を県民の皆さんからたくさんいただいたところでもあります。私も10年知事をやらせていただいておりますけれども、思い出したら眠れなくなるくらい頭にくる案件というのが何個かありますが、そのうちの典型的な一つがこれでありました。私は、本当にこれを何とかしたいという思いを持たせていただいているところがございます。

御案内のように、国の重要無形文化財の指定が前提となるわけでありまして、そのためにも技術保持団体がなければならないということがあります。このことについて、ぜひぜひ進めていくべく、今後も文化庁の皆さんをお招きしたりして、いろいろ研修の機会とか持たせていただいたりとか、そういう努力をさせていただきたいと思っています。ただもっと言いますと、なぜ技術保持団体をしっかりとした形でつくっていけないのかということを考えましたときに、この後の御質疑にもかかってこようかと思いますが、川上、川中、川下、それぞれにおいて大変厳しい状況があるから、そうなっているのだという、より大きい背景があるということなのだろうと、そういうふうに思っています。

やはり大きい背景も含めて、トータルとしての土佐和紙の振興の取り組みをしっかりと進めていく中で、次のステップとしてこういうものに進んでいけるということになっていくのだろうと、そういうふうに考えているところです。これは、もう私としても決意を持って取り組みたいと、そのように思います。

○9番（横山文人君） ありがとうございます。知事の熱い思いを聞かせていただきました。

そこで、土佐和紙の魅力は、先ほども申しましたけれども、全てにおいて地元のもののでつくられていることでありまして、これは比類を見ないものであります。しかしながら、国の重要無形文化財の指定に当たっては、まず技術保持

団体の認定を受ける必要がありますが、このことについてどう取り組むのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 国の重要無形文化財は、個別の紙の種類と製作技術を特定して指定することになっております。そして、現に生産している事業者、3者以上で、今お話にありました技術保持団体を結成し、技術伝承のための研修などの取り組みを計画的かつ継続的に行っていくことが必要でございます。

土佐和紙は、昭和55年に5つの種類の和紙をすく技術を県の無形文化財に指定しておりますけれども、典具帖紙、土佐清帳紙以外の和紙については、技術の伝承が完全に途絶えている状況でございます。技術が今日に伝承されている和紙につきましても、生産者が3者に達していないことから、国の重要無形文化財の指定に向けましては、まず取り組む和紙を特定して、次に取り組む生産者を決めていくことが必要となりますが、当面は県指定の和紙の生産技術を再確立することが重要であるとの認識を生産者と共有した結果、技術保持団体の母体となる組織として土佐和紙保存会が平成28年4月に発足しております。この保存会では、研修会の開催や広報・普及活動などを通じて、重要無形文化財の指定に向けた機運の醸成に努めているところでございます。

教育委員会といたしましても、保存会に伺って文化財指定の仕組みや課題を共有するとともに、機運醸成のために無形文化遺産に登録された岐阜県や重要無形文化財に指定された福井県など、先行している他の和紙産地の情報を収集し、技術保持団体になるために必要なプロセスなどの情報提供を保存会に行ってきておりますけれども、今後とも保存会の皆さんと文化財として伝承する和紙の選定と研修体制の確立などの検討を進めていきたいと考えております。

なお、技術保持団体として継続的に活動していくためには、選定した和紙の販路の確保など、生業として成り立つことが重要でありますことから、商工労働部とも連携しながら必要な支援を考えていきたいと思っております。

○9番（横山文人君） 本県の宝である土佐和紙の保存・継承と文化の発展・維持は、定性的にも定量的にも喫緊の課題であります。一方、仁淀川流域では、2月2日付の高知新聞に掲載されておりましたが、高齢ながらも原料産地を守ろうと頑張る、いの町吾北の地域活性化グループの皆さんや、そのグループと連携を図る手すき職人さんたち、また地元紙産業の若手グループ、わしみらいの会なども一生懸命活動してくれております。さらに、先ほど教育長の答弁にもありましたように、県立伊野商業高校2年生女子4名でつくる土佐和紙愛しちゅうはちきんズが、イベントの街頭で土佐和紙に親しんでもらうため、さらにはユネスコ登録への機運醸成を呼びかけ、ポケットティッシュを配るなどの活動をしてくれました。

このように県民の誰もが親しみ、触れて、なじむことのできる土佐和紙の発展のために、引き続き仁淀川流域を挙げて取り組んでいただきたいし、そのためにも県が先頭に立って、川上、川中、川下全てに汗をかいてもらいたいと強く願うところであります。

そこで、この項最後に、今後の土佐和紙戦略のグランドデザインをどのように描いていくのか、知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 先ほども申し上げましたように、例えば技術保持団体をどのように育成していくか、そういう取り組みなどをしてきたわけであります。また、販路開拓なども、それぞれ取り組まさせていただいてまいりました。地域アクションプランとして指定をさせていただいて、産業振興計画の枠組みの中で応援させ

ていただくとか、さらには文化芸術振興ビジョンの中にも位置づけて、文化的に応援させていただくと、そういう取り組みをしてまいりましたけれども、今回この御質疑を受けて、川上、川中、川下、それぞれの問題点について改めて再認識をさせていただく中において、やはりグランドデザインをより本格的に描いていく必要があるなということをつくづく痛感させていただいたところでございます。

ぜひ土佐和紙振興のための総合戦略をつくらなければならない、まずは庁内にPTをつくって、来年度この総合戦略をつくっていききたいと、そのように思います。その際、さまざまに関係の皆様から御意見を聞かせていただく、そういう機会も設けさせていただければと、そのように考える次第です。

○9番（横山文人君） ありがとうございます。

本日、私は土佐和紙について質問をするに当たって、質問原稿を土佐和紙でつくってまいりました。私は、土佐和紙の維持・発展については、決して仁淀川流域だけの問題ではないという意味で、県民の宝と述べてきました。他方、これまで川上から川中、また技術から文化までベクトルを合わせた土佐和紙の戦略、グランドデザインについては深い議論がされていなかったように感じます。確かに、さまざまな産業や生活面において機械化、IT化がなされ、使い勝手のよい、またすぐに取りかえのきく廉価なものが普及し、我々の周りにはあふれております。しかしながら、幕末・明治期の先人より、たくみのわざを実直に受け継ぎ、一つ一つ丁寧に、また丹精込めてすき上げられた土佐和紙の魅力、その触れた人誰もが感じる絶対的な温かみは、現代においても全く色あせるものではありません。

今、尾崎知事初め、県全体で新たな価値の創造に取り組まれておりますが、土佐和紙のよう

な時代を超えた普遍的価値を守ること、言いかえれば、先人が生み出してくれた宝を次の世代につなげていく取り組み、このことが先ほど知事の述べられた土佐和紙のグランドデザインであり、プロジェクトチームなんだろうと、その意義を感じるところであります。これまで、そしてこれからも頑張る関係各位との連携・協働を大いに図っていただきますことをお願いしまして、また進展を御期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、農業基盤整備についてお聞きをいたします。

農水省は2023年度までに担い手への集積を8割に高める目標を掲げ、農地の維持や構造改革に取り組んでおります。農地は、食料の生産基盤で、長い年月をかけて整備されてきた貴重な社会資本であり、食料自給率向上に欠かすことのできない土台であります。また、本県においては、基幹産業である第1次産業をさらに加速化させるためにも、地域農業の担い手確保とともに実態を踏まえた農地の集積が重要となっております。

一方、農地の利用を担い手に集める国の取り組みは難航しており、2016年度の集積率は54%、1年間に集積できた面積は6万2,000ヘクタールで、前年度より2万ヘクタール減少、目標達成に必要な面積15万ヘクタールの4割水準にとどまっております。これには、特に食料生産の4割を占める中山間地域の条件不利地や果樹園での集積が進んでおらず、中山間地域での集積が政府目標を達成する鍵を握るとの指摘がなされております。

このような現状を受け、中山間地域の多い本県の実情を尾崎知事が積極的に国へ訴えた結果、従来の面積要件1カ所当たり10ヘクタール以上を、中山間地域では0.5ヘクタール以上、全体で5ヘクタール以上と面積要件が大幅に緩和

されました。これまでの農地集積は広大な農地の大規模化を主眼にしたものであり、中山間地域のような条件不利地は集積せよと言われても大変な苦労があったと思われます。政策実現において、知事初め担当部局の皆さんや関係自治体の御努力、また県選出の国会議員の御支援も大変大きいと敬意を表する次第であります。

2月6日付高知新聞朝刊では、北川モデルとして紹介されておりましたが、これは中山間地域の多い本県において、高知モデルとして全国に先駆けて展開するものと期待するところであります。同時に、今後の本県の取り組みは全国的に注目されることと思っております。したがって、本県としてはこれを好機と捉え、今後の中山間農業のモデルケースにしていきたいと思うところであります。

そこで、新たに要件緩和された農地中間管理機構関連農地整備事業を本県においていかに展開していくのか、知事にお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 日本の農業の4割は中山間地域が占めているわけでありまして、農業における生産性革命を行っていくためにも、この狭隘な中山間の農地をいかに効率的に使える状態に持っていくか、これは非常に大きな課題であります。特に、高知の場合はこれが非常に大きな課題となるわけでありまして、この農地集積に係る国の事業についての要件緩和というのを訴えてきたところでありますが、本当に国会議員の先生方にも大変御尽力をいただく中、本当に多くの皆さんの御尽力によって、この要件緩和ということがなし遂げられたわけでありまして、これはまさに高知の農業振興にとって非常に重要な産業でありますので、積極的に事業を展開していくというスタンスで臨まさせていただきたいと、そのように思っています。

特に、これは農業者からの負担を求めずに県営事業として実施することができるという利点

もございますので、これは大いに進めていきたいと、そのように考えています。

○9番（横山文人君） その知事の意気込みを受けて、県内においては北川村が先駆けて取り組んでいくとのことですが、他の市町村の動きや検討状況はどのようなものか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新たな基盤整備事業の推進に当たりまして、昨年8月から県内でキャラバンを実施し、全ての市町村との意見交換を行ってまいりました。市町村からは、農家負担がゼロというのは画期的で魅力がある、事業要件も大幅に緩和され、農地の少ない中山間地域でも実施の可能性が広がったなど、この事業を評価する声が多くございました。

こうした中、宿毛市や本山町などでも事業着手に向けた計画策定に来年度から取り組むなど、他の市町村でも事業実施の機運が高まっている状況でございます。

○9番（横山文人君） そこで、課題としては、農地集積バンクに農地を出す所有者との、理解と納得を前提とした合意形成であります。中山間地域では、地縁、血縁などの意識が色濃く、先祖代々の土地を貸し出すことに後ろ向きになることも多いと思います。このような現実的課題にどう向き合うのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 本事業では、対象となる全ての農地を15年以上、農地中間管理機構に貸すことが要件となっております。一方、所有者の中には、長期にわたって貸し付けた場合、期間満了時には貸した農地を速やかに返してくれるのか、借地料はきちっと払ってくれるのかといった、個人同士の貸借の中で発生するトラブルについて不安を持たれている方もいることは承知しております。

農地中間管理機構は国から認可された公的機

関であり、安心して機構に貸し出していただけるよう、事業実施に向けた所有者への説明会の中でも丁寧に説明することで、円滑な合意形成を図ってまいります。

○9番（横山文人君） どうもありがとうございます。要件である集団化のことについてもお聞きしたいと思いましたが、時間の関係上、割愛させていただきます。

次に、土地改良事業についてお聞きをさせていただきます。

現在、多くの改良区において施設の老朽化が問題となり、地元に行くとも水路の補修や排水機場の改修などの要望をお聞きいたします。他方、土地改良事業においては、平成21年度の5,772億円から、民主党政権になり予算は激減、平成24年度は6割減の2,187億円にまで落ち込みます。現在は、平成29年度補正予算と平成30年度当初予算を合わせて5,800億円まで回復したものの、なかなか地域のニーズに応え切れていないのが現状であります。

そのような中、国は非公共事業ながら、新規の事業として農業水路等長寿命化・防災減災事業を組み立て、200億円を政府予算として概算決定しております。この事業は、きめ細やかな長寿命化対策と機動的な防災・減災対策を主な内容としており、小さな改良区の多い本県にとって大変ありがたい事業であると考えます。こういった小規模ながら、しわを伸ばす事業こそ農家が求めているものであり、今後の継続とさらなる拡大を引き続き国へ働きかけてもらいたいと思います。

そこで、国として今後各都道府県のニーズの把握、要望調査に出ると思われませんが、本県としてしっかり予算が獲得できるよう、実施主体である市町村や改良区との連携をどう図るのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 本事業は、県営

や団体営事業で造成された施設を対象に、1地区当たりの事業費が200万円以上、受益者数も2名以上であれば実施可能と、大変きめ細やかな事業でございますが、その前提として長寿命化計画を策定しておくことが必要となっております。しかし、現状では市町村や土地改良区が管理する農業用水路などは、そのほとんどが長寿命化計画を策定していない状況でございます。

本事業の予算を獲得していくためには、まずは長寿命化計画を策定することが必要でございますので、耐用年数が経過し、老朽化が進行している施設については早急に計画を策定するよう、市町村や土地改良区に対し指導や助言を行ってまいります。

○9番（横山文人君） どうもありがとうございます。土地改良事業につきましてもどれぐらいの地域でやっていきたいのか、また市町村のマンパワー不足に対してどう県が支援していくのかというような御質問も構えておりましたけれども、済みません、これも時間の関係上、割愛させていただきます。

そして最後に、次世代を担う青少年育成の観点より、非行防止と立ち直り支援についてお聞きします。

全国の少年非行の情勢は、刑法犯少年の検挙人員が減少傾向にあるものの、人口比では成人の2倍以上であります。その背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下、少年がともすれば自分の居場所を見出せず孤立し、あるいは疎外感を抱いているという現状等が指摘をされております。

このため、次世代を担う青少年の健全な育成を図るためには、こうした問題に社会全体で取り組む必要性が叫ばれております。問題を抱えた少年の支援など、非行少年を生まない社会づ

くりに関しては、その取り組みの拠点として全国に少年サポートセンターが設置され、本県も平成11年に少年補導職員5名、警察官2名の計7名で発足し、ことしで20年近くを迎えるにしております。

また、平成25年3月には尾崎知事を筆頭とする知事部局、県教育委員会、警察本部の関係機関等で構成された非行防止対策ネットワーク会議を立ち上げ、平成26年度から少年サポートセンターの体制が強化されました。現在は、警察官4名、少年補導職員2名、教員4名、警察OBのスクールサポーター1名、福祉司、心理司それぞれの児童福祉職員2名の13名体制で取り組んでいます。また、高知家の子ども見守りプランにも少年サポートセンターの体制強化が挙げられており、同センターでは、面接、心理検査、学習支援、食育支援、体験活動などの立ち直り支援と、少年や保護者が自由に立ち寄りつづいたりできる居場所づくり、トークルーム道草の設置など、センターを核として学校や児童相談所、地域社会が一体となり、社会全体で青少年を守り支え育てる大変有意義な仕組みづくりを継続しているところであります。

ここで、非行防止対策ネットワーク会議の立ち上げから、少年サポートセンターの体制強化、また部局間連携に対して強いリーダーシップを発揮してきた知事に、今後の非行防止と立ち直り支援について意気込みをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 本県におきます刑法犯少年の非行率は、平成21年から23年までの3年間でワースト1位でありました。これを何とかしないといけないということで、先ほどお話のありましたようなネットワーク会議を立ち上げたり、高知家の子ども見守りプランを策定したりということで取り組んできたわけでありました。最新のデータでありますけれども、平成29年にはワースト28位ということでありまして、随分

改善をするようになりました。

しかしながら、再犯率が高いとか、無職少年がおいでになるとか、まだまだ課題があるわけでありまして。教育行政、警察行政、そして県行政、この三位一体となって取り組みをさらに進めていくべく努力を重ねていきたいと、そのように思っています。

○9番（横山文人君） 土佐和紙の質問、また農業基盤、土地改良、青少年育成と立ち直り支援、さまざま御質問させていただきました。いっぱい質問を構え過ぎまして、全て質問できなかったことを改めておわび申し上げますけれど、思いというものは伝えさせていただけたかなというふうに思っております。

今後とも県勢発展に向け取り組んでいただきますように、心からお願いを申し上げます。私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩



午前10時55分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

橋本敏男君の持ち時間は35分です。

27番橋本敏男君。

○27番（橋本敏男君） おはようございます。県民の会の橋本敏男でございます。早速、通告に従いまして質問に入らせていただきます。簡明な答弁をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

文部科学省が去年の4月に公表した2016年度の教員の勤務実態調査によると、2006年度の前回調査に比べ教員の勤務時間が増加し、国が示す過労死ラインに達する週20時間以上の残業をした教員が多いことが明らかになりました。それを受け、中央教育審議会は教職員の長時間労働の実態は看過できない状況にあるとしています。さらに、問題はそうした長時間勤務のせいで教育の質の確保、向上や、教員自身の自己研さんの充実が図れず、学校教育の根幹が揺るぎつつある現実を重く受けとめなければならず、単に教職員だけの問題ではなく、子供たちの健全な育成のためにも取り組まなければならない重要かつ喫緊の課題でもあります。

今議会においても、多くの議員から、学校における働き方改革について質問が行われました。計上されている教員の働き方改革関連予算において、出退勤時刻の記録の負担軽減を目的として、全県立学校53校にICTを活用した勤務時間把握システムを導入し、出退勤を正しく把握することは、教職員の働き方改革の一丁目一番地、必須条件であると思います。

県教委によると、ICT等を活用した勤務時間把握システムの導入は、県下3分の2の市町村立学校198校が実施予定とのことでありますが、残り3分の1の市町村立学校が導入に踏み込むことができなかった理由について教育長の答弁を求めます。

○教育長（田村壮児君） 市町村教育委員会からお聞きをした内容といたしましては、財政上の理由を挙げているところが一番多いわけです。そのほかにも、ちょうど今、県教育委員会が音頭をとりまして、市町村が共同で利用する統合型校務支援システムの導入を検討しているところですが、その中で導入を考えたい、あるいは市町村の首長部局が導入を検討しておりその動きにあわせたい、それから特定の学校で

先行的に導入をした上で広げていきたいと、そういうようなお話がございました。

○27番（橋本敏男君） 教育長の答弁によりますと、要は、市町村の財政的な問題が踏み込むことができなかつた最大の理由ということになります。そもそも論で言うと、ICTシステム導入の背景には、多忙な教職員の負担軽減と勤務実態を正しく把握するためで、大事な県の教職員の健康と命を守る政策策定のためのデータ取得であります。そう考えると、県下全てひとしく学校勤務の実態を正しく把握する必要は、論をまたないというふうに思いますが、残り3分の1の市町村立学校における導入見通しについて教育長の答弁を求めます。

○教育長（田村壮児君） 残っております市町村につきましても要請を続けておりまして、来年度中にタイムカードなどを含めて何らかのシステム導入を考えたり、補正予算で計上したいという市町村もございますので、さらに導入は進むものと考えております。今後ともさらに働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○27番（橋本敏男君） 粘り強く市町村にお願いし、できるだけ早い時期に導入をしていただくということを頑張って要請するということがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2001年厚生労働省は、使用者に労働者の労働時間を適正に把握する責務があることを改めて明確にし、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準を策定しましたが、全国的にも周知が徹底しておらず、約9割が出退勤時刻を記録していない現実があります。このことからわかるように、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を示しても、それを現場が受け入れて活用しなければ、システム導入は猫に小判、絵に描いた餅となり

ます。

まずは、正しいシステム活用の徹底を図り、県下全ての教職員の出退勤の実態を正確に把握しなければなりません、どのように指導していくつもりか、教育長の答弁を求めます。

○教育長（田村壮児君） 中教審の働き方改革に関する中間まとめにおきましては、勤務時間管理は働き方改革の手段であつて目的ではないと示されておりまして、何よりも管理職に対して校長会、管理職のマネジメント研修などの機会を利用して、勤務時間を把握することの趣旨や目的を理解してもらうことが大事だと思ひます。その上で、教員に対しては過少申告などが行われないよう、管理職が勤務時間管理の意義やセルフマネジメントの必要性を説明するといったことで、正しい出退勤管理ができるようにしていきたいと考えております。

○27番（橋本敏男君） 教育長からの答弁をいただきました。ぜひとも正しく実態把握ができるように努めていただきたいというふうに思ひます。

例えば、ICTシステム、タイムカードを押して、それから部活動をやったり、そしてもう一つは非常にこんなことを言つてはなんなんですが、タイムカードを押したままで残つて仕事をしたり、それから家に持ち帰つて仕事をしたりということが、私はあると思うんですね。そういうことについても、しっかり精査をしていただければありがたいというふうに思ひます。これは要請をしておきたいと思ひます。

文科省の教員勤務実態調査では、過労死ラインと言われる月80時間を超える教職員が、中学校では6割にも達していると報告されております。労働安全衛生法で、医師等による教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック制度が2015年12月より義務化され、年1度実施することを学校の設置者に義務

づけられてはいるものの、教職員数50人未満の学校では当分の間、努力義務とされていますが、本県の実態はどのようになっているのか、教育長に答弁を求めます。

○教育長（田村壮児君） ストレスチェックにつきましては、県立学校は全学校で実施をしております。市町村立学校におきましては、9市町で実施をされておまして、そのうち努力義務とされている50人未満の学校を含めて全学校で実施をしているのは8市町でございます。

○27番（橋本敏男君） 市町村立学校のストレスチェックの実施状況については、極めてよくないなというふうには言わざるを得ないと思います。これは、要は教員の健康、そして命にかかわる問題でもございます。しっかりとストレスチェックを受けさせるという形を指導していただきたいというふうに思います。

労働安全衛生法では、過労死ラインと言われる月80時間を超える教職員は、産業医などの面接指導を行うことが定められていますが、県立学校では2015年1人、2016年0人とほとんど受けていないのが実態です。このことから市町村立学校の実態について、産業医の面接指導は有名無実化していることが想像できますが、県は、多くの教職員が過労死ラインを超える勤務を行っている実態を認識しながら、なぜ労働安全衛生法に定められている産業医等の面接指導の活用を進めなかったのか、疑問に感じます。

この面談制度については個々の申し出が前提なので、できないのか、しないのか、させないのかわかりませんが、事は県が雇用し人事をしている大事な教職員の健康と命にかかわることもあり、見て見ぬふりをするには許されません。学校現場に制度の周知を徹底させることを含め、管理職による具体的な指導を行うべきだと考えますが、教育長の答弁を求めます。

○教育長（田村壮児君） 学校現場への制度の周

知は、昨年4月に全教職員に配布をいたしました、活力ある学校づくりの中で、過重労働による健康障害のリスクや医師による面接指導の制度について説明をしております。また、年度当初の県立学校長会議で、このパンフレットを活用して管理職から制度の説明をするよう依頼をしております。その結果、今年度につきましては17人が面接指導を受けているところでございまして、その内容を見ますと、やはり学校に偏りがあるということが見えてまいります。やはり管理職の姿勢が重要だというふう感じております。

これからはICTを活用した勤務時間管理により、勤務状況を把握しやすくなることから、管理職が教職員に対してしっかりとマネジメントを行い、面接指導の該当者に対して、制度を周知するとともに、受診を勧めることにつなげていきたいと思っております。また、このことは年度当初の教育長面談等の中でも指導していきたいと考えております。

○27番（橋本敏男君） 教育長から答弁をいただきました。今年度は17人が面接指導を受けるということになっているということですが、産業医の面接指導を管理職が対象職員にしっかりと勧奨して、そして受けていただく、そういう形の指導を行うべきだというふうに思いますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

2017年8月に中央教育審議会で、休養日を含めた適切な活動時間の設定など、部活動の適正な運営について緊急提言がなされました。これに先立ち、県教委では部活動の活動時間の制限を定め、現場に通知していると聞いていますが、残念ながら徹底し切れていないように思われます。

中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会の緊急提言のとおり、速やかに施策を講

じ、具体的に業務削減を進めていかなければならないと考えますが、県教委はどのように対応していくのか、教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長（田村壮児君） これまでの通知によりまして、部活動の休養日については、既に全ての学校においてほぼ取り組みが行われているというふうを受けとめております。一方、県では提言の実現に向けまして、本年度中に国の、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出されますので、これに即した高知県運動部活動ガイドラインを策定し、リーフレットも作成した上で、全ての教員にガイドラインの周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、来年度は、管理職への趣旨の徹底、運動部活動指導者ハンドブックの作成、部活動コーディネーターとなる教員などに対する研修会などを行うこととしておりまして、こうしたことを通して、休養日や練習時間の設定などを含めた適切な運動部活動の運営を徹底していきます。その際には、これまでの運動部活動支援員の派遣に加え、新たに単独での指導や引率ができる運動部活動指導員の配置を充実するなど、業務削減の取り組みも進めてまいりたいと考えております。

また、ガイドラインに沿った運動部活動を進めるためには、保護者の理解が不可欠でございますので、PTA・教育行政研修会などにおいて県のガイドラインの趣旨を説明し、理解と協力を求めてまいりたいと考えております。さらに、来年度新たに設置をいたします高知県運動部活動改革推進委員会において、PTAの代表にも参加していただき、これからの運動部活動のあり方について協議を深め、学校、家庭、地域、行政が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○27番（橋本敏男君） 御答弁いただきました。

部活動の業務削減に向けた対応というのは、教員の多忙化のやっぱり一丁目一番地でありますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、エネルギーの地産地消について質問させていただきます。

再生可能エネルギー普及に向けた固定価格買取制度、いわゆるFITがスタートして5年、電力の小売自由化から約2年がたちました。この間、国内における再生可能エネルギーの導入量は約2.5倍に膨らみ、2016年度には全エネルギーの15%を占めるようになりましたが、国民負担となるFIT賦課金は2017年度で約2.1兆円、標準家庭で月額686円、年間8,232円となっています。

国は、2030年度には再生可能エネルギーの比率を22%から24%まで高める目標を立てていますが、再生可能エネルギー拡大とあわせて国民負担の抑制も同時に行っていかなければなりません。2010年度に策定した高知県新エネルギービジョンにおいては、国のFITなどのエネルギー政策と、東日本大震災を契機に木質バイオマス発電や太陽光発電の導入が急速に進み、県の豊富な地域資源とも相まってエネルギー政策も順調に推移をしてきました。しかしながら、国のエネルギーを取り巻く環境が大きく変化したことに加え、送電網の脆弱性による事業化の断念など、多くの課題も同時に見えてまいりました。

このようにFITの価格が下がり、多くの課題も見えてきた中で推進していくことは、非常に厳しい環境にありますが、県は2015年度に改定した新エネルギービジョンの中で、新エネルギー電力の導入目標を設定し、さらなる挑戦を行うとしています。その中期目標達成の見通しについて林業振興・環境部長の答弁を求めます。

○林業振興・環境部長（田所実君） 平成27年度

に改定しました新エネルギービジョンでは、5年後の新エネルギーの導入設備容量の中期目標を60万8,645キロワットとしております。この中期目標に対しまして、平成28年度末の導入設備容量は41万966キロワットと、基準としました平成26年度末の27万1,744キロワットから、2年間で約14万キロワット増加しており、おおむね順調に推移していると考えております。

現在、県内において系統への接続が制約される地域がふえているという課題がございますけれども、既に設備認定を受けているものの、まだ稼働していない発電施設を中心にこのまま順調に導入が進めば、中期目標の達成は可能ではないかと考えております。

○27番（橋本敏男君） 力強い答弁をいただきました。非常に、新エネルギーを取り巻く環境というのは厳しい環境にあるにもかかわらず、本県の場合は順調に推移をしていくというようなことですので、本当に厳しい状況ではあると思いますけれども、さらなる挑戦をぜひともよろしく願いを申し上げます。

2017年版環境白書では、各地域のエネルギー代金の収支について分析しており、我が国におけるエネルギーの大半が化石燃料のため、支払ったエネルギー代金のほとんどが海外に流出しています。本県の実態については、2011年の産業連関表で見ますと、石油・石炭製品の県際収支は約マイナス930億円で、これは1次産業の移輸出分に匹敵する規模になります。このように、化石燃料費におけるエネルギーコストは多額の資金を費やし、その多くが国外の資源国に流れていると見込まれ、言い換えれば、1次産業で稼いだお金全てが高知県から化石燃料代として流出しているということになります。

高知県内の消費電力量に対する新エネルギーによる電力自給率は、2016年度末で15.3%、また水力発電を含む再生可能エネルギーの電力自

給率は70%となっています。連関表からは、電力、ガス、熱供給の県際収支は読み取ることができませんが、新エネルギー電力が高知県に経済的効果をもたらすものについて林業振興・環境部長に示していただきたいと思っております。

○林業振興・環境部長（田所実君） 新エネルギー電力のうち木質バイオマス発電については、県内の森林資源を生かした木質バイオマスを調達することにより、燃料代が県内で循環することになるとともに、林業の振興にもつながっていくと考えております。

さらに、木質バイオマスを初め風力や太陽光といった新エネルギーによる発電事業は雇用の創出にもつながりますし、県内事業者によりつくられた電気が地産地消という形で使用されれば、化石燃料によるもののように燃料代が県外へ流出することがなく、電気代が県内で循環するという効果も出てこようかと思っております。

○27番（橋本敏男君） 次の質問を先取りされたみたい言い方をされましたけれども、一応産業の振興に大きくかかわってきているということは答弁いただきました。

改定前の新エネルギービジョンでは、FITの追い風もありまして、こうち型地域還流再エネ事業スキームによる発電事業や、木質バイオマス発電所建設など新エネルギーの導入が大幅に促進されました。結果、2015年の目標数値219メガワットを大きく上回り、349メガワットと達成率159%を記録いたしました。大規模な設備容量の事業主体は県外業者が多く、実際の新エネルギー普及は本県が目指す理想形とはほど遠いと言わざるを得ません。

地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域経済好循環拡大に向けた取り組みとして挙げられているのが、分散型エネルギーの推進であります。分散型エネルギーの開発、利用の推進は、防災、エネルギーセキュリティー、

雇用供給などさまざまな面からも重要であると思います。

本県の豊富な新エネルギー資源を地域振興に生かすためには、分散型エネルギーを推進し、地域内資金循環による地域経済の活性化や雇用の創出を図っていくことが求められますが、どのようにイメージしているのか、林業振興・環境部長の答弁を求めたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 分散型エネルギーは、大規模災害時のエネルギーの供給リスクを低くする観点から重要で、その推進には太陽光のような地域にある新エネルギーを活用することが効果的であると考えており、加えて先ほども申し上げましたが、地域の事業者がその新エネルギーを活用してつくる電気や熱が地域内で使用されれば、地域経済の活性化や雇用の創出にもつながるものと考えています。

しかしながら、他方で一定の広さの地域において太陽光や風力といった新エネルギーによりつくる電気の地産地消を行う場合は、太陽光や風力が自然条件に左右される不安定な電源でありますことから、安定した電力を供給するためには、大規模な制御システムや蓄電池の整備などを行う必要がございます。しかしながら、現在これらについては技術面、コスト面で課題がございます。このため県としましては、こうした課題を解決するための今後の技術の進展等を注視しつつ、当面は新エネルギーによりつくり出した電気や熱を、住宅や事業所において自家消費する形の地産地消の促進を図っていきたいというふうに考えてございます。

○27番（橋本敏男君） 答弁のとおりでございます。分散型エネルギーの推進イコールエネルギーの地産地消につながっていくというふうに思います。地域内資金循環をしっかりと整えるための非常にいいツールになるというふうに思っていますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

思います。

多種多様な再生可能エネルギーが推進される中、地域経済成長につながる木質バイオマスエネルギーの熱利用が広がっています。木質バイオマスからつくり出す熱は、地産地消型エネルギーとして注目されており、エネルギーの地域経済循環を実現できる切り札とも言われています。高知は全国一の森林県、その資源を生かした産業振興計画を策定し、木質バイオマスの有効活用に尾崎知事は取り組んできました。特に、木質バイオマス発電と並んで、園芸用木質バイオマスペレットボイラー設置を政策的に進め、252台が導入され、9,238トンのペレット需要を創出できたとしています。しかしながら、2014年時のペレット自給率は39.6%と低く、エネルギーの地産地消や地域への経済波及効果の観点から、ペレット自給率の向上が求められていました。

現時点においてペレットの自給率向上は図られたのか、林業振興・環境部長に答弁を求めたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 木質ペレットにつきましては、平成27年1月に宿毛市の木質バイオマス発電施設に併設されております製造施設が稼働を開始したことによりまして、自給率は平成28年度には70%に向上しております。

○27番（橋本敏男君） 自給率が70%というふうに今答弁がございました。幾ら自給率が上がったといっても、それをしっかりと生産者の皆さんに使っていただかなければ非常に意味がないこととなります。

御承知のとおり、このペレットボイラーについては燃油、要は石油の価格と大きくやっぱり連動します。それは事業で使うものですから、当然費用対効果の高いほうにやっぱり行ってしまうという懸念もあります。そういうことも含めて、さらなる導入に向けたチャレンジをして

いただければありがたいというふうに思います。

それから、木質ペレットの受け皿として政策的に導入してきた木質バイオマスボイラーの稼働実態について、先ほど私がちょっと言いましたけれども、林業振興・環境部長に示していただきたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 過去5年間に国の補助事業を活用して導入された木質バイオマスボイラーにつきまして、稼働状況の調査を実施しましたところ、平成28年度の稼働率は平均で75%となっております。

○27番（橋本敏男君） 75%の稼働率ということですので、逆に言うと25%が稼働されていないということですので、ぜひとも残りの25%の稼働も含めて前向きに進めていただきたいというふうに思います。

次に、木質バイオマスエネルギー変換効率については、一般的に発電が20%程度に対し、熱利用は約80から95%とされており、まきストーブのように小型であってもエネルギー効率は80%近くなると言われています。木質バイオマス発電は収益性を追求して、スケールメリットや発電効率を追求した大型化が進んでいますが、大型発電事業は大量の木質燃料が必要となり、膨大な未利用の残材を集めなければなりません。その結果、カスケード利用せず、建築、家具製作などに用いることが可能な材、すなわちA材まで燃焼化される懸念もございます。

それに比べ、熱利用は地域でも取り組みやすい形態を選択できることから、地域が容易に無理なく取り組むことができ、エネルギーの地産地消を進める上で適していると言えらると思います。何か、エネルギーイコール電力という思い込みが強いですが、電気エネルギーの最終消費の半分以上は、暖房、給湯、調理、工場での熱利用に使われています。

高知県は森林率84%と言われておりますが、

その35%は広葉樹で雑木林と呼ばれています。それは、私たちに最も身近でシンプルなエネルギーとして、昔からなれ親しんだ里山にある木質資源で、この利活用を図ることは、地域分散型エネルギーを推進することにつながります。新エネルギーの小規模分散型システムの構築を進めていくためには、ペレットボイラー補助事業に加え、民生レベルで木質バイオマス利用が可能な、まきストーブやペレットストーブなど、木質バイオマス燃焼機器の導入を支援することにより、安定的に低質材の利活用がなされ、エネルギーの地産地消、さらには外商へとつながっていく可能性があります。

県内でも既に取り組んでいる佐川町や梶原町などの自治体もあり、県の支援が少しだけあれば、この取り組みが県内に広がっていく可能性もあります。既に県レベルで助成制度を整えている自治体も3都県あり、私はそのうちの一つである滋賀県で研修させていただきました。滋賀県では、民生レベルでの木質燃焼機器に上限5万円を市町村の取り組みに上乗せ補助金として、年間60基を見込んで300万円の事業を行っており、カーボンニュートラルな地域資源の活用とエネルギーの地産地消の推進に向き合っています。

本県においても、木質バイオマス燃焼機器の導入を支援することにより、木材及びエネルギーの地産地消を進め、地域の木材産業を活性化させ、地域経済の循環を図ることができると思いますが、林業振興・環境部長の答弁を求めたいと思います。

○林業振興・環境部長（田所実君） 木質バイオマス燃焼機器の導入につきましては、これまで施設園芸を中心にペレットやチップなど利用量が多い木質バイオマスボイラーの導入を支援してまいりました。個人や事業所が導入するまきやペレットなどを利用したストーブにつきまし

ては、地域の木材需要の拡大やエネルギーの地産地消などにつながると考えますので、それらのストーブへの支援につきましては、市町村や住宅建築業者などを通じてニーズや燃料供給体制等の調査を行いますとともに、地域への波及効果や支援の内容などについて精査を行うなど、今後検討してまいりたいと考えております。

○27番（橋本敏男君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に知事に、まきや炭というのは、昔から最も身近でシンプルなエネルギーとして利用されてきましたが、化石燃料によるエネルギー改革の中で、その需要を徐々に失ってまいりました。しかしながら近年では、カーボンニュートラルの地球に優しいエネルギーとして注目され、地域、中山間振興の切り札とも言われています。

現在でもまきの需要は、ストーブやボイラーは無論のこと、キャンプでの利用、風呂のたきつけ、パンやピザの石窯、かつおぶしやメジカ節の燃焼材としての利用など多岐にわたり、多種多様な用途がございます。また、林産業については針葉樹ばかりに目が行きがちですが、高知県の森林の35%は広葉樹林で、この雑木林を利活用することは、広葉樹林の保全にもつながってくるものであると思います。

まきビジネスが地域の産業として根づいていくと、自伐林業の活性化や集落活動センターの収益事業としても有望で、何とんでも自分の裏山がお金になるかもしれず、中山間振興にも大きく寄与するものであると思います。さらに、まきにかかわる関連産業も高知で根づいており、須崎のおのストーブさんや四万十町の井上鉄工さん、私の地元の小磯鉄工さんなど、既にまきストーブを製作している事業者が存在しています。その事業者のつくるまきストーブ、ペレットストーブは、燃焼効率にもすぐれ、デザイン

性もすばらしく、まさにたくみのきわみでございます。

広葉樹林の保全と雑木林を利活用することによる中山間振興、そして関連産業の押し上げなどが期待できる、まきビジネスについての知事の所見を求めたいと思います。

○知事（尾崎正直君） かつて広葉樹は主に紙パルプの原料として、本県でも大体20万から30万立方メートルぐらい利用されていたそうではありますが、伺いますと、近年は2万立方メートル程度まで落ち込んでいるということだそうです。逆に言いますと、利用していないわけでありますから、非常に資源が成熟をしているということだそうです。ということであれば、これをしっかりと活用して中山間振興に生かすということは、確かにおっしゃるとおりだと、そのように思います。

まきというのは加工度が低く、ゆえにもって多くの方が比較的容易に取り組みやすいということでもありますので、集落活動センターなんかでも、よき収益源になり得ることが考えられようかと思います。また、さらにストーブとセットにして外商するという道も考えられるのではないかと、確かにそのとおりかと思います。実際にふるさと納税なんかの返礼品として取り上げられている例もあると伺っていますので、この点について少し検討を進めさせていただければと、そのように思います。

○27番（橋本敏男君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきました。

実は私、土佐清水からこの市内のほうに来るときに、ずっと何回か通り道にまきビジネスをしている方がいらっしゃいます。黒潮町佐賀の旧消防署跡を使ってまきをビジネスとして扱っている、その責任者の方と少し話をする機会がございまして、その方に、どうよという話をすると、ぼちぼちですという話が返ってきました。

これは当たり前の話なんですけど、でも今ちょっと違いますよということで、さっき知事がおっしゃられたふるさと納税の返礼品としての形というのがある、それは年間どればあ出るがという話をすると、400万円と言っていました。ああそればあかえとそのときは言ったんですが、後で考えてみると、すごいなと思いました。そういうような、ビジネスということにもつながるということがあります。ぜひともこのまきビジネスですね、高知の中山間の一つの大きな起爆剤になるかもわかりません。ぜひとも強力に推進のほどお願いを申し上げまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土居央君の持ち時間は50分です。

7番土居央君。

○7番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。今議会では、地方創生を軸に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、今、政府は地方創生を掲げ、2015年からの5カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、東京圏への転入、転出を2020年に均衡させる目標を掲げています。しかし、今年の総務省の人口移動報告によりますと、東京圏への一極集中はさらに加速している実態が浮き彫り

となっております。今後、東京オリンピックやリニア新幹線の開業など、東京圏の求心力がますます増大する中で、本県が人口を維持し、地域を活性化していくためには、地方創生の具体的施策の実効性を上げ、成果を出していけるかどうかにかかっています。

今、国会において安倍総理は、学びの場としても、働く場としても、若者が地方にこそチャンスがあると飛び込んでいける地方創生を進めていくとして、1,000億円の地方創生交付金による支援の継続、そして特に地方大学に関して、地方への若者の流れを生み出す、先端科学、観光、農業など特定の分野で世界レベルの研究を行う、きらりと光る地方大学づくりを応援するとして、地方大学、自治体、企業の共同事業体の取り組みに対する、1件当たり最大10億円、交付期間5年間と言われる大規模な交付金の創設を目指しています。安倍総理の施政方針演説において、この交付金制度創設のくだりで、高知県と高知大学、そして学生の取り組みが、地方大学振興による地方創生のモデル的な取り組みとして取り上げられたことは、大きなアドバンテージになるものと期待します。

県としては、これをチャンスと捉え、県内大学や企業と連携し、新しい交付金の選定を目指した取り組みを進めるべきと考えますが、産業振興推進部長の見解をお聞きいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 地方大学の振興と若者の雇用創出を図る新たな交付金の活用につきましては、プロジェクトの先進性のほか、将来の事業の自立性などが求められております。このため、この交付金の導入に向けましては、本県の強みであります施設園芸をテーマに、現在高知大学や高知工科大学の先生方に参画をいただきまして、環境制御技術を、AIやIoTの技術を活用してNext次世代型システムへと進化させるプロジェクトの計画を練り上げ

ているところでございます。採択は全国で10カ所程度と狭き門ではありますが、選定に向けて努力をしております。

○7番（土居央君） 県の積極的な姿勢に期待をするところです。人口減少が続く中で、県も大学も、生き残りをかけた取り組みが始まっております。高知県にとりましても、この大学の存在意義も大きく、その振興による地方再生は非常に重要だと思えます。ぜひとも力を結集して取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

さて、安倍総理は特に次世代型こうち新施設園芸システムに注目し、その成果を、県と高知大学による世界レベルの研究として評価されております。この交付金はぜひとも目指すべきでございますけれども、いずれにしましても、高知県がこれから目指すNext次世代こうち新施設園芸システムの開発に当たっては、さらに高知大学を含めた県内大学の力をかりていかなければならないと考えますが、連携をどう図っていく考えか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） Next次世代こうち新施設園芸システムの開発には、高知大学を初め、高知工科大学や県内外のIT企業などとの連携が重要であると認識しています。現在、大学とともに研究課題の絞り込みを行っており、今後課題ごとにチームを編成し、互いの得意な分野でリードし合いながら、民間の先進的な技術を組み合わせた開発に取り組めます。具体的には、LEDを活用した増収技術、ロボットやAI、IoTを活用した収穫作業の省力化技術などの開発を行ってまいります。

○7番（土居央君） ありがとうございます。具体的な取り組みの話もいただきました。ぜひとも前に進めていただきたいと思います。

次に、地方創生とRESASについてお聞きいたします。

RESASにつきましては、同会派の依光議員が過去に何度も質問しておりますので、御承知のとおりと思います。なお、RESASとは、経済産業省と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が運用する、各種産業や人口動態などに関する、官民のいわゆるビッグデータを集約して可視化し、インターネットで無料提供されている地域経済分析システムでございます。平成27年4月より供用開始され、随時更新されながら運用されています。主は、地方創生の実現に向け、地方自治体が、客観的なデータに基づく形で地域の現状や課題を把握し、総合戦略などの施策に活用することを意図しておりますが、行政関係者以外も多くの機能を利用できますので、地域活性化に関心を持つさまざまな分野の方によって、効果的な計画の立案、実行、検証のため広く利用されています。供用開始から3年、当初は課題も多かったとお聞きいたしますが、更新を重ね改善もされてきたのではないかと思います。

そこで、本県はこれまでRESASをどのように活用してきたのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 県では、RESASの企業間取引の地域別データなどを活用しまして、外商先を検討した事例などがございます。また、データを誰にでもわかりやすくグラフなどで示すことができるといったRESASの特徴を生かしまして、昨年度からはお話にありましたように、学生の方々が地域の課題を探り解決のためのアイデアを考える、高知家地方創生アイデアコンテストを開催しております。加えまして、今年度は、高知の魅力を引き出しますアプリケーションの開発を短期間に集中して行い、それを競うイベントであります地方創生ハッカソンにも活用しております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

行政にとどまらず、民間での幅広い活用、これに今後も期待するところがございますが、まち・ひと・しごと創生本部では、ワークショップやフォーラムなどの開催、そして平成27年度から開催しております、地方創生政策アイデアコンテストによりまして、RESASを活用してみずからの地域を分析し、地域を元気にするような政策アイデアを全国募集するなど、地方創生につながる利用拡大を図っています。私もこれらのイベントを拝見しましたが、大変すばらしい内容でございます。その後、地方創生加速化交付金の対象になり、事業化された例もあるようでございます。

本県では、このコンテストとは別に、独自で高知家地方創生アイデアコンテストを開催しておりますけれども、これもまたすばらしい内容です。これまで2回開催しておりますけれども、このコンテストの意義と期待について産業振興推進部長の御所見をお聞きいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） このコンテストは、客観的なデータを活用して、学生の方々みずからが地域の課題解決策を立案し地域への理解を深める中で、郷土愛や地域に貢献する意識が醸成されることが大きな意義であると考えております。参加した学生さんや学校関係者の方々からも好評をいただいております。今後も継続する予定ですが、回数を重ねていく中で、地域に関心を持つ若者がふえ、県内への定着に向けた意識が高まることを期待しております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。私も同感でございます。

自分のふるさとの活性化のために子供たちが一生懸命考えた地方創生プランを、ぜひとも結実させてあげたい気持ちでございます。また、そうすることで、子供たちのやりがいにもつながると思いますし、そういう機運を生むことは地方創生に大きく貢献するものと考えます。

そこで、優秀なアイデアの実現に向けて、県としてどう後押しをしていくのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） コンテストに応募されたアイデアは、いずれも若者ならではの夢と郷土愛にあふれた作品が多いと感じております。昨年度、アイデアの実現に向けて、関係する市町村や企業の方々などによりましてワークショップを開催し、優秀なアイデアの磨き上げを行いました。その結果、山田高校の皆さんが提案した、避難場所としての学校を地域住民の方に身近に感じてもらうために、備蓄食品などを活用した料理の提供を行う防災食堂を開設というアイデアが、地域の方々の協力を得て昨年秋の文化祭で実現をいたしました。

今後とも、学生の皆さんの思いをしっかりと地域で受けとめてもらい、実現できますよう、アイデアの発表や磨き上げの場づくりなどを通じまして、後押しをしてみたいと思います。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

それでは、その地方創生と教育についてお聞きをしていきたいと思っております。

御承知のとおり地方創生とは、地方の活性化こそ日本の発展には不可欠であるという考えのもとで、東京一極集中を是正し、地域の均衡ある発展を目指す一連の政策群であり、人、地域、仕事、産業、情報などの創出と育成を地方において活性化させ、地方で安心して子供が生まれ、育ち、そして働き、暮らし続けていけるような、自律的な好循環を生み出すことを大きな目標としています。人口減少による負のスパイラルの克服を目指す本県にとりましても、極めて重要な政策であります。

地方創生は、そうした自律的な好循環を維持していくことが重要であり、そのためには地域を支える人材を育て続けていくことが求められます。その点で、私は、地方創生と教育は密接

に結びついており、地方創生に果たす教育の役割は極めて大きいと感じています。

そこで、教育長は地方創生に果たす教育の役割についてどう認識されておられるのか、まずお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） お話にありましたように、地方創生は、地域で誇りと志を持って働き、次世代を担う若者の活躍なしにはなし遂げられないものであり、未来を担う人材となる子供たちを育てる教育の役割は極めて重要でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取り組みや地域資源を生かした教育活動、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていくことが提言されております。

本県の教育大綱におきましても、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を基本理念に掲げておりまして、多くの高等学校では、地元企業や地域と連携した地域協働学習などの実践的な取り組みを行っております。このような取り組みを通じ、地域の産業を担い、地域の将来のためにみずから行動できる人材を育成する教育は、まさに地方創生に直結しており、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。ぜひともそういう教育を推進していただきたいと思っております。

それでは、教育現場でそういう教育への期待に応えていくために具体的にどうするのか、あるいはこれまでの取り組みの実効性をいかに高めていくのかということを考えてときに、私はRESASを教育現場でもっと広く、もっと有効に活用するべきと考えています。地方創生政策アイデアコンテストや、内閣府地方創生推進

室の主催するRESASフォーラムを見ていますと、全国では学校の授業の一環としてRESASを効果的に活用しています。

例えば、福岡県うきは市では、公立中学校において、RESASを活用して身近な地域課題を調査する授業を実施しています。新潟県佐渡市では、市職員が中学校、高校に対して出前講座を実施するなど、RESASの普及活動を実施しています。また、長野県松本県ヶ丘高校と松本工業高校では、平成28年度よりRESASを活用した授業を、総合的な学習の時間のカリキュラムとして1年生全クラスで実施し、RESASデータを使った地域の分析・課題発見を学習しています。そのうち長野県松本県ヶ丘高校の生徒が、昨年度の地方創生政策アイデアコンテストの最優秀賞を受賞しましたが、その背景には、学校教育におけるRESASを活用した探究学習の充実があることは明白です。

そこで、本県の教育現場におけるRESASの活用状況について教育長にお聞きをいたします。

○教育長（田村壮児君） 本県の教育現場におけるRESASの活用状況につきましては、かなりの高校において、情報の授業や総合的な学習の時間などの中で活用されております。例えば、山田高校では地域課題解決学習で、また中村高校では授業の中で高知県の課題を英語で発表するに当たり、さらに伊野商業高校では情報処理の授業で、それぞれ課題発見や地域課題の解決の根拠データとしてRESASを活用し、地域の実情を踏まえた実践的なプランの作成などが行われております。これらの学校のRESASを活用した取り組みについては、高知家地方創生アイデアコンテストで受賞するといった成果も見られております。

また、小中学校においては、RESASを活用した授業や学習はこれからという状況でござ

いまして、全体としては、学校におけるRESASの認知度はまだ十分ではないという現状でございますので、今後一層広めていく必要があると考えております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。御答弁のとおり、今議会でたびたび取り上げられました本県の山田高校、これはRESASを有効に活用している学校の好事例だと思います。また、御答弁にありました中村高校、伊野商業、こういったところも活発に利用されているところの代表だと思います。

ただ、県全体を見ますと、平成28年度のアイデアコンテストへの参加校数、これ学校単位に直しましたら、県立高校6校でございます。また、29年度は1校減りまして、5校にとどまっている現状があります。こういった学校間での濃淡があるわけでございます。

そこで、繰り返すようでございますが、教育現場におけるRESAS活用の意義を教育長はどう捉えておられるのか、御見解をお聞きます。

○教育長（田村壮児君） RESASは、地方創生に必要な多種多様で膨大な情報を網羅したビッグデータでございまして、そこには人口、産業、観光に関する信頼性の高い統計資料がそろっております。また、それらのデータをグラフやモデル図として可視化でき、物や人などの動きや関係を直感的に把握することができるという利点もあります。

本県の小・中・高等学校においては、現在総合的な学習の時間を中心として、生徒が地域の抱える課題に正面から向き合い、いろいろな人とかかわりながら解決策を見出していく、地域課題解決学習に取り組む学校がふえてきております。この学習は、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現という探究の過程が繰り返されることにより、学びが深まっていく

のが特徴であり、この過程において、地方創生に必要な多種多様で膨大なデータを備え、かつ地域ごとの分析も可能なRESASが大きな力を発揮するものと考えております。

また、RESASなどの活用により、このような地域課題解決学習に取り組んだ生徒から生まれたアイデアが、実際の地方創生のヒントになることも期待をしているところでございます。

○7番（土居央君） ありがとうございます。私も同感でございまして、御答弁から、中学校、小学校でも地域課題解決学習の重要性といったことをお触れになったと思います。

ただ、私がここで御紹介したいのは、これまでの地方創生政策アイデアコンテスト、高校生以下の部で、最優秀である地方創生担当大臣賞は、昨年度が先ほど申しました長野県の高校生ですけれども、一昨年第1回目は中学生、昨年末に開かれた今年度の最優秀賞は、何と福島県の小学生のグループとなっております。このことを見ましても、全国では、RESASを有効活用した教育を既に小学生段階から実践している実態があります。

このプレゼンテーションを拝見いたしました。大変すばらしいものでございます。地元を元気にしたいという地方創生への意識の高さに強い感銘を受けました。この小学生を見て私が強く感じましたのは、これからの人材育成には、みずから生まれ育った地域の歴史、文化、産業、自然などを深く理解するだけでなく、グローバルな視点から客観的に把握すること、そして客観的データに基づいた課題認識、その上で解決に向けた手法を考えるというプロセスを、できるだけ幼少期から身につけさせることが、これからの時代、非常に重要だということでございます。RESASは、そうした探究型学習を通じた人材育成、つまりこれからの高知県の地方創生の主役を育てるために非常に有効

なツールだと考えます。

こうしたことを踏まえ、私は県内の教育現場で、より広くRESASを活用した学習を充実させるべきと考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 現在、小学校の総合的な学習の時間におきましては、地域や環境などをテーマといたしまして、課題を明確にし、データや資料を集め、整理して、解決方法を友達と一緒に考えるような学習が行われております。また、中学校社会科においては、情報や情報手段を適切に活用する技能を培う観点から、コンピューターや情報通信ネットワークなどを積極的に利用することが求められております。そして、授業においては、地域の過疎・過密の現状を産業の動向などと関連して捉え、地域活性化のためにどのような取り組みが行われているのかを調べる学習も展開されております。

このような探究的な授業にあつては、多種多様で地域ごとの分析も可能なビッグデータを持つRESASの活用により、大きな教育効果が得られることが期待をされます。今後、小中学校においては、校長会などの機会を通じ、RESASの意義や内容についての周知を図るとともに、授業での活用については研究主任会などでも事例を多く紹介してまいります。そして、児童生徒がRESASを活用して、地域の課題解決策などを追究する授業づくりを進めてまいります。

また、高等学校においては、今後も学校と地域との連携・協働のもとで、探究的な学習が広がっていくよう取り組んでいくこととしておりまして、その中で、全ての県立高校から担当者などが参加する協議会において、先進校におけるRESASの活用事例などを紹介することなどを通じて、活用を広げてまいりたいと考えております。

○7番（土居央君） 非常に教育長の前向きな姿勢を感じる御答弁、ありがとうございます。私は、RESASによる探究学習が広がることで、高知県の将来の産業人材の育成やUターンなどにつながる可能性を強く感じております。また、ビッグデータへのアクセスは、最新技術を活用する新たな時代に役立つ、情報リテラシー教育の充実にもつながると思います。具体的に進める中で、RESASの指導力不足、こういったことにどう対応するのかというような課題もあるかと思えますけれども、的確に対処しながら、ぜひとも推進をしていただきたいと思えます。

次は、観光政策とナイトタイムエコノミーの振興についてお聞きをいたします。

ナイトタイムエコノミーとは、昼間に行われる一般的な経済活動に対し、日が落ちて以降、すなわち夜から朝までの時間帯に行われる経済活動の総称で、非常に幅広い活動を含んでおりますが、今回の質問では、特に観光客などの夜間消費活動を喚起し、地域活性化につなげる経済活動と捉えて質問をいたします。

これまで、夜の経済活動のイメージの悪さからか、提唱者である木曾崇さんの著書によると、ナイトタイムエコノミーというのは、必ずしも行政や社会から正当な評価を受けてこなかったといえます。確かに、その木曾崇さんの著書もまた、夜遊びの経済学というセンセーショナルな題名でございまして、内容について誤解を生みそうな気もしますが、中身は非常に真面目で、示唆に富んだ経済書でございます。

この書によりますと、近年諸産業におけるナイトタイムエコノミー振興の必要性が世界的に重要視され始めており、日本においてもその手法に注目が集まっています。夜の繁華街での消費活動、ショッピング、定着したハロウィンなどのイベントのように、ナイトタイムエコノミー

の活性化による経済効果はすさまじく、その振興による新たな経済成長戦略を探る取り組みが世界中で始まっています。訪日外国人観光客と年間消費額がともに過去最高を更新する中、東京オリンピックを控える東京都と観光庁が、来年度に東京の訪日客の夜間動向とニーズ調査を実施し、訪日客の消費拡大の鍵を握っているとして、夜間観光の活性化に乗り出そうとしています。結果を分析し、夜間も楽しめる観光ルートなどを発信したい考えのようでございます。

このように、経済活性化策の新たな視点として注目が集まっておりますが、そこでまずナイトタイムエコノミー振興の必要性について県はどう考えておられるのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 夜間の観光を楽しんでいただく手法は幅広く考えられ、県内においても、夜の植物園やナイト競馬、ドリンクラリー、県内各地でのキャンドルイベントの開催など、既にその効果をにらんだ取り組みが数多くあると考えております。さらに、夜間の観光を意識した効果的な取り組みを展開することで、外国人観光客はもとより新たな国内観光客の誘客の動機づけともなり得るなど、消費の拡大はもとより多様な効果が期待できると考えており、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

○7番（土居央君） 県は、2025年度の県外観光客470万人、観光総消費額1,410億円との高い目標を掲げ、観光クラスターの形成や、ポスト幕末維新博を見据えた、自然やスポーツなど体験とアクティビティを重視した観光新戦略を描いています。また、インバウンド観光につきましては、知事は今議会の提案説明において、外国人の延べ宿泊者数は伸びてはいるものの、伸び率が四国全体に比べて低い状況にあり、取り組みの抜本強化を図る必要があるとの見解を示

され、海外重点市場における効果的なプロモーション、国際線とのアクセス改善、自然型観光への外国人受け入れ環境の整備などの施策を打ち出す方針です。第3期産業振興計画ver. 3においても、外国人の延べ宿泊者数の大幅増の実現を目指しているところです。

私は、観光振興による地域経済の活性化という大きな目的を考えたとき、真に重視すべきは観光客数よりも観光消費であり、観光消費の拡大にこそ、より政策的関心を向けるべきと思います。消費活動が拡大してこそ地域経済への波及効果も拡大するからであります。

さきに御紹介をいたしました木曾崇さんの著書では、本県が得意とする自然観光や歴史観光などは消費活動を生みにくい観光資源として捉えられており、本県の観光振興策を考える上で大変勉強になったのですが、それを踏まえまして、私は、県が観光政策を進めながらも、高く掲げた観光総消費額の目標を実現していくためには、これまでの取り組みで強化された食や歴史、自然の観光基盤を生かしつつも、さらにもう一押し、消費を喚起、拡大する仕組みづくりに、もっと積極的に取り組む必要があると感じます。私はそのために、昼と夜をつなげる仕掛けが必要であり、それぞれの観光施策にナイトタイムエコノミーの視点を盛り込んでいくことが非常に有効ではないかと考えています。

以上のことから、私はナイトタイムエコノミーの振興策を新たに観光戦略に加え、その充実強化策を市町村や民間関係者らと連携して講じていくべきだと考えますが、観光振興部長に御見解をお聞きいたします。

○観光振興部長（伊藤博明君） 現在開催しております「志国高知 幕末維新博」におきましては、磨き上げた歴史資源とそれぞれの地域ならではの食、自然とを一体的に結びつけ、市町村や民間事業者が連携して観光クラスターを形成する

ことで、観光客の滞在時間の延長や消費の拡大につなげるとともに、博覧会終了後も持続可能な観光地づくりとなるよう取り組みを進めているところです。

こうした観光クラスターの取り組みに、ナイトタイムエコノミーの考え方を加えることで、本県ならではの魅力がさらに付加され、周遊の促進や消費の拡大につながるものと考えます。本県の特徴を生かしたナイトタイムエコノミーの方策については、国の動向も注視し、市町村や観光関連事業者・団体とも情報共有をしながら、積極的に研究、検討を進めてまいります。

○7番（土居央君） ありがとうございます。本県では、外国人観光客の1人当たりの消費額は全国でも上位にあるというような情報もお聞きしました。それに加えて、ナイトタイムエコノミーを振興する施策により、さらにそれも拡大していけるのではないかと期待をしているところでございます。

繰り返しになりますけれども、県外観光客470万人、観光総消費額1,410億円との高い目標の達成には、朝も昼も夜も高知の魅力を磨き上げてつなげる、24時間を意識した観光戦略が求められるのではないかと思います。

高知市を中心とした、いわゆるおまの磨き上げ、また郡部でも、山、川、海、空の自然と温暖な気候を生かしてのナイトタイムエコノミーの創出も図れるのではないかと思います。知事は本県におけるナイトタイムエコノミーの実力とポテンシャルをどう評価しているのか、この項目の最後にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） 観光総消費額は極めて大事だというふうに考えております。かつて300万人観光ぐらいたったときというのは、高知県、750億円ぐらいが観光総消費額でありましたが、現在1,100億円を超えるぐらいになってきているということでありまして、昔に比べて450億円ぐ

らいふえてきています。やはり経済効果は大きいということだろうと思います。

ただ、議員御指摘のとおり、さらにこれを拡大していくためにも、さまざまな形で、より消費機会を持っていただけるような仕掛けというのを講じていくことが大事だろうと思います。ナイトタイムエコノミーというのは極めて大事だと思っていまして、よく日本全体でも、比較的早い時間に観光客の皆さんがホテルに帰ってきておられるのではないかと、もう一段夜を生かす取り組みができないか、海外では例えばフラメンコを見せたりとか、いろんなショーがあったりとかしているわけでありまして、そういう工夫をもう一段できないのか、そういうことが課題になっておるところだろうと思います。ぜひ生かしていきたい、これがナイトタイムエコノミーということかと思えます。

その点、本県の場合、おきやく文化があるということもありまして、夜におきやく文化を楽しんでいただいている観光客の皆さんも多いという意味においては、比較的生かしている県ではないかなとは思いますが、ただまだまださらに生かしていける、もっと大きなポテンシャルを持っている、それが高知だろうと、そういうふうに思います。

先ほど部長からも御答弁いたしましたけれども、歴史、自然、食のよき周遊コースをつくらうとしているわけですが、この中において、しっかりナイトタイムのさまざまなイベントでありますとか、そういうものも仕込んでいくことが大事かと思えます。例えば中山間なんかにおいては、自然を見ていただいた後に夜は伝統芸能を見ていただくような、例えばお神楽とか、そういうのを見ていただくような仕掛けを1つかましていくことで、劇的に経済効果というのは大きくなる、そういうことも考えられようかと思えます。御指摘の点をよく踏まえて、もう一

段観光消費額がふえていくような仕掛けに力を入れていきたいと、そのように思っています。

○7番（土居央君） ありがとうございます。まさに知事の御答弁にもありましたけれども、昼の観光資源からいかに夜の観光資源につなげていくか、その仕掛け、仕組みといったことを意識しながらの観光戦略が大事ではないかと思えます。御答弁にありましたとおり、私も高知県とナイトタイムエコノミーは、おもてなしの積極性とかおきやく文化とか、非常に相性がいいいのではないかと考えておきまして、そのポテンシャルをフルに発揮できるような環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次は、オリンピック文化プログラムと全国高等学校総合文化祭高知大会を生かした文化振興と地域振興についてお聞きします。

オリンピック憲章は、スポーツと文化と教育の融合を掲げています。意外と知られていないようでございますが、オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であると同時に、文化の祭典でもあります。政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、大会関連行事として開催する文化プログラムを、地域活性化や観光客誘致につなげる好機と期待をしていますが、共同通信社が昨年末に公表した全国1,741市区町村への調査結果によりますと、大会関連行事として開催する文化プログラムに意欲を持つ市区町村は全体の27%にとどまっており、オリンピック文化行事に対する機運の醸成が課題となっています。

この文化プログラムに関しましては、本県では昨年3月に改定した高知県文化芸術振興ビジョンにも掲載されておきますが、あと2年、あるいはその先を見据え、文化的レガシー創出に資する有意義な企画により、本県の文化芸術を国内外に発信し、観光や交流、移住など地域活性化につなげていくべきと考えます。

そこで、まず県内ではこれまでどのように文化プログラムに取り組んできたのか、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた文化プログラムは、次世代に誇れるレガシーの創出を図るための取り組みで、日本文化の魅力を発信する多様性・国際性に配慮した事業や活動が対象となっております。

本県では、これまでよさこい祭りやまんが甲子園などの7事業がこのプログラムの認証を受けておきますが、市町村や民間への広がりが十分でないという課題がございます。こうした課題に対応するために、さまざまな機会を捉え、市町村や民間団体に対して文化プログラムへの参画の要請を行ってまいりました。また、昨年9月に県が文化プログラムの認証組織となり、県内の市町村や文化芸術団体などがより身近に認証手続が行えるようにしたほか、くろしおくとコラボした本県独自の認証マークも作成するなど、文化プログラムへの参画、登録の促進に努めておきます。

○7番（土居央君） 御承知のとおり2020年、本県では全国高等学校総合文化祭が初めて開かれます。教育委員会の試算では、全国から高校生2万人、観覧者は10万人、経済波及効果25億円という一大イベントが、8市町1広域連合で展開されることとなります。つまり、2020年を軸に、県下全域で文化芸術活動を盛り上げる絶好の機会が訪れるものと期待をしておきます。

こうした好機を捉え、幅広い地域、幅広い世代で文化プログラムが開催できるよう、県としても市町村との連携を強化し、文化プログラムを一層推進する必要があると考えますが、文化生活スポーツ部長に見解をお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県では、平成28年度に高知県・市町村2020年東京オ

オリンピック・パラリンピック活用協議会を設置し、市町村との連携体制を構築して、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた国の動きなどの情報共有を行ってまいりました。オリンピック・パラリンピックの文化プログラムは、本県の伝統文化を初めさまざまな文化を国内外に発信するまたとない機会ですので、県では、この協議会の場などにおいて市町村の積極的な文化プログラムへの参画を促しますとともに、文化芸術活動に携わっている方々への周知にも取り組んでまいりました。

お話にもありましたが、2020年には本県で全国高等学校総合文化祭が開催されますので、高校生の文化芸術活動もますます活発になってまいります。こうした動きにもあわせて、文化プログラムに参加していただく機運の一層の醸成に、市町村とも連携をいたしまして取り組んでまいります。

○7番(土居央君) よろしくお願いいたします。

さて、私は、この好機を生かして、地域に根差した伝統的な文化芸術の活動をもう一度活性化させ、各地域で持続的に振興される流れを復活できないかと考えています。特に、中山間地域の多い本県では、高知県文化芸術振興ビジョンの基本理念にもうたわれているように、過疎対策においても文化芸術の果たす役割は小さくなく、県内津々浦々において、それぞれの歴史と自然によって培われた伝統の文化芸術が維持され、後世に引き継がれていくことも重要です。

しかしながら、そうした過疎地域では、特に文化芸術の担い手、継承者が不足し、伝統文化を支える基盤は年々弱体化しており、このままでは集落や地域コミュニティの弱体化とともに、地域に根差し、人々の生活と心を支えてきた伝統的な文化芸術も次々と失われていくのではないかと危惧をする次第です。

そのような中、高知県の文化芸術施策の柱で

ある高知県芸術祭におきましては、協賛・共催行事が徐々に減少し、また約9割は中部に集中しているなどの課題もあります。そうした状況や課題も踏まえ、いかに幅広い地域、幅広い世代の参加をふやしていくかなど、高知県芸術祭の充実に向けた取り組みについて文化生活的スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活的スポーツ部長(門田登志和君) 高知県芸術祭のさらなる充実を図るためには、県内各地域で幅広い世代の方々に文化芸術への関心を高めていただき、より多くの県民の皆様が文化芸術活動に参画していただく必要があると考えております。このため、地域資源を生かした文化芸術活動への支援やさまざまな分野での発表機会の創出、さらに文化芸術の担い手の育成などに努め、より多くの方に芸術祭に参加していただけるよう取り組んでまいります。こうしたことにより、県内各地で文化芸術活動が活発になり、芸術祭で県全体が盛り上がるよう努めてまいります。

○7番(土居央君) よろしくお願いいたします。

さて、私は、幅広い地域という点で、各地域における主体的な文化活動の基盤を強化する体制に関して意見があります。地域の文化芸術活動を主催、支援する民間文化団体として、各地に文化協会があります。そして、各地域の文化協会が所属する高知県文化協会は、地域を含めて県全体の文化芸術の基礎、基盤を強化するために、各地に散らばる文化協会を束ね、情報収集や情報交換、各地の文化活動への支援など、本県の文化芸術団体の取りまとめ役としての役割を果たしています。

今後、さらに地域の文化芸術の基礎、基盤を強化するためには、主体的に活動を行う民間文化団体同士のネットワーク化による連携強化と組織強化が必要だと思っておりますが、県は、その旗振り役として高知県文化協会をもっと評価し、

さらに連携を深めるべきと考えます。

そこで、高知県文化協会に対する期待について文化生活スポーツ部長に見解をお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 高知県文化協会は各市町村の文化協会等で構成されておりますが、これまで各地域の主体的な文化芸術活動を支援していただいておりますほか、県芸術祭開催への御協力もいただいております。

県としましては、本県の文化芸術のさらなる振興に向けては、高知県文化協会との連携を深めていく必要があると考えておりますし、協会の活動がこれまで以上に活発に行われ、県民の自主的な文化芸術活動が促進されることを期待しております。

○7番（土居央君） ありがとうございます。御答弁をいただきましたが、文化振興策として、各地域における民間の自主的な文化活動をいかに喚起していくかということは大きな課題です。私は、高知県文化協会のような既に一定の役割を果たしている民間の地域横断的な文化組織を、効果的に支援し、言い方は悪いかもかもしれませんが、ある意味活用していくということも必要だと思います。これは今まで以上にということでございます。各地域での文化支援は、基本的に各市町村が担っていることかもしれませんが、それを補完する視点で、県としてできることをもう一度考える時期に来ているのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、田村教育長にお聞きします。伝統的な文化芸術にかかわる人材育成については、幼少期からその文化芸術に触れておくことが重要だと言われます。特に伝統文化の場合は幼少期の経験がなければ、大人になったときに伝統文化の意義を理解できず、評価することができない状況に陥る可能性があるとの懸念を県内文化

団体の幹部の方からお聞きいたしました。

高知県文化芸術振興ビジョンでは、幼少期から文化芸術に触れる機会の充実、また児童生徒の文化芸術活動の促進を掲げておりますが、これには学校の理解と協力が不可欠です。教育委員会としてどう協力していく考えか、お伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 平成18年に改正されました教育基本法におきましては、伝統と文化を尊重する態度を育てることの重要性がうたわれております。各学校では、郷土や我が国の伝統文化についての学習を充実し、その価値を大切にすることを育む教育が実践をされております。このようなことから、学校行事の中で、地域や文化芸術活動にかかわる方々の協力を得て茶道や華道、地域の伝統芸能を体験する学習を行う学校もございます。

県教育委員会といたしましても、児童生徒の文化活動を推進する教育文化祭行事を実施し、また文部科学省が実施する、伝統芸能や日本舞踊など本物の芸術家派遣事業に賛同し、各市町村教育委員会に周知するとともに学校に働きかけております。高等学校におきましては本年度より文化活動サポート事業を実施し、専門的な指導者が文化部活動の指導に当たることができるよう支援をしております。

さらに、御紹介いただきましたように、平成32年には本県を会場に全国高等学校総合文化祭が開催され、県内各地で文化芸術に関する全23の部門の発表、展示が予定されております。本大会を契機に、学校とさまざまな文化団体や地域の方々との連携を強め、児童生徒の芸術性や主体的かつ組織的に取り組む態度、課題解決力などが育つ文化的な土壌を一層豊かなものとし、本県の文化芸術のさらなる振興につなげたいと考えております。こういったことに幼少期から取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

○7番（土居央君） ありがとうございます。

今回は、大学の振興につきましても、RE S A Sにつきましても、また観光振興、ナイトタイムエコノミーにしましても、またこの文化振興にしましても、大きく地方創生がテーマの質問をさせていただきました。随分手応えも感じる御答弁もありました。これからの取り組みに期待をしております。

以上で質問を終わりますけれども、最後に、今議会をもって退職される皆様の長きにわたる県への御貢献に心からの感謝と敬意を申し上げまして、全質問といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、土居央君の質問は終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

午後1時48分休憩

————— ○:○:○:○:○ —————

午後1時55分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

前田強君の持ち時間は30分です。

28番前田強君。

○28番（前田強君） 質問のお許しをいただきました、県民の会の前田強でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

外国人技能実習制度についてお伺いをいたします。

この制度は国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間受け入れまして、実習などを通じてその技能、これを移転することを目的とし、平成5年に創設されました。昨年11月に法施行もございまして、新たな制度の適切

な運用に向けて取り組んでおります。

そんな中、高知県警が把握しております、高知県内における外国人技能実習生の行方不明者数を調べてみますと、平成27年1月1日から12月31日までの期間が21人、そして平成28年、同じ期間で16人、平成29年では31人となっております。この行方不明者届の警察における保存期間は、高知県警では25年間と定めておりまして、またこの外国人技能実習制度が開始されたのも約25年前でございます。しかしながら、平成26年以前の数字は明確になっておりません。

さて、平成30年3月2日の高知新聞朝刊において、2017年12月に発生しました、元外国人技能実習生を含む4人組の外国人窃盗団が、土佐市の量販店で約23万円の万引きをしたとして逮捕された事件に関連し、高知県内における平成22年から29年までの外国人技能実習生と失踪者の推移が報道をされました。この報道された内容が、先ほど私が申し上げました事実と異なっておりますけれども、この件についてどのようにお考えなのか、警察本部長の小柳誠二さんにお伺いをいたします。

○警察本部長（小柳誠二君） 議員から御指摘のありましたとおり、高知新聞に掲載されました、県内の外国人技能実習生の失踪者に関する記事の中で、失踪者数の一部に誤りがございました。これは、高知新聞の取材に対し、外国人技能実習生の行方不明者届を受けた者のうち、届け出を受けてすぐに発見された者などを除いた数を回答したために、実際に届け出を受けた数と異なった数字が掲載されたものでございます。高知新聞に対しましてはこのたびの事情を説明した上で、訂正をさせていただいたところでございます。

今回、誤った回答をしたことによりまして誤解を生じさせたことについては、大変申しわけなく思っているところでございます。県警察と

いたしましては、今後こうした誤りが生じることのないように努めてまいります。

○28番（前田強君） ぜひとも、今後このようなことがないように取り組んでいただければと思います。

では、平成29年内の高知県内における県内居住者の犯罪検挙状況から見る犯罪率、これはどのくらいになっているのか、警察本部長の小柳誠二さんにお伺いをいたします。

○警察本部長（小柳誠二君） 平成29年中の高知県内における県内居住者による刑法犯、特別法犯の検挙人員は1,164人でありまして、これを平成30年1月1日現在の高知県の推計人口71万2,357人で割りますと、約0.16%となります。

○28番（前田強君） では、同じように昨年の高知県内におきまして、外国人技能実習生による犯罪率、これはどのくらいになりますか、警察本部長の小柳誠二さんにお伺いをいたします。

○警察本部長（小柳誠二君） 平成29年中、高知県内に居住をしている来日外国人で、在留資格が技能実習の者による刑法犯、特別法犯の検挙人員は1人でありまして、高知労働局発表の平成29年10月末時点における外国人技能実習生の数1,405人で割りますと、約0.07%となります。

○28番（前田強君） ちなみに、先ほどお伺いしたのは平成29年でございまして、その1年前、平成28年に関してはたしか0件だったと思います。決して外国人技能実習生の犯罪率が高いわけではないということが明確になったと思うわけでございます。

そんな外国人技能実習生でございますけれども、ハローワークの集計によります新規求職者数の推移を見ますと、平成26年度から28年度までを比較していきますと、就職率は確かに改善傾向にはございますけれども、新規の就職件数は年間500件程度ずつ減少をし続けている一方、高知県内における外国人技能実習生の数は、近

年で比較いたしますと年間250人ずつふえている計算になります。

この外国人技能実習生、その数や国籍別、地域別、産業別の雇用状況について調べる際、高知県商工労働部から高知労働局に問い合わせをしていただきました。産業別に見ますと、平成29年10月末時点で、建設業が140人、製造業が505人、卸小売業が70人、宿泊・飲食サービス業が1人、その他13人、合計729人とのことでございます。先ほど警察本部長からの御答弁にありましたように、全体の数字が1,405人でございます。数が足りない、そういうことが起きているわけです。農業・漁業分野の技能実習生の数、これが抜けていたわけでございます。なぜ労働局は持っているデータを高知県に対して非公開にするのか、全くもって私は理解ができませんでした。

そこで、私は、労働局を所管する厚生労働省にも間接的にお問い合わせをさせていただき、そしてまた改めて高知労働局に対しまして、正確な情報をいただきたい、その旨の電話をさせていただきました。すると、その当日の夕方には、農業分野で501人、漁業分野に141人、合計で642人という新たな情報を追加資料として共有化させていただきました。しかし、先ほど数字が明らかになっていなかった分の676人に対しまして、このたび新たに明らかになった数が642人とのことでございますので、まだ34人がどの分野で技能実習を受けているのか、私も含め高知県にとっても不明である状況でございます。

高知県として、この高知労働局とのやりとりをする中で、この数字が合致しない、そのような情報共有のあり方でよいのでしょうか、商工労働部長の中澤一眞さんにお伺いをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話がありましたデータ、これは秘匿性といったようなこともありましようけれども、その背景にある事情と

いうのは私どももちょっとわかりかねますけれども、およそ、私どもも含めまして行政に携わる者として、正確な事実、データ、そういった情報をもとにして、政策の立案でありますとか判断をするということが必要であろうかと思いますので、情報の把握、伝達に関しましては、慎重かつ丁寧に行うべきものであるというふうに思っております。

○28番（前田強君） 次に、高知県内におけるこの外国人技能実習生に対する賃金の不払い、長時間労働、セクハラやパワハラなどの不正行為の件数はどのようになっているのか、商工労働部長の中澤一眞さんにお伺いをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 法務省の資料によりますと、平成29年に賃金の不払いや人権侵害などの不正行為を行ったというふうに入国管理局が認めて、技能実習生の受け入れを認めないとした機関の違反件数は、全国で299件でございます。法務省に問い合わせましたところ、都道府県別の数字は公表していないということでございました。

なお、県内の監理団体を指導しております高知県中小企業団体中央会に問い合わせをしましたところ、平成29年度の訪問指導の中で、時間外手当の割り増し賃金を適正に払っていなかったということで、入国管理局から受け入れ停止処分を受けた事例が1件ございました。

○28番（前田強君） 先ほどお話をさせていただきました3月2日の高知新聞にもありましたように、この労働環境の改善が行方不明者数の減少、改善につながっていくのかという点でいくと、先ほどの御答弁にありました違反件数1件ということでございますので、やはりこの行方不明者数の背景、原因というものはまだまだ不明なところがどうしてもあるなというふうに思うわけでございます。そういう点でいきますと、やはり情報収集や実態の把握というものがネッ

クになってくるのではないかなというふうに思うわけでございます。

そんな中、2月23日でございますけれども、この外国人技能実習生の諸課題を改善すべく、国の中央協議会が開催されました。その際、意見交換や情報共有が行われたわけでございますが、話し合われた議事については、3月末に香川労働局を通じて高知県にも情報共有がされる予定でございます。また、本年6月ごろには、四国ブロックでの協議会が開催予定でございます。高知からは高知労働局を初め高知県、そして高知県警が、関係機関としてこの協議会に臨むことになっております。

この協議会における高知県の果たすべき役割とは一体どのようなものでしょうか、商工労働部長の中澤一眞さんにお伺いをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話のございました地域協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有する、そして構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取り組みについて協議をするというふうに法律に書かれております。昨年11月に施行されましたこの技能実習法では、地方公共団体について特段の権限等は定められておらず、総括的な責務規定のみとなっておりますので、まずこの法律に基づいて県として行うべきことを、この協議会を通じて確認する必要があるかというふうに思っております。

また、国際協力を基本とするこの法律の目的、そういった観点でも県としてできることがあるのではないかなというふうにも考えております。そのため、この協議会に参加いたしまして、国の考え方をまずはしっかりお聞きするとともに、国あるいは関係機関、そしてまた他の都道府県の取り組みの情報などを注視してまいりたいと

思っております。

○28番（前田強君） この実習生の派遣元でございますけれども、これは監理団体と申しますが、高知県にもございます。先ほどお話にありましたように、それらを指導する立場が高知県中小企業団体中央会でございまして、こちらのほうにも私は問い合わせをさせていただきました。すると、先ほどお話にありました、県内で発生した31人の外国人技能実習生の行方不明者数に対しまして、この県内の監理団体を通じた外国人技能実習生の行方不明者数が13人でございます。残りの18人が県外の監理団体を通じて高知県内で実習を受けられた方でございます。この発生率で見えますと、県外の監理団体のほうが県内の監理団体よりも約1.5倍多い現状がございます。

先ほどお話にございましたように、県内においては高知労働局や県警、そして高知県が、まさしくこの高知県中小企業団体中央会とも連携をしながらになりますけれども、この県外の監理団体との、どうしても連携がネックになってくるのではないかなと思います。どのように連携をしていくおつもりなのか、商工労働部長の中澤一眞さんにお伺いをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） お話のとおり、県は、県内の監理団体に対しまして中小企業等協同組合法に基づく許認可権を有するという、そういう立場から中小企業団体中央会を通じた指導ということを行っております。権限の及ばない県外の監理団体に対する指導ということになりますと、これは国あるいは外国人技能実習機構のほうに対応していただくということになるかと思っております。

一方で、県内の外国人技能実習生に限らないことですが、在住される外国人が地域で安全に生活をできるようにしていくということは、これは行政の当然の役割ということでもあ

りますので、今後県内の実情を把握しました上で、必要に応じて市町村などとも連携した取り組みを考えていきたいと考えております。

○28番（前田強君） ぜひともよろしく願い申し上げます。

外国人技能実習生のまさしく負の側面といいますか、ネガティブなところのお話を冒頭させていただいたわけでございます。しかし一方で、外国人技能実習生全体から見ると、この行方不明者等の割合は約2%でございまして、本当に多くの外国人技能実習生は真面目にそれぞれの現場で汗を流しながら実習を受けている、そういう現実があることにも目を向けなければならないと思うわけでございます。

先日、私は、四万十町などに足を運びまして、ショウガの生産、出荷、加工などの現場を視察させていただき、ベトナムからの技能実習生、19歳の男性でございますけれども、直接話を聞かせていただきました。彼は、無駄遣いをなるべくせずに、いただいたお給料を節約しながら、3カ月分として24万円を母国のベトナムにいる御両親に送金したということでございました。ベトナムでの大学生のアルバイトの平均時給は100円以下でございまして、とても大きな金額であるわけでございます。そんな彼の夢がございまして、日本での3年間の研修を終え、母国ベトナムに帰国をした後は、この高知で学んだ技能、そして日本語を生かしながら大学の先生になりたい、そんな夢を持っておられます。このように多くの外国人の若者が、みずからの夢を実現させるべく志を持って、この日本で、この高知で技能実習生として働いている、実習を受けている、そんな現実があるわけでございます。

そんな中、昨年のお話ではございますが、彼を含む5人のベトナム人技能実習生を受け入れるに当たって、受け入れ先であるこの会社、事業者でございますが、担当者が頭を悩ませた事案

がございました。それは住居の問題でござい
ます。空き家は、このショウガの畑の近隣にも数
軒ございましたが、家主さんに外国人が居住す
ることを理由に入居を断られたり、または家主
さんは理解を示してくれても近隣住民から反対
の声が上がり、断念せざるを得なかったことで
ございます。まさしく、全国的にも、外国人技
能実習生に対しましてのマスコミ等の報道の影
響もあってなのか、ネガティブなイメージがど
うしても先入観につながっているこの問題は、
実習生の受け入れ企業にとっても大きな課題で
ありました。

そこで、この企業は自社の土地に、近隣に自
社の土地があったわけでございますが、家を建
てるしかなかった、しかし農地だったので家を
建てられない、そのため苦肉の策としてトレー
ラーハウスを設置し、住居として役場に申請を
することになったわけでございます。このトレー
ラーハウス、中を見せていただいたんですけども、
正直な感想で申し上げますと、とてもす
ばらしい住環境でございました。トイレも2つ、
シャワーも2つ、無線Wi-Fiも完備され、
5人のベトナム人実習生が快適に暮らすことが
できるものでございました。しかし一方、この
住居対策にかかった費用は、土地の整備、そし
てトレーラーハウスを含め約2,000万円とのこと
でございます。

この実習生の住居確保問題の改善に向けまし
て、高知県として市町村や不動産団体と連携し
ながら何とか支援をすることはできないのか、
土木部長の福田敬大さんにお伺いをいたします。

○土木部長（福田敬大君） 外国人技能実習生の
入居に当たりましては、不動産事業者や空き家
所有者、周辺の住民の御理解を得ることがポイ
ントと考えます。技能実習制度においては、実
習生が入居する際、個人契約ではなく、受け入
れ企業等との法人契約となります。さらに、日

本の生活習慣を指導する生活指導員を、受け入
れ企業側が配置することとなっております。こ
れらのことが十分に周知されず、空き家所有者
等が実習生の入居に対して不安を感じることに
課題の一つではないかと考えます。

本県では、高齢者や障害者などの住居確保要
配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援す
ることを目的に、官民の住宅と福祉の関係者か
ら成る高知県居住支援協議会が平成25年に設立
をされております。先ほど課題と申し上げまし
た、受け入れ企業等が行う生活指導の取り組み
等について、この居住支援協議会を通じまして
不動産団体から個々の不動産事業者等に周知す
ることで、空き家所有者の不安を払拭できるの
ではないかと考えております。

また、市町村が空き家を借り上げるなどして
公的住宅として再生、活用する取り組みを県が
支援してございまして、実習生の住居としても活
用可能であることを市町村に周知してまいりた
いと考えます。

○28番（前田強君） ぜひともよろしくお願いを
申し上げます。

また、外国人技能実習生や受け入れ企業に
とっての最大の課題、これは言うまでもなく言
語の違いによるコミュニケーションの問題でござ
います。実習生は、ベトナムを出国する4カ
月前から日本語の勉強をされた、そして入国し
てから1カ月間日本語の勉強をし、あわせて5
カ月間の日本語の勉強をして、この高知にやっ
てきているわけでございますけれども、やはり
言語の壁、これが実習生と受け入れ企業の双方
にとって解決、改善することが必要であるわけ
でございます。そのことについて何とか支援を
することができないのか、そのようなことを思
うわけでございますが、商工労働部長の中澤一
真さんにお伺いをいたします。

○商工労働部長（中澤一真君） 言語の問題、こ

の受け入れ企業に対する支援ということで申し上げますと、技能実習生の受け入れをする総合支援機関であります公益財団法人国際研修協力機構、こちらの支援メニューに電話あるいはメールでの日本語指導に対する相談対応というサービスがございますので、こういった専門機関の支援策の活用をぜひしていただければというふうに思うところでございます。

また、技能実習生御本人といえますか、当事者が生活をしていく上で課題となっている、日本語学習あるいは多言語表記といったような課題に対しましては、在住外国人へのサポートを行っております、高知県国際交流協会あるいは民間のボランティア団体が実施しております日本語講座といったもの、それから直接的に日本語講座ということに限らず、地域の住民の方との交流のイベント、そういった地域になじむというような機会も御案内をできるのではないかなというふうに考えています。

○28番（前田強君） この外国人技能実習生でございますけれども、移動手段が主に自転車とか徒歩になってくるわけでございますので、どうか居住地の近くで、仕事終わりなどの時間にこの日本語研修を受けられたらなあというような話を聞いたわけでございます。外国人技能実習生、先ほどお話しさせていただきましたように3年間ぐらい、最長で5年間ぐらいこの現場にいるわけございまして、少しでもコミュニケーション、言語の壁というものが解消されて、この高知のことをより大好きになってほしいなという側面も私はあると思うわけでございます。

次に、外国人技能実習生を積極的に受け入れている、または受け入れようとしている企業にとって、申請書類が、報告書類も含めてですけど、すごく難しく、煩雑さという言葉で言いあらわすわけでございますけれども、頭を抱えております。どのように記載をすべきなのか、

またこの記載で正しいのかなどなど、派遣元である監理団体等に相談をしたら、即違反扱いになってしまって、そしてその企業は特に違反の意図はなかったそうなのですが、そんなことはお構いなしに入国管理局のほうから、それ以降の実習生の受け入れはだめですというようなことになってしまったと。相談窓口といえますか、こういうものに何とか高知県としましても対応していくべきとは思いますが、この件につきまして商工労働部長の中澤一眞さんにお伺いをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 外国人の技能実習生の受け入れに関するさまざまな御相談については、先ほど申し上げました国際研修協力機構がやはり最も的確な助言を得られる相談機関であるというふうに思っております。

現在、既に受け入れをしておられる既存の監理団体あるいは受け入れ企業、こちらに対しましては国際研修協力機構が、戸別訪問をするというような形で相談対応を行っておられるというふうにお聞きしております。

また、今後新たに実習制度を利用されようとする皆さんに対しましては、そういう方々の御要望をまずお聞きした上で、制度の周知でありますとか申請書の作成に関するセミナーですとか個別の相談、これを国際研修協力機構に、高知県内でもこういうことが受けられるように要請をしていきたいと考えています。

○28番（前田強君） ぜひとも進めていただけたらと思います。

この外国人技能実習制度、本来の趣旨、目的は言うまでもなく国際貢献でございまして、その最前線で協力をしてくださっているのが、この実習先である企業や個人事業主の皆様でございます。そしてまた、高知県内の企業の中には、この実習生が研修を終えまして母国に帰られた後、この実習生を通じまして現地法人を立ち上

げ、海外へ事業展開を進めている、そんな企業もごさいます。

尾崎正直知事におかれましては、地産外商、そして国際貢献、外国人技能実習生に対して寄り添っているような高知の企業などを応援する意味でも、ぜひともこの高知県としての支援のあり方を検討していただきたいと思うわけでごさいますが、お考えをお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） ここ4年で技能実習生の数が倍増するなどしておりまして、技能実習生制度、本県でも着実に広がりを見せてきていると思います。そういう中で、前田強議員からお話のありましたように、この技能実習生制度については、国際貢献とともに産業振興という観点からも意義深いものになってきているということかと、そういうふうに思います。

受け入れをいただいている企業の皆様方に対する支援のあり方について、そもそも技能実習法では、地方自治体はさまざまな必要な施策を推進するよう努めなければならんことを定めておりますが、他方で権限は定められておりません。しかしながら、そうはいつでも、先ほど来お話にありましたように、例えば、制度をもう一段しっかり周知すべきではないかとか、やっぱりさまざまなセミナーや研修とか、JITCOの方々いろいろなそういう機会をもっと設けてもらうようお願いすべきではないかとか、いろいろとやれることがあるだろうというふうに思います。多くの方が来られるようになってきていますから、そういう現状を踏まえまして、どういう支援策があるかということについて検討させていただきたいと、そのように思います。

○28番（前田強君） ありがとうございます。この外国人技能実習生の問題——そして一方で、高知県のさまざまな現場で実習を受けられている。しかし、先ほどお話しさせていただいたように、やはりネガティブなイメージ、そういう

ものもつきまどっているわけでごさいますので、先ほど知事がおっしゃられましたように、ぜひ高知県もしっかりと支援をしていくという立場の中、ネガティブなイメージが少しでも和らぎ、ポジティブなイメージに変わっていくようなことが望ましいと、私も強く期待をするところでごさいます。

そして、少し時間もごさいますので、お話をさせていただきたいんですけども、例えば長崎県の上五島のほうでは、外国人技能実習生を活用するなどしてミャンマーから外国人の看護助手という形で活動されておられたり、先ほどの日本語研修に関しましては新潟市等で、または愛知県のほうでも行政が日本語研修をやっていたりとか、一定のバックアップといたしますか、そういうものが県民にしっかりと伝わっていく。そのことが、やはり企業においても国際貢献をしておられるわけでごさいますので、その企業が国際貢献をすることによって、その企業イメージがよりアップするような、そんなことにつながってほしいなというふうに思うわけでごさいます。

知事を初め執行部の皆様から答弁をいただきました。本当にありがとうございます。また、この質問をするに当たりまして、関係各位、たくさんの方の方に資料をいただかなければ質問をすることができませんでした。本当に多くの皆様に御協力をいただきましたことに、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

最後に、我々がまさしく生まれ育った、このふるさと高知で暮らす皆様お一人お一人に私も寄り添いながら、この高知県の政治や行政が前へ強く進みますように、今後も微力ながら私も尽力をさせていただくことをお誓い申し上げます。私からの質問を全て終了させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 以上をもって、前田強

君の質問は終わりました。

ここで午後2時30分まで休憩といたします。

午後2時24分休憩



午後2時30分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は40分です。

1 番下村勝幸君。

○1 番（下村勝幸君） 県議会自由民主党会派の下村勝幸です。

それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。まず、県職員並びに教員に対する国際人材教育について御質問をさせていただきます。

昨年の11月に、初めてINAPの会合に参加させていただきました。開催国スリランカのコロンボにおいて、高知県職員の皆様が、とても手際よく参加国の意見をまとめられながら、見事に調整していく姿を見せていただき、私は非常に感動いたしました。

そこで思ったのは、ここに参加していないほかの県職員にはどういった国際教育がなされているのだろうかということでもあります。急速にグローバル化が進む世界で、こうしたダイバーシティー環境、いわゆる多様性に対応できるような感覚を持った職員の人材育成が、高知県では着実に進んでいるのだろうかということを考えてわけです。これからさらに観光事業に力を入れ、インバウンド客の増加を目指したり、農林水産業においても海外への輸出振興に力を入れている高知県として、そういった外国と対等に渡り合える県職員の重要度は増すばかりであります。

さきに述べたグローバルな時代が進展しているこの日本で、特に県職員において、グローバル感覚を持った人材を育てることは急務であると考えますが、これまでの国際人材育成の観点から、県職員に対する取り組みの現状はどのようになっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） お話にありましたINAPに加えまして、県経済の取引の範囲の拡大などによりまして、県職員には国際感覚が求められつつあるというふう認識をしております。こうした中、国際感覚を育む観点からは3つの点、1つ目には海外を含む関係機関に職員を長期派遣する、2つ目にはOJT——オン・ザ・ジョブ・トレーニングの一環として海外に関する業務に従事させる、3つ目に海外で実施される短期の研修に参加をさせるということによりまして、人材の育成に取り組んでおります。

1つ目の職員の派遣につきましては、自治体国際化協会の海外事務所や県貿易協会シンガポール事務所、国際観光振興機構香港事務所といった、海外の事務所へ職員を派遣するほか、海外出張や海外との取引などの実務を経験する機会のある民間企業、あるいは海外観光客の受け入れなど国の政策を担っている観光庁、海外ビジネスを担っている日本貿易振興機構への長期派遣研修を行っております。

2つ目の海外に関する業務への従事につきましては、文化生活スポーツ部の国際交流課のみならず、輸出の分野では産業振興推進部や商工労働部など、国際観光分野では観光振興部、オリンピック・パラリンピックの事前合宿などのスポーツ分野では文化生活スポーツ部、ポートセールス分野では土木部など、多くの部局におきまして国際感覚が求められる業務を行っているところでございまして、このうち輸出や国際観光、スポーツの分野については、近年その

体制の充実強化を図っているところでございます。

3つ目の短期研修につきましては、国際協力機構や自治体国際化協会、韓国・全羅南道の研修へ職員を参加させているところでございます。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。

同様に、そうした人材の基礎を育てるべき小中学校及び高等学校の教員がグローバル感覚を持つことも、非常に重要であると考えております。

小・中・高等学校の教員が国際感覚を身につけるため、教育委員会としてはどのような取り組みを行っているのか、教育長に現状をお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） グローバル化が進展する中、教員が国際感覚を身につけて教育に当たるということは大変重要だと思っております。そのため、国の制度も利用いたしまして、長期、短期の海外派遣を行っております。

また、これは主役は生徒でございますけれども、スーパーグローバルハイスクールや海外姉妹校との交流において、教員も国際的な経験を積むということもしております。

また、教員の採用に当たりまして、平成28年度からは国際バカロレアの教員資格の認定者に対し、また来年度からはJICAなど海外での社会貢献活動を経験した者に加点をするなど、国際感覚を持った人材の採用にも力を入れているところでございます。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。

私は、今教育長、それから総務部長からお話がありましたが、ここで求められる人材教育は、単に交流であったり会話をメインとする教育ではなくて、グローバルな思考力と課題解決能力を兼ね備えた人材を育成するためのものにすべきであると考えております。

その中で、特に現在も県として交流が続いて

いる国であったり、また今後戦略的にアプローチをしていこうとしている国に関して、それらの国の文化や歴史、また日本や本県との関係性や習慣等について県職員へ教育を行っていくことが、将来における信頼感のある人的ネットワークを構築するためにも特に重要であると考えます。これらに対する御所見を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 本県は、幅広い国や地域と継続的に交流を行っております。具体的には、海外との姉妹友好交流の取り組みでは、中国の安徽省やフィリピンのベンゲット州、韓国の全羅南道、県人が移住された土地である南米、ミクロネシア連邦と、またI N A Pの取り組みではフィリピン、スリランカ、韓国、中国、インドネシアの港湾と、よさこいを介した取り組みでは台湾の新竹県などと、園芸農業の取り組みではオランダのウエストラント市などと、それぞれ交流を行っております。

今後は、東京オリンピック・パラリンピックをにらんで、本県がホストタウンとなっておりますオランダ、シンガポール、オーストラリア、チェコ、トンガ、ハンガリーに対して、さらには県産品の輸出や国際観光を推進するという観点からは韓国、台湾、タイ、シンガポール等に対して、戦略的にアプローチしていく必要がございます。

県職員が、文化や習慣など、これらの国にアプローチする上で留意する視点を持つことが重要と考えておりまして、そのための人材育成を行っております。例えば地産地消・外商課では輸出振興の取り組みにおいて、日本貿易振興機構、ジェトロ高知等と連携しまして、貿易入門から応用までを学ぶための貿易セミナー・講座等を開催しているほか、販路開拓に取り組む東南アジア等の国について、商習慣やアプローチする上での留意点を学ぶ機会を設けております。

また、国際交流課では、希望する職員に国際交流員が、英語や韓国語について、その国の文化に触れながら学ぶ講座などを実施しております。さらに、港湾振興課ではポートセールスの取り組みにおいて、各国の文化的行事の時期や土産物が文化的に問題がないかなど、国際交流員や県内の外国人に確認を依頼しているところでございます。

○1番（下村勝幸君） 次に、当然ながらこうした取り組みは、県から市町村へと国際人材育成のための裾野を広げることが、今後の高知県として重要であると考えております。そこで、各市町村においてはこういった人材育成の体制が組まれているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 各市町村におきましても、国際関係業務に従事させることによって、国際感覚を養う人材の養成に取り組んでいるというふうに承知をしております。姉妹都市等の提携をしている市町村が12市町ありますほか、海外出身の国際交流員を設置している団体が11市町村、オリンピック・パラリンピック東京大会のホストタウンに登録をしている団体が7市町、教育委員会マターになりますけれども、外国語指導助手、いわゆるALTを設置している団体が24市町村でございます。ほかには、全国の市町村職員向けの研修所として滋賀県に全国市町村国際文化研修所がございまして、そこに職員を派遣している市町村もあるというふうに承知をしております。

○1番（下村勝幸君） 今御紹介ありましたが、県内では12の市町が17の国外の町との姉妹提携等を結ばれているというふうにお聞きをいたしました。今後は、前述の市町を含め、県内の市町村職員に対する教育への支援も必要になるのではないかと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 全国的にも国際交流の取り組みがますます進んでいる中で、県内市町村職員がより国際感覚を身につけていく機会を充実させていくことは有意義だと考えております。このため県といたしましては、先ほどお答えしました全国市町村国際文化研修所における研修など、全国的に行われている国際感覚養成のための研修を、引き続き市町村に紹介してまいりたいと考えております。

さらには、例えばオリンピック・パラリンピックのホストタウンにつきましては、これまで市町村としても手を挙げていただけるように、積極的な対応を県として促してきたところでございますが、ほかの分野におきましても、県において国際的な業務を実施する中で、市町村と連携をして国際感覚を養っていただけるように努めていきたいと考えております。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。

高知県では、平成29年3月につくられた高知県人材育成基本方針の中で、グローバル人材の育成として、海外での勤務や研修の実施を政策的に位置づけておられます。県の政策をより確かなものにするためにも、国で行われているグローバル人材を育成する事業のようなものを活用し、高知県職員や高知県教育関係者に積極的に参加していただくことにより、高知県の財政負担を少なく、グローバル人材の育成をすることができると考えますが、前述したように、これからは海外での研修も質が求められる時代に入っております。

今後は、海外での研修等を希望する職員がより積極的に参加することが可能となるよう、取り組みを強化すべきと考えますが、これに対しては総務部長及び教育長の御所見をお伺いいたします。

○総務部長（梶元伸君） 海外勤務や関係機関への派遣に当たりましては、派遣を希望する職員

を庁内で公募するジョブチャレンジという仕組みを適用しております、意欲ある職員を後押ししようというふうにしているところであります。

御指摘いただきました、国などが実施しておりますグローバル人材を育成する事業につきましては、現在職員を派遣しております機関や研修よりも効果が大きいというふうに判断できるのであれば、職員の派遣について積極的に検討してまいりたいと考えております。

○教育長（田村壮児君） グローバル化の中で、先ほど申し上げましたとおり、現在教育委員会では、国などが実施する海外の日本人学校への教員派遣や、短期の海外派遣研修について派遣を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、教員の長期海外派遣といたしまして、国が実施をしている海外の日本人学校への教員派遣を実施しております、昨年度は2名、今年度3名を公募により新たに派遣しております。また、今年度において短期の海外派遣として、外務省が実施する若手英語教員米国派遣事業や、独立行政法人教職員支援機構が実施する英語教育海外派遣研修などに対し、公募によって5名の教員の派遣を行ったところでございます。

今後とも、こういった機会を利用して、積極的に教員を派遣してまいりたいと考えております。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ調査を行った上で、本当に効果が出るような、そういった研修にさせていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、新学習指導要領で規定された小学生のプログラミング教育についてお伺いをいたします。

近年のグローバル化や急速な情報化、情報活用能力調査結果などを受けて、小学校及び中学

校の新学習指導要領では初めて情報活用能力が規定され、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から、このプログラミング的思考の育成をするための教育を全面実施することになっております。

海外や日本の一部の小学校では、実際に小学生の段階でプログラミング、いわゆるコーディング等を教えている学校もあるようですが、この新学習指導要領では、そういったことを学習するような考え方はないと伺っております。

ここで言う、小学校の新学習指導要領に基づくプログラミング的思考の育成とは、具体的にどういった方法を用い、何を習得させるための教育なのか、また高知県内の小学校ではどういった考え方で進めるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 議員お話しのとおり、小学校におけるプログラミング教育は、プログラミング言語を覚えたり、コーディングを習得することを目指したのではなく、プログラミング的思考力などを育成するものでございます。このプログラミング的思考力とは、自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような動きや指令が必要か、またそれらをどのように組み合わせると意図した活動となるのかといったことを論理的に考える力のことでございます。

プログラミング教育の実施に当たっては、プログラミングという特別な教科や授業を設定するものではございません。現在行われている各教科などの中で、子供たちのプログラミング的思考力を育成していくものでございます。このため例えば、算数ではコンピューターを活用して正多角形などの図形をつくる学習を行ったり、理科においてはセンサーを使って発光ダイオードの点灯を制御するプログラミングを学習したりいたします。このように、各教科などの中で

それぞれの特性に応じて計画的に取り組んでまいります。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。

さらに学習効果を発揮させるためには、教員への十分なトレーニングが必要であります。そこで、教材の効果的な活用や、教材をうまく駆使してわかりやすい授業を展開できるだけの研修等が重要であると考えますが、こういった学習教材の準備や、教員への研修のための計画をどのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） 御指摘のように、プログラミング教育を効果的に実施していくためには、県教育委員会としても学習教材の準備や教員の研修が必要だと考えております。

学習教材については、教員が直接開発するというのはなかなか難しいと思っております、文部科学省や総務省、経産省と民間企業などが連携して設立された、未来の学びコンソーシアムなどで開発の検討が行われており、こういったことの活用でありますとか、あるいはウェブ上での民間企業とのマッチングなどによって教材提供を受けることなどが検討されております。こういう学習教材の活用を検討してまいりたいと考えております。さらに、県内大学や高専などの機関にも御協力いただき、教材開発について検討したいとも思っております。

また、研修については、教育センターがプログラミング教育に関する内容を取り扱う研修を行うことにしております。具体的には、初任者研修における教育課程に関する研修や、希望する教員に対する専門研修である情報教育セミナーにおいて、子供たちにプログラミング的思考を育むための学習活動の内容や取り扱いについての講義、演習を実施する予定でございます。

なお、今後は、プログラミング教育の内容を向上させた教育課程の研修教材を、オンデマン

ドで配信していくことも検討していきたいと考えております。

○1番（下村勝幸君） さらに、学校間のプログラミング教育の質のばらつきをなくし、県全体の教員の指導力のレベルを上げるためには、定期的に学校に対して指導を行っていく体制が必要であると考えますが、対応策をどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田村壮児君） プログラミング教育について、学校間格差を生じさせないための対策としては、各教育事務所による定期的な学校指導を実施してまいります。各教育事務所におきましては、毎年度管理職や教務主任を対象とした教育課程についての協議会や研究主任会を実施しておりますが、この中において先ほどお答えしたような学習教材の紹介を行ってまいります。同時に、それらの活用がプログラミング的思考力の育成につながるよう、プログラミング教育の理論と授業づくりについての研修を実施してまいります。

また、各学校が実施する校内研修の中に、プログラミング教育に関する事項を設定し、教育事務所の指導主事による演習や指導を行ってまいります。さらに年度末には、各学校を対象とした、新学習指導要領の周知に関するアンケートにおいて、プログラミング教育についての理解と実施の状況を調査し、課題を明らかにして、学校指導や取り組みの改善を行うようにしております。

このような指導体制により、小学校教員の指導力を高め、各学校のプログラミング教育の質の向上を図ってまいります。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。初めての取り組みですので、どうかスムーズに進むようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。高知県の医療・介護現場での、ICT技術を活

用した業務改善等について御質問をいたします。

介護事業所における福祉機器等の導入支援の強化予算等に関して、前年度比倍増の予算づけがなされております。介護現場における職員の負担軽減と業務効率化のためにも、このノーリフティングケア予算等の充実は非常にありがたいと思います。また、この予算づけに関しては、介護現場からの反響も大きく、新聞を見られた方から、とても励みになりますとの声を多数いただきました。こうした方針を決めてくださった知事の英断に改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、私は昨年12月議会におきまして、介護事業所認証評価制度の中で、特にノーリフティングケアの普及に関して質問をいたしました。これに対しては、県内外の事業者の皆様や各県の福祉行政に携わる皆様が、今後の高知県の介護現場について大きな期待と関心を持って、取り組みを注視している状況のようであります。

さて、多くの介護事業所では、介護人材の確保がなかなか進まず、限られた人員の中、業務を遂行するために、人のやりくりにおいて非常に苦労をなさっている実態があります。本来であれば、訪問介護者の報告書をまとめたり、人の配置等を調整する仕事がメインであるはずの中小介護事業所の責任者も、現場に出ねばならず、そうした責任者が訪問介護を終わらせた後に全ての報告書をまとめるなど、かなり無理な業務実態があるようであります。特に中小の訪問介護事業者は、本来業務以外に、今述べたような報告等のペーパーワークに忙殺されている現状があります。

そうした中、私は12月議会において、第4次産業革命に向けた県の取り組みに対しての質問をいたしました。発達するICT技術を駆使すれば、福祉や医療・介護現場におけるさまざまな課題を解決することが可能となります。私は、

こうしたルーチンワークの業務改善こそ、これからさらに発達するであろうAIやIoT技術を存分に生かすことのできるフィールドであると考えております。

そこで、まず1点目の質問であります。こうしたICT技術等を活用した介護や医療現場でのネットワーク化のために、県と高知大学で開発された高知医療介護情報連携システムがあると思います。平成29年度から普及に向けた取り組みが始まっているとお聞きしておりますが、高知医療介護情報連携システムの県内事業者への普及状況はどのようになっているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（山本治君） 医療・介護の関係者がタブレット端末を用いて、在宅患者の情報をリアルタイムに共有できる高知医療介護情報連携システムは、本年2月末現在で9つの市町の医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所などの計55事業所での活用にとどまっていますが、本システムは医療・介護の連携を進めていくための有効なツールであるとして、事業所からは、患者の状態を画像等で速やかに多くの職種で共有することにより適切な対応につながった、患者情報を他の職種に連絡する手間と時間が軽減され連絡漏れも防げるなど業務の効率化に役立っているとの御意見もいただいております。もっと多くの医療機関や事業所等で活用していただきたいと考えています。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。今お聞きしましたら55事業所ということで、全体とすればやはり少ないんじゃないかなと思います。

このように普及が余り進んでいないとするならば、その普及のための阻害要因になっているもの、言いかえるなら県としての課題についてどう捉えているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（山本治君） 多くの職種・事業所間での情報共有を行うものであることから、導入を各地域で進めるためには、関係機関の合意形成や運用に当たってのルールづくりに時間を要すること、毎月の利用料や端末の導入経費といった一定の負担が生じること、またこれが最も大きいと思いますが、タブレットやスマートフォンといった情報端末の操作に苦手意識があり、そもそも扱うことに消極的な従事者がおられることが課題ではないかと考えています。

○1番（下村勝幸君） 私、実はその後聞こうと思っていたんですが、そのあたりのこと、もう一度確認させてください。

介護現場には御高齢のヘルパーさんが多く、さらなる労働者の確保のために、今後県では、高齢者や女性のパート従業員の方たちにもこうした現場に参画していただくということになっておりますが、そのときには、今開発されているこのシステムがこういった方たちにとって利用しやすいものとして開発されているのか、本システム開発の支援を所管している健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） システムの利用しやすさについては、事業実施主体である高知大学が、開発段階において、医師会を初め看護協会やホームヘルパー連絡協議会などの各職能団体等で構成される運営協議会のもとに、現場で実際に利用していただけるであろう方々で構成するワーキンググループを設置して意見を聞き、タブレットやスマートフォンといった情報端末の操作にふなれな従事者にも使いやすくなるように、シンプルな画面構成にするとともに、直感的な操作ができるような工夫を行い、また運用開始後も利用者の意見を取り入れシステムの改良を行うなど、利用者にとってより使いやすいシステムになるように取り組んでいるとお聞きをしています。

○1番（下村勝幸君） そういった使いやすいものになっているのであれば、さらにそれをモデル的に皆さんに見せてあげるとか、本当に使える形をぜひ普及していただけたらと思います。

私が訪問した事業所では、それぞれの事業所ごとに自分たちが使いやすいように工夫したシステムを利用し、情報共有を行っておりました。県内には、こうした中小の事業所がまだまだ数多くあると思います。私は、前述したように、県で開発された統合システムが県内全域で利用されることが、喫緊の課題である人材不足を補い、今後の福祉業務の改善に確実につながると考えております。そのためには、このシステムをさらに普及し、県内全域に着実に広める努力が必要であると思いますが、今後どのように普及させていかれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） とにかく使っていただくことが大切だと思っておりますので、今年1月には重点地域を定めるとともに、タブレット端末を20台用意し、関係機関への説明会に合わせて無償で1カ月間試していただけるようにしており、今後とも高知大学と連携しながら普及に取り組んでいきたいと考えています。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ本当に皆さんが使えるように、どんどん普及させていただけたらと思います。

それでは、この項の最後に、システムの話からもう一つの課題に移りたいと思います。2015年の法改正時から、軽度の方を対象とした通所・訪問介護は総合事業として提供されることとなりましたが、こうした軽度の方たちを受け入れる大手の介護事業者が少なくなり、そうした方たちの受け入れ先が少なくなっている現実があると伺っております。県内にある中小の介護事業者の皆様は、経営的な不安を抱えな

がらも、道義的な責任の中でこうした方たちを受け入れている現実があるようであります。今後、こういった課題に対して県としてどう対応していけるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護事業所の行います総合事業サービスの基本報酬につきましては、国が定める基準単価を上限に、地域の実情に応じて市町村が定めることとなっております。平成30年度の介護報酬改定では、通所介護について生活機能向上連携加算の創設や、訪問介護の単価見直しがされたところでございまして、総合事業の単価についてもこの改定を踏まえて見直しがされております。

加算の創設など改定内容については市町村にお知らせをしたところでございますが、県としましては、今後行います市町村担当者会などにおいて、今回の改定内容を改めて周知し、市町村が単価や基準を設定するに当たっては、事業者の採算に対する影響などを十分検討するように要請してまいりたい、そのように考えております。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ本当にその方向でよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。県内各地域に残る伝統文化の継承についてお聞きいたします。

来年度、文化芸術とスポーツの振興を行う中で、文化芸術を産業に生かすことのできる人材の育成を目指し、文化人材育成プログラムを実施することになっております。私は、こういった貴重な文化を経済と融合させるといった視点は非常に重要であり、インバウンド客が増加する中、高知県が今後目指すべき姿であると非常に高く評価したいと思います。

そこで、私がお聞きしたいのは、すぐには産

業に生かすことはできないかもしれない文化的財産の継承についてであります。先ほどの土居県議の御質問にもありましたが、県内各地域には、お祭りなどで披露する伝統的な歌や踊りが口伝によって受け継がれております。しかしながら、少子化の影響もあり、子供に引き継ぐべき内容がうまく継承できなかつたり、地域の若者が流出してしまったために、若者へ継承すべき文化的遺産がうまく引き継げなかつたりする状況が生まれつつあります。

そこで、お聞きしたいのは、今すぐには継承できなくとも将来継承できる対象ができたときに、スムーズな復活を目指す、そのためのデジタルアーカイブとして、高知県の文化的県民遺産を残しておくべきと考えます。これは待ったなしの状況で、早急に対応しなければ継承の機会を永遠に失ってしまう事案が多数あると思われるので、県として、こうした事案にどう対応されるのか、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 地域に伝わる文化の継承は、高知県文化芸術振興ビジョンの基本方針にも掲げてございますように、非常に重要でございます。この継承においては、映像等での記録、保存、活用は大変有効だと考えております。県では、これまで歴史民俗資料館において、例えば香美市物部地域のいざなぎ流などを映像として記録するとともに、展示室や視聴コーナーで公開するなどの取り組みを行ってきておりますが、こうした地域に伝わる文化の保存、活用に当たっては、地元市町村のかかわりが重要でございますので、今後におきましても市町村と連携して、映像など適切な方法で収集、保存、活用にあつめてまいります。

○1番（下村勝幸君） 今答弁いただきましたが、現在はスマートフォン等が普及し、写真や動画撮影が非常に容易にできる状態になっておりま

す。そういった貴重なデータをデジタルデータとして収集、保存することが比較的容易にできると思います。県内各市町村の皆様にも、お話がありましたように御協力いただき、こういった取り組みを進めるべきだと思いますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 地域の民俗芸能などをデジタルデータとして記録する取り組みについて、近年普及しておりますスマートフォンなどの携帯情報端末を活用することは簡易で有効な手段であると考えられます。

一方で、撮影されたデータの個人情報の取り扱いやデータを収集、保管する仕組みなど、整理が必要な課題も考えられますので、お話にございましたデジタルアーカイブなど、まずは課題を整理して、市町村の御意見もお伺いしながら、どのように進めていけるのか検討してまいりたいと考えております。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひやっぱり引き継ぐべき内容がたくさん県内にあると思いますので、そういった方向でよろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、南海トラフ地震対策の中の津波避難タワー等へ避難された後の対応についてお伺いをしたいと思います。

南海トラフ地震対策の中で、まずは命を守るという政策において、県内の高台や避難ビルのない地域では、緊急的に避難するための津波避難タワー等の整備が順調に進んでまいりました。

そうした中で、私の地元の住民の方から、津波等がおさまった後で、避難した津波避難タワーから無事におりることができのたであろうかという質問をいただきました。そこで、黒潮町の防災担当者を通じ、津波避難タワーの設計者に確認をしていただいたところ、津波避難タワーの本体部分は、確実に現在想定している水圧に耐えられる設計になっているが、階段やスロー

プ等が想定の水圧に耐えられるのかどうかについては、はっきりと回答ができないということでありました。

考えてみれば、津波の中に巻き込まれた流木や破壊された家屋の残骸、また漂流船等がぶつかる可能性もあり、そうした場合、階段等がそのような漂流物によって流されてしまったり、逆に流木等が挟まってしまったりするなど、さまざまな状況が考えられ、階段やスロープ等が残っていたとしても下におりられない可能性はゼロではないと思います。ヘリコプターによつての空からの救出も考えられますが、1基に二、三百人が避難している津波避難タワーが県内に何基もあれば、当然のことながら、物理的に対処することは難しい状況になります。

そこで、まず1つ目の質問を行いたいと思います。今述べたようなことも想定される津波避難タワーであります。県としてどのように考えておられるのか、まず危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 本県の津波避難タワーは、津波によってタワー本体が傾いたり転倒したりすることのないよう設計されていますが、階段やスロープは本体ほど丈夫につくっていないものもあるという状況でございますので、議員御指摘のとおり、津波から命を守った後にタワーからおりることが困難になることも想定されます。こうした場合に備え、タワーから安全におりることも検討していただく必要があると考えております。

○1番（下村勝幸君） 今、危機管理部長から御答弁いただいたように、地域ではいろいろと対策を練られている例があるようでございます。現在、津波避難タワーを設置している自治体や、各地域の自主防災組織では独自に、万が一津波避難タワーからおりられなくなった場合を想定し、どうやって避難者をおろそうかと検討して

いる事例があると伺いました。例えば、滑車やロープ、さらには担架や人が乗れるようなかごのようなものを最上部に用意しておき、いざとなった場合はそうしたものを利用して対処することができないか、またビル火災などにおいてビルから避難をするために使用するシューターのようなものをあらかじめ設置しておけないかなどと、検討を開始した事例もあると伺っております。

当然費用のかかることでもあり、こうした事前準備の動きに対して、県として何らかの支援を行わなければならないと思いますが、財政支援や技術的アドバイス等の支援策はあるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 既に、階段などが使えなくなることを想定し、滑車を使って避難者をおろす設備や、らせん状の袋内を滑っておりる救助袋などを整備していただいている市町村もございます。今後、そうした設備や資機材を整備するに当たって、地域防災対策総合補助金が活用できることを周知していきたいですし、また既に整備した事例を紹介するなど、情報提供を行う支援もしていきたいと考えております。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。地域では本当にこういったように皆さん自主防災組織が動いていく中で、それから必要に感じるものとか必死に考えておられるところがたくさんありますので、どうかそういった意味での御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは最後に、四国の新幹線整備実現に向けた県民運動の展開について御質問をさせていただきます。

ことしの2月9日に愛媛県で行われた新幹線シンポジウムに、同僚県議とともに参加させていただきました。現在、具体的な新幹線の整備計画がないのはこの四国だけであります。しか

し、岡山を起点とし終点を高知市とする四国横断新幹線と、大阪を起点とし終点を大分とする四国新幹線の2つの新幹線基本計画が、昭和48年に決定をされております。平成26年には基礎調査が行われ、岡山市から高知市、また徳島市から高松市を經由し松山市へ続く、四国を十字に通る総延長302キロメートルのルートでは、概算事業費1.57兆円、経済波及効果は4県で年169億円、費用対効果をあらわすB/Cも1.03となっております。さらに言えば、現在整備されている北陸新幹線や北海道・東北新幹線と比べ、1キロメートル当たりの沿線人口はおよそ2倍弱もあります。こうした状況を考えてみても、できるだけ早く整備計画格上げに向けた国の調査を実施してもらうことが非常に重要であります。

平成29年9月議会において、久保県議が非常に詳しく新幹線の必要性や建設の方法にまで言及され、知事においても、官民を挙げて四国全体で一致団結した取り組みを全力で進めてまいりたいという、非常に力強い答弁もいただいているところであります。私も久保県議と同様に、今始めなければそのタイミングを完全に失ってしまうのではないかと非常に危機感を覚えております。

これまでも、4県の知事会や国会議員レベルでは何度も陳情等を行ってきておりますが、県民の中にはこうした情報も知らず、四国には新幹線は無理だろうと最初から諦めている人も多いと思ひます。中には、税金を使って無駄なものをつくるなどという方も実際おられます。しかし、高松市から高知市まで、わずか36分で結ばれば、インバウンド客が新幹線を利用し高知市まで足を延ばすということは容易に想像することができますし、大阪から高知市までが約1時間半程度で結ばれるようになれば、さらに多くのインバウンド客の来訪が予想されます。

現在運営努力を続けておられる土佐くろしお鉄道などの在来線にも、多くのインバウンド客の流入が予想され、経営の安定化にも貢献してくれるでしょう。

しかし、私はいま一つ県民の間での盛り上がりを感じることができません。今述べたようなきちんとした情報が伝わっていないことに、一番の原因があるのではないかと思います。

そこで、まず質問したいのは、県民にこうした情報をきちんと伝えると同時に、どうしても整備すべきだという意思表示をしてもらうための何らかの行動をとる必要があると思いますし、今こそその時期だと思います。

今後、県として、四国新幹線の実現に向けてどのように県民へ周知し、誘致へ向けての機運を醸成する計画なのか、中山間振興・交通部長へお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（樋口毅彦君） まず、全県的な推進組織として設立しました、県内55の団体で組織をします期成同盟会、これを通じて一層の浸透を図ること、それから2つ目として、去年から県が行っております、県職員が講師となって四国の新幹線の意義や必要性、妥当性などわかりやすくお伝えする出前講座の積極的な実施、それと機会を捉えたマスメディアを活用したPRといった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○1番（下村勝幸君） 最後に、知事のほうにお伺いしたいと思います。四国4県から熱い県民運動として、新幹線を四国にということはどういうふうな方法で盛り上げようとしているのか、ぜひ知事のほうから御所見をいただきたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 私も、いろんな県民の皆さんとお話をさせていただいたりして感じますのは、それはもう当然のことだと思いますが、非常に厳しい経済状況の中で、県民の皆さ

んは、今の高知県のこの経済をいかに元気にするか、その点にやはり関心を強く持っておられるということなのだろうと思います。新幹線の整備、やっぱりこれは、10年、20年、もつとなるかもしれません、そういうタームで考えていくべき仕事なのでありまして、まさに今の地方創生にかかわる課題ではない、そういうことなのだろうと思います。

しかしながら、今後早ければ20年後には東京と大阪がリニアで結ばれる、そういう時代が来ます。そのときに四国に新幹線さえもないという状況であれば、ますますこの四国は条件不利地になって、さまざまな形で格差の拡大ということにつながっていくかもしれない。まさに10年後、20年後をにらんで、もっと言うと30年後をにらんで、今まさに取り組みをスタートしなければならぬのが、この四国新幹線整備に向けた取り組みということなのだろうと、そういうふうには思っているところです。ですから、やはり20年後、30年後をにらんだときのこの意義というのをしっかりお伝えしていくということが1つ。ある意味正直にです。今の課題ではないが20年後の課題なのだということで、正直にその点をお伝えしていくということが非常に大事。

そして2点目、どうせ無理だろうと思われている向きが非常にあるように思います。しかしながら、先ほど来お話ししておりますように、沿線人口の数、これは他の整備新幹線の整備されている地域に比べても遜色ないわけでありまして、例えばこういうこともしっかり訴えていきながら、無理では決してないんだということをお伝えしていくと。さっき申し上げた期成同盟会などの取り組みを通じてこういうことをしっかり進めたいと、そう思います。

○1番（下村勝幸君） ありがとうございます。知事から本当に力強いお言葉をいただきました。

やはり県民の皆さんにきちんとした情報を伝えて、やはり将来はこうあるべきだということを御理解いただけたら、私はもっともっと県民の皆さんが盛り上がり、この新幹線整備、また今8の字ネットワークもどんどん延長していますが、そういったことも含めて、この四国にとって、またこの高知にとって、この交通インフラをいかに整備していくか、みんなで盛り上げていける、そういった形ができるんじゃないかなと思います。

いろいろと内容が多くなりまして、大変早口になりましたが、これで一切の私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(明神健夫君) 以上をもって、下村勝幸君の質問は終わりました。

ここで午後3時30分まで休憩といたします。

午後3時10分休憩



午後3時30分再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

野町雅樹君の持ち時間は40分です。

2番野町雅樹君。

○2番(野町雅樹君) 自由民主党の野町です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。知事初め執行部の皆さん、どうかよろしく願いをいたします。それでは、早速質問に入ります。

まず、本県におけるグローバル人材の育成について伺いをします。

先ほど下村議員から同様のテーマで質問がありましたけれども、私のほうからは、特に本県の学校におけるグローバル教育について質問を

させていただきます。本県の経済成長を持続的な拡大再生産の好循環につなげていくため、第3期産業振興計画を成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化するなど、3つの側面からバージョンアップすること、また成長の壁の中でも担い手の確保がますます緊迫度を増していることは、今議会の質問戦の中でも多くの議論があったところであります。私も昨年6月議会において、産業振興の担い手育成の観点から、本県の産業教育のさらなる推進について質問をさせていただきました。今回は、バージョンアップした産業振興計画における重要施策の一つである輸出の本格展開を踏まえたグローバル人材の育成について伺いをします。

昨年11月、自民党県議団では坂本孝幸議員を団長として、シンガポールでの政務調査を行いました。現地では、高知県シンガポール事務所などに大変お世話になり、本県からの輸出品を扱う量販店や企業などを訪問し、その実態を調査することができました。各店舗では、ユズ製品はもとより土佐酒やその他の加工品、水産物など多くの商品が定番化をされ、ユズ果汁については、国内最大の飲料メーカーで高品質ユズジュースとしてブランド化をされており、今後KOCHI YUZUのロゴの使用やマレーシアへの販路拡大などが検討されています。また、ジェトロ・シンガポール事務所では、本県の、ユズを契機とした一点突破の輸出拡大への取り組みが、全国の優良事例として紹介をされるなど、県内企業や県職員の皆さん方の地道な取り組みの成果が着実にあらわれていることを実感してまいりました。

平成28年の本県の食料品輸出額は約7億2,000万円となり、平成21年の14倍となっております。今後、さらに防災関連製品などを含む県産品の輸出拡大を図るに当たっては、商品の磨

き上げや輸出の継続性、また情報発信力の強化などはもちろんでありますけれども、最も重要なことは、そこに携わる国際的な視野や感覚を持った若い人材を県内で育成することではないかというふうに考えます。

そこで、まず知事に、本県の学校教育におけるグローバル人材育成の必要性についてお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） ますますグローバル化が進展していく中におきまして、やはりグローバル人材の育成というのは、御指摘のとおり極めて重要だろうと、そのように思います。幅広い教養をもとにした高いコミュニケーション能力を身につけるといことが第一、そしてまたさらに言えば、グローバルな文脈の中で外国の方々と相手に課題発見や課題解決を行っていきけるような力、こういうものがこれからの日本人にも求められていくということなのだろうと、そのように考えているところです。

こういう力というのは生涯をかけて身につけていくべき力だろうと思うわけですが、そのためにも学校教育の段階でその基礎をしっかり身につけることができるようにすることは非常に大事だろうと、そのように考えているところです。学校教育においてもそのような観点、単に英語教育ということにとどまらず、より幅広い観点からのグローバル人材育成のための取り組みというのが求められるだろうと、そういうふうに考えております。

○2番（野町雅樹君） どうもありがとうございました。

次に、平成27年度にスーパーグローバルハイスクールに指定をされ、3年目となる県立高知西高等学校における国際教育の取り組みについてお伺いをします。総務委員会の現地調査や2年次までの成果を取りまとめました研究開発実施報告書を拝読させていただき、その取り組み

に大変感銘を受けました。生徒の皆さんはもちろんでありますけれども、教職員や県教育委員会など関係者の皆さんの御努力に敬意を表する次第であります。

当校のSGH構想では、グローバル教育が目指すべき人材を、郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や、高い志を持ち高知から世界へチャレンジできる人材とし、また開発構想のテーマを、食を生かした地域創生と定めております。まさに本県の産業振興計画が目指す方向性や担い手育成の目的と合致をするすばらしい構想だというふうに思います。さらに、昨年実施をされました中間評価においても、全国の指定校の中でも大変高い評価をされているというふうにお聞きをしております。

そこで、県立高知西高等学校におけるスーパーグローバルハイスクール指定事業のこれまでの成果について教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 御紹介いただきましたように、高知西高等学校では平成27年度に文部科学省からスーパーグローバルハイスクールの指定を受けまして、食を生かした地域創生をテーマに研究を行うことにより、グローバル人材の育成に取り組んでいるところでございます。

1年次は県内の企業や役場の訪問学習を行い、生徒みずから本県の地域創生モデル案を作成し発表を行っております。2年次はグループで、3年次は個人で、関心のあるテーマから課題を設定し、シンガポール、香港、台湾、タイなど海外でもフィールドワークを実施しながら、リサーチペーパー、論文にまとめ、発表を行っております。

英語による生徒発表会や、大学教授と生徒によるシンポジウムを開催することで、発表者自身、英語で、また大勢の前でスピーチする能力が身につくだけでなく、同じクラスの友人が堂々と英語で発表する姿に感銘を受けたといった感

想があるなど、ほかの生徒にもよい刺激となっております。

こうしたことによりまして、目的意識を持って学ぶ姿勢が身につくとともに、生徒同士で議論を行い、自分の考えをまとめ、英語で発表するといった能力が身につくことで、大学のAO入試、推薦入試の合格者数が増加するなど、進路実現にもつながっております。また、直接的な効果ではございませんけれども、関連するものとして、普通科1年生の英語技能検定準2級の合格率も大幅に上昇しております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、本年4月に開校する高知国際中学校は、定員60名に対して受験者数237名という大変な人気ぶりであり、この数値からも県民の皆さんの当校、そして3年後に開校する高等学校に対する期待度の高さがうかがえます。

そこで、新たな学習指導要領のもと、国際バカロレア校の認定を踏まえた、県立高知国際中・高等学校におけるグローバル人材育成の目標について教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 高知国際中学校・高等学校が行う国際バカロレア教育では、多様な文化的、歴史的な背景を持つ外国の人々とも密接にコミュニケーションを図りながら、高い志を持って主体的、協働的に課題解決を図るとともに、新しい価値を創造していく姿勢や能力を持った人材、国際的な視野を持ち、かつ国際共通言語である英語を駆使して、地域や国際社会の発展に貢献できる人材の育成を目標としております。これは、生きる力の理念のもと、学力の3要素の充実に向けて重要となる主体的・対話的で深い学びを実現するという、次期学習指導要領が目指す方向性とも一致をしており、これからの教育を先取りしたものであり、高知国際中学校・高等学校には、県全体のグローバル教育や探究型学習の牽引役として、リードしてもら

うことを期待しております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

シンガポールでの高知県人会の皆さん方との懇談の中でも、外国では当たり前の愛国心や日本人また社会人としての道徳心などが話題となりました。真の国際人には、国や地域を愛する心や道徳心が備わっていないといけないというふうに考えます。

そこで、同校において道徳・主権者教育にどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 高知国際中学校では、国際バカロレア教育のプログラムを用いまして、文部科学省の学習指導要領に基づいた学習を行いますので、道徳や公民の授業の中で年間指導計画のもと、道徳や主権者教育に取り組んでいくことにしております。

また、高知国際中・高等学校では、目指す人物像を国際バカロレアの10の学習者像とし、人類に共通する人間らしさと地球をともに守る責任を認識し、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する人間を育てることとしており、日々の授業はもちろんのこと、学級活動、課外活動といった教育活動全体を通じて、道徳教育、主権者教育を行ってまいります。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

県は、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致に向けて、シンガポールなどに積極的に招致活動を行っておりますけれども、シンガポールにおける我々の調査に対応していただきましたスポーツ庁のリムCEOからは、スポーツでの交流をきっかけに経済、文化、教育などあらゆる面での交流につなげていきたいとの、さらに先を見据えたお話をいただきました。また高知県人会の皆さんからは、シンガポールは国際感覚を養うためのステージとして最適であるとのアドバイスもありました。

県では、これまでもSGH指定事業の一環として、シンガポールでの海外リサーチや学生交流などにも取り組んでいるというふうにお聞きをしておりますけれども、バドミントンなどのスポーツ交流を契機として、さらなる人的交流の充実を期待するところであります。

そこで、今後のSGH指定事業や本県でのグローバル教育において、シンガポールとの交流をどのように進めていくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 高知西高校のスーパーグローバルハイスクール事業では、課題探究に関するフィールドワークのためにシンガポールを継続的に訪れておりまして、平成28年度にはシンガポールにある日本企業の商談に同席したり、本年度はシンガポール国立大学や南洋理工大学を訪れ交流を図っております。今後ともこうしたシンガポールとの交流を深めてまいります。

また、県教育委員会では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの取り組みの一環として、平成28年にシンガポールスポーツスクールとの間で、バドミントン、卓球の選手交流の協定を締結しております。このシンガポールスポーツスクールは、国際バカロレア教育についても高いレベルで実施をしている学校でありますから、交流の範囲をこの国際バカロレア教育にも広げていくことを考えております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

一方、本県産業の将来の担い手という観点から考えますと、優秀な人材ができる限り県内で活躍できるような環境整備も必要であります。もちろん、世界で活躍する人材が育つことは望ましいことであり、目指すべきところではありますけれども、県内にとどまり、あるいは県外から戻ってきて、活躍できる国際的な広い視野

を持った人材の育成こそ、今後の本県にとって重要な視点ではないかというふうに考えます。

そこで、県内産業振興の担い手という観点から、グローバル教育を受けた優秀な学生たちが県内で活躍できる仕組みづくりについて教育長にお伺いをいたします。

○教育長（田村壮児君） 生徒が将来本県産業の担い手として活躍するためには、県内の産業や企業に魅力を感じ、また地域に愛着を感じて地域に貢献したいという志が必要でございます。高校では、地域の魅力や課題を探り、活性化策を考える地域課題解決学習などの探究的な学習の機会を拡充していくことに加えて、来年度からは新たに全県立学校で県内企業の見学を実施するほか、企業との情報交換会を対象を広げて開催するなど、地域経済を支える県内企業を知ってもらう取り組みをさらに強化したいと考えています。国際中・高等学校においても同様でございます。

今後、高知国際中学校・高等学校では、実際に経験することで学ぶサービス・アズ・アクションや、放課後や休日を活用して行う創作活動・スポーツ・ボランティア活動、CASと呼びますけれども、これを通して地域とかかわり、また興味、関心に応じた事柄について研究するパーソナルプロジェクトや、課題論文を作成するエクステンデッド・エッセーを通じて、みずから課題解決を図る教育を行ってまいります。このような教育を受けた生徒が高い志を持ち、地域の発展に貢献するリーダーとなって活躍してもらえるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

今回は、中・高等学校の教育に焦点を絞った質問となりましたけれども、来年度からの小学校での英語教育の導入や、現在高知大学で取り組まれている地方創生推進士認証制度、さらに

言えば、県内の商業高校などの先生方有志がその立ち上げに御尽力をいただいているとお聞きをしておりますけれども、地方創生推進士ジュニア認定制度との連携なども視野に入れれば、より広い視点で、郷土を愛しその発展に貢献できるグローバル人材の育成、そして若者の県内定着にもつながるのではないかというふうに思いますし、そうした若者が誇りと志を持って活躍できる高知県を目指していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問項目に移ります。農業の労働力確保対策についてお伺いをいたします。

この問題につきましては、先日の武石議員の質問に対します農業振興部長の答弁において、来年度から新たに農作業サポート隊の設置や農作業アルバイトなどの受け入れ体制の強化への支援などが示され、各地域や県域での積極的な対策が進められておりますことを高く評価いたしましたというふうに思います。その中でも触れられましたように、農業と福祉分野が連携をし、ひきこもりなどの症状に長年悩まされ、社会とのつながりが希薄になっていた方々が、ナスや畜産などの農業現場やJA集出荷場などで働く機会が広がっているというふうにお聞きをしております。

そこで、県内での農福連携の取り組みの現状について、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 県内のJAでは、44人の障害のある人が就労しており、集出荷業務や精米作業などに携わっています。また、障害者施設の利用者が、施設職員とともにトマト栽培や集出荷業務の現場へ出向いて作業を担い、習熟度等が向上することで、集出荷場やトマトハウスなどで雇用される人も徐々にふえています。

お話にありました安芸福祉保健所管内では取り組みが進んでおり、現在、11人の障害のある

人が7軒の農家で雇用され、ナスの栽培などの現場で働いていますし、本年度は、安芸市と農業振興センター、福祉保健所が連携をして研修会や交流会を開催することで、受け入れ農家のさらなる開拓や地域で顔が見える関係づくりに取り組んでいるところでございます。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

お話にありましたように、安芸福祉保健所管内では、医療機関、警察署、社会福祉協議会、就労支援事業所、弁護士など多くの関係機関が参加をする自殺予防ネットワークが組織され、日ごろから障害者の社会復帰や自立支援などのケース対応に当たっており、今回の農福連携の取り組みのきっかけになったというふうにもお聞きをしています。

一方で、受け入れ農家を含む関係者の皆さんからは、その課題として、当事者の特性に合わせた受け入れ先や作業内容の選定、またトラブルが発生をした場合の対応窓口や専門的かつ迅速な対応などが求められております。特に、今後こうした取り組みを広げていくに当たっては、現場における課題をしっかりと把握し、地域や当事者に寄り添った仕組みづくり、またアフターフォロー体制の充実が必要だというふうに考えます。

そこで、今後こうした取り組みを県域に拡大するに当たっての課題について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） まず、マッチングでは、受け入れ先となる農家に、本人の特性などに配慮した仕事を提供していただき、その指導方法等を習得してもらうこと、ひきこもり状態にある人お一人お一人の特性や状態に応じて、段階を踏んで支援をすることなどの仕組みづくりが課題として挙げられます。

次に、雇用された後の課題といたしましては、本人及び雇用した農家に対しまして、随時専門

的な助言や支援を行う体制の整備が挙げられます。

また、県内に取り組みを広げていくためには、この取り組みを知っていただくとともに、マッチングから定着まできめ細かな支援体制をそれぞれの地域で構築するコーディネートが必要だと考えております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、県域への拡大に当たっての対応策について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 県域拡大への対応策といたしましては、まずマッチングの課題に対応するために、地域の農家に、実際の雇用事例を、県が開催をいたします発表会などを通じて知っていただくとともに、障害特性などを理解していただくこと、そしてひきこもりの状態にある人などにユズの収穫などを、地域や農家の人とともに体験していただく機会を創出すること、こうした体験を通じて理解が深まった農家で短期の就労プログラムを実施すること、次のステップとして本人と農家に適した職業訓練を数カ月程度実施し、相性や適性をお互いに見きわめていただくなど、就労に向けて段階を踏んだ対応をしております。

さらに、雇用後は、県内5カ所に設置しております障害者就業・生活支援センターが中心となりまして、職場訪問や随時の相談に対応した支援を本人、農家双方に行うなど、きめ細かな定着支援を行ってまいります。

こうした取り組みを、来年度新たに配置します農福連携コーディネーターを中心に、農業振興部と連携して実施することによりまして、県域に農福連携の取り組みを広げてまいりたいと考えております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

こうした取り組みは、農業現場の労働力不足と障害者の社会復帰や自立支援といった地域社会

の課題を解決するすばらしい取り組みであるというふうに思っております。しっかりと課題を整理して、持続可能な取り組みにつなげていただき、それぞれにとってウイン・ウインの関係が構築されますことを期待いたしております。

次に、外国人技能実習制度についてお伺いをします。

前田議員からもありましたとおり、昨年11月、改正技能実習法が施行され、実習生1人当たりの滞在期間が3年から5年に延長されました。さらに、制度の運用改正により、農家に加えてJAも実習実施者になれることとなり、北海道のJAこしみず、JAびほろ、JA宗谷南の3JAが先駆的に農協方式での制度の活用を始めております。また、県内のJAでも当制度による実習生の受け入れが検討されているというふうにお聞きをしております。

そこで、JAが実習実施者となって外国人実習生を受け入れ、農家での実習とあわせてJA集出荷場や農産物加工場などで実習をするといった、本県での当制度の活用について農業振興部長に御所見をお伺いします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） JAが実習実施者となって外国人実習生を受け入れる場合、実習生は研修計画に基づいた複数の農家での農作業や集出荷場、加工施設での作業が可能となり、個々の農家の負担が軽減される一方、JAには技能実習指導員の配置や監督などの負担も生じてまいります。現在、この仕組みに関心をお持ちのJAとともに、技能実習指導員の監督や農作業の請負方法など、実際に取り組みを行う上で課題となるであろう項目をピックアップして、北海道の先行事例を調査しているところです。

まずは、その調査結果をもとにJAが実習実施者となるメリット・デメリットをJAグループの皆様と整理し、本制度の活用について議論してまいります。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

この制度は言うまでもなく、開発途上国などに農業を初めとする技能などを移転し、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度であります。しかしながら、先ほど前田議員からもありましたとおり、本県においても実習生が失踪したり犯罪を犯す事案もふえております。こうしたことを防止するには、よりしっかりとした人間関係の構築や労働環境の整備、また管理体制の充実が必要であり、そうした点でも、地域農業のかなめであるJAでの受け入れが効果的に作用することを期待するところであります。

次の質問項目に移ります。漁港の有効活用と防災対策についてお伺いをいたします。

先ほどの農福連携に関連して、現在安芸市では、地下海水を利用したスジアオノリの陸上養殖事業を安芸漁港内に誘致し、養殖事業者と障害福祉サービス事業者との協働による事業化に向けた準備が進められております。スジアオノリの陸上養殖事業は、高知大学の開発した種苗生産技術を用いて、室戸市で事業化をされました新しい地域産業であります。地域アクションプランにも位置づけられた取り組みで、室戸市以外での事業拡大は県内初ということもあり、ぜひ成功させたいというふうに考えております。

また、安芸漁港内には平成24年にシラス加工業者が進出をするとともに、安芸釜揚げちりめん井などの御当地グルメを活用した地域活性化が図られ、さらに本年度、新たなシラス加工業者が進出をするなど、さながらちりめんクラスターが形成されている状況にあります。また、漁港ではありませんけれども、昨年7月には中土佐町の久礼港に道の駅なかとさがオープンし、多くの観光客でにぎわい、先日、来場者数が25万人を突破したとの報道もありました。南海トラフ地震による津波などへの不安はありますけ

れども、漁港などの有効活用は、本県産業の振興にとって有効な手段の一つというふうに考えます。

そこで、県内における漁港内の土地利用の現状について水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 昭和25年の漁港法制定以降、漁業就労者が日常的に利用する荷さばき所、野積み場、道路などの用地整備を進めておりまして、現在、県内88漁港で合計130万平米の用地が造成されておりますが、人口減少や高齢化の進行、漁村の活力が低下していることもあり、未利用地が全体で8.6%ございます。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

国においても、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を、昨年3月に閣議決定をされました漁港漁場整備長期計画の重点課題として掲げ、各地域が策定をする浜の活力再生プランに基づく取り組みの実施、また直販所や漁業体験施設等の整備などを通じた都市住民や外国人観光客等の誘致、水産業の6次産業化などを推進する方針が打ち出されております。

そこで、今後の漁港の有効活用に関する県の方針について水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出の取り組みについて、本県においても、拠点漁港への漁港機能の集約化を図るとともに、地域資源を活用したレストラン、水産物の加工・販売施設、マリンスポーツ、体験漁業などの滞在型観光や漁港内での水産物の蓄養・養殖の実施など、地域の活性化や交流人口の増大につながる漁港の有効活用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

一方で、安芸漁港では、南海トラフ地震発生時の防災拠点漁港として、沖防波堤の整備など

の対策が進められております。しかしながら、今回新たにスジアオノリの養殖施設が整備をされる漁港の西用地では、平成26年の台風11号に続き、昨年の22号台風でも越波をし、さらに長周期波によるすびき現象が発生をして、濁流となった海水によって漁船が転覆寸前になるなど、日々の漁業活動への影響はもとより、防災拠点漁港としての機能にも支障を来しかねない状況が続いております。

そこで、昨年の6月議会でもお聞きをしたことではありますけれども、安芸漁港内に新たにスジアオノリ養殖施設が誘致をされることも踏まえ、沖防波堤の延伸などの防災対策をどう進めるかについて、改めて水産振興部長にお伺いをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 安芸漁港では、新たなシラス加工業者の進出に加え、スジアオノリの陸上養殖も予定されていることから、これらの用地の安全性を確保するため、進出企業の用地のかさ上げなど、越波への早急な対応を図ってまいります。

また、昨年の台風襲来時、お話にありましたように、係留されている漁船が岸壁に乗り上げる事故が発生しております。海面変動を低減させるための沖防波堤の延伸など、防災対策工法の実施、検討を行ってまいります。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。私も昨年の台風22号における越波と濁流により、漁船が転覆をしかけた大変恐ろしいさまを目の当たりにし、沖防波堤の延伸などの対策の必要性あるいは緊急性を改めて実感いたしました。また、本日も傍聴においでいただいておりますけれども、漁協関係者の皆さんからは、長年にわたり強い要望が上げられております。このことを踏まえて、しっかりと対応いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

次の質問項目に移ります。農業の土地基盤整

備と担い手への集積についてお伺いをします。

本日のトップバッターとして質問された横山議員の質問と重複をするところもありますけれども、御容赦をお願いしたいというふうに思います。山本前農林水産大臣の強いリーダーシップのもと、本県や北川村からの要望を受け、来年度国によって大変画期的な農地整備事業が新設をされることとなりました。それが農地中間管理機構関連農地整備事業であります。本事業では県営事業において、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積を8割以上とすることなどを条件として、事業費の農家負担をゼロとし、さらに中山間地域では、事業対象農地面積の下限設定を大幅に緩和し、0.5ヘクタール以上のまとまった農地で、全体面積を5ヘクタール以上としています。

このことは、これまでになく、より中山間地域の実態に即した要件であります。高齢化と耕作放棄地の拡大が加速的に進んでいる農業現場において、ユズなどの有望品目への集約化、また担い手への農地集積を進めるために、当事業は大変有効であるというふうに考えます。

そこで、本事業の活用による土地基盤整備にいち早く取り組む、北川村での事業実施に対する支援について農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新たな基盤整備事業は、これまで対象とならなかった小規模な面積でも県営事業として実施することが可能となったことから、北川村では、来年度からの事業着手に向け、現在、農地中間管理権の設定や事業計画書の策定に取り組んでいるところです。

一方、本事業では整備した農地の8割以上を農地中間管理機構を通じて担い手に集積することが事業の要件となっておりますが、農業者の高齢化や兼業農家が多い北川村では、担い手の確保が一番の課題となっております。このため

県としましては、基盤整備の推進だけではなく、認定農業者や新規就農者などの担い手農家の確保・育成対策にも北川村と連携して取り組んでまいります。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

次に、県内の中山間地域におけるユズや施設園芸団地の形成などに当事業をどのように活用していくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 来年度から事業着手する北川村ではユズを、また事業着手に向けた計画策定に取り組む宿毛市や本山町などでは、土佐ブントや施設園芸での導入を検討しているところです。この新たな事業では、農地面積が狭小で道路や農業用水路なども未整備な条件不利地域におきましても、収益性の高い農業を実現することが可能となりますので、より多くの地域で活用していただきますよう、今後も市町村や農地中間管理機構と連携し、集落代表者や土地改良区など農業関係者への事業の周知や啓発に引き続き取り組んでまいります。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。

中山間地域の農業振興を図る上で、農地の基盤整備や集約化は、農業の労働生産性を向上させる上でも、また若い担い手に農業を引き継いでもらうためにも大変重要であるということはいうまでもありません。有効な支援策をフルに活用することで、その取り組みが一層加速化することを期待いたします。

それでは、最後の質問に移ります。JAグループが取り組んでいる大規模直販所を核とした複合施設についてお伺いをします。

質問戦初日の桑名議員の質問にも詳しく取り上げられましたので、私のほうからは関連して1つだけ質問をさせていただきます。

これまでJAグループでは、みずからの事業として、また生産部会や女性部などの活動の一

環として、農産物加工品の開発や販売促進に精力的に取り組み、地域に根差した多くの商品が本県の食文化の一翼を担っていただいております。農業振興部の調べによりますと、平成27年のJAグループの加工品の販売額は約37億4,000万円ということであります。

しかしながら、もう少し磨き上げを行うことでヒット商品につながる可能性があったり、情報発信が弱くその価値が地域でしか評価されていなかったり、生産者の高齢化も含め生産体制が整わず少量しか生産できないなど、まだまだ地域に埋もれている商品も多いのではないかとこのように思います。

そこで、JAグループの大規模直販所を核とした複合施設を活用することで、そのアンテナショップ機能を生かし、県内の加工品のブラッシュアップや外商にもしっかりと取り組むべきではないかというふうに考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 議員のお話にもございましたとおり、地域内でしか販売されていなかった農産物加工品の磨き上げを行い、JAグループが計画している複合施設のアンテナショップ機能を活用することで、今後販売が広がるのが期待できます。また、複合施設での販売を目指すといった目標ができることで、生産者の意欲が高まることや、県内外のお客様の反応を直接うかがえることで、さらなる磨き上げにつながることも期待できます。このため県としましては、例えば複合施設内に農産物加工品のテスト販売を行うチャレンジコーナーの設置をJAに提案するなど、この機を逃すことなく販売拡大につなげていきたいと考えております。

○2番（野町雅樹君） ありがとうございます。安芸市におきましても、安芸桜ヶ丘高校の生徒の皆さんと地元農協あるいは地元企業が協働し

て開発をしましたなすのプリンが、昨年の商業高校フードグランプリで大賞を受賞しました。先日安倍総理にも御試食いただくなど話題になっております。また、既に定番化をされております安芸釜揚げちりめん丼など、県内各地域には、地元食材を使った、きらっと光る農産加工品がたくさんあるというふうに思います。こうした地域の方々の創意工夫と情熱によって開発された商品が、当施設を介してますますブラッシュアップをされ、高知の食文化として全国発信されることを期待いたします。

少しまだ時間があるようです。それぞれ御丁寧な、あるいは大変前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。少し早口でしゃべりましたので、ちょっと予定より早く終わりますけれども、最後に、本年3月で御勇退をされます田村教育長、また県幹部職員の皆さん方には、長らくの県勢浮揚に向けたそれぞれのお立場での御尽力に心から感謝を申し上げ、今後一層の御活躍を御祈念いたしまして、私の一切の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、野町雅樹君の質問は終わりました。

ここで午後4時15分まで休憩といたします。

午後4時7分休憩



午後4時15分再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

弘田兼一君の持ち時間は30分です。

13番弘田兼一君。

○13番(弘田兼一君) 自民党の弘田です。議長

のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

この質問戦も、私を含めてあと2人ということでございます。皆さんお疲れのところではありますが、もう少しおつき合いをいただければと思います。よろしく願いいたします。

この1月末で室戸病院が廃止となりました。室戸病院は芸東地域、室戸市と東洋町で二次救急を担う唯一の救急病院としての役割を果たしていました。平成26年の6月末、看護師不足のために救急病院から外れ、夜間の外来診療も中止となり、平成28年12月には県外の民間法人に買収され、診療を続けていましたが、今回非常に残念な結果となってしまいました。

病院や診療所は、道路や橋梁、上下水道などと同様に、人が生きていくための大切な基本インフラの一つであると、私は考えています。また、基本インフラを整備していくことは、最終的に行政の責務だと思います。また、地域住民に医療を提供するためには、状況に応じて適切な対応が行政にも求められます。芸東地域の医療の現状を見れば、行政が今以上に手を差し伸べなければならない時期に来ていると、私は思っております。

その思いもあり、私は昨年9月議会で、室戸市の医療体制を確保するためには民間の力も必要ですが、公立の病院、室戸市立の病院が必要ではないかと前置きし、東部地域の医療の現状についてどのように考えているのか、どのように医療の確保をしていくのか、知事の御所見をお伺いいたしました。芸東地域の地域医療を取り巻く状況は、昨年の9月よりさらに悪化しています。

人口減少が続き、民の力のみで医療を提供しづらくなった中山間地域で地域医療を守るためには、行政はどのようにかかわっていくべきか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 中山間地域で医療を提供するに当たって民間病院がない場合、やっぱり自治体立の病院を確保して、それによって医療を提供する、これが一つの型。高知にはこういう場合が多いというふうに考えられます。また、室戸などのように民間病院によって医療が支えられている場合もあるわけですが、ただ御指摘のように、だんだんだんだんとその経営自体も苦しくなっている地域が多々あるということではないかと思えます。そういう中において、住民のためにいかにしてこの医療機能というものを確保していくか、その中において行政の果たすべき役割というのは、だんだん大きくなってきているものだと、そのように思っています。

県としても、そもそも医師確保をしっかりしていくということとか、さらに言えば三次医療、二次医療をしっかり確保していくことがまず一義的に求められるところかと思えます。あわせて、それぞれの市町村が取り込まれる、それぞれの地域におけるその医療機能の確保についての公的な役割も、我々県としても寄り添ってしっかりと対応させていただかなければならんと、そういうふうに考えているところです。

○13番（弘田兼一君） どうも力強い御答弁ありがとうございます。私は、今回この場に立つのに、ある覚悟を持っております。というのは、室戸、芸東地域にまた救急病院を復活させるという思いで立っております。そういった意味で、私にとっても今の知事のお言葉は非常にありがたいし、それから私と同じ考え方で新たに室戸に病院をつくらうとしている仲間たちにとっても、非常にありがたい答弁であったというふうに思っております。これからもよろしく願いをいたします。

質問を続けさせていただきます。平成28年12月に、高知県地域医療構想が策定されました。

地域医療構想実現のため、構想区域が設定されています。現行の二次医療圏を原則とし、人口規模、基幹病院へのアクセス時間の変化など、将来における要素を勘案して検討し決定されるようになっており、安芸保健医療圏など4つの医療圏が構想区域として設定されています。室戸と東洋町は安芸区域に含まれています。

それぞれの区域において県の果たす役割、市町村の果たす役割があらうかと思いますが、安芸区域では、県はどのような役割を果たしていくのか、市町村ごとにどのような役割を期待しているのか、山本健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） 安芸区域において、県は、圏域全体の医療従事者を含めた急性期医療の確保について、関係機関との調整や必要な支援を担います。また、民間病院で担当しがたい二次救急やがん診療等の医療機能については、県立あき総合病院において安定的かつ継続的な提供を行うとともに、医師不足の地域に対して医師の派遣を行っています。

一方、市町村は、一般的な外来・入院医療や在宅医療など住民に身近な日常的な医療について、県を含む関係団体などと連携を図り、その地域の特性に応じた施策の推進に努めることとされています。地域地域で安心して住み続けられるためには、地域医療の確保はなくてはならないものですので、市町村においては、住民や医療関係者の意見を聞きながら、地域に必要な医療水準と規模について十分に議論し、直接の医療提供も含め、その確保に主体的に取り組んでいただきたいと考えています。

○13番（弘田兼一君） どうもありがとうございました。医療の提供は、私も、今部長がおっしゃっていただいたように、直接的にはやはり市町村が担っていただくべきだと考えております。県は、市町村の補完といいますか、高度な医療提

供とか、そういった部分で役割を果たしていた
だければというふうに思っております。今の部
長の答弁を心して、これから地域に帰って話を
していきたいというふうに思っております。

質問を続けさせていただきます。安芸区域の
中核病院は、県立あき総合病院であることは言
うまでもないことです。先日、あき総合病院の
広報誌、ひだまりぷらすが送られてきました。
産婦人科が常勤医2名体制になったことや、産
婦人科でがん検診外来が始まったことなどが
載っており、地域の中核病院としての機能がだ
んだんと充実してきたように感じました。前田
院長を初め、関係者の皆様の御努力の結果であ
ります。東部地域に暮らす者の一人として、感
謝を申し上げます。

まず、安芸区域の中核病院である県立あき総
合病院の医療の提供状況について井奥公営企業
局長にお伺いいたします。

○公営企業局長（井奥和男君） 県立あき総合病
院では、平成26年の新病院としての開院以来、
県東部地域の医療を支える中核病院として必要
な診療機能の充実強化に努めてまいりました。

救急・急性期医療の面では、救急搬送件数が
新病院開院前の1,271件から昨年は1,760件へ
と、管内の約半数を占めるまでにふえておりま
すし、手術件数のほうは641件が昨年度は873件
へと伸びております。こうした結果、新たな入
院患者の合計は、循環器疾患や外科などを中心
に2,412人から3,051人へと大幅にふえてきてお
ります。

また、急性期後の患者さんの受け皿不足への
対応といたしまして、病棟の一部を地域包括ケ
ア病棟へと転換し、リハビリを提供しながら在
宅復帰を支援するといった、円滑な在宅療養に
向けた機能なども担っております。

○13番（弘田兼一君） どうもありがとうございます。
ました。

また、私は、県立あき総合病院には安芸地域
の中核病院として、医療の提供だけでなく、地
域の医療の質向上のための研修の場の提供など、
医療従事者のスキルアップに資する役割を果た
してもらいたいと、そのように考えております。
そのためには、今以上に医師や看護師の確保や、
施設の充実が求められると思います。

県立あき総合病院が、安芸地域の中核病院と
しての役割を果たしていくためにも、これから
も機能の充実を図っていく必要があると思いま
すが、井奥公営企業局長の御所見をお伺いた
します。

○公営企業局長（井奥和男君） 医療資源が不足
している保健医療圏において、地域医療を支え
ていくために期待される機能の充実強化を図る
といったことは、県立病院の重要な役割だと認
識をいたしております。このため県立あき総合
病院といたしましても、地域の急性期医療を支
える機能の充実強化を図るのはもちろんのこと
ですが、地域医療を支えていくといった観点か
らの公立病院としての役割をしっかりと果たし
ていく必要があります。

具体的には、回復期病床が不足している地域
の実情も踏まえまして、円滑な在宅医療へとつ
なげるための、地域包括ケア病棟の機能のさら
なる充実強化を図りますほか、地域の医療機関
への、診療応援のための医師派遣の取り組みの
拡充などにも努めてまいります。あわせまして、
議員のお話にもありました、医療従事者の育成
や確保に向けた、地域が主体となった組み
組みをサポートしていくといった役割などにつ
いても、積極的に担っていく必要があるもの
と考えております。

○13番（弘田兼一君） ぜひよろしくお願
いいたします。

構想区域の基本的な考え方では、急性期、回
復期及び慢性期の機能区分については、できる

だけ構想区域内で対応することが望ましいとされています。現在、安芸区域では、急性期医療と回復期医療は県立あき総合病院と田野病院が担っています。かつては室戸病院も担っており、安芸・芸西、そして中芸、芸東地域にそれぞれ1施設、急性期と回復期の機能があり、安芸区域は、県立あき総合病院を中心として中芸と芸東で補完していくという、ちょうどいい病院の配置になっていたように感じます。

室戸病院の閉院に伴い、入院医療・外来医療とも、安芸区域の医療機関は大きな影響を受けています。あき総合病院では、室戸からの急患がふえたそうです。一定の治療を終え回復期に至った患者を高知市の病院に送ることが多いと、前田院長からお聞きをいたしました。室戸に受け入れることのできる医療機関がないからであります。

私は、芸東地域にも一部の急性期と回復期の機能を有する医療機関が必要だと思いますが、山本健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） あき総合病院や中央保健医療圏の医療機関で急性期医療を受けた後は、住みなれた地域の医療機関や居宅で療養を継続することが望ましいことから、室戸市を含む芸東地域で回復期を担う機能が一定必要ですし、短期の急性期医療で安芸や中央まで出かけなくても済むよう、そうした機能を有する医療機関があることが望ましいと考えています。

○13番（弘田兼一君） どうもありがとうございます。私もそのように思っております。

次に、私が室戸病院の閉院のことを知ったのは、ことしの1月6日であります。ある市民から、室戸病院の正面玄関の張り紙に1月末で閉院するとあるが本当かとの、電話での問い合わせがありました。私は、県、室戸市、あき総合病院の3者で病院の存続と医療の提供について協議していると聞いている、廃止の話は聞いて

おりませんと、電話でお答えいたしました。

状況を確認してみると、市長も市役所の担当課も把握していなかったことがわかりました。室戸病院から市役所に事前の連絡もなく、廃止することを知ったのは、病院玄関前の張り紙の情報からです。非常に違和感を覚えます。市長や市の担当課が知らなかったこともそうですが、何より室戸病院が、県や市役所など関係機関に何の前ぶれもなく、廃止の3週間前になって玄関の張り紙のみで告知をしたということであり

ます。室戸病院には多くの患者が通っていました。民業といえども、地域医療を担っている病院です。患者に対する責任があると思います。また、行政がきちんとした対応をするためには、十分な時間が必要だと思います。今回の室戸病院の対応は、法的には問題がないことかもしれません。しかし、医療の提供は、地域住民の命を守ることに直結しています。

このような場合、報告義務を条例に規定するなど、何らかの対策が必要だと思いますが、山本健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） 病院の開設者は、その地域における重要な医療の担い手としての役割を積極的に果たす努力義務を有していますことから、病院の廃止に際しては、入院患者の円滑な転院や他の医療機関への外来患者の紹介などの対応は当然のことながら、それに加えて、地域住民や医療・介護関係者が混乱することのないよう、地元自治体を初め関係者と協議を行うなどの道義的責任があると考えています。

今回、室戸病院が最終的に病院を廃止するに当たって、県等に連絡がなかったことは、県としても大変遺憾と考えております。病院の廃止に係る手続は医療法に定められているため、県独自の義務規定を条例で定めることは考えていませんが、県としても、立入検査などを通じて

医療機関の状況の把握に努めるとともに、こうした事例が起こらないよう、必要な指導を行ってまいります。

○13番（弘田兼一君） ぜひ指導をよろしく願いいたします。本当に、私が地域を回っておりました怒られもしますし、それからいろんな話を受けます。本当に室戸市民にとって急でありましたので、医療機関で薬をちょっと多目にくれたりとか、そういう配慮はしてくれておりますが、かわりの病院はどこであるとか、そういったことを本当に相談も受けますし、怒られもしますし、大変な状況になっておるといふことであります。

そういったことで、私は、昨年末から時間を見つけて、私たちの仲間と室戸市のそれぞれの地域で挨拶回りをスタートさせております。ことしに入ってから会うことのできたほぼ全ての人から、救急に対応できる病院を再建してほしい旨の要望を受けております。

また、室戸市民有志の動きとして、室戸病院再建の署名活動がなされました。たった2週間で4,000名を超す署名が集まりました。2月13日に室戸市長に会い、室戸病院存続の要望書と署名簿を手渡したということであります。2月22日には、室戸市議会議長に同じ旨の請願を提出したということであります。

地域医療の提供は室戸市民にとって大きな問題ですし、多くの市民が病院の再建を願っています。私と市議会議長と副議長は、室戸市に地域医療を確保するためには、公立の病院、市民病院が必要ではないかということで、意見が一致をいたしております。

そうしたことから、室戸市議会の所管委員会である産業厚生委員会が、勉強会をスタートさせました。まず2月1日、健康政策部、家保副部長を講師としてお招きしまして、地域医療の確保に向けてというテーマで、勉強会を開催いた

しました。私も参加をさせていただきましたし、この勉強会で芸東地域での医療確保についての可能性を感じました。

市役所の中には、病院の再建は不可能と言う人もいます。室戸市の医療が今のままでよいと思っているのでしょうか。私は、諦めてはいけないというふうに思っています。現に、室戸市より人口規模の小さな町村でも、立派に公立病院を経営しているところがあります。

山本健康政策部長にお伺いをいたします。一概に言えないかもしれませんが、県下の市町村立の病院や診療所の経営状況についてお伺いをいたします。

○健康政策部長（山本治君） 市町村立の診療所の経営状況については、法に基づく届け出の義務がないため把握できていませんが、市町村立の病院については、総務省の病院事業決算状況等で経営状況が把握できています。直近の平成27年度の県内7市町村立病院の決算状況では、医療提供に係る経営指標である医業収益を医業費用で割った医業収支比率は80.1から104.7の幅にあり、赤字が6病院、黒字が1病院となっています。

また、自治体病院には公営事業として一般会計からの繰り入れが認められており、一般会計繰り入れの80%の交付税措置があります。その繰り入れを含めた経営指標である経常収支比率は96.6から108.4で、赤字が3病院、黒字が4病院となっています。

○13番（弘田兼一君） どうもありがとうございます。地域の公立病院を支えるいろんな制度があるというふうにお聞きをいたしました。私も、そのほかにいろいろ、財源的に赤字が出たら補填ができるような財源を構えて、きちんと対応できるようにしたらという案も持っております。そういったことでいろいろ計画をして、芸東地域にきちんとした地域医療が提供できたらいい

なというふう感じております。

今、高知県の医師や看護師の数は、基準より多いという話をよくお聞きいたします。週刊誌にも出ておりました。全国で1番ということでありました。しかし、これは私の実感とはかけ離れています。現に、室戸市民から、高血圧の薬をもらいに行くのに病院に着いてから3時間も待ったという話も聞きますし、新患お断りの張り紙をした診療所もあるとお聞きをいたしました。

また、ある診療所では、室戸病院閉院の影響で患者が多くなり過ぎて、医師が昼食もとらずに診療を続けているともお聞きをしております。地元の医師も看護師も頑張っていますが、いつかは限界が来ると思います。医師や看護師が健康を損ね医療提供ができなくなり、地域医療が崩壊してしまう、このことを私は心配します。原因の一つに、医師や看護師などの偏在があります。

県は、このような医師や看護師など医療従事者の偏在解消のためにどのような手だてを講じておられるのか、その成果は上がっているのか、山本健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（山本治君） 本県の人口10万人当たり医師数は全国3位、看護師・准看護師数は第1位ですが、高知市、南国市で勤務する医師が県全体の7割、看護師、准看護師は6割5分を占めるなど、地域偏在が大きな課題となっています。

県では、中山間地域で勤務する医師や看護師を確保するため奨学金制度を設け、その中で、卒業後県内の中山間地域にある指定医療機関などで一定期間勤務することを義務づけています。また、キャリア形成支援など、これまでの取り組みにより若手医師が増加に転じ、高知大学医学部附属病院で勤務する医師数がふえたことなどから、大学からの派遣により、あき総合病院

を初めとする地域の中核病院の充実が図られるようになってきました。

また、新専門医制度においては、地域のかかりつけ医となる総合診療専門医を新たに養成し、その研修過程の中で医師不足地域に勤務することになります。医師不足地域にある医療機関に対しては、県立病院などからの医師派遣や代診の仕組みも設けていますが、医師不足地域で効果を実感していただくには、派遣元の体制がさらに充実するまで、残念ながらまだもう少し時間がかかる見込みでございます。

看護師については、中山間地域の指定医療機関に就職した新卒の採用者58人のうち、奨学金貸与者が64%に当たる37人であるなど、奨学金制度が中山間地域の看護職員確保に一定貢献しているものと考えています。また、訪問看護師についても、高知県立大学に寄附講座を平成27年度に設置して育成に取り組むことなどによりまして、平成26年の210人から281人に増加するなど、全国的にも高い伸び率を示しています。

今後とも、医師及び看護職員確保対策を促進し、地域偏在の解消に努めていきたいと考えています。

○13番（弘田兼一君） どうも丁寧な御答弁ありがとうございました。

県も地域医療の提供については、本当に大変な思いでやってくれているというふうに私も感じております。医師についても、奨学金制度を続けて何とか確保していこうと、その成果がだんだんあらわれてきたというふうに考えております。

ただ、先ほど部長が言われたように、私が暮らすような東部地域では、まだまだ感じる事ができません。もう少し時間がかかるというふうなことも理解をいたしますので、ぜひそういった制度を続けていただいて、私たちの暮らす過疎地でも医師がきちんといる、看護師がきちんと

という、そういったように感じる事ができるように、ぜひ政策を続けていただきたいというふうに思います。

それから、室戸病院がなくなりまして、医療の提供だけではなくて、いろんなところに影響が出ております。この前、室戸高校の校長と話をしていまして、えらい受験者数が少なくなったねという話を校長にしました。生徒が少なかったのかと聞いたら、校長が、実は室戸病院の影響でありますということでありました。やはり食べるために看護師さんも働かんといけませんので、室戸病院をやめて、高知とか、室戸市外の病院に勤めたということでありました。そのおかげで室戸中学校の生徒が10人ぐらい転校したというふうなことでありまして、校長が想定しておった受験者数よりも少なくなってきたというふうなことでありました。

病院とか、いろんな事業をするところは、本来の目的だけじゃなくて、いろんなところに波及をしていきます。過疎地、中山間地域については、本当にいろんな影響がありますんで、ぜひ地域医療の確保については、そういった別の視点もあるというふうなことも頭の隅に置いていただければ幸いです。

今回の質問は、実は私、予定に入っていなかったんですけど、無理やり30分いただいて、質問をさせていただきました。ほかの皆さんには時間をもらって申しわけないと思っておりますが、どうしてもこの室戸の医療の確保については質問をしておかなければいけないという思いで質問をさせていただきました。本当にありがとうございました。

最後に、3月はお別れの時期であります。質問に登壇された皆さん、お別れの挨拶をしておりました。本当に、県庁をこの3月末で退職される皆様、御苦労でありました。また、4月になれば、新しい出会いとか新しい生活がスター

トすると思います。新しい生活を楽しんでいただいて、またこれまでの知見を高知県民のために返していただければ幸いです。

以上をもちまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、弘田兼一君の質問は終わりました。

ここで午後4時50分まで休憩いたします。

午後4時44分休憩



午後4時50分再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は40分です。

15番依光晃一郎君。

○15番(依光晃一郎君) 最後の質問者となりました。今議会は働き方改革、残業ゼロというようなお話もありましたが、なぜか私の時間が5時半までということで、皆様方には残業をお願いすることになりますが、よろしく願いいたします。

本日は、担い手の確保について質問をさせていただきます。

知事の提案説明にもありましたとおり、担い手の確保は高知県政のとても重要なテーマとなりました。第3期産業振興計画でも、成長の壁を乗り越えるということが主要なテーマとなっております。完全雇用状態を背景とする人手不足の深刻化は、地産外商の取り組みを継続していくためにも、新たな取り組みにチャレンジしていくためにも、乗り越えなければならない経営上の大きな壁となりました。人手不足に対応する、担い手確保の抜本強化と省力化・効率化

に向けたサポートの強化の2つの柱のうち、本日は担い手の確保というテーマについて議論を進めさせていただきます。

この担い手確保については、高知県出身者のUターン就職支援、県外出身者を移住者として呼び込む移住施策、また短期的な労働者としての外国人研修生制度など、それぞれについての議論や施策が進んでいるところです。また、県内在住の定年退職者や専業主婦に、もっと担い手になってもらうという考え方もあります。働きやすい職場づくりの取り組みが進んでいますし、来年度からは農業と障害をお持ちの方々との連携である農福連携の取り組みも始まるということで、これまで仕事につきたいと思っていた方々が、仕事ができるようになるのではと期待するところです。

さて、Uターン就職支援、県外出身者を移住者として呼び込む移住施策に加え、新規卒業者の県内就職について考えます。高知県で学んだ高校生、大学生が、高知県を選んで担い手となるために、今の高知県に何が必要でしょうか。私は、高知県で働くからこそ幸せだという価値観を、自信を持って言い切れることではないかと思えます。あなたは、高知という土地を選んで働いていますか、高知で働くことに自分自身で納得していますかという問いに対して、きちんと答えられるかどうかが高知県において問われています。産業振興計画の言葉をかりれば、あなたは地域地域で誇りと志を持って働いていますかという問いに答えられる県政を意識すべきということになります。

高知県で働くことが幸せかということについて、県内で調査をした事例として、平成28年に土佐経済同友会が、高知県民総幸福度に関するアンケート調査を行いました。アンケート結果については、あなたは高知で暮らして幸せだと感じますかという質問に対して、感じる、大い

に感じるを合わせて61.8%、感じない、全く感じないが合わせて6.8%、またどちらでもない、わからないが30%でした。個人的には、幸せ度は高いのかなという感想を持っております。

働くことに関する質問では、仕事と生活とのバランスがとれていると感じますか、仕事にやりがいや充実感を感じますか、あなたのお住まいの地域では自分の能力を発揮できる仕事があると感じますかという質問項目がありました。それなりによい結果ではありましたが、今後、県のほうでもアンケートを実施して、継続した傾向を分析することも必要ではないかと考えるところです。

まず最初に、県の産業振興計画が成果を上げて続けていくためには、高知県で働くことがその人の人生にとって幸福につながっているという実感が重要だと思っておりますが、高知県で働くことが他県で働くよりも幸せだというメッセージをどう発信していくのか、知事にお聞きをいたします。

○知事（尾崎正直君） まずは、高知県で働くからこそ幸せだと言える状況をつくっていくように努力するというのが私の職務だと、そのように思っています。これについては、必要条件と十分条件を両方満たさなければならぬのだろうと思っております。

必要条件という意味でいけば、高知で暮らすこと、これについて少しでも安心の感覚が高まるということが大事だろうと、そういうふうに思っています。この点についてもっと言えば、給料が十分な量になって云々かんぬん、暮らしがしっかりできるようになっていると、そのことが非常に大事だろうと思えます。

1人当たり県民所得でいけば、大体、今高知県は30位台の半ばぐらいという状況です。1人当たり雇用者報酬、いわゆる1人当たりの給料ということであれば、大体25位前後で今推移を

しているところでありまして、まだまだ改善すべき余地は大きいというところではありますが、それぐらいの状況ということかと思えます。

もう一つ、十分条件も満たさないといけない。それは何かというと、高知で働くと志を満たせると、やりがいがあると、そういう状況をつくっていくこともまた大事だろうというふうに思っています。

1 事業所当たりの従業員数というのが、高知県は7.9人、全国でいけば10.7人、一人一人の果たす役割は大きいというのが高知県ということだろうと思えます。ただ、もっともっと、例えば中山間地域にあって、世界を相手に地産外商する仕事を一緒にやっついていこうではないかなどという形で、若い人たちも含めて、高知で働くことについて大いに志を満たすに足ると感じてもらえるような、そういうやりがいのある仕事をたくさんつくり出していくように努力するということが、また求められているところかなと、そのように思っています。

現状はどうか、移住者の方が、かつては120組、昨年度は683組おいでいただいたということでありまして、少し改善の度は増しているのかなと思えますが、しかしながらまだまだだろうと思えます。ある意味、正直に現状はこうです、もっとよくするためにこう頑張ります、そういうメッセージを発していくということかと思っています。

○15番（依光晃一郎君） ありがとうございます。本当にやりがいのある高知県ということで、移住者の方々が本当に生き生きと活躍しているのを見ると、高知県やるなというふうに自分も思います。

また、給与面の話がありましたが、働くことについての本音ということで、高知県の給与水準の問題もあると思えます。高知県は他県と比べて新卒の初任給が低い傾向があり、県外に進

学した大学生で、高知に帰ってくる若者の割合は2割にとどまる現状です。このことについて、日本銀行高知支店の大谷前支店長が、高知県の労働分配率の低さについて講演や新聞で問題提起をされました。前支店長によれば、業種別、規模別の全国平均の労働分配率をもとに、高知県の産業構造から推定される労働分配率を計算すると77%となる。実際は59%であり、説明が難しいということでした。高知で働く人の給料が低いのは、高知県企業が全国的な水準で給料を出していないという指摘です。

このことについて経済学が教えるところでは、労働市場において需給が調整され、今後賃金は上がっていくのだと思います。しかし、重要なのは、その賃金上昇がいつまでに実現するかというスピードです。現状では、県内だけでの人材の奪い合いでなく、県外企業も加わった中での人材の奪い合いとなっており、県外との差が広がらない対応を早くとらなければ、給料の高い県外に担い手が流出していくと危惧をすることです。

私自身は、行政が企業に対して賃上げを要請することには抑制的であるべきだと思いますが、一方で県内企業が成長の壁を乗り越え発展していくために、今後の担い手となる新卒者が県外企業に引き抜かれないよう、県内企業の魅力を高めていく必要もあると思います。例えば、初任給を急に引き上げることは無理でも、新卒者が自分の将来の人生設計が描けるように、県内企業において賃金体系の整備を行っていくことも必要ではないかと考えるところです。

そこで、高知県は県内企業の賃金体系の整備を支援していくお考えはないか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（中澤一眞君） 本県の賃金について、産業振興計画に取り組む前の平成20年と直近の28年の1人当たりの現金給与総額を比較

しますと、国が4.7%減に対して、本県は2.8%の増となっており、改善が進みつつあるというふうには思いますけれども、一方で絶対水準ではまだ国の93.2%にとどまっているという状況でございます。

お尋ねのありました新卒者の就職に関しまして、平成27年に県が県内の高校生、本県出身の県外大学生などを対象に行った調査の中で、県外での就職を希望する理由のうち、就職先に対するものとして、希望する就職先がある、それに次いで、給料や待遇などの労働条件がよいということが2番目に挙がっております。こうした状況も踏まえますと、さらなる賃金の引き上げにつながっていくよう、今後とも産業振興計画におけるさまざまな取り組みを通じて、より多くの企業で、賃金の源泉となる安定した収益構造をつくり出していくことを目指していく必要があるものと思います。

その際、お話のありました賃金体系を整備することで、社内でのキャリアパスが明確となり、新規卒業者にとっても将来設計を描きやすくなりますので、大変重要な取り組みだというふうに思います。県としては、人材を求める企業の皆様に賃金体系の整備を初め福利環境の充実など、労働条件等を整えていただけるよう、来年度から新設をされます働き方改革推進支援センターが行うセミナーや専門家派遣などの支援と、事業戦略の取り組みを一体的に進めることなどを通じて、企業の皆様の取り組みが一層進みますよう支援をしております。

○15番(依光晃一郎君) ありがとうございます。賃金体系の整備について前向きな御答弁をいただいたと思います。給料を上げるためには、当然企業が成長していかなといかんし、売り上げも上げんといかんということやと思います。その中で、設備投資であるとか、そういったような支援ということはこれまでもあったんだと思

うんです。意外と、賃金体系は、うちは小さい会社だから必要ないということもあったかと思うんですけど、やっぱりどんどん伸びてくるときに賃金体系というのがないと困るんだと思います。

先ほどもありましたけれど、キャリアパスという意味でも、従業員さんが個の能力あるいは売り上げを上げることでボーナスがもらえるとか、それがモチベーションになるんだと思うし、もう一つ、中途採用する際に、どれだけの賃金でというところで、企業が結構悩むんだと思います。そのときに当然低かったら来ないわけですが、高くし過ぎたときに、社内的に説明ができないと、急に来た人間のほうが給料が高くなる、会社の方のモチベーションが下がってしまうわけで、かえってよくないということもあって。お金って非常にシビアな問題だし、やっぱりそこでジェラシーとかいろんなものが入ってくると思うんで、ぜひとも賃金体系ということも視点に入れてやっていただきたいと思います。

先ほどは高知県の給与水準の話をさせていただきましたが、高知県だから出せるメッセージについて前向きな御提案をさせていただこうと思います。最近、国の資料などで人生100年時代という言葉をよく聞くようになりました。この人生100年時代について問題提起をした本が、昨年話題となった「ライフ・シフト 100年時代の人生戦略」という本です。この本は、長寿社会の到来に向けた、100歳までの人生を前提とした人生設計について問題提起をしております。

人生100年時代を考えたときに、60歳を定年と考えると、老後が40年続くこととなります。20年学び、40年働き、20年の老後というこれまでの人生設計が、20年学び、40年働き、40年の老後という人生設計に変わります。このことに備えようとする価値観の転換は、担い手確保と

いう面から見れば、高知県にとって追い風と感じます。低い給料だが、やりがいがある、だから就職しませんかというメッセージではなく、豊かな人生を送るために高知県を選びませんかというメッセージを出すのです。

スピードの速い都会で40年働いて、さらに老後を40年過ごすというのはしんどいなあと思う人が多いのではと感じます。金銭的な余裕という意味でも、都会で年金を取り崩しながら生きるというのは、非常に心細い感じがします。しかし、高知のような土地であれば、中山間地域で80代現役というのは当たり前ですし、食料の自給も含め何とかなるような気がします。また、自然の豊かさ、人とのつながりという点では、圧倒的に高知のほうに軍配が上がります。100歳までの人生を考えて、高知県で仕事をするのが、人生100年時代を豊かに生きていくことの近道だという価値観をつくり出せないかと考えるところです。

また、高知県では、全国一学びの機会が多い県というキャッチフレーズで、土佐まるごとビジネスアカデミーを開講しております。人生100年時代というのは、年齢によって仕事や生き方を柔軟に変えるための学び直しが重要であって、高知県は他県に比べて積極的にアピールできる体制が整っているのではと思います。

そこで、高知県は、人生100年時代を前提とした豊かな人生に向けた学び直しができる高知県をアピールした、担い手確保へのメッセージを出していくお考えはないか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（松尾晋次君） 本県は、お話にありましたように、日本一学びの機会が多い県を目指して、土佐まるごとビジネスアカデミーの充実などに取り組んでまいりました。来年度さらに、IT・コンテンツアカデミーの開講や、林業大学の本格開校あるいは文化人材

育成プログラムの実施など、さまざまな分野で一層の充実が図られることとなります。

このように、時代とともに変化する学びのニーズに応じて、本県の取り組みを進化させながら、幾つになっても学び直しができる、新しいことにチャレンジできる県であることをあらゆる機会を通じて発信し、全国の認知を得ることが担い手の確保につながりますし、さらには本県が人材の宝庫になるためにも不可欠だと考えております。

○15番（依光晃一郎君） ありがとうございます。我々の若い世代というのは、定年まで同じ企業で働くということは余り想定されないだろうとも言われていますし、そういう意味で言うたら、転職とか、そういうことも人生の中で何回かあるというような、ある意味ライフシフトということが起こる際に、高知に来たら何とかなるんだということになってほしいと思うし、そうあるべきだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、小中学校におけるキャリア教育についてお聞きをいたします。香美市ではキャリア教育の活動が充実してきており、平成28年7月の対話と実行行脚で知事にも御視察いただいた大柝中学校は、大柝保・小・中の物部地域学校協働本部、物部っ子を育てる会として、文部科学大臣表彰を受賞しました。この取り組みの中で、子供たちが物部のガイドブックをつくったり、商店街を活性化する物部っ子商店を実施したりと、郷土愛、チャレンジ精神、コミュニケーション力を育てています。香美市では、よってたかって教育という言い方を使い、子供たちの教育を学校の先生だけが担うのではなく、多くの大人と接する機会を意図的につくることで、子供たちの成長を促しています。

そして、香美市のよってたかって教育の一大イベントとして、毎年秋にキャリアチャレンジ

デイが開催されています。昨年は、10月21日に香美市の3つの中学校の1、2年生全員参加で開催されました。昨年で4回目となります。この事業は高知工科大学を会場に、香美市内外の21事業所がブースを構え、生徒たちが興味のあるブースを回って、仕事の魅力ややりがいについて聞くというものです。また、インタビューの想定問答を事前に考え、企業からの答えを事前に予想して、その答えに対するさらなる質問を考えるというようなこともやっており、考える力の訓練にもなっていると思います。

そして、イベント後の振り返りの学習として、3つの決意表明をします。1つ目、意思、将来どんな職業、職種につきたいか。2つ目、役割、今自分が果たす役割、できること、すべきこと。3つ目、能力、これらの達成のために伸ばしていきたい、身につけたい能力というものです。香美市の中学生は、3年間に2回この授業を受けることとなります。中学生から自分自身の人生をどうするのか考え、その夢に向かって努力することを学んでいます。

この地域社会を教材としたキャリア教育と、その一環として実施しているキャリアチャレンジデイについて、私は高知県で活躍できる人材育成につながる素晴らしい取り組みであると思いますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（田村壮児君） 一言で言いますと、香美市のキャリア教育は素晴らしい取り組みだというふうに思います。その一環として実施されていますキャリアチャレンジデイは、香美市内外からさまざまな職業人を招いて、働くことの意義や喜び、またこれまでの努力や苦勞について生徒とともに語り合う機会を持つもので、子供たちは、このことをきっかけに生き方を考え、夢や志をつくり、学習意欲を高めています。

新学習指導要領においては、教育課程を社会

に開くことを重要視し、またキャリア教育の充実を求めています。そのような意味からも、香美市のこのような取り組みは、地域とともに学ぶキャリア教育のモデルとなるものであり、高く評価されるものと考えております。

教育委員会といたしましても、これまで、キャリア教育を充実させるための啓発リーフレットを作成しておりますが、そのトップに香美市の取り組みについても紹介してきたところでございます。今後も、こうしたすばらしい取り組みが一層広がるよう、教育長会や校長会などでも周知していきたいと考えております。

○15番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

次に、山田高校についてもお聞きをいたします。山田高校はこれまで、特色がないのが山高の特色と言われるほど、目立つことのない学校であったのだと思います。しかし、最近の山田高校は、濱田久美子校長が来られてからの4年間で大きな変化を遂げました。特に、学校支援地域本部等事業と連携した、総合的な学習の時間は、全国的に見ても先進的なカリキュラムであると感じています。

1年生の総合の学習は、前期に香美市商工会企業のCMをつくる課題に取り組み、後期は市に政策提言をするというカリキュラムとなっています。前期の「香美市28社の企業CM制作～チームでイノベーション～」は、第32回高知県地場産業大賞の次世代賞を、安芸桜ヶ丘高校、須崎工業高校、嶺北高校とともに受賞しました。また、2年生が1年間かけて取り組んだ、県政課題解決のための知事への政策提言という授業では、2月9日に知事や県庁部局の御協力のもと、正庁ホールにて発表させていただきました。

知事への提言について、3つ御紹介させていただきます。1つ目は、高知県の体力向上対策をテーマにしたチーム。タイトルは「リアルな鬼でハラハラ・ドキドキ大作戦」。課題意識は、

児童の体力が全国平均を下回っている一方で、スポーツクラブに所属している児童の体力は全国平均を上回っていること。そこで、高校生が小学校に出向いて独自の鬼ごっこを企画し、児童に体を動かす楽しさを知ってもらう、また同時に、スポーツクラブに勧誘しようというものでした。

2つ目は、地震対策をテーマにしたチーム。タイトルは「ペットと一緒に過ごせる避難所づくり」というものです。このチームの課題意識は、地震時の避難所でペットを飼っている人が避難生活で困るのではないかというもの。そこで、ペットを飼っている人同士が助け合える体制をつくることできないかと考え、ペットを飼っている人による運動会を事前に企画するというアイデアでした。

3つ目は、観光振興をテーマにしたチーム。タイトルは「はりまや橋を“残念”だけで終わらせない!」。問題意識は、はりまや橋は有名な割にリピーターが少ない。そこで、日本三大がっかり名所をむしろ積極的にPRする。同時に、はりまや橋での写真撮影を定番にするため、着物や衣装レンタルができるシステムを構築し、周遊コースもつくるというものでした。

これらの提言は、基礎データ、根拠をきちんと前提にしたものとなっており、1年をかけて企画をブラッシュアップしていることから、それぞれの生徒が、自分たちが考えたプランについて自信を持って発表してくれました。そして、知事からの鋭い質問についても、自分の言葉で回答することができるほどの成長をなし遂げたのだと思います。

まず、知事に、山田高校生徒の発表について御感想をお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 私も一言で言わせていただければ、大変素晴らしいと、そのように思いました。願わくばもっと長い時間とって、もっ

ともしっかり質問もさせていただいて、いろいろ対話ができればなと思いましたが、私のちょっと時間の都合で短くなってしまって申しわけなかったと、そういうふうに思っています。でも本当に素晴らしい発表で、やっぱり子供らしい、私たちとはまた違う切り口を持っていて、なるほどなと思うこともありましたし、また大人並みの本格的な分析を深めた側面もありましたし、本当に素晴らしいことだと思いました。

ああいう形で課題を自分で見つけて、そして調べて発表して、人と議論してそれを高めて、多分大人になると、もう一つこれを実行してというのが加わってくるんだろうと思いますけれども、山田高校の皆さんがやられたことというのは、まさに大人になってこれからやっていくであろうことを先取りして学習していくようなお取り組みなんだろうと、そういうふうに思いました。

ゆえに、もってして、ああいう勉強をしている中において、何ゆえ勉強しないといけないうのかとか、そういうことなんかについて本当に腹に落ちる形で多くの皆さんが実行されていったんじゃないのかなと、あらゆる意味において、本当に有意義な取り組みだなど、そういうふうに思わせていただいたところです。

○15番（依光晃一郎君） ありがとうございます。本当にお褒めをいただいて、山田高校の生徒さんにも伝えたいと思います。8チーム発表させていただいたんですけど、実は24チーム、知事に発表したかったとって残念がっていた子供たちがいましたけれども、本当に全員…。優秀なチームだけが知事に発表したということでもなかったんだと自分は思うんで、資料もまた見ていただければと思います。

次に、教育長にもお聞きをいたします。このカリキュラムは、これからの時代に求められる資質、能力が身につけているかどうかの評価と

なるのではと思いますが、山田高校の2年生の取り組みが主体的・対話的で深い学びとなっているか、評価をお聞きします。

○**教育長（田村壮児君）** 新学習指導要領で重視されております学習のあり方である、主体的・対話的で深い学びであるためには、生徒が主体的に学ぶことと自分の人生や社会のあり方を結びつけること、多様な人々との対話を通じて考えを広げたり深めたりすること、さらに知識を単に記憶する学びにとどまらず、身につけた知識、技能がさまざまな課題の対応に生かせることを実感できるような学びの深まりといったことが要件となります。

このような視点で見えていきますと、県の課題をチームで考え、その解決策について根拠をもとに提言する山田高校2年生の取り組みは、まさに主体的・対話的で深い学びが実現している事例であると高く評価ができます。

今後、次のステップとして、この取り組みをさらに充実させるために、これまで以上に総合的な学習の時間と各教科などとの相互のかかわりを意識しながら、育成したい資質、能力に対応したカリキュラムマネジメントを行うことにより、県内の先進校としてこの取り組みをさらに進化させていただきたいと考えております。

○**15番（依光晃一郎君）** ありがとうございます。

これらの山田高校のカリキュラムは、香美市商工会や、香美・香南・南国3市の行政関係者、そして県庁の皆さん、調査対象の団体企業の協力がなければ実現することができません。このカリキュラムを支えるのが、学校と関係者の間に立って調整をする地域連携コーディネーターの存在です。山田高校では3人の民間人と2人の高知工科大生の5人の方々をお願いをしました。また、大学生メンターにも参画いただいています。大学生メンターというのは、政策立案をする高校生チームのよき相談相手で、高校生

がぶつかった壁について乗り越えるお手伝いをする役目です。

このカリキュラムのスタート時には、山田高校の先生方にはとても不安があったように思います。本当に高校生がCMをつくれるのか、市長や知事に提言をつくれるのかという不安です。また、責任感が強い先生方ですので、生徒にかかわってくれる大人に迷惑をかけるのではという不安もあったと聞いています。この不安に対して、濱田校長は3つのことを示しました。生徒に課した課題のレベルを下げないこと、生徒の失敗は成長として前向きに捉え、チャレンジを評価すること、かかわってくれる大人に対して過度の遠慮はせずに、生徒のしつけは学校と地域の共同責任であると示し、先生の負担感を和らげたことです。校長の明確なビジョンがあり、そして地域連携コーディネーターの5人がいたからこそ、このプログラムが実現できたのだと思います。

私は、このプログラムは、郡部高校の魅力を高め、生徒の高知県内就職を促進させるすばらしいカリキュラムであると感じております。また、多くの学校で実践してもらいたいとも思います。この地域連携コーディネーターは、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の重要な人材であり、世話好きの県民性を最大限生かせる高知県教育の特色を生み出すキーパーソンになる潜在力があります。

この地域連携コーディネーターの役割について教育委員会として検証し、人材の発掘、育成についての研究を進めていただきたいと考えるが、教育長にお聞きをいたします。

○**教育長（田村壮児君）** お話のありましたように、山田高校の地域連携コーディネーターは、教育活動プログラムの企画・提案段階からかかわり、地域との調整からプロジェクトを円滑に進めていくための運営管理まで、その成果を左

右する重要な存在として活躍をいただいております、目指すべきコーディネーターのあり方の一つとして高く評価をしております。

県では、来年度から、コーディネーターの発掘、育成のための研修会を実施し、現役のコーディネーターや市町村が候補者として期待する方、学び場人材バンクに登録している方などを対象に、活動に必要な基礎知識の習得や、活躍しているコーディネーターのノウハウの共有、参加者間の情報交換などを行うことを考えておりまして、こうしたことを通じて、山田高校のコーディネーターのようなコーディネーターの発掘、育成を進めていきたいと考えております。

○15番(依光晃一郎君) ありがとうございます。本当に前向きな答弁でうれしく思います。高知大学に教職大学院というので、学校運営コースができたと聞きました。また、高知大学のほうとか、またいろいろな大学とも研究成果を共有してやっていただくと、本当に高知県教育、変えられるんじゃないかなというふうに思っています。

国は、新しい学習指導要領で探究という言葉をよく使っています。私は、この探究というのは、生徒が自発的に学ぶ力だと解釈しています。高知県では、D3層という、勉強の進みぐあいの遅い生徒への対応を進めることとしていますが、私は、中学生と同じやり方は高校生には通用しないだろうと思っております。勉強をやれと言ってやる高校生は、そもそも自発的ではありません。学力が上がったとしても生きる力にはなっていないだろうと思っております。

私は、山田高校の生徒がなし遂げたことは革命的だと思っております。山田高校は、香美市にありながら香美市の中学生からの評価が低い学校でもあります。成績のよい生徒は高知市内の高校に進学することから、山田高校にはD3層の生徒が多く、あわせて山田高校の調べたア

ンケートでは自尊心が低いという結果が出ています。そんな子供たちは、入学当初はまさに中学4年生で、こちらが質問しても、周囲の友達を見てもごもごと答えるような生徒です。そんな生徒たちが、例えば知事からの質問であっても、自信を持って答えることができるようになったという成長の伸び率が、私は革命的と感じます。

私は、この山田高校のカリキュラムは、学習指導要領が目指す生きる力の育成や新成長戦略が掲げる課題発見・課題解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力など、重要能力、スキルの確実な習得を実現したものだと感じております。山田高校の生徒が探究する力を深めていった3つのステップは、1つ目にCMづくりということで、近所のおじさんおばさんへの取材、2つ目に、身近な町について調べ、市長に提言、3つ目に、自分の将来につながる興味のあるテーマを選び、知事に提言するというものです。

生徒たちは、少しずつ世界を広げ、またデータの活用も上手になっております。インターネットを使える現在の高校生にとっては、県庁のホームページや国の地域経済分析システム、RESASからデータを探し出してきて根拠を調べるというのは、今後当たり前になるのだと思います。また、来年度からは統計課が統計分析課にパワーアップするとも聞いておりますので、高校生の学びにも御協力いただければと願うところです。

今後、県内各地の高校が、総合的な探究の時間を使って、高知県の課題を解決するカリキュラムをどんどん実施していくと思いますが、高知県としての応援体制についてどうか、知事にお伺いをいたします。

○知事(尾崎正直君) 先ほど申し上げましたように、山田高校の取り組みは、本当にすばらし

い、本当に有意義な取り組みだと思えます。同様の取り組みを、高知県の課題を解決するカリキュラムを、どんどん実施していく高校がふえてくるということになれば、非常に望ましいだろうなと本当に思います。

そのための応援体制として、幾つか具体的にも考えられるところではないかというふうに思っています。まずはデータの提供をすとか、専門的見地からの助言をすとか、こういうことをうちの関係課とコラボレーションしながら行っていくことがまず第1に考えられるだろうというのが1つ。そして、先ほど来お話のあります、コーディネーター役を果たす外部人材を御紹介させていただくということもありますでしょう。また3点目、ここが非常に大事だと思いますけれども、生徒の政策提言等の発表の機会を確保するということが非常に大事ではないのかなと、そのように思っています。

この機会がだんだんふえてきていると思っています。1つには「志・とき学びの日」コンクールというのがあります。ことし、明治150年記念式典・成果発表フォーラムという形で実施させていただきたいと考えているわけですが、さらには高校生津波サミット、この機会もあるだろうと思いますし、さらにはものづくり総合技術展とか、そういう場をうまく生かすということも考えられるのではないかなと、そういうふうに思います。

こういう発表の機会があれば、しかもその機会がオープンで、一定しっかりとした形で構えられていれば、子供たちのモチベーションアップにもつながっていきますでしょうし、また先生方も年間カリキュラムをしっかりと組んで、こういう授業に取り組むということもまた容易になってくるということになるのではないかなと、そういうふうに思います。ぜひこういう一連の取り組みを進めさせていただければなど、そう

いうふうに思っています。

○15番（依光晃一郎君） 発表の機会ということで、ありがとうございます。今回も知事のスケジュールをとれるのかというのが一番の問題意識やったんですけど、発表の機会をつくっていただくというのは本当にありがたいことであると思います。

それと、1点だけちょっと山田高校で自分が心配していることがあるんですが、本当に山田高校は頑張っているんです。今月14日、高校入試のA日程で合格発表なんですけど、実は受験生が減りました。普通科が88名、商業科が26名ということで、去年は118名、30名やったんで、普通科で30名、商業科で4名減ったと、これは何なのかなとすごく残念に思っているんです。

1つ、中学校の成績が伸びた分、J Rもありますから高知市内にチャレンジしたのかなと思うんです。やっぱり、山田高校の本当に残念なところなんですけれど、偏差値で見ると山田高校は低かったりするので、チャレンジといったときに、どうしても高知市内を目指してしまうというところなんです。だから、一、二年たった後の成果とか、企業さんは本当に山田高校の生徒が欲しいと言ってくれていて、そのギャップがすごく問題になっているんで、またこれも、自分も答えがあるわけではないので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

次に、ドローンを活用した授業についてお聞きをいたします。現在の高校生は、我々が高校時代にはなかったあらゆる先端機器が身近なものとなっております。大きな変化としてはインターネットがありますし、スマートフォンの普及は人と人とのコミュニケーションのあり方も変えました。また、個人的に、大きな技術革新を生み出すものとしてドローンに注目しております。

ドローンについては、現在でもいろいろな活

用が検討されていますが、課題解決先進県としては、中山間の問題や南海地震対策への活用を考えたりと、高知ならではの活用方法があるのではと感じております。香美市では4月から林業大学校が開校し、先端的な林業を学ぶ中で、山の状態、木の生育状況などを知る手段として、ドローンの活用を学ぶこととなると思います。また、高知工科大学でドローンを活用した地域活性化の取り組みが進んでおりますし、香美市の農業法人の中にはドローンを使った農業を実践している方もいらっしゃいます。

例えば、山田高校でドローンに関することを学ぶ機会があれば、林業大学校や農業法人に興味を持って、香美市で就職したり、工科大に進学するモチベーションを生み出したりと、可能性を広げることもできるのではと考えるところです。既に山田高校では、1月にドローンに関する公開講座を実施しました。高知県の郡部の高校では、校内が飛行禁止区域というところは少なく、出前授業のような形で、まずは生徒に触れる機会をつくることから始め、将来的には、地域の課題解決にドローンを活用するという授業を、総合的な探究の時間を使って実施するというのもできるのではないかと考えるところです。

そこで、高知県教育委員会として、ドローンに触れる機会を高校の総合的な探究の時間を活用するなどして実施するお考えはないか、教育長にお聞きをいたします。

○**教育長（田村壮児君）** ドローンはさまざまな活用の可能性がありますので、魅力ある教育素材になり得るといふふうに考えております。ドローンを学ぶことに関しましては、現在一部の工業高校において、ドローンの製作やドローンを活用した研究を行っております。また、教員の指導力を向上させるために、講演会や大学や企業の出前講座も実施をしております。

また、ドローンで学ぶ観点からは、現行の総合的な学習の時間や新学習指導要領の総合的な探究の時間において、ドローンの機能を用いてできることや、社会生活におけるさまざまな活用方法などの検討が可能となり、探究的な物の見方や考え方を身につける教材の一つとして活用できるというふうに考えております。

今後は、専門的な知識を有する外部の方々との協力も得て、ドローンを学ぶこととドローンで学ぶことの両面から各学校に情報提供するなど、ドローンを積極的に活用していきたいと考えております。

○**15番（依光晃一郎君）** 前向きな御答弁ありがとうございました。

最後に、今後担い手が必要になるであろう龍河洞についてお聞きをいたします。高知県のバックアップもあり、昨年株式会社龍河洞みらいが設立され、龍河洞が観光施設として高知県観光を引っ張る存在に生まれ変わるスタートが切られました。

高知県は、龍河洞の活性化について地域アクションプランにも認定し、積極的にかかわっていただいておりますが、来年度以降の取り組みについて観光振興部長にお聞きをいたします。

○**観光振興部長（伊藤博明君）** 龍河洞の活性化については、龍河洞まちづくり協議会が昨年策定した、龍河洞エリア活性化基本計画に基づき、魅力づくり、戦略づくり、体制づくりの3つの取り組みが具体的に進められております。来年度、魅力づくりでは、通路に滑りどめを設置する本洞の安全対策や商店街のフードコート整備が行われ、また戦略づくりでは、将来龍河洞の運営を担う人材の育成や確保、ブランドづくりを進めることとし、香美市が龍河洞エリアの振興を担う地域おこし協力隊を配置するとともに、民間のノウハウを活用したプロモーションが展開される予定です。さらに体制づくりでは、

物部川DMO協議会等とも連携して、物部川流域の他の観光資源と観光クラスターを形成し、観光客の周遊促進も進められます。

こうした来年度の取り組みを支援するため、県としても必要な予算を本議会に提出させていただきました。県としましても、平成31年度以降もこうした官民協働の取り組みを積極的に支援し、龍河洞の再活性化を図ることで、高知県観光の核となるような拠点施設に磨き上げてまいりたいと考えております。

○15番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

本当もう、龍河洞に関しては、観光振興部の皆さんに大変お世話になりましてありがとうございます。また、知事にも何回も龍河洞に来ていただいて、本当に今盛り上がっています。特に、2月にはバレンタインイベントということで、山田高校の生徒が龍河洞にかかわるといようなこともテレビで放映されたんですけども、やっぱりその学ぶ場としても龍河洞はすごくいい場所に育っていますし、それと国が世界水準のDMOということを行っています。日本でもモデルになるんじゃないかなというふうにすごく感じていますので、ぜひとも今後とも御支援をよろしくお願いします。

退職者のお話がありまして、人生100年時代というようなこともお話しさせていただいたんですが、自分の地元にやなせたかし先生という先輩がいらっしゃるしまして、もう本当に亡くなる直前まで、94歳まで現役でやられました。アンパンマンで有名になったわけですけども、「それいけ！アンパンマン」のテレビが放映されたのは何歳か御存じでしょうか。実は69歳で放映が始まって、69歳から亡くなるまで第2なのか、人生が花開いたということで、本当に学び続けてやる気さえあれば生涯現役だと思いますので、退職される皆様方はこれまでの御経験を生かしていただいて、高知県の発展のためにま

た御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。

————— ○:○:○:○:○ —————

議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（浜田英宏君） ただいま議題となっている第1号から第100号まで、以上100件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末487ページに掲載〕

————— ○:○:○:○:○ —————

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から19日までの11日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月20日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月20日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時32分散会

平成30年 3月20日（火曜日） 開議第 8 日

出席議員

1番 下村 勝幸 君
 2番 野町 雅樹 君
 3番 上田 貢太郎 君
 4番 今城 誠司 君
 5番 久保 博道 君
 6番 田中 徹 君
 7番 土居 央 君
 8番 浜田 豪太 君
 9番 横山 文人 君
 10番 加藤 漠 君
 11番 坂本 孝幸 君
 12番 西内 健 君
 13番 弘田 兼一 君
 14番 明神 健夫 君
 15番 依光 晃一郎 君
 16番 梶原 大介 君
 17番 桑名 龍吾 君
 18番 武石 利彦 君
 19番 三石 文隆 君
 20番 浜田 英宏 君
 21番 土森 正典 君
 22番 西森 雅和 君
 23番 黒岩 正好 君
 24番 池脇 純一 君
 25番 石井 孝 君
 26番 大野 辰哉 君
 27番 橋本 敏男 君
 28番 前田 強 君
 29番 高橋 徹 君
 30番 上田 周五 君
 31番 坂本 茂雄 君
 32番 中内 桂郎 君
 33番 金岡 佳時 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総 務 部 長 梶 元伸 君
 危機管理部長 酒井 浩一 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 門田 純一 君
 文化 生活 門田 登志和 君
 スポーツ部長
 産業 振興 松尾 晋次 君
 推進 部長
 中山間振興・樋口 毅彦 君
 交通 部長
 商工労働部長 中澤 一真 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 笹岡 貴文 君
 林業 振興・田所 実 君
 環境 部長
 水産振興部長 谷脇 明 君
 土木 部長 福田 敬大 君
 会計 管理者 中村 智砂 君
 公営企業局長 井奥 和男 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事 委員長 秋元 厚志 君
 人事 委員会 金谷 正文 君
 事務局 局長
 公安 委員長 織田 英正 君
 警察 本部長 小柳 誠二 君
 代表 監査委員 植田 茂 君
 監査 委員会 川村 雅計 君
 事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政 策 調 査 課 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 補 佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君



議 事 日 程 (第 8 号)

平成30年 3 月20日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成30年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成30年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 平成30年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成30年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成30年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成30年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成30年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成29年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 32 号 平成29年度高知県中小企業近代化資

	金助成事業特別会計補正予算		
第 33 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例議案
第 37 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成29年度高知県電気事業会計補正予算	第 57 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成29年度高知県病院事業会計補正予算	第 58 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県防災対策基金条例議案	第 59 号	高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県歯科衛生士養成奨学金貸付条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政調整基金条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例議案	第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		

	基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例議案
第 63 号	高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	高知県農林業基本対策審議会条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	土地改良事業費分担金等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県屋外広告物条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 71 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
第 72 号	高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
		第 84 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例議案
		第 85 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例議案
		第 86 号	高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案
		第 87 号	高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
		第 88 号	高知県が当事者である民事調停の合意に関する議案
		第 89 号	高知県及び中芸広域連合中芸保健福祉推進協議会の廃止に関する議案

第 90 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定 管理者の指定に関する議案	のための中小河川の河道掘削の予 算の確保を求める意見書議案
第 91 号 権利の放棄に関する議案	第 2 常任委員の選任
第 92 号 権利の放棄に関する議案	第 3 議会運営委員の選任
第 93 号 権利の放棄に関する議案	追加
第 94 号 県有財産（土地）の取得に関する議 案	継続審査の件
第 95 号 県が行う土地改良事業に対する市町 村の負担の一部変更に関する議案	議長辞職の件
第 96 号 県が行う土地改良事業に対する市町 村の負担の一部変更に関する議案	議長の選挙
第 97 号 包括外部監査契約の締結に関する議 案	副議長辞職の件
第 98 号 国道494号社会資本整備総合交付金 （水口トンネル）工事請負契約の締結 に関する議案	副議長の選挙
第 99 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交 付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負 契約の締結に関する議案	————— ◯◎◎◎◎ —————
第 100 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一 部を変更する契約の締結に関する議 案	午前10時開議
追加	○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開 きます。
第 101 号 高知県公安委員会の委員の任命につ いての同意議案	————— ◯◎◎◎◎ —————
第 102 号 高知県教育委員会の教育長の任命に ついての同意議案	諸 般 の 報 告
第 103 号 高知県監査委員の選任についての同 意議案	○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
第 104 号 高知県監査委員の選任についての同 意議案	各常任委員会から審査結果の報告があり、一 覧表としてお手元にお配りいたしてありますの で御了承願います。
第 105 号 高知県人事委員会の委員の選任につ いての同意議案	次に、知事から地方自治法第180条第2項の規 定に基づく専決処分報告がありましたので、そ の写しをお手元にお配りいたしてあります。
追加	〔委員会審査結果一覧表 巻末504ページ〕 に掲載
議発第2号 子どもの医療費等の負担軽減に関 する意見書議案	————— ◯◎◎◎◎ —————
議発第3号 洪水回避等を目的とした流量確保	委員 長 報 告
	○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。
	日程第1、第1号から第100号まで、以上100 件の議案を一括議題といたします。
	これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長弘田兼一君。

(危機管理文化厚生委員長弘田兼一君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(弘田兼一君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第30号議案、第31号議案、第40号議案、第41号議案、第43号議案から第45号議案、第51号議案から第54号議案、第56号議案から第73号議案、第84号議案、第85号議案及び第89号議案、以上40件については全会一致をもって、第55号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、防災情報・通信システム管理運営費について、執行部から、防災行政無線や総合防災情報システムといった情報通信システムの保守管理等に必要な経費であるとの説明がありました。

委員から、防災行政無線の音声が届きにくいという話を幾つかの地域で聞く。有事の際に備えて対応する必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、放送が届きづらいことについては、高知市では、今後防災行政無線のデジタル化工事を行う予定であり、一定改善される見込みである。そのほかの市町村については、屋外スピーカーや戸別受信端末に対して県の地域防災対策総合補助金による財政的支援を行うとともに、県の無線の技術職員による技術的助言も行っていきたいとの答弁がありました。

次に、地域防災対策事業費のうち、応急期機

能配置計画広域調整業務委託について、執行部から、応急期機能配置計画は全市町村で策定されているが、津波による大きな被害が想定される市町村では、必要な用地を単独で確保することが困難なことから、市町村域を越えた広域での調整が必要であり、その調整に必要な業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、L2規模の地震だと、広域調整を実施しても仮設住宅建設用地などが不足している部分もあるとのことだが、民間の用地の活用について検討していくのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村と連携しながら、民間の土地や農地も活用するように考えていくとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、薬事指導取締事業費について、執行部から、新たな取り組みとして、高知県薬剤師会や国保、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合といった3つの医療保険者と協力し、ジェネリック医薬品の使用促進や高齢者を中心とした重複投薬の是正を図っていくための経費であるとの説明がありました。

委員から、ジェネリック医薬品の使用割合を高めるには、医療費の差額通知を見るのが患者にとって一番わかりやすいと思うが、通知はどのように行っているのか。また、患者だけでなく、薬を提供する医療機関側の意識を高める必要もあると考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、県内の国保や後期高齢者医療広域連合においては、全員に通知するわけではなく、ジェネリック医薬品にかえることによって一定額以上の医療費の削減に効果があると考えられる上位4%の方に通知している。また、レセプトを分析して、ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関や薬局については、保険者と啓発をしていきたいとの答弁がありました。

次に、母子保健事業費について、執行部から、安心して妊娠・出産できる環境整備のため、子育て世代包括支援センターの設置・運営支援のほか、妊産婦等に対する総合相談窓口としての機能強化に向けた、市町村の母子保健コーディネーターのスキルアップ研修や、産前・産後ケアサービスの拡充に向けた支援を行っていくとの説明がありました。

委員から、産後鬱の問題が深刻だと聞くが、その対策はどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、産後鬱の対策として、全市町村で産後2週間を経過した母親を訪問し、気持ちの変化のチェックなどができるよう、市町村の保健師への研修などを通じて指導しているとの答弁がありました。

次に、「高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、旅館業法令等の改正に伴う条例改正であり、旅館・ホテルの構造設備基準や衛生措置の基準の見直しなどを行うものであるとの説明がありました。

委員から、帳場等が必要なくなることやCO₂濃度の基準がなくなることなど、安心して宿泊するための要件をこんなに規制緩和しては安全性を保てない。県内の旅館業界の方たちの意見はどうかとの質疑がありました。執行部からは、国において有識者や関係者の意見を聞いており、県では高知県旅館ホテル生活衛生同業組合から特に意見はないと聞いている。また、帳場については、それにかわるICT等を活用し確認することになっており、全くなくていいわけではない。CO₂については、換気や窓の開閉などを条例で規定しており、一定担保されているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、社会福祉施設等地震防災対策事業費について、執行部から、社会福祉施設等の緊急避難

用施設の改修やBCP策定など、各事業所の防災対策を支援する経費であるとの説明がありました。

委員から、施設の防災対策はどの程度まで進んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、高齢者施設の耐震化については、118施設のうち97.5%の115施設が耐震化済みとなっている。また、全施設で防災対策のマニュアル等が作成されており、県の指針ではマニュアル内で訓練を行うことを規定しているとの答弁がありました。

次に、こどもの未来応援事業費について、執行部から、こども食堂にかかわる民間団体への補助などに要する経費であり、来年度も引き続きこども食堂の支援に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、いざというときのための保険への加入なども大事だが、何かが起こってしまうとその後の運営が非常に厳しくなる。食中毒などが起こらないように支援することが大切だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、こども食堂を始めるときは事前に保健所に相談し、現場を見た上で助言してもらうよう伝えている。県で、食事を提供する場合の管理指針を作成しているので、こども食堂の運営者等が集まるネットワーク会議でその説明をするなどしているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、文化振興費について、執行部から、文化芸術活動への支援や発表の機会の拡充など、県民の方が文化芸術に触れる機会の充実のほか、文化芸術のさらなる振興を図るための人材育成の取り組みに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、文化芸術振興ビジョンの取り組み

には、地域の文化的な活動である神楽や祭りなどへの支援も含まれているのかとの質疑がありました。執行部からは、地域の神楽などの伝統行事への支援も含まれている。さまざまな発表の場の創出を通じて、演じる方のやりがいや、それを見た方が地域の伝統行事に興味を持つことにつながればと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、神楽などの伝統行事では、衣装などを維持していくための費用負担も大変と聞くが、その費用などは支援できないかとの質疑がありました。執行部からは、維持していくための経費負担に苦労しているという話も聞いているので、来年度に行うアートビジネス講座の中で、その地域へお金が落ちるような仕組みも学んでもらいたいと考えているとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第21号「平成30年度高知県電気事業会計予算」のうち、債務負担行為の吉野発電所水車発電機について、執行部から、水力発電設備の大規模改修として、吉野発電所における水車発電機のオーバーホール及び機器改良を実施する予定であるとの説明がありました。

委員から、大規模改修の期間はどのくらいになるのか。また、その改修の期間中発電機がとまることになるが、水力発電事業に影響はないかとの質疑がありました。執行部からは、5カ月間発電機を停止し、分解点検を行う。交換が必要となった機器を交換するためには、事前に機器の発注をする必要があります。2年間の債務負担行為をお願いしている。12年に1回のオーバーホールは必要であり、比較的川の水量が少ない渇水期に行うことにしている。また、今の売電契約の形態は、8割は基本料収入として担保され、あとの2割分が発電量実績に応じて支払われるので、それほどの影響が生じることはない

との答弁がありました。

次に、第23号「平成30年度高知県病院事業会計予算」について、あき総合病院と幡多けんみん病院に係る予算及び第6期経営健全化計画の推進に向けた取り組みについて説明があり、医療サービスのさらなる向上を図るとともに、平成32年度の病院事業全体での経常収支の黒字達成を目指し、取り組みを強化していくとの説明がありました。

委員から、地域医療構想の中で、東部は必要病床数に対して既存の病床数が足りない状況にあるが、そういったことを含めて、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、公的病院は地域医療を守る役割を担う必要があるため、地域医療構想調整会議の中で必要な協議等を行いながら取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、健康政策部についてであります。

第7期高知県保健医療計画について、執行部から、保健医療計画は本県の医療提供体制を確保するため策定するものであり、医療提供の量である病床数の総数を管理するとともに、医療連携体制などについて整備をするための計画であるとの説明がありました。

委員から、地域での医療の提供ができなくなると地域の衰退につながる。過疎地になると民間の力だけでは難しい面もあり、県や市町村の役割も大きなウエートを占めるので、関係者が連携して地域の医療を守っていくよう取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、文化スポーツ部であります。

人権に関する県民意識調査について、執行部から、今年度行われた調査結果の概要について説明がありました。

委員から、性的マイノリティーに関しては、近年関心も高まっていると思うが、個別の調査

項目として挙がっていない。今回の調査では検討してもらいたいがどうかとの質問がありました。執行部からは、今回の調査では、現在の人権施策基本方針に基づき調査したところであるが、来年度に方針の改定を行う予定なので、人権尊重の社会づくり協議会での意見や国の動きなどを注視しながら検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、せっかくの意識調査であるので、この結果については、各分野の県の施策に反映させていくよう取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 1案について、執行部から、本県のスポーツ施策の総合的な計画であり、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりの3つを施策の柱として位置づけ、スポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指していくとの説明がありました。

委員から、施策の柱の、スポーツを通じた活力ある県づくりについて、本県の中山間地域などにおいては、スポーツによって地域に活力が生まれている例もあるので、非常に期待している。地域に活力を与える意味でも、教育委員会などの関係機関と協力して取り組んでもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 商工農林水産委員長梶原大介君。

（商工農林水産委員長梶原大介君登壇）

○商工農林水産委員長（梶原大介君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8

号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第32号議案から第36号議案、第51号議案、第74号議案から第78号議案、第87号議案、第88号議案、第91号議案、第92号議案、第95号議案、第96号議案、以上26件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、アプリ開発人材育成講座実施委託料、首都圏人材ネットワーク構築事業委託料について、執行部から、IT・コンテンツ関連の新たな学びの場として、IT・コンテンツアカデミーを開講するとともに、首都圏の人材や企業の掘り起こし、県内企業との交流の場の充実や人材マッチング機能の強化に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、IT・コンテンツアカデミーについて、就職を控えた大学生や専門学校生などの受講が想定される。それらの受講生が、県外へ流出することなく、県内企業に就職するように結びつけることが最も重要であるが、そうした仕組みはどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、専門講座では、県内のIT・コンテンツ関連企業に社員教育プログラムを活用した講座を実施してもらい、その過程で企業のPRも行い、県内での就職意欲を高める内容にしていく。4カ月ほどかけ、アプリの開発までを実践的に学ぶコースにおいても、立地企業を含めた県内のIT企業に助言者として参画いただくなど、県内企業への就職につながる仕組みを設けながら講座を実施していくとの答弁がありました。

別の委員から、首都圏在住のIT技術者や企業とのネットワーク構築の取り組みにおいても、県内就職につながらなければ、人材確保の面で

は意味をなさないものとなってしまいが、県内への人材供給の役割をどれだけ果たせるのかとの質疑がありました。執行部からは、本年度2回実施した首都圏IT・コンテンツネットワークの交流会では、本県出身で東京等に在住の方や、本県への就職に関心を寄せるIT・コンテンツ関連の方々など、約190名の参加があった。本県へのU・Iターンを前向きに検討したいという方々もおられ、県内での人材育成とあわせ、県外から移住等でIT・コンテンツ人材を呼び込み確保する取り組みを進めていくとの答弁がありました。

次に、チャレンジショップ事業費補助金について、執行部から、商工団体等が、移住希望者を含む開業希望者を育成し、商店街の空き店舗への出店を促進する取り組みに助成するものである。また、空き店舗対策事業費補助金について、商店街の空き店舗に出店する事業者に対し、出店時に必要な改装費を助成するものであるとの説明がありました。

委員から、特に郡部の商店街では空き店舗が多いが、後継者がいなくて廃業するものと経営不振によるものがある。また、空き店舗にはリフォームすれば使えるものとそうでないものがあるが、空き店舗対策に当たり、そうしたことの整理はできているかとの質疑がありました。執行部からは、空き店舗が使用できるかどうか、しっかりさび分けすることが第1段階だと認識している。商店街における空き店舗やチャレンジショップの支援制度の活用は、商店街の皆さんが主体となって戦略をつくってもらった上で進めていくように考えている。個々の店舗の経営課題等については、商工会の経営指導の中で課題分析等をしてもらい、その結果に基づく対応を県が支援する方向性を考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、特に郡部では、商店の減

少により地域での生活が難しくなっている状況があり、商工会、商工会議所の目が届かない部分の支援もしっかり対応してもらいたいとの要請がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、農業クラスター計画策定事業費補助金について、執行部から、農業クラスタープランを実施する中で生じた課題の解決を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、実際に農業クラスタープランに着手して見えてきた課題はどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、2次、3次産業をいかに呼び込んでくるかが課題である。また、計画策定段階では想定していなかったことに直面しているものもあり、状況の変化に対応したプランのバージョンアップを支援し、クラスターとしての取り組みをしっかりと進めていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、クラスターをしっかりと根づかせるにはマネジメントする人材が重要となるが、地域の方がマネジメントをしていくという観点で、人材育成はどのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、クラスターは地域の取り組みであり、そこで暮らし、働いている人が、しっかりと自分のものとして取り組むことが大事になる。計画の段階から、地域の方が中核を担うことを考えながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、競馬事業収入について、執行部から、高知競馬の売り上げの回復により、競馬事業の収益の一部について、設置団体への配分を受けられることとなったもので、3,100万円余りの歳入予算を計上しているとの説明がありました。

委員から、現在無償となっている土地・建物の賃借料を必要経費に見込むべきとの意見も聞かれるが、この賃借料を払うことを考えた場合

にはどのような状況なのかとの質疑がありました。執行部からは、競馬組合との協議の中で、土地・建物の賃借料を納めることが先ではないかとの議論もあったが、運営状況の回復はここ数年のことで、施設改修の必要性もあり、まだ1億円を超える賃借料を納める体力はないと考えている。賃借料を納めるにはもう少し運営状況を見きわめる必要があることから、まずは収益が出た分で設置団体への配分を行うこととなったとの答弁がありました。

さらに、委員から、県民の財産の借り上げであり、賃借料を払うのはいまだに厳しい状況にあることを、県民にきちんと説明する必要がある。また、どの段階で賃借料を払えるようになるかの展望を持った経営計画を立てるとの説明があつてしかるべきだと思ふとの意見がありました。執行部からは、賃借料の対応について、来年度には高知市と検討を行うことにしており、県としての考えもまとめた上で、議会に報告させていただきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、こうち山の日推進事業費補助金について、執行部から、こうち山の日趣旨に沿って、山を大切にする啓発イベントなどを行う団体に対し、助成するものである。また、山の学習支援事業費補助金について、総合的な学習の時間などを使い、森林環境教育を実施する小中学校に補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、山や森林の保全の大切さを広く理解してもらい取り組みにおいて、山の荒廃が川や海にも影響を及ぼすことを理解してもらえるものになっているかとの質疑がありました。執行部からは、NPO団体などが行う森林環境教育のイベント等に助成しているが、現在のところ川や海の清掃などへの支援は行っていない。森林の恵みは川、海につながるものであり、今

後、森・川・海の保全を一体とした教育への支援についても検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、山の学習支援事業費補助金について、どれだけの学校で活用され、どのような学習が行われているかとの質疑がありました。執行部からは、市町村教育委員会を通じ、本年度は県内67の小中学校に補助を行った。実際に山などに出向いて、森林の恵みに関するさまざまな学習が行われている。学校現場からも好評の事業で、生徒の感性を高めるという面でも効果的な事業だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、この補助金は継続して活用する学校が多く、また高知市内の学校が多いとのことだが、少しでも多くの学校に活用され、山の学習が広がるように、引き続き取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、沿岸漁業無線ネットワーク化検証委託料について、執行部から、大規模災害発生時において、沿岸で操業あるいは航行中の漁業者との連絡手段を確保するため、防災行政無線の中継局から沖合に向けた電波の伝搬状況の調査を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、沿岸漁業無線ネットワークは、高知県漁業協同組合が事業主体となって整備、運営することとのことだが、高知県漁協以外の漁協の区域においてもこの無線情報は届くようになるのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県漁協に加入していない単独漁協の漁業者においても緊急時には連絡がとれるシステムとし、そうした方々にも十分に周知を図りたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知県漁協の本所を沿岸漁業無線ネットワークのキー局とすることに関

し、人員の配置を含め、有事の際にきちんと機能し得る体制づくりはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県漁協本所がある水産会館は、耐震工事も完了し、建物の安全性は確保できている。人員体制については協議を進めているところだが、365日24時間体制での人員配置は高知県漁協の経営上の問題にもかかわるため、機械による自動監視も含め、検討を進めているとの答弁がありました。

次に、人工種苗生産技術開発委託料について、執行部から、養殖ブリの人工種苗を陸上施設で沖出しサイズまで飼育し、品質や歩どまり等を検証するための経費であるとの説明がありました。

委員から、他県におけるブリ人工種苗生産技術開発の例では、長期間を要し、かなり難易度が高いとも聞かすが、技術の確立までにどれくらいの期間を見込んでいるかとの質疑がありました。執行部からは、これまでの民間企業との共同研究により確立したカンパチの種苗生産技術をブリにおける技術開発に応用し、平成31年度までに基礎的な技術を確認、平成32年度からの実用化を目指しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部についてであります。

執行部から、新たな管理型最終処分場の、候補地選定委員会による選定の経過と最終候補地公表後の対応について報告がありました。

委員から、最終候補地3カ所の詳細な現地調査はどのように行われるのかとの質疑がありました。執行部からは、これまでは地形図上の調査あるいは限られた場所までの現地踏査にとどまっていた。今後は、地権者の方に現地に入らせていただけるようお願いし、了解をいただいた上で、現地において地形表面の観察調査を行うほか、場合によっては水の流れなどの調査を

実施することも想定している。地権者の方には、候補地選定の経過を丁寧に説明し、御協力いただけるようお願いして進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、そうした丁寧な対応を要する大きなプロジェクトであり、担当部署の業務量がふえるが、人員体制の強化は図られているかとの質疑がありました。執行部からは、体制の強化も図り進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、丁寧な説明により理解いただくほかに手だてはない。地元住民や地権者の方とは行き違いがないよう、信頼関係に留意して進めてもらいたいとの要請がありました。

最後に、当委員会では、ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング高知工場を訪問し、承継先企業の確保と従業員の雇用を維持する取り組みの状況について聞き取りを行いました。

この中で、県との連携体制のもと、半導体分野のみならず、電子部品や他の業種にも幅を広げて交渉しているが、現時点では、承継先を確保するには至っていない。これまでの譲渡の交渉を通じ、検討を断念した企業から理由を明かしてもらえるケースは多くないが、現在の生産拠点のエリアを踏まえると、高知に工場を持つことの社内合意が得られにくいとか、工場の規模に見合うだけの事業量が見込みがたいといったことがうかがえる。現在の従業員の技術力、安全と品質を守るマインドのレベルが高いことは、多くの企業から評価を得ている。また、県の協力は、自治体ならではのアプローチで工場視察に呼び込んでもらえるなど、非常に助かっているといった説明がありました。

工場の閉鎖までにはあと2カ月余りしか残されておらず、承継先企業の確保に向け最大限の努力をいただくよう、改めて要請を行いました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長依光晃一郎君。

（産業振興土木委員長依光晃一郎君登壇）

○産業振興土木委員長（依光晃一郎君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第12号議案、第18号議案、第19号議案、第24号議案、第29号議案、第37号議案、第38号議案、第51号議案、第79号議案から第81号議案、第86号議案、第90号議案、第93号議案、第94号議案、第98号議案から第100号議案、以上20件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、地域経済循環創造事業費補助金について、執行部から、国の地域経済循環創造事業交付金を活用し、龍河洞の商店街エリアに、新たにフードコートなどの施設を整備する事業を支援する予定であるとの説明がありました。

委員から、龍河洞を整備するに当たっては、物部川エリアにおける広域観光の視点から、三宝山の整備との連携も必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、昨年11月に三宝山の観光拠点化の検討委員会が立ち上がり、現在基本計画の検討を行っているところである。現在の案では、カフェやワイナリーの設置や熱気球の乗船体験など、食とアウトドアを兼ね備えた、物部川エリアの観光の拠点を目指すような計画となっている。来年度は基本設計、平成31年度に工事を行い、32年度にオープンの手配

となっており、県としては、龍河洞の活性化の取り組みとあわせて、相乗効果を生むような形でサポートしていくとの答弁がありました。

別の委員から、三宝山から龍河洞に至る県道について、地元から、雑草も多く余り使われていないのではないかとの声もあり、道路側の対応も必要と思われるが現状はどうかとの質疑がありました。執行部からは、龍河洞及び三宝山の近隣には県立のいち動物公園もあり、県道はそのエリアをつなぐ道路であるため、安全性・利便性の面からも、三宝山の計画の具体化とあわせて、土木部とも協議をしながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、高知龍馬空港活性化計画策定支援業務委託料について、従来からの運航経費に対する支援や利用促進活動の実施に加え、当該委託業務により新たにLCCや国際線などの新規路線の誘致に向けて戦略的に取り組むための計画策定を行うなど、航空ネットワークの維持・拡充に取り組むとの説明がありました。

委員から、LCCの誘致について、具体的にどのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、LCC誘致の方向性としては、首都圏4,000万人の大きなマーケットを擁する成田空港にウェートを置いた対応をしている。これまで、成田路線にLCCが就航している空港は、就航する前年の羽田線の利用状況が最低でも110万人となっているが、高知龍馬空港の利用者は昨年度約100万人で、今年度も現在、前年度比で3%から4%ふえており、具体的な数字を持って交渉に臨むことができるようになった。ただ一方で、LCCは数字にシビアなところがあり、本県の人口規模が懸念されるが、LCCの主なユーザーが20代から30代の若

い世代でアクティビティーにも興味を持つ方が多いことから、観光振興でポスト維新博へ向けて高知のアクティビティーを売り出すのとタイミング的にも合致しており、そういう新たな材料も提供させていただきながら、具体的な検討のテーブルに乗せていただけるよう粘り強く取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、地域公共交通調査等委託料について、執行部から、嶺北地域の4町村において、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを確立するため、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画の策定に係る業務を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、嶺北地域公共交通協議会の組織について、JR、とさでん交通、嶺北観光、タクシー、また町村が実施するコミュニティーバスなど、利益が相反するところ全部が入って議論をすることになる。中山間地域における交通のあり方を議論し模索することは大事だと思うが、結論は出せるのかとの質疑がありました。執行部からは、第1回の会議では、今以上に地域にお住まいの方が安心して生活できる環境となるような形の公共交通をみんなで議論しようということで、場合によっては悉皆調査のようなものも行い、住民の方が本当に何に困り、何を望んでいるのかお聞きした上で、そこに定量的なものと定性的なものを交えてどういう形がいいのかを、これから議論していくことになったとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、バリアフリー観光推進事業委託料について、執行部から、高齢者や障害者など幅広いニーズを持つ観光客にきめ細やかな情報が提供できるよう、宿泊施設や観光施設などの現地調査によるバリア情報・バリアフリー情報の収集、蓄積や、観光事業者や行政関係者を対象にした研

修会の開催などを委託して実施するものであるとの説明がありました。

委員から、バリアフリー観光に着手したことは評価したい。委託内容に観光関連施設を対象とした現地調査があるが、具体的にどのような施設を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、バリアフリー状況の自己点検シートを今年度作成・配布し、宿泊施設222カ所、観光施設80カ所程度を対象に自己点検を依頼した。来年度は、空港、電車、バスなどの交通施設を対象とした点検を予定するとともに、点検結果をもとに現地調査を行って、バリア情報・バリアフリー情報を収集、整理していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、調査結果を利活用するためには、ハード整備に対する意識をしっかりと対応が必要である。特に、展望所等の屋外の観光拠点はバリアフリー対策がされていないところが多いので、点検シートで判明した箇所への対応を進めてもらいたいとの意見がありました。

また、別の委員から、バリアフリー観光について、バリアフリーの情報を集約するのは大事だと思うが、インターネットが使える方、使えない方がそれぞれどこで情報が得られるのかとの質疑がありました。執行部からは、今後2カ年で現地調査を行って情報収集に取り組み、その後ホームページなども活用しながら情報を活用できるようにするとともに、既存の観光案内所でも情報提供ができるように、連携と情報共有を行いながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、砂防等基礎調査費について、執行部からは、土砂災害から人的被害を防止するため、平成30年度からレッドゾーンの調査を加速化し、

調査によって地域の詳細な土砂災害リスクを明らかにするとともに、調査結果を住民へ周知し、的確な避難と対策を推進するため、平成31年度末までの調査完了を目指すものであるとの説明がありました。

委員から、この事業は予算がふえて、来年度の調査実施箇所も約1万カ所となり、通常体制では職員に負担がかかり、人員配置等大変だと思われるがどうやっていくのかとの質疑がありました。執行部からは、事業の執行においては、土木事務所職員の体制等も十分に配慮の上で実施するとともに、端境期対策も含めた工期設定など、きめ細かい対応が必要と考えている。特に基礎調査は、来年度から防災砂防課において、基礎調査の推進に特化した体制の強化を図り、県内の土木事務所を防災砂防課においてもしっかりとフォローしていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

都市計画道路はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会について、執行部から、検討経緯及び2月21日に知事へ提出された提言の報告がありました。

委員から、人工干潟にするに当たり、専門家からアドバイスを受け、工事中及びその後にモニタリングすることに重きを置いているのはわかるが、委員の選定に当たり、県が委嘱した希少野生動植物保護専門員が協議会の委員に入っていないことについてはどう考えているのかとの質問がありました。執行部からは、シオマネキについては十脚甲殻類研究の第一人者、またコアマモについては四万十川で移植経験のある教授が本協議会の委員としてふさわしいと判断して委員に選定し、そのアドバイスをもとにさまざまな調査を行い、さらに2回のパブリックコメントによる県民の多くのさまざまな意見を

踏まえて、今回の案は策定された。今後、高知市の意見も聞いた上で、工事を再開するとなった場合は、いま一度、新堀川の環境調査を行い、その結果やレッドリストの改訂内容を踏まえて、改めて環境部サイドと自然環境の保全について協議検討を行っていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、堀は護岸を含めて残し、住民や県外客が見られるところによさがある。提言書はバランスよく提言したように見えるが、4車線化ありきははっきりしている。ほとんどの地元委員は推進派で、町をどうつくるかというよりも道路をどうするかがメインの議論であるとの意見がありました。執行部からは、4車線化は提案の中に入っているが、3メートルの歩道を整備し、通学する児童の安全を確保することが不可欠との思いも入った提案となっている。また、まちづくり協議会の名称は、はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会であり、道路づくりをどうするかという視点から見たまちづくりを協議する場で、協議会でもこの件について議論があったとの答弁がありました。

別の委員から、まちづくり協議会からの提言は、委員のうち2名が反対しているが、地域住民を代表する委員5名は全員賛成しており、地域の思いは反映されていると理解できる。自然保護についてここまで配慮していることは英断であり、委員の皆さんの総意としてでき上がった提言に対しては尊重して事業にかかるべきで、道路の4車線化も全県民的な視点からいえば大変望まれている路線であることから、ニーズにしっかりと早く応えていくことが大事であるとの意見がありました。

また、別の委員から、非常によくできている提言だと思う。完成のイメージ図を見ても、駐車場で覆われている新堀川がもとの姿をあらわ

して、非常にすっきりして自然環境にも配慮されている。何よりも危険な状態に置かれている小学生の通学路を一日も早く改善するべきで、本当に子供たちの命がかかっているという現状を理解して、速やかにこの提言に基づいて計画を事業化してもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 総務委員長坂本孝幸君。

（総務委員長坂本孝幸君登壇）

○総務委員長（坂本孝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第8号議案、第20号議案、第24号議案から第28号議案、第39号議案、第42号議案、第46号議案から第50号議案、第82号議案、第83号議案、第97号議案、以上24件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、明治150年記念式典実施委託料について、執行部から、平成30年に明治維新から150年を迎えることを記念し、本県から輩出された先人の功績をたたえ、その志を学ぶことにより、県民が郷土への愛着と誇りを胸に、みずからの志について考えていただく機会をつくるとともに、未来を切り開く人材の育成につなげていくことを目的として、本年11月11日に記念式典を開催するための経費であるとの説明がありました。

委員から、記念式典はどのような視点で開催しようとしているのかとの質疑がありました。執行部からは、1つは、高知にしながら国のことを考え奔走し活躍した幕末期の土佐の偉人に

ついて、講演会の中で顕彰していただきたい。2つ目に、次の若い世代に、すばらしい先人がいたことを学んでいただきながら、それを自分たちにどう落とし込んでいくのか考えてもらう場とするイメージを持っている。具体的には、今後、県教育委員会や関係者と協議を行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、どのような形で式典を行うのか、さまざまな意見はあると思うが、県民世論を二分することなく、高知の先人が何をしてきたのかを我々が改めて学ぶ場としてほしいとの意見がありました。

別の委員から、記念式典はもちろん成功させないといけないが、人材育成の取り組みが一過性のものになってはいけない。次に継続していけるような取り組みにしてもらいたいとの意見がありました。

次に、札所寺院調査等委託料について、執行部から、四国八十八カ所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けた取り組みとして、平成30年度は最御崎寺の文化財調査と金剛頂寺の測量調査を実施することとしているとの説明がありました。

委員から、世界遺産暫定一覧表への記載を目指すとのことであるが、文化庁から指摘のあった事項について取り組みば世界遺産に登録されるのかとの質疑がありました。執行部からは、文化庁とも協議を行っているが、具体的にここまで取り組みば登録されるというものは示されていない。世界遺産に登録されなくても、次の世代にしっかり残していかなくてはならない財産であり、まずは保護措置を進め、あわせて国に示した10年間の計画をもとに、市町村においても取り組みを加速しながら、四国4県で足並みをそろえて推進したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、遍路道の保護措置の充実も求められているが、道の維持管理を長期的に考えると、財政的な問題や民間の協力も必要に

なると思うので、留意して取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、広報紙配布委託料について、執行部から、広報紙さんSUN高知について、現在市町村へ配布を委託する際の単価に差が生じているため、配布率に応じて委託単価を設定するよう改正するものであるとの説明がありました。

委員から、現状では自治会に加入していることと県の広報紙を配布することがイコールとなっている。現場では課題もあると思うが、配布率100%を目指すのであれば、自治会未加入世帯の部分は伸びしろと捉え、ぜひ取り組んでほしいとの意見がありました。

別の委員から、配布率100%を目指すということであれば、それに見合う単価について市町村と話をしていくべきではないか。また、郵便を使うという方法もあるのではないかと質疑がありました。執行部からは、全戸配布を可能にする方法として、例えば県で一括して業者委託し配布することも考えたが、県内に業者が見つからず断念した。また、日本郵便のタウンプラスで試算すると配布費用が2億円程度になるので、予算的にも難しいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本当に配布率100%を目指すということであれば、それに見合う単価を出せばできると思う。例えば市町村も広報紙を配布するので、県と配布費用を折半するという考えもあるのではないかと意見がありました。

また、別の委員から、さんSUN高知はコンビニ等にも置いており、希望者には郵送でも対応しているようなので、引き続き県民が広報紙に触れる機会をふやしていくように取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金について、執行部から、高知市を中心とし、県内全市町村を圏域とする、れんけいこうち広

域都市圏の取り組みを推進し、県勢浮揚につなげていくための交付金であるとの説明がありました。

委員から、各市町村の事業内容の説明が曖昧である。高知市が中心になって行う事業であるが、やはり県の担当者がきちんと説明を受けて、事業が適当かどうかも含めて意見交換しながら進めるべきではないかと質疑がありました。執行部からは、県と高知市、市町村が協議し確認してきたのは、高知市が行う連携事業のメニューである。現時点では、各市町村が連携事業にあわせて行う事業の見込みについて、県が予算計上するに当たっての聞き取りにとどまっておき、実際に交付決定、事業執行する段階においては、詳細な事業内容について協議し、確認を行った上で進めていくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、学校図書館を活用した、読みを鍛える拠点校事業について、執行部から、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に、図書館資料及び新聞等を計画的に活用して取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、いろいろな新聞があり、さまざまな意見があるので、偏りのないよう複数の新聞を使うようにしてもらいたいとの意見がありました。

次に、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金について、執行部から、全国の高等学校の生徒の発表の場を提供し、創造的な人間育成や交流親善を図るなどの大会として、平成32年7月に本県で初めて開催する予定となっており、その実行委員会の運営に関する経費であるとの説明がありました。

委員から、東京オリンピックと時期が重なるようであるが、スポーツと文化と教育の祭典で

あるオリンピックとあわせて学校の文化活動を盛り上げ、子供たちの参加を呼びかけていくために、どのような戦略を持っているのかとの質疑がありました。執行部からは、高校生主体でさまざまな啓発活動を行いながら、文化芸術活動を盛り上げていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村教育委員会とも連携し、オリンピックに向けた取り組みとの相乗効果を上げながら、文化活動の活性化を図ってほしいとの意見がありました。

次に、基礎学力把握検査等委託料について、執行部から、県内全ての県立高等学校の生徒を対象に、基礎学力の定着や学習習慣の確立に向け、生徒の実態を把握し検証するための経費であるとの説明がありました。

委員から、文部科学省において、新たに高校生のための学びの基礎診断の導入が検討されているが、全国の教育委員会から国に対して意見が出ており、本県からも実態や課題を踏まえて国へ報告してほしい。また、委託業者から情報が漏れるようなことになれば問題であり、本県の教員がこのテストを作成し、専門的力を高め、蓄積していく仕組みをつくるべきであるとの意見がありました。

次に、高知西高等学校のスーパーグローバルハイスクール、高知小津高等学校のスーパーサイエンスハイスクールの取り組みについて、委員から、先日高等学校の入試において、高知西高等学校の英語科も高知小津高等学校の理数科も定員に届いていなかったが、このことをどのように捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、特に高知小津高等学校の理数科については今回の入試において苦戦している。広報活動が弱いのではないかと指摘を受けており、ものづくり総合技術展へ出展してPRしてはどうかとの意見もいただいている。県教育委

員会として何ができるのか検討したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知県内にそれぞれ1つしかない学科であり、県教育委員会としてもしっかりバックアップをして、定員に達しないことのないよう取り組みをしてほしいとの意見がありました。

次に、若者の学びなおしと自立支援事業について、執行部から、ニートやひきこもり傾向にある若者の社会的自立を支援する若者サポートステーションを核として、就学や就労に向けた支援を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、通所が困難な若者への支援として、どのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、各サポートステーションへの車の配置をふやし、訪問支援、送迎支援などを強化している。また、県内9カ所出張相談も行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、進路が決定したものの、早期離職となった方への対応はどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、平成27、28年度に244名が就労し、そのうち54名は離職したことがわかっている。再登録したのは49名で、そのうち13名が再就職している。就職後1年はしっかり支援し、1年を超えた後も何かあれば連絡してもらおうよう伝えているとの答弁がありました。

次に、図書館活動費について、執行部から、平成30年7月24日に開館するオーテピア高知図書館で提供するサービスの充実・向上を図るとともに、市町村立図書館等への支援も行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、オーテピア高知図書館を核として、県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られる環境を整備充実していくために、どのような取り組みを行うのかとの質疑がありま

した。執行部からは、オーテピア高知図書館に来館される方へのサービスとあわせて、来館されない方に対しても、市町村立図書館を通してサービスを提供していく。また、市町村立図書館等への貸出資料の充実や人材育成の支援などにも取り組むとの答弁がありました。

次に、図書館管理運営費について、執行部から、オーテピア高知図書館の職員の人件費や施設管理等の業務について、費用負担割合に基づき県が負担するための経費であるとの説明がありました。

委員から、委託業務の発注に当たっては、業者が適切な価格で契約ができるように高知市と協議し、行ってもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、オーテピアの駐車場については、近隣の民間駐車場を活用するため費用負担も大きく、利便性とコスト面を見ながら、よりよい方法がないか、不断の見直しを行ってほしい。また、公共交通によるアクセスに係る方策を今後も検討してほしいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計予算」のうち、自動車運転免許費について、委員から、高齢者の運転免許証の自主返納について、自主返納後の移動支援をどのように充実させていくのかとの質疑がありました。執行部からは、特に中山間地域において切実で重要な課題だと認識しており、関係機関とも協議を行っている。また、各警察署において市町村や地域の皆様と会合を重ねながら、免許返納ができるような環境づくりにも配慮して進めていきたいとの答弁がありました。

次に、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金について、執行部から、事業内容が浸透し、自治体等からの要望も継続して多い状況にある

ので、平成30年度もさらなる設置普及に取り組むとの説明がありました。

委員から、補助制度を設けて、平成28年度までに95台の防犯カメラが設置されたということであるが、犯人検挙に至った成果はどうかとの質疑がありました。執行部からは、刑法犯の検挙事件のうち、防犯カメラの映像により犯人検挙につながったのは、平成29年は14.5%、平成28年は13.2%となっており、防犯カメラが充実することによって犯人検挙につながっているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

教職員の不祥事について、委員から、全国と比較し高知県の不祥事の発生割合が多いのか、分析する必要がある。また、今回の件に関して、人の問題であるならば、例えば採用の時点で見抜ける段階はなかったかなど、しっかり検証していく必要があるのではないかと。その中で見えてくるものや対応すべきことが出てくると思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、全国的な傾向の中で、高知県の不祥事の発生率などについて客観的な分析を行いたい。ただ、大量退職、大量採用の時代の中、若年教員が急激にふえている状態であり、若年教員に対してしっかりと倫理観を定着させていくのも大きな課題である。こうしたことも含め、分析後の対策をしっかりと考えていく必要があるとの答弁がありました。

別の委員から、学校でしっかり実態を把握できる状態をつくり、学校は問題を隠さず教育委員会に早期に報告し、対応していくといったシステムを確立していく必要があるとの意見がありました。

次に、「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」について、執行部から、調査結果の概要等について説明がありました。

委員から、調査事項のふだんの登校方法において、徒歩での登校割合が全国と比較すると低くなっている。歩くことの大切さを周知し、徒歩での登校がふえるよう計画的に取り組んでもらいたいがどうかとの質問がありました。執行部からは、適切な運動の中で歩くということは大切になってくる。調査結果について、保護者向けのリーフレットも作成し、啓発を行ってきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第54号議案まで及び第56号議案から第100号議案まで、以上98件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よっ

て、以上98件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第101号—第105号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末494ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第101号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」から第105号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」まで、以上5件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第101号議案は、高知県公安委員会委員の島田京子氏の任期が今月25日をもって満了いたしますため、新たに古谷純代氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第102号議案は、高知県教育委員会の教育長の任命に関するものであります。田村壮児氏は、平成26年4月に任命されて以来、豊富な行政経験を生かし、教育長として本県の教育の進むべき道筋をつくり、児童生徒の学力や体力の向上などにおいて多大な成果を上げてこられました。今月31日をもって辞職されることとなりました。このため、新たに伊藤博明氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第103号議案と第104号議案は、いずれも高知県監査委員の選任に関するものであります。このうち第103号議案は坂田和子氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、新たに奥村陽子氏を選任することについて、また第104号議案は県議会議員のうちから選任されております西内健氏と池脇純一氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に弘田兼一氏と依光晃一郎氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

第105号議案は、高知県人事委員会委員の秋元厚志氏の任期が来月2日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに

採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第101号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第102号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第103号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第104号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

（13番弘田兼一君退場）

○議長（浜田英宏君） まず、弘田兼一君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、弘田兼一君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（13番弘田兼一君入場、15番依光晃一郎君

退場)

○議長（浜田英宏君） 次に、依光晃一郎君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、依光晃一郎君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（15番依光晃一郎君入場）

○議長（浜田英宏君） 次に、第105号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

————— ○:○:○:○:○ —————

議案の上程、採決（議発第2号—議発第3号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号、議発第3号 卷末495～
497ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書議案」及び議発第3号「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書議案」及び議発第3号「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書議案」、以上2件を一括採決いたします。

以上2件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ○:○:○:○:○ —————

常任委員の選任

○議長（浜田英宏君） 日程第2、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案の

とおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末500ページに掲載〕



議会運営委員の選任

○議長(浜田英宏君) 日程第3、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末501ページに掲載〕



継続審査の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末502ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

(議長浜田英宏君退場、副議長明神健夫君議長席に着席)



議長辞職の件

○副議長(明神健夫君) 御報告いたします。

議長浜田英宏君から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

平成30年 3月20日

高知県議会議長 浜田 英宏

高知県議会副議長 明神 健夫様

○副議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、浜田英宏君の議長辞職の件を採決いたします。

浜田英宏君の議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、浜田英宏君の議長辞職を許可することに決しました。

(20番浜田英宏君入場)

○副議長(明神健夫君) 浜田英宏君の御挨拶があります。

(20番浜田英宏君登壇)

○20番(浜田英宏君) 議長の職を辞するに当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

昨年3月に議員各位に御推挙を賜りまして、第96代の県議会議長の職に就任をさせていただきました。

在任中は、公正かつ円滑な議会の運営に誠心誠意努めてまいりました。また、議会として県行政全般にわたる監視機能の強化とあわせて、県勢浮揚、地方創生に向けた積極的な政策提言など、専心努力をしてまいったところでございます。

この間、温厚で人格、見識ともにすぐれた明神健夫副議長にお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには尾崎正直知事を初めとする執行部の皆様、そして報道関係の皆様、の温かい御支援と御協力をいただきました。おかげさまをもちまして、本日ここに、こうして議長の職責を全うすることができました。心から厚く感謝、御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

大政奉還から150年の節目となるこの1年を振り返ってみますと、昨年3月に「志国高知 幕末維新博」が開幕し、メイン会場の高知城歴史博物館を初め各会場には、多くの観光客の皆様を訪れていただきました。昨年の県外観光客入り込み数は過去最高の440万人となり、NHK大河ドラマ龍馬伝が放送された平成22年の435万人を上回ることとなりました。また、産業振興計画に掲げる地産、外商の成果を拡大再生産の好循環へとつなげる取り組みが着実に進んでまいりました。確かな県勢浮揚への動きが感じられる年でございました。

その一方で、日欧EPAやTPP11による本県の農林水産業へのマイナスの影響の発生も見込まれておりまして、こうした今後の動向を十分に注視しつつ、状況に応じた適時適切な対応が求められてまいります。

県議会といたしましては、引き続き、行政に対する監視と政策提言という与えられた役割と責任を果たしてまいりますとともに、政策立案力の向上を図りながら、究極の目的であります県民福祉の向上や県勢の発展・飛躍に向けて、執行部とも連携をし、全力で取り組んでいかなくてはならないと考えております。

4月には、県立坂本龍馬記念館の新館がオープンし、坂本龍馬をより深く伝える施設に生まれ変わり、幕末維新博の第2幕もスタートしてまいります。また、林業分野では林業大学校が本格開校するなど、さらなる躍進を目指すこととなります。

今後は、一議員といたしまして、さまざまな県政課題に誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)



議長 の 選 挙

○副議長（明神健夫君） お諮りいたします。

議長 の 選 挙 を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長 の 選 挙 を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（明神健夫君） 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番横山文人君及び27番橋本敏男君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に9番横山文人君及び27番橋本敏男君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（明神健夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○副議長（明神健夫君） 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じ

て順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（明神健夫君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○副議長（明神健夫君） これより開票を行います。

9番横山文人君、27番橋本敏男君の立ち会いを願います。

（開票点検）

○副議長（明神健夫君） 選挙の結果を御報告いたします。

投 票 総 数	37票
---------	-----

有 効 投 票	37票
---------	-----

有 効 投 票 中	
-----------	--

土 森 正 典 君	33票
-----------	-----

塚 地 佐 智 さん	4票
------------	----

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、土森正典君が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました土森正典君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

土森正典君の御挨拶があります。

（21番土森正典君登壇）

○21番（土森正典君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

このたびは議員各位の御推挙によりまして、第97代高知県議会議長に選任をしていただきました。まことにありがとうございます。

私は、平成9年、第76代議長に就任をし、平成18年、第85代議長就任に続きまして3回目となります。まことにありがたいことでもあります。3回目の議長を務めるのは戦後2人目で、64年

ぶりと、お伺いをいたしております。まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝を申し上げますとともに、改めまして職責の重さを痛感しているところであります。

さて、尾崎知事は、平成30年度を県勢浮揚に向けた動きを将来にわたって確かなものにしていくための大変重要な年と位置づけておられ、5つの基本政策と3つの横断的な政策の抜本強化を図り、引き続き官民協働、市町村政との連携・協調のもと、成果に徹底的にこだわり、知事みずからが先頭に立って、県勢浮揚に向け全力で取り組むと力強く決意を表明されました。

県民の皆様方から負託を受けました県議会といたしましても、県民の皆様の声を直接お聞きし、それぞれの地域の実情と課題の把握に努めてまいります。また一方で、行政への監視機能と政策提言力を十二分に発揮し、執行部を初め関係者の皆様との連携を図りながら、さらなる県勢の浮揚に向け、一丸となって取り組み、与えられた使命を果たしていきたいと考えております。

また、平成30年度は、例年天皇皇后両陛下に御臨席を賜っております、全国豊かな海づくり大会が本県において開催をされます。この大会は「明治150年記念第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」として開催をされることになっております。また、ブラジル日本移民110周年記念式典など、さまざまな式典、行事などが予定をされております。

このような状況を踏まえまして、議員の皆様への御指導、御鞭撻も賜りながら、公正かつ公平な議会運営と県勢の浮揚・発展のため、誠心誠意努めてまいり所存でございます。何とぞよろしくお祈りを申し上げます。

結びに当たりまして、知事を初めとする執行部の皆様並びに報道関係の皆様にも、一層の御協力、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申

し上げまして、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

○副議長(明神健夫君) それでは、新しい議長と交代いたします。

(副議長明神健夫君退場、議長土森正典君議長席に着席)

————— ○:○:○:○:○ —————

副議長辞職の件

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

副議長明神健夫君から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可願います

平成30年3月20日

高知県議会副議長 明神 健夫

高知県議会議長 土森 正典様

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、明神健夫君の副議長辞職の件を採決いたします。

明神健夫君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 全員起立であります。よって、明神健夫君の副議長辞職を許可することに

決しました。

(14番明神健夫君入場)

○議長(土森正典君) 明神健夫君の御挨拶があります。

(14番明神健夫君登壇)

○14番(明神健夫君) 副議長の職を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の3月に、皆様方の温かい御推挙をいただきまして、副議長の要職に就任をさせていただきました。在任中は何かと行き届かない点もあったのではないかと存じますが、本日まで職責を全うできましたのは、人格、識見ともに卓越した浜田英宏議長を初め、先輩・同僚議員の御支援、御協力のたまものでありまして、心から深くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

あわせまして、知事を初め執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の皆様方の御支援、御鞭撻に対しまして厚くお礼を申し上げます。

この貴重な経験を生かしまして、今後も引き続き経済の活性化や中山間対策の充実強化はもとより少子化対策、さらには立ちおくりしておりますインフラの整備促進など、地方創生に向けた幅広い県政課題に全力で取り組み、県民生活の向上と県勢浮揚に努めてまいります所存でございます。

どうか、今後とも、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、言葉は足りませんが、退任に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)



副議長の選挙

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙

を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(土森正典君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番横山文人君及び27番橋本敏男君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に9番横山文人君及び27番橋本敏男君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(土森正典君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(土森正典君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じ、順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(土森正典君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(土森正典君) これより開票を行います。

9番横山文人君、27番橋本敏男君の立ち会いを願います。

(開票点検)

○議長(土森正典君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

坂本孝幸君 33票

米田稔君 4票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、坂本孝幸君が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂本孝幸君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

坂本孝幸君の御挨拶があります。

(11番坂本孝幸君登壇)

○11番(坂本孝幸君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様方の格別の御推挙によりまして、副議長の要職につかせていただきましたこと、身に余る光栄でございまして、その職責の重さに身の引き締まる思いがしているところでございます。人格、識見ともにすぐれた土森議長を補佐し、この高知県議会を公正かつ円滑に進めていくことに尽力をしていきたいと思っているところでございます。

私たちの住むこの高知県、課題解決先進県として今本当に頑張っておるところでございまして。しかしながら、まだ道半ばでございまして、同僚議員の皆様方のお力もおかりしながら、執行部と連携してこうした高知県の課題を克服し、

豊かな高知県を目指してまいりたいというふうに思っております。

どうか、同僚議員の皆様方、先輩議員の皆様方、そして尾崎知事を初めとする執行部の皆様方、今後ともよろしく願いいたします。そして、報道関係の皆様方も、どうかこの議会運営に御協力いただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

————— ○:○:○:○: —————

前正副議長に対する謝辞

○議長(土森正典君) この際、議員中内桂郎君から、ただいま辞職されました浜田前議長並びに明神前副議長に対し、議員一同にかわって謝辞を述べられます。

32番中内桂郎君。

(32番中内桂郎君登壇)

○32番(中内桂郎君) 僭越ではございますが、お許しをいただき、年長議員ということでございますので議員一同にかわり、辞任されました浜田前議長、明神前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年2月定例会におきまして、第96代議長、そして第101代副議長の要職に選任されました。

在任中は、産業振興や中山間地域の活性化、南海トラフ地震対策、教育の充実など、幅広い県政課題について執行部や市町村などと連携し、県勢浮揚の実現に向けて取り組んでいただきました。

さらに、全国都道府県議会議長会や四国4県正副議長会などでは、本県や全国の地方が直面している喫緊の課題、そしてその解決に向けた国に対する積極的な政策提言にも取り組んでい

いただきました。

また、公正かつ円滑な議会運営はもちろんのこと、県民の皆様身近に感じていただける県議会となるよう現場に足を運び、広く県民の皆様の声を議会に反映させるとともに、議会の取り組みについても積極的に発信されるなど、より開かれた議会への取り組みも進めていただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の高邁な人格と識見、県勢浮揚や地方創生、地方自治発展へのたゆまぬ情熱によるものでありまして、私ども議員一同心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

お二人におかれましては、今後とも御自愛の上、さらなる県勢浮揚のため、この上とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げ、まことに簡単ではございますけれども、感謝の言葉とさせていただきます。

本当に御苦勞でございました。どうもありがとうございました。(拍手)

————— ○:○:○:○:○ —————

○議長（土森正典君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ○:○:○:○:○ —————

教育長の退任挨拶

○議長（土森正典君） この際、3月31日をもって退職されます教育長田村壮児君から御挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長田村壮児君。

（教育長田村壮児君登壇）

○教育長（田村壮児君） 議長のお許しをいただきましたので、退任に当たり一言御挨拶を申し

上げます。

このたび、私は一身上の都合をもちまして、任期途中ではありますがけれども、教育長を退任させていただくことになりました。

平成26年4月に就任して以来、2期4年の間、議員の皆様方には大変温かく御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございます。また、今議会におきましても、多くの議員の方々から過分なる慰労のお言葉をいただき、身の細る思いとともに大変ありがたく感じております。知事、副知事には、至らないことの多い私に我慢をしていただきながら、的確に御指導いただき、おかげさまで今日まで務めることができました。任期を全うできなかつたことにおわびを申し上げますとともに、この場をおかりして心より御礼申し上げたいと思います。

この4年間、私自身はこれといった仕事もできず反省もいたしておりますけれども、県議会や知事の御理解、御支援のもと、県議会、県教育委員会事務局、市町村教育委員会、また学校現場の教育関係者の懸命の努力や、地域や保護者の皆様の御支援、御協力、そして何といたっても子供たちの頑張りにより、高知県の教育は着実に前進していると思います。今後とも、チーム学校、チーム高知家として一致団結をし、高知県教育大綱に掲げます、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢にむかって羽ばたく子供たちや、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を図っていただきたいとお願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、議員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍、そして高知県勢の今後ますますの発展を御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきますと思います。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)



教育長任命同意に伴う挨拶

○議長（土森正典君） 次に、教育長に任命同意されました伊藤博明君から御挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

伊藤博明君。

（伊藤博明君登壇）

○（伊藤博明君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは私の教育長任命につきまして御同意を賜り、まことにありがとうございます。何分私は微力でございますが、任命いただく知事の期待に応えられますよう、またこのたび御同意くださいました議会のこの意義を重く受けとめまして、これからの高知県の教育の振興に向けて、誠心誠意努力してまいりたいと決意を新たにいたしております。

議員の皆様方には、これまで以上に御指導、御鞭撻のほど心からお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。（拍手）



閉会の挨拶

○議長（土森正典君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成30年度一般会計当初予算を初め、高知県防災対策基金条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出をされました。

知事は、これまで本県が抱える根本的な課題の解決につながる持続的な好循環をつくり出し、いけるよう取り組んできた結果、経済を初めとする各分野において明るい兆しも見えるよう

になり、こうした県勢浮揚を確かなものにするため、平成30年度は人材育成などに重点を置いて、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と3つの横断的な政策の抜本強化を図ると述べられ、実質的な当初予算ベースで4,675億円の10年連続となる積極型予算を編成し、第3期産業振興計画の推進や第3期日本一の健康長寿県構想の推進、また南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化への取り組みなどについて提案をされました。

議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げます。

3月31日をもって、ただいま挨拶がありました田村教育長が退任をされることになりました。教育委員会制度が改革をされ、教育行政の重要な時期に、高知県の教育振興のために御尽力を賜りましたことに、改めまして心から感謝を申し上げますとともに、今後の御健勝をお祈りいたします。また、今議会を最後に、3月31日をもって退任をされます井奥局長、松尾部長、中澤部長、山本部長、そして議会事務局からは西森次長が退任をされます。長きにわたってまことに御苦労さまでございました。

桜の開花の便りも聞かれ、日に日に春の気配が感じられるようになりました。来月早々からは新たな体制による常任委員会の活動も始まります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に

当たっての御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成30年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成30年度一般会計当初予算を初め高知県防災対策基金条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、さらなるバージョンアップを図ってまいりました第3期産業振興計画や日本一の健康長寿県構想を初め、新たな管理型最終処分場などの整備、さらには教育政策などにつきまして、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたとおり、本県経済は今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつありますが、まだまだ課題も多く、さらなる努力が必要な状況であります。

平成30年度におきましては、この持続的な拡大再生産の好循環をより強固なものとするため、新たな産業振興計画のもとで、成長の壁を乗り越える、成長に向けたメインエンジンをさらに強化する、成長を支える取り組みを強化するという、3つの側面からの取り組みを進めてまいります。あわせて、日本一の健康長寿県構想の推進や中山間対策の充実強化など、それぞれの取り組みにおきましても地域地域を大切に、私自身が職員の先頭に立って全力で取り組んでまいります。その際には、引き続き対話と実行の姿勢を貫き、多くの皆様からのお知恵を賜りな

がら、官民協働、市町村政との連携・協調により、全身全霊を傾けて県政運営に邁進したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、県民を代表するお立場から、さまざまな場面におきまして引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、ただいまは、浜田前議長、明神前副議長が退任をされ、新しく土森議長、坂本副議長が御就任になりました。浜田前議長、明神前副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、すぐれた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力され、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な貢献をされました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

また、新たに御就任されました土森議長、坂本副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

————— ○:○:○:○:○: —————

○議長(土森正典君) これをもちまして、平成30年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時14分閉会